政策評価調書(個別票1)

【政策ごとの予算額等】

	政策名		基本法制の維持及び整備	(社会経済情勢に対応した基本	法制の整備)		
	評価方式	総合実績·事業	政策目標の達成度合い			番号	1
		25年度	26年度	27年度	28年度	294	 年度概算要求額
	当初予算(千円)	116, 823	138, 590	124, 477	122,	782	196, 35
予 算	補正予算(千円)	0	0	0		0	
の状況	繰越し等(千円)	0	0	0			
	計 (千円)	116, 823	138, 590 124, 477				
	執 行 額 (千円)	91, 313	115, 553	82, 502			
	政策評価結果の概算要求 への反映状況	評価結果を踏まえ,基本法制の整	備事業を積極的に推進することと	し、これに必要な経費を引き約	売き概算要求に計上し [、]	<i>t</i> =.	

政策評価調書(個別票2)

政策名			基本法制の	維持及び整備(社会紀	経済情勢に対応した基本法制	の整備)	番号	1			(千円)
					予算科	目				算額	
	整理	番号	会計	組織/勘定	項		事	項	28年度 当初予算額	29年度 概算要求額	政策評価結果の反映に よる見直し額(削減 額)合計
	•	1	一般	法務本省	基本法制整備費	基本法制の整	備に必要な経費		122, 782	196, 354	△ 6, 289
対応事に											
対応表に おいて● となって いるもの											
いるもの											
					小計				122, 782 の内数		△ 6, 289
									UJ P1 3 X	U)Py数	
対応表に おいて◆ となって											
となって いるもの											
					小計						
					/\st				の内数		
										>	
対応表に									< >	>	
おいてOとなって									< >	>	
いるもの									< >	>	
					小計				の内数	の内数	
									< >	< >	
									< >	< >	
対応表に おいて◇ となって									< >	< >	
いるもの			<u> </u>						< >	< >	
		1	1		小計	I			O T MIL	0 ± 341	
									の内数 122, 782		
					合計				の内数		∧ 6 289

政策評価調書(個別票3)

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名		基本法制の維	持及び整備(社会	会経済情勢に対応	(した基本法制の整備)			番号	1		(千円)
			予算額							•	,,,,,,
事務事業名	整理番号	28年度 当初 予算額	29年度 概算要求額	増△減額	政策評価結果の反映に よる見直し額(削減額)	政策評価結果の概算要求への反映内容 政策評価結果としての削減額なし(行政事業レビューに おける「概算要求への反映状況」ついて「現状通り」とさ					
民事基本法制の整備	• 1	70, 321	145, 751	75, 430		<u>*</u>	いたため。)。	<u>- జర్మ,) </u>			
刑事基本法制の整備	• 1	52, 461	50, 603	△ 1,858	△ 6, 289	職員 立法翻	真旅費につい 羽訳料を実績	て、外国旅費の記 反映することで経	計画見直しを実施 費の削減を図っ <i>1</i>	するとともに, こ。	庁費の外国
		122, 782	196, 354	73, 572	△ 6, 289						

平成28年度事後評価の実施に関する計画

1.	施策	名等			(法務省28-(1))
施		策		名	社会経済情勢に対応した基本法制の整備
担	当	部	局	名	大臣官房秘書課政策評価企画室,民事局総務課,刑事局総務課
施	策	の	概	要	情報化・国際化等の取引社会の変化に対応した民事基本法制の整備及
					び社会経済情勢により変化する犯罪状況に的確に対応することができ
					る刑事基本法制の整備により、国民が豊かな創造性とエネルギーを発
					揮する社会の実現と、我が国の経済の活力の維持・向上に資するとと
					もに、「事後チェック・救済型社会」の基盤を形成し、社会の安定に
					資するものとする。
政	策	体	系	H	基本法制の維持及び整備
の	位	置	付	け	(I-1-(1))
政領	ŧ評価	実施	予定	時期	平成32年8月(平成29年8月は中間報告)
評	価		方	式	総合評価方式

2. 基本的考え方

(1) 課題・ニーズ

社会経済構造の変革と「事後チェック・救済型社会」への転換に対応するため、国民や企業の経済活動に関わる民事・刑事の基本法について、抜本的な見直しが求められており、法務省では、平成13年度から、集中的に基本法制の整備に取り組んできたところである。

しかしながら、民事基本法制は、国民生活の様々な分野に関係し、また、様々な面で 円滑な経済活動を支えるものであって、その内容は膨大であるため、情報化・国際化等 の取引社会の変化に対応していない部分や、関係各界から見直しに関する提言や指摘が されている分野が存在している。例えば、制定以来約120年の間、実質的な見直しが行 われていない民法(債権関係)の規定など、改正を必要とする分野が、なお多数残され ている。

一方、刑事基本法制については、近年の社会経済情勢の複雑化・多様化に伴い、企業活動をめぐる様々な違法行為や複雑な不正行為が後を絶たず、その刑事責任の在り方が問われている。今後とも、我が国の治安及び社会経済秩序の維持を図っていくためには、そのような社会経済情勢の変化やそれに伴う犯罪動向の変化等に的確に対応することが重要である。

このように、依然として基本法制の整備に関する社会のニーズは高く、経済活動に関わる民事・刑事基本法制の整備は、明確なルールと自己責任の原則に貫かれた「事後チェック・救済型社会」の実現に不可欠の基盤を形成する上で極めて重要となっている。

(2)目的・目標

上記の課題に対応するためには、まず、社会経済情勢の変化に応じた多様な立法ニーズに応え、民法・会社法等を始めとした民事基本法制について不断の整備を行っていくことが必要である。これによって、国民が豊かな創造性とエネルギーを発揮する社会が実現され、我が国の経済の活力の維持・向上に資することとなる。

また、社会経済情勢により変化する犯罪状況に的確に対応することができるように、 刑法等の刑事基本法制を整備することが必要である。これによって、「事後チェック・ 救済型社会」の基盤を形成し、社会の安定に資することとなる。

さらに、国民に分かりやすい司法を実現するためには、法令を理解しやすいものとすることが不可欠である。これによって、明確なルールと自己責任の原則に貫かれた「事後チェック・救済型社会」の基盤形成をより実りのあるものとすることとなる。

法務省では、平成13年度以降、経済活動に関わる基本法制の整備について集中的に取り組み、平成22年度及び平成27年度に評価を行ったところである。しかし、依然として存在する課題・ニーズに対応するため、継続して取り組むこととした。

目的・目標の具体的内容は別紙のとおりである。

(3) 具体的内容

社会経済情勢に対応した民事・刑事基本法制の整備に積極的,集中的に取り組むため, 平成13年4月に、民事・刑事基本法制プロジェクトチームを設置し、立法作業を進めている。

法整備の具体的内容は別紙のとおりである。

3. 評価手法等

民事・刑事基本法制の整備は、我が国の基本法制を「事後チェック・救済型社会」の基盤として有効で、社会経済情勢に対応したものとするためのものである。

そこで、本件総合評価においては、そのような観点から、本計画に基づき整備された民事・刑事の基本法制がもたらす効果を分析して、必要かつ十分な法制の整備が行われているかを評価する。

4. 施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)

○法務省設置法(平成11年法律第93号)第3条,第4条第1号,第4条第2号*1

5. 備考

*1 「法務省設置法(平成11年法律第93号)」

(任務)

第3条 法務省は、基本法制の維持及び整備、法秩序の維持、国民の権利擁護、国の利害に関係のある争訟の統一的かつ適正な処理並びに出入国の公正な管理を図ることを任務とする。

(所掌事務)

第4条 法務省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 民事法制に関する企画及び立案に関すること。
- 二 刑事法制に関する企画及び立案に関すること。

【民事関係】

社会や経済の著しい変化に適切に対応 するとともに、国民一般に分かりやすい ・民法(債権関係)の見直し 法制度を構築する必要がある。このよう な観点から、民事基本法典である民法の うち、債権関係の規定について、制定以 来約120年の間に形成された膨大な数の判 例法理を整理・分析して, できる限り明 文化するとともに、現代社会に適合しな い規定を改める等、民法(債権関係)の 全般的な見直しを行う。

[民法等]

公益信託制度については、平成18年の 〔公益信託ニ関スル法律等〕 信託法制定時の衆参両院の附帯決議にお・公益信託ニ関スル法律の見直し いて、先行して行われた公益法人制度改 革の趣旨を踏まえつつ, 公益法人制度と 整合性のとれた制度とする観点から、所 要の見直しを行うこととされている。

そこで,公益法人制度改革の内容や, 実際の運用状況等を踏まえつつ、公益信 託二関スル法律の全般的な見直しを行う。

国際的な要素を有する財産権上の訴え 及び保全命令事件の国際裁判管轄法制に ・ 人事に関する訴えなどについての国際 係る法整備及び家事事件手続法の制定を 裁判管轄法制の整備 踏まえ、人事に関する訴えなどについて の国際裁判管轄法制の整備を行う。

[人事訴訟法等]

商法制定以来の社会経済情勢の変化へ「商法等」 の対応,荷主,運送人その他の運送関係 ・商法(運送・海商関係)等の見直し 者間の合理的な利害の調整、海商法制に 関する世界的な動向への対応等の観点か ら, 商法等のうち, 運送・海商関係を中 心とした規定について、現代社会に適合 しない規定を改めるとともに, 片仮名文 語体の条文を現代語化するなど、全般的 な見直しを行う。

相続法制については、配偶者の法定相 続分の引上げや寄与分制度の新設を行っしく民法(相続関係)の見直し た昭和55年の改正以降、大きな法改正は されていない。しかしながら、高齢化社 会の進展や家族の在り方に関する国民意 識の変化等の社会情勢に鑑み, 残された 配偶者の生活への配慮等の観点から、相 続に関する規律を見直す必要があると考 えられる。そこで、相続法制について全

[民法等]

般的な見直しを行う。

民事執行法は、昭和54年に制定された [民事執行法] 後、社会情勢の変化等に応じ、所要の改 ・民事執行法の見直し 正が行われてきたところであるが, 近時, 財産開示手続の実効性の向上、不動産の 競売における暴力団員の買受け防止の方 策、子の引渡しの強制執行に関する規律 の明確化など, 民事執行手続についての 検討課題が指摘されている。そこで、こ れらの点について、民事執行法の所要の 見直しを行う。

最高裁大法廷は、平成27年12月16日、 女性にのみ6か月の再婚禁止期間を定め ・民法(第733条第1項等)の見直し る民法第733条第1項の規定について、再 婚禁止期間のうち100日を超える部分は憲 法に違反するとの判断を示した。同条は 婚姻の要件に関する規定であることから, 違憲状態を速やかに是正し, 国民の混乱 を回避する必要がある。そこで, 上記規 定等の改定を行う。

「民法等〕

【刑事関係】

に伴い、企業活動をめぐる様々な違法行 罪に対する罰則等の整備] 為や複雑な不正行為が後を絶たず、その・企業の刑事責任の在り方 刑事責任の在り方が問われている。そこ で、企業の刑事責任の在り方を含め企業 活動に関する犯罪に対する法整備につい て, 引き続き, 必要な検討を行う。

近年の社会経済情勢の複雑化・多様化 [経済金融犯罪及び企業活動に関する犯

目的・目標の具体的内容

法整備の具体的内容

【民事関係】

近時、コーポレート・ガバナンス*の強|〔会社法〕 化やいわゆる企業結合法制の導入に関し て規律を見直す必要性が指摘されている。規律等の見直しの法整備 このような状況にあることを踏まえ、会 社法制について,会社を取り巻く幅広い 利害関係者の一層の信頼を確保する観点 から、企業統治の在り方や親子会社に関 する規律等の見直しを行う。

・企業統治の在り方や親子会社に関する

国際的な要素を有する財産権上の訴え 及び保全命令事件について、いかなる場・財産権上の訴え及び保全命令事件につ 合に日本の裁判所が管轄権を有するかを いての国際裁判管轄法制の整備 判断する基準を明確化するため, 民事訴 訟法及び民事保全法の一部を改正し, 国 際裁判管轄法制の整備を行う。

[民事訴訟法等]

行政事件訴訟法の平成16年改正(平成1 〔行政事件訴訟法〕 7年4月施行)では、取消訴訟の原告適格 ・平成16年改正行政事件訴訟法の施行状 の拡大,義務付け訴訟及び差止訴訟に関 況の検証として,平成24年11月22日平成 する規定の新設等、多岐にわたる改正が 16年改正行政事件訴訟法施行状況検証研 行われたところ、改正法の附則は、その 究会報告書を公表。 施行後5年の経過後に施行の状況につい て検討を加え,必要があると認めるとき は、その結果に基づいて所要の措置を講 ずるものと定めている。そこで, 改正法 施行後の裁判例や実務(裁判所の訴訟指 揮や当事者の活動などをいう。) の運用状 況等について検証作業を進める。

児童虐待は,深刻な社会問題となって [民法等] いるところ, 現在の制度では, 児童虐待 の事案等において、子の利益の侵害を防 法の親権に関する規定の見直し ぐという現実の必要性に応じた適切な親 権制限が困難であることが指摘されてい る。そこで、児童虐待の防止等を図り、 児童の権利利益を擁護する観点から親権 に係る制度について見直しを行う。

親権停止制度の創設等を内容とする民

政府として「国際的な子の奪取の民事」〔新規立法〕 上の側面に関する条約(仮称) (ハーグ ・ハーグ条約実施のための子の返還手続 条約)の締結を予定していることを踏ま |等に関する法律の整備 え, その実施のために必要な子の返還手 続等について整備する。

非訟事件並びに家事審判及び家事調停 [民事訴訟法等] の手続を現代社会に適合したものとする
・非訟事件手続法及び家事審判法の見直 ため, 非訟事件手続法及び家事審判法のし

全面的な見直しを行う。

最高裁が、民法第900条第4号ただし書 [民法等] のうち嫡出でない子の相続分を嫡出子の |・最高裁によって違憲と判断された部分 相続分の2分の1とする部分は憲法違反 の削除 である旨の決定をした(最大決平成25年 9月4日)。民法第900条は、相続に関す る私人間の法律関係を規律する規定であ ることから, 違憲状態を速やかに是正し, 国民の混乱を回避する必要がある。そこ で、上記規定の改正を行う。

今後想定される大規模な災害に備える ため、民事法上の観点から所要の法整備 |・罹災都市借地借家臨時処理法につい を行う必要がある。

合の借家人の保護等を内容とする罹災都 ける借地借家に関する特別措置法を新た 市借地借家臨時処理法について、東日本に制定する法整備 大震災を踏まえつつ、現代社会に一層適 ・被災区分所有建物の再建等に関する特 合させるよう全面的な見直しを行う。

分所有建物について、敷地共有者全員の o 敷地について必要な処分を多数決によ 合意によらずに、その敷地の上に区分所 り行うことを可能とする制度を新設する 有建物を再建することを可能とする特例 等の法整備 措置等を定めた被災区分所有建物の再建 等に関する特別措置法について、東日本 大震災を踏まえつつ, 見直しを行う。

〔罹災都市借地借家臨時処理法等〕

- て,現代社会に一層適合させるためにこ そこで、災害により建物が減失した場 れを廃止し、大規模な災害の被災地にお
- 別措置法について,大規模な災害により また、大規模な災害により滅失した区 重大な被害を受けた区分所有建物及びそ

【刑事関係】

近年、コンピュータの利用者が急速にITT革命の推進等に伴う刑事関係法令 拡大し, その利用形態もネットワークに 接続して利用するものが主流となり、世|・サイバー犯罪に対する罰則の整備 界的規模のコンピュータネットワークが ・コンピュータネットワークに関する捜 形成され、不可欠な社会的基盤となって 査手続の整備 いる。このような状況下において, コン ピュータ・ウィルスによるコンピュータ への攻撃やコンピュータネットワークを 悪用した犯罪も増加しており、我が国の 治安や社会経済秩序を維持するためには, この種のサイバー犯罪に的確に対応し得 るようにすることが不可欠であることか ら、これらのサイバー犯罪の特質に的確 に対応し得る実体法及び手続法を整備す

(実体法・手続法)の整備]

厳しい経済情勢が続く中で、悪質な資 産隠しや占有屋と呼ばれる手口等による|罪に対する罰則等の整備〕 強制執行妨害事案が依然として後を絶た ない状況にある。これらの事案に適切に一罪に対する罰則の整備 対処できるよう, こうした強制執行妨害 行為に対する罰則を整備する。

|〔経済金融犯罪及び企業活動に関する犯

・民事執行、民事保全の妨害に関する犯

※「コーポレート・ガバナンス」

企業統治ともいわれ、企業経営を監視する仕組みの在り方を指すものとして一般的には用いられている。不正行為の防止(健全性)の観点だけでなく、近時は企業の収益性・競争力の向上(効率性)の観点からも世界的な規模で様々な議論がされている。

平成27年度事後評価実施結果報告書

1.	施	策名	等						(法	務省27-(1))				
施		策		名	社会経済	脊情勢に対応し	た基本法制	の整備						
政	策	体	系	上	基本法制	削の維持及び整	£ 備							
の	位	置	付	け	(I - I)	(1 - (1))								
施	策	の	概	要	情報化	青報化・国際化等の取引社会の変化に対応した民事基本法制の整備及び								
					社会経済	出会経済情勢により変化する犯罪状況に的確に対応することができる刑								
					事基本法	去制の整備によ	り、国民が	豊かな創造性	ミとエネルギ	ーを発揮する				
					社会の気	実現と, 我が国	の経済の活え	りの維持・向	上に資すると	こともに、「事				
					後チェッ	ック・救済型社	:会」の基盤	を形成し、社	会の安定に	資するものと				
					する。	ける。								
施	策 0)予	算額	額・	区分		25年度	26年度(※)	27年度	28年度				
執行	行額	等			予算の	当初予算(a)	116, 823	138, 590	124, 477	122, 782				
					状 況	補正予算(b)	0	0	0	_				
					(千円)	繰越し等(c)	0	0	0					
						合計(a+b+c)	116, 823	138, 590	124, 477					
					執行	額(千円)	91, 313	115, 553	82, 502					
政領	ŧ評·	価実	施明	寺期	平成32年	F8月		担当部局名	大臣官房秘	書課政策評価				
					(平成2	8年8月は中間]報告)		企画室,民	事局総務課,				
									刑事局総務認	课				
評	佃	<u> </u>	方	式	総合評価	総合評価方式								

※ 「検察の再生に向けた取組の実施」事業は、平成26年度から本施策に組替を行った ため、平成26年度の予算額・執行額等は、同事業分を含めたものとしている。

2. 基本的考え方

(1)課題・ニーズ

社会経済構造の変革と「事後チェック・救済型社会」への転換に対応するため、国民や企業の経済活動に関わる民事・刑事の基本法について、抜本的な見直しが求められており、法務省では、平成13年度から、集中的に基本法制の整備に取り組んできたところである。

しかしながら、民事基本法制は、国民生活の様々な分野に関係し、また、様々な面で 円滑な経済活動を支えるものであって、その内容は膨大であるため、情報化・国際化等 の取引社会の変化に対応していない部分や、関係各界から見直しに関する提言や指摘が されている分野が存在している。例えば、制定以来約120年の間、実質的な見直しが行 われていない民法(債権関係)の規定など、改正を必要とする分野が、なお多数残され ている。

一方、刑事基本法制については、近年の社会経済情勢の複雑化・多様化に伴い、企業活動をめぐる様々な違法行為や複雑な不正行為が後を絶たず、その刑事責任の在り方が問われている。今後とも、我が国の治安及び社会経済秩序の維持を図っていくためには、そのような社会経済情勢の変化やそれに伴う犯罪動向の変化等に的確に対応することが重要である。

このように、依然として基本法制の整備に関する社会のニーズは高く、経済活動に関わる民事・刑事基本法制の整備は、明確なルールと自己責任の原則に貫かれた「事後チェック・救済型社会」の実現に不可欠の基盤を形成する上で極めて重要となっている。

(2)目的・目標

上記の課題に対応するためには、まず、社会経済情勢の変化に応じた多様な立法ニーズに応え、民法・会社法等を始めとした民事基本法制について不断の整備を行っていく

ことが必要である。これによって、国民が豊かな創造性とエネルギーを発揮する社会が 実現され、我が国の経済の活力の維持・向上に資することとなる。

また、社会経済情勢により変化する犯罪状況に的確に対応することができるように、 刑法等の刑事基本法制を整備することが必要である。これによって、「事後チェック・ 救済型社会」の基盤を形成し、社会の安定に資することとなる。

さらに、国民に分かりやすい司法を実現するためには、法令を理解しやすいものとすることが不可欠である。これによって、明確なルールと自己責任の原則に貫かれた「事後チェック・救済型社会」の基盤形成をより実りのあるものとすることとなる。

法務省では、平成13年度以降、経済活動に関わる基本法制の整備について集中的に取り組み、平成22年度及び平成27年度に評価を行ったところである。しかし、依然として存在する課題・ニーズに対応するため、継続して取り組むこととした。

目的・目標の具体的内容は別紙のとおりである。

(3) 具体的内容

社会経済情勢に対応した民事・刑事基本法制の整備に積極的,集中的に取り組むため, 平成13年4月に,民事・刑事基本法制プロジェクトチームを設置し,立法作業を進めている。

法整備の具体的内容は別紙のとおりである。

3. 評価手法等

民事・刑事基本法制の整備は、我が国の基本法制を「事後チェック・救済型社会」の基盤として有効で、社会経済情勢に対応したものとするためのものである。

そこで、本件総合評価においては、そのような観点から、事後評価の実施に関する計画に基づき整備された民事・刑事の基本法制がもたらす効果を分析して、必要かつ十分な法制の整備が行われているかを評価する。平成27年度においては、当該法制の立法作業の状況の説明を中心とする。

4. 評価結果等

平成27年度に実施した政策(具体的内容)

平成27年度における立法作業の状況については、別紙のとおりである。

【民事関係】

既に国会に提出した法律案のうち、平成27年度末時点において、成立・公布に至っていないものは以下のとおりである。

- ○民法の一部を改正する法律案(平成27年3月提出)
- 〇民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律案(平成27年 3月提出)
- ○人事訴訟法等の一部を改正する法律案(平成28年2月提出)
- ○民法の一部を改正する法律案(平成28年3月提出)

5.評価結果の今後の政策への反映の方向性等

【民事関係】

民事関係の法制について、別紙のとおり所要の整備をしたことにより、国民の権利実現のために利用しやすい仕組みの形成や手続の迅速化・効率化を実現した。しかし、例えば、民法の債権関係の規定について、同法制定以来の社会経済情勢の変化に応じたものとし、国民一般に分かりやすい内容とする等の観点から、国民の生活や経済活動に関わりの深い契約に関する規定を中心に見直しを図るなど、今後も対応を必要とする課題がある。これらに速やかに対応しなければ、様々な面で円滑な経済活動に支障を来し、国民生活に影響を及ぼすことになるため、これまでの取組も踏まえ、平成28年度以降においても、引き続き、民事基本法制の整備を進めていくこととしている。

【刑事関係】

企業の刑事責任の在り方については、両罰規定の漸進的整備*1を行うこととは別に、抜本的な見直しの必要性を見極めるべく、今後も引き続き検討を行うこととする。

6. 学識経験を有する者の知見の活用

(1) 実施時期

平成28年7月1日

(2) 実施方法

会議

(3) 意見及び反映内容の概要

なし

7. 施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)

○法務省設置法(平成11年法律第93号)第3条,第4条第1号,第4条第2号*2

8. 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

なし

9. 備考

【行政事業レビュー点検結果の平成29年度予算概算要求への反映内容】

職員旅費について、外国旅費の計画見直しを実施するとともに、庁費の外国立法翻訳料を実績反映することで経費の削減を図った。

*1 「両罰規定の漸進的整備」

いわゆる両罰規定とは、法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して違反行為をしたときは、その行為者を罰するほか、事業主たる法人又は人に対して、罰金刑を科する旨を定める規定である。法務省においては、新規立法や法改正の際にきめ細やかな助言を行うなどして両罰規定の整備に努めている。

*2 「法務省設置法(平成11年法律第93号)」

(任務)

第3条 法務省は、基本法制の維持及び整備、法秩序の維持、国民の権利擁護、国の利害に関係のある争訟の統一的かつ適正な処理並びに出入国の公正な管理を図ることを任務とする。 (所掌事務)

第4条 法務省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 民事法制に関する企画及び立案に関すること。
- 二 刑事法制に関する企画及び立案に関すること。

平成27年度政策評価書要旨

(法務省27-(1))

評価実施時期:平成32年8月 担当部局名:大臣官房秘書課政策評価企画室, (平成28年8月は中間報告) 民事局総務課,刑事局総務課

名 社会経済情勢に対応した基本法制の整備 施 政策体系上の位置付け (評価書5頁) I - 1 - (1)施策の概要 情報化・国際化等の取引社会の変化に対応した民事基本法制の整備及び社会経 (事業の概要) 済情勢により変化する犯罪状況に的確に対応することができる刑事基本法制の整 備により、国民が豊かな創造性とエネルギーを発揮する社会の実現と、我が国の 経済の活力の維持・向上に資するとともに、「事後チェック・救済型社会」の基 盤を形成し、社会の安定に資するものとする。 算 総合評価方式 施策評価の 【民事関係】 結果の概要 平成27年度に成立し又は公布された法律はない。 平成27年度に成立し又は公布された法律はない。 (評価結果の今後の政策への反映の方向性等) 【民事関係】 民事関係の法制について、所要の整備をしたことにより、国民の権利実現のた めに利用しやすい仕組みの形成や手続の迅速化・効率化を実現した。しかし、例 えば、民法の債権関係の規定について、同法制定以来の社会経済情勢の変化に応 じたものとし, 国民一般に分かりやすい内容とする等の観点から, 国民の生活や 経済活動に関わりの深い契約に関する規定を中心に見直しを図るなど,今後も対 応を必要とする課題がある。これらに速やかに対応しなければ、様々な面で円滑 な経済活動に支障を来し, 国民生活に影響を及ぼすことになるため, これまでの 取組も踏まえ、平成28年度以降においても、引き続き、民事基本法制の整備を進 めていくこととしている。 【刑事関係】 企業の刑事責任の在り方については、両罰規定の漸進的整備を行うこととは別 に, 抜本的な見直しの必要性を見極めるべく, 今後も引き続き検討を行うことと する。 施策に関係す 施政方針演説等 年月日 記載事項(抜粋) る内閣の重要

政策 (施政方 針演説等のう ち主なもの)

政策評価調書(個別票1)

【政策ごとの予算額等】

	政策名		総	合法律支援の充実強化			
	評価方式	総合·実績·事業	政策目標の達成度合い	相当程度進展	あり番	号 2	
		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度概算要求額	
	当初予算(千円)	28, 525, 002	31, 939, 886	31, 319, 095	31, 187, 493	32, 943, 86	
予算の	補正予算(千円)						
の状況	繰越し等(千円)						
	計(千円)	28, 525, 002	31, 939, 886	31, 319, 095			
	執 行 額 (千円)	28, 038, 575	31, 798, 394	30, 664, 486			
	政策評価結果の概算要求 への反映状況	政策評価結果を踏まえ、事業計画の	の見直し及び執行実績の反映をす	るなど、予算の減額要求を行っ	った。		

政策評価調書(個別票2)

政策名				総合法律	支援の充実強化		番号	2				(千円)
					予算科目					予:	算額	政策評価結果の反映に
	整理	番号	会計	組織/勘定	項		事	項		28年度 当初予算額	29年度 概算要求額	よる見直し額(削減 額)合計
	•	1										
	•	2										
対応表において●	•	3										
となっているもの	•	4										
					小計		の内数	の内数				
	•	1	一般	法務本省	司法制度改革推進費	総合法律支援の	の充実強化に必	要な経費		16, 070, 171	16, 798, 916	△ 7, 839
	*	2	一般	法務本省	日本司法支援センター運営費	日本司法支援	センター運営費	交付金に必要な経費		14, 521, 593	15, 443, 223	△ 298, 272
対応表に おいて◆ といるもの	*	3	東日本大震災復興特別	復興庁	東日本大震災復興日本司法支援セン ター運営費	東日本大震災(付金に必要な		司法支援センター運営費交		595, 729	701, 728	
いるもの	•	4										
		小計									32, 943, 867 の内数	△ 306, 111
	0	1							<	の内数 	< >	
	0	2							<	>		
対応表に おいて〇	0	3							<	>		
おなっているもの	0	4							<	>		
		•			1.51							
				T	小計	T				の内数	の内数	
	♦	1							<	>	>	
対応表に	♦	2							<	>	>	
おいて◇ となって	♦	3							<	>	>	
いるもの	\$	4							<	>	>	
					小計					の内数	の内数	
					合計					31, 187, 493	+	△ 306, 111
										の内数	の内数	_ 333, 111

政策評価調書(個別票3)

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名			総合法律	津支援の充実強化	;		番号	2	(千円)
事務事業名	整理番号	28年度 当初 予算額	予算額 29年度 概算要求額	増ム減額	政策評価結果の反映に よる見直し額(削減額)		政策評価結果の概算要求への反映内容		
国選弁護人確保業務等委託	♦ 1	16, 066, 696	16, 795, 460	728, 764	△ 298, 272	執行実績及び計画 をするなど、要求	iの有効性等を検討 額の削減を行った	した結果、事業計	画の見直し及び実績反映
日本司法支援センターの運営 (国選弁護人確保業務等委託を 除く)	• 2	14, 521, 593	15, 443, 223	921, 630	△ 7,839	施設経費について	,執行実績を反映	とし、経費の削減を	図った。
合計					△ 306, 111				

政策評価調書(個別票1)

【政策ごとの予算額等】

	政策名			法曹養成制度の充実			
	評価方式	実績	政策目標の達成度合い	目標達成		番号	3
		25年度	26年度	27年度	28年度	294	 年度概算要求額
	当初予算(千円)	_	22, 963	30, 327	19, 6	63	16, 82
予算の	補正予算(千円)						
状況	繰越し等(千円)						
	計 (千円)	_	22, 963	30, 327			
	執 行 額 (千円)		22, 745	28, 776			
	政策評価結果の概算要求 への反映状況	政策評価結果を踏まえ, 引き約制度を支える体制を充実強化す	売き、高度の専門的な法律知識、幅広 「ることとし、これに必要な経費につ	い教養, 豊かな人間性及び職 いて継続して概算要求に計上	業倫理を備えた多数の法 した。	芸曹の養成及	び確保その他の司法

政策評価調書(個別票2)

政策名			法曹養	成制度の充実		番号	3				(千円)
				予算科	目	•				章額	
	整理番号	会計	組織/勘定	項		事	項	1	28年度 á初予算額	29年度 概算要求額	政策評価結果の反映に よる見直し額(削減 額)合計
	• 1	一般	法務本省	法務本省共通費	法務本省一般	行政に必要な経	費		19, 663	16, 827	
対応表に おいて ●											
となって いるもの											
				小計					19, 663		
									の内数	の内数	
対応表に おいて◆ となって											
いるもの											
	·	•		小計					の内数	の内数	
								<		< >	
対応表に								<	>	< >	
対応表に おいてO となって								<	>	< >	
いるもの								<	>	< >	
				小計					の内数	の内数	
								<	>	< >	
対応表に								<	>	< >	
対応なた おいて◇ となって いるもの								<		< >	
- 0 0 0 0								<	>	< >	
				小計					の内数	の内数	
				合計					19,663 の内数	16, 827 の内数	
									の内剱	の内剱	

平成28年度事後評価の実施に関する計画(政策評価の事前分析表)

(法務省28-(2))

)•	
施策名	法曹養成制度の充実
担当部局名	大臣官房司法法制部司法法制課
施策の概要	高度の専門的な法律知識、幅広い教養、豊かな人間性及び職業倫理を備えた多数の法曹の 養成及び確保その他の司法制度を支える体制を充実強化する。
政策体系上 の位置付け	司法制度改革の成果の定着に向けた取組 (I-2-(2))
達成すべき 目標	平成25年7月16日付け法曹養成制度関係閣僚会議決定「法曹養成制度改革の推進について」において示されている施策及び平成27年6月30日付け法曹養成制度改革推進会議決定「法曹養成制度改革の更なる推進について」において示されている施策のうち、法務省が担当する事項について、課題の検討を行うとともに、施策を実施する。
目標設定の考え方・根拠	政府においては、法曹の養成に関する制度の在り方について検討を行うため、閣議決定により、内閣官房長官を議長とし、関係6大臣で構成する法曹養成制度関係閣僚会議が置かれるとともに、学識経験を有する者等の意見を求めるため、閣僚会議の下に、法曹養成制度検討会議が置かれ、同検討会議が平成25年6月に行った取りまとめに基づき、同年7月、前記法曹養成制度関係閣僚会議決定がなされた。法務省では、同閣僚会議決定に基づき、法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会を設けるとともに、同懇談会の下に、日本弁護士連合会との共催により、「国・地方自治体・福祉等」、「企業」及び「海外展開」の3つの分科会を設置し、法曹有資格者の活動領域の拡大について検討及び施策の試行等を行い、その成果等を踏まえて、平成27年5月25日には、前記有識者懇談会において取りまとめが行われ、引き続き法曹有資格者の活動領域の拡大に向けた環境整備を行うこととされた。また、前記閣僚会議決定を踏まえ、政府においては、法曹の養成に関する制度の在り方について、平成25年9月17日に設置された法曹養成制度改革推進会議(内閣官房長官を議長とし、関係6大臣で構成)において、平成27年6月30日、法曹養成制度改革推進会議決定がなされ、前記のような活動領域に関する取組のほか、法曹人口の在り方に関する必要なデータ収集と検証、司法試験の在り方の検討、司法修習生に対する経済的支援の在り方の検討等を行うこととされた。
政策評価実施 予定時期	平成29年8月

測定指標	基準		施策の進捗状況(目標)
炽 促钼标	本 华	基準年度	28年度

り方	有資格者の活動領域の在 に関する検討及び必要な の実施	_	法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者 懇談会の取りまとめや法曹養成制度改革推進会議 決定を踏まえ、法曹有資格者の専門性の活用の在 り方に関する有益な情報が自治体、福祉機関、企
			業等の間で共有され、各分野における法曹有資格 者の活用に向けた動きが定着するよう、関係機関
			の協力を得て、環境を整備する。

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

法曹有資格者の活動領域の拡大については、法務省に設置された「法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会」並びにその下に日本弁護士連合会との共催により設置された「企業」、「国・地方自治体、福祉等」及び「海外展開」の各分科会(いずれも平成27年7月廃止)における検討等を踏まえ、平成27年5月、同懇談会が、今後の取組の方向性について具体的な指針を取りまとめた。また、平成27年6月30日の法曹養成制度改革推進会議決定においても、関係機関の協力を得て、引き続き法曹有資格者の活動領域の拡大に向けた環境整備を行うこととされた。

施策の進捗状況 (実績)

27年度

「法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会」(別紙4参照)及びその下に設置された分科会において、「国・地方自治体・福祉等」、「企業」及び「海外展開」のそれぞれの分野における法曹有資格者の更なる活動領域の拡大を図るための検討及び試行的な取組等を行い、それを踏まえ、平成27年5月25日、前記有識者懇談会において、「法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会取りまとめ」(別紙6参照)が取りまとめられ、各分野における課題や今後継続して取り組むべき施策が示された。

また、「法曹養成制度改革の推進について」(平成25年7月16日法曹養成制度関係閣僚会議決定、別紙2参照)を踏まえ、政府においては、同年9月17日に設置された法曹養成制度改革推進会議(内閣官房長官を議長とし、関係6大臣で構成)において、法曹養成制度の在り方について必要な検討を行い、前記推進会議は、平成27年6月30日、「法曹養成制度改革の更なる推進について」(別紙5参照)を決定した。前記推進会議決定では、前記有識者懇談会の取りまとめを踏まえ、法曹有資格者の活動領域の拡大に向けた取組を継続することが必要であるとされ、法務省において、そのための環境を整備するとされた。

法務省においては、前記推進会議決定を踏まえ、文部科学省と連携し、最高裁判所や日本弁護士連合会等の関係機関・団体の必要な協力を得て、法曹養成制度改革連絡協議会(別紙7参照)を開催しているところ、法曹有資格者の活動領域の拡大に関する取組についても、同連絡協議会において、関係省庁や自治体等の担当者から報告を受けるとともに、意見交換を行った。また、その資料等については法務省ホームページに掲載して、関係省庁や自治体等が同情報にアクセスできる環境を整備した。

測定指標		甘淮		施策の進捗状況(目標)
		基準	基準年度	28年度
2	法曹養成制度改革を推進する ための取組の実施	-	_	文部科学省とともに連絡協議等の環境を整備し、 法曹人口の在り方に関する必要なデータ収集と検 証、司法試験の在り方の検討、司法修習生に対す る経済的支援の在り方に関する検討等の各取組に 関し、法務省、文部科学省、最高裁判所、日本弁 護士連合会における進捗状況を適時に把握しつつ、 これを踏まえて、文部科学省と連携し、関係機関 ・団体の協力も得て、前記各取組を進める。

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

平成27年6月30日の法曹養成制度改革推進会議決定において、文部科学省とともに連絡協議等の環境を整 備し、法曹養成制度改革を速やかに、かつ、着実に推進するため、関係機関・団体の協力を得て、法曹人口 の在り方に関する必要なデータ収集と検証, 司法試験の在り方の検討,司法修習生に対する経済的支援の在 り方の検討等を行うこととされた。

施策の進捗状況(実績)

27年度

前記平成27年6月30日法曹養成制度改革推進会議決定(別紙5参照)では、法務省において、法曹人口の 在り方に関する必要なデータ集積・検証を継続して行うこと、予備試験について、その在り方の検討を行う こと、司法修習生に対する経済的支援の在り方を検討することなどの必要な取組を進めるとされた。

法務省においては、前記推進会議決定に掲げられた取組の進捗状況等を適時に把握し、これらの取組を進 めるに当たって必要な連絡協議を行うため、前記のとおり、文部科学省と連携し、最高裁判所や日本弁護士 連合会等の関係機関・団体の必要な協力を得て、法曹養成制度改革連絡協議会(別紙7参照)を開催してお り、同連絡協議会等を通じ、必要な取組を進めた。

達成手段		予算額計(執行額)				
(開始年度)	25年度	26年度	27年度	当初 予算額	する 指標	
①法曹有資格者の海外展開 を促進する方策を検討する ための調査研究 (平成26年度)	-	23百万円 (23百万円)	30百万円 (29百万円)	20 百万円	_	
達成手段の概要等					行政事業 事業番号	

法曹有資格者の海外展開を促進する方策を検討することとし、民間の法曹有資格者を 海外に派遣して一定の活動に従事させることにより、日本企業・在外邦人の活動を支え^し

るために我が国の法曹有資格者を有効活用する方策や、日本企業・在外邦人のニーズに即した我が国の法曹 有資格者へのアクセス体制の在り方について調査研究を行う。また、我が国が当事者となる可能性のある国 際訟務案件の資料・情報の収集を図るとともに、外国における外弁規制の在り方について検討する。

レビュー事業番号

		予算額計(執行額)		28年度
施策の予算額・執行額	25年度	26年度	27年度	当初予算額
他来のア昇領・ 料1] 領	-	23百万円 (23百万円)	30百万円 (29百万円)	20 百万円

平成27年度事後評価実施結果報告書

(法務省27-(2))

施策名	法曹養成制度の充実 (政策体系上の位置付け: I - 2 - (2))							
施策の概要		高度の専門的な法律知識、幅広い教養、豊かな人間性及び職業倫理を備えた多数の法曹の 養成及び確保その他の司法制度を支える体制を充実強化する。						
達成すべき目標	において 曹養成制	平成25年7月16日付け法曹養成制度関係閣僚会議決定「法曹養成制度改革の推進について」において示されている施策及び平成27年6月30日付け法曹養成制度改革推進会議決定「法曹養成制度改革の更なる推進について」において示されている施策のうち、法務省が担当する事項について、課題の検討を行うとともに、施策を実施する。						
施策の予算額・		区分	25年度	26年度	27年度	28年度		
執行額等	予算の	当初予算(a)	_	22, 963	30, 327	19, 663		
	状況 (千円)	補正予算(b)	_	0	0	_		
		繰越し等(c)	_	0	0			
		合計 (a+b+c)	_	22, 963	30, 327			
	執行	額(千円)	_	22, 745	28, 776			
施策に関係する内閣の重要政策(施政方 針演説等のうち主なもの)	○法曹養成制度検討会議取りまとめ(平成25年6月26日)(別紙1参照) ○法曹養成制度改革の推進について(平成25年7月16日法曹養成制度関係閣僚会議決定) (別紙2参照) ○法曹養成制度改革推進会議の開催について(平成25年9月17日閣議決定)(別紙3参照) ○法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会の設置について(平成25年9月24日法務大臣決定)(別紙4参照) ○法曹養成制度改革の更なる推進について(平成27年6月30日法曹養成制度改革推進会議決定)(別紙5参照)							

	測定指標	平成26年度~27年度目標	達成	
-	1 法曹有資格者の活動領域の在り方に関す る検討及び必要な取組の実施	法務省の下に設置された法曹有資格者の活動 領域の拡大に関する有識者懇談会及びその下に 設けられた各分科会において、更なる活動領域 の拡大を図るための検討及び施策の試行等を行 う。また、前記有識者懇談会の設置期限後は、 推進会議決定に従い、法曹有資格者の専門性の 活用の在り方に関する有益な情報が自治体等の 間で共有されるよう、関係機関の協力を得て、 環境を整備する。	達成	
	施策の進捗状況(実績)			

「法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会」(別紙4参照)及びその下に設置された分科会において、「国・地方自治体・福祉等」、「企業」及び「海外展開」のそれぞれの分野における法曹有資格者の更なる活動領域の拡大を図るための検討及び試行的な取組等を行い、それを踏まえ、平成27年5月25日、前記有識者懇談会において、「法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会取りまとめ」(別紙6参照)が取りまとめられ、各分野における課題や今後継続して取り組むべき施策が示された。

また、「法曹養成制度改革の推進について」(平成25年7月16日法曹養成制度関係閣僚会議決定、別紙2参照)を踏まえ、政府においては、同年9月17日に設置された法曹養成制度改革推進会議(内閣官房長官を議長とし、関係6大臣で構成)において、法曹養成制度の在り方について必要な検討を行い、前記推進会議は、平成27年6月30日、「法曹養成制度改革の更なる推進について」(別紙5参照)を決定した。前記推進会議決定では、前記有識者懇談会の取りまとめを踏まえ、法曹有資格者の活動領域の拡大に向けた取組を継続することが必要であるとされ、法務省において、そのための環境を整備するとされた。

法務省においては、前記推進会議決定を踏まえ、文部科学省と連携し、最高裁判所や日本弁護士連合会等の関係機関・団体の必要な協力を得て、法曹養成制度改革連絡協議会(別紙7参照)を開催しているところ、法曹有資格者の活動領域の拡大に関する取組についても、同連絡協議会において、関係省庁や自治体等の担当者から報告を受けるとともに、意見交換を行った。また、その資料等については法務省ホームページに掲載して、関係省庁や自治体等が同情報にアクセスできる環境を整備した。

測定指標	平成26年度~27年度目標	達成
2 法曹養成制度改革を推進するための取組の実施	法曹養成制度改革推進会議の設置期限満了後、連絡協議等の環境を整備し、関係機関・団体の協力を得て、法曹人口の在り方に関する必要なデータ収集と検証、司法試験の在り方の検討、司法修習生に対する経済的支援の在り方の検討等を進める。	達成

施策の進捗状況 (実績)

前記平成27年6月30日法曹養成制度改革推進会議決定(別紙5参照)では、法務省において、法曹人口の在り方に関する必要なデータ集積・検証を継続して行うこと、予備試験について、その在り方の検討を行うこと、司法修習生に対する経済的支援の在り方を検討することなどの必要な取組を進めるとされた。

法務省においては、前記推進会議決定に掲げられた取組の進捗状況等を適時に把握し、これらの取組を 進めるに当たって必要な連絡協議を行うため、前記のとおり、文部科学省と連携し、最高裁判所や日本弁 護士連合会等の関係機関・団体の必要な協力を得て、法曹養成制度改革連絡協議会(別紙7参照)を開催 しており、同連絡協議会等を通じ、必要な取組を進めた。

	目標達成度合い	(各行政機関共通区分) 目標達成
評	の測定結果	(判断根拠) 測定指標1,2は,達成すべき目標に照らし,いずれも主要なものであると考えている。 測定指標1,2は,いずれも目標を達成することができたことから,本施策は「目標達成」と判断した。
価結果		施策の分析
*	(測定指標の目標達	重成度の補足) - 「成度の補足」

【測定指標1】

平成24年8月に内閣に設置された法曹養成制度関係閣僚会議の下に置かれた法曹養成制度検討会議は、平成25年6月26日に行った意見の取りまとめの中で、「法曹有資格者の活動領域は、広がりつつあるものの、その広がりはいまだ限定的といわざるを得ない状況にある」としている。そして、同年7月16日に法曹養成制度関係閣僚会議が決定した「法曹養成制度改革の推進について」においては、前記取りまとめの内容を是認した上で、「法曹有資格者の活動領域については、閣僚会議の下で、各分野の有識者等で構成される有識者会議を設け、更なる活動領域の拡大を図る」とされた。

前記決定を踏まえ、同年9月24日、法曹有資格者の活動領域について更なる拡大を図る方策等を検討することを目的として「法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会」が設置され、前記有識者懇談会の下に、「国・地方自治体・福祉等」、「企業」及び「海外展開」に関して3つの分科会が設置され、それぞれ必要な検討や試行的な取組が進められ、前記有識者懇談会は、それらを踏まえ、今後の具体的な取組の在り方に関する指針を、平成27年5月25日、「法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会取りまとめ」として取りまとめた。

また、同年6月30日の法曹養成制度改革推進会議決定「法曹養成制度の更なる推進について」においても、前記取りまとめを踏まえ、「法曹有資格者の活動領域の拡大に向けた取組を継続することが必要である」とされたところであり、前記推進会議決定を踏まえて開催している法曹養成制度改革連絡協議会では、法曹有資格者の活動領域の拡大に関する取組状況について、関係省庁や自治会等の担当者から報告を受けるとともに、今後の取組に向けた意見交換を行ったほか、その資料等を法務省ホームページに公表するなど、各自治体等が同情報にアクセスできる環境を整備していることから、目標を達成することができたと評価できる。

【測定指標2】

「法曹養成制度改革の更なる推進について」(平成27年6月30日法曹養成制度改革推進会議決定)の「第6 今後の検討について」では、法曹養成制度改革を速やかに、かつ、着実に推進するため、法務省及び文部科学省は連絡協議等の環境を整備するとされたところであり、法曹養成制度改革推進会議の設置期限満了後に、両省が行うべき取組及び関係機関・団体に期待される取組の進捗状況等を適時に把握するとともに、これらの取組を進めるに当たって必要な連絡協議を行うため、法務省は、文部科学省と連携し、連絡協議等の体制を整備した。具体的には、最高裁判所や日本弁護士連合会等の関係機関・団体の必要な協力を得て、法曹養成制度改革連絡協議会を開催し、同連絡協議会等を通じ、必要な取組を進めているところであり、目標が達成することができたと評価できる。

(取組の有効性,効率性等)

【測定指標1及び2関係】

測定指標1及び2については、「『法曹養成制度改革の推進について』及び『法曹養成制度改革の更なる推進について』において示されている施策のうち、法務省が担当する事項について、課題の検討を行うとともに、施策を実施する」という目標に対し、法曹有資格者の活動領域、法曹人口、司法試験、司法修習における課題について検討するため、各種会議を実施し、そこでの検討結果を踏まえ、必要な取組を進めるとともに、今後も必要な連絡協議を行うための体制の整備も行った。また、法曹有資格者の海外展開に資する取組として、法曹有資格者を海外に派遣し、海外の法制度等の調査研究を行う取組を行っており(別紙8参照)、そのための予算を獲得した。

これらに鑑みれば、本取組は目標の達成に有効に寄与したものと考えられる。

次期目標等への反映の方向性

【施策】

高度の専門的な法律知識,幅広い教養,豊かな人間性及び職業倫理を備えた多数の法曹の養成及び確保その他の司法制度を支える体制を充実強化するよう,現在の目標を維持し,引き続き取り組んでいく。

【測定指標1】

法曹有資格者の活動領域の在り方については、平成28年度も法曹有資格者の活動領域の拡大に関す る有識者懇談会の取りまとめや法曹養成制度改革推進会議決定を踏まえ、法曹有資格者の専門性の活 用の在り方に関する有益な情報が自治体、福祉機関、企業等の間で共有され、各分野における法曹有 資格者の活用に向けた動きが定着するよう,関係機関の協力を得て,今後も環境の整備に取り組む。

【測定指標2】

法曹養成制度改革を推進するための取組については、平成28年度も文部科学省と連携し、関係機関 ・団体の協力も得て、法曹養成制度改革連絡協議会を開催し、必要な連絡協議を行うとともに、法務 省が担当する事項について、必要な取組を進める。

学識経験を有 1 実施時期 する者の知見 の活用

平成28年7月1日

2 実施方法

会議

3 意見及び反映内容の概要 なし

う過程におい て使用した資I) 料その他の情 報

政策評価を行る法曹養成制度改革連絡協議会

法務省ホームページ(http://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/housei10_00116.htm

備考

【行政事業レビュー点検結果の平成29年度予算概算要求への反映内容】 引き続き、所要の経費の要求を行った。

担当部局名 大臣官房司法法制部司法法制課 政策評価実施時期 平成28年8月

平成27年度政策評価書要旨

(法務省27-(2))

施策名	法曹養成制度の充実						
	(政策体	(政策体系上の位置付け: I-2-(2)) (評価書11頁)					
施策の概要				豊かな人間性及で 体制を充実強化で		た多数の法曹の	
達成すべき目標	において 曹養成制	平成25年7月16日付け法曹養成制度関係閣僚会議決定「法曹養成制度改革の推進について」において示されている施策及び平成27年6月30日付け法曹養成制度改革推進会議決定「法曹養成制度改革の更なる推進について」において示されている施策のうち、法務省が担当する事項について、課題の検討を行うとともに、施策を実施する。					
施策の予算額・ 執行額等		区分	25年度	26年度	27年度	28年度	
执 打破守		当初予算(a)	_	22, 963	30, 327	19, 663	
	状況 (千円)	補正予算(b)	_	0	0	_	
		繰越し等(c)	_	0	0		
		合計 (a+b+c)	_	22, 963	30, 327		
	執行	額(千円)	_	22, 745	28, 776		
る内閣の重要	〇法曹養成制度検討会議取りまとめ(平成25年6月26日) 〇法曹養成制度改革の推進について(平成25年7月16日法曹養成制度関係閣僚会議決定) 〇法曹養成制度改革推進会議の開催について(平成25年9月17日閣議決定) 〇法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会の設置について(平成25年9月24日法務大臣決定) 〇法曹養成制度改革の更なる推進について(平成27年6月30日法曹養成制度改革推進会議決定)						

測定指標	平成26年度~27年度目標	達成		
	法務省の下に設置された法曹有資格者の活動 領域の拡大に関する有識者懇談会及びその下に 設けられた各分科会において、更なる活動領域 の拡大を図るための検討及び施策の試行等を行 う。また、前記有識者懇談会の設置期限後は、 推進会議決定に従い、法曹有資格者の専門性の 活用の在り方に関する有益な情報が自治体等の 間で共有されるよう、関係機関の協力を得て、 環境を整備する。	達成		
施策の進捗状況(実績)				

「法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会」及びその下に設置された分科会において、「国

・地方自治体・福祉等」、「企業」及び「海外展開」のそれぞれの分野における法曹有資格者の更なる活動領域の拡大を図るための検討及び試行的な取組等を行い、それを踏まえ、平成27年5月25日、前記有識者懇談会において、「法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会取りまとめ」が取りまとめられ、各分野における課題や今後継続して取り組むべき施策が示された。

また、「法曹養成制度改革の推進について」(平成25年7月16日法曹養成制度関係閣僚会議決定)を踏まえ、政府においては、同年9月17日に設置された法曹養成制度改革推進会議(内閣官房長官を議長とし、関係6大臣で構成)において、法曹養成制度の在り方について必要な検討を行い、前記推進会議は、平成27年6月30日、「法曹養成制度改革の更なる推進について」を決定した。前記推進会議決定では、前記有識者懇談会の取りまとめを踏まえ、法曹有資格者の活動領域の拡大に向けた取組を継続することが必要であるとされ、法務省において、そのための環境を整備するとされた。

法務省においては、前記推進会議決定を踏まえ、文部科学省と連携し、最高裁判所や日本弁護士連合会等の関係機関・団体の必要な協力を得て、法曹養成制度改革連絡協議会を開催しているところ、法曹有資格者の活動領域の拡大に関する取組についても、同連絡協議会において、関係省庁や自治体等の担当者から報告を受けるとともに、意見交換を行った。また、その資料等については法務省ホームページに掲載して、関係省庁や自治体等が同情報にアクセスできる環境を整備した。

測定指標	平成26年度~27年度目標	達成
2 法曹養成制度改革を推進するための取組 の実施	法曹養成制度改革推進会議の設置期限満了後、連絡協議等の環境を整備し、関係機関・団体の協力を得て、法曹人口の在り方に関する必要なデータ収集と検証、司法試験の在り方の検討、司法修習生に対する経済的支援の在り方の検討等を進める。	達成

施策の進捗状況(実績)

前記平成27年6月30日法曹養成制度改革推進会議決定では、法務省において、法曹人口の在り方に関する必要なデータ集積・検証を継続して行うこと、予備試験について、その在り方の検討を行うこと、司法修習生に対する経済的支援の在り方を検討することなどの必要な取組を進めるとされた。

法務省においては、前記推進会議決定に掲げられた取組の進捗状況等を適時に把握し、これらの取組を 進めるに当たって必要な連絡協議を行うため、前記のとおり、文部科学省と連携し、最高裁判所や日本弁 護士連合会等の関係機関・団体の必要な協力を得て、法曹養成制度改革連絡協議会を開催しており、同連 絡協議会等を通じ、必要な取組を進めた。

	目標達成度合い	(各行政機関共通区分) 目標達成
評価	の測定結果	(判断根拠) 測定指標1,2は,達成すべき目標に照らし,いずれも主要なものであると考えている。 測定指標1,2は,いずれも目標を達成することができたことから,本施策は「目標達成」と判断した。
結果		施策の分析
禾	(測定指標の目標達 【測定指標1】	態成度の補足)

平成24年8月に内閣に設置された法曹養成制度関係閣僚会議の下に置かれた法曹養成制度検討会議は、平成25年6月26日に行った意見の取りまとめの中で、「法曹有資格者の活動領域は、広がりつつあるものの、その広がりはいまだ限定的といわざるを得ない状況にある」としている。そして、同年7月16日に法曹養成制度関係閣僚会議が決定した「法曹養成制度改革の推進について」においては、前記取りまとめの内容を是認した上で、「法曹有資格者の活動領域については、閣僚会議の下で、各分野の有識者等で構成される有識者会議を設け、更なる活動領域の拡大を図る」とされた。

前記決定を踏まえ、同年9月24日、法曹有資格者の活動領域について更なる拡大を図る方策等を検討することを目的として「法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会」が設置され、前記有識者懇談会の下に、「国・地方自治体・福祉等」、「企業」及び「海外展開」に関して3つの分科会が設置され、それぞれ必要な検討や試行的な取組が進められ、前記有識者懇談会は、それらを踏まえ、今後の具体的な取組の在り方に関する指針を、平成27年5月25日、「法曹有資格者の活動領域の拡大に関する有識者懇談会取りまとめ」として取りまとめた。

また、同年6月30日の法曹養成制度改革推進会議決定「法曹養成制度の更なる推進について」においても、前記取りまとめを踏まえ、「法曹有資格者の活動領域の拡大に向けた取組を継続することが必要である」とされたところであり、前記推進会議決定を踏まえて開催している法曹養成制度改革連絡協議会では、法曹有資格者の活動領域の拡大に関する取組状況について、関係省庁や自治会等の担当者から報告を受けるとともに、今後の取組に向けた意見交換を行ったほか、その資料等を法務省ホームページに公表するなど、各自治体等が同情報にアクセスできる環境を整備していることから、目標を達成することができたと評価できる。

【測定指標2】

「法曹養成制度改革の更なる推進について」(平成27年6月30日法曹養成制度改革推進会議決定)の「第6 今後の検討について」では、法曹養成制度改革を速やかに、かつ、着実に推進するため、法務省及び文部科学省は連絡協議等の環境を整備するとされたところであり、法曹養成制度改革推進会議の設置期限満了後に、両省が行うべき取組及び関係機関・団体に期待される取組の進捗状況等を適時に把握するとともに、これらの取組を進めるに当たって必要な連絡協議を行うため、法務省は、文部科学省と連携し、連絡協議等の体制を整備した。具体的には、最高裁判所や日本弁護士連合会等の関係機関・団体の必要な協力を得て、法曹養成制度改革連絡協議会を開催し、同連絡協議会等を通じ、必要な取組を進めているところであり、目標が達成することができたと評価できる。

(取組の有効性,効率性等)

【測定指標1及び2関係】

測定指標1及び2については、「『法曹養成制度改革の推進について』及び『法曹養成制度改革の更なる推進について』において示されている施策のうち、法務省が担当する事項について、課題の検討を行うとともに、施策を実施する」という目標に対し、法曹有資格者の活動領域、法曹人口、司法試験、司法修習における課題について検討するため、各種会議を実施し、そこでの検討結果を踏まえ、必要な取組を進めるとともに、今後も必要な連絡協議を行うための体制の整備も行った。また、法曹有資格者の海外展開に資する取組として、法曹有資格者を海外に派遣し、海外の法制度等の調査研究を行う取組を行っており、そのための予算を獲得した。

これらに鑑みれば、本取組は目標の達成に有効に寄与したものと考えられる。

次期目標等への反映の方向性

【施策】

高度の専門的な法律知識,幅広い教養,豊かな人間性及び職業倫理を備えた多数の法曹の養成及び確保その他の司法制度を支える体制を充実強化するよう,現在の目標を維持し,引き続き取り組んでいく。

【測定指標1】

法曹有資格者の活動領域の在り方については、平成28年度も法曹有資格者の活動領域の拡大に関す る有識者懇談会の取りまとめや法曹養成制度改革推進会議決定を踏まえ、法曹有資格者の専門性の活 用の在り方に関する有益な情報が自治体、福祉機関、企業等の間で共有され、各分野における法曹有 資格者の活用に向けた動きが定着するよう、関係機関の協力を得て、今後も環境の整備に取り組む。

【測定指標2】

法曹養成制度改革を推進するための取組については、平成28年度も文部科学省と連携し、関係機関 ・団体の協力も得て、法曹養成制度改革連絡協議会を開催し、必要な連絡協議を行うとともに、法務 省が担当する事項について、必要な取組を進める。

学識経験を有 1 実施時期 する者の知見 の活用

- - 平成28年7月1日
- 2 実施方法
 - 会議
- 3 意見及び反映内容の概要

なし

て使用した資I) 料その他の情

政策評価を行る法曹養成制度改革連絡協議会

う過程におい 法務省ホームページ (http://www.moj.go.jp/housei/shihouseido/housei10_00116.htm

報

備考

【行政事業レビュー点検結果の平成29年度予算概算要求への反映内容】

引き続き、所要の経費の要求を行った。

担当部局名

大臣官房司法法制部司法法制課

政策評価実施時期 平成28年8月

政策評価調書(個別票1)

【政策ごとの予算額等】

	政策名	裁判外紛争解決手続の拡充・活性化									
	評価方式	実績	政策目標の達成度合い	相当程度進展	重展あり 番·		4				
		25年度	26年度	27年度	28年度	29:	 年度概算要求額				
	当初予算(千円)	12, 697	10, 136	9, 771	9,	785	12, 0				
予 算	補正予算(千円)	Δ 162	Δ 73	Δ 10							
の	繰越し等(千円)										
	計 (千円)	12, 535	10, 063	9, 761							
	執 行 額 (千円)	8, 900	8, 233	8, 227							
	政策評価結果の概算要求 への反映状況	・執行実績に基づき計画の見直しる	を行い,経費の削減を図った。								

政策評価調書(個別票2)

政策名				裁判外紛争解決	決手続の拡充・活性化		番号	4				(千円)
					予算科	目	-			予算	政策評価結果の反映に よる見直し額(削減 額)合計	
	整理番	号	会計	組織/勘定	項		事	項		28年度 当初予算額	29年度 概算要求額	まる兄直し領 (削減 額) 合計
	•	1 -	一般	法務本省	司法制度改革推進費	裁判外紛争解	決手続の利用促	進に必要な経費		9, 785	12, 049	△ 540
+++= <i>-</i>	•	2										
対応表に おいて● となって	•	3										
いるもの	•	4	••••••									
					小計					9, 785 の内数		△ 540
	•	1										
	•	2										
対応表に おいて◆ となって	•	3										
となっているもの	•	4										
					小計					の内数	の内数	
	0	1							<			
	0	2							<	>	< >	
対応表に おいてO となって		3							<		< >	
となって いるもの		4							<		< >	
		.			4.51						,	
				T	小計					の内数	の内数	
	♦	1							<	>	< >	
対応表に	♦	2							<	>	< >	
対応表に おいて◇ となって	♦	3							<	>	< >	
いるもの	♦	4							<	>	< >	
					小計					の内数	の内数	
					合計					9, 785	12, 049	△ 540
										の内数	の内数	_ = 010

政策評価調書(個別票3)

【見直しの内訳・具体的な反明-540

政策名	政策名 裁判外紛争解決手続の拡充・活性化 番号 4										
以朱石		ſ	数刊外初 于胜	: 沃于杭の拡充・	世方 4						
			予算額								
事務事業名	整理番号	28年度 当初 予算額	29年度 概算要求額	増△減額	政策評価結果の反映に よる見直し額(削減額)	央に 額) 政策評価結果の概算要求への		の概算要求への反映)反映内容		
裁判外紛争解決手続(A D R)認証制度実施	• 1	9, 785	12, 049	2, 264	△ 540	・執行実績に基づ	・執行実績に基づき計画の見直しを行い、経費の削減を図った。				
合計					△ 540						

平成28年度事後評価の実施に関する計画(政策評価の事前分析表)

(法務省28-(3))

施策名	裁判外紛争解決手続の拡充・活性化
担当部局名	大臣官房司法法制部審査監督課
施策の概要	国民の権利の適切な実現に資するため、紛争の当事者がその解決を図るのにふさわしい手 続を容易に選択できるよう、裁判外の紛争解決手続について、その拡充及び活性化を図る。
政策体系上 の位置付け	司法制度改革の成果の定着に向けた取組 (I-2-(3))
達成すべき目標	裁判外紛争解決手続の拡充・活性化を図るため、民間紛争解決手続 ^{*1} の業務を行う事業者(認証紛争解決事業者 ^{*2})の多様化及び拡充を図る。
目標設定の考え方・根拠	司法制度改革審議会意見書(平成13年6月12日司法制度改革審議会決定) ^{*3} は、裁判外紛争解決手続が「国民にとって裁判と並ぶ魅力的な選択肢となるよう、その拡充、活性化を図っていくべきである」と提言している。 国民が様々な紛争を解決するための身近な手段として認証紛争解決手続 ^{*4} を選択し、そのサービスを受けることができるようにするためには、裁判外紛争解決手続の拡充・活性化を図ることが必要であることから、その手続を業務とする認証紛争解決事業者の多様化及び拡充を図ることを目標とした。
施策に関係する 内閣の重要政策 (施政方針演説 等のうち主なも の)	○司法制度改革審議会意見書(平成13年6月12日司法制度改革審議会決定) II -第1-8-(1) ADRの拡充・活性化の意義 ○司法制度改革推進計画(平成14年3月19日閣議決定) II -第1-8-(2)-イ* ⁵ ○裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(平成16年法律第151号)* ⁶
政策評価実施 予定時期	平成29年8月

	測定指標			施策の進捗状況(目標)		
测 疋指標		基準	基準年度	26年度~28年度		
1	認証紛争解決事業者の拡充	l	_	認証申請を検討している事業者からの相談に適切に応じることにより、多様な事業者からの認証申請を促すとともに、適正な審査による認証を行い、認証紛争解決事業者数の増加を図る。		

測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠

認証紛争解決手続の認証制度が実施された平成19年4月以降,認証紛争解決事業者の多様化及び事業者数の増加に向けた施策を実施した結果,認証紛争解決事業者の多様化及び事業者数の増加は一定程度進んでいるものの、国民がそのニーズに応じて多様な紛争解決手続を選択することができ、裁判外紛争解決手続が「国民にとって裁判と並ぶ魅力的な選択肢」というには、認証紛争解決事業者の多様化及び事業者数の面でいまだ十分とはいえない状況にある。

そこで、認証申請の前段階として任意に設けている事前相談にも適切に応じ、多様な事業者からの認証申

請を促進するとともに、適正な認証の審査を行い、認証紛争解決事業者数の増加を図ることを目標とした。 そして,事業者が事前相談を受けてから認証申請に至るまでにはある程度の期間を要することから,本測定 指標を用いた評価を3年後とした。

なお,認証紛争解決事業者が有する特殊性に鑑み,認証数の増加のみを目的としてやみくもに勧誘・認証 を行うのが相当とは考えられないこと,民間の自主性が尊重されるべき民間紛争解決手続の性格上,国が直 接に支援して利用実績を増加させるような政策の実施は適切ではないことなどから、民間紛争解決手続の業 務の認証数及び認証紛争解決手続(かいけつサポート)の利用実績については、参考指標にとどめることと した。

施策の進捗状況 (実績) 26年度

平成25年度は、認証申請の前段階 として任意に設けている事前相談が 申請の前段階として任意に設け として任意に設けている事前相談 24件(うち11件は前年度からの継続│ている事前相談に適切に応じた│が,23件(うち15件は前年度からの 相談、13件は新規の相談)あった。 その中には新たな専門分野について 申請があった。また、適切な審 り、面談回数を増やしたり、検討状 いるものが含まれている。これらの | 査案件を含め、5事業者に対し | 確実に行った結果、新たに9事業者 相談に適切に対応するなどした結一認証を行った。 果、新たに5事業者から認証申請が 者に対しても相談対応を継続してい|者の総数は133事業者となり,認|を行った。 る。また、適切な審査により、前年 証紛争解決手続の認証制度が実 その結果、平成27年度末における 度からの継続審査案件を含め、5事│施された平成19年度以降、事業│活動中の認証紛争解決事業者の総数

25年度

その結果、平成25年度末における 活動中の認証紛争解決事業者の総数 は128事業者に上り、事業者の拡充 を図った。

業者に対し認証を行った。

平成26年度においても、認証 結果,新たに8事業者から認証 | 継続相談,8件は新規の相談)があ

者数は年々増加している。

平成27年度は、認証申請の前段階

27年度

取組を行いたいとして相談を受けて|査により,前年度からの継続審|況を確認する等のフォローアップを から認証申請があった。また、適切 その結果、平成26年度末におな審査により、前年度からの継続審

あり、認証に至らなかった相談事業 | ける活動中の認証紛争解決事業 | 査案件を含め、8事業者に対し認証

は140事業者となり、認証紛争解決 手続の認証制度が実施された平成19 年度以降、事業者数は年々増加して いる。

参考指標	年度ごとの実績値								
少 与担保	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
民間紛争解決手続の業務の認証数 (件)	39	32	16	13	5	5	8		
認証紛争解決手続(かいけつサポート)の利用実績(件)	884	1, 123	1, 347	1, 284	1, 122	1, 058	集計中		

達成手段	予	予算額計(執行額)				
(開始年度)	25年度	26年度	27年度	当初 予算額	する 指標	
①裁判外紛争解決手続(ADR)認 証制度実施 (平成19年度)	13百万円 (9百万円)	10百万円 (8百万円)	10百万円 (8百万円)	10 百万円	1	
達	平成28年	行政事業				

・民間事業者が行う裁判外紛争解決手続の業務を対象として法定の基準・要件に適合しているかどうかを審査する事務を行っている。また、認証した裁判外紛争解決手続の業

務についても、その実施状況を定期的に報告させるとともに、必要に応じて調査、指導等を行い、法定の基準・要件の適合性が維持されているかどうかを監督する事務を行っている。

・インターネット等の媒体を通じて認証した裁判外紛争解決手続の業務に関する情報を国民に提供している。

	7	28年度		
施策の予算額・執行額	25年度	26年度	27年度	当初予算額
心宋の『昇銀・採川銀	13百万円 (9百万円)	10百万円 (8百万円)	10百万円 (8百万円)	10 百万円

*1 「民間紛争解決手続」

民間事業者が、紛争の当事者が和解することができる民事上の紛争について、紛争の当事者双方からの依頼 を受け、当該紛争の当事者との間の契約に基づき、和解の仲介を行う裁判外紛争解決手続をいう。

*2 「認証紛争解決事業者」

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(平成16年法律第151号)は、民間紛争解決手続の業務につき当該民間事業者から申請があった場合に、法定の基準・要件に適合するものを法務大臣が認証し、認証を受けた紛争解決手続(認証紛争解決手続)を利用した場合には時効中断効などが付与されるという認証制度を定めており、この認証を受けて認証紛争解決手続の業務を行う者を認証紛争解決事業者という。

民間紛争解決手続の業務を認証した事業者は、「かいけつサポート」ホームページに「かいけつサポートー覧」として公表している(http://www.moj.go.jp/KANBOU/ADR/jigyousya/ninsyou-index.html)。「かいけつサポート」は、認証紛争解決手続の愛称である。

*3 「司法制度改革審議会意見書(平成13年6月12日司法制度改革審議会決定)」

Ⅱ - 第 1 - 8 - (1) A D R の拡充・活性化の意義

裁判外の紛争解決手段(ADR)手続は、厳格な裁判手続と異なり、利用者の自主性をいかした解決(中略)を図ることなど、柔軟な対応も可能である。(中略) ADRが、国民にとって裁判と並ぶ魅力的な選択肢となるよう、その拡充、活性化を図っていくべきである。

*4 「認証紛争解決手続」

裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(平成16年法律第151号)第5条の認証を受けた業務として 行う民間紛争解決手続のことをいう。

*5 「司法制度改革推進計画(平成14年3月19日閣議決定)」

Ⅱ-第1-8-(2)-イ

総合的なADRの制度基盤を整備する見地から、ADRの利用促進、裁判手続との連携強化のための基本的な枠組みを規定する法律案を提出することも含めて必要な方策を検討し、遅くとも平成16年3月までに、所要の措置を講ずる。(本部)

*6 「裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律(平成16年法律第151号)」(目的)

第一条 この法律は、内外の社会経済情勢の変化に伴い、裁判外紛争解決手続(訴訟手続によらずに民事上の紛争の解決をしようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続をいう。以下同じ。)が、第三者の専門的な知見を反映して紛争の実情に即した迅速な解決を図る手続として重要なものとなっていることにかんがみ、裁判外紛争解決手続についての基本理念及び国等の責務を定めるとともに、民間紛争解決手続の業務に関し、認証の制度を設け、併せて時効の中断等に係る特例を定めてその利便の向上を図ること等により、紛争の当事者がその解決を図るのにふさわしい手続を選択することを容易にし、もって国民の権利利益の適切な実現に資することを目的とする。

政策評価調書(個別票1)

【政策ごとの予算額等】

	政策名			法教育の推進			
評価方式		実績	政策目標の達成度合い	目標達成	İ	番号	5
		25年度	26年度	27年度	28年度	29	 年度概算要求額
	当初予算(千円)	15, 677	14, 119	14, 387	9,	638	22,
予算の	補正予算(千円)						
) ; :	繰越し等(千円)						
	計 (千円)	15, 677	14, 119	14, 387			
	執 行 額 (千円)	12, 416	9, 312	5, 963			
	政策評価結果の概算要求 への反映状況	評価結果を踏まえ、法教育の更なる ることとし、必要経費を要求すると	る普及・充実に向けて,学校現場 と同時に,広報活動等について,	における法教育授業の実践状 執行実績に基づき計画の見直	:況に係る調査結果を踏 [しを行い,経費の削減	まえた新たな を図った。	≎法教育教材を作品

政策評価調書(個別票2)

政策名				法教	教育の推進		番号	5				(千円)		
					予 算 科	目	-		予算額 政策評価結果 よる見直し象					
	整理都	番号	会計	組織/勘定	項		事	項	28年 当初刊	F度 S算額	29年度 概算要求額	政策評価結果の反映に よる見直し額(削減 額)合計		
	•	1	一般	法務本省	司法制度改革推進費	法教育の推進	に必要な経費			9, 638	22, 887	△ 1,260		
₩ # # /-	•	2												
対応表に おいて● となって	•	3												
となっているもの	•	4												
		ı		-1	小計					9, 638 の内数	22, 887 の内数	∧ 1 260		
	•	1												
	•	2												
対応表に おいて◆ となって	•	3												
となっているもの	•	4												
		I			小計					の内数	の内数			
	0	1							<	の内 叙 >				
	0	2							<	>	< >			
対応表に おいてO となって	0	3							<	>				
となっているもの	0	4							<	>				
					小計									
					73.81					の内数	の内数			
	♦	1							<	>	< >			
対応表に	♦	2							<	>	< >			
対応表に おいて◇ となって	♦	3							<	>	< >			
いるもの	♦	4							<	>	< >			
					小計					の内数	の内数			
					合計					9, 638	22, 887	△ 1, 260		
										の内数	の内数	,		

政策評価調書(個別票3)

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名			法	教育の推進			番号	5	(千円)
			予算額						
事務事業名	整理番号	28年度 当初 予算額	29年度 概算要求額	増△減額	政策評価結果の反映に よる見直し額(削減額)	政策評価結果の概算要求への反映内容			
法教育の推進	• 1	9, 638	22, 887	13, 249	Δ 1, 260	広報活動等につい 図った。	て、執行実績に基	づき計画の見直し	を行い,経費の削減を
合計					△ 1,260				

平成28年度事後評価の実施に関する計画(政策評価の事前分析表)

(法務省28-(4))

	(121) [120]
施策名	法教育の推進
担当部局名	大臣官房司法法制部司法法制課
施策の概要	国民一人ひとりが、法や司法の役割を十分に認識し、法やルールにのっとった紛争の適正な解決を図る力を身に付けるとともに、司法の国民的基盤の確立を図るため、法教育を推進する。
政策体系上 の位置付け	司法制度改革の成果の定着に向けた取組 (I-2-(4))
達成すべき 目標	法曹関係者,教育関係者,有識者等で構成する法教育推進協議会*1及び法教育広報部会*2(以下「協議会等」という。)を開催し、法教育に関する最新情報の共有を図り、協議の状況等を公開して広く情報提供するとともに、これらの内容を踏まえた教材の作成等を行う。法教育の意義についての理解を広め、法教育の実践が拡大するよう、法教育に関する広報活動や法教育活動に対する協力・支援等を行う。
目標設定の考え方・根拠	近年、「事前規制・調整型社会」から「事後チェック・救済型社会」へ変化していることに伴い、国民が自由に活動できる範囲が広がる一方で、自由な活動から生じる様々な紛争を法に基づいて解決する必要が生じている。また、司法制度改革においても、法や司法制度は、本来、法律の専門家のみならず国民全体で支えるべきものとされている。これを受けて、司法を支える国民的基盤を確立するために、裁判員制度が開始されることとなり、国民が司法を支えるために能動的に参加することが求められている。このような状況にあっては、何よりもまず、国民一人ひとりが、自らの権利と責任を自覚し、国民の自律的な活動を支える法や司法の役割を十分に認識し、その上で、紛争に巻き込まれないように必要な備えを行うことができる資質・能力を身に付ける必要がある。また、仮に紛争に巻き込まれた場合には、法やルールにのっとった適正な解決を図るよう心がけるとともに、自ら司法を支えるために能動的に参加していく心構えを身に付ける必要がある。そこで、法や司法に関する学習機会を充実させるなど法教育を推進する必要がある。
施策に関係する 内閣の重要政策 (施政方針演説 等のうち主なも の)	
政策評価実施 予定時期	平成29年8月

測定指標		基準		施策の進捗状況(目標)
		松 华	基準年度	28年度
1	1 協議会等の活動状況		_	協議会等を開催し、協議、情報交換等を行い、 その内容を広く情報提供する。
				なお、協議会等においては、小・中・高等学校

における法教育の実践状況調査**の結果を踏まえた協議等を行い、学校現場等における法教育授業の円滑な実施に向け、法教育教材の作成や、法曹関係者と教育関係者との連携の在り方等に関する検討を行う。

測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠

法教育の推進のためには、法曹関係者と教育関係者が連携して取り組む必要があり、各界の代表や有識者で構成される協議会等を開催して密接な連携を図り、協議・情報交換等を実施することや、学校における法教育の実践状況等を調査し、同協議会等において、既存の教材の改定や新規教材の作成を行うことが有用であることから、協議・情報交換等を密接に行うことを目標とし、協議会等の活動状況を測定指標とした。なお、平成26年度に行った普通科高等学校における法教育の実践状況調査及び平成27年度に行った普通科以外の高等学校における法教育の実践状況調査の結果を踏まえた活動状況となる。

施策の進捗状況(実績)

27年度

協議会等を開催し、法律関係機関・団体、教育関係者等による法教育の取組等についての報告を踏まえ、法教育の推進に資する施策等について協議を行い、その結果に基づき、法曹関係者・教育関係者の連携の在り方等の有用な情報交換等を行い、その結果をホームページで公表することにより、その内容を広く一般に情報提供した。

さらに、平成26年度の普通科高等学校に引き続き、専門学科及び総合学科高等学校に対して法教育の実践 状況調査を実施し、同調査結果を踏まえた協議等を行い、学校現場等における法教育授業の円滑な実施に資 する法教育教材の作成、法曹関係者と教育関係者との連携の在り方及び法教育マスコットキャラクターを活 用した広報の在り方等に関する検討を行った。

参考指標		年度	ぎごとの実績	責値	
参与担保	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
協議会等の開催実績(回)	8	6	5	7	5

測定指標		基準		施策の進捗状況(目標)			
		基 华	基準年度	28年度			
2	2 法教育活動への協力・支援, 法教育に関する広報活動等の 実施状況	ı	_	法教育活動(教材作成,授業実施,地域ごとの 法教育推進プロジェクトの企画立案等)への協力・ 支援等を行うことにより,法教育の意義について 理解を広め,法教育の実践を拡大させる。			

測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠

法教育の推進のためには、具体的な法教育活動(教材作成、授業実施、地域ごとの法教育推進プロジェクトの企画立案等)に対する協力・支援を行うとともに、国民の意識、関心を高めるべく、幅広い層を対象にした広報活動等を行う必要があることから、これらを積極的に実施することを目標とし、その実施状況により達成度合いを評価することとした。

施策の進捗状況 (実績)

27年度

平成27年度には、高校生向け法教育教材の作成に向け、平成26年度の普通科高等学校に引き続き、専門学科及び総合学科高等学校を対象とする法教育実践状況調査を実施したほか、法務大臣自ら、全国で初めて教育関係機関と法律専門家との連携を図る都道府県単位の恒常的な組織として県法教育推進協議会が立ち上げられた群馬県に赴き、車座ふるさとトークを開催し、学生、保護者、教育関係者及び学識経験者等と法教育の更なる普及・充実に向けた地域のネットワーク作りを中心に意見交換を行った。また、法の日フェスタ、教職員向け研修等の機会に、法務省職員による法教育授業を実施するとともに、法務省関係機関においても、法教育授業を多数実施した。

全		年度	きごとの実約	責値	
参考指標	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
法教育授業実施回数(回)	2, 066	2, 261	2, 992	3, 325	2, 947

達成手段	7	予算額計 (執行額)				
(開始年度)	25年度	26年度	27年度	年度 当初 予算額	する 指標	
①法教育の推進 (ー 年度)	16百万円 (12百万円)	14百万円 (9百万円)	14百万円 (6百万円)	10 百万円	1, 2	
達	成手段の概要等				行政事業 事業番号	
学校教育等における法や司法に関する学習機会を充実させるため、協議会等を開催し、 0008						
法教育についての広報活動を行うもの		我に ファート (リル主庁	FEIDWA TEWA,			

協議会等を開催し、また広報活動を行うことにより、法教育の推進を図ることができる。

	7	28年度		
施策の予算額・執行額	25年度	26年度	27年度	当初予算額
他 東の ア 昇 領・	16百万円 (12百万円)	14百万円 (9百万円)	14百万円 (6百万円)	10 百万円

*1 「法教育推進協議会」

平成15年7月に、我が国の学校教育等における司法及び法に関する学習機会を充実させるため、これらに関する教育について調査・研究・検討を行うべく、「法教育研究会」が設置され、我が国において目指すべき法教育の在り方について検討が行われ、その成果が報告書として発表された。平成17年には、同研究会における検討の成果を引き継ぎつつ、さらに法教育の普及・推進を図るため、同研究会を改組する形で、法教育推進協議会が設置された。

*2 「法教育広報部会」

法教育推進協議会での議論を踏まえながら、法教育の更なる普及・促進に向け、法教育に関する情報発信・情報提供の在り方についての検討を行うため、法教育推進協議会のもとに設置された。

*3 「「世界一安全な日本」創造戦略(平成25年12月10日閣議決定)」

Ⅲ-3-(6)-① 法教育に関する関係機関との連絡調整及び学校教材の改定

更なる法教育の推進のため、教育現場等との連携を強化する。また、高等学校における法教育の実施状況 に関する調査研究を実施し、その結果を踏まえ、必要に応じて、法教育教材の作成及び改定を行うなど、学 校現場に対する法教育の支援を行う。

*4 「学校現場における法教育の実践状況調査」

平成23年度から平成25年度までの間に、順次、法教育の充実が盛り込まれた新学習指導要領が完全実施されたことから、平成26年度は普通科高等学校を対象に調査を行い、平成27年度は普通科以外の高等学校を対象に調査を行った。

平成27年度事後評価実施結果報告書

(法務省27-(3))

施策名		法教育の推進								
	(政策体	(政策体系上の位置付け: I-2-(4))								
施策の概要	 国民一人	 民一人ひとりが,法や司法の役割を十分に認識し,法やルールにのっとった紛争の適正								
		図る力を身に	付けるとともに、	司法の国民的基準	盤の確立を図るた	め、法教育を推				
	進する。									
達成すべき目標	上 法曹関係	(者, 教育関係者	新, 有識者等で構 <i>所</i>	成する法教育推進	協議会 ^{*1} 及び法教	育広報部会*2(以				
	下「協議	養会等」という	。)を開催し,法	教育に関する最新	折情報の共有を図	り 協議の状況				
	等を公開	引して広く情報	提供するとともに	これらの内容を	を踏まえた教材の)作成等を行う。				
			の理解を広め、法		大するよう,法教	で育に関する広報				
	活動や法 	表教育活動に対す	する協力・支援等	を行う。						
施策の予算額· 執行額等	区分		25年度	26年度	27年度	28年度				
刊り供守	予算の 状況	当初予算(a)	15, 677	14, 119	14, 387	9, 638				
	(千円)	補正予算(b)	0	0	0	_				
		繰越し等(c)	0	0	0					
		合計 (a+b+c)	15, 677	14, 119	14, 387					
	執行額 (千円) 12,416 9,312 5,963									
施策に関係す										
る内閣の重要										
政策(施政方										
針演説等のう										
ち主なもの)										

測定指標	平成27年度目標	達成
1 協議会等の活動状況	協議会等を開催し、協議、情報交換等を行い、 その内容を広く情報提供する。 なお、協議会等においては、小・中・高等学校における法教育の実践状況調査*4の結果を踏まえた協議等を行い、学校現場等における法教育授業の円滑な実施に向け、法教育教材の作成や、法曹関係者と教育関係者との連携の在り方等に関する検討を行う。	達成

協議会等を開催し、法律関係機関・団体、教育関係者等による法教育の取組等についての報告を踏まえ、 法教育の推進に資する施策等について協議を行い、その結果に基づき、法曹関係者・教育関係者の連携の

施策の進捗状況(実績)

|般に情報提供した。

さらに、平成26年度の普通科高等学校に引き続き、専門学科及び総合学科高等学校に対して法教育の実践状況調査を実施し、同調査結果を踏まえた協議等を行い、学校現場等における法教育授業の円滑な実施に資する法教育教材の作成、法曹関係者と教育関係者との連携の在り方及び法教育マスコットキャラクターを活用した広報の在り方等に関する検討を行った*5。

参考指標			実績値		
協議会等の過去5年間の開催実績(回)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	8	6	5	7	5

測定指標	平成27年度目標	達成
2 法教育活動への協力・支援, 法教育に関する広報活動等の実施状況	法教育活動(教材作成,授業実施,地域ごとの法教育推進プロジェクトの企画立案等)への協力・支援等を行うことにより,法教育の意義について理解を深め,法教育の実践を拡大させる。	達成

施策の進捗状況 (実績)

平成27年度には、高校生向け法教育教材の作成に向け、平成26年度の普通科高等学校に引き続き、専門学科及び総合学科高等学校を対象とする法教育実践状況調査を実施したほか、法務大臣自ら、全国で初めて教育関係機関と法律専門家との連携を図る都道府県単位の恒常的な組織として県法教育推進協議会が立ち上げられた群馬県に赴き、車座ふるさとトークを開催し、学生、保護者、教育関係者及び学識経験者等と法教育の更なる普及・充実に向けた地域のネットワーク作りを中心に意見交換を行った。また、法の日フェスタ、教職員向け研修等の機会に、法務省職員による法教育授業を実施するとともに、法務省関係機関においても、法教育授業を多数実施した(別紙参照)。

参考指標			実績値		
法教育授業実施回数(回)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	2, 066	2, 261	2, 992	3, 325	2, 947

目標達成度合い の測定結果

(各行政機関共通区分) 目標達成

(判断根拠)

測定指標1,2は,各達成すべき目標に照らし,全て主要なものと考えている。 測定指標は、いずれも目標を達成することができたことから、本施策は「目標 達成」と判断した。

評施策の分析

(測定指標の目標達成度の補足)

【測定指標1】

価結

果

法教育の推進のため、法曹関係者と教育関係者が連携して取り組む必要があり、各界の代表や有識者で構成される協議会等を開催して密接な連携を図りつつ、教材の作成等、法教育の推進に資する施策を実施していくことが求められる。

同協議会等においては、学校現場における法教育の実践状況調査を行い、その結果に基づき、法教育の推進に資するための今後の展開、法曹関係者・教育関係者の連携の在り方等について協議、情報交換等を行い、互いに理解を深めるとともに、その内容をホームページで公表することにより、広く一般に情報提供を行った。

さらに、学校現場等における法教育授業の円滑な実施に向け、平成26年度の普通科高等学校に引き続き、平成27年度に実施した全国の専門学科及び総合学科高等学校に対する法教育の実践状況調査の結果を踏まえ、高校生向けの法教育教材の作成について協議するとともに、法曹関係者と教育関係者との連携の在り方及び法教育マスコットキャラクターを活用した広報の在り方等に関する協議等を行っており、目標を達成することができたと評価することができる。

【測定指標2】

法教育の推進のため、具体的な法教育活動(教材作成、授業実施等)に対する協力・支援を行うと ともに、国民の意識・関心を高めるべく、幅広い層を対象にした広報活動等を行う必要がある。

そこで、学校等における法教育実践活動への協力・支援を行うため、高校生向け教材の作成に向け、平成26年度の普通科高等学校に引き続き、専門学科及び総合学科高等学校を対象とした法教育実践状況調査を実施したほか、全国で初めて教育関係機関と法律専門家との連携を図る都道府県単位の恒常的な組織として立ち上げられた群馬県法教育推進協議会の協力の下、法務大臣自ら同県に赴き、車座ふるさとトークを開催し、学生、保護者、教育関係者及び学識経験者等と「法教育の推進に向けた地域のネットワーク作り」をテーマに意見交換を行った。さらに、法の日フェスタ、教職員向け研修等の機会に、法務省職員による法教育授業を実施するとともに、法務局や検察庁等の法務省関係機関においても、法教育授業実施の告知及び実際の授業を通じて、法教育普及・促進のための広報活動等を行っており、目標を達成することができたと評価することができる。

(達成手段の有効性・効率性等)

【測定指標1,2関係】

達成手段①「法教育の推進」において実施している協議会等においては、法教育授業のノウハウや問題点、法曹関係者・教育関係者との連携の重要性、法教育の推進に資するための今後の展開等について、協議、情報交換等を行うことにより、各機関において、これら法教育の推進に資する有用な情報を共有し、活用することができ、目標の達成に効果的に寄与したといえる。このことは学校現場での法教育の意義について理解を広め、法教育の実践を拡大させる上で必要かつ有効であると考えられる。

また、法務省関係機関において、学校現場にとどまらず、具体的な法教育活動に対する協力・支援を行うとともに、国民の意識・関心を高めるべく、幅広い層を対象にした広報活動等を行うことは、国民一般に法教育の意義についての理解を広め、法教育の実践を拡大させるという目標の達成に、必要かつ有効であると考えられる。

次期目標等への反映の方向性

【施策】

国民一人ひとりが、法や司法の役割を十分に認識し、法やルールにのっとった紛争の適正な解決を 図る力を身に付けるとともに、司法の国民的基盤の確立を図るため、法教育を推進する。

【測定指標1,2】

現在の目標を維持しつつ、今後の法教育推進協議会等での検討状況等の結果を踏まえ、測定指標の内容を見直すなどの必要性が生じた場合には、適宜、適切な目標を設定する。

|学識経験を有 | 1 実施時期

する者の知見 の活用

平成28年7月1日

2 実施方法

会議

3 意見及び反映内容の概要

〔意見〕

法教育の普及・推進のためには、子供に対して、法に関心を持つきっかけを与えられるような取組が必要ではないか。

[反映内容]

学校現場におけるきっかけ作りとして、教職員による法教育の実践拡大のため、法教育に関する副教材を作成・配布(高校生向け教材については、作成に向けて法教育授業の実践状況調査を実施)しているほか、法務省職員による出前授業を実施している。加えて、学校外でのきっかけ作りとして、車座ふるさとトークの開催や法教育マスコットキャラクターを活用した広報活動を行っており、今後も積極的かつ多角的な取組を実施していきたいと考えている。

政策評価を行 う過程におい て使用した資 料その他の情 報

備考

【行政事業レビュー点検結果の平成29年度予算概算要求への反映内容】 執行実績に基づき計画の見直しを行い、経費の削減を図った。

担当部局名

大臣官房司法法制部司法法制課

政策評価実施時期

平成28年8月

*1 「法教育推進協議会」

平成15年7月に、我が国の学校教育等における司法及び法に関する学習機会を充実させるため、これらに関する教育について調査・研究・検討を行うべく、「法教育研究会」が設置され、我が国において目指すべき法教育の在り方について検討が行われ、その成果が報告書として発表された。平成17年には、同研究会における検討の成果を引き継ぎつつ、更に法教育の普及・推進を図るため、同研究会を改組する形で、法教育推進協議会が設置された。

*2 「法教育広報部会」

法教育推進協議会での議論を踏まえながら、法教育の更なる普及・促進に向け、法教育に関する情報発信・情報提供の在り方について検討を行うため、法教育推進協議会のもとに平成26年3月に設置された (法教育懸賞論文コンクールの募集及び審査を行うことを通じて、法教育の普及方法を検討するほか、協議会での議論を踏まえた法教育の普及方法の在り方についての検討を行うために設置された「法教育普及検討部会」に代わるもの)。

*3 「「世界一安全な日本」創造戦略(平成25年12月10日犯罪対策閣僚会議決定)」

Ⅲ-3-(6)-① 法教育に関する関係機関との連絡調整及び学校教材の改定

更なる法教育の推進のため、教育現場等との連携を強化する。また、学校における法教育の実施状況に 関する調査研究を実施し、その結果を踏まえ、必要に応じて、法教育教材の作成及び改定を行うなど、学 校現場に対する法教育の支援を行う。

*4 「学校現場における法教育の実践状況調査」

平成23年度から平成25年度までの間に、順次、法教育の充実が盛り込まれた新学習指導要領が完全実施されたことから、平成24年度は小学校を、平成25年度は中学校を対象に調査を行い、平成26年度は普通科高等学校を、平成27年度は専門学科及び総合学科高等学校を対象に調査を行った。

*5 「法教育推進協議会における各検討状況」

法務省ホームページ(http://www.moj.go.jp/shingi1/kanbou_houkyo_kyougikai_index.html)を参照

平成27年度政策評価書要旨

(法務省27-(3))

施策名		法教育の推進 (政策体系上の位置付け: I - 2 - (4)) (評価書52頁)							
施策の概要		民一人ひとりが、法や司法の役割を十分に認識し、法やルールにのっとった紛争の適正 解決を図る力を身に付けるとともに、司法の国民的基盤の確立を図るため、法教育を推 する。							
達成すべき目標	下「協議 等を公開 法教育の	法曹関係者,教育関係者,有識者等で構成する法教育推進協議会"「及び法教育広報部会"(以下「協議会等」という。)を開催し、法教育に関する最新情報の共有を図り、協議の状況等を公開して広く情報提供するとともに、これらの内容を踏まえた教材の作成等を行う。 法教育の意義についての理解を広め、法教育の実践が拡大するよう、法教育に関する広報 活動や法教育活動に対する協力・支援等を行う。							
施策の予算額· 執行額等		区分	25年度	26年度	27年度	28年度			
执 打破守	予 算 の 状況	当初予算(a)	15, 677	14, 119	14, 387	9, 638			
	(千円)	補正予算(b)	0	0	0	_			
		繰越し等(c)	0	0	0				
		合計 (a+b+c)	15, 677	14, 119	14, 387				
	執行	額(千円)	12, 416	9, 312	5, 963				
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	○「世界一安全な日本」創造戦略について(平成25年12月10日犯罪対策閣僚会議決定) Ⅲ-3-(6)-①法教育に関する関係機関との連絡調整及び学校教材の改定*3								

測定指標	平成27年度目標	達成
1 協議会等の活動状況	協議会等を開催し、協議、情報交換等を行い、 その内容を広く情報提供する。 なお、協議会等においては、小・中・高等学校における法教育の実践状況調査*4の結果を踏まえた協議等を行い、学校現場等における法教育授業の円滑な実施に向け、法教育教材の作成や、法曹関係者と教育関係者との連携の在り方等に関する検討を行う。	達成

施策の進捗状況(実績)

協議会等を開催し、法律関係機関・団体、教育関係者等による法教育の取組等についての報告を踏まえ、法教育の推進に資する施策等について協議を行い、その結果に基づき、法曹関係者・教育関係者の連携の在り方等の有用な情報交換等を行い、その結果をホームページで公表することにより、その内容を広く一

|般に情報提供した。

さらに、平成26年度の普通科高等学校に引き続き、専門学科及び総合学科高等学校に対して法教育の実践状況調査を実施し、同調査結果を踏まえた協議等を行い、学校現場等における法教育授業の円滑な実施に資する法教育教材の作成、法曹関係者と教育関係者との連携の在り方及び法教育マスコットキャラクターを活用した広報の在り方等に関する検討を行った*5。

参考指標			実績値		
協議会等の過去5年間の開催実績(回)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	8	6	5	7	5

測定指標	平成27年度目標	達成
	法教育活動(教材作成,授業実施,地域ごとの法教育推進プロジェクトの企画立案等)への協力・支援等を行うことにより,法教育の意義について理解を深め,法教育の実践を拡大させる。	達成

施策の進捗状況 (実績)

平成27年度には、高校生向け法教育教材の作成に向け、平成26年度の普通科高等学校に引き続き、専門学科及び総合学科高等学校を対象とする法教育実践状況調査を実施したほか、法務大臣自ら、全国で初めて教育関係機関と法律専門家との連携を図る都道府県単位の恒常的な組織として県法教育推進協議会が立ち上げられた群馬県に赴き、車座ふるさとトークを開催し、学生、保護者、教育関係者及び学識経験者等と法教育の更なる普及・充実に向けた地域のネットワーク作りを中心に意見交換を行った。また、法の日フェスタ、教職員向け研修等の機会に、法務省職員による法教育授業を実施するとともに、法務省関係機関においても、法教育授業を多数実施した。

参考指標			実績値		
法教育授業実施回数(回)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	2, 066	2, 261	2, 992	3, 325	2, 947

目標達成度合い の測定結果

(各行政機関共通区分) 目標達成

(判断根拠)

測定指標1,2は,各達成すべき目標に照らし,全て主要なものと考えている。 測定指標は、いずれも目標を達成することができたことから、本施策は「目標 達成」と判断した。

評

施策の分析

価結果

(測定指標の目標達成度の補足)

【測定指標1】

法教育の推進のため、法曹関係者と教育関係者が連携して取り組む必要があり、各界の代表や有識者で構成される協議会等を開催して密接な連携を図りつつ、教材の作成等、法教育の推進に資する施策を実施していくことが求められる。

同協議会等においては、学校現場における法教育の実践状況調査を行い、その結果に基づき、法教育の推進に資するための今後の展開、法曹関係者・教育関係者の連携の在り方等について協議、情報交換等を行い、互いに理解を深めるとともに、その内容をホームページで公表することにより、広く一般に情報提供を行った。

さらに、学校現場等における法教育授業の円滑な実施に向け、平成26年度の普通科高等学校に引き続き、平成27年度に実施した全国の専門学科及び総合学科高等学校に対する法教育の実践状況調査の結果を踏まえ、高校生向けの法教育教材の作成について協議するとともに、法曹関係者と教育関係者との連携の在り方及び法教育マスコットキャラクターを活用した広報の在り方等に関する協議等を行っており、目標を達成することができたと評価することができる。

【測定指標2】

法教育の推進のため、具体的な法教育活動(教材作成、授業実施等)に対する協力・支援を行うと ともに、国民の意識・関心を高めるべく、幅広い層を対象にした広報活動等を行う必要がある。

そこで、学校等における法教育実践活動への協力・支援を行うため、高校生向け教材の作成に向け、平成26年度の普通科高等学校に引き続き、専門学科及び総合学科高等学校を対象とした法教育実践状況調査を実施したほか、全国で初めて教育関係機関と法律専門家との連携を図る都道府県単位の恒常的な組織として立ち上げられた群馬県法教育推進協議会の協力の下、法務大臣自ら同県に赴き、車座ふるさとトークを開催し、学生、保護者、教育関係者及び学識経験者等と「法教育の推進に向けた地域のネットワーク作り」をテーマに意見交換を行った。さらに、法の日フェスタ、教職員向け研修等の機会に、法務省職員による法教育授業を実施するとともに、法務局や検察庁等の法務省関係機関においても、法教育授業実施の告知及び実際の授業を通じて、法教育普及・促進のための広報活動等を行っており、目標を達成することができたと評価することができる。

(達成手段の有効性・効率性等)

【測定指標1,2関係】

達成手段①「法教育の推進」において実施している協議会等においては、法教育授業のノウハウや問題点、法曹関係者・教育関係者との連携の重要性、法教育の推進に資するための今後の展開等について、協議、情報交換等を行うことにより、各機関において、これら法教育の推進に資する有用な情報を共有し、活用することができ、目標の達成に効果的に寄与したといえる。このことは学校現場での法教育の意義について理解を広め、法教育の実践を拡大させる上で必要かつ有効であると考えられる。

また、法務省関係機関において、学校現場にとどまらず、具体的な法教育活動に対する協力・支援を行うとともに、国民の意識・関心を高めるべく、幅広い層を対象にした広報活動等を行うことは、国民一般に法教育の意義についての理解を広め、法教育の実践を拡大させるという目標の達成に、必要かつ有効であると考えられる。

次期目標等への反映の方向性

【施策】

国民一人ひとりが、法や司法の役割を十分に認識し、法やルールにのっとった紛争の適正な解決を 図る力を身に付けるとともに、司法の国民的基盤の確立を図るため、法教育を推進する。

【測定指標1,2】

現在の目標を維持しつつ、今後の法教育推進協議会等での検討状況等の結果を踏まえ、測定指標の内容を見直すなどの必要性が生じた場合には、適宜、適切な目標を設定する。

学識経験を 1 実施時期

有する者の知見の活用

平成28年7月1日

2 実施方法

会議

3 意見及び反映内容の概要

[意見]

法教育の普及・推進のためには、子供に対して、法に関心を持つきっかけを与えられるような取組が必要ではないか。

〔反映内容〕

学校現場におけるきっかけ作りとして、教職員による法教育の実践拡大のため、法教育に関する副教材を作成・配布(高校生向け教材については、作成に向けて法教育授業の実践状況調査を実施)しているほか、法務省職員による出前授業を実施している。加えて、学校外でのきっかけ作りとして、車座ふるさとトークの開催や法教育マスコットキャラクターを活用した広報活動を行っており、今後も積極的かつ多角的な取組を実施していきたいと考えている。

政策評価を行 う過程におい て使用した資 料その他の情 報

備考

【行政事業レビュー点検結果の平成29年度予算概算要求への反映内容】 執行実績に基づき計画の見直しを行い、経費の削減を図った。

担当部局名

大臣官房司法法制部司法法制課

政策評価実施時期

平成28年8月

*1 「法教育推進協議会」

平成15年7月に、我が国の学校教育等における司法及び法に関する学習機会を充実させるため、これらに関する教育について調査・研究・検討を行うべく、「法教育研究会」が設置され、我が国において目指すべき法教育の在り方について検討が行われ、その成果が報告書として発表された。平成17年には、同研究会における検討の成果を引き継ぎつつ、更に法教育の普及・推進を図るため、同研究会を改組する形で、法教育推進協議会が設置された。

*2 「法教育広報部会」

法教育推進協議会での議論を踏まえながら、法教育の更なる普及・促進に向け、法教育に関する情報発信・情報提供の在り方について検討を行うため、法教育推進協議会のもとに平成26年3月に設置された (法教育懸賞論文コンクールの募集及び審査を行うことを通じて、法教育の普及方法を検討するほか、協議会での議論を踏まえた法教育の普及方法の在り方についての検討を行うために設置された「法教育普及検討部会」に代わるもの)。

*3 「「世界一安全な日本」創造戦略(平成25年12月10日犯罪対策閣僚会議決定)」

Ⅲ-3-(6)-① 法教育に関する関係機関との連絡調整及び学校教材の改定

更なる法教育の推進のため、教育現場等との連携を強化する。また、学校における法教育の実施状況に 関する調査研究を実施し、その結果を踏まえ、必要に応じて、法教育教材の作成及び改定を行うなど、学 校現場に対する法教育の支援を行う。

*4 「学校現場における法教育の実践状況調査」

平成23年度から平成25年度までの間に、順次、法教育の充実が盛り込まれた新学習指導要領が完全実施されたことから、平成24年度は小学校を、平成25年度は中学校を対象に調査を行い、平成26年度は普通科高等学校を、平成27年度は専門学科及び総合学科高等学校を対象に調査を行った。

*5 「法教育推進協議会における各検討状況」

法務省ホームページ(http://www.moj.go.jp/shingi1/kanbou_houkyo_kyougikai_index.html)を参照

政策評価調書(個別票1)

【政策ごとの予算額等】

	政策名		社会経済情勢を踏まえた 	:法務に関する調査研究の計画	፱的実施と提言 ─────		
	評価方式	事業	政策目標の達成度合い	目標達成	標達成		6
		25年度	26年度	27年度	28年度	29	 年度概算要求額
	当初予算(千円)	32, 657	34, 097	38, 478	42, 12	20	37, 4
予算	補正予算(千円)			22, 474			
界の状況	繰越し等(千円)			△ 22, 474			
	計(千円)	32, 657	34, 097	38, 478			
	 執 行 額 (千円)	31, 458	32, 209	30, 233			
	政策評価結果の概算要求 への反映状況	必要性, 効率性, 有効性のいずれの 29年度概算要求に計上するこ・薬物事犯者に関する研究 概算・粗暴犯に関する研究 概算要求・再犯者の実態と再犯防止対策に・再犯防止対策推進経費 概算要:	ととした。 要求額 2,869千円 額 716千円(28年度予算額 関する総合的研究 概算要求額	〔 2, 219千円〕 4, 079千円(28年度予		テーマ別砭	ff究のための経費を

政策評価調書(個別票2)

政策名			社会経済	情勢を踏まえた法務に関す	る調査研究の計画的実施と	:提言	番号	6				(千円)			
		予 算 科 目							予算	政策評価結果の反映に					
	整理	番号	会計	組織/勘定	項		事工	Į	뇔	28年度 初予算額	29年度 概算要求額	政策評価結果の反映に よる見直し額(削減 額)合計			
	•	1	一般	法務総合研究所 法務	系調査研究費	法務に関する	調査研究に必要	な経費		42, 120	37, 441	△ 3,014			
+1 + -	•	2													
対応表に おいて●	•	•	•	•	3										
となっているもの	•	4													
			I		小計					42, 120	37, 441	△ 3,014			
	•	1													
	•	•													
対応表に おいて◆	•	3													
おいて◆ となって いるもの	•	4													
					小計										
	0	1							<	の内数	の内数 < >				
	0	2							<		< >				
対応表において〇	0	3							<						
対応表に おいて〇 となって いるもの	0									>					
	0	4							<		< >				
		1	_		小清十					の内数	の内数				
	♦	1							<	>	< >				
が広まに	\$	2							<	>	< >				
対応表に おいて◇ となって いるもの	♦	3							<	>	< >				
	\$	4							<	>	< >				
			•	<u>'</u>	小計					の内数	の内数				
	ı				合計					42, 120					

政策評価調書(個別票3)

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名		社会経済情勢	勢を踏まえた法務	に関する調査研	究の計画的実施と提言		番号	6	(千円)
			予算額						
事務事業名	整理番号	28年度 当初 予算額	29年度 概算要求額	増△減額	政策評価結果の反映による見直し額(削減額)		政策評価結果の	の概算要求への反映	快内容
法務に関する調査研究	• 1	42, 120	37441	△ 4,679	△ 3, 104	業務委託の実績	を反映することによ	り経費の削減を図	った。
合計		42, 120	37, 441	△ 4, 679	△ 3, 104				

平成28年度事後評価の実施に関する計画

1.	施策	名等			(法務省28-(5))
施		策		名	社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言
					(性犯罪に関する総合的研究)
担	当	部	局	名	法務総合研究所総務企画部企画課
施	策	の	概	要	内外の社会経済情勢を踏まえた研究題目の選定、国内外の情勢の調査
					研究の計画的実施と必要な刑事政策上の提言を行う。
政	策	体	系	上	法務に関する調査研究
の	位	置	付	け	(I - 3 - (1))
政領	ŧ評価	実施	予定時	時期	平成29年8月
評	佃	i ,	 方	玕	事業評価方式

2. 事業等の内容

(1)課題・ニーズ

性犯罪は、国民が身近に不安を感じる社会的関心の高い犯罪の一つであり、性犯罪者の再犯状況等に関する実態の解明、再犯防止のための取組の充実を求める声は高い。こうした中、平成16年に、強姦罪の法定刑が引き上げられ、平成18年度から、法務省における性犯罪者の再犯防止対策の一環として、性犯罪者に対する処遇プログラム(刑事施設における「性犯罪再犯防止指導」及び保護観察所における「性犯罪者処遇プログラム」)が開始されるなど、様々な取組がなされている。

しかしながら、性犯罪者の再犯に対する危惧・懸念は解消せず、なおもその対策の充実を求める国民の声は根強い。平成20年、内閣府による犯罪対策閣僚会議の「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」*1の中においても、「犯罪者を生まない社会の構築」を目指すため、刑事施設及び保護観察所において、性犯罪者等の個々の問題性に応じた処遇プログラムの開発・実験を行い、その効果を検証して処遇の充実を図ることが掲げられている。同じく、同会議の、「犯罪から子どもを守るための対策」(平成22年12月14日改定)で性犯罪者の処遇の充実強化が掲げられているほか、「男女共同参画基本計画」でも性犯罪への対策の推進が掲げられている。「再犯防止に向けた総合対策」*2においても、性犯罪者に対する指導及び支援は再犯防止のための重点施策のための一つとされており、また、再犯防止対策を推進するため、再犯の実態や対策の有効性等に関する総合的な調査研究を実施することが求められている。

これまでの性犯罪に関する研究により、性犯罪においては、通常の犯罪におけるリスク要因が当てはまりにくいことが明らかになったが、その一方で、我が国の性犯罪において、リスク要因の有無(類型別のものを含む。)及びその内容等については、いまだ明らかにされていない。他方、我が国においては、近年、性犯罪者に対する処遇プログラムの運用が開始されており、その充実強化を図るためには、性犯罪の実態、処遇について幅広い研究を行い、プログラムに対する正の効果を有する群の特定や、効果を促進する補助因子の特定等を探ることが重要である。これまで、性犯罪に関する実証的・包括的な研究が行われていないことを踏まえると、早急に性犯罪に関する実証的・包括的な研究を行うことにより、性犯罪の実態を分析し、性犯罪者の処遇策の効果等を明らかにすることが必要であると考えられる。

また、諸外国における性犯罪対策については、研究部報告38において調査を行ったところであるが、その後も、この分野における各国の対策は、罰則の強化・刑事罰の拡大、刑罰の執行段階における処遇施策の充実強化、刑罰執行後の措置等の様々な施策が展開されており、これらの最新の知見を収集することは、今後の我が国の性犯罪対策の参考とするために有益であると考えられる。

(2)目的・目標

本研究の目的とする政策効果は「性犯罪の実態を分析し、性犯罪者の処遇その他の性犯罪対策の効果・問題点等を明らかにすることにより、性犯罪者の再犯防止のための効果的な施策のために有益であり、また後続の調査にも資する資料を提供すること」である。

(3) 具体的内容

ア 研究期間

平成25年度から平成26年度までの2か年

イ 研究内容

(ア)性犯罪の動向

警察統計,檢察統計,矯正統計,保護統計,犯罪被害実態調査結果等を用いて, 性犯罪の発生状況(認知件数と暗数,発生場所,被害者と被疑者の関係,共犯関係,性犯罪者の属性等)及び処遇状況(起訴・裁判結果,刑事施設での処遇状況 や出所状況,保護観察所における処遇状況等)を取りまとめる。

(イ) 性犯罪者の実態調査

一定期間を区切って性犯罪により懲役刑の有罪判決を受けた者全て(執行猶予の有無を問わない。)を調査対象とした実態調査を行う。調査に用いる資料は、判決及び刑事確定記録とする。期間については、刑事確定記録の保存期限を踏まえて、可能な限り遡った時期とする。

実態調査に当たっては、性犯罪者の属性、性犯罪の動機、手口、被害内容、その裁判動向等の性犯罪の実態を把握し、海外における知見、我が国の専門家の知見等を踏まえて、性犯罪者のリスク要因を分析するとともに、既存の統計で把握できない性犯罪に関する動向分析を行う。

(ウ) 性犯罪者の処遇に関する実態調査

刑事施設,保護観察所において,我が国の性犯罪者の処遇に関する実地調査を行い,処遇プログラムを活用した処遇の実態及び課題を明らかにする。なお,必要に応じ,性犯罪者対策,性犯罪者の処遇に関する海外の最新の知見を収集する。上記(イ)の対象者について,刑事施設及び保護観察における状況(規律違反その他の処遇状況,処遇プログラム受講の有無やその内容等)及び刑事施設における各種データ(心理検査結果等)を調査し,その特質を,上記(イ)の結果を利用しつつ分析する。

(エ) 性犯罪者の成り行き調査

上記(イ)の対象者について、その後の再犯状況及び再犯内容を調査し、上記(イ)及び(ウ)の調査結果を利用して分析する。

(オ) 成果物の取りまとめ

上記(ア)から(エ)を総合して、性犯罪及び性犯罪者に対する処遇の実態等を明らかにし、その犯罪抑止に関する課題と展望を取りまとめて、平成27年版犯罪白書の特集及び法務総合研究所研究部報告として発刊する。

3. 事前評価の概要

本研究について、平成24年4月27日に実施された研究評価検討委員会(学者7名、法務省の他部局4名計11名により構成)の結果を踏まえ、評価基準(別紙参照)第4の1に掲げる各評価項目について、次のとおり評価を行った。

(1)必要性

再犯防止, とりわけ性犯罪者の再犯防止は, 法務省の重要施策であり, その施策の検討に資する基礎資料を提供することを目的とする本研究は, 実施の必要性が極めて高く, 国民の関心・要望の高さを踏まえ, 早期に実施すべきテーマである。また, 本研究は, 性犯罪者に関する各種データに基づいて行う実証的研究であるから, 法務総合研究所以

外においては行うことが著しく困難である。以上をまとめると、必要性の評点は30点中30点であった。

(2) 効率性

性犯罪により有罪となった者を広く対象として十分な統計データを確保できることから、調査対象の設定は非常に適切なものとなる見込みである。研究の手法等は、特に目新しい手法ではないものの、一般的・標準的な分析手法によることが予定されており、適切なものとなる見込みであり、特別な支出を要しないものであって、費用対効果の観点からも十分に合理的なものとなる見込みである。以上をまとめると、効率性の評点は30点中27点であった。

(3)有効性

本研究は、性犯罪に関する実証的・包括的研究として従来にない研究であり、性犯罪者の実態、その処遇の効果を明らかにするものであるから、性犯罪対策、性犯罪者処遇の在り方の検討等に大いに利用されることが見込まれ、有効性の評点は10点中10点であった。

(4)総合的評価

以上のとおり、本研究は、必要性、効率性、有効性の観点からいずれも高く評価され、 評点の合計点は70点中67点であったことから、本研究は評価基準第3の3に基づき「大いに効果があることが見込まれる」研究であると認められる。

4. 評価手法等

本研究に対する事後評価は、研究の成果を把握するための期間を設けるため、研究終了から一定期間経過後の平成29年度の外部有識者等で構成される研究評価検討委員会において、評価基準(別紙参照)第4の2に掲げる各評価項目について4段階(AからD)で評価を行い、各評価に応じた評点を付すものとし、その評点の合計点に応じて、本研究の効果について判定する。

5.施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)

- ・第2-2-① 矯正施設における受刑者等の問題性に応じた改善指導・矯正教育等の 強化
 - ・第2-2-8 保護観察における処遇の充実強化
- ○再犯防止に向けた総合対策(平成24年7月20日犯罪対策閣僚会議決定)
 - 第1-3-(2)国民の関心の高い性犯罪
 - ・第3-1-(5)性犯罪者に対する指導及び支援

6. 備考

研究部報告38「諸外国における性犯罪の実情と対策に関する研究-フランス, ドイツ, 英国, 米国-」(URL:http://www.moj.go.jp/housouken/housouken03_00003.html)

*1 「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008 (平成20年12月22日犯罪対策閣僚会議決定)」 第2-2-① 矯正施設における受刑者等の問題性に応じた改善指導・矯正教育等の強化

刑事施設において、薬物・アルコール依存者、性犯罪者、交通事犯者、高齢者等受刑者の問題性に応じた科学的・体系的な処遇プログラムの開発・実施を行い、指導効果を検証して、改善指導の内容の充実及び指導機会の拡充を図るとともに、諸外国に比べ際立っている刑事施設職員一人当たりの被収容者数について、過剰収容問題が生じ始めた平成12年度の水準まで軽減することを目指すなど、受刑者の改善更生・再犯防止に向けた指導体制を強化する。また、少年鑑別所・少年院においては、再非行リスクに着目した新たな調査方式を開発し、資質鑑別の向上を図るとともに、その結果から得られた再非行リ

スクを低減させるために、生活指導を中心とした矯正教育の充実・強化を図る。

第2-2-⑧ 保護観察における処遇の充実強化

処遇に特段の配慮を要する保護観察対象者に対する保護観察官の直接処遇の実施や直接的関与の強化 及び保護観察における特定の犯罪的傾向の改善を目的とする各種処遇プログラムの充実により、再犯防 止対策を推進する。また、保護観察対象少年について、家庭環境や交友関係等の問題の改善に向けた処 遇を行うことを検討する。

*2 「再犯防止に向けた総合対策(平成24年7月20日犯罪対策閣僚会議決定)」

第1-3-(2) 国民の関心の高い性犯罪

平成19年版犯罪白書によると、70万人初犯者・再犯者混合犯歴のうち、1犯目と同種再犯を犯した者の割合は、性犯罪では5%となっており、覚せい剤取締法違反や窃盗の29%、傷害・暴行の21%等に比べて相当低くなっているが、他方、性犯罪を多数回繰り返す者が一定数存在しており、その多くが若年時に初犯を犯している。

このため、薬物事犯と同様に、受刑者等の再犯リスクに応じた専門的処遇プログラムを実施するとともに、関係省庁の連携の下で、再犯リスクの特に高い者に対する更に効果的な施策を検討する必要がある。

第3-1-(5)性犯罪者に対する指導及び支援

性犯罪者に対しては、関係機関の情報連携や実証研究に基づく評価手法等を通じて、個々の再犯リスクを適切に把握し、刑務所等収容中から出所等後まで一貫性のある性犯罪者処遇プログラムや子どもを対象とする暴力的性犯罪の出所者に対する所在確認・面談等により、効果的な指導・支援を実施する。

特に、小児を対象とした性犯罪者、性犯罪又は性犯罪と密接な関連を有する他の犯罪を累行する者等、 性犯罪リスクの高い刑務所出所者等に対する再犯防止対策の在り方については、諸外国の取組事例等を 参考とし、新たな対策の検討を行う。

平成27年度事後評価実施結果報告書

1.	施贫	策名	等						(法:	<u>務省27一(4))</u>			
施		策		名	法務に関する調査研究								
					(外国人の犯罪に関する研究)								
政	策	体	系	上	法務に関する調査研究								
の	位	置	付	け	(I-3-(1))								
施	策	の	概	要	内外の社会経済情勢を的確に把握し、時代の要請に適応した基本法制の								
					整備・道	整備・運用等に資するよう、法務に関する総合的・実証的な調査研究を							
					行う。								
施	施策の予算額・				区分		24年度	25年度	26年度	27年度			
執	執行額等				予算の	当初予算(a)	507	4, 154	<u> </u>	_			
					状 況	補正予算(b)	C	(<u> </u>	_			
					(千円)	繰越し等(c)	() () —				
						合計 (a+b+c)	507	4, 154	<u> </u>	/			
					執行	額(千円)	507	4, 154	-				
政策評価実施時期				持期	平成28年8月			担当部局名	法務総合研究	元所総務企画			
									部企画課				
評	価	į ,	方	式	事業評価方式								

2. 事業等の内容

(1) 課題・ニーズ

グローバリゼーションの進展並びに観光立国実現への取組及び外国人労働者の一層の受入れ等の施策を受けて、昨今の外国人入国者数は940万人に達し(平成22年)、外国人登録者数も210万人を超える(平成22年)など、現在の我が国において外国人の存在は大きなものとなっている。一方で、それら外国人の一部は我が国社会に適応できず、犯罪等につながってしまうとの問題があり、外国人による一般刑法犯の検挙件数は平成17年に約4万3,000件と過去最多を記録し、その後減少はしているものの依然として高い水準にある。

他方,外国人による犯罪については,各種の身分関係書類,カードの偽造又はその使用,地下銀行・マネーロンダリング等の犯罪基盤作出型の犯罪,集団窃盗,薬物密売等の組織的犯罪の横行などのように,一般的な日本人の犯罪とは異なる特徴があるとの指摘もある。しかしながら,外国人の犯罪について,全体的な動向は把握されているが,国籍,在留資格,在留期間等の各種属性,罪名,動機・犯行態様等の具体的な実態は,明らかになっていない。

また、外国人に対しては、使用言語の問題から通訳を介した処遇が必要となるのみならず、生活習慣・文化、風習などその行動様式も日本人と異なる面があり、その処遇においても日本人とは異なる考慮を必要としているほか(刑事施設において日本人と異なる処遇を必要とする者の収容人員は約2,800人〔平成22年〕である。)、平成14年に国際受刑者移送法が成立し、運用が開始されている。これらのことから、外国人に対する処遇は、一般的な日本人に対する処遇とはおのずと異ならざるを得ず、費用対効果の観点を含めて、適切な処遇の在り方を検討していく必要がある。

したがって、外国人による犯罪の実態と処遇の現状を詳細に明らかにする研究は、その犯罪防止対策及び適切な処遇の在り方を検討するために重要である。

さらに、現在、我が国で外国人の受入れの拡大に関する検討が行われていることをも 踏まえると、そのような研究を行う意味は一層高い。

(2)目的・目標

本研究の目的とする政策効果は「外国人による犯罪の実態と現状を明らかにし,犯罪防止策及び処遇の在り方を検討するために有益な基礎資料を提供すること」である。

(3) 具体的内容

ア 研究期間

平成24年度から平成25年度までの2か年

イ 研究内容

(ア) 外国人の犯罪の動向

出入国管理統計,警察統計,検察統計,矯正統計,保護統計等を用いて,外国人の犯罪の発生状況,その処遇状況等を明らかにする。

- (イ) 外国人の犯罪の実態の分析
 - (i) 刑事事件記録による調査

刑事事件記録を用いて,地域,住居環境,在日期間,在留資格,言語能力,国籍等の外国人犯罪者の属性要素と,罪名,共犯性,組織犯罪性,動機,態様等の犯罪傾向について調査し、それらの関連性の有無の分析を行う。

(ii) 地方自治体における現地調査

外国人在住数の多い地域,又は自治体等を抽出し,在住外国人の総数及び国籍等を調査し,当該地域での犯罪動向との関連性を調査するとともに,外国人との 共生に向けた取組を調査する。

- (ウ) 外国人犯罪者の処遇実態の調査
 - (i) 外国人犯罪者に対する公判の実態調査 外国人犯罪者の公判の実態を明らかにするとともに,問題点等を明らかにする。
 - (ii) 外国人犯罪者を処遇する刑事施設の実態調査 外国人を処遇する刑事施設において,その処遇の実態を調査するとともに,現 実に処遇に当たる職員から聴取し,処遇上の問題点等を明らかにする。
 - (iii) 外国との受刑者移送の調査

諸外国との受刑者移送に関して,国別の送出移送,受入移送の人員,罪名,執 行済・残刑期の状況等を調査し,実務上の問題の有無を検討する。

(エ) 成果物の取りまとめ

上記(ア)から(ウ)を総合して、従来明らかになっていない外国人の犯罪とその処遇の実態等を明らかにし、その犯罪抑止策に関する課題と展望を取りまとめて、 平成25年版犯罪白書の特集及び法務総合研究所研究部報告として刊行する。

3. 事前評価の概要

本研究について、平成23年4月18日に実施された研究評価検討委員会(学者7名,法務省の他部局4名計11名により構成)の結果を踏まえ、評価基準(別紙1参照)第4に掲げる各評価項目について、次のとおり評価を行った。

(1)必要性

本研究は、治安の回復、外国人の適正な管理という法務省の重要な施策に関連するものであり、来日外国人の数は減少傾向にあるものの、日本人とは質的に異なる特性を有する外国人の犯罪の実態を調査し、対策を検討することは早期に行うべき課題であると言える。また、本研究の内容は、刑事事件記録等を利用し、あるいは刑事司法関係機関の実情等を総合的に調査するものであって、法務総合研究所以外で行うことができない研究である。以上のことなどから、必要性を評価する3項目の評点は30点中27点となった。

(2) 効率性

調査分析対象の範囲の設定,調査分析の手法に関して具体的に詳細な部分まで確定されるに至っておらず,今後検討を要する部分が認められるものの,本研究は,刑事事件記録や刑事施設を始めとする諸機関における調査等を行うものであって,調査項目は多

岐にわたることが予定され、分析の視点は網羅的で偏りがないことが見込まれる。以上 のことなどから、効率性を評価する3項目の評点は30点中24点となった。

(3)有効性

本研究は、外国人の犯罪の抑止・低減、その捜査・公判の適切な遂行、外国人犯罪者に対する適切な処遇、適切な出入国管理策の策定に有用な資料を提供するためのものである。また、外国人の犯罪は治安対策という観点からも社会的関心が高く、注目を集めることが見込まれ、研究の成果は内外において広く利用されることが期待できる。以上のことなどから、有効性を評価する3項目の評点は30点中30点となった。

(4)総合的評価

以上のとおり、本研究は、必要性、効率性、有効性の観点からいずれも高く評価され、 評点の合計点は81点であったことから、本研究は評価基準第3の3に基づき「大いに効 果があることが見込まれる」研究であると認められる。

4. 評価手法等

本研究に対する事後評価は、研究の成果を把握するための期間を設けるため、研究終了から一定期間経過後の平成28年度の外部有識者等で構成される研究評価検討委員会において、評価基準第4の2に掲げる各評価項目について4段階(AからD)で評価を行い、各評価に応じた評点を付すものとし、その評点の合計点に応じて、本研究の効果について判定する。

5. 事後評価の内容

本研究について、平成28年4月20日に実施された研究評価検討委員会の結果を踏まえ、 次のとおり事後評価を行った。

(1) 本研究の成果について

本研究においては、グローバル化が進展する中で、外国人犯罪の現状、外国人犯罪者 の処遇の実態や問題点等を明らかにするため、公式統計や特別調査、現地調査等に基づ き、以下の知見を得た。

ア 外国人犯罪の動向

一般刑法犯については、近年、総検挙件数及び総検挙人員が減少傾向にある中で、来日外国人の検挙件数についても平成17年をピークに減少し続けているが、総検挙人員に占める来日外国人の比率は、過去20年間を通じて大きな変動はなく、おおむね2%前後で推移しており、正規に滞在する来日外国人が増加し、そのうちの一定の割合の者が犯罪を行っている一方で、不法滞在者の減少によりそれらの者による犯罪は減少しており、正規滞在者による犯罪の割合が相対的に上昇していると考えられることなどが明らかとなった。

また、平成24年の刑事施設からの出所者に関するデータをもとに、F指標受刑者**について、非F指標受刑者と比較しつつ、その特徴を明らかにすることを試みた。F指標受刑者は非F指標受刑者に比較して、職業訓練を受講する者の割合が低いこと、非F指標受刑者に比較して仮釈放率は高いが、刑の執行率を比較すると、両者に有意差は見られないことなどが判明した。また、仮釈放決定に当たって考慮される要因について分析を行ったところ、全出所受刑者では、再犯リスク、所内生活のまじめさ、社会の感情等がいずれも有意に作用しているが、F指標であることは、他の指標のものに比較して仮釈放判断において有利に作用している可能性が示唆された。

イ 外国人犯罪者の実態及び刑事手続における実態の調査

平成23年に刑事施設に新たに入所した外国人受刑者671人(以下「調査対象者」という。)を対象として特別調査を実施し、国籍等の属性、犯罪事実、出入国及び在留状況等を調査した。また、調査対象者のうち、主たる罪名が窃盗及び強盗であった者263人(以下「窃盗・強盗事犯者」という。)や主たる罪名が薬物犯(覚せい剤取締法

違反,麻薬取締法違反,大麻取締法違反,麻薬特例法違反及びあへん法違反をいう。) であった者229人(以下「薬物事犯者」という。)については,公判における認否の状 況等をも含め,より詳細な調査を行った。

その結果,①調査対象者の主たる犯行時の在留資格等としては,定住者が最も多く,次いで,不法残留,不法入国等の順であること,②本件犯行に財産犯(窃盗,強盗,詐欺,恐喝及び横領・背任をいう。)が含まれる者の財産犯被害総額別構成比を在留資格等別にみると,居住資格^{*2}の者は他の在留資格等の者に比較して,少額にとどまる一方,留学,不法残留及び不法入国の者は被害総額が大きい者の比率が高い傾向にあること,③居住資格の者について,無職であることが財産犯のリスク要因であることが明らかとなった。

また、④窃盗・強盗事犯者について、外国人登録上の届出居住地に居住していた者に比べると、届出居住地と異なる場所に居住していた者は犯罪事実数・被害額が高く、居住形態がリスクとなりうること、⑤窃盗・強盗事犯者の日本語能力は高くなく、居住資格の者であっても、日本語での日常会話ができなかったり、日常会話に難がある者が半数以上に上ること、⑥薬物事犯者のうち、短期滞在の者のほとんどが薬物密輸入事犯であり、その比率は他の在留資格等の者と比べても顕著に高い一方、居住資格の者はこれ以外の使用・所持・譲渡等の事犯が6割を超えていること、⑦薬物事犯者、とりわけ薬物密輸入事犯者の否認率が非常に高いこと、⑧居住資格の者のうち、窃盗及び薬物の使用・所持・譲渡等については、同一罪名の前科をもつ者の割合が高く、外国人犯罪者であっても、特に居住資格の者は、刑事処分を受けても、国内にとどまって我が国で生活する場合があり、同一罪名の再犯が多いことなどを示した。

ウ 外国人犯罪者の処遇実態の調査

我が国刑事施設における外国人受刑者の処遇内容及び国際受刑者移送の実状について、実地調査等に基づき詳しく紹介した。また、海外の事情についても調査を行い、 米国及びドイツにおける外国人受刑者の処遇等について、その実態を紹介した。

エ 地方自治体等における外国人との共生に向けた取組

外国人が多く居住する地域における、外国人との共生を目的とした日本語習得、子どもの教育、雇用・労働等の環境の整備の取組を調査し、さらに、外国人犯罪者の円滑な社会復帰に向けた地域参加・貢献の具体例を紹介した。

才 提言

以上の調査・分析を踏まえ、本研究では、居住資格の者が多くを占める一方、不法 滞在の者及び短期滞在の者も半数近くを占める上、その二者による犯行は、外国人犯 罪の中で量的に相当の部分を占めるだけではなく、質的により深刻であるため、引き 続き、不法入国や不法残留を着実に防止し、不法滞在者を積極的に摘発する取組を推 し進めていくことが重要であり、刑事司法機関と入国管理局の更なる連携を図ること が有効である旨を指摘した。

また、刑事施設の出所後においても国内に在留する可能性のある外国人受刑者については、日本人と同様、その者の問題性に即した、各種の再犯防止プログラムを実施し、職業訓練や就労支援、日本語能力の向上等、我が国の社会へ復帰するための支援を充実させる必要があるのに対し、出所後に退去強制が予定される外国人受刑者については、その生活の本拠とする国又は地域に帰還させ、そこで更生を支援する国際受刑者移送制度を一層活用すべきであると指摘した。

さらに、外国人犯罪の刑事手続に関しては、薬物事犯者、とりわけ薬物密輸入事犯の否認率が非常に高く、我が国の治安にとって、外国人の薬物密輸入事犯は、脅威であり続けており、これに対する適切な対策と着実な捜査・訴追が重要であることに鑑み、薬物密輸入事件における共謀や犯意の立証においては、これを裏付ける客観的証拠の収集に当たって、コントロールド・デリバリーや通信傍受等これらの点の立証に有用な手法をなお一層活用するべきであり、捜査共助等の捜査・訴追における国際協

力のより一層の推進も求められることなどを提言した。

カー成果物

本研究の成果は、平成25年版犯罪白書の特集及び研究部報告53「外国人犯罪に関する研究」として公刊され、法務省関係部局や犯罪者処遇等を研究する大学研究者等に配布・送付されたほか、法務省ホームページ上でも閲覧・ダウンロードが可能な形で広く一般に公開されている。また、刑事政策に関する雑誌に本研究の概要を紹介する記事を掲載した。

(2) 各評価項目の判定

評価基準第4の2に掲げる各評価項目について、研究評価検討委員会において評価した結果は別紙2のとおりである。

(必要性の評価項目)

本研究は、外国人による犯罪の実態と現状を明らかにし、犯罪防止策及び処遇の在り方を検討するための基礎資料を提供することを目的としたものであるところ、犯罪対策閣僚会議が平成20年12月に決定した「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」において、外国人犯罪に対する厳正な刑事処分の推進等が掲げられているほか、平成25年12月に閣議決定された「「世界一安全な日本」創造戦略」においても、安心して外国人と共生できる社会の実現に向けた対策等が戦略の一つとして掲げられていることからしても、法務省の施策に関連するものとして実施の必要性が極めて高かった。また、本研究における特別調査では、一定時期に刑事施設に入所した全外国人受刑者を対象としており、法務総合研究所以外の研究機関では同様の研究を行うことが著しく困難であり、代替性のない研究であった。なお、研究評価検討委員会における必要性を評価する2項目の評点は、20点中20点であった。

(効率性の評価項目)

本研究における特別調査のうち、刑事確定記録等を用いた調査は窃盗・強盗事犯者に限定されているため、財産犯以外の対象者についても、より詳細な調査分析を行うことができれば良かったという課題はあるものの、全施設の全外国人受刑者を対象としたものであり、居住資格の者が多くを占める一方、不法滞在の者及び短期滞在の者も半数近くを占め、その二者による犯行は外国人犯罪の中で質的にも深刻であることなどが明らかにされており、調査対象の設定は適切であった。また、本研究は、刑事施設等が保有する公的記録等の信頼性の高いデータに基づき、実務経験を有する研究官等が専門知見をもって分析したものであり、研究の実施体制・手法は非常に適切なものであり、特別な支出を要しておらず、費用対効果の観点からも十分に合理的なものであった。なお、研究評価検討委員会における効率性を評価する3項目の評点は、30点中27点であった。

(有効性の評価項目)

本研究の研究成果は、平成25年版犯罪白書の特集として公表されたほか、研究部報告53「外国人犯罪に関する研究」としても刊行されている。同報告の内容も明確な構成となっており、全体的には、実務家にとっても、実務家以外の者にとっても分かりやすいものとなっている。また、本研究は、従来にない大規模かつ詳細な調査であったことを踏まえると、外国人犯罪者に対する施策や再犯防止対策の検討のための基礎資料や、大学の研究等に今後大いに利用される見込みである。なお、研究評価検討委員会における有効性を評価する2項目の評点は、20点中20点であった。

(3)総合評価

したがって、本研究は、必要性、効率性及び有効性のいずれの観点からも高く評価することができ、研究評価検討委員会における評点の合計点は、70点中67点であったことから、評価基準第3の3に基づき、総合評価としては、大いに効果があったと評価できる。

6. 学識経験を有する者の知見の活用

(1) 実施時期

平成28年7月1日

(2) 実施方法

会議

(3) 意見及び反映内容の概要

〔意見〕

この研究によって、最終的な政策目標に達するだけの具体的な施策というものにつな げていくという、研究に関してのPDCAサイクルが必要ではないか。

[反映内容]

個々の研究成果が、今後の具体的な施策に活用されるように、研究内容につき法務省 職員に対する研修及び説明会を実施する等、より効果的な周知に努めるとともに、研究 テーマの選定や研究計画を立案する際においても、将来の施策につながるような具体的 なニーズの把握に努めていく。

7. 施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)

- ○犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008 (平成20年12月22日犯罪対策閣僚会議決定) *3 2 ⑥ 不法入国等及びこれらを助長する犯罪等の取締り強化及び関係法令の整備
 - 第3-3-3 地域における多文化共生の推進
 - 第3-4-① 外国人犯罪に対する厳正な刑事処分の推進
 - 第3-4-③ 地下銀行・カード不正利用事犯対策の推進

8. 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

- ○評価の過程で使用したデータや文献等
- ○評価の過程で使用した公的統計
- ○評価の過程で使用したアンケート調査等

9. 備考

【行政事業レビュー点検結果の平成29年度予算概算要求への反映内容】 予算要求を行っていないため、該当事項なし。

*1 F指標受刑者

外国人受刑者のうち、日本人と異なる処遇を必要とする者は、F指標受刑者として、その文化及び生活習慣等に応じた処遇が行われている。

*2 居住資格

出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)別表第二に定められた、永住者、定住者、日本人の配偶者等及び永住者の配偶者等の在留資格をいう。

*3 「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008(平成20年12月22日犯罪対策閣僚会議決定)」

第3-2-⑥ 不法入国等及びこれらを助長する犯罪等の取締り強化及び関係法令の整備

不法入国・不法滞在等やこれらを助長する集団密航,偽装結婚,旅券偽変造,不法就労助長等に係る 犯罪等について,関係機関間での迅速・的確な情報交換を行うなど緊密な連携を図り,取締りを強化す るとともに,新たな在留管理制度における在留カード(仮称)に係る罪の創設等より効果的な取締りの 実施のための関係法令の整備について検討する。また,外国人雇用状況届の履行徹底を図り,不法就労 防止のための事業主指導を促進する。

第3-3-③ 地域における多文化共生の推進

我が国に在留する外国人が我が国の生活環境に円滑に適応し、我が国社会の一員として日本人と同じような教育、医療、社会保障等の住民サービスを享受することのできる社会を実現するため、市区町村において、基礎的行政サービスを提供するに当たり基盤となる適法な在留外国人の台帳制度を整備するとともに、外国人児童生徒の地域・学校での受入れ体制の整備、外国人を対象とした日本語教室の設置や日本語能力を有する外国人等を対象とした指導者養成研修の実施、外国人労働者を雇用する事業者に対する外国人に関する社会保険等の加入促進、雇用不安を解消するための施策の実施、日系人集住地域やインターネット上における適正就労促進のための情報提供等地域住民と外国人の共生に向けた取組を推進する。

第3-4-① 外国人犯罪に対する厳正な刑事処分の推進

来日外国人の増加・定着化の傾向が進む中、外国人の受入れが国際組織犯罪、国際テロ、暴動等による治安の悪化の要因とならないように、外国人犯罪について、事案や組織の全容解明に努めるとともに、関係法令を駆使して関与者を的確に処罰し、犯罪収益の剥奪を徹底する。

第3-4-③ 地下銀行・カード不正利用事犯対策の推進

国際犯罪組織の弱体化を図るため、来日外国人が不法に得た収入を海外へ送金する手段として利用する地下銀行に対する取締りを徹底する。また、クレジットカード関係業界及び加盟店において、すべてのクレジットカードのICカード化等の偽造防止対策及びクレジットカード使用時の本人認証のための仕組みの整備・充実が十分に図られるよう更なる連携を進める。さらに、クレジットカードの偽造防止のため、その原料となる生カードの密輸に対してコントロールド・デリバリーを可能とする方策を検討する。

平成27年度事後評価実施結果報告書

1.	施第	名	等						(法	<u>務省27ー(5))</u>			
施		策		名	法務に関する調査研究								
					(非行り	(非行少年と保護者に関する研究)							
政	策	体	系	上	法務に関する調査研究								
の	位	置	付	け	(I - 3 - (1))								
施	策	の	概	要	内外の社会経済情勢を的確に把握し、時代の要請に適応した基本法制の								
					整備・道	整備・運用等に資するよう,法務に関する総合的・実証的な調査研究を							
					行う。	行う。							
施	施策の予算額・				区分		25年度	26年度	27年度	28年度			
執	執行額等				予算の	当初予算(a)	1, 305	_	_	_			
					状 況	補正予算(b)	0	_	_	_			
					(千円)	繰越し等(c)	0	_	_				
						合計(a+b+c)	1, 305	_	_				
					執行	額(千円)	1, 305	_	_				
政領	政策評価実施時期				平成28年8月			担当部局名	法務総合研究所総務企画				
									部企画課				
評	価	7	方	式	事業評価方式								

2. 事業等の内容

(1) 課題・ニーズ

これまでの犯罪白書等により、再犯防止対策としては、可塑性に富む少年・若年者に対する取組が重要であることが明らかとなっており、「再犯防止に向けた総合対策」*1においても同様の考えが示されている。

ところで、平成23年版犯罪白書によれば、非行少年・若年犯罪者(以下「非行少年等」という。)のおおむね7割の者が、犯罪を思いとどまる心のブレーキとして家族を挙げており、また、少年院在院中の親族との面会状況や出院後の保護者等との安定した生活の継続の有無がその後の刑事処分の状況に影響している傾向が認められた。同白書により明らかになったとおり、非行少年等の再非行・再犯を抑止するためには、非行少年等と家族の間に信頼関係を構築し、良好な関わりを保つことが重要である。

他方で、同白書は、具体的な事例を挙げながら、少年の非行や若年者の犯罪の要因に 家庭環境が関連していることも明らかにしており、少年らの保護者等による児童虐待、 過干渉及び放任、家族構成員の精神障害等など、様々な家庭内における問題点が、少年 らの発達に大きな影響を与え、非行や犯罪のリスク要因であるとしている。

さらに、再非行という観点から見ると、非行少年の再非行を抑止するためには、保護者等による更生の支援や適切な監護が重要であるにもかかわらず、現実には、少年らと保護者等との家族関係の不安定さや、保護者の監護力が低下している場合などが見受けられ、保護者等による更生の支援や再非行の抑止機能を期待できないことが少なくない。かえって、少年の非行により、新たな家庭内の問題(例えば、養育に関する保護者の自信喪失、他者からの非難に伴う社会的な孤立、転居・転職等を余儀なくされることによる経済的な困窮等)が生じ、非行以前よりも家庭の状況が悪化している場合も見受けられる。このような場合、非行少年が社会復帰を目指して少年院等で矯正教育を受けたとしても、家庭内の問題のために、その効果が減殺されてしまうおそれも少なくない。

このように、同白書の分析等を踏まえると、非行少年の再非行を抑止するためには、 保護者等による少年の支援、監護機能を向上させ、家庭内の問題を解消することが必要 であると考えられる。 「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」*²でも、少年の保護者に対する各種支援の実施が掲げられ、「少年矯正を考える有識者会議提言」*³においても、非行少年の保護者との連携の強化が提言されているところである。さらに、「再犯防止に向けた総合対策」においても、再非行抑止のための重点施策の一つとして、家族等による監督・監護の強化等が挙げられている。

以上のとおり、非行少年の保護者に対する働き掛け、支援は、再犯防止対策としての 少年に対する指導・支援の一環として重要な意義を持っている。しかしながら、その働き掛け、支援の在り方は、非行少年の保護者の実態に即したものでなければならないと ころ、その点に焦点を当てた調査はこれまで十分に行われていない。そこで、非行少年 の保護者に対する適切な働き掛けや支援の在り方を探るべく、非行少年の保護者の現状 と抱えている問題点等を的確に把握することが求められている。

(2)目的・目標

本研究の目的とする政策効果は、「非行少年の保護者の実態を明らかにするとともに、 必要な支援内容を把握することによって、少年院等による保護者への働き掛けの在り方 を検討するための基礎資料を提供すること」である。

(3) 具体的内容

ア 研究期間

平成25年度1か年

イ 研究内容

(ア) 調査の概要

一定期間に全国の少年院を仮退院する少年を対象とし、当該少年の少年院仮退院 時及び保護観察開始後6か月経過時において、以下のとおり質問票調査を実施し、 少年と保護者との関係、家庭の状況等について調査を行う。

さらに、少年記録等を活用して、少年と保護者の実態と問題点、処遇上の課題等 を調査し、質問票調査の結果と合わせ、分析を行う。

(イ) 少年院出院者の調査

少年院仮退院者に対して、質問票調査(2回)を実施し、仮退院時に、保護者との関係、家庭内の状況、保護者に対する意識等を明らかにするとともに、保護観察期間6か月経過後に、少年院出院後の保護者との関係、家庭内の状況、保護者に対する意識等の変化を調査する。

(ウ) 少年院在院者の保護者の実態調査

(イ)の対象となった少年の保護者に対して、少年の仮退院時及びその6か月後に、質問票調査を実施し、養育態度、非行原因、家庭内の問題、被害者に対する意識、矯正教育や保護観察に対する要望や評価、少年院入院後の家庭の状況・意識の変化等を調査する。

(工) 保護観察官調査

(イ)の対象となった少年の担当保護観察官に対して、保護観察開始後6か月時に、質問票調査を実施し、少年院出院後の少年と保護者との関係、保護者の状況等を調査する。

(オ) 成果物の取りまとめ

上記を総合して,非行少年等とその保護者の現状と抱えている問題等を明らかにし,関係改善や監護機能を向上させるための効果的な働き掛けに関する課題と展望を取りまとめて,法務総合研究所研究部報告として発刊する。

3. 事前評価の概要

本研究について、平成24年4月27日に実施された研究評価検討委員会(学者7名、法務省の他部局4名計11名により構成)の結果を踏まえ、評価基準(別紙1参照)第4の1に掲げる各評価項目について、次のとおり評価を行った(なお、事前評価時の施策名は、「法

務に関する調査研究(非行少年の保護者に関する研究)」である。)。

(1)必要性

本研究は、再犯防止全般において重要な位置を占める非行少年の再非行防止対策を強化するための保護者との連携強化に関わるものであって、再非行少年率が高い現状をも踏まえると、法務省の重要施策と密接に関連し、実施の必要性が極めて高く、かつ、早期に実施する必要性が高いテーマである。また、本研究は、全国の非行少年とその保護者等に関する実証的研究であって、法務総合研究所以外において代替する研究を行うことは著しく困難である。以上のことから、必要性の評点は30点中30点であった。

(2) 効率性

非行少年とその保護者等を広く対象とし、質問票調査及び公的記録により必要な統計データを確保できることから、調査対象の設定は適切なものとなる見込みである。研究の手法等は、信頼性のあるデータを収集し、統計的に適切な分析手法によることが予定されており、適切なものとなる見込みである。さらに、研究をより充実させるために研究期間・調査時期を増やすことが考えられるが、より費用を要することとなり、本研究では、特別な支出を要しない範囲で計画されており、費用対効果の観点からも十分に合理的なものとなる見込みである、以上のことから、効率性の評点は30点中24点であった。

(3)有効性

本研究は、これまで必ずしも明らかではなかった非行少年の保護者の実態等について調査するものであり、非行少年の保護者との連携を強化した処遇を行う上で重要なものであるから、少年院、保護観察所等における保護者に対する働き掛け、支援等の在り方の検討に大いに利用されることが見込まれ、有効性の評点は10点中10点であった。

(4)総合的評価

以上のとおり、本研究は、必要性、効率性、有効性のいずれの観点からも高く評価され、評点の合計点は70点中64点であったことから、本研究は評価基準第3の3に基づき「大いに効果があることが見込まれる」研究であると認められた。

4. 評価手法等

本研究に対する事後評価は、研究の成果を把握するための期間を設けるため、研究終了から一定期間経過後の平成28年度の外部有識者等で構成される研究評価検討委員会において、評価基準第4の2に掲げる各評価項目について4段階(AからD)で評価を行い、各評価に応じた評点を付すものとし、その評点の合計点に応じて、本研究の効果について判定する。

5. 事後評価の内容

本研究について、平成28年4月20日に実施された研究評価検討委員会の結果を踏まえ、 次のとおり事後評価を行った。

(1) 本研究の成果について

本研究においては、平成25年1月1日から同年3月31日までの間に、6親等以内の親族を引受人として少年院を仮退院した少年とその保護者を対象として、少年院出院時とその6か月経過時における質問紙による意識調査を実施するとともに、当該少年を担当する保護観察官に対しても質問紙調査を実施し、これらの調査結果を分析することにより、非行少年と保護者の現状と抱えている課題等について、以下の知見を得た。

ア 非行についての認識

非行の原因について、少年は、自分自身にあると捉えていたのに対し、保護者は、 少年に比べて、少年自身だけでなく、家庭や家族、友だち、学校や職場等多方面にあ ると考えていた。また、少年は、再非行を思いとどまらせる「心のブレーキ」につい て、出院時・出院6か月後共に、「父母」の割合が最も高かった。

イ 出院時における不安と出院後に実際に直面した問題

出院時に不安を感じていなかったものの、出院後に直面した問題としては、少年・保護者共に、「家族関係」の割合が最も高かった。また、保護者では、「保護司等との関係」について、出院時における不安に比べて、出院後に実際に問題に直面した割合が高かった。

ウ 家族・家庭についての認識

家庭や家族の状況について、出院時では、少年は、保護者と比べて、問題があると認識しており、特に、「家族仲が悪い」については、親子間で認識のずれが大きかった。出院6か月後では、少年は、「家族関係」に問題がある、あるいは「家族仲が悪い」と認識している者の割合が低くなっているのに対し、保護者は、「家族仲が悪い」と認識している者の割合が高くなっていた。なお、出院6か月後の時点で家族関係に問題がある少年は、自己評価において否定的傾向が強く、家庭環境・内面ともに改善更生に向けた負因を多く抱えている可能性があること、少年院出院後のわずかな期間であっても、威圧的・拒否的・暴力的と評価されるような不適切な養育態度が、少年の否定的な自己評価を増大させ、改善更生の妨げとなる可能性があることが示唆された。

エ 養育態度・更生支援的行動についての認識

養育態度や更生支援的行動についても、親子間で認識のずれがあり、保護者は、少年の立ち直りに向けて自らの養育態度を改め、更生支援的な行動を取ろうと努力している様子がうかがわれたものの、そのような保護者の認識や行動が、少年には十分に認識されていない様子がうかがわれた。もっとも、保護者が更生支援的に行動するほど、少年の生活状況が良好になる可能性も示唆された。

才 提言

以上の調査・分析を踏まえて、本研究では、保護者が有効かつ継続的に少年の立ち直りを支援するためには、少年院や保護観察所においては、今まで以上に、少年院在院時の段階で、これまで直面してきた問題や出所後に直面するであろう問題について、しっかり考えさせ、具体的な解決策が見つけられるように支援することが重要であり、出院後においても、保護観察官や保護司等が、保護者の養育態度や更生支援的行動を具体的に把握し、その努力を評価し、保護者に対する支援的な働き掛けを継続すること、少年に対するより良い注意指導の在り方等を具体的に助言していくことが有効であり、また、少年の更生に資するよう保護者が努力していることについても、少年に具体的に伝わるように支援することが有効であることなどを提言した。

カー成果物

本研究の成果は、研究部報告54「非行少年と保護者に関する研究-少年と保護者への継続的支援に関する調査結果-」として公刊され、法務省関係部局や犯罪者処遇等を研究する大学研究者等に配布・送付されたほか、法務省ホームページ上でも閲覧・ダウンロードが可能な形で広く一般に公開されている、また、本報告書刊行に併せ、刑事政策に関する雑誌に本研究の概要を紹介する記事を掲載した。

(2) 各評価項目の判定

評価基準第4の2に掲げる各評価項目について、研究評価検討委員会において評価した結果は別紙2のとおりである。

(必要性の評価項目)

本研究は、非行少年の保護者の実態を明らかにするとともに、必要な支援内容を把握することによって、少年院等による保護者への働き掛けの在り方を検討するための基礎資料を提供することを目的としたものであるところ、犯罪対策閣僚会議が平成20年12月に決定した「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008」において、少年の保護者に対する各種支援の実施が掲げられたほか、平成24年7月に決定した「再犯防止に向けた総合対策」において、少年・若年者等への対策として、家族等への相談助言体制の強化

が掲げられていることなどからしても、法務省の施策に関連するものとして実施の必要性が極めて高かった。また、本研究は、少年院を仮退院した少年とその保護者を対象とした意識調査を行っており、非行少年と保護者を一組として調査分析した研究は、我が国では例がないことに加え、担当保護観察官に対する調査をも実施したことにより、第三者による客観的な評価においても測定分析しており、法務総合研究所以外の研究機関では同様の研究を行うことが著しく困難であり、代替性のない研究であった。なお、研究評価検討委員会における必要性を評価する2項目の評点は、20点中20点であった。

(効率性の評価項目)

本研究では、一定期間に少年院を仮退院した非行少年とその保護者について、偏りなく全国規模で調査対象としており、対象者数に照らしても、調査対象の設定は非常に適切なものであった。研究期間の制約もあり、長期的な追跡調査にまでは至らなかったものの、短期間とはいえ、我が国において、同様の規模で、この種の縦断調査を実施した例はなく、実施体制及び手法は適切なものであった。特別な支出を要しておらず、費用対効果の観点からも十分に合理的なものであった。なお、研究評価検討委員会における効率性を評価する3項目の評点は、30点中27点であった。

(有効性の評価項目)

本研究の報告書は、研究成果の全体を簡潔にまとめた「要旨紹介」を巻頭に掲載した上で、非行少年や保護者の認識について、非行、家庭・家族及び更生支援に対するニーズとに明確に分けて紹介しているほか、少年の出所後の変化に影響を与える要因等についても考察していることに加え、外部の研究者による考察内容についても掲載しているなど、実務家にとっても、実務家以外の者にとっても、分かりやすい内容となっている。また、本研究を基礎として、今後も、少年院出院者に対する長期間の追跡調査を実施することとしており、その調査結果とも併せて、本研究の成果は、施策の立案や研究等に今後大いに利用される見込みである。なお、研究評価検討委員会における有効性を評価する2項目の評点は、20点中20点であった。

(3)総合評価

したがって、本研究は、必要性、効率性及び有効性のいずれの観点からも高く評価することができ、研究評価検討委員会における評価の合計点は、70点中67点であったことから、評価基準第3の3に基づき、総合評価としては、大いに効果があったと評価できる。

6. 学識経験を有する者の知見の活用

(1) 実施時期

平成28年7月1日

(2) 実施方法

会議

(3) 意見及び反映内容の概要

〔意見〕

この研究によって、最終的な政策目標に達するだけの具体的な施策というものにつなげていくという、研究に関するPDCAサイクルが必要ではないか。

また,このような調査は単年度ではなく,より長期的に取り組むべきではないか。 [反映内容]

個々の研究成果が、今後の具体的な施策に活用されるように、研究内容につき法務省職員に対する研修及び説明会を実施する等、より効果的な周知に努めるとともに、研究テーマの選定や研究計画を立案する際においても、将来の施策につながるような具体的なニーズの把握に努めていく。

また、本研究は、我が国では先例の乏しい研究であったこともあり、単年度で実施さ

れたものであるが、本研究の成果を踏まえ、今後は、より長期的な調査が実施できるように努めていく。

7. 施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)

- ○子ども・若者ビジョン(平成22年7月23日子ども・若者育成支援推進本部決定)*4
 - ・第2-2-(2) 困難を有する子ども・若者やその家族を支援する取組
 - ・第3-2-(1)-③ 非行・犯罪に陥った子ども・若者の支援等
 - ・第3-3-(2)大人社会の在り方の見直し
 - ・第4-(1) 子ども・若者に関する実態等の把握、知見の集積と共有
- ○少年矯正を考える有識者会議提言 社会に開かれ、信頼の輪に支えられる少年院・鑑別 所へ - (平成22年12月7日)
 - 第5-2-(2)-ウ保護者との連携強化
- ○再犯防止に向けた総合対策(平成24年7月20日犯罪対策閣僚会議決定)
 - ・第1-2-(1) 早期対策が必要な少年・若年者
 - ・第3-1-(1) 少年・若年者及び初入者に対する指導及び支援

8. 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

- ○評価の過程で使用したデータや文献等
- ○評価の過程で使用した公的統計
- ○評価の過程で使用したアンケート調査等

9. 備考

研究部報告32「最近の非行少年の特質に関する研究」(URL:http://www.moj.go.jp/housouken/housouken03_00018.html)

【行政事業レビュー点検結果の平成29年度予算概算要求への反映内容】 予算要求を行っていないため、該当事項なし。

*1 「再犯防止に向けた総合対策(平成24年7月20日犯罪対策閣僚会議決定)」

第1-2-(1)早期対策が必要な少年・若年者

少年期から成人後数年間における再犯防止対策の重要性を示しており、他の年齢層と比べて可塑性 に富み、社会復帰のための環境も整いやすいことを踏まえ、少年・若年者に焦点を当てた取組を強化 する必要がある。

第3-1-(1)少年・若年者及び初入者に対する指導及び支援

少年・若年者及び初入者に対しては、再犯の連鎖に陥ることを早期に食い止めるために、個々の犯罪・非行歴、家庭環境、交友関係、発達上の課題、生活設計等を的確に把握し、これらに応じた指導・支援を集中的に実施する。

また、関係諸機関の連携の下で、刑務所等収容中から出所後の保護観察までの過程を通じて、家族等からの相談に応じ助言等を行う態勢を強化するなど、家族等による監督・監護の強化や、これを補完する支援者による支援の輪の拡充を図る。

*2 「犯罪に強い社会の実現のための行動計画2008 (平成20年12月22日犯罪対策閣僚会議決定)」 第2-1-① 保護者に対する各種支援の実施

身近な地域において、子育て経験者や民生委員・児童委員、保健師等の専門家が連携し、子育てに 関する学習機会・情報の提供、専門的人材の養成等の家庭教育に関する総合的な支援を促進するとと もに、問題を抱える保護者に対する相談機会の提供、就労支援の充実を図る。

*3 「少年矯正を考える有識者会議提言-社会に開かれ、信頼の輪に支えられる少年院・少年鑑別所へ-(平成22年12月7日)」

第5-2-(2)-ウ保護者との連携強化

少年法においては、保護者に付添人選任権(第10条 1 項)、抗告権(第32条)等の権利が付与されるなど、少年の権利・利益の擁護者としての立場が明らかにされている。矯正教育において、保護者は、少年の権利・利益の擁護者であると同時に、少年の立ち直りのために、少年院職員とともに努力する責務を持つ者である(この点は法令等による明確化が望ましい。)。少年院は、保護者がこのような両側面を備えた立場にあることを踏まえた上で、少年の円滑な社会復帰を期するために、保護者との緊密な連携を図っていくことが不可欠である。

平成19年の少年院法の一部改正により、少年院長は、矯正教育の実効を上げるため、保護者に対する 指導、助言その他の措置をとることができることとなり、これを受け、各処遇現場では保護者に対する 措置について様々な実践がなされてきている。今後は、例えば、それらの現場実践を集約し、少年院に おける保護者に対する措置の標準化を図るなど、その一層の充実に取り組むべきである。

また、少年院に対する保護者の十分な理解と協力を得られるよう、矯正教育等の実施状況に関する情報提供等を積極的に行う必要がある。その際は、例えば、現在運用されている保護者ハンドブックに、不服申立制度を始め保護者が承知しておくべき基本的な情報を確実に盛り込むべきである。保護者との面会時間についても、情報提供や保護関係の調整等のために必要な時間が確保されるよう一層柔軟な運用が行われるべきである。

さらに、少年院が保護者から親としての思いや事情を聞き取って、それらを処遇に反映させていく取組も今後一層大切になってくるものと思われる。なお、保護者から理不尽・不適切な要望が寄せられた場合には、第一線職員が理を尽くした適切な助言・指導を行うべきことはもちろんであり、個々の職員の心理的負担なども考慮し、個ではなく組織として対応できるような体制が構築されるべきである。

このような施設と保護者とのやり取りは、保護者に対し、監護に関する責任を自覚させ、社会復帰後の受け入れ準備を促す者となる一方、職員に対しては、保護者の視点を踏まえた、一層適正かつ有効な処遇を実施していく動機付けともなり得るであろう。

*4 「子ども・若者ビジョン(平成22年7月23日子ども・若者育成支援推進本部決定)」

第2-2-(2)困難を有する子ども・若者やその家族を支援する取組

非行や犯罪に陥った子ども・若者については、その抱える困難に配慮し、社会の一員として立ち直ることができるよう支援します。子ども・若者本人だけでなく、家族に対する支援も行います。

第3-2-(1)-③ 非行・犯罪に陥った子ども・若者の支援等

「更生保護活動サポートセンター」や「サポートチーム」の活用等により、非行防止と立ち直りのために、少年やその家族等の支援を推進します。

第3-3-(2) 大人社会の在り方の見直し

少年院在院者の保護者に対する実効性のある指導・助言を行うなど、適切な措置の充実・強化を図り ます。

保護観察に付されている少年の保護者に対して、引受人会を実施するほか、少年の監護に関する責任を自覚させ、監護能力が向上するよう働き掛けを行います。

第4-(1)子ども・若者に関する実態等の把握、知見の集積と共有

子ども・若者育成支援施策の企画・立案,実施に際し客観的で幅広い情報の十分な活用等に資するため,心身の状況,成育環境,非行,社会的自立の状況等に関する子ども・若者やその保護者の実態・意識等について調査研究を推進します。

その際、男女別に実態把握を進めるとともに、子ども・若者の育成支援や課題の解決には幅広い分野の関わりが必要なことを踏まえ、行政分野横断的・学術的・国際的な調査研究の充実を図ります。

平成27年度政策評価書要旨

(法務省27-(4))

評価実施時期:	平成28年8月	担当部局名:法務総合	研究所総務企画部企画課
施 策 名	法務に関する調査研究(外国人の犯	罪に関する研究)	政策体系上の位置付け
		(評価書58頁)	I - 3 - (1)
施策の概要	外国人による犯罪の実態と現状を	明らかにし、犯罪防止	:策及び処遇の在り方を
(事業の概要)	検討するために有益な基礎資料を提	供する。	
予 算 額	平成24年度予算額: 507千円	評 価 方 式	事業評価方式
	平成25年度予算額:4,154千円		
施策評価の	本研究は、外国人による犯罪の実	態と現状を明らかにし	, 犯罪防止策及び処遇
	の在り方を検討するための基礎資料		
	部有識者等で構成される研究評価検	討委員会による評価を	・受け,その評価基準(研
	究評価検討委員会における評価基準)に従って70点満点中	□56点以上の評価を得る
	ことを目的とした。		
	本研究は,犯罪対策閣僚会議が平	成20年12月に決定した	1 「犯罪に強い社会の実
	現のための行動計画2008」において	,外国人犯罪に対する	厳正な刑事処分の推進
	等が掲げられていることからしても	,実施の必要性が極め)て高い研究である。本
	研究では,一定時期に刑事施設に入	所した全外国人受刑者	fを対象とした特別調査
	を実施しており, 法務省以外で実施	することは著しく困難	性で代替性のない研究で
	ある上,全施設の全外国人受刑者を	対象としたものであり	,調査対象の設定も適
	切であった。また,本研究は,刑事	施設等が保有する公的	記録等の信頼性の高い
	データに基づき,実務経験を有する	研究官等が専門知見を	もって分析したもので
	あり,研究の実施体制・手法は非常	に適切なものであり,	費用対効果の観点から
	も十分に合理的なものであった。		
	本研究の研究成果は、内容も明確	な構成となっており,	従来にない大規模かつ
	詳細な調査であったことを踏まえる	と,外国人犯罪者に対	けする施策や再犯防止対
	策の検討のための基礎資料や,大学	の研究等に今後大いに	利用される見込みであ
	る。		
	上記のとおり、本研究は、必要性	, 効率性及び有効性の	いずれの観点からも高
	く評価することができ, 評点の合計	点は70点中67点であっ	たことから、評価基準
	第3の3に基づき、「大いに効果があ	らった」と評価できる。	0
	(評価結果の今後の政策への反映の	方向性等)	
	委員から,この研究によって,最	終的な政策目標に達す	るだけの具体的な施策
	というものにつなげていくという,	研究に関してのPDC	CAサイクルが必要では
	ないかという指摘を受けたことから	, 今後は, 個々の研究	己成果が具体的な施策に
	活用されるように、より効果的な周	知に努めるとともに,	研究テーマの選定や研
	究計画を立案する際においても,将	来の施策につながるよ	こうな具体的なニーズの
	把握に努めていくこととする。		
施策に関係す	施政方針演説等 年月日	記載導	事項 (抜粋)
	犯罪に強い社会の実現 平成20年12月		等及びこれらを助長する犯罪等の取締り強化及
政策(施政方			
針演説等のう	僚会議決定)	第3-4-①外国人犯罪	
ち主なもの)		第 3 - 4 - ③ 地下銀行・	・カード不正利用事犯対策の推進

平成27年度政策評価書要旨

(法務省27-(5))

評価実施時期:	平成28年8月	担当	当部 局名:法務総合	研究所総務企画部企画課
施 策 名	法務に関する調査研究	(非行少年と保護:	者に関する研究)	政策体系上の位置付け
			(評価書72頁)	I - 3 - (1)
施策の概要			•	な支援内容を把握する
(事業の概要)	ことによって, 少年院等		の働き掛けの在り	方を検討するための基
	礎資料を提供すること。			
予 算 額	平成25年度予算額:1,3	805千円	平 価 方 式	事業評価方式
施策評価の	本研究は、非行少年の	の保護者の実態を	明らかにするとと	もに、必要な支援内容
結果の概要	を把握することによって	て, 少年院等によ	る保護者への働き	:掛けの在り方を検討す
	るための基礎資料を提信	共することを目的	とし,この観点か	ら外部有識者等で構成
	される研究評価検討委員	員会による評価を	受け, その評価基	達 (研究評価検討委員
	会における評価基準)は	こ従って70点満点	中56点以上の評価	fを得ることを目的とし
	た。			
	本研究は、犯罪対策	閣僚会議が平成20	年12月に決定した	「犯罪に強い社会の実
	現のための行動計画200)8」において,少	年の保護者に対す	る各種支援の実施が掲
	げられたほか,平成24年			· · · · · · · · -
	少年・若年者等への対策	策として,家族等	への相談助言体制	の強化が掲げられてい
				て実施の必要性が極め
	, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	- , , , , , -	- ,	装着を一組として調査
	分析したものであり,法			
		- '		退院した非行少年とそ
				3り、実施体制及び手法
	は適切なものであり、引			=
				は識について、非行、家
				3介しているほか,少年
				分かりやすい内容とな
		研究の成果は、 施	東の立案や研究等	5に今後大いに利用され
	る見込みである。	A 가 표 사 A	去此刀邓子共此。	11、光点 の知 上上 さ 4 古
	•			いずれの観点からも高
				, 評価基準第3の3に
	基づき、大いに効果がる	めったと評価でき	る 。	
	 (評価結果の今後の政策	生への 日味の 古向	性 笙 \	
				⁻ るだけの具体的な施策
				るたりの具体的な過來 Aサイクルが必要では
				だ成果が具体的な施策に
				研究テーマの選定や研
				うな具体的なニーズの
	把握に努めていくこと。			
施策に関係す	施政方針演説等	年月日	記載哥	事項 (抜粋)
	再犯防止に向けた総合	, , ,		対策が必要な少年・若
政策(施政方		日(犯罪対策閣	年者	
針演説等のう		僚会議決定)	4	・若年者及び初入者に
ち主なもの)			対する指導及び	
針演説等のう	対策 		第3-1-(1)少年	

政策評価調書(個別票1)

【政策ごとの予算額等】

	政策名		検 (適	察権の適正迅速な行使 正迅速な検察権の行使)			
	評価方式	-	政策目標の達成度合い		~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	持号	7
		25年度	26年度	27年度	28年度	29年	度概算要求額
	当初予算(千円)	4, 714, 166	5, 055, 572	5, 010, 825	4, 999, 304	ļ.	4, 984, 10
予 算	補正予算(千円)	△ 8, 930	0	0	C		
の状況	繰越し等(千円)	0	7, 817	0			
	計(千円)	4, 705, 236	5, 063, 389	5, 010, 825			
執 行 額 (千円)		4, 471, 911	4, 640, 819	4, 653, 041			
	政策評価結果の概算要求 への反映状況						

政策評価調書(個別票2)

政策名			検察権の適正式 (適正迅速な検察			(千円)				
				予 算 科 目		-			章額	
	整理番号	会計	組織/勘定	項		事	項	28年度 当初予算額	29年度 概算要求額	政策評価結果の反映に よる見直し額(削減 額)合計
対応表に おいて●										
となっているもの				小計				の内数	の内数	
	♦ 1	一般	検察庁検乳	察費	検察権の行使	に必要な経費		4, 999, 304	4, 984, 103	
対応表に										
おいて◆ となって										
いるもの										
				小計				4, 999, 304 の内数		
									< >	
								< >	< >	
対応表に おいてO となって								< >	< >	
いるもの								< >	< >	
		I		小計				0.1**	O th**	
								の内数 < >	の内数 < >	
									< >	
対応表に おいて◇									< >	
となって いるもの									< >	
				小計						
				12191				の内数 4, 999, 304		
				合計				の内数		

政策評価調書(個別票1)

【政策ごとの予算額等】

予 補 立 D	評価方式 予 算 (千 円)	実績 25年度 3,742,653	政策目標の達成度合い 26年度 3,549,963	相当程度進展あ		8
· 補 正				27年度	00 F F	
· 補 正		3, 742, 653	3 549 963		28年度	29年度概算要求額
	予算(千円)		0, 043, 300	3, 465, 886	3, 305, 384	4, 503,
) 		△ 120, 924	311, 358	304, 942	114, 172	
	し等(千円)	0	22, 866	0		
計(千円)		3, 621, 729	3, 884, 187	3, 770, 828		
執 行 額 (千円)		3, 501, 710	3, 641, 049	3, 253, 034		
	F価結果の概算要求 への反映状況	政策評価結果を踏まえ, 「サイバー極的に推進することとし,これに必	-犯罪への対処能力の充実・強化 要な経費を引き続き概算要求し <i>1</i>	」, 「犯罪被害者に対する対応(こ。	の充実」及び「検察広報の積	ⅰ極的推進」等の事業を

政策評価調書(個別票2)

政策名		検察権の適正迅速な行使 (検察権行使を支える事務の適正な運営) 番号 8									(千円)
					予 算 科	目		予算額			
	整理	番号	会計	会計 組織/勘定 項			事	項	28年度 当初予算額	29年度 概算要求額	政策評価結果の反映に - よる見直し額(削減 額)合計
	•	1	一般	法務本省	検察企画調整費	検察の企画記	検察の企画調整に必要な経費		44, 221	42, 291	△ 164
対応表に おいて●	•	2	一般	検察庁	検察運営費	検察運営に必	必要な経費		3, 261, 163	4, 460, 761	△ 334, 076
となっているもの					小計				3, 305, 38 の内数		△ 334, 240
対応表に おいて ◆											
となっているもの											
		ı	ı	T	小計				の内数	の内数	
										>	
対応表に おいて〇		ļ								>	•
となっているもの										· < >	
					小計				の内数		
									< >	< >	
対応表に									< >	< >	
おいて◇ となって									< >	< >	
いるもの									< >	·< >	
					小計				の内数	の内数	
					合計				3, 305, 384 の内数		△ 334, 240

政策評価調書(個別票3)

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名			検察権の (検察権行使を3	D適正迅速な行使 をえる事務の適正	Eとな運営) 番号 番号			8	(千円)
			予算額						
事務事業名	事務事業名 整理番号 28年度 当初 予算額 概算要求額 増△減額 よる見直し額(削減額)			政策評価結果の概算要求への反映内容					
各種犯罪への対応	• 1	40, 931	40, 773	△ 158	△ 164	研修計画及び物品 の削減を図った。	品の購入計画につい	いて,廃止又は変更	を行うことにより, 経費
選挙事犯の取締り対応	• 1	1, 772	0	△ 1,772					
検察庁における司法修習の実 施	• 2	58, 355	42, 225	△ 16, 130	△ 16, 130				て, 執行実績を踏まえた により経費の削減を図っ
検察総合情報管理システムの 運営	• 2	1, 931, 749	2, 167, 727	235, 978	△ 254, 400	検察総合情報管理 ンターに設置する を図っているとこ するまで延伸を図	型システムについて 5基幹及び犯歴機能 ころ, 基幹機能機器 図ることにより, リ	「は,情報管理セン €の機器の統合を行 員等について,リー リース料の削減を図	ター及びバックアップセって、システムの効率化 ス期間満了後も作業完了った。
選挙事犯の取締り対応	• 2	23, 018	0	△ 23,018					
各種犯罪への対応	• 2	1, 198, 305	2, 206, 073	1, 007, 768	△ 63, 546	研修計画及び物品 の削減を図った。	品の購入計画につい	いて,廃止又は変更	を行うことにより、経費
合計		3, 254, 130	4, 456, 798	1, 202, 668	△ 334, 240				

平成28年度事後評価の実施に関する計画(政策評価の事前分析表)

(法務省28-(6))

施策名	検察権行使を支える事務の適正な運営
担当部局名 ————	刑事局総務課企画調査室
施策の概要	検察活動が社会情勢の推移に即応して有効適切に行われるようにするため、検察運営の全般にわたって改善を加え、検察機能のより一層の強化を図る。
政策体系上の位置付け	検察権の適正迅速な行使 (II-4-(2))
達成すべき目標	・サイバー犯罪* [*] が増加傾向にあることなどから、コンピュータネットワークの仕組みやサイバー犯罪で利用される技術的手口を広く理解し、的確な捜査手法を習得させ、また、証拠の保全や解析に関する技術を向上させて、サイバー犯罪に対処するための職員の捜査能力の向上を図る。 ・犯罪被害者等基本法* ² 及び同基本計画を踏まえ、検察における犯罪被害者の保護・支援を充実させるために職員の意識や対応技能の向上を図る。 ・小・中・高等学校の児童・生徒や一般市民等に対し刑事手続における検察の機能や役割を広報活動や法教育活動を通じて周知し、検察の業務等についての理解を深めることを通じて、刑事司法の円滑な運営をより一層促進する。
目標設定の考え方・根拠	・コンピュータ利用者の急速な増加とコンピュータネットワークが世界的規模の不可欠な社会的基盤を形成していることに伴い、サイバー犯罪も年々増加傾向にある上、犯罪形態も複雑・巧妙化し、かつ、多様化しつつある。捜査に当たる職員に対して、サイバー犯罪の特質の理解と専門的な知識・技術を習得させて、職員の捜査能力の向上を図る必要がある。 ・平成28年4月に第3次犯罪被害者等基本計画*3が策定され、犯罪被害者施策の一層の充実化が図られているところである。犯罪被害者に対しては、第3次犯罪被害者基本計画を踏まえた上で、その立場や境遇に配慮した適切な保護・支援を充実させる必要があるところ、検察においても対応する職員の意識や技能の向上に取り組む必要がある。・刑事裁判は法と証拠に基づいて行われるものであるところ、証拠収集における一般市民の協力は不可欠のものであり、また、平成21年5月に始まった裁判員裁判は年々社会に浸透しつつあるが、国民にとっては一生に一度経験するかしないかの重大な社会活動であり、依然として、裁判員制度の意義等に関する広報啓発活動は重要である。そこで、広報や法教育の場を利用して、検察の機能や、刑事裁判における検察の役割について、検察官等から講義・説明を行うことで、検察の業務等を国民に正しく理解してもらうことが必要となる。
施策に関係する 内閣の重要政策 (施政方針演説 等のうち主なも の)	〇第3次犯罪被害者等基本計画(平成28年4月閣議決定) Vー第2-3-(1)-オ 職員等に対する研修の充実等
政策評価実施 予定時期	平29年8月

測定指標	基準		施策の進捗状況(目標)
测 足指标	基 华	基準年度	28年度
1 サイバー犯罪に対処する捜査能力の充実・強化	-	-	サイバー犯罪の捜査に当たる職員に対し、捜査 手法や証拠保全・解析技術を習得させる研修を実施し、捜査能力の向上を図る。

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

サイバー犯罪が年々増加傾向にある上、犯罪形態も複雑・巧妙化し、かつ、多様化しつつある状況の中、東京地方検察庁や大阪地方検察庁等において、サイバー係検事を置くなどの対策を講じているところである。加えて、捜査に当たる職員に対し研修を実施することにより、コンピュータネットワークの基礎的な仕組みとサイバー犯罪で利用される技術的手口を理解させるとともに、サイバー犯罪に対処する的確な捜査手法を習得させ、また、証拠となる電磁的記録の保全や解析に関する技術を向上させて、より効果的な捜査を実現する必要がある。

そこで、捜査に当たる職員が、サイバー犯罪に対処するための知識と技能を習得できる研修を全国規模で 実施し、捜査能力の向上を図ることを目標とした。

具体的には、下記参考指標の実績値を含め、研修内容を分析することにより、達成度合いを評価すること とした。

施策の進捗状況(実績)

27年度

コンピュータネットワーク及びセキュリティシステムの基礎的な仕組み、サイバー犯罪で利用される技術的手口の理解、デジタルフォレンジックを利用した捜査手法の習得を目的とし、サイバー犯罪及び独自捜査事件の捜査に当たる検事を対象としたネットワークフォレンジック研修*5を実施した。

同研修では、コンピュータ犯罪をめぐる諸問題や情報セキュリティに関する講義のほか、不正アクセス・ 侵入方法や攻撃を受けたコンピュータの検証・ログ解析に関する委託業者による講義・実習を実施した。

また、デジタルフォレンジックについての基礎的知識の理解と電磁的記録の収集、保全及び解析を適切に行うための基礎的技術の習得、デジタルフォレンジックを活用した捜査能力の養成を目的として、電磁的記録証拠の収集、保全及び解析の捜査に現に従事等している検察事務官を対象としたデジタルフォレンジック研修 \mathbf{I}^{*6} を実施した。

同研修では、デジタルフォレンジックの基礎的知識に関する講義のほか、電磁的記録証拠の収集、保全及び解析等を適切に行うための委託業者等によるデジタルフォレンジック機器を使用した実習、警視庁捜査支援分析センター警察官による講義等を実施した。

さらに、スマートフォンに対するデジタルフォレンジックについての基礎的知識の理解と電磁的記録の収集、保全及び解析を適切に行うための基礎的技術の習得、デジタルフォレンジックを活用した捜査能力の向上を目的として、デジタルフォレンジック研修修了者等(検察事務官)を対象としたデジタルフォレンジック研修 I (スマートフォン編) *⁷を実施した。

同研修では、電磁的記録の収集、保全及び解析を適切に行うための委託業者によるスマートフォンの概要 と証拠保全等の講義、データ解析等の実習等を実施した。

4. 4. 15. 17.	年度ごとの実績値							
参考指標	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度			
ネットワークフォレンジック研修参加者に対するアンケート調査結果(研修を理解したとする回答率(※))(%)	_	_	100. 0	100. 0	92. 0			

デジタルフォレンジック研修 I 参加者に対するアンケート調査結果(研修を理解したとする回答率)(%)	I	88. 1	95. 0	98. 3	95. 0
デジタルフォレンジック研修Ⅱ (スマートフォン編)参加者に対するアンケート調査結果 (研修を理解したとする回答率) (%)		-	_	96. 6	92. 0

※平成25年度は「役立つ内容であった」とする回答率

	測定指標			施策の進捗状況(目標)		
			基準年度	28年度		
2	被害者支援担当者の育成	ı	ı	被害者支援担当者に対して、個々の犯罪被害者に必要とされる支援・保護ができるような知識や技能を習得させる研修を実施し、対応能力を向上させる。		

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

突然の犯罪により被害者となった方々の置かれた立場や環境は千差万別である。国の施策として行われる 犯罪被害者支援策は、全国均質である必要があり、また被害者の現状を把握した細やかな対応でなければな らない。そのためには、被害者支援担当者(被害者支援員*⁸及び被害者支援を担当する検察事務官)の対応 能力を磨き、被害者支援の充実を図ることが必要である。

そこで、被害者支援担当者に対し、被害者支援のための諸制度の理解を促して対応技能の習得ができるような研修を全国規模で開催し、能力を向上させることを目標とした。

具体的には、下記参考指標の実績値を含め、研修内容を分析することにより、達成度合いを評価することとした。

施策の進捗状況(実績)

27年度

犯罪被害者対応に必要な知識・技能を習得させる目的で、被害者支援担当者(被害者支援員及び被害者支援を担当する検察事務官)を対象とした中央研修を実施した。

研修では、法務・検察における被害者施策やこれに関連する制度等の説明、臨床心理士による犯罪被害者の心情等に関する講義及び実際に被害に遭った経験のある犯罪被害者支援団体職員からの犯罪被害者の心情及び必要とする支援に関する講義、各庁における被害者支援に関する活動の実情や問題点等についてのフリーディスカッション、最高検察庁検事による検察庁における被害者支援への取組に関する説明を行った。

全	年度ごとの実績値					
参考指標	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
被害者支援担当者中央研修参加者に対するアンケート調査結果(研修を有意義とする回答率)(%)	95. 0	88. 8	91. 3	95. 0	94. 9	

	測定指標	基準		施策の進捗状況(目標)
测 定拍標		本华 	基準年度	28年度
3	検察の機能や役割に関する広	_	-	国民に対して幅広く検察活動の意義や役割を理

解してもらうため、地域に密着した効果的な広報活動を実施する。

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

国民の安全な生活を守るための適正・迅速な検察活動を行うためには、国民の理解と協力が不可欠であり、また、国民が参加する裁判員裁判の実施にも国民の理解と協力が必要である。そのためには、検察が行う捜査・公判活動等の意義・役割を国民に分かりやすく、かつ、正しく伝える広報活動が重要となる。

そこで、全都道府県に配置されている検察庁組織のメリットをいかし、一般市民から小・中・高校生に至るまで幅広い国民を対象に出前教室や移動教室による検察庁の業務説明や法教育に関する授業を実施するなど、地域に密着した効果的な広報活動を実施することを目標とした。

具体的には、下記参考指標の実績値を含め、活動内容を分析することにより、達成度合いを評価すること とした。

施策の進捗状況(実績)

27年度

検察庁の組織や刑事手続の概要等を説明したパンフレットを利用し、これまでに培ったネットワークや経験を活用して、全国の検察庁において広報活動を実施した。また、法教育の重要性が高まっていることから、教員研修や出前教室・移動教室等の教育の現場を対象とした広報活動のほか、一般市民や企業等を対象とした講演会、説明会を積極的に行った。

参考指標		年度ごとの実績値						
少 有相保	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度			
広報活動の実施回数(回)	1, 187	1, 135	1, 158	1, 069	1, 029			

達成手段		予算額計(執行額)		28年度 当初	関連する
(開始年度)	25年度	26年度	27年度	予算額	指標
①検察庁における司法修習 の実施 (平成4年度)	57百万円 (49百万円)	62百万円 (51百万円)	59百万円 (43百万円)	58 百万円	ı
達成手段の概要等					行政事業 事業番号
司法修習生に対し、事件の捜査等の検察庁における検察実務を体得させることを目的 とし、全国50地検において、年度ごとの司法修習生を受け入れて実務修習を行う。司法				00	13

修習生の増加や司法制度改革による法曹養成制度の見直しに伴う司法修習カリキュラム変更に実効的に対応 しながら、指導係検事により協議会を開催するなどしつつ、事件の捜査等の検察実務修習を実施している。

達成手段		予算額計(執行額)			関連する
(開始年度)	25年度 26年度 27年度			当初 予算額	指標
②検察総合情報管理システムの運営 (平成15年度)	1, 748百万円 (1, 737百万円)	1,882百万円 (1,851百万円)	1, 638百万円 (1, 598百万円)	1, 932 百万円	I
				平成28年	行政事業

達成手段の概要等	レビュー事業番号
検察庁の規模及び繁忙度に応じて整備されていた東京地検検務電算システム、クライ	0014
アント・サーバ方式による検務電算システム,犯歴システム及び検察庁情報ネットワー「	

クシステムについて、これらの機能を統合し、検察が有する各種情報を全国レベルで総合的に管理・共有できる検察総合情報管理システムを構築して全国の検察庁に整備したことから、その安定的かつ効率的な運用・管理を行う。

達成手段		予算額計 (執行額)			
(開始年度)	25年度	26年度	27年度	当初 予算額	する 指標
③各種犯罪への対応 (一年度)	881百万円 (835百万円)	1,856百万円 (1,696百万円)	1,710百万円 (1,571百万円)	1, 239 百万円	1, 2, 3
達成手段の概要等					行政事業 事業番号
国際的組織犯罪、組織的薬物・暴力団犯罪及び国民に身近な重大犯罪の増加に対処し迅速かつ的確な捜査を遂げるため、厳正な科刑を実現するとともに、被害者等支援を					15
図る。	07207, IAXIL 1811-1811				

特捜・財政経済事犯についても迅速かつ的確な捜査を遂げ、厳正な科刑を実現することによって、社会経済システムの安定・活性化を図る。

国際犯罪や組織的犯罪、特捜・財政経済事犯の迅速・適正な捜査処理及び公訴維持のために必要な体制を整備する。

犯罪被害者への対応を円滑かつ適正に行い,各種の犯罪に対する検察活動を充実強化するために必要な体制を整備するとともに,捜査方針の立案や関係機関等と調整を行う。

本施策を推進することにより、社会情勢の変化に的確に対応できる検察運営の改善や検察機能の一層の強化を図る。

		28年度		
施策の予算額・執行額	25年度	26年度	27年度	当初予算額
心宋の『昇哉・刊1] 戗	3,622百万円 (3,502百万円)	3,884百万円 (3,641百万円)	3,771百万円 (3,253百万円)	3, 305 百万円

*1 「サイバー犯罪」

コンピュータウイルスによる攻撃やコンピュータネットワークを悪用した犯罪などを総称したもの。

*2 「犯罪被害者等基本法 (平成16年法律第161号)」

(保護,捜査,公判等の過程における配慮等)

第19条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の保護、その被害に係る刑事事件の捜査又は公判等の過程において、名誉又は生活の平穏その他犯罪被害者等の人権に十分な配慮がなされ、犯罪被害者等の負担が軽減されるよう、犯罪被害者等の心身の状況、その置かれている環境等に関する理解を深めるための訓練及び啓発、専門的知識又は技能を有する職員の配置、必要な施設の整備等必要な施策を講ずるものとする。

*3 「第3次犯罪被害者等基本計画(平成28年4月1日閣議決定)」

V-第2-3-(1)-オ 職員等に対する研修の充実等

法務省において、検察官、検察事務官に対する各種研修の機会における「犯罪被害者支援」等のテーマに

よる講義の実施、犯罪被害者等早期援助団体への検察官の派遣、矯正施設職員に対する犯罪被害者団体等の 関係者を招へいしての講義等の実施、更生保護官署職員に対する犯罪被害者等支援の実務家による講義等の 実施、全国の地方検察庁に配置されている被害者支援員を対象とする研修における犯罪被害者等に関する諸 問題についての講義等の実施など、職員の犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための教育・研修等の 充実を図り、職員の対応の向上に努める。

*4 「「世界一安全な日本」創造戦略(平成25年12月10日閣議決定)」

Ⅲ-1-(2)-① 民間事業者等の知見を活用したサイバー犯罪・サイバー攻撃対処能力の向上

サイバー空間の脅威の複雑・巧妙化や技術的潮流の著しい変化に的確に対応するため、民間事業者等の優れた知見を活用したTor (The Onion Router)**等の高度匿名化技術を始めとする最先端の情報通信技術に関する研究の実施、サイバー空間の脅威を模擬実習できる環境の構築、サイバー犯罪・サイバー攻撃対策に専従する警察職員の専門的知識・技能の向上を図る研修・訓練の実施、民間企業への講義の委託、海外の大学等への捜査員の派遣、技術的に高度な情報セキュリティに係る民間資格取得のためのトレーニングの実施等により、捜査員のサイバー犯罪・サイバー攻撃の捜査能力の向上とともに、捜査機関の技術力の強化を図る。

*5 「ネットワークフォレンジック研修」

コンピュータネットワーク及びセキュリティシステムの基礎的な仕組みと、サイバー犯罪で利用される技術的手口を理解するとともに、ログ解析等の捜査手法の基礎知識を習得し、サイバー犯罪の捜査に不可欠な能力の養成を目的として、平成13年度から検事を対象に実施している。平成25年度まで「情報システム専門研修」の名称で実施していたところ、より研修内容に即した名称とするため、平成26年度より名称を「ネットワークフォレンジック研修」に変更した。

なお、ここでいう「ネットワークフォレンジック」とは、犯罪捜査において、コンピュータネットワーク 内を流れる通信データやログ等の証拠となる電磁的記録に対して収集・保全・解析を行い、法的に利用する 技法や手法のことをいう。

*6 「デジタルフォレンジック研修 I」

刑事事件におけるデジタルフォレンジックについての基礎的知識を理解するとともに、証拠である電磁的記録の収集、保全及び解析等を適切に行うための実践的技術等を習得させることにより、捜査能力を向上させることを目的として、平成24年度から実施している。研修体系の整理に伴い、平成27年度から、名称を「デジタルフォレンジック研修 I」と変更し、対象を検察事務官とした。

なお、ここでいう「デジタルフォレンジック」とは、犯罪捜査において、コンピュータやスマートフォンなどの電磁的記録媒体に対して証拠となる電磁的証拠の収集・保全・解析を行い、法的に利用する技法や手法のことをいう。

*7 「デジタルフォレンジック研修Ⅱ (スマートフォン編)」

対象をスマートフォンに特化したデジタルフォレンジックについての基礎的知識の理解と、証拠である電磁的記録の収集、保全及び解析を適切に行うための基礎的技術の習得、デジタルフォレンジックを活用した捜査能力の向上を目的として、検察事務官を対象に平成26年度から実施している。平成26年度は「スマートフォンフォレンジック研修」として実施したが、研修体系の整理に伴い、平成27年度から「デジタルフォレンジック研修II(スマートフォン編)」と名称変更した。

*8 「被害者支援員」

全国の地方検察庁に配置され、犯罪被害者からの様々な相談への対応、法廷への案内・付添い、事件記録の閲覧、証拠品の返還等の各種手続の手助けをするほか、被害者の状況に応じて、精神面、生活面、経済面等の支援を行っている関係機関や団体等を紹介するといった支援活動を行う職員。

*9 「Tor (The Onion Router)」

インターネット上で接続経路を匿名化して通信を行う技術の一つ。

Torは、無作為に選ばれた複数の中継ノード(通信ネットワークにおいて通信を中継するコンピュータなどの機器のこと)を経由して宛先との通信を行うが、中継ノード上にログを残す機能がない、出口以外の通信路が暗号化される、一定時間ごとに通信経路も変更されるなどの特徴により、発信者の特定は困難になっている。

平成27年度事後評価実施結果報告書

(法務省27-(6))

						1	
施策名		検察権行使を支える事務の適正な運営 (政策体系上の位置付け: Ⅱ - 4 - (2))					
施策の概要		察活動が社会情勢の推移に即応して有効適切に行われるようにするため、検察運営の全 とにわたって改善を加え、検察機能のより一層の強化を図る。					
達成すべき目標	サイ証能力の保持を変え、大変を表する。	・サイバー犯罪**が増加傾向にあることなどから、コンピュータネットワークの仕組みやサイバー犯罪で利用される技術的手口を広く理解し、的確な捜査手法を習得させ、また、正拠の保全や解析に関する技術を向上させて、サイバー犯罪に対処するための職員の捜査能力の向上を図る。 ・犯罪被害者等基本法及び同基本計画を踏まえ、検察における犯罪被害者の保護・支援を完実させるために職員の意識や対応技能の向上を図る。 ・小・中・高等学校の児童・生徒や一般市民等に対し刑事手続における検察の機能や役割を広報活動や法教育活動を通じて周知し、検察の業務等についての理解を深めることを通じて、刑事司法の円滑な運営をより一層促進する。					
施策の予算額・		区分	25年度	26年度(※)	27年度	28年度	
執行額等	予 算 の 状況		3, 742, 653		3, 465, 886	3, 305, 384	
	(千円)	補正予算(b)	△120, 924	311, 358	304, 942	_	
		繰越し等(c)	0	22, 866	0		
		合計 (a+b+c)	3, 621, 729	3, 884, 187	3, 770, 828		
	執行	額(千円)	3, 501, 710	3, 641, 049	3, 253, 034		
	〇第 2 次 V一第 〇「世界 皿 — 1	〇犯罪被害者等基本法(平成16年法律第161号)第19条 ^{*2} 〇第2次犯罪被害者等基本計画(平成23年3月25日閣議決定) V-第2-3-(1)-イ 職員等に対する研修の充実等 ^{*3} 〇「世界一安全な日本」創造戦略(平成25年12月10日閣議決定) エー1-(2)-① 民間事業者等の知見を活用したサイバー犯罪・サイバー攻撃対処能力の向上 ^{*4}					

(※) 「検察の再生に向けた取組の実施」事業は、平成26年度から「基本法制の維持及び整備」に組替を行ったため、同26年度の予算額・執行額等は、同事業分を除いたものとしている。

測定指標	平成27年度目標	達成
	サイバー犯罪の捜査に当たる職員に対し、捜査手法や証拠保全・解析技術を習得させる研修 を実施し、捜査能力の向上を図る。	おおむね 達成

施策の進捗状況(実績)

コンピュータネットワーク及びセキュリティシステムの基礎的な仕組み,サイバー犯罪で利用される技術的手口の理解,デジタルフォレンジックを利用した捜査手法の習得を目的とし,サイバー犯罪及び独自

|捜査事件の捜査に当たる検事を対象としたネットワークフォレンジック研修がを実施した。

同研修では、コンピュータ犯罪をめぐる諸問題や情報セキュリティに関する講義のほか、不正アクセス・侵入方法や攻撃を受けたコンピュータの検証・ログ解析に関する委託業者による講義・実習を実施した。

また、デジタルフォレンジックについての基礎的知識の理解と電磁的記録の収集、保全及び解析を適切に行うための基礎的技術の習得、デジタルフォレンジックを活用した捜査能力の養成を目的として、電磁的記録証拠の収集、保全及び解析の捜査に現に従事等している検察事務官を対象としたデジタルフォレンジック研修 I^{*0} を実施した。

同研修では、デジタルフォレンジックの基礎的知識に関する講義のほか、電磁的記録証拠の収集、保全及び解析等を適切に行うための委託業者等によるデジタルフォレンジック機器を使用した実習、警視庁捜査支援分析センター警察官による講義等を実施した。

さらに、スマートフォンに対するデジタルフォレンジックについての基礎的知識の理解と電磁的記録の収集、保全及び解析を適切に行うための基礎的技術の習得、デジタルフォレンジックを活用した捜査能力の向上を目的として、デジタルフォレンジック研修修了者等(検察事務官)を対象としたデジタルフォレンジック研修 II (スマートフォン編) *7を実施した。

同研修では、電磁的記録の収集、保全及び解析を適切に行うための委託業者によるスマートフォンの概要と証拠保全等の講義、データ解析等の実習等を実施した。

* * t	実績値					
参考指標	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
1 ネットワークフォレンジック研修参加者 に対するアンケート調査結果(研修を理 解したとする回答率(※))(%)	_	ı	100. 0	100. 0	92. 0	
2 デジタルフォレンジック研修 I 参加者に 対するアンケート調査結果 (研修を理解 したとする回答率) (%)	_	88. 1	95. 0	98. 3	95. 0	
3 デジタルフォレンジック研修Ⅱ (スマートフォン編)参加者に対するアンケート 調査結果(研修を理解したとする回答率) (%)	_	_	-	96. 6	92. 0	

※平成25年度は「役立つ内容であった」とする回答率

測定指標	平成27年度目標	達成
	被害者支援担当者に対して、個々の犯罪被害者に必要とされる支援・保護ができるような知識や技能を習得させる研修を実施し、対応能力を向上させる。	おおむね 達成

施策の進捗状況 (実績)

犯罪被害者対応に必要な知識・技能を習得させる目的で、被害者支援担当者(被害者支援員¹⁸及び被害者支援を担当する検察事務官)を対象とした中央研修を実施した。

研修では、法務・検察における被害者施策やこれに関連する制度等の説明、臨床心理士による犯罪被害者の心情等に関する講義及び実際に被害に遭った経験のある犯罪被害者支援団体職員からの犯罪被害者の心情及び必要とする支援に関する講義、各庁における被害者支援に関する活動の実情や問題点等についてのフリーディスカッション、最高検察庁検事による検察庁における被害者支援への取組に関する説明を行った。

	参考指標			実績値		
L	参 与指标		<u> </u>	夫 棋胆		
	1 被害者支援担当者中央研修参加者に対す	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	るアンケート調査結果(研修を有意義と する回答率)(%)	95. 0	88. 8	91.3	95. 0	94. 9

	測定指標	平成27年度目標	達成
3	検察の機能や役割に関する広報活動の実 施状況	国民に対して幅広く検察活動の意義や役割を 理解してもらうため、地域に密着した効果的な 広報活動を実施する。	達成

施策の進捗状況 (実績)

検察庁の組織や刑事手続の概要等を説明したパンフレットを利用し、これまでに培ったネットワークや 経験を活用して、全国の検察庁において広報活動を実施した。また、法教育の重要性が高まっていること から、教員研修や出前教室・移動教室等の教育の現場を対象とした広報活動のほか、一般市民や企業等を 対象とした講演会、説明会を積極的に行った。

参考指標	実績値				
1 広報活動の実施回数(回)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	1, 187	1, 135	1, 158	1, 069	1, 029

目標達成度合い の測定結果

(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり

(判断根拠)

測定指標 1, 2, 3 は, 各達成すべき目標に照らし, 全て主要なものであると 考えている。

測定指標3について、目標を達成することができた。また、測定指標1及び2 について、目標をおおむね達成することができた。

したがって、本施策は「相当程度進展あり」と判断した。

評価結

果

施策の分析

(測定指標の目標達成度の補足)

【測定指標1】

平成27年11月16日から同月20日までの5日間、地方検察庁の検事25名を対象としてネットワークフォレンジック研修を実施し、平成27年11月9日から同月13日までの5日間及び平成28年2月29日から

同年3月4日までの5日間,前期及び後期の2回にわたり、地方検察庁の検察事務官合計60名を対象としてデジタルフォレンジック研修 I を実施し、平成27年10月14日から同月16日までの3日間、同年11月4日から同月6日までの3日間、同年12月2日から同月4日までの3日間及び同年12月9日から11日までの3日間の4回にわたり、地方検察庁の検察事務官合計50名を対象としてデジタルフォレンジック研修 I (スマートフォン編)を実施した(別紙1-1参照)。

ネットワークフォレンジック研修では、委託業者による新たなコンピュータ犯罪の手法等に関する 説明及びコンピュータの検証・ログ解析の実務、東京地方検察庁検事及び警察庁情報技術犯罪対策課 警察官によるサイバー犯罪捜査に関する講義等を実施した。

デジタルフォレンジック研修 I では、デジタルフォレンジックについての基礎的知識の理解とデジタルフォレンジックを活用した捜査能力の養成を目的として、東京地方検察庁職員によるデジタルフォレンジックの概要及びその意義に関する講義、デジタルフォレンジック機器を使用した委託業者による解析実習及び同庁職員による保全解析実習を行ったほか、より高度化・複雑化していくデジタルフォレンジック技術・知識の習得を図るため、携帯電話・スマートフォンの実機を使った保全実務に関する講義及び実習、警察・検察におけるそれぞれのデジタルフォレンジック実務の現状等に関する講義を行った。

デジタルフォレンジック研修 II (スマートフォン編)では、対象をスマートフォンに特化したデジタルフォレンジックについての基礎的知識の理解とデジタルフォレンジックを活用した捜査能力の向上を目的として、委託業者による解析の概要等に関する講義、初動対応及び証拠保全、アプリケーションデータ解析実習等を行った。

上記研修終了後は、今後の研修カリキュラム等の策定に資するため、参加した研修員を対象としたアンケートを実施し、135名全員(ネットワークフォレンジック研修25名、デジタルフォレンジック研修 I 60名、デジタルフォレンジック研修 I (スマートフォン編) 50名)から回答を得ることができた(別紙 1-2 及び 1-3 参照)。その中で、研修受講後の理解度について尋ねる問いに対し、ネットワークフォレンジック研修では23名(92.0パーセント)が、同研修について「概要について理解した」(80.0パーセント)又は「実務に従事できる程度の理解を得た」(12.0パーセント)と回答した。デジタルフォレンジック研修 I では、57名(95.0パーセント)が「概要については理解した」(61.7パーセント)又は「実務に従事できる程度の理解を得た」(33.3パーセント)と回答した。デジタルフォレンジック研修 II では、46名(92.0パーセント)が、同研修について「概要について理解した」(68.0パーセント)又は「実務に従事できる程度の理解を得た」(24.0パーセント)と回答した。

また、いずれの研修に対しても、有意義であったとの感想が相当数述べられていることから、上記各研修により、サイバー犯罪に対処する職員の捜査能力の向上を図るという目標をおおむね達成したと評価できる。

【測定指標2】

平成27年11月17日,全国の地方検察庁の被害者支援担当者79名を対象に、被害者支援担当者中央研修を実施した(別紙2-1参照)。

同研修では、刑事局職員による法務・検察における犯罪被害者保護・支援に関する施策、被害者参加制度等についての説明、臨床心理士による犯罪被害者の心情等に関する講義及び被害者支援団体職員による犯罪被害者の望む支援等に関する講義、最高検察庁検事による検察における被害者支援に関する取組の紹介等がなされた。

そのほか、平成26年度に引き続き、研修員、刑事局職員及び上記被害者支援団体職員との間で、各 庁における被害者支援活動の実情や問題点等について、フリーディスカッションを行った。

研修終了後には、今後の研修カリキュラム等の策定に資するため、参加した研修員全員を対象としたアンケートを実施し、79名全員から回答を得た(別紙2-2及び2-3参照)。その結果、研修全般の内容については、75名(94.9パーセント)が「有意義」と回答し、4名が「どちらとも言えない」と回答し、さらに、研修全体に対しては、「他庁における被害者への支援状況を知ることができ、大変有意義な研修である」、「被害者支援の各種制度の理解が深まったことによって、より適切な被害者支援が可能になる」、「本研修で習得した知識を基に、より一層被害者の心情等に配慮した支援業務を行っていきたい」等の業務に資するとする回答が多く見られた。ただし、「どちらとも言えない」

と回答した意見の理由は、「ディスカッションの時間が短かった」といったもので、カリキュラムの 改善に関する意見である上、研修内容について「有意義でない」と回答した者は0名であることから 考えると、本研修の意義は大きかったものといえる。

以上のことから、同研修により、被害者支援担当者の対応能力を向上させるという目標をおおむね 達成したと評価できる。

【測定指標3】

検察庁の組織や刑事手続の概要等を説明したパンフレットを全国の検察庁に配布し、広報活動の際にはこれを利用することとした(別紙3-1参照)。また、過去の広報啓発活動を通じて培った経験やネットワークを活用して、地域に密着した広報活動を実施した。平成23年度から実施されている新しい学習指導要領では、法の基本的な考え方、国民の司法参加の意義等についての学習内容が充実化され、学校教育の現場で法教育の重要性が高まっているところ、平成27年度においても引き続き、法教育の趣旨を取り入れた広報活動を積極的に展開した。

これらの広報活動の実施回数は1,029回であり、活動への参加人数は合計3万7,626人であった(別紙3-2参照)。若干の実施回数の減少はあるものの、依然として1,000回以上の高い水準にあり、また、前記のとおり、近年は法教育の趣旨を取り入れた広報活動も実施しており、一般市民、企業等を対象とした講演会、説明会については、その実施回数が昨年度の105回から159回に増加し、参加人数も昨年度の4,231人から5,933人に増加するなど、より効果的な広報活動が実施できた。

以上のことから、検察活動の意義や役割を国民に正しく理解してもらうため、地域に密着した効果的な広報活動を実施するという目標を達成したと評価できる。

(達成手段の有効性,効率性等)

【測定指標1,2,3関係】

達成手段③「各種犯罪への対応」において実施しているネットワークフォレンジック研修, デジタルフォレンジック研修 I 及びデジタルフォレンジック研修 I (スマートフォン編)により, サイバー犯罪に対処する職員に対し, コンピュータネットワーク, セキュリティシステム及びデジタルフォレンジックに関する基礎的知識を理解させるとともに, 電磁的記録証拠に関する収集, 保全及び解析を適切に行うための実践的技術等を習得させることは, サイバー犯罪に対処するための職員の捜査能力の向上を図るという目標に有効に寄与したといえる。

また、被害者支援担当者の育成については、被害者支援担当者の中央研修を実施することで、職員の意識や対応能力の向上を図ることができ、検察における犯罪被害者の保護・支援に資することができたほか、全国均一的な能力向上及び統一的な情報の共有を図ることができた。また、同研修におけるフリーディスカッションでは、各庁における実情や問題点等を議論することにより、各庁間の情報共有が一層図られたことから、目標に対し効果的かつ効率的に寄与したといえる。

さらに、国民に検察の機能や役割を理解してもらうための広報活動については、捜査等への協力や 裁判員制度への理解を深める契機となり、検察権の適正な行使に一定の効果を上げていると考えられ る。

(行政事業レビューの結果の活用状況)

本施策は、平成27年度行政事業レビューにおいて、「物品の購入計画について見直しを行い、経費の削減を図るべきである。」との指摘を受けたところ、物品の購入計画について、廃止又は変更を行うことにより、本施策にかかる平成28年度予算概算要求額を前年度比約5億7,800万円削減し、効率的な施策の実施に努めている。

次期目標等への反映の方向性

【施策】

検察活動が社会情勢の推移に即応して有効適切に行われるよう,現在の目標を維持し,引き続き, 各取組を推進していく。

【測定指標1】

サイバー犯罪は、技術の進歩が著しいコンピュータネットワークを介して行われ、年々増加傾向に ある上、犯罪形態も複雑・巧妙化し、かつ、多様化しつつある状況であるため、より効果的な捜査を 実現するためにネットワークフォレンジック研修,デジタルフォレンジック研修I及びデジタルフォ レンジック研修Ⅱ(スマートフォン編)の実施は大きな意義を有している。今後もサイバー犯罪に対 処する職員の捜査能力の向上を目的として,アンケート結果を踏まえ,カリキュラム等につき必要な 変更や工夫等を講じながら、引き続き上記各研修を実施していく。

【測定指標2】

国の施策として行われる犯罪被害者支援策は、全国で均質である必要があり、また、被害者の心情 等に配慮したきめ細やかな対応でなければならない。したがって,被害者支援担当者を対象とした中 央研修については,アンケート結果を踏まえて,カリキュラム等につき必要な変更や工夫等を講じな がら、引き続き同研修を実施していく。

【測定指標3】

国民の安全な生活を守るための適正、迅速な検察活動を行うためには、検察の使命や検察活動の機 能・役割に関する広報活動が重要であり、引き続き、国民から寄せられる意見・感想を反映し、広 報活動の充実を図るほか,学校教育や市民教育等において,幅広い層の国民に対して,法教育の趣 旨を取り入れた広報活動を行うなど、多様な広報活動を実施していく。

学識経験を有 1 実施時期 する者の知見 の活用

平成28年7月1日

2 実施方法

会議

3 意見及び反映内容の概要

ア〔意見〕

サイバー犯罪に関して様々な研修が実施されており、成果を上げていることは分か るが、検察官等は、同犯罪に関する専門家ではないので、研修の効用には限界がある と思う。そこで、サイバー犯罪についての専門的知見を有する外部の専門団体や機関 との連携を考えた施策を考慮する余地はないか。また、同団体や機関との間で協議会 を開く等し、捜査の中に専門的な外部の知見を取り込んだ上、同知見に基づきながら 捜査するというシステムの構築はできないか。

[反映内容]

本研修においても、一部の講義について外部機関、専門業者に委託して実施してい る上、個別事件の捜査においては、鑑定等の手法で専門家の意見を伺いながら対応し ているところである。また、上記システムの構築については、今後検討していく。

イ〔意見〕

ITを駆使した犯罪捜査等に関する進捗状況はいかがか。

[反映内容]

本研修を実施し、コンピュータネットワークを利用した犯罪やデジタルフォレンジ ックに関する知識・捜査能力等を向上させるなどして、対応しているところである。

政策評価を行口評価の過程で使用したアンケート調査等

報

う 過程に おい┃・ネットワークフォレンジック研修,デジタルフォレンジック研修Ⅰ, デジタルフォレン て使用した資┃ジック研修Ⅱ(スマートフォン編)及び被害者支援担当者中央研修に関するアンケート調 料 その 他の 情 | 査結果並びに全国の検察庁における広報活動の実施回数及び参加人数の集計データは、刑 事局総務課において保管している。

備考

【行政事業レビュー点検結果の平成29年度予算概算要求への反映内容】

司法修習用クライアントパソコンの賃貸借契約について、執行実績を踏まえた見直しを行うとともに、修習教材の部数を見直すことにより経費の削減を図った。

また、検察総合情報管理システムについては、情報管理センター及びバックアップセンターに設置する基幹及び犯歴機能の機器の統合を行って、システムの効率化を図っているところ、基幹機能機器等について、リース期間満了後も作業完了するまで延伸を図ることにより、リース料の削減を図った。

さらに、研修計画及び物品の購入計画について、廃止又は変更を行うことにより、経費 の削減を図った。

担当部局名

刑事局総務課企画調査室

政策評価実施時期

平成28年8月

*1 「サイバー犯罪」

コンピュータウイルスによる攻撃やコンピュータネットワークを悪用した犯罪などを総称したもの。

*2 「犯罪被害者等基本法 (平成16年法律第161号)」

(保護,捜査,公判等の過程における配慮等)

第19条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の保護、その被害に係る刑事事件の捜査又は公判等の過程において、名誉又は生活の平穏その他犯罪被害者等の人権に十分な配慮がなされ、犯罪被害者等の負担が軽減されるよう、犯罪被害者等の心身の状況、その置かれている環境等に関する理解を深めるための訓練及び啓発、専門的知識又は技能を有する職員の配置、必要な施設の整備等必要な施策を講ずるものとする。

*3 「第2次犯罪被害者等基本計画(平成23年3月25日閣議決定)」

V-第2-3-(1)-イ 職員等に対する研修の充実等

法務省において、検察官、検察事務官に対する各種研修の機会における「犯罪被害者支援」等のテーマによる講義の実施、犯罪被害者等早期援助団体への検察官の派遣、矯正施設職員に対する犯罪被害者団体等の関係者を招へいしての講義等の実施、更生保護官署職員に対する犯罪被害者等支援の実務家による講義等の実施、検察庁に配置されている被害者支援員を対象とする研修における犯罪被害者等に関する諸問題についての講義等の実施など、職員の犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための教育・研修等の充実を図り、職員の対応の改善に努める。

*4 「「世界一安全な日本」創造戦略(平成25年12月10日閣議決定)」

Ⅲ-1-(2)-① 民間事業者等の知見を活用したサイバー犯罪・サイバー攻撃対処能力の向上

サイバー空間の脅威の複雑・巧妙化や技術的潮流の著しい変化に的確に対応するため、民間事業者等の優れた知見を活用したTor[®] (The Onion Router)等の高度匿名化技術を始めとする最先端の情報通信技術に関する研究の実施、サイバー空間の脅威を模擬実習できる環境の構築、サイバー犯罪・サイバー攻撃対策に専従する警察職員の専門的知識・技能の向上を図る研修・訓練の実施、民間企業への講義の委託、海外の大学等への捜査員の派遣、技術的に高度な情報セキュリティに係る民間資格取得のためのトレーニングの実施等により、捜査員のサイバー犯罪・サイバー攻撃の捜査能力の向上とともに、捜査機関の技術力の強化を図る。

*5 「ネットワークフォレンジック研修」

コンピュータネットワーク及びセキュリティシステムの基礎的な仕組みと、サイバー犯罪で利用される技術的手口を理解するとともに、ログ解析等の捜査手法の基礎知識を習得し、サイバー犯罪の捜査に不可欠な能力の養成を目的として、平成13年度から検事を対象に実施している。平成25年度まで「情報システム専門研修」の名称で実施していたところ、より研修内容に即した名称とするため、平成26年度より名称を「ネットワークフォレンジック研修」に変更した。なお、ここでいう「ネットワークフォレンジック」

とは、犯罪捜査において、コンピュータネットワーク内を流れる通信データやログ等の証拠となる電磁的 記録に対して収集・保全・解析を行い、法的に利用する技法や手法のことをいう。

*6 「デジタルフォレンジック研修」

刑事事件におけるデジタルフォレンジックについての基礎的知識を理解するとともに、証拠である電磁的記録の収集、保全及び解析等を適切に行うための実践的技術等を習得させることにより、捜査能力を向上させることを目的として、平成24年度から実施している。研修体系の整理に伴い、平成27年度から、名称を「デジタルフォレンジック研修 I」と変更し、対象を検察事務官とした。

なお、ここでいう「デジタルフォレンジック」とは、犯罪捜査において、コンピュータやスマートフォンなどの電磁的記録媒体に対して証拠となる電磁的証拠の収集・保全・解析を行い、法的に利用する技術や手法のことをいう。

*7 「デジタルフォレンジック研修Ⅱ(スマートフォン編)」

対象をスマートフォンに特化したデジタルフォレンジックについての基礎的知識の理解と、証拠である電磁的記録の収集、保全及び解析を適切に行うための基礎的技術の習得、デジタルフォレンジックを活用した捜査能力の向上を目的として、検察事務官を対象に平成26年度から実施している。平成26年度は「スマートフォンフォレンジック研修」として実施したが、研修体系の整理に伴い、平成27年度から「デジタルフォレンジック研修 II (スマートフォン編)」と名称変更した。

*8 「被害者支援員」

全国の地方検察庁に配置され、犯罪被害者からの様々な相談への対応、法廷への案内・付添い、事件記録の閲覧、証拠品の返還等の各種手続の手助けをするほか、被害者の状況に応じて、精神面、生活面、経済面等の支援を行っている関係機関や団体等を紹介するといった支援活動を行う職員。

*9 「Tor (The Onion Router)」

インターネット上で接続経路を匿名化して通信を行う技術の一つ。

Torは、無作為に選ばれた複数の中継ノード(通信ネットワークにおいて通信を中継するコンピュータなどの機器のこと)を経由して宛先との通信を行うが、中継ノード上にログを残す機能がない、出口以外の通信路が暗号化される、一定時間ごとに通信経路も変更されるなどの特徴により、発信者の特定は困難になっている。

平成27年度政策評価書要旨

(法務省27-(6))

施策名		食察権行使を支える事務の適正な運営 (政策体系上の位置付け: II - 4 - (2)) (評価書86頁)								
施策の概要		食察活動が社会情勢の推移に即応して有効適切に行われるようにするため,検察運営の全 设にわたって改善を加え,検察機能のより一層の強化を図る。								
達成すべき目標	サイが保持を表する。	・サイバー犯罪"が増加傾向にあることなどから、コンピュータネットワークの仕組みやサイバー犯罪で利用される技術的手口を広く理解し、的確な捜査手法を習得させ、また、証拠の保全や解析に関する技術を向上させて、サイバー犯罪に対処するための職員の捜査能力の向上を図る。 ・犯罪被害者等基本法及び同基本計画を踏まえ、検察における犯罪被害者の保護・支援を充実させるために職員の意識や対応技能の向上を図る。 ・小・中・高等学校の児童・生徒や一般市民等に対し刑事手続における検察の機能や役割を広報活動や法教育活動を通じて周知し、検察の業務等についての理解を深めることを通じて、刑事司法の円滑な運営をより一層促進する。								
施策の予算額・		区分	25年度	26年度(※)	27年度	28年度				
執行額等		当初予算(a)	3, 742, 653	3, 549, 963	3, 465, 886	3, 305, 384				
	状況 (千円)	補正予算(b)	△120, 924	311, 358	304, 942	_				
		繰越し等(c)	0	22, 866	0					
		合計 (a+b+c)	3, 621, 729	3, 884, 187	3, 770, 828					
	執行	額(千円)	3, 501, 710	3, 641, 049	3, 253, 034					
	執行額(千円) 3,501,710 3,641,049 3,253,034 〇犯罪被害者等基本法(平成16年法律第161号)第19条*2 〇第2次犯罪被害者等基本計画(平成23年3月25日閣議決定) V-第2-3-(1)-イ 職員等に対する研修の充実等*3 〇「世界一安全な日本」創造戦略(平成25年12月10日閣議決定) 皿-1-(2)-① 民間事業者等の知見を活用したサイバー犯罪・サイバー攻撃対処能力の向上*4									

(※) 「検察の再生に向けた取組の実施」事業は、平成26年度から「基本法制の維持及び整備」に組替を行ったため、同26年度の予算額・執行額等は、同事業分を除いたものとしている。

測定指標	平成27年度目標	達成
1 サイバー犯罪に対処する捜査能力の充実・強化	サイバー犯罪の捜査に当たる職員に対し, 捜査手法や証拠保全・解析技術を習得させる研修 を実施し, 捜査能力の向上を図る。	おおむね 達成
恢 等 <i>(</i>	の進歩状況(実績)	

施策の進捗状況(実績)

コンピュータネットワーク及びセキュリティシステムの基礎的な仕組み,サイバー犯罪で利用される技術的手口の理解,デジタルフォレンジックを利用した捜査手法の習得を目的とし,サイバー犯罪及び独自

|捜査事件の捜査に当たる検事を対象としたネットワークフォレンジック研修がを実施した。

同研修では、コンピュータ犯罪をめぐる諸問題や情報セキュリティに関する講義のほか、不正アクセス・侵入方法や攻撃を受けたコンピュータの検証・ログ解析に関する委託業者による講義・実習を実施した。

また、デジタルフォレンジックについての基礎的知識の理解と電磁的記録の収集、保全及び解析を適切に行うための基礎的技術の習得、デジタルフォレンジックを活用した捜査能力の養成を目的として、電磁的記録証拠の収集、保全及び解析の捜査に現に従事等している検察事務官を対象としたデジタルフォレンジック研修 I^{*0} を実施した。

同研修では、デジタルフォレンジックの基礎的知識に関する講義のほか、電磁的記録証拠の収集、保全及び解析等を適切に行うための委託業者等によるデジタルフォレンジック機器を使用した実習、警視庁捜査支援分析センター警察官による講義等を実施した。

さらに、スマートフォンに対するデジタルフォレンジックについての基礎的知識の理解と電磁的記録の収集、保全及び解析を適切に行うための基礎的技術の習得、デジタルフォレンジックを活用した捜査能力の向上を目的として、デジタルフォレンジック研修修了者等(検察事務官)を対象としたデジタルフォレンジック研修 II (スマートフォン編) *7を実施した。

同研修では、電磁的記録の収集、保全及び解析を適切に行うための委託業者によるスマートフォンの概要と証拠保全等の講義、データ解析等の実習等を実施した。

* * t	実績値					
参考指標	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
1 ネットワークフォレンジック研修参加者 に対するアンケート調査結果(研修を理 解したとする回答率(※))(%)	_	ı	100. 0	100. 0	92. 0	
2 デジタルフォレンジック研修 I 参加者に 対するアンケート調査結果 (研修を理解 したとする回答率) (%)	_	88. 1	95. 0	98. 3	95. 0	
3 デジタルフォレンジック研修Ⅱ (スマートフォン編)参加者に対するアンケート 調査結果(研修を理解したとする回答率) (%)	_	_	-	96. 6	92. 0	

※平成25年度は「役立つ内容であった」とする回答率

測定指標	平成27年度目標	達成
	被害者支援担当者に対して、個々の犯罪被害者に必要とされる支援・保護ができるような知識や技能を習得させる研修を実施し、対応能力を向上させる。	

施策の進捗状況 (実績)

犯罪被害者対応に必要な知識・技能を習得させる目的で、被害者支援担当者(被害者支援員¹⁸及び被害者支援を担当する検察事務官)を対象とした中央研修を実施した。

研修では、法務・検察における被害者施策やこれに関連する制度等の説明、臨床心理士による犯罪被害者の心情等に関する講義及び実際に被害に遭った経験のある犯罪被害者支援団体職員からの犯罪被害者の心情及び必要とする支援に関する講義、各庁における被害者支援に関する活動の実情や問題点等についてのフリーディスカッション、最高検察庁検事による検察庁における被害者支援への取組に関する説明を行った。

	参考指標			実績値		
1	被害者支援担当者中央研修参加者に対す	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	るアンケート調査結果(研修を有意義と する回答率)(%)	95. 0	88. 8	91.3	95. 0	94. 9

	測定指標	平成27年度目標	達成
3	検察の機能や役割に関する広報活動の実 施状況	国民に対して幅広く検察活動の意義や役割を 理解してもらうため、地域に密着した効果的な 広報活動を実施する。	達成

施策の進捗状況 (実績)

検察庁の組織や刑事手続の概要等を説明したパンフレットを利用し、これまでに培ったネットワークや 経験を活用して、全国の検察庁において広報活動を実施した。また、法教育の重要性が高まっていること から、教員研修や出前教室・移動教室等の教育の現場を対象とした広報活動のほか、一般市民や企業等を 対象とした講演会、説明会を積極的に行った。

参考指標	実績値				
1 広報活動の実施回数(回)	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	1, 187	1, 135	1, 158	1, 069	1, 029

目標達成度合い の測定結果

(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり

(判断根拠)

測定指標 1, 2, 3 は, 各達成すべき目標に照らし, 全て主要なものであると 考えている。

測定指標3について、目標を達成することができた。また、測定指標1及び2 について、目標をおおむね達成することができた。

したがって、本施策は「相当程度進展あり」と判断した。

評価結

果

施策の分析

(測定指標の目標達成度の補足)

【測定指標1】

平成27年11月16日から同月20日までの5日間、地方検察庁の検事25名を対象としてネットワークフォレンジック研修を実施し、平成27年11月9日から同月13日までの5日間及び平成28年2月29日から

同年3月4日までの5日間、前期及び後期の2回にわたり、地方検察庁の検察事務官合計60名を対象としてデジタルフォレンジック研修 I を実施し、平成27年10月14日から同月16日までの3日間、同年11月4日から同月6日までの3日間、同年12月2日から同月4日までの3日間及び同年12月9日から11日までの3日間の4回にわたり、地方検察庁の検察事務官合計50名を対象としてデジタルフォレンジック研修 II (スマートフォン編)を実施した。

ネットワークフォレンジック研修では、委託業者による新たなコンピュータ犯罪の手法等に関する 説明及びコンピュータの検証・ログ解析の実務、東京地方検察庁検事及び警察庁情報技術犯罪対策課 警察官によるサイバー犯罪捜査に関する講義等を実施した。

デジタルフォレンジック研修 I では、デジタルフォレンジックについての基礎的知識の理解とデジタルフォレンジックを活用した捜査能力の養成を目的として、東京地方検察庁職員によるデジタルフォレンジックの概要及びその意義に関する講義、デジタルフォレンジック機器を使用した委託業者による解析実習及び同庁職員による保全解析実習を行ったほか、より高度化・複雑化していくデジタルフォレンジック技術・知識の習得を図るため、携帯電話・スマートフォンの実機を使った保全実務に関する講義及び実習、警察・検察におけるそれぞれのデジタルフォレンジック実務の現状等に関する講義を行った。

デジタルフォレンジック研修 II (スマートフォン編)では、対象をスマートフォンに特化したデジタルフォレンジックについての基礎的知識の理解とデジタルフォレンジックを活用した捜査能力の向上を目的として、委託業者による解析の概要等に関する講義、初動対応及び証拠保全、アプリケーションデータ解析実習等を行った。

上記研修終了後は、今後の研修カリキュラム等の策定に資するため、参加した研修員を対象としたアンケートを実施し、135名全員(ネットワークフォレンジック研修25名、デジタルフォレンジック研修 I 60名、デジタルフォレンジック研修 I (スマートフォン編)50名)から回答を得ることができた。その中で、研修受講後の理解度について尋ねる問いに対し、ネットワークフォレンジック研修では23名(92.0パーセント)が、同研修について「概要について理解した」(80.0パーセント)又は「実務に従事できる程度の理解を得た」(12.0パーセント)と回答した。デジタルフォレンジック研修 I では、57名(95.0パーセント)が「概要については理解した」(61.7パーセント)又は「実務に従事できる程度の理解を得た」(33.3パーセント)と回答した。デジタルフォレンジック研修 I では、46名(92.0パーセント)が、同研修について「概要について理解した」(68.0パーセント)又は「実務に従事できる程度の理解を得た」(24.0パーセント)と回答した。

また,いずれの研修に対しても,有意義であったとの感想が相当数述べられていることから,上記各研修により,サイバー犯罪に対処する職員の捜査能力の向上を図るという目標をおおむね達成したと評価できる。

【測定指標2】

平成27年11月17日,全国の地方検察庁の被害者支援担当者79名を対象に,被害者支援担当者中央研修を実施した。

同研修では、刑事局職員による法務・検察における犯罪被害者保護・支援に関する施策、被害者参加制度等についての説明、臨床心理士による犯罪被害者の心情等に関する講義及び被害者支援団体職員による犯罪被害者の望む支援等に関する講義、最高検察庁検事による検察における被害者支援に関する取組の紹介等がなされた。

そのほか、平成26年度に引き続き、研修員、刑事局職員及び上記被害者支援団体職員との間で、各 庁における被害者支援活動の実情や問題点等について、フリーディスカッションを行った。

研修終了後には、今後の研修カリキュラム等の策定に資するため、参加した研修員全員を対象としたアンケートを実施し、79名全員から回答を得た。その結果、研修全般の内容については、75名(94.9パーセント)が「有意義」と回答し、4名が「どちらとも言えない」と回答し、さらに、研修全体に対しては、「他庁における被害者への支援状況を知ることができ、大変有意義な研修である」、「被害者支援の各種制度の理解が深まったことによって、より適切な被害者支援が可能になる」、「本研修で習得した知識を基に、より一層被害者の心情等に配慮した支援業務を行っていきたい」等の業務に資するとする回答が多く見られた。ただし、「どちらとも言えない」と回答した意見の理由は、「デ

ィスカッションの時間が短かった」といったもので、カリキュラムの改善に関する意見である上、研修内容について「有意義でない」と回答した者は0名であることから考えると、本研修の意義は大きかったものといえる。

以上のことから、同研修により、被害者支援担当者の対応能力を向上させるという目標をおおむね 達成したと評価できる。

【測定指標3】

検察庁の組織や刑事手続の概要等を説明したパンフレットを全国の検察庁に配布し、広報活動の際にはこれを利用することとした。また、過去の広報啓発活動を通じて培った経験やネットワークを活用して、地域に密着した広報活動を実施した。平成23年度から実施されている新しい学習指導要領では、法の基本的な考え方、国民の司法参加の意義等についての学習内容が充実化され、学校教育の現場で法教育の重要性が高まっているところ、平成27年度においても引き続き、法教育の趣旨を取り入れた広報活動を積極的に展開した。

これらの広報活動の実施回数は1,029回であり、活動への参加人数は合計3万7,626人であった。若干の実施回数の減少はあるものの、依然として1,000回以上の高い水準にあり、また、前記のとおり、近年は法教育の趣旨を取り入れた広報活動も実施しており、一般市民、企業等を対象とした講演会、説明会については、その実施回数が昨年度の105回から159回に増加し、参加人数も昨年度の4,231人から5,933人に増加するなど、より効果的な広報活動が実施できた。

以上のことから、検察活動の意義や役割を国民に正しく理解してもらうため、地域に密着した効果的な広報活動を実施するという目標を達成したと評価できる。

(達成手段の有効性,効率性等)

【測定指標1,2,3関係】

達成手段③「各種犯罪への対応」において実施しているネットワークフォレンジック研修, デジタルフォレンジック研修 I 及びデジタルフォレンジック研修 I (スマートフォン編)により, サイバー犯罪に対処する職員に対し, コンピュータネットワーク, セキュリティシステム及びデジタルフォレンジックに関する基礎的知識を理解させるとともに, 電磁的記録証拠に関する収集, 保全及び解析を適切に行うための実践的技術等を習得させることは, サイバー犯罪に対処するための職員の捜査能力の向上を図るという目標に有効に寄与したといえる。

また、被害者支援担当者の育成については、被害者支援担当者の中央研修を実施することで、職員の意識や対応能力の向上を図ることができ、検察における犯罪被害者の保護・支援に資することができたほか、全国均一的な能力向上及び統一的な情報の共有を図ることができた。また、同研修におけるフリーディスカッションでは、各庁における実情や問題点等を議論することにより、各庁間の情報共有が一層図られたことから、目標に対し効果的かつ効率的に寄与したといえる。

さらに、国民に検察の機能や役割を理解してもらうための広報活動については、捜査等への協力や 裁判員制度への理解を深める契機となり、検察権の適正な行使に一定の効果を上げていると考えられ る。

(行政事業レビューの結果の活用状況)

本施策は、平成27年度行政事業レビューにおいて、「物品の購入計画について見直しを行い、経費の削減を図るべきである。」との指摘を受けたところ、物品の購入計画について、廃止又は変更を行うことにより、本施策にかかる平成28年度予算概算要求額を前年度比約5億7,800万円削減し、効率的な施策の実施に努めている。

次期目標等への反映の方向性

【施策】

検察活動が社会情勢の推移に即応して有効適切に行われるよう, 現在の目標を維持し, 引き続き, 各取組を推進していく。

【測定指標1】

サイバー犯罪は、技術の進歩が著しいコンピュータネットワークを介して行われ、年々増加傾向に ある上、犯罪形態も複雑・巧妙化し、かつ、多様化しつつある状況であるため、より効果的な捜査を 実現するためにネットワークフォレンジック研修,デジタルフォレンジック研修I及びデジタルフォ レンジック研修Ⅱ(スマートフォン編)の実施は大きな意義を有している。今後もサイバー犯罪に対 処する職員の捜査能力の向上を目的として,アンケート結果を踏まえ,カリキュラム等につき必要な 変更や工夫等を講じながら、引き続き上記各研修を実施していく。

【測定指標2】

国の施策として行われる犯罪被害者支援策は、全国で均質である必要があり、また、被害者の心情 等に配慮したきめ細やかな対応でなければならない。したがって,被害者支援担当者を対象とした中 央研修については,アンケート結果を踏まえて,カリキュラム等につき必要な変更や工夫等を講じな がら、引き続き同研修を実施していく。

【測定指標3】

国民の安全な生活を守るための適正、迅速な検察活動を行うためには、検察の使命や検察活動の機 能・役割に関する広報活動が重要であり、引き続き、国民から寄せられる意見・感想を反映し、広 報活動の充実を図るほか,学校教育や市民教育等において,幅広い層の国民に対して,法教育の趣 旨を取り入れた広報活動を行うなど、多様な広報活動を実施していく。

学識経験を有 1 実施時期 する者の知見 の活用

平成28年7月1日

2 実施方法

会議

3 意見及び反映内容の概要

ア〔意見〕

サイバー犯罪に関して様々な研修が実施されており、成果を上げていることは分か るが、検察官等は、同犯罪に関する専門家ではないので、研修の効用には限界がある と思う。そこで、サイバー犯罪についての専門的知見を有する外部の専門団体や機関 との連携を考えた施策を考慮する余地はないか。また、同団体や機関との間で協議会 を開く等し、捜査の中に専門的な外部の知見を取り込んだ上、同知見に基づきながら 捜査するというシステムの構築はできないか。

[反映内容]

本研修においても、一部の講義について外部機関、専門業者に委託して実施してい る上、個別事件の捜査においては、鑑定等の手法で専門家の意見を伺いながら対応し ているところである。また、上記システムの構築については、今後検討していく。

イ〔意見〕

ITを駆使した犯罪捜査等に関する進捗状況はいかがか。

[反映内容]

本研修を実施し、コンピュータネットワークを利用した犯罪やデジタルフォレンジ ックに関する知識・捜査能力等を向上させるなどして、対応しているところである。

政策評価を行口評価の過程で使用したアンケート調査等

報

う 過程に おい┃・ネットワークフォレンジック研修,デジタルフォレンジック研修Ⅰ, デジタルフォレン て使用した資┃ジック研修Ⅱ(スマートフォン編)及び被害者支援担当者中央研修に関するアンケート調 料 その 他の 情 | 査結果並びに全国の検察庁における広報活動の実施回数及び参加人数の集計データは、刑 事局総務課において保管している。

備考

【行政事業レビュー点検結果の平成29年度予算概算要求への反映内容】

司法修習用クライアントパソコンの賃貸借契約について、執行実績を踏まえた見直しを行うとともに、修習教材の部数を見直すことにより経費の削減を図った。

また、検察総合情報管理システムについては、情報管理センター及びバックアップセンターに設置する基幹及び犯歴機能の機器の統合を行って、システムの効率化を図っているところ、基幹機能機器等について、リース期間満了後も作業完了するまで延伸を図ることにより、リース料の削減を図った。

さらに、研修計画及び物品の購入計画について、廃止又は変更を行うことにより、経費 の削減を図った。

担当部局名

刑事局総務課企画調査室

政策評価実施時期

平成28年8月

*1 「サイバー犯罪」

コンピュータウイルスによる攻撃やコンピュータネットワークを悪用した犯罪などを総称したもの。

*2 「犯罪被害者等基本法 (平成16年法律第161号)」

(保護,捜査,公判等の過程における配慮等)

第19条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の保護、その被害に係る刑事事件の捜査又は公判等の過程において、名誉又は生活の平穏その他犯罪被害者等の人権に十分な配慮がなされ、犯罪被害者等の負担が軽減されるよう、犯罪被害者等の心身の状況、その置かれている環境等に関する理解を深めるための訓練及び啓発、専門的知識又は技能を有する職員の配置、必要な施設の整備等必要な施策を講ずるものとする。

*3 「第2次犯罪被害者等基本計画(平成23年3月25日閣議決定)」

V-第2-3-(1)-イ 職員等に対する研修の充実等

法務省において、検察官、検察事務官に対する各種研修の機会における「犯罪被害者支援」等のテーマによる講義の実施、犯罪被害者等早期援助団体への検察官の派遣、矯正施設職員に対する犯罪被害者団体等の関係者を招へいしての講義等の実施、更生保護官署職員に対する犯罪被害者等支援の実務家による講義等の実施、検察庁に配置されている被害者支援員を対象とする研修における犯罪被害者等に関する諸問題についての講義等の実施など、職員の犯罪被害者等への適切な対応を確実にするための教育・研修等の充実を図り、職員の対応の改善に努める。

*4 「「世界一安全な日本」創造戦略(平成25年12月10日閣議決定)」

Ⅲ-1-(2)-① 民間事業者等の知見を活用したサイバー犯罪・サイバー攻撃対処能力の向上

サイバー空間の脅威の複雑・巧妙化や技術的潮流の著しい変化に的確に対応するため、民間事業者等の優れた知見を活用したTor^{・9} (The Onion Router)等の高度匿名化技術を始めとする最先端の情報通信技術に関する研究の実施、サイバー空間の脅威を模擬実習できる環境の構築、サイバー犯罪・サイバー攻撃対策に専従する警察職員の専門的知識・技能の向上を図る研修・訓練の実施、民間企業への講義の委託、海外の大学等への捜査員の派遣、技術的に高度な情報セキュリティに係る民間資格取得のためのトレーニングの実施等により、捜査員のサイバー犯罪・サイバー攻撃の捜査能力の向上とともに、捜査機関の技術力の強化を図る。

*5 「ネットワークフォレンジック研修」

コンピュータネットワーク及びセキュリティシステムの基礎的な仕組みと、サイバー犯罪で利用される技術的手口を理解するとともに、ログ解析等の捜査手法の基礎知識を習得し、サイバー犯罪の捜査に不可欠な能力の養成を目的として、平成13年度から検事を対象に実施している。平成25年度まで「情報システム専門研修」の名称で実施していたところ、より研修内容に即した名称とするため、平成26年度より名称を「ネットワークフォレンジック研修」に変更した。なお、ここでいう「ネットワークフォレンジック」

とは、犯罪捜査において、コンピュータネットワーク内を流れる通信データやログ等の証拠となる電磁的 記録に対して収集・保全・解析を行い、法的に利用する技法や手法のことをいう。

*6 「デジタルフォレンジック研修」

刑事事件におけるデジタルフォレンジックについての基礎的知識を理解するとともに、証拠である電磁的記録の収集、保全及び解析等を適切に行うための実践的技術等を習得させることにより、捜査能力を向上させることを目的として、平成24年度から実施している。研修体系の整理に伴い、平成27年度から、名称を「デジタルフォレンジック研修 I」と変更し、対象を検察事務官とした。

なお、ここでいう「デジタルフォレンジック」とは、犯罪捜査において、コンピュータやスマートフォンなどの電磁的記録媒体に対して証拠となる電磁的証拠の収集・保全・解析を行い、法的に利用する技術や手法のことをいう。

*7 「デジタルフォレンジック研修Ⅱ(スマートフォン編)」

対象をスマートフォンに特化したデジタルフォレンジックについての基礎的知識の理解と、証拠である電磁的記録の収集、保全及び解析を適切に行うための基礎的技術の習得、デジタルフォレンジックを活用した捜査能力の向上を目的として、検察事務官を対象に平成26年度から実施している。平成26年度は「スマートフォンフォレンジック研修」として実施したが、研修体系の整理に伴い、平成27年度から「デジタルフォレンジック研修 II (スマートフォン編)」と名称変更した。

*8 「被害者支援員」

全国の地方検察庁に配置され、犯罪被害者からの様々な相談への対応、法廷への案内・付添い、事件記録の閲覧、証拠品の返還等の各種手続の手助けをするほか、被害者の状況に応じて、精神面、生活面、経済面等の支援を行っている関係機関や団体等を紹介するといった支援活動を行う職員。

*9 「Tor (The Onion Router)」

インターネット上で接続経路を匿名化して通信を行う技術の一つ。

Torは、無作為に選ばれた複数の中継ノード(通信ネットワークにおいて通信を中継するコンピュータなどの機器のこと)を経由して宛先との通信を行うが、中継ノード上にログを残す機能がない、出口以外の通信路が暗号化される、一定時間ごとに通信経路も変更されるなどの特徴により、発信者の特定は困難になっている。

政策評価調書(個別票1)

【政策ごとの予算額等】

	評価方式	実績	政策目標の達成度合い	目標達成	番号	9
当						
当		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度概算要求額
-	初予算(千円)	4, 633, 445	5, 344, 352	5, 339, 428	6, 180, 263	8, 188, 6
 	;正予算(千円)	2, 891, 784	1, 476, 386	1, 653, 690	1, 380, 603	
D —	・越し等(千円)	158, 265	773, 094	987, 621		
	計 (千円)	7, 683, 494	7, 593, 832	7, 980, 739		
	執 行 額 (千円)	6, 494, 734	7, 073, 924	7, 281, 588		
政	策評価結果の概算要求 への反映状況	政策評価結果を踏まえ、引き続き、	事業の実施に係る所要の経費の	要求を行った。		

政策評価調書(個別票2)

										(千円)
	予 算 科 目									政策評価結果の反映に よる見直し額(削減 額)合計
整理	番号	会計	組織/勘定	項		事	項	28年度 当初予算額	29年度 概算要求額	おる兄直し級(削減額)合計
•	1	一般	法務本省	矯正企画調整費	矯正の企画調	橋正の企画調整に必要な経費		133, 691	168, 797	-
•	2	一般	矯正官署	矯正管理業務費	矯正管理体制の	矯正管理体制の整備に必要な経費		6, 046, 572	8, 019, 870	_
			T	小青 †				6, 180, 263 の内数	8, 188, 667 の内数	
				小計						
								< >	< >	
			1	小計				の内数	の内数	
								< >	< >	
								< >	< >	
								< >	< >	
								< >	< >	
				小計				の内数		
				合計						
					1	2 一般 矯正官署 矯正管理業務費 矯正管理体制の	2 一般 矯正官署 矯正管理業務費 矯正管理体制の整備に必要な	2 一般	2 一般 矯正管理 矯正管理業務費 矯正管理集務費 第正管理体制の設備に必要な結費 6,046.572	2 一般 矯正音響 矯正管理業務費

平成28年度事後評価の実施に関する計画(政策評価の事前分析表)

(法務省28-(7))

施策名	矯正施設*'の適正な保安警備及び処遇体制の整備
担当部局名	矯正局成人矯正課
施策の概要	矯正施設の適正な管理運営を維持するため、各種警備用機器の整備・開発の推進及びその 効果的な活用等を図るとともに、研修、訓練等を通じて職員の職務執行力の向上を図る。
政策体系上の位置付け	矯正処遇の適正な実施 (Ⅱ-5-(1))
達成すべき 目標	・矯正施設における非常事態(暴動、逃走、天災事変その他保安上緊急の措置を要する事態)発生時に警備活動及び災害復旧その他の救援活動に従事する刑事施設職員の能力の向上を図る。 ・刑事施設*2の総合警備システム*3を更新整備する。
目標設定の考え方・根拠	・刑事施設に対しては、国の治安及び平穏な国民生活を確保する刑事司法の「最後の砦」として、保安警備力を強化し、矯正施設の規律秩序を適正に維持することが要請されている。このため、保安事故(逃走、自殺、人為的火災、職員殺傷、同衆殺傷等の事案)を未然に防止するとともに、地震、火災等の天災事変や保安事故発生時に迅速・的確に対応することが求められている。そこで、各刑事施設においては、法務省防災業務計画、法務省国民保護計画を踏まえ、矯正施設警備救援規程(平成14年法務省矯保訓第1459号大臣訓令)**に基づき、警備及び災害復旧に関する計画を策定している。そして、各刑事施設においては、矯正施設に非常事態が発生した場合の警備活動及び災害復旧活動を行う、管区機動警備隊及び施設警備隊を編成し、有事の際には、必要に応じて管区機動警備隊員を該当矯正施設に派遣し、警備活動及び災害復旧活動に従事させている。また、医療、建築、電気等の専門技能を有する者の中から指名した災害救援隊を派遣して事態の収束に当たっている。・さらに、保安事故の予防、早期発見及び事態収束のため、監視用カメラ装置や非常通報装置等の総合警備システムのほか、携帯用ビデオカメラ、警備用具(警棒、拘束衣等)、防災用機器(テント、浄水器等)を整備して有効活用している。このような矯正施設の規律秩序その他管理運営を適正に維持するという基礎があって、初めて被収容者の処遇の充実という課題に目を向けられるものであって、保安警備体制を充実させることは、受刑者の改善更生及び円滑な社会復帰並びに再犯防止という目的を達成するための処遇体制を充実させることにつながる。
施策に関係する 内閣の重要政策 (施政方針演説 等のうち主なも の)	〇刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成17年法律第50号)第 1 条 ^{*5} 等 〇矯正施設警備救援規程(平成14年 3 月25日法務大臣訓令)第 9 条等
政策評価実施 予定時期	平成30年8月

測定指標	甘淮		施策の進捗状況(目標)
炽 足相标	- 基準	基準年度	26年度~29年度

1 刑事施設職員に対する保安警 備に関する訓練の実施状況

_

各刑事施設において実施している各種訓練(警備用具の使用訓練,防災器具の使用訓練等),管区機動警備隊集合訓練等を通じて,保安警備に係る職員の職務執行力の向上を図る。

測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠

刑事施設の規律秩序を適正に維持するためには、刑事施設の各種訓練等により日々の保安事故等の発生を未然に防止するとともに、保安事故等が発生した場合は、迅速・的確な対応を行うことが不可欠であるところ、こうした対応を確実なものとするためには、保安警備に関する訓練を通じ、対応する職員の職務執行力の向上を図る必要がある。

そこで、「刑事施設職員に対する保安警備に関する訓練の実施状況」を測定指標として、職員の職務執行力の向上について、下記参考指標の実績値等を分析することにより、達成度合いを評価することとした。

施策の進捗状況(実績)

25年度

26年度

各矯正管区に所属する管区機動警備隊員(刑務官)については、各矯正管区が主催する管区機動警備隊集合訓練に参加させた上、同訓練においては、保安事故等が発生した場合に迅速かつ的確な対応ができるよう、様々な訓練を取り入れるとともに、外部機関の専門家を講師に迎えるなどして、実践的かつ実務的な訓練を行った。

各矯正管区に所属する管区機動警備隊員(刑務官)については、各矯正管区が主催する管区機動警備隊集合訓練に参加させた上、同訓練においては、保安事故等が発生した場合に迅速かつ的確な対応ができるよう、様々な訓練を取り入れるとともに、外部機関の専門家を講師に迎えるなどして、実践的かつ実務的な訓練を行った。

27年度

28年度

各矯正管区に所属する管区機動警備隊員(刑務官)については、各矯正管区が主催する管区機動警備隊集合訓練に参加させた上、同訓練においては、保安事故等が発生した場合に迅速かつ的確な対応ができるよう、様々な訓練を取り入れるとともに、外部機関の専門家を講師に迎えるなどして、実践的かつ実務的な訓練を行った。

参考指標					年度ごと	の実績値			
		21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
管区機動警備隊集	実施回数(回)	7	8	7	8	8	8	8	
合訓練の状況	参加者数(人)	323	329	329	339	343	343	343	
訓練参加者に対する 練を有意義とする[96. 9	98. 2	95. 4	92.9	96. 2	97. 4	95. 9	

測定指標		測定指標 基準値		年度ごとの目標値			
		基学胆	基準年度	26年度	27年度	28年度	29年度
2	総合警備システムの更新整備 施設数 (施設)	_	_	14	14	22	14

測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠

矯正施設の規律秩序を適正に維持するためには、保安事故等の発生を未然に防止するとともに、保安事故

等が発生した場合は、迅速・的確な対応を行うことが不可欠であるところ、こうした対応を確実なものとするためには、各種警備用機器のうち、特に異常事態の早期発見及び的確な緊急対応に有効な装備として刑事施設全庁に整備している総合警備システムの更新整備の推進及び警備用機器の効果的な活用を図る必要がある。

そこで、「総合警備システムの更新整備施設数 (施設)」を測定指標として設定した。

なお、総合警備システムの更新整備に当たっては、基準値、基準年度を示した上で目標値を設定しているのではなく、各年度ごとに前回更新年次、機器の不具合状況等、総合警備システムの現状を総合的に勘案した上で、更新整備する施設を選定している。

海土の実建				年度ごと	の実績値			
過去の実績 	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
総合警備システムの更新整備施設 数(施設)	21	22	17	13	22	14	7	

達成手段		28年度 当初	関連する		
(開始年度)	25年度	26年度	27年度	予算額	指標
①矯正施設の保安及び処遇 体制の整備 (ー 年度)	7, 457百万円 (6, 300百万円)	7, 275百万円 (6, 805百万円)	7,517百万円 (6,890百万円)	5, 831 百万円	1, 2
	平成28年 レビュー	行政事業 事業番号			
矯正施設は、被収容者の身 止に向けた矯正処遇を実施す	00	17			

正施設を維持・管理していく上で必要な①監視カメラ等の保安警備機器類の整備,②被収容者を処遇する上で必要な技術及び知識を付与するための職員研修等の実施,③矯正行政の業務効率化を図るために必要な機器等の整備などにより、再犯防止に向けた矯正処遇を実施するための基盤を整備する。

矯正施設における非常事態に迅速かつ適切に対応するため、非常事態発生時における警備活動及び災害復旧その他の救援活動に従事する刑事施設職員の能力の向上を図るとともに、保安事故の早期発見及び事態収束のため、刑事施設の総合警備システムを更新整備することを目標としている。

達成手段		28年度 当初	関連する			
(開始年度)	25年度	26年度	27年度	予算額	指標	
②矯正の企画調整の実施 (- 年度)	104百万円 (89百万円)	108百万円 (70百万円)	160百万円 (101百万円)	134 百万円	1	
	平成28年 レビュー	行政事業 事業番号				
刑務所、少年刑務所、拘置所の各刑事施設には、刑事施設の運営の透明性を確保し、					18	
国民に理解され、支えられる刑事施設を維持することを目的として、地域住民や外部有 ────────── 識者等を構成員とする、刑事施設視察委員会が設置されている。						

矯正施設の医師を確保することを目的として,「矯正医官修学資金貸与法」に基づき,大学卒業後に矯正施設の医療に従事する意思のある医学生に対する学費の補助を行っている。

刑事施設で実施しているPFI事業について、事業運営を行うことによって生じる事業者とのリスク分担

		予算額計(執行額)		28年度
佐笠の子管館・劫行館	25年度	26年度	27年度	当初予算額
施策の予算額・執行額	7, 683百万円 (6, 495百万円)	7,594百万円 (7,074百万円)	7, 981百万円 (7, 282百万円)	6, 180百万円

*1 「矯正施設」

刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院の総称

*2 「刑事施設」

刑務所、少年刑務所及び拘置所の総称

*3 「総合警備システム」

警備用機器のうち、外塀、工場、廊下、居室、保護室の監視用カメラについて、操作卓モニターにて集中 監視を行い、24時間自動録画を行うとともに、同操作卓周辺に、無線機基地局を始め、非常通報装置及び侵 入防止センサーの警報・表示装置を設置し、異常事態の早期発見及び的確な緊急対応を行うためのシステム

*4 「矯正施設警備救援規程(平成14年3月25日法務大臣訓令)」

第9条 管区機動警備隊は、(中略) 非常事態が発生した矯正施設に派遣された場合には、当該矯正施設の 警備応援その他警備活動及び災害復旧その他の救援活動に従事するものとする。

*5 「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律(平成17年法律第50号)」

第1条 この法律は、刑事収容施設の適正な管理運営を図るとともに、被収容者、被留置者及び海上保安被留置者の人権を尊重しつつ、これらの者の状況に応じた適切な処遇を行うことを目的とする。

政策評価調書(個別票1)

【政策ごとの予算額等】

(千円) (千円)	実績 25年度 47, 713, 566 229, 663 0 47, 943, 229	政策目標の達成度合い 26年度 48, 202, 360 104, 868 △ 266, 208	相当程度進展あ 27年度 47, 659, 973 0 266, 208	を 28年度 46,333,848 299,408	10 29年度概算要求額 46,360,0
(千円)	47, 713, 566 229, 663 0	48, 202, 360 104, 868	47, 659, 973	46, 333, 848	
(千円)	229, 663	104, 868	0		46, 360,
(千円)	0		-	299, 408	
		△ 266, 208	266, 208		
3)	47, 943, 229				
		48, 041, 020	47, 926, 181		
千円)	47, 328, 617	47, 345, 203	47, 525, 233		
算要求 政策 兄 り,	評価結果を踏まえ,再犯防止に 予算の減額要求を行った。	向けた矯正処遇等の充実に必要	な経費を重点的に要求する一方	、収容見込人員の精査等を行	示うことで経費縮減を 図
<u> </u>	算要求 政策 け,	算要求 政策評価結果を踏まえ、再犯防止に り、予算の減額要求を行った。	算要求 政策評価結果を踏まえ、再犯防止に向けた矯正処遇等の充実に必要り、予算の減額要求を行った。	算要求 政策評価結果を踏まえ、再犯防止に向けた矯正処遇等の充実に必要な経費を重点的に要求する一方り、予算の減額要求を行った。	算要求 政策評価結果を踏まえ,再犯防止に向けた矯正処遇等の充実に必要な経費を重点的に要求する一方,収容見込人員の精査等を行り,予算の減額要求を行った。

政策評価調書(個別票2)

政策名		矯	正施設における収容環	環境の維持及び適正な処遇の実	ミ施	番号	10				(千円)
				予算科	目				予算		
	整理番号	会計	組織/勘定	項		事	項		28年度 当初予算額	29年度 概算要求額	政策評価結果の反映に よる見直し額(削減 額)合計
	• 1	一般	矯正官署	矯正収容費	矯正施設におけ 経費	る収容の確保	及び処遇等の実施に必要	な	46, 333, 848	46, 360, 027	△ 396, 784
対応表に		<u> </u>									
おいて● となって											
いるもの											
				小計					46, 333, 848 の内数	46, 360, 027 の内数	△ 396, 784
									07F1 3 X	07F13X	
対応表に おいて◆											
となっているもの											
				小計					の内数	の内数	
								<	>	< >	
								<	>	< >	
対応表に おいて〇 となって								<	>	< >	
いるもの								<	>	< >	
				小計	I						
		Τ		7.11					の内数	の内数	
								<	>	< >	
対応表に								<	>	< >	
おいて◇ となって								<	>	< >	
いるもの								<	>	< >	
				小計					の内数	の内数	
				合計					46, 333, 848	46, 360, 027	△ 396, 784
				——————————————————————————————————————					の内数	の内数	Z 390, 704

政策評価調書(個別票3)

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名		矯正施	設における収容環	環境の維持及び適	i正な処遇の実施		番号	10	(千円)	
			予算額					•	(113/	
事務事業名	整理番号	28年度 当初 予算額	29年度 概算要求額	増△減額	政策評価結果の反映に よる見直し額(削減額)		政策評価結果の概算要求への反映内容		中内容	
矯正施設における収容環境の 維持及び適正な処遇の実施	• 1	46, 333, 848	46, 360, 027	26, 179	△ 396, 784	【点的に要求する−	評価結果を踏まえ,再犯防止に向けた矯正処遇等の充実に必要な経費 に要求する一方,収容見込人員の精査等を行うことで経費縮減を図り 或額要求を行った。			
合計					△ 396, 784					

平成28年度事後評価の実施に関する計画(政策評価の事前分析表)

(法務省28-(8))

施策名	矯正施設*'における収容環境の維持及び適正な処遇の実施
担当部局名	矯正局成人矯正課,少年矯正課
施策の概要	被収容者の改善更生及び円滑な社会復帰を図るため、被収容者の個々の状況に応じて、収容環境の維持を含めた適切な処遇を実施する。
政策体系上の位置付け	矯正処遇の適正な実施 (Ⅱ-5-(2))
達成すべき 目標	刑事施設* ² における職業訓練や少年院における職業指導,矯正施設の就労支援スタッフ等を活用した就労支援等の充実により,出所(院)後の就労の安定を図る。
目標設定の考え方・根拠	再入者に占める無職者の割合は毎年高い割合で推移しており、就労支援によって出所後の社会生活の安定を図ることは、再犯防止のために重要である。 ・犯罪対策閣僚会議が策定した「再犯防止に向けた総合対策」(平成24年7月20日犯罪対策閣僚会議決定) ³ において、「社会における「居場所」と「仕事」を作る」ため、「就労の確保」を図ることが、再犯防止のための重点施策の一つとして位置付けられており、総合的な再犯防止対策を進めるに当たり、就労支援の充実を図る必要がある。 ・「「世界一安全な日本」創造戦略」(平成25年12月10日閣議決定) ⁴ において、就労支援の推進が掲げられており、「刑事施設等における職業訓練・刑務作業の充実を図り、就労支援スタッフを活用したキャリアコンサルティングを実施する」こととされている。
施策に関係する 内閣の重要政策 (施政方針演説 等のうち主なも の)	3-2 (2) ③ (施設内処遇を通じた取組等) *5 〇再犯防止に向けた総合対策(平成24年7月20日犯罪対策閣僚会議決定)第3-2-(2)
政策評価実施 予定時期	平成30年8月

	测宁长槽	測定指標 基準値			年度ごとの目標値			
	炽处徂徕	本 年他	基準年度 28年度		29年度			
1	刑事施設における職業訓練の充実度 (受講者数,受講率,修了者数,資格・免許等の取得者率) ※PFI刑務所*8は,その他の刑事施設と異なり,民間業者が職業訓練の実施主体であることから,両者を区別して取り扱っている。	下記 「27年度 実績値」	27年度	対27年度増	対28年度増			

職業訓練により知識や技術を習得し、資格や免許を取得することは、受刑者の出所後の就労を容易にし、再犯の防止に資すると考えられる。そこで、受刑者の円滑な社会復帰促進に向けた職業訓練の充実度を測定指標とした。

ここ数年の職業訓練の実績を見ると、全国の受刑者数が減少している状況などから、必ずしも毎年度の実績値が増加しているとはいえないものの、出所後の就労の安定を図るためには、より積極的に職業訓練を実施すべきと考えられることから、対前年度増とすることを目標とする。

19.十0.中纬	年度ごとの実績値						
過去の実績	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
職業訓練受講者数(人)	3, 101	3, 248	3, 710	3, 977	4, 770		
職業訓練受講率(%)	5. 00	5. 50	6. 70	7. 40	9. 20		
職業訓練の修了者数(人)	2, 647	2, 883	3, 267	3, 529	4, 204		
資格免許等の取得者率(%)	88. 4	87. 1	88. 2	89. 1	88. 5		
华			年度ごと	の実績値			
参考指標	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	
受刑者数(人)	62, 137	59, 076	55, 750	53, 687	51, 858		

測定指標	基準値		年度ごとの目標値			
州仁刊宗	圣华胆	基準年	28年度	29年度		
2 刑事施設における就労支援実 施人員の割合	14. 5	27年	対27年増	対28年増		

測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠

受刑者に対するキャリアコンサルティング、公共職業安定所や雇用主との連絡調整等を行うため、平成18年度から各刑事施設に就労支援スタッフを順次配置し、平成25年度から全ての刑事施設に就労支援スタッフが配置されている。各刑事施設では、重点的な就労支援対象者を選定するなどして就労支援スタッフを活用し、就労支援希望者の9割以上の者に対して就労支援を実施しているところであり、出所者に占める就労支援実施人員の割合は、刑事施設における就労支援の充実を示すと考えられることから、測定指標とした。

平成26年において、出所者数に対する就労支援実施人員の割合は12.2パーセントであり、受刑者の出所後の就労の安定を図るためには、受刑者の就労意欲の一層の喚起を図るとともに、より多くの受刑者に対して就労支援を実施することが重要と考えられることから、対前年増とすることを目標とする。

"是十 の 字结	年度ごとの実績値						
過去の実績	23年	24年	25年	26年	27年	28年	
就労支援実施人員の割合(%)	10. 9	10. 3	10. 3	12. 2	14. 5		
全			年度ごと	の実績値			
参考指標	23年	24年	25年	26年	27年	28年	

就労支援実施人員(人)	3, 128	2, 829	2, 721	3, 005	3, 413	
刑事施設出所者数(人)	28, 583	27, 485	26, 535	24, 684	23, 566	

測定指標	基準値		年度ごとの目標値				
炽 た 141宗	本午 他	基準年	28年度	29年度			
3 少年院における就労支援実施 人員の割合	20. 8	27年	対27年増	対28年増			

少年院においては就労支援対象者を指定するなどして重点的な就労支援対策を実施しており、少年院における就労支援実施人員の割合は、少年院における就労支援の充実を示すと考えられることから、測定指標とした。

少年院出院者は大多数が保護観察に引き継がれており、保護観察中に就労が決まるケースが多いことを考慮する必要がある。平成26年において、少年院仮退院者の保護観察開始時における有職者の割合は18.9パーセント、保護観察終了時における有職者の割合は74.9パーセントであるところ(注)、保護観察期間まで一体として捉えた就労支援対策の効果を更に上げていくためには、出院時又は出院後できるだけ早い時点で、少年院出院者の就労が安定するよう引き続き少年院在院中における就労支援対策を重点的に実施することが有効である。平成26年において、少年院で就労支援を実施した者の割合は19.0パーセントであったところ、対前年増とすることを目標とする。

(注) 保護観察開始時と終了時とでは、対象者が異なるので、厳密な意味での比較ではない。

海土の中体	年度ごとの実績値						
過去の実績	23年	24年	25年	26年	27年	28年	
就労支援実施人員の割合(%)	15. 4	16. 6	18. 3	19. 0	20. 8		
* * * * *			年度ごと	の実績値			
参考指標	23年	24年	25年	26年	27年	28年	
就労支援実施人員(人)	614	638	724	689	683		
少年院出院者数(人)	3, 986	3, 845	3, 948	3, 630	3, 286		
少年院仮退院者の保護観察終了時の有職者の 割合(%)	70.8	70. 5	73. 6	74. 9	81. 4		

達成手段	2	28年度 当初	関連する		
(開始年度)	25年度	26年度	27年度	予算額	指標
①受刑者就労支援体制等の 充実 (ー 年度)	585百万円 (566百万円)	639百万円 (623百万円)	796百万円 (777百万円)	862 百万円	1, 2, 3
	平成28年4 レビュー				

被収容者に対して、就職に必要となる知識や技術、資格を付与するために各施設において職業訓練等を実施するとともに、出所後の生活に不安を抱く被収容者に対し、就労

0016

支援スタッフが公共職業安定所から必要な求人情報を適時に入手しつつ, 就職意欲の向上を図るとともに具体的な求職活動の指導を行っている。

再入者に占める無職者の割合は高い値で推移しており、就労支援によって出所後の社会生活の安定を図る ことは、再犯防止のために重要である。

達成手段	達成手段								
(開始年度)	25年度 26年度 27年度				する 指標				
②地域生活定着支援の推進 (平成21年度)	387百万円 (377百万円)	493 百万円	1						
	達成手段の概要等								
高齢者や身体等に障がいを有する者が、矯正施設を出所(院)後、速やかに福祉の支援を受けられるようにするため、矯正施設に社会福祉士、精神保健福祉士を配置し、①									
技ど受けられるようにするに 支援が必要な対象者の選定,				ーーーー Lサービス(の申請手				

高齢者や身体等に障がいを有する者は、出所(院)後、短期間のうちに生活苦に陥りやすく、再犯のおそれが高いため、こうした者に対する福祉的な支援は、再犯の防止に資するものである。

達成手段	2		28年度 当初	関連する	
(開始年度)	25年度 26年度 27年度				指標
③被収容者生活関連業務の 維持 (- 年度)	26,302百万円 (25,983百万円)	26, 237百万円 (25, 715百万円)	25,897百万円 (25,624百万円)	24, 792 百万円	ı
	平成28年1 レビュー				
矯正施設において,被収容 る。	者の身柄を確保する	ために必要な以下の	物資等を整備す	002	20

- ・矯正施設の適正な維持・管理を図るための保守料や物品等
- ・被収容者の公平・適正な矯正処遇を実施するために最低限必要な食糧、衣類、日常生活必需品等
- ・矯正教育、矯正医療等を実施するための資材等

続に対する支援等を行っている。

達成手段		28年度 当初	関連 する				
(開始年度)	25年度	予算額	指標				
④社会復帰に必要な刑務所 作業の実施 (ー 年度)	4, 780百万円 (4, 681百万円)	4,398百万円 (4,304百万円)	4, 219百万円 (4, 161百万円)	4, 092 百万円	Ι		
	達成手段の概要等						

刑事施設に収容された懲役受刑者は、刑法が定める「所定の作業」を行う義務を負っており、刑務作業は、規則正しい勤労生活の維持、規律ある生活態度及び勤労意欲の

0021

向上など、矯正処遇の根幹となる事業である上、民間企業からの受注によって得た作業収入は国庫に帰属される。

達成手段		28年度 当初	関連する				
(開始年度)	25年度	予算額	指標				
⑤留置施設の維持管理に係 る実費償還 (- 年度)	5,374百万円 (5,283百万円)	5,328百万円 (5,326百万円)	5, 390百万円 (5, 390百万円)	5, 203 百万円	I		
	平成28年 レビュー	行政事業 事業番号					
	被疑者・被告人等は、本来、国の行政機関である拘置所等の刑事施設に勾留させるものであるが、都道府県の警察署の留置施設に勾留された場合には 「警察署内ノ留置場						

二拘禁又ハ留置セラルル者ノ費用二関スル法律」(明治35年法律第11号)に基づき、食糧費、生活必需品等の消耗品費、留置施設の維持管理経費などの勾留によって発生する経費を都道府県に償還することとされている。

		予算額計(執行額)		28年度
佐笠の子笠姫・私行姫	25年度	26年度	27年度	当初予算額
施策の予算額・執行額	47, 943百万円 (47, 329百万円)	48, 041百万円 (47, 345百万円)	47,926百万円 (47,525百万円)	46, 334 百万円

*1 「矯正施設」

刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院の総称

*2 「刑事施設」

刑務所、少年刑務所及び拘置所の総称

*3 「再犯防止に向けた総合対策(平成24年7月20日犯罪対策閣僚会議決定)」

「刑務所出所者等の再犯防止に向けた当面の取組」(平成23年7月26日犯罪対策閣僚会議報告)を踏まえ、長期にわたり広範な取組を社会全体の理解の下で継続できるよう、より総合的かつ体系的な再犯防止対策として策定された。

*4 「「世界一安全な日本」創造戦略(平成25年12月10日閣議決定)」

2020年オリンピック・パラリンピック東京大会の開催を視野に、地域の絆や連帯の再生・強化を図るとともに、新たな治安上の脅威への対策を含め、官民一体となった的確な犯罪対策により良好な治安を確保することにより、国民が安全で安心して暮らせる国であることを実感できることを目指し策定された。

*5 子供・若者育成支援推進大綱(平成28年2月9日子ども·若者育成支援推進本部決定)第3-2 (2) ③ (施設内処遇を通じた取組等)

少年院・少年刑務所において、勤労意欲を高め、職業上有用な知識及び技能を習得させる指導等の充実を 図るほか、社会復帰に資する就労支援を行う。また、少年院において、修学の意欲を高めるため、高等学校 卒業程度認定試験受験の督励や個々のニーズに合わせた支援を行う。

*6 「再犯防止に向けた総合対策」第3-2-(2)就労の確保

就労意欲を持ちながら就労実現に向け能力開発等の課題を抱える者を、刑務所等収容後早期に把握し、就 労及び職場定着のために必要な技能及びコミュニケーションスキルの付与やビジネスマナーの体得等を目的 とした指導や訓練を行うとともに、雇用主と対象者双方のニーズを踏まえ、実際の雇用に結び付ける実践的 なサポートを行う。

また, 就労先の確保から就労後の職場定着支援までを一貫して行う取組や刑務所出所者等総合的就労支援 対策による支援策をより柔軟かつ積極的に活用し, きめ細やかな就業相談・紹介等を一層強力に推進するこ とにより, 刑務所出所者等の就労支援・雇用確保を充実・強化する。

*7 「「世界一安全な日本」創造戦略」Ⅲ-3-(2)-②就労支援の推進

刑事施設等における職業訓練・刑務作業の充実を図り、就労支援スタッフを活用したキャリアコンサルティングを実施するとともに、離職者等再就職訓練「刑務所出所者向け職業訓練コース」を実施するほか、刑務所出所者等総合的就労支援対策による支援策や、「更生保護就労支援事業」を推進する。また、民間団体や地方公共団体と連携した就労支援策の充実等を図るほか、ソーシャル・ファームを活用した刑務所出所者等の就労や職場定着の方策について検討する。

*8 「PFI刑務所」

PFI手法(公共施設等の建設,維持管理,運営等を民間の資金,経営能力及び技術的能力等を活用して行う民間委託の手法の一つ。Private Finance Initiativeの略。)を活用した民間委託を実施する美祢社会復帰促進センター、島根あさひ社会復帰促進センター、喜連川社会復帰促進センター、黒羽刑務所、播磨社会復帰促進センター及び加古川刑務所の総称

平成27年度事後評価実施結果報告書

(法務省27-(7))

施策名		矯正施設* ¹ における収容環境の維持及び適正な処遇の実施 (政策体系上の位置付け: II - 5 - (2))								
施策の概要		坡収容者の改善更生及び円滑な社会復帰を図るため、被収容者の個々の状況に応じて、収 容環境の維持を含めた適切な処遇を実施する。								
達成すべき目標		事施設 ^{*2} における職業訓練や少年院における職業指導、矯正施設の就労支援スタッフ等活用した就労支援等の充実により、出所(院)後の就労の安定を図る。								
施策の予算額・		区分	25年度	26年度	27年度	28年度				
執行額等		当初予算(a)	47, 713, 566	48, 202, 360	47, 659, 973	46, 333, 848				
	状況 (千円)	補正予算(b)	229, 663	104, 868	0	_				
		繰越し等(c)	0	△266, 208	266, 208					
		合計 (a+b+c)	47, 943, 229	48, 041, 020	47, 926, 181					
	執行	額(千円)	47, 328, 617	47, 345, 203	47, 525, 233					
施策に関係する内閣の重要政策(施政方 動演説等のうち主なもの)	2 (1) 〇再犯财 就労の 「世界 支援の 〇「宣言	執行額 (千円) 47,328,617 47,345,203 47,525,233 ○子ども・若者ビジョン (平成22年7月23日子ども・若者育成支援推進本部決定)第3-2(1)③(非行少年に対する就労支援等)*3 ○再犯防止に向けた総合対策 (平成24年7月20日犯罪対策閣僚会議決定)第3-2-(2) 就労の確保*4 ○「世界一安全な日本」創造戦略 (平成25年12月10日閣議決定) 田-3-(2)-②就労支援の推進*5 ○「宣言:犯罪に戻らない・戻さない~立ち直りをみんなで支える明るい社会へ~」(平成26年12月16日犯罪対策閣僚会議決定 田 再犯防止につながる仕事の確保*6								

測定指標		年度 5	ごとの目標値			法式		
炽 足 佰 伝	26	6年度		27年度			達成	
1 刑事施設における職業訓練 の充実度 (受講者数,受講率,修了 者数,資格・免許等の取得 者率)		5年度増	5	対26年度増			おおむね達成	
※PFI刑務所*7は、その他	基準値	基準値 実績値						
の刑事施設と異なり、民間 業者が職業訓練の実施主体 であることから、両者を区 別して取り扱っている。	25年度	23年度	24年度	25年度	26年)	度	27年度	
職業訓練受講者数(人)	3, 710	3, 101	3, 248	3, 710	3,	977	4, 770	
職業訓練受講率(%)	6. 70	5. 00	5. 50	6. 70	-	7. 40	9. 20	

職業訓練の修了者数(人)	3, 267	2, 647	2, 883	3, 267	3, 5	4, 204		
資格免許等の取得者率(%)	88. 2	88. 4	87. 1	88. 2	89	88. 5		
参考指標	実績値							
参 右拍標	23年度	24年度	25年	25年度 26年度		27年度		
受刑者数(人)	62, 13	7 59,	076	55, 750 53, 687		51, 858		

	測定指標	年度ごとの目標値						達成	
	测处拍标	26	6年度		27年度			连队	
2	刑事施設における就労支援 実施人員の割合	対2	25年増		対26年増			達成	
	天心人員の刮 ロ	基準値	実績値						
		25年	23年	24年	25年	26年		27年	
就労	労支援実施人員の割合(%)	10. 3	10.9	10. 3	10.3	12	2. 2	14. 5	
就労	芍支援実施人員(人)	2, 721	3, 128	2, 829	2, 721	3, 0	05	3, 413	
刑事	事施設出所者数(人)	26, 535	28, 583	27, 485	26, 535	24, 6	84	23, 566	

測定指標		年度ごとの目標値							達成
炽 足 徂 保	26年度			27年度				建 成	
3 少年院における就労支援実施人員の割合	対25年増				対26年	増		達成	
ルビハ兵の引口	基準値	基準値 実績値 実績値 実績値 ままま ままま ままま ままま ままま ままま ままま ままま ままま ま							
	25年	23年		24年	25:	年 26年		27年	
就労支援実施人員の割合(%)	18. 3	15. 4		16. 6		18. 3	19. 0		20. 8
就労支援実施人員(人)	724	614		638		724		689	683
少年院出院者数(人)	3, 948	3, 986		3, 845	(3, 948	3,	630	3, 286
* * + t + -	実績値								
参考指標	23年	24年	24年 25年		年 26年		26年		27年
少年院仮退院者の保護観察終了 時の有職者の割合(%)	70.	8	70. 5		73. 6		74. 9		81.4

評 価

結

果

(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり

目標達成度合い の測定結果

(判断根拠)

測定指標1、2及び3は、各達成すべき目標に照らし、全て主要なものである と考えている。

測定指標2及び3について、目標を達成することができた。測定指標1につい ては、資格免許等の取得者率が若干低下したが、他の目標については達成するこ とができた。

施策の分析

(達成手段の有効性,効率性等)

刑事施設における職業訓練については,出所後の就労は再犯率の改善に大きく寄与することに鑑み, ||社会及び雇用者のニーズに応じた職業訓練の導入やその拡充を進めているところ,資格免許等の取得 者率の実績は0.6ポイント低下したものの,職業訓練受講者数,同受講率及び同修了者数といった他 の目標については軒並み向上しており、受刑者に対して必要な職業訓練受講の機会の拡充が認められ る。

また、刑事施設における就労支援については、出所後の生活に不安を抱く被収容者に対し、就労支 援スタッフがハローワークから必要な求人情報を適時に入手しつつ、就職意欲の向上を図るとともに、 具体的な求職活動の指導を行っているところ,刑事施設における就労支援実施人員の割合は14.5パ-セントとなっており、一定の効果を上げていると認められる。

さらに、少年院における就労支援については、原則的に全在院者を対象に出院後の就労の安定、ひ いては再犯・再非行防止のために取り組んでおり、個別的な必要に応じて、職業相談、職業紹介や求 人情報の提供を行い,有効的かつ効率的に実施されている。

次期目標等への反映の方向性

【施策】

被収容者の改善更生及び円滑な社会復帰に資するよう、現在の目標を維持し、引き続き就労支援等 の拡充等を図っていく。

【測定指標1】

職業訓練受講率は上昇しており、今後においても受刑者の出所後の就職に資する職業訓練の拡充を 図ることにより、受刑者の職業訓練受講の機会を増やしていく。

【測定指標2】

再入所者に占める無職者の割合は高い割合で推移しており、就労支援によって出所後の社会生活の 安定を図ることは,再犯防止のために重要であることから,引き続き刑事施設における就労支援事業 の拡大を図っていく。

【測定指標3】

出院者に占める就労支援実施人員の割合は増加しており、今後も、少年院在院者に対して就労支援 の充実を図っていく。

学識経験を有 1 実施時期 する者の知見 の活用

平成28年7月1日

2 実施方法

会議

3 意見及び反映内容の概要 なし

政策評価を行う過程におい

て使用した資料その他の情

報

○評価の過程で使用したデータや文献等

·「職業訓練実施報告」

(矯正局成人矯正課, 対象期間:平成23年4月1日~平成28年3月31日)

•「受験結果報告書」

(矯正局成人矯正課, 対象期間:平成23年4月1日~平成28年3月31日)

○評価の過程で使用した公的統計

・「成人矯正統計年報」※平成27年の数値は速報値

(法務省ホームページ[http://www.moj.go.jp/housei/toukei/toukei_ichiran_kousei.html])

・「少年矯正統計年報」※平成27年の数値は速報値

(法務省ホームページ[http://www.moj.go.jp/housei/toukei/toukei_ichiran_shonen-kyosei.html])

備考

【行政事業レビュー点検結果の平成29年度予算概算要求への反映内容】

各矯正施設間における医薬品等の共同調達を推進し、矯正施設の医療費の抑制を図った。 また、収容見込人員について精査を行い、被収容者生活関連経費の削減を図った。 さらに、就業見込人員について精査を行い、被収容者作業報奨金に係る経費の削減を図った。

担当部局名

矯正局成人矯正課, 矯正局少年矯正課

政策評価実施時期

平成28年8月

*1 「矯正施設」

刑務所, 少年刑務所, 拘置所, 少年院, 少年鑑別所及び婦人補導院の総称

*2 「刑事施設」

刑務所、少年刑務所及び拘置所の総称

*3 「子ども・若者ビジョン」第3-2(1)③(非行少年に対する就労支援等)

少年院・少年刑務所において、就労に対する心構えを身に付けさせ、就労意欲を喚起する指導等を充実するとともに、社会復帰に資する職業技能の習得や高等学校卒業程度認定試験の受験を奨励する。また、 出院及び出所予定者、保護観察に付された少年等を対象として、刑務所出所者等就労支援事業を推進する。

*4 「再犯防止に向けた総合対策」第3-2-(2)就労の確保

就労意欲を持ちながら就労実現に向け能力開発等の課題を抱える者を、刑務所等収容後早期に把握し、 就労及び職場定着のために必要な技能及びコミュニケーションスキルの付与やビジネスマナーの体得等を 目的とした指導や訓練を行うとともに、雇用主と対象者双方のニーズを踏まえ、実際の雇用に結び付ける 実践的なサポートを行う。

また、就労先の確保から就労後の職場定着支援までを一貫して行う取組や刑務所出所者等総合的就労支援対策による支援策をより柔軟かつ積極的に活用し、きめ細やかな就業相談・紹介等を一層強力に推進することにより、刑務所出所者等の就労支援・雇用確保を充実・強化する。

*5 「「世界一安全な日本」創造戦略」Ⅲ-3-(2)-②就労支援の推進

刑事施設等における職業訓練・刑務作業の充実を図り、就労支援スタッフを活用したキャリアコンサル ティングを実施するとともに、離職者等再就職訓練「刑務所出所者向け職業訓練コース」を実施するほか、 刑務所出所者等総合的就労支援対策による支援策や、「更生保護就労支援事業」を推進する。また、民間 団体や地方公共団体と連携した就労支援策の充実等を図るほか、ソーシャル・ファームを活用した刑務所 出所者等の就労や職場定着の方策について検討する。

*6 「宣言:犯罪に戻らない・戻さない~立ち直りをみんなで支える明るい社会へ~」(平成26年12月16日 犯罪対策閣僚会議決定 Ⅲ 再犯防止につながる仕事の確保

犯罪や非行をした者の多くは、基礎的な学力や仕事上求められる技能を身に付けておらず、粘り強さや対人関係能力等が不足しているほか、前歴そのものによる就労上の制約があるなど、様々な課題を抱えている。そのため、矯正施設収容中から、就労に必要な技能を身に付けさせるための指導・訓練を推進するとともに、これらを活かして出所後直ちに就労できるよう、矯正施設、保護観察所、ハローワーク等が連携し、具体的な就労先の確保に向けた調整を一層進めることが肝要である。

*7 PFI手法(公共施設等の建設,維持管理,運営等を民間の資金,経営能力及び技術的能力等を活用して行う民間委託の手法の一つ。Private Finance Initiativeの略。)を活用した民間委託を実施する美祢社会復帰促進センター,島根あさひ社会復帰促進センター,喜連川社会復帰促進センター,黒羽刑務所,播磨社会復帰促進センター及び加古川刑務所の総称

平成27年度政策評価書要旨

(法務省27-(7))

施策名	矯正施設		『環境の維持及び』	適正な処遇の実施	<u> </u>					
	(政策体	(政策体系上の位置付け: Ⅱ - 5 - (2)) (評価書145頁)								
施策の概要		皮収容者の改善更生及び円滑な社会復帰を図るため、被収容者の個々の状況に応じて、収 P環境の維持を含めた適切な処遇を実施する。								
達成すべき目標		刊事施設 ^{*2} における職業訓練や少年院における職業指導,矯正施設の就労支援スタッフ等 F活用した就労支援等の充実により,出所(院)後の就労の安定を図る。								
施策の予算額・		区分 25年度 26年度 27年度								
執行額等	予 算 の 状況	当初予算(a)	47, 713, 566	48, 202, 360	47, 659, 973	46, 333, 848				
	(千円)	補正予算(b)	229, 663	104, 868	0	_				
		繰越し等(c)	0	△266, 208	266, 208					
		合計 (a+b+c)	47, 943, 229	48, 041, 020	47, 926, 181					
	執行	額(千円)	47, 328, 617	47, 345, 203	47, 525, 233					
施策に関係する内閣の重要政策(施政方 針演説等のうち主なもの)	2 (1 〇再犯财 就労の 下世界 支援の 〇「宣言)③(非行少年 5止に向けた総)確保* ⁴ ³ 一安全な日本)推進* ⁵ 5:犯罪に戻ら	ン(平成22年7月 に対する就労支持 合対策(平成24年 」創造戦略(平成 ない・戻さないへ 対策閣僚会議決定	爰等)*3 7月20日犯罪対策 :25年12月10日閣記 ・立ち直りをみん	受閣僚会議決定) 議決定)Ⅲ-3- なで支える明るⅠ	第3-2-(2) -(2)-②就労				

測定指標		年度ごとの目標値 達成						
炽 た 1日 1示	26	6年度		27年度		上次		
1 刑事施設における職業訓練 の充実度 (受講者数,受講率,修了 者数,資格・免許等の取得 者率)	対25	対25年度増 対26年度増 オ			おお	むね達成		
※PFI刑務所*フは、その他	基準値	基準値 実績値						
の刑事施設と異なり、民間 業者が職業訓練の実施主体 であることから、両者を区 別して取り扱っている。	25年度	23年度	24年度	25年度	26年	度	27年度	
職業訓練受講者数(人)	3, 710	3, 101	3, 248	3, 710	3	, 977	4, 770	
職業訓練受講率(%)	6. 70	5. 00	5. 50	6. 70		7. 40	9. 20	

職業訓練の修了者数(人)	3, 267	2, 647	2, 883	3	3, 267	3, 5	529	4, 204		
資格免許等の取得者率(%)	88. 2	88. 4	87. 1		88. 2		9. 1	88. 5		
<u> </u>	実績値									
参考指標	23年度	24年度	:度 25年度		26	26年度		27年度		
受刑者数(人)	62, 13	59,	, 076	55, 750	55, 750 53, 68			51, 858		

	測定指標			達成					
	测 足 扫 惊	26	6年度		27年度		连队		
2	刑事施設における就労支援	対2	対25年増 対2					達成	
	実施人員の割合	基準値			実績値				
		25年	23年	24年	25年	264	Ŧ	27年	
就的	労支援実施人員の割合(%)	10. 3	10.9	10. 3	10.3		12. 2	14. 5	
就的	党支援実施人員(人)	2, 721	3, 128	2, 829	2, 721	3	, 005	3, 413	
刑事	事施設出所者数(人)	26, 535	28, 583	27, 485	26, 535	24	, 684	23, 566	

知中卡梅		年度ごとの目標値 達成							
測定指標	26年度			27年度				连 戍	
3 少年院における就労支援実	対2	№年増		対26年増				達成	
施人員の割合	基準値				実績	値			
	25年	23年	2	24年	254	丰	26年		27年
就労支援実施人員の割合 (%)	18. 3	15. 4		16. 6		18. 3	1	9. 0	20. 8
就労支援実施人員(人)	724	614		638		724		689	683
少年院出院者数 (人)	3, 948	3, 986		3, 845	3	3, 948	3,	630	3, 286
参考指標	実績値								
少 行 拍 保	23年	24年		254	=	2	26年 27		27年
少年院仮退院者の保護観察終了	70.	8 7	70. 5		73. 6		74. 9		81. 4

目標達成度合い の測定結果

評

価 結

果

(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり

(判断根拠)

測定指標1、2及び3は、各達成すべき目標に照らし、全て主要なものである と考えている。

測定指標2及び3について、目標を達成することができた。測定指標1につい ては、資格免許等の取得者率が若干低下したが、他の目標については達成するこ とができた。

施策の分析

(達成手段の有効性,効率性等)

刑事施設における職業訓練については、出所後の就労は再犯率の改善に大きく寄与することに鑑み、 社会及び雇用者のニーズに応じた職業訓練の導入やその拡充を進めているところ、資格免許等の取得 者率の実績は0.6ポイント低下したものの,職業訓練受講者数,同受講率及び同修了者数といった他 の目標については軒並み向上しており、受刑者に対して必要な職業訓練受講の機会の拡充が認められ

また、刑事施設における就労支援については、出所後の生活に不安を抱く被収容者に対し、就労支 援スタッフがハローワークから必要な求人情報を適時に入手しつつ、就職意欲の向上を図るとともに、 具体的な求職活動の指導を行っているところ、刑事施設における就労支援実施人員の割合は14.5パー セント(平成27年度速報値ベース)となっており、一定の効果を上げていると認められる。

さらに、少年院における就労支援については、原則的に全在院者を対象に出院後の就労の安定、ひ いては再犯・再非行防止のために取り組んでおり,個別的な必要に応じて,職業相談,職業紹介や求 人情報の提供を行い、有効的かつ効率的に実施されている。

次期目標等への反映の方向性

【施策】

被収容者の改善更生及び円滑な社会復帰に資するよう,現在の目標を維持し,引き続き就労支援等 の拡充等を図っていく。

【測定指標1】

職業訓練受講率は上昇しており、今後においても受刑者の出所後の就職に資する職業訓練の拡充を 図ることにより、受刑者の職業訓練受講の機会を増やしていく。

再入所者に占める無職者の割合は高い割合で推移しており、就労支援によって出所後の社会生活の 安定を図ることは,再犯防止のために重要であることから,引き続き刑事施設における就労支援事業 の拡大を図っていく。

【測定指標3】

出院者に占める就労支援実施人員の割合は増加しており、今後も、少年院在院者に対して就労支援 の充実を図っていく。

学識経験を有 1 実施時期

する者の知見 平成28年7月1日

の活用

2 実施方法

会議

3 意見及び反映内容の概要なし

政策評価を行う過程におい

て使用した資

料その他の情

報

○評価の過程で使用したデータや文献等

•「職業訓練実施報告」

(矯正局成人矯正課,対象期間:平成23年4月1日~平成28年3月31日)

•「受験結果報告書」

(矯正局成人矯正課, 対象期間:平成23年4月1日~平成28年3月31日)

〇評価の過程で使用した公的統計

・「成人矯正統計年報」※平成27年の数値は速報値

(法務省ホームページ[http://www.moj.go.jp/housei/toukei/toukei_ichiran_kousei.html])

・「少年矯正統計年報」※平成27年の数値は速報値

(法務省ホームページ[http://www.moj.go.jp/housei/toukei/toukei_ichiran_shonen-kyosei.ht ml])

備考

【行政事業レビュー点検結果の平成29年度予算概算要求への反映内容】

各矯正施設間における医薬品等の共同調達を推進し、矯正施設の医療費の抑制を図った。 また、収容見込人員について精査を行い、被収容者生活関連経費の削減を図った。 さらに、就業見込人員について精査を行い、被収容者作業報奨金に係る経費の削減を図った。

担当部局名

矯正局成人矯正課, 矯正局少年矯正課

政策評価実施時期

平成28年8月

*1 「矯正施設」

刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院の総称

*2 「刑事施設」

刑務所、少年刑務所及び拘置所の総称

*3 「子ども・若者ビジョン」第3-2(1)③(非行少年に対する就労支援等)

少年院・少年刑務所において, 就労に対する心構えを身に付けさせ, 就労意欲を喚起する指導等を充実するとともに, 社会復帰に資する職業技能の習得や高等学校卒業程度認定試験の受験を奨励する。また, 出院及び出所予定者, 保護観察に付された少年等を対象として, 刑務所出所者等就労支援事業を推進する。

*4 「再犯防止に向けた総合対策」第3-2-(2)就労の確保

就労意欲を持ちながら就労実現に向け能力開発等の課題を抱える者を、刑務所等収容後早期に把握し、就労及び職場定着のために必要な技能及びコミュニケーションスキルの付与やビジネスマナーの体得等を目的とした指導や訓練を行うとともに、雇用主と対象者双方のニーズを踏まえ、実際の雇用に結び付ける実践的なサポートを行う。

また、就労先の確保から就労後の職場定着支援までを一貫して行う取組や刑務所出所者等総合的就労支援対策による支援策をより柔軟かつ積極的に活用し、きめ細やかな就業相談・紹介等を一層強力に推進することにより、刑務所出所者等の就労支援・雇用確保を充実・強化する。

*5 「「世界一安全な日本」創造戦略」Ⅲ-3-(2)-②就労支援の推進

刑事施設等における職業訓練・刑務作業の充実を図り、就労支援スタッフを活用したキャリアコンサル ティングを実施するとともに、離職者等再就職訓練「刑務所出所者向け職業訓練コース」を実施するほか、 刑務所出所者等総合的就労支援対策による支援策や、「更生保護就労支援事業」を推進する。また、民間 団体や地方公共団体と連携した就労支援策の充実等を図るほか、ソーシャル・ファームを活用した刑務所 出所者等の就労や職場定着の方策について検討する。

*6 「宣言:犯罪に戻らない・戻さない~立ち直りをみんなで支える明るい社会へ~」(平成26年12月16日 犯罪対策閣僚会議決定 II 再犯防止につながる仕事の確保

犯罪や非行をした者の多くは、基礎的な学力や仕事上求められる技能を身に付けておらず、粘り強さや対人関係能力等が不足しているほか、前歴そのものによる就労上の制約があるなど、様々な課題を抱えている。そのため、矯正施設収容中から、就労に必要な技能を身に付けさせるための指導・訓練を推進するとともに、これらを活かして出所後直ちに就労できるよう、矯正施設、保護観察所、ハローワーク等が連携し、具体的な就労先の確保に向けた調整を一層進めることが肝要である。

*7 PFI手法(公共施設等の建設,維持管理,運営等を民間の資金,経営能力及び技術的能力等を活用して行う民間委託の手法の一つ。Private Finance Initiativeの略。)を活用した民間委託を実施する美祢社会復帰促進センター,島根あさひ社会復帰促進センター,喜連川社会復帰促進センター,黒羽刑務所,播磨社会復帰促進センター及び加古川刑務所の総称

政策評価調書(個別票1)

【政策ごとの予算額等】

	政策名 ちないでは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学の									
	評価方式	実績 政策目標の達成度合い		目標達成	番号	5 11				
		25年度	26年度	27年度	28年度					
	当初予算(千円)	15, 685, 604	16, 082, 480	16, 323, 803	15, 989, 838	17, 452, 8				
予:算	補 正 予 算 (千 円)	△ 15, 020	△ 22, 670	0	0					
ひょ	繰越し等 (千円)	0	0	0						
	計 (千円)	15, 670, 584	16, 059, 810	16, 323, 803						
執 行 額 (千円)		15, 527, 943	15, 940, 735	16, 172, 523						
i	政策評価結果の概算要求 への反映状況	政策評価結果を踏まえ, 引き続き,	事業の実施に係る所要の経費の	要求を行った。						

政策評価調書(個別票2)

政策名				矯正施設の適正な過	軍営に必要な民間委託等の実施		番号	11				(千円)
	予算科目									予算	政策評価結果の反映に よる見直し額(削減 額)合計	
	整理	番号	会計	会計 組織/勘定 項			事	項	28年 当初日	F度 S算額	29年度 概算要求額	額)合計
	•	1	一般	矯正官署	矯正施設民間開放推進費	矯正施設運営	の民間開放の推	進に必要な経費	1:	5, 989, 838	17, 452, 882	-
対応表に おいてって いるもの												
いるもの	小計							15, 989, 838 の内数	17, 452, 882 の内数	-		
対応表に												
おいて◆ となって いるもの												
					/\\ <u>\</u> at					の内数	の内数	
		ļ							<	>	< >	
対応表に おいて〇		ļ							<	>		
となっているもの		<u></u>							<	>		
					小計					の内数	の内数	
									<	>	< >	
対応表に おいて◇		ļ							<	>		
おいて◇ となって いるもの	<u></u>	<u></u>							<	> -		
					小計					の内数	の内数	
					合計					15, 989, 838 の内数	17, 452, 882 の内数	

平成28年度事後評価の実施に関する計画(政策評価の事前分析表)

(法務省28-(9))

施策名	矯正施設 ^{*1} の適正な運営に必要な民間委託等 ^{*2} の実施
担当部局名	矯正局成人矯正課
施策の概要	職員の業務負担の軽減を図るとともに、矯正処遇の充実を図るため、民間委託等を実施する。
政策体系上 の位置付け	矯正処遇の適正な実施 (Ⅱ-5-(3))
達成すべき 目標	PFI手法を活用した民間委託や競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号。以下「公共サービス改革法」という。)に基づく特定業務の民間委託を推進し、被収容者の特性等に留意しつつ、民間のノウハウやアイデアを活用した職業訓練、就労支援対策等の充実・強化を図る。
目標設定の考え方・根拠	平成24年7月20日の犯罪対策閣僚会議で決定された「再犯防止に向けた総合対策」において再犯防止のための重点施策として「就労の確保」が掲げられており、PFI刑務所 [®] 等においても、民間のノウハウを活用した職業訓練の充実を図るとともに、就労支援スタッフによる指導を引き続き実施することが求められている。
施策に関係する の関係 の の の の の の の の の の の の の	○民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号) "4 ○構造改革特別区域法(平成14年法律第189号) *5 ○構造改革特別区域基本方針(平成15年1月24日閣議決定) *6 ○競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号) *7 ○公共サービス改革基本方針(平成18年9月5日閣議決定,平成27年7月10日改定) *8 ○刑務所出所者等の再犯防止に向けた当面の取組(平成23年7月26日犯罪対策閣僚会議報告) 2 - (2)【就労支援対策の充実強化】 *9 ○再犯防止に向けた総合対策(平成24年7月20日犯罪対策閣僚会議決定)第3-2-(2) 就労の確保**0
政策評価実施 予定時期	平成29年8月

	測定指標	基準		施策の進捗状況(目標)				
	州 足刊宗		基準年度	26年度~28年度				
1	PFI刑務所における職業訓 練の充実	I	ı	PFI刑務所において、様々な職業の技術や知識を習得させ、資格や免許を取得させるため、受刑者に対して職業訓練を幅広く実施する。				

測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠

職業訓練により技術や知識を習得し、資格や免許を取得することは、受刑者の出所後の就労を容易にし、再犯の防止に資すると考えられる。特に、PFI刑務所においては、改善更生の可能性が高い初犯の受刑者を対象に、民間のノウハウを活用して、雇用情勢に応じた質の高い職業訓練を積極的に実施することをその目的の一つとしていることから、下記参考指標の実績値等を分析し、目標の達成度合いを検証することとした。

施策の進捗状況(実績)										
25年度		26年度	Ę		27年度					
実施対象施設において、受刑者に	-		おいて、受							
対して職業訓練を実施し、様々な職		- 171111	練を実施し	·	対して職業訓練を実施し、様々な職					
業の技術や知識を習得させるととも	様々な職	業の技術	や知識を習	引得	業の技	技術や知識	を習得させ	るととも		
に資格や免許を取得させた。	させると	ともに資	格や免許を	₽取	に資格	らや免許を する	取得させた	0		
	得させた。	ı								
杂	年度ごとの実績値									
参考指標	21年度	22年度	23年度	24:	年度	25年度	26年度	27年度		
職業訓練受講者数(人)	5, 668	9, 350	7, 769		7, 913	7, 203	9, 601	9, 665		
職業訓練受講率(%) ※職業訓練受講率=職業訓練受講者 数/受刑者数×100(%)	136	185	160		167	156	218	228		
職業訓練修了者数(人)	5, 099	9, 637	7, 357	7, 648		6, 926	9, 360	9, 284		
資格・免許等の取得者数(人)	1, 061	1, 326	1, 370		1, 287	1, 334	1, 407	1, 512		
PFI刑務所における受刑者数(人)	4, 166	5, 066	4, 853	,	4, 735	4, 612	4, 405	4, 248		

測定指標	基準		施策の進捗状況(目標)			
/則 <i>足</i> 1日信	基华	基準年度	26年度~28年度			
2 職業フォーラム***の活用	_	-	公共サービス改革法に基づく特定業務の民間委託実施刑務所* ¹² において、受刑者の社会復帰への不安感の軽減を図り、就職意欲等を培うため、職業フォーラムを実施する。			

出所者による再犯を防止するには、出所後の円滑な社会復帰に資するため、就労先を確保する仕組みを構築するなどの就労支援の充実・強化が求められる。公共サービス改革法に基づく特定業務の民間委託実施刑務所においては、民間のネットワークとノウハウを活用し、就労に係る出所後の社会生活上の不安感を軽減させ、円滑な社会復帰に寄与することを目的とする職業フォーラムを実施していることから、下記参考指標、参加受刑者のアンケート調査結果(平成24年度から調査実施)の実績値等を分析し、目標の達成度合いを検証することとした。

施策の進捗状況	(実績)	

25年度	26年度	27年度			
平成24年度からは、実施対象施設	平成24年度からは, 実施対象	平成26年度までの取組を引き続き			
において、全受刑者を対象とし、企	施設において、全受刑者を対象	実施するとともに、平成27年度にお			
業概要等について映像視聴の方法に	とし、企業概要等について映像	いては、職業フォーラムの概要・目			

ムを実施している。

る。

より説明を行った後、希望した者に | 視聴の方法により説明を行った | 的等を記載した開催告知ポスターを | ついて,個別に各企業から直接の詳│後,希望した者について,個別│作成し,刑務所内に掲示するととも 細説明及び面接を行う職業フォーラ│に各企業から直接の詳細説明及│に,事前面談を実施し,受刑者に対 び面接を行う方法に改良し、さし職業フォーラムへの参加を働きか らに、平成26年度からは、仮釈 けた。また、就職の内定を受けた受 放が決定したものの、就労先が一刑者が釈放される際に面談を行い、 未定で、かつ、就労を希望する 企業の基本情報の提供を行うととも 者に対し職業紹介及び面接を行┃に、受刑者自身に企業に出所の電話 う職業フォーラムを実施してい」連絡をさせることで、出所後の不安 の軽減及び就労意欲の向上を図って いる。

4 + + L.I.E.	年度ごとの実績値								
参考指標	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
実施回数(回)	_	_	3	3	3	3	3		
参加受刑者数(人) ※平成24年度以降の参加受刑者数は、個別説明に参加した人数を計上 している。	_	_	134	84	89	87	50		

達成手段		予算額計(執行額)		28年度 当初	関連する
(開始年度)	25年度	26年度	27年度	予算額	指標
①刑事施設の民間委託運営 (- 年度)	4, 267百万円 (4, 170百万円)	4,384百万円 (4,322百万円)	4,625百万円 (4,584百万円)	4, 291 百万円	2
	達成手段の概要	要等		平成28年 レビュー	行政事業 事業番号
刑事施設においては, 平成 薬物性精神疾患受刑者, 高齢				00	23

業務負担を強いる状況になり、刑務官の増員が不可欠となったところ、国家公務員の採用抑制に係る総人件 費改革などの政府の方針もあって,必要な刑務官の増員が十分得られない状況にあった。そこで,刑事施設 の非権力的業務を民間委託するとともに、平成22年度からは、刑事施設における公権力に関わる業務の一部 についても公共サービス改革法を活用して刑事施設3庁において試行的に民間委託を行うことで、職員の業 務負担軽減を図るとともに矯正処遇の充実を図り、矯正施設の適正な運営に努める。

公共サービス改革法に基づく民間委託実施刑務所において、受刑者の社会復帰への不安感の軽減を図り、 就職意欲等を培うため、職業フォーラムを実施することを目標としている。

達成手段		予算額計 (執行額)						
(開始年度)	25年度	26年度	27年度	当初 予算額	する 指標			
②PFI刑務所の運営 (平成17年度)	11, 404百万円 (11, 358百万円)	11,676百万円 (11,618百万円)	11,699百万円 (11,588百万円)	11, 699 百万円	1			
	平成28年	行政事業 事業番号						

施設の設計・建設・維持管理及び被収容者の処遇に係る事業について、PFI手法を活用し、美祢社会復帰促進センター(平成19年4月運営開始、事業期間20年)、島根あ

0024

さひ社会復帰促進センター(平成20年10月運営開始,事業期間20年)を整備し、また、国費をもって刑事施設の設計・建設を行った上、建設後の施設の維持管理及び被収容者の処遇に係る事業について、PFI手法を活用し、喜連川社会復帰促進センター、播磨社会復帰促進センター(いずれも平成19年10月運営開始、事業期間15年)の運営を開始することで、職員の業務負担軽減を図るとともに矯正処遇の充実を図り、矯正施設の適正な運営に努める。

改善更生の可能性が高い初犯の受刑者を対象に、民間のノウハウを活用して、雇用情勢に応じた質の高い 職業訓練を積極的に実施することをその目的の一つとしていることから、受刑者に対して幅広く職業訓練を 実施することを目標としている。

		予算額計(執行額)		28年度
佐竿の3質妬・私行短	25年度	26年度	27年度	当初予算額
施策の予算額・執行額	15,671百万円 (15,528百万円)	16,060百万円 (15,941百万円)	16, 324百万円 (16, 173百万円)	15, 990百万円

*1 「矯正施設」

刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所及び婦人補導院の総称

*2 「民間委託等」

刑事施設の運営に係る総務系業務の民間委託のほか、公共サービス改革法に基づく特定業務の民間委託及びPFI手法(公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う民間委託の手法の一つ。Private Finance Initiativeの略。)を活用した民間委託をいう。

*3 「PFI刑務所」

PFI手法を活用した民間委託を実施する美祢社会復帰促進センター,島根あさひ社会復帰促進センター, 喜連川社会復帰促進センター,黒羽刑務所,播磨社会復帰促進センター及び加古川刑務所の総称

*4 「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律(平成11年法律第117号)」

民間の資金,経営能力及び技術的能力を活用した公共施設等の整備等の促進を図るための措置を講ずること等により、効率的かつ効果的に社会資本を整備するとともに、国民に対する低廉かつ良好なサービスの提供を確保し、もって国民経済の健全な発展に寄与することを目的とする法律

*5 「構造改革特別区域法(平成14年法律第189号)」

地方公共団体の自発性を最大限に尊重した構造改革特別区域を設定し、当該地域の特性に応じた規制の特例 措置の適用を受けて地方公共団体が特定の事業を実施し又はその実施を促進することにより、教育、物流、研究開発、農業、社会福祉その他の分野における経済社会の構造改革を推進するとともに地域の活性化を図り、 もって国民生活の向上及び国民経済の発展に寄与することを目的とする法律

*6 「構造改革特別区域基本方針(平成15年1月24日閣議決定)」

構造改革の推進等の意義、目標、政府が実施すべき施策に関する基本的な方針、政府が講ずべき措置についての計画等を具体的に定めたもの

*7 「競争の導入による公共サービスの改革に関する法律(平成18年法律第51号)」

国の行政機関等又は地方公共団体が自ら実施する公共サービスに関し、その実施を民間が担うことができるものは民間に委ねる観点から、これを見直し、民間事業者の創意と工夫が反映されることが期待される一体の業務を選定して官民競争入札又は民間競争入札に付することにより、公共サービスの質の維持向上及び経費の削減を図ることを目的とする法律

*8 「公共サービス改革基本方針(平成18年9月5日閣議決定,平成27年7月10日改定)」 競争の導入による公共サービスの改革の意義、目標、政府が実施すべき施策に関する基本的な方針、政府が 講ずべき措置についての計画等を具体的に定めたもの

*9 「刑務所出所者等の再犯防止に向けた当面の取組(平成23年7月26日犯罪対策閣僚会議報告)」

2-(2)【就労支援対策の充実強化】

さらに、矯正施設(刑務所・少年院)においては、PFI刑務所等において、民間ノウハウを活用した職業訓練の充実を図るとともに、就労支援スタッフによる効果的かつ効率的な指導を引き続き実施する。

*10 「再犯防止に向けた総合対策(平成24年7月20日犯罪対策閣僚会議決定)」

第3-2-(2)就労の確保

就労意欲を持ちながら就労実現に向け能力開発等の課題を抱える者を、刑務所等収容後早期に把握し、就 労及び職場定着のために必要な技能及びコミュニケーションスキルの付与やビジネスマナーの体得等を目的 とした指導や訓練を行うとともに、雇用主と対象者双方のニーズを踏まえ、実際の雇用に結び付ける実践的 なサポートを行う。

また,就労先の確保から就労後の職場定着支援までを一貫して行う取組や刑務所出所者等総合的就労支援 対策による支援策をより柔軟かつ積極的に活用し,きめ細やかな就業相談・紹介等を一層強力に推進することにより,刑務所出所者等の就労支援・雇用確保を充実・強化する。

*11 「職業フォーラム」

公共サービス改革法に基づき委託された特定業務を実施する事業者の提案の一つ。就労を希望する受刑者と民間企業との対面方式による職業説明会を刑事施設内で実施するものであり、受刑者の社会復帰への不安感軽減や就労意欲の向上などを図るだけでなく、民間企業に出所受刑者の採用イメージを持ってもらうことで、出所受刑者の就労先確保を期待するもの

*12 「民間委託実施刑務所」

公共サービス改革法に基づく特定業務の民間委託を実施する黒羽刑務所,静岡刑務所及び笠松刑務所の総称。静岡刑務所及び笠松刑務所における総務・警備業務並びに静岡刑務所,笠松刑務所及び黒羽刑務所における作業・職業訓練・教育・分類業務について,民間委託を実施している。

政策評価調書(個別票1)

【政策ごとの予算額等】

	政策名		保護権	見察対象者等の改善更生等		
	評価方式	実績	政策目標の達成度合い		番号	12
		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度概算要求額
	当初予算(千円)	11, 414, 545	11, 853, 796	12, 284, 929	12, 534, 446	13, 834,
予算	補正予算(千円)	△ 57, 770	126, 421	153, 226	0	
# の 状況 繰 越 し 等 (千 円) 計(千円)		0	△ 68, 359	△ 344, 365		
		11, 356, 775	11, 911, 858	12, 093, 790		
	執 行 額 (千円)	10, 637, 405	11, 296, 918	11, 748, 928		
	政策評価結果の概算要求 への反映状況	本政策はモニタリング中(政策評値実績等を踏まえた見直しを行うこと	西実施予定時期は平成29年8月 とにより,経費縮減を図り,予算)であるが,職員の出張頻度, 「の減額要求を行った。	物品の調達数量、システム	運用経費等について,彰

政策評価調書(個別票2)

政策名				保護観察対象	象者等の改善更生等		番号	12				(千円)
					予算科目		-				章額	政策評価結果の反映に
	整理	番号	会計	組織/勘定	項		事	項		28年度 当初予算額	29年度 概算要求額	政策評価結果の反映に よる見直し額(削減 額)合計
	•	1	一般	法務本省	更生保護企画調整推進費	保護観察等の	企画調整及び推	進に必要な経費		441, 893	530, 278	△ 4, 302
¥#±1-	•	2	一般	更生保護官署	更生保護活動費	保護観察等に必要な経費				12, 092, 553	13, 304, 274	△ 100, 970
対応表に おいて● となって	•	3										
いるもの	•	4										
		小計								12, 534, 446 の内数	13, 834, 552 の内数	△ 105, 272
	•	1										
	•	2										
対応表に おいて◆ となって	•	3										
いるもの	•	4										
					小計					の内数	の内数	
	0	1							<		< >	
	0	2							<	>	< >	
対応表において〇	0	3							<	>	< >	
となっているもの	0	4							<	>	< >	
					小計					の内数	の内数	
	\$	1							<			
	• • • • • • • • • • • • • • • • • • •	2							<		< >	
対応表に おいて◇	\$	3							<		< >	
となって いるもの	♦	4							<			
		4									>	
		小計								の内数	の内数	
					合計					12, 534, 446		△ 105, 272
										の内数	の内数	

政策評価調書(個別票3)

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名			保護観察対	象者等の改善更	生等		番号	12	(千円)	
			予算額							
事務事業名	整理番号	28年度 当初 予算額	29年度 概算要求額	増△減額	政策評価結果の反映に よる見直し額(削減額)	政策評価結果の概算要求への反映内容				
保護観察の実施	• 1 • 2	10, 759, 236	11, 960, 180	1, 200, 944	△ 83, 962	職員の出張頻度や行うことにより,	物品の調達数量等 経費の削減を図っ	について, 執行実 った。	績等を踏まえた見直しを	
犯罪予防活動の促進	● 1 • 2	701, 193	787, 086	85, 893	△ 3,881	会場借料等につい 削減を図った。	て、執行実績等を	:踏まえた見直しを	行うことにより, 経費の	
仮釈放等の審査決定	• 2	53, 844	54, 907	1, 063					まえた見直しを行うこと	
自立更生促進センターの運営	• 2	139, 265	140, 689	1, 424		フェとにより、社	1負の削減を囚うに	- 0	等を踏まえた見直しを行	
犯罪被害者等の支援	● 1 · 2	87, 118	88, 379	1, 261	△ 673	旅行依頼の頻度に の削減を図った。	ついて執行実績等	を踏まえた見直し	を行うことにより、経費	
更生保護情報トータルネット ワークシステムの運用	• 2	376, 048	363, 841	△ 12, 207	△ 10, 606	システム運用経費 図った。	について、保守料	∤の見直しを行うこ	とにより、経費の削減を	
					l					
合計				△ 105, 272						

平成28年度事後評価の実施に関する計画(政策評価の事前分析表)

(法務省28-(10))

	(7月1月日20 (10))
施策名	保護観察対象者等"の改善更生等
担当部局名	保護局更生保護振興課,観察課
施策の概要	保護観察対象者等の再犯防止及び改善更生のため、社会内において適切な処遇を行うとともに、犯罪や非行のない地域社会作りのため、犯罪予防を目的とした国民の活動を促進する。
政策体系上 の位置付け	更生保護活動の適切な実施 (II-6-(1))
達成すべき 目標	・特定の犯罪的傾向を改善するための専門的処遇を効果的に実施することによって、保護観察対象者の犯罪的傾向の除去・緩和を図る。 ・保護観察対象者等の就労支援を強化することによって、保護観察対象者等の就労を促進して生活や心情の安定を図る。 ・更生保護施設等 ^{*2} を活用した自立支援を積極的に実施することによって、行き場がなく自立が困難な保護観察対象者等を保護し、その自立更生を図る。 ・保護観察対象者等の再犯防止や改善更生に関する国民の理解と協力を求めるとともに、犯罪予防活動への民間の参画を促す。
目標設定の考え方・根拠	・性犯罪等反復性のある犯罪的傾向を有する者に対しては、認知行動療法等の専門的な知見に基づく処遇を行い、犯罪的傾向の除去・緩和を図ることが、保護観察対象者の改善更生や再犯防止のためには必要である。そのため、保護観察所で実施している専門的処遇プログラムを効果的に運用する必要がある。 ・保護観察対象者の再犯率について、無職者は有職者に比べて高水準であり、安定した社会生活のためには就労が必要不可欠である。さらに、保護観察対象者等は前歴のために就労が困難であることが多いことなどから、就労先の確保を始めとした就労支援を強化する必要がある。 ・保護観察対象者等が自立更生を果たすためには、住居を含めた生活基盤を確保し、自立に向けた働き掛けをする必要がある。刑事施設等を出所しても行き場がなく、自力では改善更生が困難な者が高水準で推移しているため、更生保護施設等を積極的に活用する必要がある。 ・犯罪をした人や非行のある少年の地域での立ち直りを支え、犯罪や非行のない地域社会作りを図るためには、地域社会の理解と協力が不可欠である。そのため、国民の理解と協力を求めるとともに、犯罪予防活動への民間の参画を促進する必要がある。
内閣の重要政策	○更生保護法(平成19年法律第88号)*3 ○更生保護事業法(平成7年法律第86号)*4 ○再犯防止に向けた総合対策(平成24年7月20日犯罪対策閣僚会議決定)*5 ○「世界一安全な日本」創造戦略(平成25年12月10日犯罪対策閣僚会議決定)*6
政策評価実施 予定時期	平成29年8月

年度ごとの目標値

	測定指標	基準値					
	况 但		基準年度	26年度	27年度	28年度	
1	性犯罪者処遇プログラム*7受講者において、受講後、問題性の程度が低下したと認められる者の割合	90%	_	90%以上	90%以上	90%以上	

性犯罪者処遇プログラムの効果は、プログラム実施前後における保護観察対象者の認知や行動に関する評価によって測定できる。同プログラムでは開始時及び終了時に、性犯罪を許容する認知、問題解決スキル、他人への共感性などの項目を評価し、同プログラム受講者の抱える問題性*8がどのように変化(低下)したかを評点(問題性の程度)の比較によって把握し、その効果を測定している。したがって、評点が低下した者は、問題性が改善されたと認められ、プログラムの効果があったといえるため、評点が低下した者の割合を測定指標とした。

また、本指標は平成23年度から導入し、その実績の推移を見定めてきたところであるが、過去5年間の実績値をみると、90パーセント前後で推移している。プログラムが対象者の問題性の改善に効果を挙げているとするには、この水準以上を維持し続けることが適当であるため、目標年度を平成28年度とし、90パーセント以上を目標値として設定した。

海土の中体	年度ごとの実績値								
過去の実績	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
性犯罪者処遇プログラム受講者において、受講後、問題性の程度が低下したと認められる者の割合(%)	91. 3	90. 2	89. 9	90. 6	90. 3	87. 7	86. 5		

測定指標	基準値		年ごとの目標値				
/則,足,1日1宗	本华 胆	基準年度	26年	27年	28年		
2 保護観察終了者に占める無職 者の割合	22. 3%	25年	対25年減	対26年減	対27年減		

測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠

保護観察対象者等に対する就労支援の効果を、保護観察終了時の就労状況によって測定することとし、保 護観察終了者に占める無職者の割合を測定指標とした。

本指標は、雇用情勢等の外的な影響を受けやすいため、長期の目標値を設定することが困難であるから、目標年を平成28年とし、同年まで年ごとに保護観察終了者に占める無職者の割合を減少させることを目標とした。

保護観察対象者等の就労を確保するためには、協力雇用主*9の拡大を図ることが不可欠であるから、協力 雇用主の数を参考指標とした。

保護観察対象者等の就労状況とも関連することから、雇用情勢を示す指標として、完全失業率*10を参考指標とした。

過去の実績	年ごとの実績値								
	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年		
保護観察終了者に占める無職者の	23. 7	24. 2	24. 1	24. 0	22. 3	21. 6	21. 9		

割合 (%)										
杂		年ごとの実績値								
参考指標	22年	23年	24年	25年	26年	27年	28年			
協力雇用主の数(※前年度の実績を反映するため、各年4月1日現在の状況を調査しているもの)	8, 549	9, 346	9, 953	11, 044	12, 603	14, 488	16, 330			
完全失業率(%)(※年平均)	21年	22年	23年	24年	25年	26年	27年			
	5. 1	5. 0	4. 5	4. 3	4. 0	3. 6	3. 4			

測定指標	基準		施策の進捗状況(目標)
炽 足	基华	基準年度	26年度~29年度
3 行き場のない保護観察対象者 等の受入状況	_	_	行き場のない保護観察対象者等について, 更生 保護施設等において積極的に受入れを図ることに より, その生活基盤を確保する。

社会内において、行き場のない保護観察対象者等に適切な生活環境と一定の生活基盤を確保することに加え、個々の問題や必要に応じ、様々な指導及び支援を受けることができる多様な方法及び機会を確保することが重要であることから、「行き場のない保護観察対象者等の受入状況」を測定指標とした。

本指標は、目標年度を平成29年度とし、行き場のない保護観察対象者等について、更生保護施設や自立準備ホーム*¹¹において積極的に受入れを図ることにより、その生活基盤を確保することを目標とした。

具体的には、社会における多様な生活基盤の確保という観点から、下記参考指標の実績値を含め、更生保護施設及び自立準備ホームの活用状況等を分析することにより、行き場のない保護観察対象者等の生活基盤の確保の進み具合を総合的に評価する。

	施領	策の進捗物	犬況 (実績	責)				
25年度			26年度					
更生保護施設における薬物事犯者を含む行き場のない保護観察対象者等の受入れを促進した。 自立準備ホームの登録事業者を拡大し、行き場のない保護観察対象者等の生活基盤を確保した。			護施設及 を促進す	なび自立準 るととも	保護観察対 準備ホープ らに、自立 こで、その	ムにおける と準備ホ-	る積極的7 -ムの登録	な受入れ 渌事業者
27年度					28年	F 度		
行き場のない保護観察対象者等は 護施設及び自立準備ホームにおける を促進するとともに、自立準備ホー の拡大を図ることで、その多様なな	る積極的を ームの登録	な受入れ 録事業者						
全				年度ごと	の実績値			
参考指標	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
全更生保護施設における年間収容 保護人員(人)	9, 668	9, 991	10, 538	10, 587	10, 263	10, 092	10, 179	
	1		l	l	l	l	l	I \

自立準備ホームの登録事業者数	_	_	166	236	289	332	365	
全自立準備ホームにおける年間収 容保護人員 (人)	-	_	799	1, 181	1, 278	1, 497	1, 517	

	測定指標	基準		施策の進捗状況(目標)
	炽处徂徕	本 华	基準年度	26年度~29年度
4	犯罪予防活動の推進状況	_	_	国民に対して幅広く保護観察対象者の改善更生 に対する理解と協力を求めるため、効果的な犯罪 予防活動を推進する。

保護観察対象者等の改善更生に対する理解と協力を求め、犯罪や非行のない地域社会作りを促進するためには、学校において犯罪予防活動に関する教育を行ったり、地域の関係機関・団体に広く犯罪予防活動への参画を求めることに加え、その時々のニーズに応じた情報を国民に対して提供することが重要であることから、「犯罪予防活動の推進状況」を測定指標とした。

本指標は、目標年度を平成29年度とし、国民に対して幅広く保護観察対象者等の改善更生に対する理解と協力を求めるため、犯罪予防活動を推進することを目標とした。

具体的には、下記参考指標の実績値を踏まえ、犯罪予防活動の推進状況を総合的に評価する。

施策の進捗状況(実績)

	(7C1R)
25年度	26年度
国民に対して幅広く保護観察対象者等の改善更生に対する理解と協力を求め、犯罪予防活動への地域の関係機関・団体の参画を得るとともに、保護観察所や保護司と学校との連携を一層図るなどして、効果的な犯罪予防活動を推進した。	国民に対して幅広く保護観察対象者等の改善更生に対する理解と協力を求め、犯罪予防活動への地域の関係機関・団体の参画を得るとともに、保護観察所や保護司と学校との連携を一層図るなどして、効果的な犯罪予防活動を推進した。
27年度	28年度
国民に対して幅広く保護観察対象考等の改善再生	

国民に対して幅広く保護観察対象者等の改善更生に対する理解と協力を求め、犯罪予防活動への地域の関係機関・団体の参画を得るとともに、保護観察所や保護司と学校との連携を一層図るなどして、効果的な犯罪予防活動を推進した。

*************************************		年度ごとの実績値						
参考指標	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
作文コンテスト参加学校	6, 901	7, 842	7, 837	8, 580	8, 986	9, 224	9, 542	
作文コンテスト応募作品数	188, 993	204, 493	225, 092	249, 552	279, 732	290, 090	308, 818	
"社会を明るくする運動"推進委員会* ¹² の構成機関・団体数	31, 097	30, 142	30, 554	30, 109	30, 077	29, 772	29, 920	

達成手段		予算額計 (執行額)				
(開始年度)	25年度	26年度	27年度	当初 予算額	する 指標	

(186百万円)	(155百万円)	(112百万円)	391 百万円	Ü		
達成手段の概要等						
更生保護施設整備事業は、更生保護法人が設置する更生保護施設(全国に約100施設)						
	達成手段の概.	(186百万円) (155百万円) 達成手段の概要等 E生保護法人が設置する更生保護施設(達成手段の概要等	(186百万円) (155百万円) (112百万円) 百万円 達成手段の概要等 平成28年 レビュー 至生保護法人が設置する更生保護施設(全国に約100施設) 00		

が当該施設整備事業費の2分の1(平成26年度以降は3分の2)を交付限度として補助する。同事業により、 将来的に機能不全となるおそれの高い建物の改築・補修等を行うことで、更生保護施設の機能を維持することを目的としており、これは行き場のない保護観察対象者等に対して「更生保護施設等を活用した自立支援 を積極的に実施する」という目標に資するものである。

達成手段		28年度 当初	関連 する				
(開始年度)	25年度	26年度	27年度	予算額	指標		
②就労支援事業への補助 (平成18年度)	31百万円 (30百万円)	31百万円 (30百万円)	31百万円 (30百万円)	27 百万円	2		
	達成手段の概要等						
身元保証が得られないため。 事業者から身元保証を得るた	00	26					

就労の困難な保護観察対象者等の就労を促進して、その再犯防止・改善更生の実現を図る。

達成手段		28年度 当初	関連 する				
(開始年度)	25年度	26年度	27年度	予算額	指標		
③保護観察の実施 (- 年度)	9,890百万円 (9,305百万円)	10,346百万円 (9,834百万円)	10,617百万円 (10,410百万円)	10, 759 百万円	1		
	達成手段の概要等						
矯正施設に収容された者の ともに、仮釈放者等の保護観	0027						
いて指導監督及び補導援護に				保護等が必	必要な場合		

の応急の救護・援護及び更生緊急保護並びに恩赦の上申等を実施する。 特定の犯罪的傾向を改善するための専門的処遇を実施することによって、保護観察対象者の改善更生を促進する。

達成手段		28年度 当初	関連する		
(開始年度)	25年度	予算額	指標		
④犯罪予防活動の促進	593百万円	647百万円	696百万円	701	4
(一年度)	(551百万円)	(598百万円)	(619百万円)	百万円	

達成手段の概要等 平成28年行政事業 レビュー事業番号 犯罪をした者及び非行のある少年の再犯又は再非行の防止と改善更生を目的とした保 護司による地域活動や、犯罪や非行のない安全・安心な地域社会作りのために法務省等

犯罪予防活動を推進する手段として、毎年、法務省主唱の"社会を明るくする運動"において、運動の趣旨に賛同した官民の様々な機関・団体により構成される推進委員会(中央、都道府県及び市区町村等を単位として構成される。)によって、小中学生を対象とした犯罪予防をテーマとする「作文コンテスト」などの地域密着型の広報啓発活動及び更生保護への協力を求める活動等を実施している。

の行政機関、地域住民、自治体、企業等が協力して実施する犯罪の予防に資する各種取組を推進する。

達成手段	予算額計(執行額)			28年度 当初	関連 する	
(開始年度)	25年度	26年度	27年度	予算額	指標	
⑤仮釈放等審理の実施 (ー 年度)	68百万円 (46百万円)	71百万円 (47百万円)	55百万円 (47百万円)	54 百万円	-	
達成手段の概要等					平成28年行政事業 レビュー事業番号	
地方更生保護委員会が、矯正施設被収容者について、仮釈放等審理(以下「審理」という。)を適正に実施して、収容期間満了前に仮釈放等を許すことにより(仮釈放等の					0029	

審理において必要があると認めるときは、地方更生保護委員会委員又は同委員会事務局保護観察官は、審理対象者との面接を行い、同委員をもって構成する合議体による審理において、仮釈放等を許す旨の決定等を行っている。

期間中は保護観察に付される)、これらの者の再犯を防止又は再非行をなくし、円滑な社会復帰と改善更生

を促進する。

達成手段	予算額計(執行額)			28年度 当初	関連する	
(開始年度)	25年度	26年度	27年度	予算額	指標	
⑥自立更生促進センターの 運営 (平成19年度)	126百万円 (106百万円)	120百万円 (116百万円)	118百万円 (118百万円)	139 百万円	_	
達成手段の概要等					平成28年行政事業 レビュー事業番号	
親族や民間の更生保護施設では、受入困難な刑務所出所者等に対し、宿泊場所(保護 観察所に附設)を提供して、保護観察官による濃密な指導監督や手厚い就労支援等を実					0030	
施する。						

特定の問題性に応じた重点的・専門的な社会内処遇を実施する「自立更生促進センター」を福島県及び福岡県に、主として農業等の職業訓練を行う「就業支援センター」を北海道及び茨城県に設置しており、これらは、「保護観察対象者の犯罪的傾向の除去・緩和を図る」、「保護観察対象者等の就労を促進して生活や心情の安定を図る」及び「行き場がなく自立が困難な保護観察対象者等を保護し、その自立更生を図る」という目標に資するものである。

達成手段	予算額計 (執行額)	28年度	関連

(開始年度)	25年度	26年度	27年度	当初 予算額	する 指標
⑦犯罪被害者等の支援 (平成19年度)	90百万円 (82百万円)	83百万円 (80百万円)	85百万円 (79百万円)	87 百万円	1
	達成手段の概要	要等		平成28年 レビュー	行政事業 事業番号
犯罪被害者等基本計画に基 被害者等の希望に応じて, (i				00	31

(ii) 犯罪被害者等の心情等の保護観察対象者への伝達、(iii) 加害者の処遇状況等に関する情報の被害者等への提供及び(iv) 犯罪被害者等に対する相談・支援を行う。

これらの施策は、犯罪被害者等に十分配慮し、その負担の軽減を図るとともに、犯罪被害者等の置かれた 状況や心情を踏まえた上で仮釈放等審理や保護観察処遇を実施することで、加害者に対する処遇のより一層 の適正化に資するものである。

達成手段			28年度 当初	関連する				
(開始年度)	25年度	26年度	27年度	予算額	指標			
⑧更生保護情報トータルネットワークシステムの運用 (昭和62年度)	290百万円 (271百万円)	430百万円 (411百万円)	344百万円 (334百万円)	376 百万円	ı			
	達成手段の概要等							
円滑かつ適切な更生保護行i 図るため、仮釈放審理情報、何				00	32			

報、保護司に関する各事務処理に関する情報、協力雇用主に関する情報及び医療観察に関する情報等をコンピュータシステムで管理・処理することを目的として、「更生保護情報トータルネットワークシステム」の 運用を行っている。

現在は、同システムを全国の地方更生保護委員会や保護観察所で運用しつつ、業務改善効果を期待して計画的にシステムの最適化を図ることとしており、平成28年度は、引き続き一定の機器の集約化を行うこととしている。

		28年度		
佐笠の子笠姫・劫行姫	25年度	26年度	27年度	当初予算額
施策の予算額・執行額	11, 280百万円 (10, 577百万円)	11,883百万円 (11,271百万円)	12,065百万円 (11,749百万円)	12,534百万円

*1 「保護観察対象者等」

保護観察対象者及び更生緊急保護対象者

*2 「更生保護施設等」

更生保護施設, 自立準備ホーム

*3 「更生保護法 (平成19年法律第88号)」

本法は、犯罪をした者及び非行のある少年に対し、社会内において適切な処遇を行うことにより、再び犯罪をすることを防ぎ、又はその非行をなくし、これらの者が善良な社会の一員として自立し、改善更生することを助けるとともに、恩赦の適正な運用を図るほか、犯罪予防の活動の促進等を行い、もって、社会を保護し、個人及び公共の福祉を増進することを目的としている(第1条参照)。

*4 「更生保護事業法(平成7年法律第86号)」

本法は、更生保護事業に関する基本事項を定めることにより、更生保護事業の適正な運営を確保し、及びその健全な育成発達を図るとともに、更生保護法(平成19年法律第88号)その他更生保護に関する法律とあいまって、犯罪をした者及び非行のある少年が善良な社会の一員として改善更生することを助け、もって個人及び公共の福祉の増進に寄与することを目的としている(第1条参照)。

- *5 「再犯防止に向けた総合対策(平成24年7月20日犯罪対策閣僚会議決定)」
 - 第3-2 社会における「居場所」と「出番」を作る

誰もが「居場所」と「出番」のある社会において、刑務所出所者等が、健全な社会の一員としてその責任を果たすことができるよう、適切な生活環境と一定の生活基盤を確保することに加え、対象者やその家族等が、個々の問題や必要に応じた指導及び支援を受けることができる多様な機会を確保することによって、対象者の社会復帰を促進し、孤立化や社会不適応に起因する再犯を防止する。

・第3-2-(1) 住居の確保

行き場のない者の住居を確保するため、国が運営する自立更生促進センターにおける確実な受入れの推進、 更生保護施設の受入れ機能の強化、民間の自立準備ホーム等の多様な一時的帰住先の確保に努める。

・第3-2-(2) 就労の確保

就労先の確保から就労後の職場定着支援までを一貫して行う取組や刑務所出所者等総合的就労支援対策による支援策をより柔軟かつ積極的に活用し、きめ細やかな就業相談・紹介等を一層強力に推進することにより、刑務所出所者等の就労支援・雇用確保を充実・強化する。さらに、刑務所出所者等の雇用上のノウハウや成功事例に関する情報を広く事業主等に提供することにより、実際に刑務所出所者等の雇用先となる協力雇用主を確保する。

・第3-4 広く国民に理解され、支えられた社会復帰を実現する

再犯防止は、一たび犯罪に陥った人を異質な存在として排除したり、社会的に孤立させたりすることなく、長期にわたり見守り、支えていくことが必要であること、また、社会の多様な分野において、相互に協力しながら一体的に取り組むことが必要であることから、広く国民に理解され、支えられた社会復帰を実現する。

- *6 「「世界一安全な日本」創造戦略(平成25年12月10日犯罪対策閣僚会議決定)」
 - ・Ⅲ-3-(1)-⑥ 性犯罪者等再犯防止の必要性の高い者に対する指導及び支援の充実強化

刑事施設、少年院や保護観察所等における性犯罪者に対する処遇プログラムの実施、指導職員育成及び効果検証の結果を踏まえた実施体制の見直しを行う。

・Ⅲ-3-(2)-① 行き場のない刑務所出所者等の住居の確保

行き場のない刑務所出所者等の住居を確保するため、矯正施設収容中の生活環境の調整の充実強化、国が 運営する自立更生促進センターにおける確実な受入れの促進、更生保護施設の受入れ機能の強化等を図ると ともに、保護観察において、住居の確保に関する知識・情報に関する日常の生活指導を強化する。

Ⅲ-3-(2)-② 就労支援の促進

刑事施設等における職業訓練・刑務作業の充実を図り、就労支援スタッフを活用したキャリアコンサルティングを実施するとともに、離職者等再就職訓練「刑務所出所者向け職業訓練コース」を実施するほか、刑務所出所者等総合的就労支援対策による支援策や、「更生保護就労支援事業」を推進する。また、民間団体や地方公共団体と連携した就労支援策の充実等を図るほか、ソーシャル・ファーム*14を活用した刑務所出所者等の就労や職場定着の方策について検討する。

Ⅲ-3-(6)-② 再犯防止対策に対する国民の理解と協力の促進

社会に理解され、支えられた再犯防止対策の展開のため、"社会を明るくする運動"等の犯罪予防活動を効果的に実施し、更生保護に対する国民の理解と協力を促進する。また、更生保護女性会やBBS(Big Br others and Sisters Movement)会 *15 の会員に対する研修を充実させること等により、民間協力者の活動を活性化させるとともに、広く国民の更生保護への参画を募る支援策について検討・実施する。

*7 「性犯罪者処遇プログラム」

自己の性的欲求を満たすことを目的とする犯罪に当たる行為を反復する傾向を有する保護観察対象者に対し、心理学等の専門的知識に基づき、性犯罪に結び付くおそれのある認知の偏り、自己統制力の不足等の自己の問題性について理解させるとともに、再び性犯罪をしないようにするための具体的な方法を習得させ、上記傾向を改善するプログラム。

*8 「プログラム受講者の抱える問題性(評点)」

性犯罪に結び付く問題性(性犯罪を許容する認知、問題解決スキルの不足、他人への共感性の不足等)を、保護観察官がプログラムの受講前後に点数化して評価するものであり、問題性が大きいほど高得点となる。

*9 「協力雇用主」

犯罪・非行の前歴等のために定職に就くことが容易でない保護観察対象者等を、その事情を理解した上で 雇用し、改善更生に協力する民間の事業主

*10 「完全失業率」

総務省統計局が行っている労働力調査によるものであり、労働力人口に占める完全失業者(①仕事がなくて調査週間中に少しも仕事をしなかった(就業者ではない)、②仕事があればすぐ就くことができる、③調査週間中に、仕事を探す活動や事業を始める準備をしていた(過去の求職活動の結果を待っている場合を含む)の3つの条件を満たす者)の割合を指す。

*11 「自立準備ホーム」

保護観察所があらかじめ登録したNPO法人等に対して宿泊や食事の提供等を委託する「緊急的住居確保・ 自立支援対策」における同法人等が管理する宿泊場所

*12 「"社会を明るくする運動"推進委員会」

"社会を明るくする運動"は、法務省主唱のもと、本運動の趣旨に賛同した機関・団体が協力して推進しており、中央と都道府県及び市区町村等を単位とする"社会を明るくする運動" 推進委員会を設置している。

*13 「更生保護施設整備事業」

更生保護法人が設置する更生保護施設について、施設の老朽化等を背景とする建物・設備の改築・補修等の実施に当たり、国が当該施設整備事業費の2分の1(平成26年度以降は3分の2)を交付限度として補助するもの。

*14 「ソーシャル・ファーム」

労働市場で不利な立場にある人々のための雇用機会の創出・提供に主眼を置いてビジネス展開を図る企業や 団体等

*15 「BBS (Big Brothers and Sisters Movement) 会」

非行など様々な問題を抱える子供の悩み相談や学習支援を通して、その自立を支援する「ともだち活動」を 始め、非行防止や子供の健全育成のための多彩な活動を行っている青年ボランティア団体

政策評価調書(個別票1)

【政策ごとの予算額等】

	政策名	医療観察対象者の社会復帰							
	評価方式	実績	政策目標の達成度合い			番号	13		
		25年度	26年度	27年度	28年度	29	9年度概算要求額		
	当初予算(千円)	262, 876	258, 691	255, 353	2	246, 394	260, 6		
予 算	補正予算(千円)	0	0	0		0			
の状況	繰越し等(千円)	0	0	0					
	計(千円)	262, 876	258, 691	255, 353					
	執 行 額(千円)	222, 077	225, 915	229, 090					
	政策評価結果の概算要求 への反映状況	本政策はモニタリング中(政策評直しを行うことにより、経費縮減	平価実施予定時期は平成30年8月 域を図り、予算の減額要求を行った)であるが、職員の出張頻度 。	や自動車のリース料	4について、執行	亍実績等を踏まえ <i>た</i> ♪		

政策評価調書(個別票2)

政策名				医療観察	察対象者の社会復帰		番号	13			(千円)
					予 算 科 目		-			章額	政策評価結果の反映に よる見直し額(削減 額)合計
	整理	番号	会計	組織/勘定	項		事	項	28年度 当初予算額	29年度 概算要求額	る兄直し破 (削減 額) 合計
	•	1 一般 法務本省 更生保護企画調整推進費		医療観察の企	画調整に必要な	経費	1, 452	1, 435	△ 26		
₩ # ±/-	•	2	一般	更生保護官署	更生保護活動費	医療観察に必	医療観察に必要な経費		244, 942	259, 230	△ 1,493
対応表に おいて● となって	•	3									
となっているもの	•	4									
		小計							246, 394	260, 665	△ 1.519
	•	1							の内数	の内数	
対応表に 本ないなって なるもの	•	2									
	•	3									
	ļ	 									
	•	4									
			_		小計				の内数	の内数	:
	0	1							< >	< >	
対応主に	0	2							< >	< >	
対応表に おいてつて となるもの	0	3							< >	< >	
いるもの	0	4							< >	< >	
					小計	<u>.</u>			O.D.*h	の内数	
	♦	1							の内数 < >	< > >	
	↓	2								< >	
対応表に おいて◇	♦	3							< >		
となっているもの	*	4								<	
	<u> </u>	4									
					小計				の内数	の内数	
					合計				246, 394		△ 1,519
									の内数	の内数	

政策評価調書(個別票3)

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名			医療観察	対象者の社会復紀	帚		番号	13	(千円)
			予算額						
事務事業名	整理番号	28年度 当初 予算額	29年度 概算要求額	増ム減額	政策評価結果の反映に よる見直し額(削減額)	政策評価結果の概算要求への反映内容			块内容
医療観察の実施	• 1 • 2	246, 394	260, 665	14, 271	△ 1,519	職員の出張頻度や行うことにより,	自動車のリース料 経費の削減を図っ	について、執行実 た。	績等を踏まえた見直しを
合計					△ 1,519				

平成28年度事後評価の実施に関する計画(政策評価の事前分析表)

(法務省28-(11))

施策名	医療観察対象者 ^{*1} の社会復帰
担当部局名	保護局総務課
施策の概要	心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の社会復帰を促進するため、医療観察対象 者に対する地域社会における処遇の適正かつ円滑な実施を確保する。
政策体系上 の位置付け	更生保護活動の適切な実施 (II-6-(2))
達成すべき 目標	地域社会における処遇の適正かつ円滑な実施を確保するため、関係機関の協力体制を整備するとともに、精神保健観察*2を適正に実施するなどして、医療観察対象者の一般精神科医療等への移行を図る。
目標設定の考え方・根拠	心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律 ^{*3} (平成15年法律第110号。以下「医療観察法」という。)は、医療観察対象者に対し、継続的かつ適切な医療並びにその確保のために必要な観察及び指導を行うことによって、その病状の改善及びこれに伴う同様の行為の再発の防止を図り、もって、その社会復帰を促進することを目的としている。 医療観察対象者の円滑な社会復帰を促すためには、地域社会において、「①指定通院医療機関による継続的かつ適切な医療」、「②継続的な医療を確保することを目的として保護観察所の社会復帰調整官が必要な指導等を行う精神保健観察」及び「③医療観察対象者が地域社会において安定した生活を営んでいくために必要な精神保健福祉サービス等の援助」を適正かつ円滑に実施する必要がある。そのため、保護観察所の長は、地方公共団体や医療機関等の関係機関と協議して医療観察対象者ごとに処遇の実施計画を定め、各機関は、この計画に基づいて処遇を実施している。また、保護観察所の長は、精神保健観察を実施するとともに、ケア会議 ^{*4} を実施して、医療観察対象者に係る情報の共有や処遇方針の統一を図り、関係機関相互の緊密な連携の確保に努めながら、適切な時期に一般精神科医療等への移行を図ることとしている。
施策に関係する 内閣の重要政策 (施政方針演説 等のうち主なも の)	〇医療観察法
政策評価実施 予定時期	平成30年8月

	測定指標		測定指標 基準値		年度ごとの目標値			
測 定拍標		基 华胆	基準年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
1	精神保健観察事件年間取扱件 数に占める保護観察所の長の 申立てによる処遇終了決定*5 (医療観察法第56条第1項第	_	-		年度の平均 値超(ただ	年度の平均 値超(ただ	年度の平均	

2号に係る決定に限る。)を 受けた者の数及び期間満了に より精神保健観察を終了した 者の数の割合 値が26年度 値が27年度 値が28年度 の目標値よ の目標値よ の目標値よ りも低い場 りも低い場 りも低い場合は、26年 合は、27年 合は、28年 度の目標値 度の目標値 超。) 超。)

測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠

社会復帰の準備が整った者について、保護観察所の長は医療観察法による医療の必要性を慎重に検討し、その必要性がないと認められるときは、裁判所に対し速やかに処遇終了の申立てを行い、処遇終了決定を受けている。

また、期間満了者は、精神保健観察中に保護観察所や関係機関から必要な支援等を受けたことにより、期間を延長して医療観察法による医療を行う必要性が認められなくなった者である。

このような処遇終了決定を受けた者及び期間満了者は、いずれも一般精神科医療等への移行が円滑になされ、社会復帰を実現した者と評価できる。

よって、保護観察所の長の申立てによる処遇終了決定(医療観察法第56条第1項第2号に係る決定に限る。以下同じ。)を受けた者の数及び期間満了者数の合計が精神保健観察事件年間取扱件数に占める割合を測定指標とした。

目標値については、社会復帰を実現したと評価できる者の割合の増加を図っていく趣旨から、平成29年度までの各年度において、過去3年間の平均値を超える値(ただし、本平均値が前年度の目標値よりも低い場合は、前年度の目標値超。)とした。これは、過去の実績値を見ると、平成19年度に7.9パーセントであったものが平成20年度に13.1パーセント、平成23年度に21.9パーセントであったものが平成24年度に26.3パーセントとなるなど大幅に増加している年度があり、今後も単年度で同様の大幅な増加があり得ることを考慮し、一定期間の実績値の平均値を目標値とすることにより適正な評価が実施できるようにしたものである。

海土の中待				年度ごと	の実績値			
過去の実績	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
精神保健観察事件年間取扱件数に 占める保護観察所の長の申立てに よる処遇終了決定を受けた者の数 及び期間満了により精神保健観察 を終了した者の数の割合(%)	18. 4	20. 5	21.9	26. 3	22. 0	24. 8	22. 8	
保護観察所の長の申立てによる処 遇終了決定を受けた者の数(人)	50	56	50	57	44	70	72	
期間満了により精神保健観察を終 了した者の数(人)	62	87	109	141	124	134	129	
精神保健観察事件年間取扱件数(件)	608	699	725	754	765	822	881	
2 2 K.M.				年度ごと	の実績値			
参考指標	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
ケア会議の開催回数 (回)	1, 978	2, 178	2, 505	2, 673	2, 860	3, 180	3, 683	

達成手段		28年度 当初	関連する		
(開始年度)	25年度	26年度	27年度	予算額	指標
①医療観察の実施 (平成17年度)	263百万円 (222百万円)	259百万円 (226百万円)	255百万円 (229百万円)	246 百万円	1
	達成手段の概要	要等		平成28年 レビュー	
保護観察所が、医療観察対察を適正かつ円滑に実施する	象者の生活環境の調	· · · 閉査,生活環境の調整			事業番号

		予算額計(執行額)		28年度
施策の予算額・執行額	25年度	26年度	27年度	当初予算額
加東のア昇領・採1]領	263百万円 (222百万円)	259百万円 (226百万円)	255百万円 (229百万円)	246百万円

*1 「医療観察対象者」

心神喪失又は心神耗弱の状態(精神の障害のために善悪の区別がつかないなど、通常の刑事責任を問えない状態のことをいう。)で重大な他害行為を行った者が医療観察制度の対象となる。重大な他害行為とは、殺人、放火、強盗、強姦、強制わいせつ(これらの未遂を含む。)、傷害(軽微なものは対象とならないこともある。)に当たる行為をいう。

*2 「精神保健観察」

裁判所から入院によらない医療を受けさせる旨の決定を受けた医療観察対象者は、その通院期間中、精神保健観察に付されることとされ、保護観察所は、当該対象者と適当な接触を保ち、指定通院治療機関の管理者並びに都道府県知事及び市町村長から報告を求めるなどして、その者について必要な医療を受けているか否か及びその生活の状況を見守り、継続的な医療を受けさせるために必要な指導その他の措置を講ずることとされている(医療観察法第106条)。

*3 「心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成25年法律第110 号)」

この法律は、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対し、その適切な処遇を決定するための手続等を定めることにより、継続的かつ適切な医療並びにその確保のために必要な観察及び指導を行うことによって、その病状の改善及びこれに伴う同様の行為の再発の防止を図り、もってその社会復帰を促進することを目的とする(第1条第1項)。

*4 「ケア会議」

保護観察所が開催し、地域処遇に携わる関係機関の担当者や医療観察対象者本人及びその保護者が参加して、処遇を実施する上で必要となる情報を共有するとともに、処遇方針の統一を図っていく会議のこと。

*5 「保護観察所の長の申立てによる処遇終了決定」

保護観察所の長は、精神保健観察中の者について、対象行為を行った際の精神障害を改善し、これに伴って同様の行為を行うことなく、社会に復帰することを促進するために医療観察法による医療を受けさせる必要があると認めることができなくなった場合は、指定通院医療機関の管理者と協議の上、直ちに、地方裁判所に対し、本法による医療の終了の申立てをしなければならないとされており、同申立てについて裁判所がその旨を決定をしたもの(医療観察法第56条第1項第2号)。

政策評価調書(個別票1)

【政策ごとの予算額等】

	政策名	破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査等								
評価方式		実績 政策目標の達成度合い		相当程度進展は	あり 番号	14				
		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度概算要求額				
	当初予算(千円)	2, 092, 976	2, 238, 278	2, 169, 613	2, 076, 942	2, 771, 9				
; [補正予算(千円)		97, 105	123, 476	368, 258					
j j	繰越し等(千円)		△ 91, 649	38, 783						
	計(千円)	2, 092, 976	2, 243, 734	2, 331, 872						
	執 行 額 (千円)	2, 086, 792	2, 234, 808	2, 322, 674						
	政策評価結果の概算要求 への反映状況	政策評価結果を踏まえ、①引き終ための調査に必要な経費を、②国内係機関に提供するとともに、ホームいて、執行実績等を踏まえた見直し	内外の情報について, 正確・適時 ュページを活用するなどした国民	:・迅速な収集・分析を行い,ニ に対する情報提供を進めるため	ニーズや時宜に応じて、収集	分析した情報を政府・				

政策評価調書(個別票2)

政策名		破	。 壊的団体	及び無差別大量殺人彳	行為を行った団体の規制に関す	する調査等	番号	14				(千円)
					予 算 科	目	•			予算		政策評価結果の反映に よる見直し額(削減 額)合計
	整理番	号	会計	組織/勘定	項		事	項		28年度 当初予算額	29年度 概算要求額	ある兄直し領(削減 額)合計
	•	1	一般	公安調査庁	破壊的団体等調査費	破壊的団体等	等の調査に必要な	経費		2, 076, 942	2, 771, 969	△ 54,999
	•	2	••••••									
対応表に おいて● となって	•	3										
いるもの	•	4										
					小計	l				2, 076, 942 の内数	2, 771, 969 の内数	△ 54, 999
	•	1										
対おとい 応 表 で っ て っ る る て っ る の の の の の の の の の の の の の の の の の の	•	2										
対応表に おいて◆	•	3										
となっているもの	•	4										
					小計					の内数	の内数	
	0	1							<	> ×		
	0	2							<	>	< >	
対応表に おいてO となって		3							<	>		
となって いるもの		4							<	>		
		7										
					小計					の内数	の内数	
	♦	1							<	>	< >	
차 ㅎ =!-	♦	2							<	>	< >	
対応表に おいて◇ となって	♦	3							<	>	< >	
いるもの	♦	4							<	>	< >	
		ı		,	小計	1				の内数	の内数	
					合計					2, 076, 942	2, 771, 969	△ 54, 999
										の内数	の内数	_ 31,000

政策評価調書(個別票3)

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名		破壊的団体及び	が無差別大量殺人	行為を行った団	体の規制に関する調査	等	番号	14	(千円)
			予算額						
事務事業名	整理番号	28年度 当初 予算額	29年度 概算要求額	増△減額	政策評価結果の反映による見直し額(削減額)		政策評価結果の概算要求への反映内容 踏まえ、国内外の情報について、正確・適時・デズや時宜に応じて、収集・分析した情報を政府、ホームページを活用するなどした国民に対するな経費を要求する一方、語学委託研修の実施回り単価について見直しを行うとともに、旅費実施課果を適切に予算に反映した。 踏まえ、引き続き団体規制法に基づきオウム真理の厳格に実施するとともに、教団の活動状況解で要求する一方、IT技術講座受講を廃止するとともに、教団の活動状況解でで、またの数量や旅費単価の見直しを行い、その結果を表して、またの数量や旅費単価の見直しを行い、その結果を表して、またの表質を表して、また、またの表質を表して、またの表質を表質を表して、またの表質を表して、またの表質を表質を表質を表して、またの表質を表して、またの表質を表質を表質を表質を表質を表質を表質を表質を表質を表質を表質を表質を表質を表	中内容	
破壊的団体等の規制に関する 調査等を通じた公共の安全を 図るための業務の実施	• 14	377, 425	834, 374	456, 949	△ 44, 679	分析を行い, ニー提供するとともに進めるために必要守料等の数量及び	-ズや時宜に応じて - ホームページを な経費を要求する 「単価について見直	、 収集・分析した 活用するなどした 一方、語学委託研 しを行うとともに	情報を政府・関係機関に 国民に対する情報提供を 修の実施回数や複写機保
オウム真理教に対する観察処 分の実施	• 14	22, 252	25, 490	3, 238		観察処分を適正か 査に必要な経費を	^つ厳格に実施する ⋮要求する一方,Ⅰ	とともに, 教団の T技術講座受講を	活動状況解明のための調 廃止するとともに、調査
公安情報電算機処理システム の整備・運用	• 14	139, 773	138, 175	△ 1,598	△ 5, 677	政策評価結果を 要求する一方、サ その結果を適切に	ーバについて更新	電算機処理システ 計画の延伸を行っ	ムの運用に必要な経費を て借料の見直しを行い,
合計		539, 450	998, 039	458, 589	△ 54, 999				

平成28年度事後評価の実施に関する計画(政策評価の事前分析表)

(法務省28-(12))

施策名	破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査等
担当部局名	公安調査庁総務部総務課
施策の概要	公共の安全の確保を図るため、破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行うとともに、その調査の過程で得られる情報を関係機関及び国民に適時適切に提供する。
政策体系上 の位置付け	破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施 (II-7-(1))
達成すべき 目標	・オウム真理教(以下「教団」という。)の活動状況* ¹ を明らかにし、教団に対する観察処分* ² を適正かつ厳格に実施する。 ・破壊的団体等の規制に関する調査の過程で得られる情報を、必要に応じて関係機関及び 国民に適時適切に提供する。
目標設定の考え方・根拠	・教団は、現在なお、無差別大量殺人行為を行った首謀者である麻原彰晃こと松本智津夫(以下「麻原」という。)を崇拝し、その影響を強く受けているなど、依然として本質的な危険性を保持している。したがって、教団の活動状況を明らかにし、その危険性の増大を抑止していく必要性が高い。また、教団に対しては、教団施設が存する地域の住民等が依然として恐怖感・不安感を抱いており、その恐怖感・不安感を払拭する必要がある。ついては、国民の恐怖感・不安感の解消・緩和を含む公共の安全の確保に寄与するため、無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号。以下「団体規制法」という。)*3の規定に基づき教団に対する観察処分を適正かつ厳格に実施することを目標とした。・北朝鮮や国際テロの動向、大量破壊兵器拡散の問題など、我が国の公共の安全の確保にとって重大な懸念事項となる問題が依然として存在する。したがって、国内外の情報の収集・分析に注力した上で、情勢の変化に応じて柔軟に対応し、その時々の情報ニーズに応じた情報を政府・関係機関に提供する必要がある。ついては、公共の安全の確保に寄与するため、破壊活動防止法(昭和27年法律第240号)*1等に基づく破壊的団体等の規制に関する調査の過程で得られる情報を、必要に応じて関係機関及び国民に適時適切に提供するとともに、情報収集及び分析・評価能力を向上させることを目標とした。
る内閣の重要	○公安調査庁設置法(昭和27年法律第241号)第3条*5 ○破壊活動防止法(昭和27年法律第240号)第27条 ○団体規制法(平成11年法律第147号)第5条,第7条,第29条 ○国家安全保障会議設置法(昭和61年法律第71号)第6条*5 ○テロの未然防止に関する行動計画(平成16年12月10日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定)*7 ○カウンターインテリジェンス*6機能の強化に関する基本方針(概要)(平成19年8月9日カウンターインテリジェンス推進会議決定)*9 ○官邸における情報機能の強化の方針(平成20年2月14日情報機能強化検討会議決定)*10 ○サイバーセキュリティ2015(平成27年9月25日サイバーセキュリティ戦略本部決定)*11 ○「世界一安全な日本」創造戦略(平成25年12月10日閣議決定)*12 ○邦人殺害テロ事件等を受けたテロ対策の強化について(平成27年5月29日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定)*13 ○2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針(平成27年11月27日閣議決定)*14

	〇パリにおける連続テロ事案等を受けたテロ対策の強化・加速化等について(平成27年12月4日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定)* ¹⁵ 〇第190回国会における内閣総理大臣施政方針演説(平成28年1月22日) ^{*16} 〇経済財政運営と改革の基本方針2016(平成28年6月2日閣議決定) ^{*17}	
政策評価実施 予定時期	平成29年8月	

	測定指標	甘淮		施策の進捗状況(目標)
	测 足担保	基準	基準年度	28年度
1	教団の活動状況及び危険性の 解明	-	_	教団施設等に対する立入検査の実施回数,施設 数及び動員した公安調査官数並びに立入検査等に より判明した事項から,教団の活動状況(組織及 び活動の実態)及び危険性(麻原の影響力,危険 な綱領の保持等)を解明する。

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

教団に対する観察処分を適正かつ厳格に実施できたかどうかについては、教団の活動状況や危険性についてどの程度解明したか、立入検査をどの程度実施したか等について総合的に分析することが適当である。そこで、測定指標として「教団の活動状況及び危険性の解明」を設定した。具体的には、立入検査の実施回数、施設数、動員した公安調査官数、立入検査等により判明した事項から、教団の活動状況(組織及び活動の実態)及び危険性(麻原の影響力、危険な綱領の保持等)の解明の度合いを評価する。

施策の進捗状況 (実績)

27年度

別紙1のとおり、観察処分の適正かつ厳格な実施により、教団の活動状況及び危険性について解明した。

<u> </u>		年度ごとの実績値						
参考指標		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
立入検査の実施回数等	実施回数	16	17	20	21	25		
	施設数	61	47	27	56	33		
	動員数	940	677	554	808	555		

	測定指標	基準値		年度ごとの目標値
	炽 足 191宗	卒 牛胆	基準年度	28年度
2	2 関係地方公共団体の長からの 調査結果提供請求への対応状 況		-	23.4日より短縮

測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠

関係地方公共団体の長からの調査結果提供請求に対して、当庁が可能な限り迅速に対応することは、国民の恐怖感・不安感の解消・緩和に資すると考えられる。そこで、測定指標として「関係地方公共団体の長か

らの調査結果提供請求への対応 (所要日数)」を設定し、請求から提供までの所要日数を、過去 5 年の所要 実績日数を考慮した23.4日より短縮することを目標とした。

なお、提供状況の取りまとめに要する日数等は、請求の内容及び提供量によって異なり、平均所要日数が大幅に増加した年もあったことから、前年度(単年度)との比較ではなく、複数年度との比較がより適切な基準になると考えられる。そのため、目標値を前年度ではなく、過去5年の所要実績日数の平均値を考慮して設定した。

海土の中は		年度ごとの実績値					
過去の実績		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
過去5年間における関係地方公共団体 からの調査結果提供請求に対する対応 状況	請求を行った 関係地方公共 団体数	18	18	17	21	17	
	提供回数	50	54	41	55	44	
	平均所要日数	21.0	20. 9	23. 2	25. 4	26. 7	

測定指標	基準		施策の進捗状況(目標)
测足指标	基 华	基準年度	28年度
3 破壊的団体等に関する情報収集 及び分析・評価能力の向上並 びに関係機関等に対する情報 提供の適切な実施		_	職員の情報収集及び分析・評価能力を向上させ、 破壊的団体等の規制に関する調査の過程で得られ る情報を、必要に応じて関係機関及び国民に適時 適切に提供する。

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

我が国の公共の安全を確保する上で早急に把握・解明すべき重要課題が多数存在する状況の中、その時々の情報ニーズに応じた情報を正確性、適時性、迅速性をもって関係機関及び国民に対し提供できたかどうかを測ることが適当である。そこで、測定指標として「破壊的団体等に関する情報収集及び分析・評価能力の向上並びに関係機関等に対する情報提供の適切な実施」を設定した。具体的には、情報収集及び分析・評価能力の向上のための取組並びに関係機関及び国民に対する情報提供の実施実績等を分析し、提供情報の正確性、適時性、迅速性の度合いを評価する。

施策の進捗状況(実績)

27年度

別紙2のとおり、収集・分析した情報を適時適切に関係機関等に提供した。

全	参考指標				年度ごとの実績値						
参与拍 标		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度					
ホームページへのアクセス件数	フロントページへ のアクセス件数	1	170, 139	241, 486	402, 213	346, 365					
※平成23年度のアクセス件数について											
は、法務省ホームページの改訂作業中に 当庁ホームページのアクセスカウンター	ウェブリンク等に	_	_	_	2, 873, 829	2, 716, 924					

に不具合が生じ、測定不能であった。	よるサブページへ			
	のアクセス件数を			
	含めた総件数			

達成手段	予算	28年度	関連		
(開始年度)	25年度	26年度	27年度	当初 予算額	する 指標
①破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図る	418百万円 (414百万円)	470百万円 (467百万円)	538百万円 (531百万円)	377 百万円	3
ための業務の実施 (昭和27年度)					
達	成手段の概要等			平成28年 レビュー	行政事業 事業番号
破壊活動防止法の規定による破壊 団体規制法の規定による無差別大量				00	34

の請求及び規制措置を行う。また、団体規制に関する調査において収集、分析した内外情勢に関する情報については、内閣の情報機能の強化や危機管理及び政府の重要施策の推進に貢献するため、必要に応じて関係 機関及び国民に適時適切に提供する。

達成手段	予算	28年度 当初	関連する		
(開始年度)	25年度 26年度		27年度	予算額	指標
②オウム真理教に対する観察処分の実施 (平成11年度)	14百万円 (14百万円)	20百万円 (19百万円)	21百万円 (20百万円)	22 百万円	1, 2
' -	平成28年	行政事業			
.	成手段の概要等			レビュー	事業番号
選	る観察処分を適正か			レビュ ー 00	

達成手段	達成手段 予算額計(執行額)							
(開始年度)	25年度	26年度	27年度	当初 予算額	する 指標			
③公安情報電算機処理システムの整備・運用 (昭和62年度)	124百万円 (123百万円)	158百万円 (154百万円)	147百万円 (146百万円)	140 百万円	1, 2, 3			
達	平成28年 レビュー	行政事業 事業番号						
・当該システムは、本庁と地方支分した情報を迅速に集約するとともに	00	36						
	の基幹システムとしての役割を担っている。							

・調査対象団体に関する各種情報をリアルタイムで集約し、一元的・総合的に管理することで、調査・分析 業務の迅速化、合理化及び効率化を図り、確度の高い情報を関係機関等に適時・適切に提供する。

		28年度		
施策の予算額・執行額	25年度	26年度	27年度	当初予算額
	2,093百万円 (2,087百万円)	2, 244百万円 (2, 235百万円)	2,332百万円 (2,323百万円)	2, 077 百万円

*1 「教団の活動状況」

「内外情勢の回顧と展望」(http://www.moj.go.jp/psia/kouan_kaiko_index.html) を参照

*2 「観察処分」

過去に無差別大量殺人行為を行った団体が現在も危険な要素を保持している場合に、当該団体の活動状況を継続して明らかにするために行う処分(団体規制法第5条第1項)で、具体的な内容は、①公安調査庁長官が当該団体から一定の事項について定期の報告を受けること(報告徴取、団体規制法第5条第2項、第3項及び第5項)、②当該団体の活動状況を明らかにするために公安調査官に必要な調査をさせること(任意調査、団体規制法第7条第1項)、③当該団体の活動状況を明らかにするために特に必要があると認められるときに、団体が所有又は管理する土地又は建物に立ち入って、必要な物件を検査すること(立入検査、団体規制法第7条第2項)。

なお、観察処分に基づく調査の結果については、関係地方公共団体の長から請求があったときは、これを 提供することができる(団体規制法第32条)。

*3 「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)」

(観察処分)

第5条 *2参照

(観察処分の実施)

第7条 *2参照

(公安調査官の調査権)

第29条 公安調査官は、この法律による規制に関し、第3条(規制の基準)に規定する基準の範囲内において、必要な調査をすることができる。

*4 「破壊活動防止法(昭和27年法律第240号)」

(公安調査官の調査権)

第27条 公安調査官は、この法律による規制に関し、第3条(規制の基準)に規定する基準の範囲内において、必要な調査をすることができる。

*5 「公安調査庁設置法 (昭和27年法律第241号)」

(任務)

第3条 公安調査庁は、破壊活動防止法の規定による破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律の規定による無差別大量殺人行為を行つた団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行い、もつて、公共の安全の確保を図ることを任務とする。

*6 「国家安全保障会議設置法 (昭和61年法律第71号)」

(資料提供等)

第6条 内閣官房長官及び関係行政機関の長は、会議の定めるところにより、会議に対し、国家安全保障に関する資料又は情報であつて、会議の審議に資するものを、適時に提供するものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、内閣官房長官及び関係行政機関の長は、議長の求めに応じて、会議に対し、 国家安全保障に関する資料又は情報の提供及び説明その他必要な協力を行わなければならない。
- *7 「テロの未然防止に関する行動計画(平成16年12月10日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定)」

第3-6-16 関係機関が一体となったテロ関連情報の収集の強化等

テロリストの入国阻止等を図り、テロの未然防止に万全を期するため、関係省庁(公安調査庁を含む)は、 国際機関や外国機関との連携を深め、テロリストに関する情報その他テロ関連情報の収集の強化を図るとと もに、当該情報の活用に努める。

*8 「カウンターインテリジェンス」

外国による諜報活動を阻止し、情報漏えいその他の国益を害する事態を予防する活動

*9 「カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針(概要)(平成19年8月9日カウンターインテリジェンス推進会議決定)」

カウンターインテリジェンスに関する情報の収集・共有、カウンターインテリジェンス意識の啓発、事案対処、管理責任体制の構築について、政府統一的に取り組むものとする。

- *10 「官邸における情報機能の強化の方針(平成20年2月14日情報機能強化検討会議決定)」
 - ・2-(2)-① 対外人的情報収集機能の強化

国際テロ、大量破壊兵器拡散、北朝鮮等の問題に関する情報は、我が国の安全保障又は国民の安全に直接かかわるところであり、その収集は喫緊の課題であって、これらの国や組織の意図を把握する必要性は増大している。

・2-(2)-② その他の情報収集機能の強化

我が国及び国民の安全・安心を確保するため、北朝鮮、国際テロ、大量破壊兵器拡散等の問題に関する情報収集能力を更に強化する。(公安調査庁)

- *11 「サイバーセキュリティ2015(平成27年9月25日サイバーセキュリティ戦略本部決定)」
 - 3 国際社会の平和・安定及び我が国の安全保障
 - 3.1. 我が国の安全の確保
 - (1)対処機関の能力強化
 - (イ) サイバーインテリジェンス対策に資する取組の実施 (警察庁及び法務省)
 - 3.2.国際社会の平和・安定
 - (3) サイバー空間を悪用した国際テロ組織の活動への対策
 - (イ) 国際テロ組織等によるサイバー攻撃に対処するための攻撃主体・方法等に関する情報収集・ 分析の強化(警察庁及び法務省)
 - 3.3.世界各国との協力・連携
 - (オ) サイバー攻撃対策を推進するための諸外国関係機関との連携を通じた情報収集・分析の実施 (警察庁及び法務省)
- *12 「「世界一安全な日本」創造戦略(平成25年12月10日閣議決定)」
 - ・Ⅲ-1 世界最高水準の安全なサイバー空間の構築

我が国は「世界最先端のIT国家」の構築に取り組んでいるが、「安全なサイバー空間」の実現は、その前提条件である。また、サイバー空間の安全は国民の生活の安全等に直結する課題となっている。このため、以下の施策等を着実に推進する。

- (1) -⑤ サイバー攻撃に関する情報収集・分析機能及びカウンターインテリジェンス機能の強化
- (1) -⑩ サイバー犯罪・サイバー攻撃対処のための外国捜査機関等との連携強化
- (2) -② 日本版NCFTA*18の創設
- ・Ⅲ-2 G8サミット、オリンピック等を見据えたテロ対策・カウンターインテリジェンス等

良好な治安を確保することが、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会等のスポーツイベントやG8サミットを始めとする大規模国際会議等の成功の前提となる。また、各地で多様な形態のテロが発生しているほか、国際組織犯罪や東アジア情勢の緊迫化など、水際対策や国際連携も含めて対処すべき脅威が存在している。このため、以下の施策等を着実に推進する。

- (1) -② 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会を見据えたテロ対策等の推進
- (2) 一① 原子力発電所等に対するテロ対策の強化
- (3) 一① 空港・港湾における水際危機管理の強化
- (3) -④ 海上警備・沿岸警備の強化
- (5) 一① 情報コミュニティ間における情報共有体制の強化

- (5) -② 在外公館における警察アタッシェ*19, 防衛駐在官等の体制強化
- (5) -③ テロに関する情報収集・分析機能の強化
- (5) -⑤ カウンターインテリジェンス機能の強化
- (5) -⑥ 極左暴力集団、右翼等によるテロ等の未然防止のための情報収集・分析機能の強化及び違法 行為の取締り
- (6) 一① 国際社会におけるテロ対策に係る協力の推進
- (6) -③ 在外邦人保護のための情報収集・分析機能の強化,情報共有体制の整備
- (7) 一① 大量破壊兵器等の拡散防止に向けた取組の強化
- (8) 一① 拉致問題解決のための政府一体となった取組の推進
- (8) -② 北朝鮮による拉致容疑事案等の解決のための情報収集及び分析機能の強化
- ・Ⅲ-7 「世界一安全な日本」創造のための治安基盤の強化

「「世界一安全な日本」創造戦略」に掲げた施策を効果的に推進していくためには、治安対策に取り組む要員・施設の重点的な充実・整備、制度の改善等、多角的観点からの治安基盤の強化が重要である。このため、以下の施策等を着実に推進する。

- (1) -② 治安関係機関(公安調査官を含む)の増員等の人的基盤の強化
- (1) -③ 生活の安全や国民の安心感を脅かす犯罪等に対する対処能力を強化するための装備資機材等の整備
- (1) -⑥ 現場執行力の強化に向けた教育・訓練等の推進
- (1) -⑦ 女性の視点を一層反映した組織運営
- (1) 一個 大規模災害発生時における治安維持機能の確保
- *13 「邦人殺害テロ事件等を受けたテロ対策の強化について (平成27年5月29日国際組織犯罪等・国際テロ 対策推進本部決定)」
 - ・シリアにおける邦人殺害テロ事件、チュニジアにおける銃撃テロ事件及びパリの新聞社襲撃事件のように、テロ情勢は非常に厳しい状況にあり、今や全ての国がテロの脅威にさらされる時代となったといっても過言ではない。
 - ・政府においては、テロに決して屈することなく、テロとの闘いに積極的に取り組んでいくとの基本的な方針の下、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会等も見据え、国内外における邦人の安全確保に向け、各種テロ対策の一層の徹底・強化を図るとともに、特に次の対策を喫緊の課題として推進するものとする。
 - 1 情報収集・分析等の強化
 - 2 海外における邦人の安全の確保
 - 3 水際対策の強化
 - 4 重要施設等の警戒警備及びテロ対処能力の強化
 - 5 官民一体となったテロ対策の推進
 - 6 テロ対策協力のための国際協力の推進
- *14 「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針(平成27年11月27日閣議決定)」
 - 3 大会の円滑な準備及び運営
 - ①セキュリティの万全と安心安全の確保

テロ対策については、テロリストグループやそれに共鳴する個人等によって敢行される国内外での テロの脅威が現実のものとなっており、また、大会が世界の注目を集め多数の要人の観戦も予想される ことからテロの発生が懸念されるところ、政府の各種決定を確実に推進し、情報収集・分析、水際対策、 周辺会場・上空を含む競技会場等の警戒警備、テロ対処能力等を強化するとともに、官民一体となった テロ対策及び国際協力を強力に推進する。

- *15 「パリにおける連続テロ事案等を受けたテロ対策の強化・加速化等について(平成27年12月4日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定)」
 - ・近年、シリア、チュニジア等において、邦人がテロの犠牲となる事案等が発生し、ISILが日本をテロの標的として名指ししている中、本年11月、フランス・パリにおける連続テロ事案が発生するなど、現下の

テロ情勢は非常に厳しい状況にあり、我が国に対するテロの脅威は現実のものとなっている。

- ・我が国では、来年5月の伊勢志摩サミットのほか、2019年ラグビーワールドカップ、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されることも踏まえ、テロ対策を一層強化する必要がある。
- ・政府は、(中略)「邦人殺害テロ事件等を受けたテロ対策の強化について」(平成27年5月29日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定)に掲げられた各種テロ対策に取り組んできているところであるが、現下の非常に厳しいテロ情勢を踏まえ、特に以下の各種対策について強化・加速化していくとともに、国際テロ対策の強化に係る継続的な検討体制を構築し、テロ対策に万全を期すこととする。
- I 各種テロ対策の強化・加速化
 - 1 情報収集・分析等の強化
 - 2 水際対策の強化
 - 3 重要施設・ソフトターゲット等の警戒警備及びテロ対処能力の強化
 - 4 官民一体となったテロ対策の推進
 - 5 海外における邦人の安全の確保
 - 6 テロ対策協力のための国際協力の推進
- Ⅱ 国際テロ対策強化に係る継続的な検討
- *16 「第190回国会における内閣総理大臣施政方針演説(平成28年1月22日)」
 - ・先般、北朝鮮が核実験を強行したことは、断じて容認できません。強く非難します。安保理決議への明確な違反であり、国際社会と連携して、断固たる対応を取ってまいります。「対話と圧力」、「行動対行動」の原則を貫きながら、拉致問題の解決に全力を尽くします。拉致、核、ミサイルの諸懸案の包括的な解決に向けて具体的な行動を取るよう、北朝鮮に強く求めます。
 - ・国民の命と平和な暮らしを守り抜くという政府の最も重い責任を、しっかりと果たしてまいります。
 - ・国際社会と共にテロとの闘いを進めます。水際対策の強化など国内のテロ対策, 危機管理を強化し, 安全の確保に万全を期してまいります。
- *17 「経済財政運営と改革の基本方針2016(平成28年6月2日閣議決定)」
 - 第2章 成長と分配の好循環の実現
 - 2. 成長戦略の加速等
 - (2) 新たな有望成長市場の創出・拡大
 - ①2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会等の開催に向けた取組

2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会やラグビーワールドカップ2019は、日本全体の祭典であり、日本を再興し、レガシーの創出と世界への日本の発信の最高の機会である。その開催に向け、「2020年東京オリンピック・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針」等に基づき、関連情報の収集・分析の強化などセキュリティ・安全安心の確保、円滑な輸送、暑さ・環境への配慮、競技力強化、オリンピック・パラリンピックムーブメントの普及など大会の円滑な準備を進める。

- 5. 安全・安心な暮らしと持続可能な経済社会の基盤確保
 - (1) 外交, 安全保障·防衛等
 - ①外交

日米同盟の強化,近隣諸国との関係強化,経済外交の強化という三本柱を軸として,地球儀を俯瞰する視点から戦略的な外交を強力に展開する。特に,G7伊勢志摩サミットや第6回アフリカ開発会議等の成果の着実な実施を含むグローバルな課題解決への貢献,在外邦人・日本企業・日本人学校・在外公館等の安全対策と水際対策の強化,我が国の安全保障やテロ対策等に係る情報収集・分析機能の強化(中略)に積極的に取り組む。

②安全保障·防衛等

我が国を取り巻く安全保障環境が年々厳しさを増していることを踏まえ、国家安全保障会議(NSC)の司令塔機能を強化するとともに、政府全体として、情報機能、危機管理機能を含め、外交力、防衛力等をより一層強化し、戦略的かつ体系的な国家安全保障政策を推進する。

- (2) 暮らしの安全・安心(治安,消費者行政等)
- ①治安・司法・危機管理等

良好な治安を確保するため、「『世界一安全な日本』創造戦略」に基づき、サイバー犯罪・サイバー攻撃対策、水際対策を含めたテロ対策・カウンターインテリジェンス機能の強化、組織犯罪対策、密輸対策、保護観察実施体制や薬物依存症治療拠点の整備を含めた薬物対策、人身取引対策、児童の性的搾取、児童虐待、ストーカー、配偶者暴力、性犯罪、特殊詐欺等への対策や不法滞在対策等を引き続き講ずる。(中略)

特に、「パリにおける連続テロ事案等を受けたテロ対策の強化・加速化等について」等に基づき、各種テロ対策を着実に推進する。あわせて、「サイバーセキュリティ戦略」に基づき、サイバーセキュリティの確保に取り組み、個人情報の保護や政府が保有する情報の適正な管理にも万全を尽くす。

(中略)治安や海上保安の人的・物的基盤と国際的ネットワークの強化や、外国語、外国文化に精通した人材の確保、養成など国際的対応力の強化を図るとともに、アジアを中心とした法制度整備を支援する。

*18 「NCFTA」

National Cyber-Forensics and Training Alliance。FBI, 民間企業, 学術機関を構成員として米国に設立された非営利団体。サイバー犯罪に係る情報の集約・分析, 海外を含めた捜査機関等の職員に対するトレーニング等を実施。

*19 「アタッシェ」

各府省等から派遣され、在外公館に勤務する職員

平成27年度事後評価実施結果報告書

(法務省27-(8))

施策名	破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施 (政策体系上の位置付け: II - 7 - (1))							
施策の概要	公共の安全の確保を図るため、破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行うとともに、その調査の過程で得られる情報を関係機関及び国民に適時適切に提供する。							
達成すべき目標	処分* ² を3 ・破壊的	・オウム真理教(以下「教団」という。)の活動状況* ¹ を明らかにし、教団に対する観察処分* ² を適正かつ厳格に実施する。 ・破壊的団体等の規制に関する調査の過程で得られる情報を、必要に応じて関係機関及び 国民に適時適切に提供する。						
施策の予算額・		区分	25年度	26年度	27年度	28年度		
執行額等	予 算 の 状況	当初予算(a)	2, 092, 976	2, 238, 278	2, 169, 613	2, 076, 942		
	(千円)	補正予算(b)	0	97, 105	123, 476	_		
		繰越し等(c)	0	△91,649	38, 783			
		合計 (a+b+c)	2, 092, 976	2, 243, 734	2, 331, 872			
	執行	額(千円)	2, 086, 792	2, 234, 808	2, 322, 674			
る内閣の重要	〇〇体〇〇進〇カ〇〇〇等〇る〇月破無規国テ本カウ官「サ邦・20施パ4壊差制家口部ウン邸世イ人国20策リ日でおりますのは、第23をでは、1920年のに関いては、1920年のは、1920年のは、1920年の	動大」となったというでである。では、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	昭和27年と、置す ジェ能」イを本ッめ口・内和27年で、 (行 ンス強造1111) (大方を回対 は (た定技本等テ理法律団 7 の計 機進の略 平テ) 大方を口大律の条年(の議針平27) 大方を口大律の条年(の議針平27) (け策臣がより) (の議針平27) (け策臣がより) (成年策 東平た推施	R 37条** R 18 1 27条** R 18 1 29条*5 R 18 1 3 3 4 5 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6	条* ^{*6} 国際組織犯罪等・ 可針(概要)(概要)(可情報と で強化 を は で は は は は は は は は は は は は は は は は は	国際テロ対策推 19年8月9日 討会議決定)*10 部本部決定)*12 日国際組織犯罪 ででででででは、12 でででででででである。これでは、12 12 13 14 15 16 17 17 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18 18		

測定指標	平成27年度目標	達成

1	教団の活動状況及び危険性の解明	 教団施設等に対する立入検査の実施回数,施設数	達成
		及び動員した公安調査官数並びに立入検査等により	
		判明した事項から、教団の活動状況(組織及び活動	
		の実態)及び危険性(麻原彰晃こと松本智津夫(以	
		下「麻原」という。)の影響力、危険な綱領の保持	
		等)を解明する。	

施策の進捗状況(実績)

別紙1のとおり、観察処分の適正かつ厳格な実施により、教団の活動状況及び危険性について解明した。

参考指標	実績値					
立入検査の実施回数等		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	実施回数(回)	16	17	20	21	25
	施設数	61	47	27	56	33
	動員数(人)	940	677	554	808	555

測定指標	平成27年度目標値				達成		
2 関係地方公共団体の長からの調査結	22.1日よ	22.1日より短縮				おおむね達成	
果提供請求への対応状況(平均所要 日数)	基準値	実績値					
	一年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
請求を行った関係地方公共団体数	_	18	18	17	21	17	
提供回数(回)	_	50	54	41	55	44	
平均所要日数(日)	_	21. 0	20. 9	23. 2	25. 4	26. 7	

	測定指標	平成27年度目標	達成			
3	破壊的団体等に関する情報収集及び分析 ・評価能力の向上並びに関係機関等に対 する情報提供の適切な実施	職員の情報収集及び分析・評価能力を向上させ、破壊的団体等の規制に関する調査の過程で得られる情報を、必要に応じて関係機関及び国民に適時適切に提供する。	達成			

別紙2のとおり、収集・分析した情報を適時適切に関係機関等に提供した。

参考指標	実績値					
	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
ホームページのアクセス件数 ※平成23年度のアクセス件数については、法務省ホームページの改	フロントペ ージへのア クセス件数	_	170, 139	241, 486	402, 213	346, 365
訂作業中に当庁ホームページのア クセスカウンターに不具合が生 じ、測定不能であった。	ウェブリン ク等による サブページ へのアクセ	-	_	Ι	2, 873, 829	2, 716, 924
	ス件数を含めた総件数					

目標達成度合い

(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり

(判断根拠)

の測定結果

指標1、2、3は、各達成すべき目標に照らし、全て主要なものであると考え ている。

指標2の平均所要日数については26.7日となり、目標値とした22.1日に及ばな かった。しかしながら、おおむね目標に近い実績を示していることから、施策は 「相当程度進展あり」と判断した。

施策の分析

価 結 果

評

(測定指標の目標達成度の補足)

【測定指標1】

平成27年度は、団体規制法に基づき、教団に対する観察処分の実施として、教団施設に対する立入 検査を合計25回,延べ33施設,公安調査官延べ555人を動員して行った。また,教団から4回にわた り報告を徴取し、別紙1のとおり教団の活動状況(組織及び活動の実態)及び危険性(麻原の影響力、 危険な綱領の保持等)を明らかにした。

以上のことから、立入検査によって公安調査官が教団施設の内部を直接見分し、教団の実態を把握 するとともに、教団から徴取した報告の真偽を検証したことで、教団に対する観察処分を適正かつ厳 格に実施したといえ,教団の活動状況及び危険性の解明という目標を達成したと評価できる。

【測定指標2】

平成19年度の平均所要日数は56.1日, 平成20年度は38.8日, 平成21年度は30.1日となっているとこ ろ、これら過去の平均所要日数と、平成27年度の目標値算定の根拠とした平成22年度から平成26年度 までの各平均所要日数を比較すると、平均所要日数は大幅に短縮されており(平成19年度と平成22年 度を比較した場合は36日短縮), これら大幅に短縮された平均所要日数の平均値として算出した平成 27年度の目標値は、極めて高い目標値であるといえる。さらに、提供情報の取りまとめに要する日数 は、請求の内容及び提供量によって変動が生じ得ることを勘案すると、平成27年度の目標値22.1日と 実績値26.7日の開差である4.6日は,実態として許容せざるを得ないものといえ,目標をおおむね達 成できたと評価できる。

【測定指標3】

平成27年度は、国内外の情勢について正確・適時・迅速な関連情報の収集・分析を行い、北朝鮮情勢及び我が国領土や海洋権益をめぐる動向等の緊急性の特に高い情報については随時、官邸を始めとする政府・関係機関に直接提供した。また、国民に対する情報提供として、当庁ホームページに「最近の内外情勢」*17、「内外情勢の回顧と展望」*18のほか、「国際テロリズム要覧」(Web版)*18や新規コンテンツ「世界のテロ等発生状況」*20等を掲載することでホームページの内容を充実させている。なお、平成27年度のフロントページのアクセス件数は346、365件で、平成26年度の402、213件よりも減少しているが、これについては、平成26年度はシリアにおける邦人殺害テロ事件の発生などにより、当庁業務に対する関心がより高まったとみられる特殊要因の影響があったと考えられる。この点に関し、平成27年度行政事業レビューシートにおける事業の妥当性を検証するための代替目標では、「ホームページアクセス件数を過去3か年実績件数の平均以上とする」とし、特定年度に生じた特殊要因の影響を分散できる目標を設定しており、平成27年度は目標値とした271、279件を達成している。

以上のことから、その時々の情報ニーズに応じた情報を適時適切に関係機関及び国民に提供したといえ、破壊的団体等の規制に関する調査の過程で得られる情報を、必要に応じて関係機関及び国民に適時適切に提供するという目標を達成したと評価できる。

(達成手段の有効性・効率性等)

【測定指標1,2関係】

達成手段②「オウム真理教に対する観察処分の実施」において実施している教団施設に対する立入 検査等は、教団の活動状況及び危険性を明らかにし、教団に対する観察処分を適正かつ厳格に実施す るという目標に対して有効に寄与したといえる。また、教団に関する調査の結果について、関係地方 公共団体の長からの請求に応じて提供したことは、国民の不安感・恐怖感の解消・緩和に有効であっ たと言える。

行政事業レビューに基づく点検・改善により、達成手段②に係る予算の執行に当たり、立入検査等に必要な物品等の調達について、広く応札者を募り競争性を確保するほか、一括調達等を推進するなどコスト削減に取り組んだため、効率性は改善したと言える。

【測定指標3関係】

達成手段①「破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施」において実施している調査の過程で得られた情報を適時適切に関係機関及び国民等に提供したことは、目標を達成するために有効かつ適切な取組であったと言える。

行政事業レビューに基づく点検・改善により、達成手段①に係る予算の執行に当たり、破壊的団体等の規制に関する調査等に必要な物品等の調達について、広く応札者を募り競争性を確保するなどコスト削減に取り組んだため、効率性は改善したと言える。

次期目標等への反映の方向性

【施策】

公共の安全の確保に寄与するよう、現在の目標を維持し、引き続き推進していく。

【測定指標1,2】

教団は、現在なお、無差別大量殺人行為を行った首謀者である麻原を崇拝し、その影響を強く受けているなど、依然として本質的な危険性を保持していることから、教団の活動状況を明らかにし、その危険性の増大を抑止していく必要性が高い。

教団施設が存在する地域の住民等は、依然として教団に対する不安感・恐怖感を抱いており、今後もその不安感・恐怖感の解消・緩和に努めていかなければならない。そのため、引き続き団体規制法に基づき、教団に対する観察処分を適正かつ厳格に実施するとともに、関係地方公共団体からの調査結果に対する提供請求に迅速に対応していく。

【測定指標3】

国際テロや北朝鮮の動向、大量破壊兵器拡散の問題に加え、カウンターインテリジェンス、サイバーテロ・サイバーインテリジェンスなど、我が国の公共の安全の確保にとって重大な懸念事項となる

問題が依然として存在する。したがって、今後とも国内外の情報について、正確・適時・迅速な収集 ・分析を行い,ニーズや時宜に応じて,収集・分析した情報を政府・関係機関に提供するとともに, ホームページを活用するなどした国民に対する情報提供を進める。

学識経験を有 1 実施時期 する者の知見 の活用

平成28年7月1日

2 実施方法

会議

3 意見及び反映内容の概要

なし

政策評価を行 う過程におい て使用した資 料その他の情

備考

【行政事業レビュー点検結果の平成29年度予算概算要求への反映内容】

語学委託研修の実施回数や複写機保守料等の数量及び単価について見直しを行うととも に、旅費実施計画等の見直しを行い、その結果を適切に予算に反映し経費の削減を図った。 また、IT技術講座受講を廃止するとともに、調査用機材及び自動車借上の数量や旅費 単価の見直しを行い、その結果を適切に予算に反映し経費の削減を図った。

さらに、サーバの更新計画の延伸により借料の見直しを行い、その結果を適切に予算に 反映し経費の削減を図った。

担当部局名

公安調査庁総務部総務課

政策評価実施時期

平成28年8月

*1 「教団の活動状況」

「内外情勢の回顧と展望」(http://www.moj.go.jp/psia/kouan_kaiko_index.html) を参照

*2 「観察処分」

過去に無差別大量殺人行為を行った団体が現在も危険な要素を保持している場合に、当該団体の活動状 況を継続して明らかにするために行う処分(団体規制法第5条第1項)で、具体的な内容は、①公安調査 庁長官が当該団体から一定の事項について定期の報告を受けること(報告徴取,団体規制法第5条第2項, 第3項及び第5項),②当該団体の活動状況を明らかにするために公安調査官に必要な調査をさせること (任意調査,団体規制法第7条第1項),③当該団体の活動状況を明らかにするために特に必要があると 認められるときに,団体が所有又は管理する土地又は建物に立ち入って,必要な物件を検査すること(立 入検査, 団体規制法第7条第2項)。

なお、観察処分に基づく調査の結果については、関係地方公共団体の長から請求があったときは、これ を提供することができる(団体規制法第32条)。

「公安調査庁設置法(昭和27年法律第241号)」

(任務)

第3条 公安調査庁は、破壊活動防止法の規定による破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並び

に無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律の規定による無差別大量殺人行為を行つた団体の 規制に関する調査,処分の請求及び規制措置を行い,もつて,公共の安全の確保を図ることを任務とする。

*4 「破壞活動防止法 (昭和27年法律第240号)」

(公安調査官の調査権)

第27条 公安調査官は、この法律による規制に関し、第3条(規制の基準)に規定する基準の範囲内において、必要な調査をすることができる。

*5 「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)」

(観察処分)

第5条 *2参照

(観察処分の実施)

第7条 *2参照

(公安調査官の調査権)

第29条 公安調査官は、この法律による規制に関し、第3条(規制の基準)に規定する基準の範囲内において、必要な調査をすることができる。

*6 「国家安全保障会議設置法(昭和61年法律第71号)」

(資料提供等)

第6条 内閣官房長官及び関係行政機関の長は、会議の定めるところにより、会議に対し、国家安全保障に関する資料又は情報であつて、会議の審議に資するものを、適時に提供するものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、内閣官房長官及び関係行政機関の長は、議長の求めに応じて、会議に対し、 国家安全保障に関する資料又は情報の提供及び説明その他必要な協力を行わなければならない。
- *7 「テロの未然防止に関する行動計画(平成16年12月10日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定)」

第3-6-16 関係機関が一体となったテロ関連情報の収集の強化等

テロリストの入国阻止等を図り、テロの未然防止に万全を期するため、関係省庁(公安調査庁を含む)は、国際機関や外国機関との連携を深め、テロリストに関する情報その他テロ関連情報の収集の強化を図るとともに、当該情報の活用に努める。

*8 「カウンターインテリジェンス」

外国による諜報活動を阻止し、情報漏えいその他の国益を害する事態を予防する活動

*9 「カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針(概要)(平成19年8月9日カウンターイン テリジェンス推進会議決定)」

カウンターインテリジェンスに関する情報の収集・共有, カウンターインテリジェンス意識の啓発, 事案対処, 管理責任体制の構築について, 政府統一的に取り組むものとする。

- *10 「官邸における情報機能の強化の方針(平成20年2月14日情報機能強化検討会議決定)」
 - 2-(2)-① 対外人的情報収集機能の強化

国際テロ、大量破壊兵器拡散、北朝鮮等の問題に関する情報は、我が国の安全保障又は国民の安全に直接かかわるところであり、その収集は喫緊の課題であって、これらの国や組織の意図を把握する必要性は増大している。

・2-(2)-② その他の情報収集機能の強化

我が国及び国民の安全・安心を確保するため、北朝鮮、国際テロ、大量破壊兵器拡散等の問題に関する情報収集能力を更に強化する。(公安調査庁)

- *11 「「世界一安全な日本」創造戦略(平成25年12月10日閣議決定)」
 - ・Ⅲ-1 世界最高水準の安全なサイバー空間の構築

我が国は「世界最先端のIT国家」の構築に取り組んでいるが、「安全なサイバー空間」の実現は、その前提条件である。また、サイバー空間の安全は国民の生活の安全等に直結する課題となっている。このため、以下の施策等を着実に推進する。

- (1) -⑤ サイバー攻撃に関する情報収集・分析機能及びカウンターインテリジェンス機能の強化
- (1)一⑩ サイバー犯罪・サイバー攻撃対処のための外国捜査機関等との連携強化
- (2) -② 日本版NCFTA*21の創設

・Ⅲ-2 G8サミット、オリンピック等を見据えたテロ対策・カウンターインテリジェンス等

良好な治安を確保することが、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会等のスポーツイベント やG8サミットを始めとする大規模国際会議等の成功の前提となる。また、各地で多様な形態のテロが 発生しているほか、国際組織犯罪や東アジア情勢の緊迫化など、水際対策や国際連携も含めて対処すべ き脅威が存在している。このため、以下の施策等を着実に推進する。

- (1) -② 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会を見据えたテロ対策等の推進
- (2) 一① 原子力発電所等に対するテロ対策の強化
- (3) 一① 空港・港湾における水際危機管理の強化
- (3) -④ 海上警備・沿岸警備の強化
- (5) 一① 情報コミュニティ間における情報共有体制の強化
- (5) -② 在外公館における警察アタッシェ*22, 防衛駐在官等の体制強化
- (5) -③ テロに関する情報収集・分析機能の強化
- (5) -⑤ カウンターインテリジェンス機能の強化
- (5) -⑥ 極左暴力集団,右翼等によるテロ等の未然防止のための情報収集・分析機能の強化及び 違法行為の取締り
- (6) 一① 国際社会におけるテロ対策に係る協力の推進
- (6) -③ 在外邦人保護のための情報収集・分析機能の強化、情報共有体制の整備
- (7) 一① 大量破壊兵器等の拡散防止に向けた取組の強化
- (8) 一① 拉致問題解決のための政府一体となった取組の推進
- (8) -② 北朝鮮による拉致容疑事案等の解決のための情報収集及び分析機能の強化
- ・Ⅲ-7 「世界一安全な日本」創造のための治安基盤の強化

「「世界一安全な日本」創造戦略」に掲げた施策を効果的に推進していくためには、治安対策に取り組む要員・施設の重点的な充実・整備、制度の改善等、多角的観点からの治安基盤の強化が重要である。 このため、以下の施策等を着実に推進する。

- (1) -② 治安関係機関(公安調査官を含む)の増員等の人的基盤の強化
- (1) -③ 生活の安全や国民の安心感を脅かす犯罪等に対する対処能力を強化するための装備資機 材等の整備
- (1) -⑥ 現場執行力の強化に向けた教育・訓練等の推進
- (1) 一⑦ 女性の視点を一層反映した組織運営
- (1) 一③ 大規模災害発生時における治安維持機能の確保
- *12 「サイバーセキュリティ2015 (平成27年9月25日サイバーセキュリティ戦略本部決定)」
 - 3. 1. 我が国の安全の確保
 - (1) 対処機関の能力強化
 - (イ) 警察庁及び法務省において、サイバーインテリジェンス対策に資する取組を実施する。
 - 3. 2. 国際社会の平和・安定
 - (3) サイバー空間を悪用した国際テロ組織の活動への対策
 - (イ) 警察庁及び法務省において、国際テロ組織等によるサイバー攻撃への対策を強化するため、サイバー空間における攻撃の予兆等の早期把握を可能とする態勢を拡充し、人的情報収集やオープンソースの情報を幅広く収集する等により、攻撃主体・方法等に関する情報収集・分析を強化する。
 - 3. 3. 世界各国との協力・連携
 - (オ) 警察庁及び法務省において、サイバー攻撃対策を推進するため、諸外国関係機関との情報 交換等国際的な連携を通じて、攻撃主体・方法等に関する情報収集・分析を継続的に実施す る。
- *13 「邦人殺害テロ事件等を受けたテロ対策の強化について(平成27年5月29日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定)」
 - ・シリアにおける邦人殺害テロ事件、チュニジアにおける銃撃テロ事件及びパリの新聞社襲撃事件のように、テロ情勢は非常に厳しい状況にあり、今や全ての国がテロの脅威にさらされる時代となったとい

っても過言ではない。特に、シリアにおける邦人殺害テロ事件が各国のメディアでも多く取り上げられ、国際的に非常に注目を集めたこと等を踏まえれば、ISIL等のイスラム過激派やインターネット等を通じた過激化によりISIL等のイスラム過激派に共鳴する個人・グループ等によって敢行される国内外でのテロの脅威が現実のものとなっていることを再認識する必要がある。

・政府においては、テロに決して屈することなく、テロとの闘いに積極的に取り組んでいくとの基本的な方針の下、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会等も見据え、国内外における邦人の安全確保に向け、各種テロ対策の一層の徹底・強化を図るとともに、特に次の対策を喫緊の課題として推進するものとする。

- 1 情報収集・分析等の強化
- 2 海外における邦人の安全の確保
- 3 水際対策の強化
- 4 重要施設等の警戒警備及びテロ対処能力の強化
- 5 官民一体となったテロ対策の推進
- 6 テロ対策協力のための国際協力の推進
- *14 「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針(平成27年11月27日閣議決定)」
 - 3 大会の円滑な準備及び運営
 - ①セキュリティの万全と安心安全の確保

テロ対策については、テロリストグループやそれに共鳴する個人等によって敢行される国内外でのテロの脅威が現実のものとなっており、また、大会が世界の注目を集め多数の要人の観戦も予想されることからテロの発生が懸念されるところ、政府の各種決定を確実に推進し、情報収集・分析、水際対策、周辺会場・上空を含む競技会場等の警戒警備、テロ対処能力等を強化するとともに、官民一体となったテロ対策及び国際協力を強力に推進する。

- *15 「パリにおける連続テロ事案等を受けたテロ対策の強化・加速化等について (平成27年12月4日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定)」
 - ・近年、シリア、チュニジア等において、邦人がテロの犠牲となる事案等が発生し、ISILが日本をテロの標的として名指ししている中、本年11月、フランス・パリにおける連続テロ事案が発生するなど、現下のテロ情勢は非常に厳しい状況にあり、我が国に対するテロの脅威は現実のものとなっている。
 - ・また、我が国では、(中略)、2019年ラグビーワールドカップ、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されることも踏まえ、テロ対策を一層強化する必要がある。
 - ・政府は、本年1月及び2月に発生したシリアにおける邦人殺害テロ事件等を受けて決定した「邦人殺害テロ事件等を受けたテロ対策の強化について」(平成27年5月29日付け国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定)に掲げられた各種テロ対策に取り組んできているところであるが、現下の非常に厳しいテロ情勢を踏まえ、特に以下の各種対策について強化・加速化していくとともに、国際テロ対策の強化に係る継続的な検討体制を構築し、テロ対策に万全を期することとする。
 - I 各種テロ対策の強化・加速化
 - 1 情報収集・分析等の強化
 - 2 水際対策の強化
 - 3 重要施設・ソフトターゲット等の警戒警備及びテロ対処能力の強化
 - 4 官民一体となったテロ対策の推進
 - 5 海外における邦人の安全の確保
 - 6 テロ対策協力のための国際協力の推進
 - Ⅱ 国際テロ対策強化に係る継続的な検討
- *16 「第190回国会における内閣総理大臣施政方針演説(平成28年1月22日)」
 - ・先般, 北朝鮮が核実験を強行したことは, 断じて容認できません。強く非難します。安保理決議への明確な違反であり, 国際社会と連携して, 断固たる対応を取ってまいります。「対話と圧力」, 「行動対行動」の原則を貫きながら, 拉致問題の解決に全力を尽くします。拉致, 核, ミサイルの諸懸案の包括的な解決に向けて具体的な行動を取るよう, 北朝鮮に強く求めます。

- ・国民の命と平和な暮らしを守り抜くという政府の最も重い責任を、しっかりと果たしてまいります。
- ・国際社会と共にテロとの闘いを進めます。水際対策の強化など国内のテロ対策、危機管理を強化し、 安全の確保に万全を期してまいります。
- *17 「最近の内外情勢」

公安調査庁ホームページ(http://www.moj.go.jp/psia/kouan_naigai_index.html)を参照。

*18 「内外情勢の回顧と展望」

公安調査庁ホームページ (http://www.moj.go.jp/psia/kouan_kaiko_index.html) を参照。

*19 「国際テロリズム要覧」(Web版)

公安調査庁ホームページ (http://www.moj.go.jp/psia/ITH/) を参照

*20 「世界のテロ等発生状況」

公安調査庁ホームページ (http://www.moj.go.jp/psia/terrorism/index.html) を参照。

*21 「NCFTA」

National Cyber-Forensics and Training Alliance。FBI, 民間企業, 学術機関を構成員として米国に設立された非営利団体。サイバー犯罪に係る情報の集約・分析, 海外を含めた捜査機関等の職員に対するトレーニング等を実施。

*22 「アタッシェ」

各府省等から派遣され、在外公館に勤務する職員

〔測定指標1〕教団の活動状況及び危険性の解明

以下のとおり、教団に対する観察処分を適正かつ厳格に実施した。

- 1 公安調査庁長官は、平成27年5月、8月、11月、平成28年2月の4回にわたり、教団から、 教団の役職員及び構成員の氏名及び住所、教団の活動の用に供されている土地及び建物の所在、 用途及び教団の資産等の事項について報告を徴するとともに、平成27年度中に教団施設に対す る立入検査を合計25回、延べ33施設に対して実施した。
- 2 かかる立入検査及び教団からの報告徴取等により、教団については、
 - ・ 平成27年12月31日現在, 国内に出家信徒約300人, 在家信徒約1,350人, ロシア連邦内 に信徒約160人を擁し, また, 国内に15都道府県下32か所の拠点施設及び約10か所の信 徒居住用施設, ロシア連邦内に数か所の拠点施設を確保している
 - ・ 現在においても依然として、麻原及び麻原の説く教義が教団の存立の基盤をなしていると認められ、麻原が、その活動に絶対的ともいえる影響力を有している
 - 教団の活動に反対する勢力や悪業を積む者を殺害することも正しいなどとする、殺人 を暗示的に勧める内容を含む「綱領」を保持している
 - 組織拡大に向けて活発な活動を展開している
 - ・ 組織体質は、依然として閉鎖的・欺まん的である

ことなどが明らかとなっている。

〔測定指標3〕 破壊的団体等に関する情報収集及び分析・評価能力の向上並びに関係機 関等に対する情報提供の適切な実施

破壊的団体等に関する情報の収集及び関係機関等に対する情報提供のため、以下の項目を実施した。

- 1 破壊的団体等に関する情報の収集等
- (1) 破壊的団体等に関して以下の情報収集を行った。
 - ・ 北朝鮮関係では、朝鮮総聯の組織及び活動の実態、北朝鮮の国内情勢、対外・対 日動向等のほか、日本人拉致問題や核・ミサイル問題等に関する情報
 - 国際テロ関係では、国際テロ組織等の動向のほか、国内において国際テロ組織との関わりが疑われる者の有無やその動向に関する情報
 - カウンターインテリジェンス関係では、外国情報機関による情報収集活動に関する情報のほか、我が国の重要情報等の保護に資する情報
 - 大量破壊兵器等の拡散関係では、拡散懸念国等による我が国の関連物質・技術の 調達に関する情報のほか、拡散懸念国等の調達・供与等に関する情報
 - ・ サイバーテロ・サイバーインテリジェンス関係では、サイバー攻撃の主体・手法、活動の実態等に関する情報のほか、テロの未然防止に資する情報
 - 中国関係では、尖閣諸島や日中中間線をめぐる中国の動静、我が国の尖閣諸島領有に抗議する中国等の活動家の動向等のほか、反日デモ等に関する情報
 - ・ ロシア関係では、北方領土問題をめぐるロシア国内の動向等に関する情報
 - ・ 国内公安動向では、普天間基地移設や慰安婦問題、反原発運動等をめぐる過激派等の動向のほか、尖閣諸島や近隣諸国との歴史認識等をめぐる右翼団体の活動等に 関する情報
- (2) 上記により収集・分析した情報を以下のとおり、情報の質やニーズに応じて適時 適切に関係機関等に提供した。
 - ・ 収集・分析した情報については、随時、官邸等に直接報告したほか、政府部内の 各種会議(内閣情報会議、合同情報会議等)を通じ、あるいは担当官が内閣官房等 の関係機関に直接赴くなどして、迅速に提供した。
 - ・ 平成27年5月には、世界のテロリズムの動きについて取りまとめた「国際テロリズム要覧」を、同年12月に内外の公安情勢について取りまとめた「内外情勢の回顧と展望」をそれぞれ公表したのを始め、随時、各種作成資料を政府・関係機関等に配付した。
 - ・ 官民でテロ等危険情報の共有を強化するため、民間企業や経済団体等に対して講演を実施するとともに、当庁ホームページに「最近の内外情勢」、「内外情勢の回顧と展望」、「立入検査の実施結果について」、及び「国際テロリズム要覧」(Web版)等のほか、平成27年6月に、新規コンテンツ「世界のテロ等発生状況」を掲載するなど、国民に対する情報提供に努めた。
- 2 情報収集及び分析・評価能力の向上

1の取組に当たっては、官邸を始め政府・関係機関との連絡を密に行うなどして情報ニーズの把握に努めたほか、各種会議、外部有識者との意見交換等を開催し、重要課題に関する現状、情勢認識及び今後の対応等について協議・検討するとともに、そ

の結果を関係部署にフィードバックした。また、担当調査官に対する各種研修を実施 した。この他、外国関係機関等との更なる関係強化を図り、種々の重要課題に関する より頻繁かつ詳細な情報及び意見の交換を行った。

平成27年度事後評価実施結果報告書

(法務省27-(9))

施策名		国籍・戸籍・供託事務の適正円滑な処理 (政策体系上の位置付け: III - 9 - (2))						
	(WXM	(政策体示工の位置内17. 並一9一(2/)						
施策の概要	我が国に	おける身分関	係の安定及び国民	の権利の保全を[図るため, 国籍・	戸籍・供託に関		
	する法制	度を整備し,	これを適正・円滑	に運営する。				
達成すべき目標	国籍事		厳格に処理する。)				
			5戸籍事務の法令		充一性が確保され	るように市区町		
			導・助言をする。					
			性を向上させると	_ ,	哉員の業務処理の	適正化を図るた		
	め、オン	/フインによる1	供託手続を推進す	ঠ 。				
施策の予算額・ 執行額等	区分		25年度	26年度	27年度	28年度		
扒1] 假守	予算の 状況 (千円)	当初予算(a)	1, 791, 165	1, 834, 091	1, 955, 521	1, 921, 948		
		補正予算(b)	△70, 772	0	0	_		
		繰越し等(c)	0	0	0			
		合計 (a+b+c)	1, 720, 393	1, 834, 091	1, 955, 521			
	執行額(千円)		1, 696, 280	1, 791, 629	1, 904, 401			
施策に関係す	〇「世界	〇「世界最先端IT国家創造宣言」(平成25年6月14日閣議決定)						
る内閣の重要	ш—з	□ □ 3 - (1) 利便性の高い電子行政サービスの提供 [®]						
政策(施政方								
針演説等のう								
ち主なもの)								

測定指標	平成27年目標	達成
	帰化許可申請に対する帰化許可・不許可の処理及び改正国籍法施行後の国籍取得届の審査を適正・厳格に行う。	達成

施策の進捗状況(実績)

帰化許可申請に対し、国籍法で規定する帰化条件を具備していない疑いがある場合には、調査を尽くしたほか、国籍取得届については、改正された国籍法^{*4}及び国籍法施行規則^{*5}の趣旨にのっとった適正な審査を継続して行った。

なお、帰化許可者数及び帰化不許可者数の総数が帰化許可申請者数と一致しないのは、取り下げられた申請があるほか、申請された年において、許可・不許可の決定がされるとは限らないためである。

\$\\ \pm \to 1.44	実績値						
参考指標	23年	24年	25年	26年	27年		

1 帰化許可申請者数(人)	11, 008	9, 940	10, 119	11, 337	12, 442
2 帰化許可者数 (人)	10, 359	10, 622	8, 646	9, 277	9, 469
3 帰化不許可者数 (人)	279	457	332	509	603
4 改正国籍法施行(平成21年1月1日)後 の国籍取得者数(人)	1, 207	1, 137	1, 030	1, 131	1, 089

測定指標	平成27年度目標	達成
2 市区町村からの受理又は不受理の照会等 [®] への適正な対応	市区町村からの受理又は不受理の照会等に対し適正に対応し、戸籍に不実の記載がされることを防止するとともに、国民の親族的身分関係を正確に公証する。	達成

施策の進捗状況(実績)

市区町村からの受理又は不受理の照会は2,021件であり、適切に対応した。

また、戸籍事務従事職員にその職務の遂行に必要な知識及び技能を習得させる目的で、市区町村に対する研修及び現地指導を行った。

参考指標		実績値							
	参 与担保	23年	24年	25年	26年	27年			
1	市区町村からの受理又は不受理の照会件 数(件)	3, 011	2, 677	2, 449	2, 327	2, 021			
2	市区町村戸籍事務従事職員研修* ⁷ の延べ 実施日数(日)	604	597	617	588	605			
3	市区町村戸籍事務従事職員研修の延べ受 講者数(人)	9, 856	10, 119	10, 194	9, 959	9, 643			
4	現地指導実施回数*゚(回)	1, 828	1, 819	1, 824	1, 840	1, 796			
5	現地指導実施率*゚(%)	97	96	96	97	95			

測定指標			達成			
3 供託手続のオンライン利用率* ¹⁰ (%)の 向上	平成26年度利用率以上基準値 実績値					達成
问工 (大量供託事件* ¹¹ を除外)						
	26年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度

	17. 3	8. 9	12. 3	17. 9	17. 3	17.7
参考指標	実績値					
1 供託手続におけるオンライン件数 (大量供託事件を除外)	23年度	24年度	25年	F度 2	6年度	27年度
	61, 387	70, 56	60 96	6, 068	89, 805	91, 343

目標達成度合い の測定結果

評

価

結

果

(各行政機関共通区分) 目標達成

(判断根拠)

測定指標 1, 2, 3は、各達成すべき目標に照らし、全て主要なものであると 考えている。

測定指標については、全て目標を達成することができたことから、本施策は「目標達成」と判断した。

施策の分析

(測定指標の目標達成度の補足)

【測定指標1】

帰化申請者に仮装婚姻や不法就労といった国籍法で規定する帰化条件を具備していない疑いがある場合には、調査を尽くした上で、許可・不許可の判断を行い、適正かつ厳格な処理を行った。

なお、平成27年において、帰化許可者数及び帰化不許可者数が増加しているのは、主として平成26年の帰化許可申請者数が増加していることに起因するものと考えられる。

国籍取得届の審査についても、虚偽の認知届出による不正な日本国籍の取得を防止するために厳格化を図った改正された国籍法及び国籍法施行規則の趣旨にのっとり、慎重に行ったほか、適正かつ厳格な事務処理に資するため、法務局・地方法務局戸籍・国籍課長会同及び国籍事務担当者打合せ会を開催し、国籍事務に係る問題点等を協議した。また、本省及び(地方)法務局における研修の実施や外国法令の情報共有等、事務処理に必要な知識の伝達により事務担当者の能力の向上を図った。さらに、警察等関係機関との相互協力を緊密に行いながら、適正かつ円滑に審査した。

以上から、目標を達成することができたといえる。

【測定指標2】

市町村からの受理又は不受理の照会に対する受否指示の件数(以下「受理照会件数」という。)は、平成27年度は、2,021件であり、前年度と比較すると306件減少した。このうち、渉外事件*12に係るものは、914件(前年度は1,060件)である。

平成27年度の法務局・地方法務局における受理照会件数は、前年度から減少しているものの、複雑・困難な渉外事件が占める割合は依然として大きなものとなっている。その原因としては、国際的な人的交流が活発化したことに伴い、複雑な渉外的身分関係等の要素を含んだ戸籍事件が増加していることが挙げられる。

市区町村の戸籍事務従事職員に対する研修については、平成27年度における延べ受講者数が9,64 3人と前年度より316人減少しているが、延べ実施日数が605日と前年度より17日増加しており、より 多くの市区町村の戸籍事務従事職員に対し職務の遂行に必要な知識及び技能の習得の機会を設けたと いえる。

また、市区町村に対する現地指導は、市区町村の戸籍事務処理に対する法務局・地方法務局の指示及び助言をより実効性のあるものとするため、法務局・地方法務局の戸籍事務担当者が市区町村役場

165

へ赴き、適正な処理について直接指導を行うものであり、現地指導実施率は高いものとなっている。 以上から、目標は達成することができたといえる。

(達成手段の有効性、効率性等)

【測定指標1・2関係】

達成手段①「国籍・戸籍事務等の運営」において実施している国籍法に基づく事務については、近年、在日韓国・朝鮮人の世代交代に伴う帰化に対する意識の変化、中国・東南アジア諸国、中南米からの近時渡来者の増加、その他我が国の国際化に伴う外国人の増加等を背景として、複雑化、多様化している。そうした中で、仮装婚姻や不法就労といった国籍法で規定している帰化条件を具備していない疑いがある帰化申請者について、より慎重な調査を実施するとともに、国籍取得の届出をする者が虚偽の認知届により不正に日本国籍を取得しようとする者ではないかについて、より慎重に調査を実施し、国籍事務を適正かつ厳格に処理するためには、実際に帰化許可申請及び国籍取得届の調査等国籍事務の処理に当たる職員に、その職務の遂行に必要な知識を習得させ、能力の向上を図ることが欠かせない。以上のことから、会同、事務担当者打合せ会、研修の実施や情報共有等の取組は、国籍事務の適正・厳格な処理を図るために必要性かつ有効性が高いものと考える。

同達成手段において実施している戸籍法に基づく事務については、近年、国際的な人的交流が活発化したことに伴い、複雑な渉外的身分関係等の要素を含んだ戸籍事件が増加している。そうした中で、市区町村からの受理又は不受理の照会等に対し適正かつ迅速に対応し、戸籍に不実の記載がされることを防止するとともに、国民の親族的身分関係を早期かつ正確に公証するためには、実際に戸籍事件の事務処理に当たる市区町村の戸籍事務従事職員にその職務の遂行に必要な知識及び技能を習得させることが欠かせない。以上のことから、受理照会、研修、現地指導等の取組は、戸籍事務の円滑な処理並びに法令適合性及び全国統一性の確保を図るために必要性かつ有効性が高いものと考える。

【測定指標3関係】

達成手段②「供託事務の運営」において実施している①供託申請における電子署名付与の不要化、②法人のする供託申請における資格証明書の提示等の省略、③供託書正本取得の選択化、④供託書正本に係る電磁的記録の保存規定を内容とする供託規則の改正(平成23年12月7日公布、平成24年1月10日施行)及びオンラインによる供託手続の申請等を行うシステムの法務省オンライン申請システムから登記・供託オンライン申請システムへの切替えは、システム処理の性能を向上させるとともに、供託申請者等にとっての使い勝手の向上につながっている。また、供託書正本作成時のスキャナ読み取りが不要であるオンラインによる供託の推進により、スキャナ読み取り誤りを防ぐことができるなど、供託所職員の業務処理の適正化に資することにもつながっており、当該達成手段は、有効な手段であったと評価することができる。

(行政事業レビューの結果の活用状況)

本施策は、平成27年度行政事業レビューにおいて、「各経費について執行実績を踏まえた見直しを行い、経費の削減を図るべきである。」との指摘を受けたところ、各種システムの消耗品費、機器借料及び運用経費等について、執行実績を踏まえた見直しを行うことにより、約1,800万円節減した。

次期目標等への反映の方向性

【施策】

我が国における身分関係の安定及び国民の権利の保全を図るため、現在の目標を維持しながら、引き続き国籍・戸籍・供託に関する法制度を整備し、これを適正・円滑に運営する。

【測定指標1】

日本国籍は、我が国の構成員としての資格であるとともに、我が国において基本的人権の保障、公的資格の付与、公的給付等を受ける上で意味を持つ重要な法的地位である。国籍事務は、当該資格・法的地位という包括的な身分関係が変動するという重大な影響を及ぼす事務であることから、できる限り早期に当該資格・法的地位の安定を図る必要がある。また、平成21年1月1日の改正国籍法施行

|に伴う虚偽の認知届出による不正な日本国籍の取得を防止するため,関係機関との相互協力を緊密に して,適正かつ厳格に処理する必要がある。よって,今後も引き続き,帰化許可申請に対する帰化許 可・不許可の処理及び改正国籍法施行後の国籍取得届に対する受理・不受理の処理を適正・厳格に行 っていく。

【測定指標2】

戸籍は、国民の親族的身分関係を公証する基本的な制度であり、その事務を適正に処理することに より、国民の親族的身分関係を正確に公証する必要がある。特に、平成20年5月1日に施行された改 正戸籍法は、戸籍公開制度の厳格化、戸籍の記載の真実性の担保を趣旨とするものであり、また、昨 今の社会的課題への対応として,縁組意思を欠いた養子縁組届による虚偽の戸籍記載を未然に防止す るための対策も採られるなどしている。このように、戸籍制度を取り巻く環境が大きく変化している 現状を十分に認識し,引き続き法定受託事務である戸籍事務の法令適合性及び全国統一性が確保され るよう市区町村長に対して適切な指導・助言をしていく。

【測定指標3】

供託手続については、オンライン申請の推進を図ることによって、より多くの供託申請者等に利便性 を享受させることができるとともに, オンライン申請の場合は, 書面申請とは異なり, 供託書のスキャ ナ読み取り作業はなく、供託書正本を作成する上での供託金額の読み取り誤りがなくなり、業務処理の 適正化を図ることができることから、引き続き、オンラインによる供託手続を推進していく。

学識経験を有 1 実施時期 する者の知見 の活用

- - 平成28年7月1日
- 2 実施方法
 - 会議
- 3 意見及び反映内容の概要

なし

政策評価を行 う過程におい て使用した資 料その他の情 報

備考

【行政事業レビュー点検結果の平成29年度予算概算要求への反映内容】

雑役務費について,諸外国の身分関係法制調査研究委託等の事業計画の見直しにより経 費の縮減を図った。

また、戸籍副本管理システム運用サポート経費について、執行実績を反映し、戸籍副本 管理システム機器等の借料について,再リースすることなどにより経費の縮減を図った。

さらに、供託金利子について、執行実績等を踏まえた見直しを行うことにより、経費の 節減を図った。

担当部局名

民事局民事第一課, 商事課

政策評価実施時期

平成28年8月

^{*1 「}国籍事務」

外国人が日本国籍を取得しようとする場合の帰化に関する事務,届出による日本国籍取得に関する事務,日本国籍と外国国籍とを有する者の日本国籍離脱に関する事務,重国籍者の国籍選択に関する事務,因籍認定に関する事務及び国籍に関する相談等の事務

*2 「法定受託事務」

法律又はこれに基づく政令により都道府県、市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであって、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの(地方自治法(昭和22年法律第67号)第2条第9項第1号。「第1号法定受託事務」という。)をいう。戸籍に関する事務については、戸籍法第1条第2項において第1号法定受託事務とする旨を定めている。

*3 「世界最先端 I T国家創造宣言(平成25年6月14日閣議決定)」

Ⅲ-3-(1) 利便性の高い電子行政サービスの提供

オンラインサービスの設計に当たっては、利便性向上と全体の効率化を図るため、サービスのバリューチェーン全体を通じて電子化することを目指すとともに、マーケティング手法等を活用しつつ、利用者中心のサービス設計を行い、適切なチャネルでサービスを提供する。

*4「改正された国籍法」

出生後に日本人の親に認知された子の届出による国籍取得(国籍法第3条の国籍取得届)について、改正前の国籍法では、日本人の父から認知されていることに加え、父母の婚姻が要件とされていたが、平成21年1月1日施行の改正国籍法では、父母の婚姻の要件が削除され、認知がされていることのみで国籍を取得することが可能となった。

*5「改正された国籍法施行規則」の主な内容

国籍法第3条第1項の定める国籍取得の届出を審査するに当たっては、虚偽の認知によって国籍が不正に取得されることを防止するために、実親子関係を認めるに足りる書類(認知に至った経緯等を記載した父母の申述書、子を懐胎した時期に係る父母の渡航履歴を証する書面等)を提出させる(国籍法施行規則第1条第5項)など、審査が厳格化された。

*6 「市区町村からの受理又は不受理の照会等」

市区町村において、戸籍事務の取扱いに関して疑義が生じたときに、管轄法務局、地方法務局又はその支局の長に対して行う照会等をいう。

*7 「市区町村戸籍事務従事職員研修」

法務局・地方法務局が主体となって実施している市町村の戸籍従事職員を対象とした戸籍に関する研修 「現地指導実施回数」

法務局・地方法務局の戸籍事務担当者が市区町村役場へ赴き、直接事務指導を行った回数をいう。

*9 「現地指導実施率」

現地指導を行った市区町村数を総市区町村数で除した値をいう。

*10 「供託手続のオンライン利用率」

オンライン件数 (オンライン申請と書面申請電子納付の合計) を供託事件総数で割った率 (大量供託事件を除外)

*11 「大量供託事件」

ある特定人が特定の供託根拠法令に基づき大量に申請をする供託事件及びその事件に関してする払渡請求事件をいう。

平成23年度において、著作権法に基づく大量供託が59,277件及び株式併合に伴う全国的な大量供託が80,073件,平成24年度において,株式併合に伴う全国的な大量供託が23,975件,平成25年度において,株式併合に伴う全国的な大量供託が15,854件,平成26年度においては、株式併合に伴う全国的な大量供託が12,794件,平成27年度において、著作権法に基づく大量供託が43,169件あった。

*12 「渉外事件」

事件本人の全部若しくは一部が外国人であるもの又は親族的身分行為の行為地等が外国である事件をいう。

平成27年度事後評価実施結果報告書

(法務省27-(10))

施策名	人権の擁護									
	(政策体	系上の位置付し	け:皿-10-(1))							
施策の概要		人権が尊重される社会の実現に寄与するため、人権尊重思想の普及高揚並びに人権侵害に よる被害の救済及び予防を図るなど、国民の人権の擁護を積極的に行う。								
達成すべき目標	り、国民 ・人権相 問題に幅	・国民一人一人の人権に関する理解・関心の度合いに応じた人権啓発活動を行うことにより、国民一人一人の人権意識を高め、人権尊重思想の普及高揚を図る。 ・人権相談体制の整備を通じて、気軽に相談できる機会を広く提供し、人権侵害に関わる問題に幅広く対応するほか、調査救済体制の整備を通じて、人権侵害事案の迅速的確な調査及び適切な救済措置を行うことにより、被害の救済及び予防を図る。								
施策の予算額・		区分	25年度	26年度	27年度	28年度				
執行額等		当初予算(a)	3, 195, 780	3, 295, 909	3, 293, 684	3, 260, 812				
	状況 (千円)	補正予算(b)	0	0	0	_				
		繰越し等(c)	0	0	0					
		合計 (a+b+c)	3, 195, 780	3, 295, 909	3, 293, 684					
	執行	執行額 (千円) 3,178,706 3,277,731 3,245,822								
施策に関係す る内閣の重要 政策 (施政方 針演説等のう ち主なもの)	○人権教育・啓発に関する基本計画(平成14年3月15日閣議決定,平成23年4月1日一部変更) ^{*1}									

測定指標	平成27年度目標	達成
1 国民一人一人の人権に関する理解・関心の度合いに応じた人権啓発活動の実施状況	国民の幅広い層に対して、人権に関心をもってもらう参加型及び発信型の多様な人権啓発活動を実施する。	達成

施策の進捗状況 (実績)

国が中心となって、国民一人一人の人権意識を高め、人権への理解を深めてもらうため、その時々に応じた人権課題を取り上げて啓発活動を実施した。また、国民一人一人の人権に関する理解・関心の度合いに応じ、幅広い層に対して啓発を行うことを目的として、ポスター、新聞広告、地域総合情報誌、テレビ・ラジオスポット CM、インターネット広告等の多様な媒体や、人権教室 *2 、人権の花運動 *3 、全国中学生人権作文コンテスト *4 、シンポジウム等の様々な手法を用いて、参加型及び発信型の啓発活動を実施した。

実績値

参考指標

		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
1 人権教室の実施状況	実施回数	13, 123	15, 863	16, 163	19, 871	20, 946
	参加者数	506, 802	630, 879	650, 493	796, 748	856, 935
2 人権の花運動の実施状況	参加学校 (団体)数	3, 661	3, 844	3, 845	3, 816	3, 669
	参加者数 (人)	513, 878	518, 530	526, 129	483, 788	470, 540
3 全国中学生人権作文コンテストの実施状況	応募校数 (校)	6, 682	6, 819	6, 930	7, 083	7, 584
	応募者数 (人)	893, 258	937, 287	941, 146	953, 211	973, 865
4 スポーツ組織と連携協力した人権啓発活動の実施状況	実施都道 府県数	29	35	41	40	42
5 ハンセン病に関するシンポ ジウムの実施状況	参加者数 (人)	1, 100	920	480 ※1	800	700
6 人権シンポジウム*5の実施 状況(平成22年度までは人 権啓発フェスバル*6の一部 であったため、人権啓発フェスティバルの参加者数)	参加者数 (人)	544	964	636	615	914
7 新聞掲載回数		5, 478	5, 698	6, 032	5, 840	5, 135
8 テレビ・ラジオ放送回数		101, 813	23, 823 ※ 2	30, 221	19, 754	20, 277
9 ポスター配布枚数		221, 875	189, 152	340, 412	230, 066	255, 970

^(※1) 前年度比で大幅に数字が減少しているのは、平成25年度は台風の影響により本シンポジウムが1回

中止されたことによる(例年2回実施)。 (※2) 前年度比で大幅に数字が減少しているのは、ケーブルテレビ会社が実施していたテロップ放送の無料サービスが終了したことによる。

測定指標	平成27年度目標	達成
2 人権相談・調査救済体制の整備	法務局等における常設人権相談所のほか,デ	達成

パートや公共施設等における特設人権相談所や インターネットによる相談窓口など、面談、電 話、インターネット等様々な手段を利用し、人 権侵害に関わる問題に幅広く対応するために、 人権相談体制の整備を図る。

また、人権相談等により人権侵害の疑いがある事案を把握した場合は、速やかに調査救済手続に移行し、個々の事案に応じた迅速かつ的確な救済措置を講じ、被害の救済及び予防を図るために、調査救済体制の整備を図る。

施策の進捗状況(実績)

法務局,デパート,公民館等における面談・電話による人権相談,専用相談電話(子どもの人権110番*⁷,女性の人権ホットライン*⁸) による人権相談,インターネットを利用した人権相談(インターネット人権相談受付窓口)を行うとともに,全国の小・中学生の児童・生徒全でに「子どもの人権SOSミニレター*⁹」を配布し、相談に応じたほか、社会的弱者である子ども、女性、高齢者、障害者に対しては、別途、人権相談強化週間を設け、手厚く対応を行った。

また、学校におけるいじめや体罰等の人権侵害の疑いのある事案について、人権侵犯事件として調査を行い、適切な措置を講じた。

	参考指標	実績値							
	少与 担保	23年	24年	25年	26年	27年			
1	人権相談件数(全体)(件)	266, 665	266, 489	256, 447	253, 414	236, 403			
2	「子どもの人権110番」における相談件数 (件)	25, 914	28, 384	28, 847	25, 711	25, 195			
3	「女性の人権ホットライン」における相 談件数(件)	22, 008	21, 720	21, 119	21, 033	21, 123			
4	児童・生徒から送付された「子どもの人 権SOSミニレター」の通数(通)	22, 329	20, 144	18, 272	17, 626	16, 710			
5	社会福祉施設等における特設人権相談所 の開設件数(件)	513	606	671	584	605			
6	インターネットによる相談件数(件)	5, 500	7, 384	8, 776	– <u>*</u> 3	- *3			
7	人権侵犯事件の対応件数(件)	22, 072	22, 694	22, 172	21, 718	21, 044			

(※3) インターネット人権相談システムのサーバに障害が発生し、平成26年9月から平成27年3月までの 間運営を停止していたため、比較対象となる相談件数を積算することができなかったことによる。

	(各行政機関共通区分)目標達成
目標達成度合い	
の測定結果	(判断根拠)

測定指標1,2は,各達成すべき目標に照らし,全て主要なものであると考えている。

測定指標 1, 2は, いずれも目標を達成することができたことから, 本施策は「目標達成」と判断した。

評価結果

施策の分析

(測定指標の目標達成度の補足)

【測定指標1】

平成27年度においては、参加型の啓発活動として、参考指標 1、2及び3のとおり、人権教室に85万6、935名、人権の花運動に47万540名、全国中学生人権作文コンテストに97万3、865名の参加を得るなど、児童・生徒を中心とする啓発活動を積極的に実施した。このほか人権シンポジウムを、「障害のある人と人権」及び「震災と人権」をテーマに合計3回実施するなど、幅広い課題について啓発活動を行った。

また、発信型の啓発活動として、ハンセン病に対する偏見や差別の歴史について関係者の貴重な証言と資料映像を記録した人権啓発教材の作成(別紙3参照)、国際人権を題材とした人権啓発ビデオの作成(別紙4参照)、タレントの麻尋えりか氏を起用した映像コンテンツを作成し、動画共有サイトにおける配信等を行った。

このほか、各種人権課題に対する理解を深めるための人権教室等での活用を念頭に置き、人権啓発ワークショップ事例集、障害のある人の人権に関する啓発用冊子(別紙5,6参照)及びインターネットと人権に関する啓発用冊子(別紙7参照)を作成した。さらに、全国中学生人権作文コンテスト入賞作品の英訳作文集を作成するなど(別紙8参照)、国際社会に対して積極的に法務省の人権擁護機関の取組を発信した。

加えて、特に重要な人権課題への取組として、いわゆる「ヘイトスピーチ」に焦点を当てた啓発活動として、インターネット広告の実施、ポスター・リーフレットの作成及び配布、スポット映像の動画共有サイトにおける配信等を行ったほか、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催等に向けて、「外国人の人権」や「多文化共生」等をテーマとした「外国人の人権ポスターキャッチコピーコンテスト」を実施し、最優秀作品を用いたポスターを作成及び配布した。

以上のとおり、多種多様な媒体や手法を通じ、国民の幅広い層に対して参加型及び発信型の各種啓 発活動を実施したことから、目標を達成できたと評価できる。

【測定指標2】

平成27年においては、参考指標1及び7のとおり、23万6,403件(対前年比で1万7,011件(6.7パーセント)減少)の人権相談を受け、人権相談等で認知した人権侵犯の疑いのある事案2万999件(対前年比で719件(3.3パーセント)減少)については、人権侵犯事件として立件して調査を行い、適切な措置を講じた。人権侵犯事件の対応件数及び救済措置を講じた具体的な事例は、別紙9のとおりである。人権相談件数及び人権侵犯事件数自体は前年比減となったものの、依然として高い水準で推移している。また、平成26年は人権侵犯事件として新規に調査を開始した件数(2万718件)と処理した件数が同数であったが、平成27年は処理した件数(2万1,044件)が新規に調査を開始した件数を上回っていることから、調査を開始した事件を、より迅速に処理したことがうかがえる。

以上のことから、人権相談及び調査救済体制の整備を図るという目標は、達成できたと評価できる。

(達成手段の有効性, 効率性等)

【測定指標1関係】

達成手段③「全国的視点に立った人権啓発活動の実施」,達成手段④「人権関係情報提供活動等の委託等」,達成手段⑤「地域人権問題に対する人権擁護活動の委託」においては、参加型の啓発活動(人権教室,人権の花運動,全国中学生人権作文コンテスト等)及び発信型の啓発活動(新聞,テレビ・ラジオ,ポスター)を実施し,いずれに関する参考指標においても,おおむね平成26年度を上回

る又は同水準の参加者数、実施回数となった。

啓発活動を行う手法や媒体を限定すると、啓発対象も限定されるところ、多種多様な媒体や手法を 用いたことから、国民の人権に関する理解や関心に応じて、幅広い層に対して啓発活動を実施するこ とができた。

また、近年の社会的情勢を踏まえ、昨年度に引き続きインターネットによる人権侵害や、東日本大震災に伴う人権侵害を中心に取り上げたことに加え、いわゆる「ヘイトスピーチ」や「多文化共生」等の外国人の人権に関する啓発活動を行い、国民の関心・周知の必要性に応じた啓発活動を実施した。

さらに、行政事業レビューにおける点検結果を踏まえ、より効率的な事業となるよう契約方法等の 見直しを行って経費の節減に努めたほか、人権啓発活動の効果検証の在り方については、より効果的 ・効率的なものとなるよう見直しを行ったところであり、引き続き効果検証結果の分析により、事業 計画の改善に向けて検討を続けているところである。

これらの取組により、国民一人一人の人権意識を高め、人権尊重思想の普及高揚を図るという目標 達成に有効・効率的に寄与したものと考える。

【測定指標2関係】

達成手段①「人権侵害による被害者救済活動の実施」において実施した人権相談及び調査救済体制の整備により、子ども、女性、高齢者・障害者を始め、人権に関する悩みを抱えている多くの方々に相談と問題解決の機会を提供し、多種多様な人権侵犯事件について事案に応じた適切な対応を行うことができた。

また,新規に救済手続を開始した人権侵犯事件の内訳を見ると,インターネットを利用した人権侵犯事件が1,736件(対前年比で21.5パーセント増加),労働権に関する人権侵犯事件が2,488件(対前年比で10.8パーセント増加),学校におけるいじめに関する人権侵犯事件が3,883件(対前年比で3.2パーセント増加)と,それぞれ前年から増加している。

平成27年の特徴的な動向としては、インターネットを利用した人権侵犯事件に関する人権侵犯事件の件数が昨年に引き続き過去最高となっており、10年前である平成17年の件数(272件)と比較すると6.4倍の増加である(別紙10参照)。

これらのことから、国民や社会のニーズが高い人権課題や時勢に応じて新たに発生・増加する人権 侵害事案に対しても人権相談ができる環境を整えることにより、人権侵害事案の発生を広く把握し、 速やかに調査・救済手続につなげ、人権侵害事案の迅速的確な調査を行うとともに適切な救済措置を 講じるという目標達成に有効に寄与したものと考える。

また、人権相談においても、事業の効率化の観点から見直しを図ることにより、経費の縮減を図った。

次期目標等への反映の方向性

【施策】

今日においても、子ども、高齢者、障害のある人への虐待、配偶者・パートナーからの暴力、自殺に至るような深刻な「いじめ」など、人権が侵害される事案は後を絶たない。また、最近では、インターネットを悪用した人権侵害や、「ヘイトスピーチ」事案など外国人の人権問題が大きな社会問題となっている。このような現状において、全ての人が互いの人権を尊重しながら共に生きる社会の実現がより一層求められている。

こうした社会の実現のために、国民の一人一人が人権尊重の理念を正しく理解することが重要であり、こうした理解を深めるため、国民一人一人の人権に関する理解・関心の度合いに応じた不断の人権啓発活動の実施が必要である。

また、このような社会の実現のためには、人権侵害事案が発生した場合に被害の救済及び予防を図ることが重要であり、人権相談体制の整備を通じて、気軽に相談できる機会を広く提供し、人権侵害に関わる問題を幅広く把握し、これに適切に対応するほか、人権侵害事案について、調査救済体制の整備を通じて、迅速的確な調査を行うとともに、適切な救済措置を講ずる必要がある。

以上のことから、本施策については、現在の目標を維持し、引き続き各取組を推進していくことと

する。

【測定指標1.2】

今後も、その時々の社会情勢に応じた人権課題を取り上げ、国が中心となって、国民一人一人の人 権意識を高め、人権への理解を深めてもらうための啓発活動を実施していく。

また、より幅広い層に対し、多種多様な手法や媒体を通じて、人権啓発活動等を実施していく。

さらに、人権相談・調査救済体制の整備については、引き続き、気軽に人権相談ができる環境を整 え、人権侵害事案の発生を広く把握し、迅速的確な調査及び適切な救済措置を講じるとともに、社会 的要請にも適切に応じた相談・調査救済処理の実施に係る施策を推進していく。

学識経験を有 1 実施時期 する者の知見 の活用

- 平成28年7月1日
- 2 実施方法 会議
- 3 意見及び反映内容の概要 なし

う過程におい て使用した資 料その他の情 報

政策評価を行口評価の過程で使用したデータや文献等

- 「平成27年度人権啓発活動実施報告書」
 - (人権擁護局人権啓発課, 平成28年3月作成, 対象期間: 平成27年4月1日~平成28 年3月31日)
- ・「ハンセン病に関するシンポジウム結果報告」
 - (人権擁護局人権啓発課, 平成22年度~平成27年度の各年度で作成, 対象期間: 平成 22年4月1日~平成28年3月31日)
- ・「第31~35回全国中学生人権作文コンテスト中央大会の表彰等について」 (人権擁護局人権啓発課, 平成22年度~平成27年度の各年度で作成, 対象期間: 平成 22年4月1日~平成28年3月31日)
- ・「子どもの人権110番における相談件数に関する調査」 (人権擁護局調査救済課、平成27年3月作成、対象期間:平成23年1月1日~平成27 年12月31日)
- 「女性の人権ホットラインにおける相談件数に関する調査」 (人権擁護局調査救済課,平成28年3月作成,対象期間:平成23年1月1日~平成27 年12月31日)
- 「児童・生徒から送付された子どもの人権SOSミニレターの通数に関する調査」 (人権擁護局調査救済課. 平成28年3月作成. 対象期間:平成23年1月1日~平成27 年12月31日)
- •「社会福祉施設等における特設人権相談所の開設件数に関する調査」 (人権擁護局調査救済課、平成28年3月作成、対象期間:平成23年1月1日~平成27 年12月31日)
- 「インターネットによる人権相談に関する調査」 (人権擁護局調査救済課,平成28年3月作成,対象期間:平成23年1月1日~平成27 年12月31日)
- ・「女性に対する人権侵犯事件の対応件数に関する調査」 (人権擁護局調査救済課,平成28年3月作成,対象期間:平成23年1月1日~平成27 年12月31日)
- 「子どもに対する人権侵犯事件の対応件数に関する調査」 (人権擁護局調査救済課,平成28年3月作成,対象期間:平成23年1月1日~平成27

年12月31日)

- 「高齢者に対する人権侵犯事件の対応件数に関する調査」 (人権擁護局調査救済課,平成28年3月作成,対象期間:平成23年1月1日~平成27 年12月31日)
- 「障害のある人に対する人権侵犯事件の対応件数に関する調査」 (人権擁護局調査救済課,平成28年3月作成,対象期間:平成23年1月1日~平成27 年12月31日)
- 「インターネット上における人権侵犯事件の対応件数に関する調査」 (人権擁護局調査救済課,平成28年3月作成,対象期間:平成23年1月1日~平成27 年12月31日)
- 〇評価の過程で使用した公的統計
 - ・人権擁護に関する世論調査(平成24年8月調査)(内閣府)

備考

【行政事業レビュー点検結果の平成29年度予算概算要求への反映内容】

- ・単位当たりコスト上昇及び不用額発生の原因となった外国語人権相談ダイヤル関係経費 につき、実施手法を見直して経費の削減を図った。
- ・人権擁護委員組織体端末整備経費(ネットワーク用パソコン借料)にかかる執行実績を 踏まえた見直し等を行い、経費の削減を図った。
- ・人権啓発活動の実施に当たっては、効果検証結果を踏まえ、より効果的な活動になるよ う事業の見直しを行った。また、人権意識自己診断実施経費については、実施内容の見直 しを行うことにより、実施規模の縮減を行い、経費の削減を図った。
- ・社会情勢等を踏まえ、震災関係シンポジウムの実施回数及び人権状況調査にかかる対象 テーマ・対象人数の見直しを行い、経費の削減を図った。
- ・地方公共団体に対し、人権啓発活動の効果検証の実施方法につき改めて指導するととも に、事業の見直し結果を次年度計画に反映させるよう指示した。なお、外国人の人権状況 実態調査経費については,その必要性に鑑み,廃止することとした。

担当部局名

人権擁護局総務課.調査救済課.人権啓発課

政策評価実施時期 平成28年8月

- *1 「人権教育・啓発に関する基本計画(平成14年3月15日閣議決定,平成23年4月1日一部変更)」 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(平成12年法律第147号)第7条に基づき策定された人権教 育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画
- *2 「人権教室」

子どもたちが「いじめ」等について考える機会を作ることによって、相手への思いやりの心や生命の尊 さを体得してもらうことなどを目的として、主に小学生を対象に行う啓発活動

*3 「人権の花運動」

児童が協力して花の種子、球根等を育てることによって、生命の尊さを実感する中で、豊かな心を育み、 優しさと思いやりの心を体得することを目的として、主に小学生を対象に行う啓発活動

*4 「全国中学生人権作文コンテスト」

次代を担う中学生が、人権問題についての作文を書くことによって、人権について理解を深め、豊かな 人権感覚を身に付けること、及び入賞作品を周知広報することによって、広く一般に人権尊重思想を根付 かせることを目的とした啓発活動 (別紙1参照)

*5 「人権シンポジウム」

様々な人権課題をテーマとしてシンポジウムを実施することにより、広く人権尊重思想の普及高揚を図ることを目的とした啓発活動 (別紙2参照)

*6 「人権啓発フェスティバル」

開催地の法務局・地方法務局等が法務省等の協力を得て、市民参加型の方式を取り入れつつ、幅広い各種の人権啓発活動を一体的・総合的に実施することにより、地域住民の参加を促し、広く人権尊重思想の普及高揚を図ることを目的とした啓発活動

*7 「子どもの人権110番」

全国の法務局・地方法務局に設置されている子どもの人権問題に関するフリーダイヤルの専用相談電話

*8 「女性の人権ホットライン」

全国の法務局・地方法務局に設置されている女性の人権問題に関する専用相談電話

*9 「子どもの人権SOSミニレター」

子どもをめぐる様々な人権問題の解決を図るため、全国の小中学校に「子どもの人権SOSミニレター」(返信用封筒と便箋を一体化し、料金受取人払手続を施したもの)を配布し、子どもから返信されたミニレターを通じて、法務局・地方法務局職員又は人権擁護委員が悩みごとの相談に応じる。



♠ トップページ
□ サイトマップ
□ 業務支障情報
□ ENGLISH

検索 ♪ 詳細検索

<u>トップページ</u> > <u>政策・施策</u> > <u>国民の基本的な権利の実現</u> > <u>人権擁護局フロントページ</u> > <u>啓発活動</u> > 全国中学生人権作文コンテスト

全国中学生人権作文コンテスト



全国中学生人権作文コンテスト

法務省と全国人権擁護委員連合会では、次代を担う中学生の皆さんが、日常の家庭生活や学校生活等の中で得た体験に基づく作文を書くことを通して、人権尊重の大切さや基本的人権についての理解を深め、豊かな人権感覚を身に付けることを目的として、昭和56年度から「全国中学生人権作文コンテスト」を実施しています。

35回目を迎える平成27年度は、7.584校の中学校(特別支援学校を含む。)から、973.865名という過去最高の応募がありました。このうち「子どもに関する問題」をテーマとする作文が応募総数全体の40.8%(397,585編)、中でも「いじめ」に関する作文が30.3%(294,956編)と最も多くなっており、中学生の皆さんにとって「い



表彰式風景(平成27年度)

じめ」が極めて身近で重大な人権問題として認識され、深刻な状況にあることがうかがえます。

■過去 5年間における全国中学生人権作文コンテストの実施状況										
平成23年度 平成24年度 平成25年度 平成26年度 平成27年月										
応募校数	6,682	6,819	6,930	7,083	7,584					
応募者数	893,258	937,287	941,146	953,211	973,865					

過去5年間における全国中学生人権作文コンテストの実施状況

第35回全国中学生人権作文コンテスト中央大会の表彰等について(報道発表資料)

第35回全国中学生人権作文コンテスト中央大会表彰式(平成27年12月25日(金))の様子はこちら

全国中学生人権作文コンテスト優秀作品を題材にした新たなコンテンツの発信等について(報道発表資料)

第36回全国中学生人権作文コンテストを実施します

36回目となる平成28年度の人権作文コンテストを実施します。今回もたくさんの中学生からのご応募をお待ちしています。

詳しくはこちらをご覧ください。

入賞作品を活用した人権啓発資料

入賞作文集や、入賞作品を題材にしたコンテンツを掲載しています。 コンテストの応募作品は、いずれも中学生らしい感性に富み、純粋な感覚で人権問題をとらえたものばかりです。 あなたも、作文集やコンテンツを通じて、作品に触れてみて下さい。

┃ 俳優の濱田龍臣さん・AKB48の大和田南那さんによる入賞作品の朗読ビデオが完成しました

俳優の濱田龍臣さん・AKB48の大和田南那さんに朗読をお願いした,入賞作品の朗読ビデオ「未来を拓く5つの扉~全国中学生人権作文コンテスト入賞作品朗読集~」が完成しました。

政策・施策メニュー

トピックス

刑事政策

国民の基本的な権利の実

現

登記

商業登記に基づく電子認証

制度

戸籍

国籍

供託

雷子公告

公証制度

人権擁護(人権相談, 調査 救済, 人権啓発等)

法律サービス関連

日本司法支援センター

出入国管理

国を当事者とする訴訟な どの統一的・一元的処理

その他の政策・施策

その他のメニュー

大臣・副大臣・政務官

広報·報道·大臣会見

<u>法務省の概要</u>

所管法令等

資格·採用情報

政策評価等

パブリックコメント

省議・審議会等

白書・統計・研究

予算•決算

<u>政府調達情報</u>

情報公開・公文書管理・個人情

報保護

行政手続の案内

法令適用事前確認手続

オンライン申請

ご意見・ご提案

相談窓口

<u>その他</u>

● 未来を拓く5つの扉 〜全国中学生人権作文コンテスト入賞作品朗読集〜 入賞作品の中から5作品を、お二人による朗読に、アニメーションやイラストを 組み合わせて映像化したものです。

朗読のほか、本コンテスト中央大会審査委員長で作家の落合恵子先生からの メッセージも収録されています。

以下からご覧いただけます。

- 1. 本当の国際化とは
- 2. <u>電車内に咲いた、笑顔の花</u>
- 3. 「立ち止まる」
- 4. NO!と言える強い心をもつ~ハンセン病問題から学んだこと~
- 5. 「絆」
- 6. 落合恵子先生からのメッセージ

(その他の入賞作品を原作とした人権啓発ビデオ)

● わたしたちの声 3人の物語 ~「全国中学生人権作文コンテスト」入賞作品をもとに~

入賞作品の中から3作品を原案として、作者の中学生が人権について考えを深めていく過程をドラマ化した人権啓発ビデオです。

以下からご覧いただけます。

- 1. <u>いじめをなくすために、今</u>
- 2. 温かさを分け合って
- 3. <u>リスペクト アザース</u>
- ※ 各動画のリンク先のサイトは、グーグル株式会社が運営する動画配信サイト(YouTube)です。

入賞作文集

以下のとおり入賞作文を掲載しています。

※入賞作文の広報誌等への転載については、「入賞作文集の作品の転載について」をご覧下さい。

第35回(平成27年度)全国中学生人権作文コンテスト入賞作文集

第34回(平成26年度)全国中学生人権作文コンテスト入賞作文集

第33回(平成25年度)全国中学生人権作文コンテスト入賞作文集

第32回(平成24年度)全国中学生人権作文コンテスト入賞作文集

第31回(平成23年度)全国中学生人権作文コンテスト入賞作文集

第30回(平成22年度)全国中学生人権作文コンテスト入賞作文集

優秀作品を英訳して世界に発信しています

第34回大会(平成26年度)及び第35回大会(平成27年度)の優秀作品について、英語に翻訳の上、コンテストの紹介 文とともに、法務省ホームページ(英語版)へ掲載しています。

The National Human Rights Essay Contest for Junior High School Students(法務省ホームページ(英語版)へ)

▶ 人権啓発ビデオを使用した人権教室・人権啓発ビデオの貸出しについて

● 人権教室について

法務局・地方法務局では、人権啓発ビデオ等を使用した人権教室(※)の依頼を随時受け付けています。 詳しくはこちらをご覧下さい。

※人権教室 人権擁護委員が中心となって、総合的な学習の時間等を利用して、いじめ等について考える機会を作ることによって、思いやりの心や生命の尊さを体得してもらうこと等を目的として実施している啓発活動

● 人権啓発ビデオの貸出しについて

法務局・地方法務局や(公財)人権教育啓発推進センターの人権ライブラリーでは、人権啓発ビデオの貸出しを行っています。

また、人権啓発ビデオは、YouTube法務省チャンネルでもご覧いただけます。 詳しくはこちらをご覧下さい。

| 入賞作文集の作品の転載について

1. 上記作文集の作品を, 広報誌等の無償の印刷物に掲載した場合は, 転載報告書※1に, 作品を掲載した印刷物(写しでも可)1部を添付の上, 法務省人権擁護局人権啓発課宛てに速やかに送付願います(作品の単なるコピープリントである場合は, 送付不要)。



なお、転載の条件として、作品の字句を修正することなく原文のとおり全文を掲載するとともに、主催者名を「法務省 人権擁護局・全国人権擁護委員連合会主催」とし、「第〇〇回全国中学生人権作文コンテスト」の入賞作品である旨を 明記してください。

- 2. 上記作文集の作品を、有償の印刷物として出版することは、原則として認めません。 なお、有償の印刷物(例えば、道徳の副読本等)への転載については、認める場合がありますので、法務省人権擁護局人権啓発課(法務省代表:03-3580-4111)まで事前に御連絡ください※2。
- 3. その他, 本ページに掲載していない作品の印刷物への転載や使用, インターネット上への掲載等については, 法務省人権擁護局人権啓発課又は<u>最寄りの法務局・地方法務局</u>まで御連絡ください。

<u>※1 転載報告書の様式例</u> [WORD:29KB]

<u>※2 転載申請書の様式例</u> [WORD:29KB]

Word 形式のファイルをご覧いただく場合には、Microsoft Office Word Viewerが必要です。
Microsoft Office Word Viewer をお持ちでない方は、こちらからダウンロードしてください。
リンク先のサイトはMicrosoft社が運営しています。
Microsoft Office Word Viewer のダウンロードロ

※上記プラグインダウンロードのリンク先は2011年1月時点のものです。

〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1 電話:03-3580-4111(代表) 法人番号1000012030001 アクセス 法務省パンフレット プライバシーポリシー ご利用にあたって 政府関連リンク

Copyright © The Ministry of Justice All Right Reserved.

参加 無料

人権シンポジウム in 北九州

女性の人権に配慮した防災・復興の形とは

東日本大震災発生直後、避難所によっては、管理者が男性ばかりで女性の意見が反映されない、炊事などを女性に ばかり押し付ける、暴力の危険にさらされるなど女性の人権が配慮されない環境であったといわれています。復興期に おいても、災害ストレスに起因するDV被害に遭う女性、社会参加を阻害され、復興に取り残されている女性がいます。 東日本大震災を教訓とし、これら女性の人権に関わる問題にどう対応していくのかを考えます。

<u> 手話通訳・パソコン要約筆記あり</u>

2015年9月12日生

13:30~16:30(開場12:30)

北九州国際会議場・ メインホール 福岡県北九州市 小倉北区浅野3-9-30

http://www.convention-a.jp/ 【アクセス】JR小倉駅より徒歩5分

200名(事前申込制/先着順)



コンサート/ライブ



和製スティーヴィー・ワンダー **木下航志**

よしもとクリエイティブ・エージェンシー所属 お笑い芸人 蓮華

シンポジウム

特定非営利活動法人 ウィメンズアイ 代表理事 石本 めぐみ氏

岩切の女性たちによる 緑上 浩子氏 特定非営利活動法人抱樸就労·自立支援事 業部、ソーシャルビジネス事業部担当常務

山田 耕司氏

コーディネーター

立教大学大学院21世紀社会デザイン研究科 教授 萩原 なつ子氏

資料展示

- ・人権啓発資料、パネル等の展示(予定)
- ・震災に関連する資料、パネル等の展示(予定)

お申し込み・お問い合わせ

公益財団法人人権教育啓発推進センター 「人権シンポジウム in 北九州」事務局

TEL

03-5777-1802 03-5777-1803

FAX

Eメール

event2015@jinken.or.jp ホームページ http://www.jinken.or.jp/







後援:福岡県/北九州市/福岡県市長会/福岡県町村会/西日本新聞社/読売新聞社/朝日新聞社/毎日新聞社/産経新聞社/ 日本経済新聞社西部支社/有明新報/(株)時事通信社/一般社団法人 共同通信社/NHK北九州放送局/RKB毎日放送/ 九州朝日放送/福岡放送/TVQ九州放送/テレビ西日本/AIR STATION HIBIKI株式会社/FM KITAQ/FM FUKUOKA/ ドリームスエフエム放送株式会社/クロスエフエム/ラブエフエム国際放送(株)/東九州コミュニティー放送株式会社(順不同)

人権シンポジウム in 北九州

〈参加申し込み方法〉

①企業(団体)名・所属 ②お名前 ③電話番号 ④FAX番号 ⑤Eメールアドレス

⑥住所(所在地) ⑦人権センターからの情報提供の可否を明記の上、

以下のいずれかで「人権シンポジウム in 北九州」事務局にお申し込みください。

郵便

〒105-0012 東京都港区芝大門2-10-12 KDX芝大門ビル4F 「人権シンポジウム in 北九州」事務局

FAX

03-5777-1803

下のFAX送信用申込用紙に必要事項を ご記入の上、お申し込みください。

Eメール

event2015@jinken.or.jp

「人権シンポジウム in 北九州申込」と ご記入の上、お申し込みください。

ケータイやスマホからの 申し込みはこちらから



※ご記入いただいた個人情報につきましては、本事業及び当センターからの情報提供(希望されない方は除く)以外の目的には使用いたしません。

[事前申込締切日]

2015(平成27)年 9月11日(金) 16:00まで

[入場券について] 参加申し込み受付後、2週間以内に、入場券をFAXまたはEメール等で送付いたします。 シンポジウムの当日は入場券をお持ちの上、受付にてご提出ください。

FAX送信用申込用紙

FAX:03-5777-1803

イベント

2015 (平成27)年 9月12日 (土) 人権シンポジウム in 北九州 震災と女性

<u> </u>		
企業(団体)名・ 所属		
お名前	※参加を希望される方が複数の場合は、全員のお名前を記入してください。	
ご連絡先	TEL FAX Eメール	
ご住所 (所在地)	〒 –	
		 を

東京・郡山でも開催します

情報提供不要

_{人権シンポジウム} **in 東京** テーマ:「障がい者と人権」

Eメールにて提供しています。ご不要の場合のみ、左の□にチェックをお願いいたします。

人権シンポジウム in 郡山 テーマ:「震災と人権」 1/16 **登** 郡山市民文化センター・中ホール(福島県郡山市堤下町1-2)

これまでに実施した「人権シンポジウム」の模様は、YouTubeで視聴可能です。YouTube「人権チャンネル」 http://www.youtube.com/jinkenchannel

公益財団法人人権教育啓発推進センター「人権シンポジウム in 北九州」事務局

〒105-0012 東京都港区芝大門2-10-12 KDX芝大門ビル4F

TEL 03-5777-1802(代表) FAX 03-5777-1803 Eメール event2015@jinken.or.jp ホームページ http://www.jinken.or.jp/

人権に関する図書、DVD、そして無料会議室をお探しの方は、人権ライブラリーまで

TEL 03-5777-1919 FAX 03-5777-1954 ホームページ http://www.jinken-library.jp/

一緒に考えてみませんか?

無料

人権シンポジウム in 東京

真のユニバーサル社会を目指して

~ 障害のある人と人権~

平成32年(2020年)に東京五輪・パラリンピックが開催されることをきっかけに、今、障害者スポーツが注目され つつあります。また、平成25年4月から、障害のある人の法定雇用率が引き上げられたことで、企業における意識も 変わってきました。このシンポジウムでは、全ての人々が安心して暮らし、その持てる能力を最大限に発揮することが できる真のユニバーサル社会の実現に向けて、私たちが取り組まなければならない課題について考えます。

手話通訳・パソコン要約筆記あり

2015年12月4日金

18:30~20:30(開場17:30)

会 場

よみうり大手町ホール

東京都千代田区大手町1-7-1 読売新聞東京本社 http://yomi.otemachi-hall.com/ 【アクセス】東京メトロ千代田線・丸ノ内線・東西線・半蔵門線・都営地下鉄三田線「大手町駅」C3出口直結

250名(事前申込制/先着順)



シンポジウム

一般社団法人日本パラリンピアンズ協会副会長、シドニー パラリンピック男子車椅子パスケットボール日本代表キャブテン 根木 慎志

作家、詩の道化師

ドリアン助川

株式会社きものブレイン副社長・障害者雇用担当 田元 眞弓

法務省特別顧問、公益財団法人人権教育啓発 横田 洋三 推進センター理事長

コンサート



資料展示

人権啓発資料、 パネル等の展示

和製スティーヴィー・ワンダー 木下 航志

お申し込み・お問い合わせ

公益財団法人人権教育啓発推進センター 「人権シンポジウム」事務局

FAX

03-5777-1802 03-5777-1803

Eメール

event2015@jinken.or.jp

ホームページ http://www.jinken.or.jp/

主催:法務省/全国人権擁護委員連合会/東京法務局/東京都人権擁護委員連合会/公益財団法人人権教育啓発推進センタ・ 後援・東京都/特別区長会/東京都市長会/東京都町村会/朝日新聞社/競売新聞社/毎日新聞社/毎年新聞社/日本経済新聞社/ 東京新聞/共同通信社/時事通信社/NHK/フジテレビジョン/テレビ東京/ニッポン放送/TOKYO FM/J・WAVE/inter FM (順不同)

やむを得ずシンポジウムの内容を変更する場合がありますので、あらかじめご了承願います。









人KENあゆ

人権シンポジウム in 東京

〈参加申し込み方法〉

①企業(団体)名・所属 ②お名前 ③電話番号 ④FAX番号 ⑤Eメールアドレス

⑥住所(所在地) ⑦人権センターからの情報提供の可否を明記の上、

以下のいずれかで「人権シンポジウム」事務局にお申し込みください。

郵便

〒105-0012 東京都港区芝大門2-10-12 KDX芝大門ビル4F 「人権シンポジウム」事務局

FAX

03-5777-1803

下のFAX送信用申込用紙に必要事項を ご記入の上、お申し込みください。

Eメール

event2015@jinken.or.jp

「人権シンポジウム in 東京申込」と ご記入の上、お申し込みください。 ケータイやスマホからの 申し込みはこちらから





※ご記入いただいた個人情報につきましては、本事業及び当センターからの情報提供(希望されない方は除く)以外の目的には使用いたしません。

[事前申込締切日] 2015(平成27)年 12月4日(金)12:00まで

※空席がある場合は、当日の入場も可能です。

[入場券について] 参加申し込み受付後、入場券をFAXまたはEメール等で送付いたします。 シンポジウムの当日は入場券をお持ちの上、受付にてご提出ください。

FAX送信用申込用紙

FAX:03-5777-1803

参加希望
1 MM . L

2015(平成27)年

人権シンポジウム in 東京

12月4日(金) 真のユニバーサル社会を目指して~障害のある人と人権~

企業(団体)名・

所属

※参加を希望される方が複数の場合は、全員のお名前を記入してください。

お名前

TEL ご連絡先 FAX

Eメール

ご住所

Ŧ

(所在地)

情報提供

人権センターでは、人権に関する各種資料、講演会やシンポジウム、セミナー等の各種情報を Eメールにて提供しています。必要な方は、左の□にチェックをお願いいたします。

郡山でも開催します

^{2016.} 1/16 **⊕**

人権シンポジウム in 郡山 テーマ:「震災と人権」

郡山市民文化センター・中ホール(福島県郡山市堤下町1-2)

これまでに実施した「人権シンポジウム」の模様は、YouTubeで視聴可能です。YouTube「人権チャンネル」 http://www.youtube.com/jinkenchannel

公益財団法人 人権教育啓発推進センター [人権シンポジウム]事務局

〒105-0012 東京都港区芝大門2-10-12 KDX芝大門ビル4F

TEL 03-5777-1802(代表) FAX 03-5777-1803 Eメール event2015@jinken.or.jp ホームページ http://www.jinken.or.jp/

人権に関する図書、DVD、そして無料会議室をお探しの方は、人権ライブラリーまで

TEL 03-5777-1919 FAX 03-5777-1954 ホームページ http://www.jinken-library.jp/

緒に考えてみませんか?

参加

人権シンポジウム in 郡山

子どもの権利に配慮した 復興を目指して

東日本大震災で深刻な被害を受けた福島の子どもたちは、今、どのような生活を送り、どのような問題を 抱えているのでしょうか。このシンポジウムでは、被災した子どもたちを支援している方々に登壇いただき、 その現状を報告してもらうとともに、復興を進めるに当たり配慮すべき子どもの権利について考えます。

手話通訳・パソコン要約筆記あり

畔

2016年 1月16日生

13:30~16:30(開場12:30)

郡山市民文化センター・ 中ホール 福島県郡山市堤下町1-2

http://www.bunka-manabi.or.jp/kc-center/ 【アクセス】JR郡山駅より徒歩約20分、タクシー約5分

定員

250名(事前申込制/先着順)



シンポジウム

NPO法人 郡山ペップ子育てネットワーク理事長 医療法人仁寿会 菊池医院 院長

菊池 信太郎

福島大学 うつくしまふくしま未来支援センター こども・若者支援部門 特任助教

今泉 理絵

NPO法人

三須 友恵 臨床心理オフィスBeサポート理事

(コーディネーター) NPO法人

田村 太郎 多文化共生センター大阪代表理事

ライブ



詩人、国語教師 和合 亮



平成27年度人権啓発資料法務大臣表彰受賞作品、人権啓発パネル(平成24年度制作)、 資料展示 石巻の子どもたちが作った震災紙芝居&メッセージパネルの展示 (予定)

お申し込み・お問い合わせ

公益財団法人人権教育啓発推進センター 「人権シンポジウム」事務局

03-5777-1802 03-5777-1803

FAX Eメール

event2015@jinken.or.jp

ホームページ http://www.jinken.or.jp/



簡単応募



主催:法務省/全国人権擁護委員連合会/福島地方法務局/福島県人権擁護委員連合会/公益財団法人人権教育啓孕推准センタ 後援:福島県/郡山市/福島県市長会/福島県町村会/福島民報社/福島民友新聞社/朝日新聞福島総局/読売新聞東京本社福島 支局/毎日新聞福島支局/産経新聞福島支局/日本経済新聞社福島支局/共同通信社福島支局/時事通信社福島支局/NHK福島 放送局/福島テレビ/テレビユー福島/福島放送/福島中央テレビ/ラジオ福島/ふくしまFM/KOCOラジ(予定:順不同)

やむを得ずシンポジウムの内容を変更する場合がありますので、あらかじめご了承願います。

人権シンポジウム in 郡山

〈参加申し込み方法〉

①企業(団体)名・所属 ②お名前 ③電話番号 ④FAX番号 ⑤Eメールアドレス

⑥住所(所在地) ⑦人権センターからの情報提供の可否を明記の上、

以下のいずれかで「人権シンポジウム」事務局にお申し込みください。

郵便

〒105-0012 東京都港区芝大門2-10-12 KDX芝大門ビル4F 「人権シンポジウム」事務局

FAX

03-5777-1803

下のFAX送信用申込用紙に必要事項を ご記入の上、お申し込みください。

Eメール

event2015@jinken.or.jp

「人権シンポジウム in 郡山申込」と ご記入の上、お申し込みください。

ケータイやスマホからの 申し込みはこちらから





※ご記入いただいた個人情報につきましては、本事業及び当センターからの情報提供(希望されない方は除く)以外の目的には使用いたしません。

2016(平成28)年 1月 15日(金) 16:00まで ※空席がある場合は、当日の入場も可能です。 [事前申込締切日]

[入場券について] 参加申し込み受付後、入場券をFAXまたはEメール等で送付いたします。 シンポジウムの当日は入場券をお持ちの上、受付にてご提出ください。

FAX送信用申込用紙

FAX:03-5777-1803

参加希望 イベント 2016(平成28)年

1月16日(土)

人権シンポジウム in 郡山

子どもの権利に配慮した復興を目指して

企業(団体)名・

所属

※参加を希望される方が複数の場合は、全員のお名前を記入してください。

お名前

ご連絡先

TEL

FAX

Eメール

ご住所 (所在地) Ŧ

人権センターでは、人権に関する各種資料、講演会やシンポジウム、セミナー等の各種情報を

情報提供 Eメールにて提供しています。必要な方は、左の□にチェックをお願いいたします。

これまでに実施した「人権シンポジウム」の模様は、YouTubeで視聴可能です。YouTube「人権チャンネル」 http://www.youtube.com/jinkenchannel

公益財団法人 人権教育啓発推進センター 「人権シンポジウム」事務局

〒105-0012 東京都港区芝大門2-10-12 KDX芝大門ビル4F

TEL 03-5777-1802(代表) FAX 03-5777-1803 Eメール event2015@jinken.or.jp ホームページ http://www.jinken.or.jp/

人権に関する図書、DVD、そして無料会議室をお探しの方は、人権ライブラリーまで

TEL 03-5777-1919 FAX 03-5777-1954 ホームページ http://www.jinken-library.jp/185

人権アーカイブ・シリーズ

ハンセン病問題

~過去からの証言、未来への提言~

人権教育・啓発担当者向け

証言集付き

(56分) 字幕 (日本語・英語) 副音声入り









証言者

石井則久 上野正子 内田博文 太田明 坂元茂樹 潮谷義子 志村康 德田靖之 中尾伸治 中修一成田稔 平沢保治 福西征子 藤田三四郎 森和男 森元美恵子 森元美代治 吉戒修一 (50音順)

家族で考える ハンセン病

一般向け

(20分) 字幕(日本語・英語) 副音声入り 活用の手引付き









企画 法務省人権擁護局

公益財団法人人権教育啓発推進センター

制作 東映株式会社

監修 内田博文 神戸学院大学教授

元ハンセン病問題に関する検証会議副座長



語り: 菊川怜

この教材は、ハンセン病問題に焦点を当て、国や地方公共団体、企業等の人権教育・啓発に携わる職員等が身に付けておくべきハンセン病問題に関する歴史的経緯、当時の社会情勢、問題の本質等について、関係者の貴重な証言や解説等を中心に分かりやすく簡潔にまとめています。また、広く一般市民を対象とした啓発現場においても使用できる有効なツールとなる映像も併せて制作し、次世代へ伝承しようとするものです。

人権アーカイブ・シリーズ

ハンセン病問題

人権教育・啓発担当者向け

~過去からの証言、未来への提言~ (56分)

○ハンセン病とは

ハンセン病は「らい菌」という細菌による感染症で、かっては「らい病」と呼ばれていた。末梢神経にまひを起こす等の症状があり、その後遺症で顔や体が変形したりすることもあった。らい菌はとても感染力が弱く、非常にうっりにくい病気といえる。ハンセン病が感染症と分かる以前は、血筋による病気などと考えられ、怖れられてきた。

○強制隔離政策

ハンセン病が細菌が原因で起こる病気とわかると、明治 後半以降、患者を隔離するようになる。そして、日本が戦 争へと向かう中、全ての患者を強制的に隔離する動きが進 む。全国にハンセン病の療養所がつくられ、患者は人里離 れた施設に送致され、ハンセン病は恐ろしいという意識が 植え付けられた。療養所の所長には「懲戒検束権」という 職権が与えられ、逃走したり反抗した患者を監禁室に閉じ 込めた。また、断種や堕胎が強制され、患者が子孫を残す ことが許されなかった。

○らい予防法の廃止

第二次世界大戦後、ハンセン病の特効薬としてプロミンの有効性が判明し、日本でも治療が始まった。各療養所の入所者たちは、隔離政策に反対する運動を展開する。しかし、この運動は実を結ばなかった。平成6年になり、大谷藤郎氏が隔離政策の根拠となっていた「らい予防法の廃止」を求める意見を発表。これによりらい予防法廃止の流れが進み、平成8年にようやく廃止された。その後、患者らにより「らい予防法違憲国家賠償請求訴訟」が提訴され、その判決により、国の責任が明らかになった。

○ハンセン病の今

ハンセン病の強制隔離は終わり、今では多くの人が療養所を訪れるようになったが、いまだに多くの回復者が故郷に帰ることができずにいる。強制隔離の被害は決して過去のことではなく、今も多くの傷跡を残している。

家族で考えるハンセン病

一般向け

佐藤家は、中学 1 年生の清香と、その母・知美、父の正、祖母の勝子の 4 人暮らし。ある日、清香は、親友の真帆に自由研究の参考のためハンセン病の療養所へ行ってみようと誘われる。帰宅して、清香は、知美にハンセン病療養所に行ってみたいと言うと、勝子が猛反対する。

知美は、勝子の言葉を受けて、清香が療養所に行くことを止める。清香は、ハンセン病についてもっと詳しく知るために、インターネットで調べ、ハンセン病に対する知識を深める。正は、清香が療養所に行くことに理解を示す。清香は、療養所へ行く決心をする。

清香と真帆に知美も加わり、3人でハンセン病資料館を訪ねると、ハンセン病回復者の平沢保治さんと会い、話を伺うことになった。療養所の中を歩きながら、平沢さんは、家族から引き離されたつらさ、故郷へ帰ることのできない

つらさ、子どもという新しい家族を持つことも禁じられた つらさを語る。

(20分)

療養所から清香と知美が帰ってくる。清香はハンセン病を理由に強制的に隔離されてきたことに悲しくなったことを伝える。知美も、清香と一緒に行って良かったということを勝子や正に言う。勝子は、「私も行ってみようかしら」と言うと、正も交えて家族みんなでハンセン病について考えてみようという話がまとまる。





● このビデオに関するお問い合わせ先 公益財団法人人権教育啓発推進センター

〒105-0012 東京都港区芝大門 2-10-12 KDX 芝大門ビル 4F TEL 03-5777-1802 (代表) FAX 03-5777-1803 ホームページ http://www.jinken.or.jp

● このビデオの貸し出し、その他人権啓発資料等については 人権ライブラリー ※人権教育啓発推進センター併設 TEL 03-5777-1919 FAX 03-5777-1954 ホームページ http://www.jinken-library.jp 本 DVD に収録されている映像は、動画共有サイト YouTube の 「法務省チャンネル」及び「人権チャンネル」で視聴可能です。 ○法務省チャンネル https://www.youtube.com/MOJchannel ○人権チャンネル https://www.youtube.com/jinkenchannel

企画 法務省人権擁護局

公益財団法人人権教育啓発推進センター

制作 東映株式会社

監修 内田博文 神戸学院大学教授

元ハンセン病問題に関する検証会議副座長

法務省委託 平成27年度 人権啓発ビデオ 全35分 字幕 (日本語・英語) 副音声入り English subtitles available 活用の手引付き



国際連合創設 70周年記念

国際的視点から考える人権

United Nations Seventieth Anniversary For the Well-being of All: Human Rights from an International Perspective



- 国連の人権への取り組み(世界人権宣言と国際人権諸条約)
- 女性の人権(女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約)
- 子どもの人権(児童の権利に関する条約)
- 障害のある人の人権 (障害者の権利に関する条約)
- 外国人の人権(あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約)

法務省人権擁護局 公益財団法人 人権教育啓発推進センター

制作 株式会社 桜映画社

Presented by The Human Rights Bureau of the Ministry of Justice Center for Human Rights Education and Training Sakura Motion Picture Co., Ltd.



早見優 ナビゲーター

人権啓発ワークショップ事例集

ワークショップをやってみよう

参加型の人権教室



公益財団法人 人権教育啓発推進センター





あなたは大丈夫?

考えよう! インターネットと 人権 〈 改訂版 〉

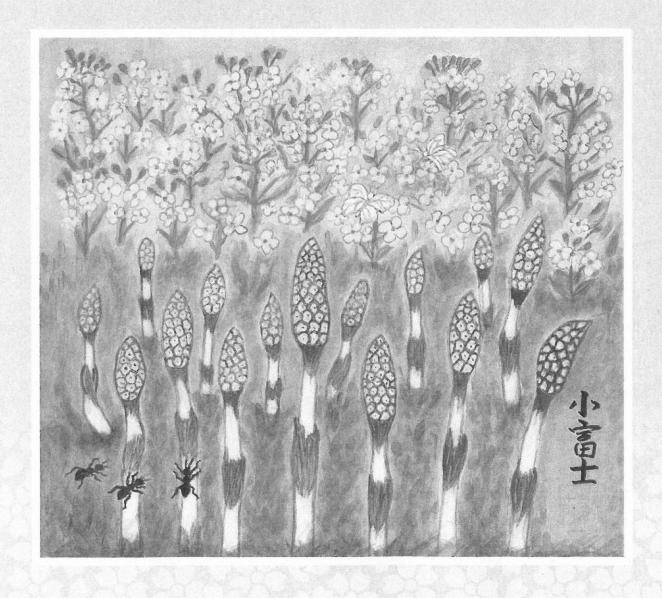


公益財団法人 人権教育啓発推進センター

191

Selected Essays from the National Essay Contest on Human Rights for Junior High School Students

~ Hansen's disease related essays ~



The Ministry of Justice (Japan)

平成27年中に法務省の人権擁護機関が救済措置を講じた 件数及び具体的事例

1 人権侵犯事件の処理件数及び具体的事例

(1) 人権侵犯事件の処理件数

平成27年中に処理した人権侵犯事件数は21,044件である。このうち、公務員・教育職員等による人権侵犯事件数は6,067件、私人間の人権侵犯の事件数は14,977件である。

対応区分別にみると、「援助」 $^{(\pm 1)}$ が19、391件(全処理件数の92.1パーセント)で最も多く、次いで「要請」 $^{(\pm 2)}$ が493件(2.3パーセント)、「説示」 $^{(\pm 3)}$ が261件(1.2パーセント)、「調整」 $^{(\pm 4)}$ が39件(0.2パーセント)、となっている。

このほか,「措置猶予」^(注5) が3件 (0.01パーセント),「侵犯事実不存在」が27件 (0.1パーセント),「侵犯事実不明確」が837件 (4.0パーセント)となっている。

なお、上記の措置等とは別に、事案に応じて「啓発」 $(^{(26)})$ を行ったものが83件(0.4パーセント) ある。

- (注1)「援助」(人権侵犯事件調査処理規程第13条第1号)とは、法律上の助言を行ったり、関係 行政機関や関係ある公私の団体を紹介すること。
- (注2)「要請」(同第14条第1項第1号)とは、被害の救済又は予防について実効的な対応ができる者に対し必要な措置を執るよう求めること。
- (注3)「説示」(同第14条第1項第2号) とは、相手方の反省を促し善処を求めるため事理を説き 示すこと。
- (注4)「調整」(同第13条第2号)とは、被害者と相手方との話合いを仲介すること。
- (注5)「措置猶予」(同第14条第2項)とは、事案の軽重や反省の程度、懲戒の有無等を考慮して 措置を講じないこと。
- (注6)「啓発」(同第19条)とは、事件の関係者や地域に対し、人権尊重の理念に対する理解を深めるための働きかけを行うこと。

○人権侵犯事件の処理内訳及び処理件数

									侵犯	侵犯		
	援助	調整	要請	説示	勧告	通告	告発	措置	事実	事実	啓発	処理
								猶予	不存在	不明確		件数
27 年	19,391	39	493	261	-	1	-	3	27	837	83	21,044
26 年 (参考)	20,105	37	695	455	1	ı	ı	10	10	649	158	21,718

(2) 具体的事例

(学校におけるいじめ事案)

事例 1 小学校におけるいじめに対する不適切な対応

小学生の児童が、同級生からいじめを受けているにもかかわらず、学校が十分な対応を行わないためいじめが継続しているとして、親から人権擁護委員に相談がされた事案である。

法務局の調査において、親と学校とでいじめについての認識が相違することがうかがわれたため、法務局は、人権擁護委員立会の下で、両者の話し合いの場を設けた。その場において、学校側からいじめの防止・解消に向けた取組の説明がなされ、申告者の学校に対する不信感が解消され、両者の関係が修復されるに至った。その後、児童が学級内で孤立する様子は見られなくなった。(措置:「調整」)

事例2 小学校におけるいじめに対する不適切な対応

小学生の児童が同級生からいじめを受けてきたことについて、学校と児童・親との話合いが行われたが、その中で学校側が児童を質問責めにしたため、児童が不登校状態になったとして、児童及び親から法務局に相談がされた事案である。

相談を受けた日の翌週に児童の修学旅行が予定されていたところ, 法務局職員が学校に出向いた上で児童・親に対する対応の在り方について助言するとともに, 人権擁護委員が児童と面談し励ますなどした結果, 児童は修学旅行に参加することができ, その後も登校するようになった。(措置:「援助」)

(暴行・虐待事案)

事例3 母親の再婚相手による子に対する性的虐待

中学生から、母親の再婚相手から性的虐待を受けているとして、「子どもの 人権SOSミニレター」(※)が送付され、調査を開始した事案である。

法務局は、ミニレターが送付された当日中に被害者との接触を試み、その翌日に、児童相談所へ通告するとともに、被害者が通う学校へ連絡を行った。その後、被害者から電話で事実関係を聴取し、その内容を児童相談所に提供した。その結果、被害者はミニレターが法務局に送付された翌々日に一時保護されるに至った。(措置:「援助」)

※「子どもの人権SOSミニレター」

全国の小中学校の児童・生徒を対象に配布している便箋兼封筒。便箋部分に悩みごとを記入し、切り取った封筒の中に入れポストに投函すると、最寄りの法務局に郵送される。SOSミニレターを受け取った法務局では、人権擁護委員と法務局職員が子ども達の抱える様々な悩みごとに対し、一通一通返事を書いている。

事例4 母親による子に対する虐待

小学生の児童から、母親から暴力を受けているとして、法務局の相談電話「子 どもの人権110番」に相談がされた事案である。

緊急性があると判断した法務局は、速やかに児童の学校に連絡し、被害状況の確認を依頼したところ、児童は、身体にあざがあり、母親との別居を望んでいることが明らかになった。

その後、学校から児童相談所に連絡がされ、児童は法務局に相談がされた翌日に児童相談所に一時保護されるに至った。(措置:「援助」)

事例5 夫の妻に対する DV

夫の暴力的行為から逃れるため、子どもとともに親族宅に避難していた女性から、法務局の相談電話「女性の人権ホットライン」に相談がされた事案である。

相談を受けたA法務局は、被害者が自宅のある県内のシェルターへの避難を希望していたことから、速やかに被害者の住所を管轄するB法務局に相談するよう案内するとともに、B法務局に対し、相談内容を連絡した。連絡を受けたB法務局は、当日中に被害者との面談を実施の上、被害者とともに市役所の担当課に赴き、被害者の状況を説明した。その結果、被害者らは同日中に婦人相談所のシェルターに一時保護された。(措置:援助)

(労働権関係事案)

事例 6 職場の上司による部下に対するパワーハラスメント

被害者が、勤めていた会社の上司から厳しく叱責されるパワーハラスメントを受けたとして、法務局に相談がされた事案である。

法務局で調査した結果、当該上司は被害者の肩を押して床に尻もちをつかせたり、被害者に向けてティッシュ箱を投げるなど、被害者に対する叱責等を繰り返していた事実が認められた。

そこで法務局は、当該上司に対し、本件行為がパワーハラスメントに該当するものであり、今後、同様の行為を行うことのないよう説示した。また、当該会社の代表者に対し、職員の監督、指導を徹底するなど、再発防止に向けた適切な措置を講ずるよう要請した。(措置:「説示」「要請」)

(教育職員関係事案)

事例7 小学校における体罰

小学生の児童が、学校の教員から体罰を受けたとして、親から法務局に相談がされた事案である。

法務局が当該教員を含む学校関係者らから事情を聴取するなどしたところ, 当該教員が自己の指導に従わず授業中に大声を出して騒ぐ児童に対し, その頬 を平手でたたいた事実が認められた。

そこで法務局は、当該教員に対して、その反省を促すため、本件行為が児童の権利を侵害するものであることについて説示するとともに、学校長に対し、教職員に対する指導・監督を徹底するなど、再発防止に向けた適切な措置を講ずるよう要請した。(措置:「説示」「要請」)

(差別待遇事案)

事例8 知的障害を理由とする遊園地における差別的取扱い

知的障害のある者及びその同伴者が遊園地で乗り物に乗車しようとしたところ, 障害があることのみをもって, 障害者及びその同伴者のみを対象とする誓約書に署名することを強制されるという差別的取扱いを受けたとして, 法務局に相談がされた事案である。

法務局が遊園地の事業者に事情を聴取したところ、当該誓約書への署名は利用者の安全を確保するために、同伴者に対する注意喚起を目的として求めたものであるとの説明があった。

そこで法務局が、利用者の安全確保が目的であれば、障害者に限って誓約書 を求める取扱いに合理性があるとはいえない旨指摘するなどしたところ、事業 者は、当該誓約書の内容を見直し、その必要性を障害者か否かに限らず判断する取扱いに変更するとともに、当該誓約書への署名は任意であることの説明を尽くすために担当者への研修・周知を徹底するなどの意向を示し、被害者側の納得が得られた。(措置:「調整」)

事例9 公営住宅の掲示板における差別的文書の掲示

公営住宅の掲示板に、同住宅の住民を同和問題を引き合いに出して中傷する 内容の文書が掲示されたとして、法務局に相談がされた事案である。

法務局が関係者に事情を聴取したところ、同住宅の住民の一人が、自治会に対する不満から、自身の意見を主張するために当該文書を掲示したことが明らかになったため、同住民に対し、人権尊重の理念についての理解を深め、今後同様の行為を行うことのないよう説示した。(措置:「説示」)

事例 10 外国人に対する宿泊拒否

ビジネスホテルに電話で宿泊の予約をしようとしたところ、外国人であることを理由に宿泊を拒否されたとして、法務局に相談がされた事案である。

法務局がホテル関係者から事情を聴取したところ、ホテル側は、不適切な対応があったため、被害者に謝罪したいとの意向を有していたものの、行き違いにより、関係の回復が未だ図られていない状況であることが判明した。

そこで、法務局は、ホテル側に被害者との話し合いの場を設けることを提案 し、被害者も話し合いに応じる意向を示した。

話し合いの場において、ホテル側は事情の説明と謝罪を行った上で、今後は、英語表記の応対マニュアルを活用するなどして外国人宿泊客の受け入れ体制を改善したい旨を伝えたところ、被害者もこれに理解を示した。(措置:「調整」)

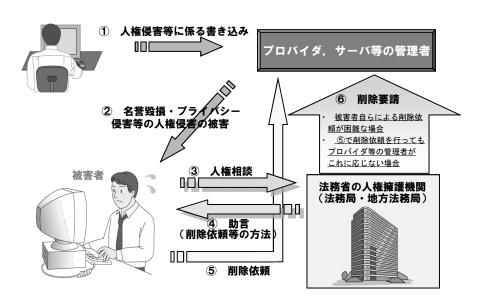
1 法務省の人権擁護機関の取組について

法務局・地方法務局では、人権相談等により人権侵害の疑いのある事案を認知した場合には、人権侵犯事件として調査救済手続を開始し、被害者の実効的救済に取り組んでいる。

インターネット上に流通する人権侵害情報は、一般に伝播性が高く、重大な被害を生じさせるおそれがあることから、特に迅速な対応に努めている。具体的には、人権擁護機関が被害者からの被害申告を受けた場合、速やかに該当するインターネット上の人権侵害情報を確認し、被害者自らが被害の回復・予防を図ることが困難な事情がないか検討した上で、そのような事情がない場合は、被害者に対し、プロバイダ等への当該侵害情報の削除依頼等の具体的な方法について助言するなどの「援助」を行っている。これは、表現の自由との関係などから、国の機関の関与なく被害を回復することが可能であればその方が望ましいとの考え方によるものである。

一方,被害者自らが被害を回復することが困難な事情が存在すれば,必要に応じて被害者や関係者から事情を聴くなどの調査を行うとともに,法令・判例に照らして違法性を判断し,名誉毀損やプライバシー侵害などとして違法性が認められる場合には,人権擁護機関から,プロバイダ等に対して当該情報の削除を要請している。

法務省人権擁護機関による人権侵害情報への対応



2 平成27年における人権侵犯事件の動向について

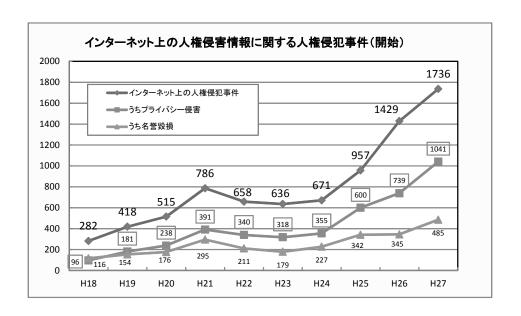
(1) 新規救済手続開始件数について

平成27年中に法務局・地方法務局において新たに救済手続きを開始したインターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件は、前年の1,429件を307件上回る1,736件(21.5%増加)で、昨年に引き続き過去最高(注)の件数を記録した。

これは、10年前である平成17年の件数(272件)と比較すると6. 4倍の増加である。

なお、このうち、プライバシー侵害事案が 1、 0 4 1 件 (対前年比 4 0 . 9 % 増加)、名誉毀損事案が 4 8 5 件 (対前年比 4 0 . 6 % 増加) となっており、この両事案で全体の 8 8 . 0 % を占めている。

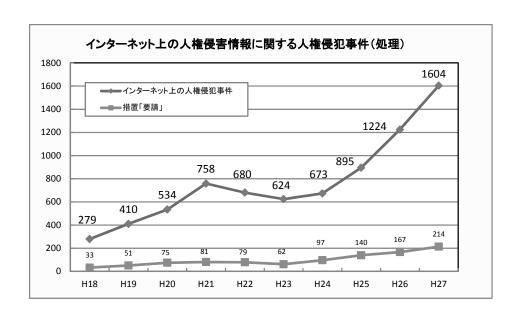
(注) 平成13年から実施している現行の統計報告要領において,過去最高となる。



(2) 処理件数について

平成27年中に法務局・地方法務局において処理したインターネット上の 人権侵害情報に関する人権侵犯事件は1,604件であり、対前年比で38 0件(31.0%)増加した。

当該事件の処理は、被害者に対しインターネット上の人権侵害情報を被害者自らが削除依頼する方法を教示するなどの「援助」が大半を占めるが、当機関がプロバイダ等に対し人権侵害情報の削除を求めるなどの「要請」を行った件数は、214件であった。



(3) 具体的事例について

当機関が平成27年に措置を行った人権侵犯事件には以下のような事例があった。

[事例1] インターネット上のプライバシー侵害

インターネット上のブログに、宿泊施設の脱衣所で着替えている被害者の画像が掲載されているところ、自治体等に相談したが対応してもらえなかったとして、法務局の相談電話「女性の人権ホットライン」に相談がされた事案である。

法務局で調査した結果、当該画像は、被害者のプライバシーを侵害する と認められたため、当該ブログのサイト管理者に対して削除要請を行った ところ、当該画像は削除されるに至った。(措置:「要請」)

[事例2] インターネット上の名誉毀損

被害者の過去の勤務先に関するインターネット上の掲示板に、被害者をその氏名を特定した上で中傷する書き込みが掲載されていたところ、被害者自身で当該掲示板の管理者に対して削除を依頼したが、応じてもらえず、かえって被害者が削除を依頼したことが公開されてしまったとして、法務局に相談がされた事案である。

法務局で調査した結果、当該書き込みは被害者の名誉を毀損するものと 認められたため、法務局から当該掲示板の管理者に対して削除要請を行っ たところ、当該書き込みは削除されるに至った。(措置:「要請」)

[事例3] インターネット上のプライバシー侵害及び名誉毀損

インターネット上の複数の掲示板に、被害者の氏名、住所、電話番号と

ともに「人間のクズ」「死ね」などと中傷する書き込みがされているとして, 法務局に相談がされた事案である。

相談を受け、法務局が被害者に対して当該掲示板の管理会社への削除依頼方法を教示し、被害者において削除依頼したが、一部の書き込みが削除されるにとどまった。

そこで法務局が、削除されなかった書き込みについて調査し、被害者のプライバシーを侵害するとともに、その名誉を毀損するものと認めたため、法務局から当該掲示板の管理会社に対して削除要請をした結果、当該書き込みは削除されるに至った。(措置:「援助」「要請」)

3 さいごに

法務局・地方法務局では、上記のようにインターネット上の人権侵害情報に関する相談や被害申告等に対応するため、法務局での面談による相談窓口のほか、電話(みんなの人権110番:0570-003-110)、インターネット(http://www.moj.go.jp/JINKEN/jinken113.html)でも相談に応じている。また、インターネットによる被害を未然に防ぐため、「インターネットを悪用した人権侵害をなくそう」を啓発活動の年間強調事項の一つとして掲げ、啓発教材「あなたは大丈夫?考えよう!インターネットと人権(改訂版)」を作成し、全国の高等学校1年生に配布したほか、講演会等の開催、啓発冊子の配布等、各種啓発活動を実施している。

平成27年度事後評価実施結果報告書

(法務省27-(11))

施策名	出入国の公正な管理 (政策体系上の位置付け: V-12-(1))									
施策の概要		我が国の国際交流の推進及び観光立国実現のため,円滑な出入国審査の実施を推進するとともに,安全・安心な社会の実現のため,不法滞在者等 ¹¹ 対策を推進する。								
達成すべき目標	動化ゲー・偽装滞	・円滑な出入国審査の実施を推進するため、自動化ゲート*2の利用者登録数の増加及び自動化ゲート利用率の向上を図る。 ・偽装滞在が疑われる者に対し、在留資格取消を厳格に実施することで、不法滞在者等への対策を推進する。								
施策の予算額・		区分	25年度	26年度	27年度	28年度				
執行額等		当初予算(a)	18, 729, 600	19, 659, 780	20, 536, 495	19, 672, 612				
	状況 (千円)	補正予算(b)	1, 355, 553	362, 690	2, 529, 052	_				
		繰越し等(c)	42, 683	0	Δ1, 877, 804					
		合計 (a+b+c)	20, 127, 836	20, 022, 470	21, 187, 743					
	執行	額(千円)	19, 308, 942	19, 649, 800	20, 646, 370					
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	〇観光立僚会議決	国実現に向け R定)*4	認定法(昭和26年 たアクション・ブ 」創造戦略(平成	[°] ログラム2015(³	平成27年6月5日	制 観光立国推進閣				

測定指標	平成27年度目標値					達成
1 自動化ゲート利用者登録数(件)	対26年増					達成
	基準値実績値					
	26年	23年	24年	25年	26年	27年
	129, 684	62, 030	69, 043	88, 671	129, 684	181, 431

測定指標	平成27年度目標値	達成
2 自動化ゲート利用率(%)	対26年0.7ポイント増(5.7%)	達成

		基準値			実績値		
		26年	23年	24年	25年	26年	27年
		5. 0	2. 5	2. 9	3. 8	5.	0 6.8
	杂 本 七 栖			実糸	責値		
	参考指標		24年	254	F	26年	27年
1	自動化ゲート通過者数(人)	847, 348	1, 037, 35	1, 322	, 434 1,	690, 557	2, 229, 976
2	自動化ゲート設置空港(成田,羽田,中部,関西)における日本人出帰国者数及び外国人の再入国許可による出入国者数の合計(人)	33, 452, 267	35, 784, 45	34, 416	, 567 33,	712, 574	32, 965, 417

	測定指標	平成27年度目標値								達成
3	在留資格取消件数(件)	対26年	対26年増							達成
		基準値	実績値							
		26年	23年	24	1年	254	ŧ	26年		27年
		286	307		238		269	28	36	306
	参考指標		実績値							
			24年		254	年	2	26年		27年
1	中長期在留者* ⁶ 数(人)	1, 658, 264	34 1, 652, 292		2 1, 693, 224		1, 7	763, 422	1,	, 883, 563
2	不法残留者数(人)※各年1月1日現在	78, 488	67, 0)65	62	, 009		59, 061		60, 007

	目標達成度合い	(各行政機関共通区分) 目標達成							
	の測定結果	(判断根拠) 測定指標 1, 2, 3は,各達成すべき目標に照らし,全て主要なものであると							
評		考えている。 測定指標 1, 2, 3は、いずれも目標を達成することができたことから、本施策は「目標達成」とした。							
価 結 果	施策の分析								
*	(達成手段の有効性	E, 効率性等)							

【測定指標1,2関係】

達成手段①「出入国管理業務の実施」において、本邦に上陸する外国人の上陸審査や帰国する日本人の確認、出国する日本人・外国人の確認を適正に行うとともに、達成手段⑥「出入国審査システム*プの維持・管理」及び⑦「外国人の出入国情報の管理」において、出入国審査の記録等の情報をコンピュータ化して電磁的に保管・管理しているところ、達成手段⑤「バイオメトリクスシステム*®の維持・管理」において運用する自動化ゲートにより、事前に利用者登録した日本人及び一定の要件を満たす在留外国人が、一般のブースで入国審査官の対面審査を受けることなく出入(帰)国することを可能にし、またそれにより生じる入国審査官の余力を上陸審査を行う必要がある外国人への対応に振り分けることで、円滑な出入国審査を実施している。

また、達成手段⑤「バイオメトリクスシステムの維持・管理」に係る平成27年度行政事業レビューの外部有識者の所見からも、自動化ゲート利用者登録数及び自動化ゲート利用率の向上が、円滑な出入国審査の実施に対する手段として有効であり、かつ必須であると評価できるところ、有識者協議会等で得られた提言¹⁹や第5次出入国管理基本計画¹¹⁰で掲げた基本方針を踏まえ、利用者登録増加のための広報活動を展開しているほか、民間企業等に職員が出張して登録を受け付けるなど、自動化ゲート利用希望者への行政サービスの向上に努めている。

これらの取組の結果,自動化ゲート利用登録者数及び自動化ゲート利用率は前年を大きく上回った ことから,円滑な出入国審査の実施を推進するという目標の達成に有効に寄与したと評価できる。

【測定指標3関係】

達成手段①「出入国管理業務の実施」の一環として、平成27年10月に全国の地方入国管理局及び支局の事実の調査担当者による意見交換会、また、12月に入国在留審査業務に従事する職員を対象とする実態調査・事実の調査に係る研修を行い、偽装滞在者対策に資する事実の調査***に必要な見識を深めるとともに、事実の調査の積極的な実施に努めた。また、達成手段②「中長期在留者住居地届出等事務の委託」の適正な運用により、在留外国人の在留状況を迅速かつ的確に把握し、偽装滞在者対策としての在留資格取消業務に活用している。

これらの取組の結果,前年に比べより多くの偽装滞在者を発見することができ,在留資格取消件数も前年を20件上回ったことから,不法滞在者等への対策を推進するという目標の達成に有効に寄与したと評価できる。

次期目標等への反映の方向性

【施策】

我が国の国際交流の推進及び観光立国実現のため、現在の目標を維持し、引き続き、各取組を推進 していく。

【測定指標1,2】

引き続き、広報・周知活動により一層取り組むとともに、民間企業等に職員が出張して登録を受け付けるなど、自動化ゲート利用希望者への行政サービスの向上に努め、利用登録者を増やしていく。

また、有識者会議から、自動化ゲートの増設や「信頼できる渡航者」の自動化ゲート利用等の提言があったことを踏まえ、「信頼できる渡航者」を自動化ゲートの対象とする新たな枠組み**2の構築や、各空港における自動化ゲートの増設等についても検討していく。

【測定指標3】

引き続き、事実の調査を数多く実施するとともに、在留管理に必要な情報の迅速かつ正確な把握に 努める。さらに、事実の調査の結果、偽装滞在が疑われる者については、在留資格取消制度を積極的 に適用していく。

字讖経験を有 する者の知見

学識経験を有 1 実施時期

する者の知見 平成28年7月1日

の活用

2 実施方法

会議

3 意見及び反映内容の概要 なし

政策評価を行一〇評価の過程で使用したデータや文献等

う過程におい
・「自動化ゲート利用者登録数の推移」

報

て使用した資 (入国管理局出入国管理情報企画官,対象期間:平成23年1月1日~平成27年12月31日)

料その他の情」・「自動化ゲート利用率の推移」

(入国管理局出入国管理情報企画官, 対象期間:平成23年1月1日~平成27年12月31日)

「在留資格取消件数の推移」

(入国管理局入国在留課,対象期間:平成23年1月1日~平成27年12月31日)

- ・「訪日外国人2500万人時代の出入国管理行政の在り方に関する検討結果(報告)」 (第6次出入国管理政策懇談会,平成25年5月20日)
- ・「今後の出入国管理行政の在り方」(第6次出入国管理政策懇談会,平成26年12月26日)
- •「第5次出入国管理基本計画」(法務省,平成27年9月15日)

備考

【行政事業レビュー点検結果の平成29年度予算概算要求への反映内容】

リース契約の期間が満了するシステム機器について、リース期間満了後もその契約を延 伸することによって借料の縮減を図った。

担当部局名

入国管理局総務課企画室

政策評価実施時期

| 平成28年8月

*1 「不法滞在者等」

不法残留者(正規の手続を経て在留資格を取得後、許可された在留期間を超えて不法に滞在する者)や 不法入国者(密航等により入国した者など正規の上陸手続を経ずに我が国に滞在する者)等の不法滞在者 に加えて、偽装結婚、偽装留学、偽装就労など、偽変造文書や虚偽文書を行使するなどして身分や活動目 的を偽り、あたかも在留資格のいずれかに該当するかのごとく偽装して不正に在留許可を受け、実際には 不法に就労等するいわゆる偽装滞在者も含む。

*2 「自動化ゲート」

自動化ゲートとは、あらかじめ入国管理局に指紋等の個人識別情報(バイオメトリクス)を提供して利 用者登録を行った日本人及び一定の要件(再入国許可を受けている等)に該当する外国人が、出入(帰) 国時に、自分で旅券や指紋を機械に読み取らせることで、機械が旅券と指紋を照合して本人確認を行い、 自動的に出入(帰)国手続を行うことができるシステムのことである。平成19年11月に成田空港に設置さ れ、続いて平成21年9月に中部空港及び関西空港、平成22年10月には羽田空港に設置されている。

*3 「出入国管理及び難民認定法(昭和26年10月4日政令第319号)」

第9条

- 入国審査官は、次の各号のいずれにも該当する外国人が第7条第1項に規定する上陸のための条件に 適合していると認定したときは、氏名、上陸年月日、上陸する出入国港その他の法務省令で定める事項 を上陸許可の証印に代わる記録のために用いられるファイルであつて法務省令で定める電子計算機に備 えられたものに記録することができる。この場合においては、第1項の規定にかかわらず、同項の証印 をすることを要しない。
 - 一 第7項の規定による登録を受けた者であること。
 - 二 上陸の申請に際して、法務省令で定めるところにより、電磁的方式によつて個人識別情報を提供し

ていること。

- 7 法務大臣は、本邦に在留する外国人で本邦に再び上陸する意図をもつて出国しようとするものが、次の各号(特別永住者にあつては、第3号を除く。)のいずれにも該当し、かつ、その上陸しようとする 出入国港において第4項の規定による記録を受けることを希望するときは、法務省令で定めるところに より、その旨の登録をすることができる。
 - 一 第26条第1項の規定により再入国の許可を受けている者又は第61条の2の12第1項の規定により交付を受けた難民旅行証明書を所持している者であること。
 - 二 法務省令で定めるところにより、電磁的方式によつて個人識別情報を提供していること。
 - 三 当該登録の時において、第5条第1項各号のいずれにも該当しないこと。
- 第19条の19 法務大臣は、中長期在留者に関する情報の継続的な把握のため必要があるときは、この款の 規定により届け出ることとされている事項について、その職員に事実の調査をさせることができる。
- 2 入国審査官又は入国警備官は、前項の調査のため必要があるときは、関係人に対し、出頭を求め、質問をし、又は文書の提示を求めることができる。
- 3 法務大臣,入国審査官又は入国警備官は、第1項の調査について、公務所又は公私の団体に照会して 必要な事項の報告を求めることができる。
- 第59条の2 法務大臣は、第7条の2第1項の規定による証明書の交付又は第12条第1項、第19条第2項、第20条第3項本文(第22条の2第3項(第22条の3において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)、第26条第1項、第50条第1項若しくは第61条の2の11の規定による許可若しくは第22条の4第1項の規定による在留資格の取消しに関する処分を行うため必要がある場合には、入国審査官に事実の調査をさせることができる。
- 2 入国審査官は、前項の調査のため必要があるときは、外国人その他の関係人に対し出頭を求め、質問をし、又は文書の提示を求めることができる。
- 3 法務大臣又は入国審査官は、第1項の調査について、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。
- *4 「観光立国実現に向けたアクション・プログラム2015(平成27年6月5日観光立国推進閣僚会議決定)」
 - 4 先手を打っての「攻め」の受入環境整備
 - (1) 空港ゲートウェイ機能の強化、出入国手続の迅速化・円滑化

<出入国手続の迅速化・円滑化>

・以下の取組により、2016年度までに空港の入国審査に要する最長待ち時間を20分以下に短縮することを目指す。

(前略)

・日本人の自動化ゲート利用者数の増加を図るとともに、更なる大幅な増加に向けて、日本人出帰国審査における顔認証技術の導入を速やかに検討する。

(後略)

- *5 「「世界一安全な日本」創造戦略(平成25年12月10日閣議決定)」
 - ・Ⅱ-3-(6)安心して外国人と共生できる社会の実現に向けた不法滞在対策

これまでの水際対策や摘発強化の推進等により、不法残留者は大幅に減少したが、平成25年1月1日現在においても、なお、約6万2千人が存在している。また、近年は、偽変造文書や虚偽文書を行使すること等により、身分や活動目的を偽って在留許可を得ている偽装滞在者が増加していることが、治安対策上懸念されている。

そこで、平成24年7月から実施している新しい在留管理制度により得られる在留外国人に係る情報等を的確に分析し、不法滞在者・偽装滞在者の実態を解明し、効率的な摘発や在留資格取消手続等の推進を図ることが必要である。

また、不法滞在者等を縮減し、我が国に滞在する外国人と日本人とが安心して共生できる環境を整備することが、根本的な外国人犯罪対策として重要である。

このため,

- ① 水際対策
- ② 不法滞在等対策
- ③ 情報収集・分析機能の強化

に関する施策を推進することとし、 具体的には、

- ア) 不法滞在対策, 偽装滞在対策等の推進
- イ) 出入国管理に関するインテリジェンス機能の強化

等に積極的に取り組んでいくこととする。

Ⅲ-6-(3)-①新しい在留管理制度の適正な運用等による外国人との共生社会実現への寄与

偽装滞在者を縮減し、外国人と共生できる安全・安心な地域社会の実現に寄与するため、新しい在留管理制度による情報収集・分析に加え、入管法に規定された「事実の調査」を積極的に実施し、偽装滞在の実態解明等に努め、在留資格取消手続等を的確に実施する。

・Ⅲ-6-(3)-②出入国管理に関するインテリジェンス機能の強化

効果的な不法滞在対策及び偽装滞在対策並びにテロリスト等のハイリスク者の入国防止のため、在留外国人に関する情報収集・管理を一層的確かつ効率的に行うとともに、情報リテラシーの高い職員を育成し、これらの職員の高度な分析によるハイリスク者の発見や地方入国管理官署への迅速な伝達を実施する。また、関係機関との連携を図り、より有益な情報を入手し活用すること等により、入国管理局におけるインテリジェンス機能の強化を推進する。

*6 「中長期在留者」

出入国管理及び難民認定法上の在留資格をもって在留する外国人のうち、①3月以下の在留期間が決定された者、②短期滞在の在留資格が決定された者、③外交又は公用の在留資格が決定された者及び④これらの外国人に準ずる者として法務省令で定めるものを除いた者。特別永住者、不法滞在者及び特例上陸許可等を受けている者等はこれに含まれない。

*7 「出入国審査システム」

出入国審査等における申請内容、審査記録及び処分結果等に関する情報の保管・管理をコンピュータ化することにより正確かつ迅速に処理し、円滑・適正な出入国管理行政の運営を確保するシステムのこと。

*8 「バイオメトリクスシステム」

外国人個人識別情報システム(上陸審査時に外国人本人から提供を受けた指紋及び顔写真からなる個人 識別情報を,当局が保管する要注意人物リストと照合するシステム)と自動化ゲートを合わせたシステム のこと。

*9 「有識者からの提言」

(1) 平成25年5月に法務大臣の私的懇談会である第6次出入国管理政策懇談会から「訪日外国人250 O万人時代の出入国管理行政の在り方に関する検討結果(報告)」が提出された。当該報告書では、 広報・周知活動の充実や、自動化ゲートの増設等の自動化ゲートの利用促進のための提言があり、入 国管理局としてもこれらの提言を踏まえ、広報・周知活動により一層取り組むとともに、自動化ゲートの増設等についても対応を検討しているところである。

第6次出入国管理政策懇談会及び「訪日外国人2500万人時代の出入国管理行政の在り方に関する検討結果(報告)」の詳細な内容については法務省のホームページ(http://www.moj.go.jp/nyuuko kukanri/kouhou/nyukan_nyukan41.html)を参照。

(2) 平成26年12月に上記(1)の第6次出入国管理政策懇談会から報告書「今後の出入国管理行政の在り方」が提出された。当該報告書では、観光立国実現に向けた取組の一つとして、平成26年の入管法改正に盛り込まれた「信頼できる渡航者」の自動化ゲート利用等の円滑な実施等が必要である旨、また、不法滞在外国人縮減のための取組として、総合的な不法滞在者・偽装滞在者対策を推進する必要がある旨提言されている。

同報告書の詳細な内容については法務省のホームページ(http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri06_00056.html)を参照。

*10 「第5次出入国管理基本計画」

出入国管理基本計画は、出入国管理及び難民認定法第61条の10に基づき、外国人の入国及び在留の管理 に関する施策の基本となるべき計画を法務大臣が策定するもので、平成27年9月15日、第5次出入国管理 基本計画が策定された。当該基本計画では、観光立国実現に向けた取組として、自動化ゲートの利用拡大を掲げ、その効果的な広報活動の実施及び円滑かつ効果的な運用に努めていくとともに、「信頼できる渡航者」と認められた外国人について自動化ゲートの利用対象者に含めることとしている。また、安全・安心な社会の実現に向けた水際対策及び不法滞在者対策等の推進に向けた取組として、偽装滞在者対策の強化を掲げ、事実の調査に係る権限の積極的な活用等を通じ、中長期在留者に関する情報を継続的に把握して対策を講じていく必要があるとしている。

同基本計画の詳細な内容については法務省のホームページ(http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kou hou/nyuukokukanri06_00065.html)を参照。

*11 「事実の調査」

出入国管理及び難民認定法第19条の19に規定する事実の調査は、中長期在留者に関する情報を継続的に把握するために、中長期在留者が届け出ることとされている①住居地(同法第19条の7~9)、②氏名、生年月日、性別、国籍・地域(同法第19条の10)、③所属機関等に関する事項(同法第19条の16)のほか、所属機関が届け出るよう努めることとされている中長期在留者の「受入れ状況」(同法第19条の17)を対象として、各種届出情報の正確性やその事実関係を調査する必要があるときに行うものである。また、出入国管理及び難民認定法第59条の2に規定する事実の調査は、在留期間更新許可申請等の許可に関する処分及び在留資格の取消しに関する処分等を行うために必要がある場合に行うものである。

*12 「「信頼できる渡航者」を自動化ゲートの対象とする新たな枠組み」

在留資格「短期滞在」の活動を行う者のうち、一定回数以上の来日歴があり、事前に指紋等の個人識別情報を提供して審査を受け、出入国管理上問題を生じるおそれが少ない、「信頼できる渡航者」と認められて登録を受けた外国人について自動化ゲートの利用を可能とするとともに、上陸許可の証印に代わる上陸許可の証明手段として特定登録者カードを交付する仕組み。出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律(平成26年法律第74号)により、平成28年末までに施行することとされている。

平成27年度事後評価実施結果報告書

(法務省27-(12))

施策名	法務行政における国際協力の推進 (政策体系上の位置付け: VI-13-(2)									
施策の概要	国際連合と協力して行う研修や法制度整備支援等を通じて、支援対象国であるアジア等の開発途上国に、「法の支配」と良い統治(グッド・ガバナンス)を確立させ、その発展に寄与するとともに、我が国の国際社会における地位の向上等に資するため、法務省が所掌事務に関連して有する知見等を他国に提供するなどの国際協力を推進する。									
達成すべき目標	・国連アジア極東犯罪防止研修所を通じて充実した国際研修を実施し、刑事司法実務家の能力向上及び人材育成を図る。 ・法制度整備支援に関する国際研修、諸外国の法制等に関する調査研究及び専門家派遣並びに国際専門家会議開催を通じて、支援対象国における立法技術向上及び法曹人材育成強化を図る。									
施策の予算額・		区分	25年度	26年度	27年度	28年度				
執行額等	予 算 の 状況 (千円)	当初予算(a)	157, 458	204, 614	212, 468	225, 931				
		補正予算(b)	0	0	0	_				
		繰越し等(c)	0	0	0					
		合計 (a+b+c)	157, 458	204, 614	212, 468					
	執行	額(千円)	147, 916	192, 545	195, 393					
る内閣の重要	執行額(千円) 147,916 192,545 195,393 ○68司法・内務大臣会議総括宣言(平成20年6月11日~13日東京会議)*1 ○キャパシティ・ビルディング支援に関するG8司法・内務閣僚宣言(平成20年6月11日 ~13日東京会議)*2 ○「世界一安全な日本」創造戦略(平成25年12月10日閣議決定)*3 ○法制度整備支援に関する基本方針(改訂版)(平成25年5月改訂)*4 ○インフラシステム輸出戦略(平成27年6月改訂)*5 ○「日本再興戦略」改訂2015(平成27年6月30日閣議決定)*6 ○経済財政運営と改革の基本方針2015(平成27年6月30日閣議決定)*7 ○知的財産推進計画2015(平成27年6月19日知財本部決定)*8 ○開発協力大綱(平成27年2月10日閣議決定)*9									

測定指標	平成27年度目標	達成
1 国連アジア極東犯罪防止研修所を通じた 国際研修の実施状況	国連アジア極東犯罪防止研修所を通じて充実 した国際研修を実施し、研修参加者の能力向上 及び人材育成に貢献する。	達成
施策(

日本を含む41か国から、193名の刑事司法実務家を招へいし、計10回の国際研修・セミナー等を実施し

た (別紙1参照)。

特に東南アジア諸国にフォーカスしたものとしては、東南アジア9か国から刑事司法・汚職対策分野の 実務家を招へいし、インドネシアのジャカルタにおいて、インドネシア最高検察庁及びインドネシア汚職 撲滅委員会との共催により、「第9回東南アジア諸国のためのグッド・ガバナンスに関する地域セミナー」 を開催し、議長総括を行った。

なお、国際会議には、16の会議に27名が参加した。

* * * + + + ***	実績値							
参考指標	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度			
1 国際研修の実施件数(回)	8	7	7	6	10			
2 国際研修への参加人数(人)	130	143	118	149	193			
3 国際研修参加者の研修に対する満足度	別紙2のとおり							
4 国際会議への参加回数(回)	4	10	13	9	16			
5 国際会議への参加人数(人)	6	11	15	16	27			

測定指標	平成27年度目標	達成
2 支援対象国に対する法制度整備支 援の実施状況	法制度整備支援に関する国際研修,諸外国の 法制等に関する調査研究及び専門家派遣並びに 国際専門家会議開催を通じて,支援対象国にお ける立法技術向上及び法曹人材育成強化を図 る。	達成

施策の進捗状況 (実績)

支援対象国が行う法制度整備と人材育成に資する目的で、ミャンマー、ラオス、ベトナム等から、司法 省職員、裁判官、検察官等の立法担当者や法律実務家を招へいし、各国のニーズに応じて法案の起草、審 査能力の向上、法曹育成などをテーマとして研修を実施した。また、本年度から、法令間の整合性、明確 性の確保といった新たな分野をテーマとする研修も開始するなど、支援活動の内容は広がりを見せている。 研修では、専門家による講義、研修参加者による発表及び質疑応答、実務家との意見交換等を実施し、 各国の法制の維持・整備及び運用に従事する者の知識の習得や経験等の共有に貢献した。

参考指標	実績値						
少方 拍标	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
1 国際研修の実施件数(回)	9	13	9	9	11		
2 国際研修への参加人数 (人)	92	158	121	122	162		

3	国際研修参加者の研 足度	修に対する満		;	引紙3-1 <i>0</i>	りとおり	
4	法制度整備支援に関する諸外国へ の調査職員の派遣件数(回)		6	12	7	11	13
5	法制度整備支援に関する諸外国か らの研究員の招へい人数 (人)		20	18	25	28	22
6	法制度整備支援に関する専門家の派遣依頼件数 ※依頼件数、派遣件数に	依頼件数(回)	13	15	27	22	22
	は、同一専門家に対し、派遣期間の延長依頼があった件数を含む。	派遣件数(回)	13	15	26	21	23
7	法制度整備支援に関 する専門家の派遣依 頼人数	依頼人数(人)	15	18	30	28	30
	税へ数 ※依頼人数,派遣人数は 延べ人数である。	派遣人数(人)	15	18	29	27	31
8	国際専門家会議の開	催回数(回)	1	1	1	1	1
9	国際専門家会議への	参加人数(人)	129	125	155	174	176

目標達成度合い の測定結果

(各行政機関共通区分) 目標達成

(判断根拠)

測定指標1,2は,各達成すべき目標に照らし,全て主要なものであると考えている。

測定指標1,2については、いずれも目標を達成することができたことから、 本施策は「目標達成」と判断した。

評価

結

施策の分析

(測定指標の目標達成度の補足)

【測定指標1】

国際研修・セミナー等への参加者の満足度は、別紙2のアンケート調査結果のとおり、「非常に役立った。」、「役立った。」又は「非常に有益であった。」、「有益であった。」と回答した者の割合がいずれの質問項目においても94パーセントを超えており、非常に有効であった。

東南アジア諸国のためのグッド・ガバナンスに関する地域セミナーでは、議長総括を発表するとともに、参加した東南アジア9か国の実務家並びに共催したインドネシア最高検察庁及びインドネシア 汚職撲滅委員会との緊密な関係を構築することができた。

国際研修・セミナー等では日本を含む41か国から計193名の参加を得て活発な議論が行われたことにより、各国の現状や問題点を効率的に把握できた。また、国連アジア極東犯罪防止研修所の高い知

名度を利用して、トップクラスの海外専門家を招へいして議論を行うなど、質の高い内容の研修・セミナー等を行い、効率的にその効果を高めるよう図った。

国際研修の講師として適切な専門家を招へいするため、国際会議への参加を通じて得た最新の国際動向等の情報や、刑事司法関係機関、専門家とのネットワークを活用しているところ、国際会議への参加人数は、過去5年間で最多であった前年実績をも大きく上回った。特に、平成27年4月にカタールにおいて開催された第13回コングレスでは、「女性犯罪者及び非行少年の処遇及び社会復帰」に関するワークショップのうち、女性犯罪者に関する部分を企画・運営し、大きな成果を挙げた。

以上の結果から、充実した研修を実施し、研修参加者の能力向上及び人材育成等に貢献できたと認められる。

なお、上記施策の分析においては、行政評価レビューにおける点検結果を活用し、有効かつ効率的な目標の達成がなされたかを検討した。

【測定指標2】

国際研修の対象国・テーマ等は、別紙4のとおりであり、法制度整備支援の対象国と概要は、別紙5のとおり(「各国プロジェクト等紹介・成果」法務省ホームページから抜粋。*10)である。

支援対象国の法制の維持・整備への支援のための研修や調査研究に際しては、相手国の立法・司法関係者等と対話や協議を十分に行い、他国ドナーや国際機関等の支援との調整・協力にも留意して行った。

また、支援対象国の主体性・自主性を尊重し、相手国との信頼関係を構築しながら、相手国のニーズを踏まえた支援を行っているため、現地に派遣されている長期派遣専門家による関係機関等からの情報収集、これに基づく国際研修のテーマの選定、日本における学者等のサポート体制の構築、現地で開催するセミナーにおける国際研修で得た最新の知見等のフィード・バックなど、様々な点にも配慮した活動を行った。

さらに、ミャンマー、ラオス、ベトナム等の支援対象国のニーズに応える形で実施した国際研修の参加者や国際専門家会議の招へい研究員は、研修又は研究の成果が各国の法制の維持・整備及び人材育成に確実に反映される見込みのある各国の立法担当職員や裁判官、検察官、弁護士等の法曹関係者とした。

平成27年度の国際研修の実施件数及び参加人数は参考指標1及び2のとおり、いずれも前年度の実績を上回っており、参加人数については前年度から大幅に増加して過去5年間で最多となったほか、法制度整備支援に関する諸外国への調査職員の派遣件数についても、参考指標4のとおり過去5年間で最多となっている。

一方、諸外国からの研究員の招へい人数については、参考指標5のとおり前年度の実績を下回ったが、これは訪日を予定していた招へい研究員が当該国の事情により訪日できなくなる案件が発生したことなどの外的要因によるものであり、その実績値としては過去5年間の平均値程度となっている。

国際専門家会議の参加人数は、参考指標9のとおり大幅に参加者が増加した前年度の実績を更に上回り、過去5年間で最多となっている。

研修参加者の研修に対する満足度は、別紙3-1のアンケート調査結果のとおり、研修において「多くの知識を習得できた。」及び「習得できた。」と回答した割合、また、研修が「大変有意義であった。」及び「有意義であった。」と回答した割合は、いずれも合わせて100パーセントであった(アンケートの内容は別紙3-2のとおり。)。

以上のことから、支援対象国における立法技術向上及び法曹人材育成強化を図るという目標を達成できたと評価できる。

(達成手段の有効性, 効率性等)

【測定指標1関係】

達成手段①「国際連合と協力して行う国際協力の推進」において実施している。国連アジア極東犯罪防止研修所を通じた国際研修については、国連の重要施策や開発途上国のニーズを反映させた参加国及び主要課題の設定に努め、また、事前に同課題に係る情報収集及び研究を行うとともに、国際会議への参加を通じて得た最新の国際動向等の情報や刑事司法関係機関、専門家とのネットワークを活

|用することで、適切な講師の人選を行った。

このような取組の下で実施した質の高い、充実した内容の研修は、刑事司法実務家の能力向上及び 人材育成に有効に機能しており、アジア地域を中心とした諸国の刑事司法の健全な発展に寄与したと いえる。

【測定指標2関係】

達成手段②「開発途上国に対する法制度整備支援の推進」において実施している国際研修,諸外国の法制等に関する調査研究及び専門家派遣並びに国際専門家会議開催については,支援対象国に対し,支援の効果が最大限となるよう,各国の実情及び個々のニーズに応じたテーマを選定するなどして継続的な支援を実施している。

行政事業レビューの点検結果では、法制度整備支援は近時、政府の経済政策において日本企業の海外展開促進のための重要かつ有効なツールとして取り上げられ、支援対象国の発展につながるのみならず、我が国の国際社会における地位向上にも貢献するものであり、かつ、同支援事業は、アジア諸国の市場経済化を進めると共に、我が国を含むアジア地域の持続的発展を促進させるためには不可欠な事業であると理解されている。また、これまでの支援活動の実績や研修員の満足度の高さから有効性が高いことも認められている。さらに、行政事業レビューにおける外部有識者の所見を踏まえて、法制度整備支援事業を推進すべく、支援対象国のニーズの的確な把握に努め、より効果的・効率的に支援活動を行うよう、支援の手法・範囲の精査に留意して実施した。

こうした取組は、法律や制度を支援対象国に根付かせるための妥当な手段であり、支援対象国の法制度等の発展に寄与したといえる。

このように、本達成手段は、支援対象国における立法技術向上及び法曹人材育成強化に有効に機能しており、支援対象国の基本法令の整備に役立つことができたとともに、「法の支配」と良い統治(グッド・ガバナンス)の確立にも寄与したといえる。

次期目標等への反映の方向性

【施策】

国際連合と協力して行う研修や法制度整備支援等を通じて、支援対象国であるアジア等の開発途上国に、「法の支配」と良い統治(グッド・ガバナンス)を確立させ、その発展に寄与するとともに、我が国の国際社会における地位の向上に資するため、現在の目標を維持し、引き続き、法務省が所掌事務に関連して有する知見等を他国に提供するなどの国際協力を推進していく。

【測定指標1】

国際連合と協力して行う研修については、国連との協定や「G8司法・内務大臣会議」の結果並びに刑事司法に関する我が国及び海外の動向も踏まえ、今後とも、本取組を継続実施していくこととする。

なお、同研修の在り方として、①国連の重要施策、②刑事政策に関する国際的動向・知見、③各国・地域・世界の刑事司法の実情、問題点、ニーズ、④我が国の重要施策、国益、刑事政策の動向、⑤法制度整備支援との連携の強化の視点を取り入れつつ、継続研修のテーマ及び内容を時宜に適した充実したものにするとともに、新規研修等についても積極的に開拓することとする。

また、刑事司法分野における国際協力推進の礎として、本施策を継続実施し、国際会議に積極的に参加し、最新情報の収集・共有及び人的ネットワークの拡充に努めることとする。

【測定指標2】

日本の法制度整備支援については、「法制度整備支援に関する基本方針(改訂版)」の下で戦略的に運用されているところ、近時、政府の経済政策においては日本企業の海外展開の促進が重要な要素として議論され、法制度整備支援は、そのための重要かつ有効なツールとして取り上げられている。

また、支援対象国の基本法令の整備や法曹等の人材育成が促進されることは、我が国の国際社会における地位向上にも貢献するものであり、今後も支援対象国の主体性・自主性を尊重し、相手国との信頼関係を構築しながら、引き続き、相手国のニーズを踏まえた支援を積極的に行うこととする。

さらに、支援の効果が最大限となるよう、各国の実情及び個々のニーズに応じたテーマを選定する など、より効率的な支援を継続実施することとする。

学識経験を有 1 実施時期 する者の知見 の活用

- - 平成28年7月1日
- 2 実施方法

会議

3 意見及び反映内容の概要

〔意見〕

法制度整備支援事業は平成28年度の行政事業レビュー公開プロセスの対象事業として 議論されたが、その中で、明確な司令塔がない、若しくは中枢機能がないということが 分かったので、法務省が中心的な役割を果たすべきである。

〔反映内容〕

オールジャパンによる法制度整備支援体制の強化及び司令塔機能の必要性を十分認識 し、本年度から新たに実施を予定しているJICAを始めとする関係機関・省庁等との 連絡会合において同認識の共有を図るとともに、これまで実施されてきた関係省庁間の 連絡会議等の場も有効に活用して更なる連携強化を図り、より戦略的に法制度整備支援 を実施していく。

う過程におい

政策評価を行口評価で使用したアンケート調査

研修参加者アンケート調査結果は,法務総合研究所国際連合研修協力部及び同所国際協 て使用した資力部において保管している。

料その他の情 報

備考

【行政事業レビュー点検結果の平成29年度予算概算要求への反映内容】

官民・ドナー間の連携強化のため、関係機関が一堂に会する「法整備支援ネットワーク 会合」の新設に伴い各種協議会等の効率化を図ることにより、協議会出席旅費等の縮減を 図った。

担当部局名

法務総合研究所総務企画部

政策評価実施時期

平成28年8月

*1 「G8司法·内務大臣会議総括宣言(平成20年6月11日~13日東京会議)」

我々は、国際組織犯罪対策及び国際テロ対策について、各分野におけるG8各国の取組に焦点を当てる とともに、国際的な連携と協調を推し進めるための取組について議論した。また、より効果的な法制度及 び法執行能力を整備する上で、助力を必要とする国に対するキャパシティ・ビルディング支援の重要性に ついても議論した。〈中略〉我々は、適切な二国間、地域間又は多国間のチャネルを通じて、我々の権限 の範囲内の支援を提供する努力を継続し、また、その質的向上を図る努力を継続することを改めて確認す

*2 「キャパシティ・ビルディング支援に関するG8司法・内務閣僚宣言(平成20年6月11日~13日東京会 議)」

司法制度、刑事及び関連法制並びにテロ行為を防止するための政策、手続及び体制を整備し、並びに法

執行、検察、裁判、弁護及び矯正の能力を拡充するためのキャパシティ・ビルディング支援の死活的重要性に鑑み、我々はここに、適切な二国間、地域間又は多国間のチャネルを通じて、我々の権限の範囲内の支援を提供する努力を継続し、また、その質的向上を図る努力を継続することを約束する。

*3 「「世界一安全な日本」創造戦略(平成25年12月10日閣議決定)」

近年急速に複雑化・深刻化している国際組織犯罪等に適切に対処するため、アジア等の開発途上国の刑事司法機関職員の能力向上を図るとともに、各国刑事司法機関と日本の刑事司法実務家との連携を推進する。

*4 「法制度整備支援に関する基本方針(改訂版)(平成25年5月改訂)」

世界各地の開発途上国に対し、立法支援や制度整備支援を行う法制度整備支援は、良い統治(グッド・ガバナンス)に基づく開発途上国の自助努力を支援するものであるとともに、我が国が将来に渡り、国際社会での名誉ある地位を保持していくための有効なツールであり、戦略的な支援を展開していく必要がある。したがって、政府開発援助(ODA)大綱、ODA中期政策等に基づき、(1)自由・民主主義等普遍的価値観の共有による開発途上国への法の支配の定着、(2)持続的成長のための環境整備及びグローバルなルール遵守の確保、(3)我が国の経験・制度の共有、我が国との経済連携強化といった観点から、基本法及び経済法の分野において積極的な法制度整備支援を行うこととする。

なお、同基本方針は、平成21年4月の海外経済協力会議で策定されたものであるが、今回の改訂は、「我が国企業によるインフラ・システムの海外展開や、エネルギー・鉱物資源の海外権益確保を支援するとともに、我が国の海外経済協力(経協)に関する重要事項を議論し、戦略的かつ効率的な実施を図るため」に設置された経協インフラ戦略会議(平成25年3月12日内閣総理大臣決裁)を経て公表されたもの。

*5 「インフラシステム輸出戦略(平成27年6月改訂)」

インフラビジネスの基礎となるビジネス環境整備を強化するための具体的施策として法制度整備支援を 実施していくことが明記されている。

なお、同戦略は、前記(*4)経協インフラ戦略会議において決定されたものである。

*6 「日本再興戦略」改訂2015 (平成27年6月30日閣議決定)」

中短期工程表「国際展開戦略② 地域ごとの戦略的且つ重点的な市場開拓」において、ASEAN諸国との政府間協力関係の蓄積に基づき、従来の取組に続き「ASEAN諸国における法制度整備支援を実施」するとされている。

*7 「経済財政運営と改革の基本方針2015 (平成27年6月30日閣議決定)」

海外の成長市場との連携強化を図る取組の一つとして、「法の支配の理念の下での法整備支援や予防司法等を通じたビジネス環境整備を促進する」とされている。

*8 「知的財産推進計画2015 (平成27年6月19日知財本部決定)」

新興国等における知財司法人財の育成のための取組として,「司法関係者等に対して研修を行うなど, 知財司法人財の育成を支援する」とされている。

*9 「開発協力大綱(平成27年2月10日閣議決定)」

法の支配といった普遍的価値の共有の実現のため、「実定法の整備や法曹、司法関係者の育成等の法制 度整備支援」を行うこととされている。

*10 「各国プロジェクト等紹介・成果」

法務省ホームページ(http://www.moj.go.jp/housouken/houso_icd.html)

別表 1 平成27年度に実施した研修及び参加国・参加人数

研 修 名	件数	参 加 国(日本を除く。)	人数
国際研修・セミナー	3	ケニア、パプアニューギニア、タ	68
		イ,フィリピン,ブータン,ミャ	
		ンマー等	
国別・地域別研修	5	ベトナム,ネパール,コートジボ	76
		アール, セネガル, チャド, ニジ	
		ェール,ブルキナファソ,マリ,	
		モーリタニア, コンゴ等	
汚職防止刑事司法支援研修	1	バングラデシュ, エジプト, カザ	30
		フスタン等	
東南アジア諸国のためのグッドガバナンスに関する地域セミナー	1	インドネシア,ラオス,フィリピ	19
		ン等	
計	10	40 か国 (日本を除く。)	193

別表2 平成27年度に開催された国際会議及び参加人数

開催地	期間	会 議 名	人数
ドーハ	27. 4. 12~19	第13回国連犯罪防止・刑事司法会議(コングレ	5
		ス)	
香港	27. 5. 11~13	第6回香港汚職対策独立委員会(ICAC)シ	1
		ンポジウム	
タガイタ	27. 5. 20~21	第3回保護観察及び非拘禁措置に関するASE	2
イ(フィ		AN+3会議	
リピン)			
ウィーン	27. 5. 18~22	第24回国連犯罪防止・刑事司法委員会(コミッ	2
		ション)	
バンコク	27.6. 4~5	アジア国際法学会地域会合	1
バンコク	27. 6. 11	タイ王国法務研究所(TIJ)刑事司法人事セ	1
		ミナー	
ロサンゼ	27. 7. 14~16	第2回世界保護観察会議	2
ルス			
バンコク	27. 8. 3	犯罪者更生に関する第2回国際会議	1
北京	27. 8. 22~23	第6回現代刑事法国際フォーラム	1
ウィーン	27.8.31~ 9.	国連腐敗防止条約第6回防止措置作業部会	1
	2		
バンコク	27.10.8~9	アセアン諸国における女性犯罪者の処遇のため	2
		の研修教材についての専門家会合及びバンコク	
		・ルールズ制定5周年記念セミナー	
メルボル	27. 10. 26~29	第17回国際矯正刑務所協会総会	3
ン			

バンコク	27. 11. 22~27	第35回アジア太平洋矯正局長等会議	1
ソウル	27. 11. 30	韓国刑事政策研究院(KIC)国際フォーラム	1
		2015:安全な社会のための刑事政策	
ルンド	27. 12. 11~12	ラウル・ウォレンバーグ人権及び人道法研究所	2
(スウェ		(RWI) セミナー及び国連犯罪防止刑事司法	
ーデン)		プログラムネットワーク機関(PNIs)間調	
		整会議	
ソウル	28. 3. 13~19	第5回アジア矯正建築実務者会議	1
計			27

国際連合に協力して行う国際研修参加者アンケート調査結果

指	標	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
研修参加人数		143	118	149	193
質問	回答区分※3	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	非常に役立った。	79.7%(114人)	70.3%(83人)	73.2%(109人)	71.0%(137人)
	役立った。	15. 4%(22人)	20.3%(24人)	26. 2%(39人)	26.4%(51人)
全体として、各種講義は新しい知識の習得に役立った	どちらとも言えない。	0%(0人)	0.8%(1人)	0.7%(1人)	0%(0人)
か。	役立たなかった。	0%(0人)	0%(0人)	0%(0人)	0%(0人)
	全く役立たなかった。	0%(0人)	0%(0人)	0%(0人)	0%(0人)
	無回答※3	4. 9%(7人)	8.5%(10人)	0%(0人)	2.6%(5人)
	非常に有益であった。	82. 1% (101人)	69.0%(69人)	71.2%(94人)	71.5%(123人)
人仕して TU市佐売間広	有益であった。	11.4%(14人)	24.0%(24人)	28.0%(37人)	26.2%(45人)
全体として、刑事施設関係 施設の見学は有益であった	どちらとも言えない。	0%(0人)	2.0%(2人)	0.8%(1人)	0.6%(1人)
か。※1	有益ではなかった。	0.8%(1人)	0%(0人)	0%(0人)	0%(0人)
	全く有益ではなかった。	0%(0人)	0%(0人)	0%(0人)	0%(0人)
	無回答※3	5.7%(7人)	5.0%(5人)	0%(0人)	1.7%(3人)
	非常に役立った。	74.8%(107人)	57.6%(68人)	61.7%(92人)	67.4%(122人)
	役立った。	20.3%(29人)	29.7%(35人)	36.2%(54人)	29.3%(53人)
グループワークは課題の認 識と今後の取組の方向性の	どちらとも言えない。	0%(0人)	3.4%(4人)	2.0%(3人)	0.6%(1人)
共有に役立ったか。※2	役立たなかった。	0%(0人)	0.8%(1人)	0%(0人)	1.1%(2人)
	全く役立たなかった。	0%(0人)	0%(0人)	0%(0人)	0.6%(1人)
	無回答※3	4. 9% (7人)	8.5%(10人)	0%(0人)	1.1%(2人)
	非常に有益であった。	81.8%(117人)	66.1%(78人)	76.5%(114人)	72.0%(139人)
スジロ教室も女団名もよ	有益であった。	13.3%(19人)	20.3%(24人)	22.8%(34人)	24.9%(48人)
アジ研教官や各国参加者と の意見交換及び交流は有益	どちらとも言えない。	0%(0人)	3.4%(4人)	0%(0人)	0.5%(1人)
であったか。	有益ではなかった。	0%(0人)	0%(0人)	0.7%(1人)	0%(0人)
	全く有益ではなかった。	0%(0人)	0%(0人)	0%(0人)	0%(0人)
	無回答※3	4. 9% (7人)	10.2%(12人)	0%(0人)	2.6%(3人)
	非常に有益であった。	75.5%(108人)	63.6%(75人)	68.5%(102人)	75.1%(145人)
	有益であった。	18.9%(27人)	28.0%(33人)	29.5%(44人)	19.2%(37人)
この研修に参加したことは、 自国の刑事司法の発展	どちらとも言えない。	0.7%(1人)	0%(0人)	2.0%(3人)	0.5%(1人)
に有益であったか。	有益ではなかった。	0%(0人)	0%(0人)	0%(0人)	2.6%(5人)
	全く有益ではなかった。	0%(0人)	0%(0人)	0%(0人)	0%(0人)
	無回答※3	4. 9% (7人)	8.5%(10人)	0%(0人)	2.6%(5人)

^{※1} 刑事関係施設を実施していない研修等があるため、回答数が異なっている。 ※2 グループワークを実施していない研修等があるため、回答数が異なっている。 ※3 アンケートを提出しなかった者については無回答に計上している。 ※4 各質問に対する回答者の割合は、それぞれ四捨五入によっているので、合計して100%とならない場合がある。

法制度整備支援に関する国際研修参加者アンケート調査結果

	. Mr.7 1 H F 1 4			
指標	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
研修参加人数	158	121	122	162
アンケート回収数	158	121	122	162
アンケート回収率	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

質問	回答区分	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
	多くの知識を習得できた。	63.9% (101人)	81.8% (99人)	75.4% (92人)	69.1% (112人)
	習得できた。	36.1% (57人)	17.4% (21人)	24.6% (30人)	30.9% (50人)
新しい知識を習得したか	どちらとも言えない。	0% (0人)	0.8% (1人)	0%(0人)	0%(0人)
	習得できなかった。	0%(0人)	0%(0人)	0%(0人)	0%(0人)
	全く習得できなかった。	0%(0人)	0%(0人)	0%(0人)	0%(0人)
	大変有意義であった。	72.2%(114人)	93.4% (113人)	82.0%(100人)	81.5% (132人)
	有意義であった。	27.2% (43人)	6.6% (8人)	18.0% (22人)	18.5% (30人)
研修が有意義であったか	どちらとも言えない。	0.6%(1人)	0%(0人)	0%(0人)	0%(0人)
	有意義でなかった。	0%(0人)	0%(0人)	0%(0人)	0%(0人)
	全く有意義でなかった。	0%(0人)	0%(0人)	0%(0人)	0%(0人)

研修アンケート

(各項目右端の口の該当する箇所に図 を付けてください)

ヤッション名:		

実 施 日:

1 研修の期間は適切でしたか?

1	長すぎた。	
2	ちょうど良かった。	
3	短すぎた。	

2 講義,協議時における教室等の環境はどうでしたか?

1	快適だった。	
2	どちらとも言えない。	
3	あまり快適ではなかった。	

3 今回の研修で新しい知識を修得できましたか?

1	多くの知識を修得できた。	
2	修得できた。	
3	どちらとも言えない。	
4	修得できなかった。	
5	全く修得できなかった。	

4 研修全般については、どうでしたか?

1	大変有意義であった。	
2	有意義であった。	
3	どちらとも言えない。	
4	有意義でなかった。	
5	全く有意義でなかった。	

ご協力に感謝します。

国際研修实施一覧

平成28年4月1日現在 淅 鏕 商法, 日本の裁判制度・法律家養成の概要 円滑な民商事取引のための法制度の研究 (担保制度, 裁判外の紛争処理システム) 円滑な民商事取引のための法制度の研究 (民事訴訟制度, 法律関係者の養成) P 日本における国籍法等の概要 1 日本における民事法の概要等 民事執行法,民事訴訟法 1 日本の司法制度概要 日本の司法制度概要 刑法, 刑事訴訟法 戸籍・登記・供託 司法制度の概要 日本の司法制度 (3週間) 8.30 (2週間) 4 (3週間) H9.10.13~10.31 (3週間) (2週間) 9.20 (3週間) 18.11.19~12.12 (3週間) (10日間) 2.17~ 3.20 (5週間) (3週間) (3週間) H6.10.3~10.7 (1週間) 噩 3, 15 1.30 9 $H7.10.16\sim11.2$ 7 е; arphi $\frac{5}{2}$ 1.21 \sim $2.27\sim$ 6.16 \sim $2 \sim$ 舜 $8.19 \sim$ 1.13 \sim 6 2 Н9. Н9. Н9. H10. Н8. Н8. Н8. H10. (人員) カンボジア(6) カンボジア(6) カンボジア(5) バヤンヤー(1) ミャンマー(3) カンボジア(1 ベトナム(3) 日本(7) ベトナム(10) ベトナム(10) ベトナム(12) モンゴル(2) モンゴル(3) ベトナム(1) ベトナム(6) ベトナム(5) ベトナム(8) 対象国 ロシア(4) ラオス(2) 中国(2) 日本(6) 第2回ベトナム国法整備支援研修 第5回ベトナム国法整備支援研修 第3回ベトナム国法整備支援研修 第1回ベトナム国法整備支援研修 ベトナム国法整備支援研修(刑法) 第4回ベトナム国法整備支援研修 第2回カンボジア司法支援研修 第3回カンボジア司法支援研修 第1回カンボジア司法支援研修 柊 ロシア司法関係専門家招聘 第1回国際民商事法研修 第2回国際民商事法研修 名 回教 \vdash വ $^{\circ}$ 4 8年度 6年度 7年度 9年度 庚 平成 平成 平限 平限 #

年 度	回	名称	対象国 (人員)	1 解	₽ 1	備考
平成10年度	1	第6回ベトナム国法整備支援研修	ベトナム(9)	H10. 6.15~ 7.10 (4週間)	会社法(証券取引法を含む)	
	23	第7回ペトナム国法整備支援研修	ベトナム (11)	H10.10.5~10.30 (4週間)	知的財産権	
	33	カンボジアカウンターパート研修	カンボジア(2)	H10. 8.24~ 9.18 (3週間)	司法行政の在9方, 裁判官・検察官の任用及び研修制度	
	4	第4回カンボジア司法支援研修	カンボジア (15)	H11. 1.12~ 2. 5 (3週間)	民法・民事訴訟法	
	ശ	第1回汚職防止刑事司法支援研修	カンボジア(1) ベトナム(2) 中国(1) ラオス(2) モンゴル(1) ラトヴィア(1) ザンビア(1) 日本(3)	H10.11.16~12.11(4週間)	汚職防止に関する法制度とその運用に関する研究	
	9	第3回国際民商事法研修	カンボジア(2) ベトナム(2) 中国(2) ラオス(2) モンゴル(2) ミャンマー(2) 日本(6)	H11. 2. 1~ 3. 5 (5週間)	円滑な民商事取引のための法制度の研究 ①企業の経済活動に関する法制度の現状とその問題 点 ②法律関係者の役割と法律関係者の養成に関する現 状とその問題点	
	7	インドネシア経済法研修	インドネシア (20)	H10.10.2~11.25 (8週間)	経済関係法	
	∞	第1回ラオス法整備支援研修	ラオス(17)	⊞11. 2.19~ 3.12 (3週間)	基本法・環境法・地方自治法	

年 度	回	名称	対象国 (人員)	崩	1	備表
平成11年度	1	第8回ベトナム国法整備支援研修	ペトナム (10)	H11. 6. 7~ 7. 2 (4週間)	刑事手続	
	2	第9回ベトナム国法整備支援研修	ペトナム (10)	H11.10.4~10.29 (4週間)	民事責任	
	3	ベトナム最高人民検察院研修	ペトナム (10)	H11.10.18~11.5(3週間)	刑事手続と検察官の役割	国連開発計画(UNDP) の支援
	4	第5回カンボジア司法支援研修	カンボジア (15)	H12. 1.17~ 1.21(1週間)	日本の司法制度概要	
	Ð	第2回汚職防止刑事司法支援研修	カンボジア(1) 中国(1) キンゴル(1) ベトナム(1) ベトナム(1) パレスチナ(1) ケニア(1) ウガンダ(1) フルゼンチン(1) コロンビア(1) パラグアイ(1) パラグアイ(1)	H11.11.15~12.10(4週間)	汚職防止に関する法制度とその運用に関する研究	
	9	第4回国際民商事法研修	カンボジア(2) 中国(1) ラオス(2) モンゴル(2) ミャンマー(2) ミャンマー(2) ベトナム(2)	H12. 1.24~ 2.25 (5週間)	円滑な民商事取引のための法制度の研究 ①不動産に関する所有権の比較研究 ②法人格を有する事業形態の比較検討	
	7	第2回ラオス法整備支援研修	ラオス(10)	H11.11.8~12.3 (4週間)	基本法,経済法,司法制度	

年 度	回	名称	対象国 (人員)	期	1	備寿
平成12年度	1	カンボジア民訴法起草支援研修	カンボジア(5)	H12. 7.10~ 7.21 (2週間)	民訴法起草支援	
	2	カンボジア民法起草支援研修	カンボジア(5)	H12. 9. 4~ 9.14 (2週間)	民法起草支援	
	3	カンボジア民事法制度研究	カンボジア(6)	H13. 2.19~ 3. 5 (2週間)	民法及び民訴法起草支援	法総研予算
	4	第3回ラオス法整備支援研修	ラオス(10)	H12.11. 6~11.17 (3週間)	基本法·経済法·司法制度	
	2	第10回ベトナム国法整備支援研修	ベトナム(10)	H12. 6. 5~ 6.30 (4週間)	日本の司法制度, 戸籍・犯歴制度	
	9	第11回ベトナム国法整備支援研修	ベトナム(10)	H12. 9.18~10.13 (4週間)	弁護士制度,WTO加盟問題	
	7	第12回ベトナム国法整備支援研修	ベトナム(10)	H12.10.16~11.10 (4週間)	日本の検察, 刑事手続関係	
	8	第13回ベトナム国法整備支援研修	ベトナム(9)	H13. 2.19~ 3.16 (4週間)	日本の裁判所制度関係	
	6	第5回国際民商事法研修	カンボジア(2) 中国(2) ラオス(2) モンゴル(2) ミャンマー(2) ベトナム(2) 日本(5)	H13. 1.22~ 2.23(5週間)	円滑な民商事取引のための法制度の研究 ①物的担保制度の比較研究 ②会社制度の比較研究	
	10	法律関係業務支援多数国研修(ADB研修)	中国(2) インド(2) ネパール(2) パキスダン(2) フィリピン(2) タイ(2) 日本(3)	H12. 5.18∼ 7.26 (70∃)	日本の政府機関の運営や立法作業等の現状	アジア開発銀行(ADB) の支援
	11	行政強制制度に関する研修	中国(10)	H12. 4.18 (1 日)	日本の行政執行制度の仕組みと運用について	
	12	ロシア公務員(不動産登記専門家)研修	ロシア(8)	H13. 1.29∼ 2. 2 (5 Д)	不動産登記制度関係	
	13	ラオス司法省カウンターパート研修	ラオス (1)	H13. 3.21~ 4.27 (6週間)	日本の司法制度研究	

年 度	回	名称	対象国 (人員)	期間	1	備
平成13年度	1	第14回ベトナム国法整備支援研修	ベトナム (10)	H13. 5.14~ 6. 8 (4週間)	民事・刑事における検察官の役割と人材育成	
	2	第15回ベトナム国法整備支援研修	ベトナム (10)	H13.6.18~7.13(4週間)	法曹養成と弁護士制度	
	3	カンボジア民事訴訟法起草支援研修	カンボジア(8)	H13. 8.27~ 9. 7 (2週間)	民訴法起草支援	
	4	第16回ベトナム国法整備支援研修	ベトナム (10)	H13. 9.17~10.12 (4週間)	民事訴訟手続	
	2	第4回ラオス法整備支援研修	ラオス(15)	H13.10.15~11. 9(4週間)	基本法·経済法·司法制度	
	9	カンボジア民法起草支援研修	カンボジア(8)	H13.12.3~12.21 (3週間)	民法起草支援	
	2	第6回国際民商事法研修	カンボジア(2) 中国(1) ラオス(2) モンゴル(1) ミヤンマー(2) ベトナム(2) 日本(7)	H14. 2. 4~ 3. 8 (5週間)	訴訟外紛争解決制度 ①裁判所が提供するADR ②裁判所以外の機関が提供するADR	
	∞	第17回ベトナム国法整備支援研修	ベトナム (10)	H14. 2.25~ 3.20(4週間)	民法改正共同研究	
	6	第5回ラオス法整備支援研修	ラオス(14)	H14. 2.25∼ 3.22 (4週間)	基本法·経済法·司法制度	
	10	日本・モンゴル司法制度比較セミナー	モンゴル(5)	H13.10.29~11.13(2週間)	日豪司法制度比較研究	
	11	ウズベキスタン国法整備支援カウンターバート研修 ウズベキスタン(3)	ウズベキスタン(3)	H14. 4. 1∼ 4.19 (3週間)	日本との司法制度比較研究	

年度	回	名称	対象国 (人員)	期間	₽	無 表
平成14年度	\vdash	第18回ベトナム国法整備支援研修	ベトナム(9)	H14. 5.13~ 6. 7(4週間)	市場経済を発展させるための経済の刑事的規制	
	67	第2回法務省・ADB共催研修・フィリピン裁判 官裁判運営研修	フィリピン (15) 日本(3)	H14. 6. 3~ 6.24 (3週間)	フィリピン司法制度の効率的運用	
	60	第19回ベトナム法整備支援研修	ベトナム (10)	H14. 6.24~ 7.19 (4週間)	証券取引市場をめぐる法制度とその運用	
	4	第1回インドネシア 法整備支援研修	インドネシア (11)	H14. 7. 8~ 7.27 (3週間)	日本とインドネシアの各法制度及びその運用の比較研究	
	ΓÜ	第20回ベトナム法整備支援研修	ベトナム(10)	H14. 9.17~10.11 (4週間)	民事訴訟手続	
	9	第6回ラオス法整備支援研修	ラオス(15)	H14.10.15~10.25(10日間)	市場経済の基礎をなす民商事法の役割と国際取引	
	7	カンボジア民法起草支援研修	カンボジア(8)	H14.11.5~11.29 (3週間)	民法及び民事訴訟法起草支援	
ı	∞	第1回ウズベキスタン法整備支援研修	ウズベキスタン(6)	H14.10.28~11.22 (4週間)	経済取引を促進する法制度 中小企業に関する法制度を中心として	
	6	第7回国際民商事法研修	カンボジア(2) 中国(2) カザフスタン(1) ラオス(2) モンゴル(2) ミヤンマー(2) タイ(2) 日本(9)	H15. 1.20~ 2.21(5週間)	知的財産権に関する法制度の研究	
	10	第21回ベトナム法整備支援研修	ベトナム(9)	H15. 2.17~ 3. 7(4週間)	担保取引をめぐる法制度とその運用	
	11	第7回ラオス法整備支援研修	ラオス(12)	H15. 3.10~ 3.20 (10日間)	市場経済を支える民刑事手続法の基本原則と各法曹の役割	
	12	カンボジア法整備支援研修	カンボジア(8)	H15. 3.24~ 4.11(20日間)	民法及び民事訴訟法	

年度 回	回数 名 称	対象国 (人員)	1	₽ 1	備考
平成15年度	1 第2回インドネシア法整備支援研修(日本・インドネシア司法制度比較研究セミナー)	インドネシア (17)	H15. 6. 9~ 7. 4 (4週間)	公正かつ効率的な訴訟制度の運営に関する比較研究	
	2 日本・インドネシアADR比較研究セミナー	インドネシア(4)	H15.10.20~10.31 (12日間)	裁判外紛争処理	
<u> </u>	3 第2回ウズベキスタン法整備支援研修	ウズベキスタン(10)	H15.10.27~11.21 (4週間)	経済取引を促進する法制度 一担保制度及び不動産登記制度を中心として一	
	4 第8回ラオス法整備支援研修	ラオス(16)	H15.11.10~11.2 (12日間)	海外投資と債権担保	
l	5 第9回ラオス法整備支援研修	ラオス(10)	H16. 1.13~ 1.30 (18日間)	教科書作成支援	招へい研究員(4名) を含む
	6 第22回ベトナム法整備支援研修	ベトナム(10)	H16. 2. 4~ 3. 4 (4週間)	法曹養成制度及び法曹実務教育	
ı	7 2003年度国際民商事法研修(地域別)	カンボジア(3) ラオス(3) ベトナム(3) モンゴル(2) 日本(6)	H16. 2.16~ 3.26 (6週間)		招へい研究員 (モンゴル2名)を含む
平成16年度	1 第3回インドネシア法整備支援研修(日本・イ ンドネシア司法制度比較研究セミナー)	インドネシア (12)	H16. 6. 2~ 7. 2 (4週間)	公正かつ効率的な民事紛争解決制度の運営に関する比較研究	
	2 カンボジア王国法整備支援カウンターパート 研修(法曹養成)	カンボジア(7)	H16. 9. 6~ 9.15 (10日間)	法曹養成	
	3 第10回ラオス法整備支援研修	ラオス(10)	H16. 9.27~10.15 (11日間)	判決書マニュアル作成及び検察官マニュアル作成	
l	4 第3回ウズベキスタン共和国法整備支援研修	・ウズベキスタン(12)	H16.10.1~10.29 (29日間)	倒産法注釈書作成	
	5 第11回ラオス法整備支援研修	ラオス(12)	H16.11. 4~11.18 (15日間)	民法教科書作成	
<u>ı</u>	カンボジア王国法整備支援カウンターパート 研修(民法・民訴法起草)	カンボジア(8)	H17. 1.31~ 2.18 (19日間)	民法・民訴法起草	
	7 第23回ベトナム法整備支援研修	ベトナム(9)	H17. 1.25~ 2. 4 (11日間)	法曹養成制度及び法曹実務教育	
	8 第24回ベトナム法整備支援研修	ベトナム(12)	H17. 2.21~ 3. 4 (12日間)	ベトナム改正民法起草	
ı	9 2004年度国際民商事法研修(地域別)	カンボジア(2) ラオス(3) ベトナム(3) ミヤンマー(2) 日本(5)	H17. 1.31~ 3. 4(33日間)	海外投資を取り巻く法的枠組み及び海外投資契約	

年度回	回数 名 称	対象国 (人員)	留 解	テーマ 一備
平成17年度	1 第12回ラオス法整備支援研修	ラオス(8)	H17. 5.23~ 6. 3 (12日間)	民法教科書作成
-	2 第4回ウズベキスタン法整備支援研修	ウズベキスタン(6)	H17. 5.23~ 6. 3 (12月間)	倒産法注釈書作成
	3 第25回ベトナム法整備支援研修	ベトナム (14)	H17. 9. 6~ 9.16(11日間)	判決書標準化
	4 第1回カンボジア法曹養成支援研修	カンボジア(6)	H17. 9.27~10.14(18日間)	法曹養成
<u> </u>	5 第13回ラオス法整備支援研修	ラオス(7)	H17.11.7~11.18 (12月間)	民法教科書作成
<u> </u>	6 第5回ウズベキスタン法整備支援研修	ウズベキスタン(6)	H17.11.14~11.25(12日間)	倒産法注釈書作成
<u>I</u>	7 第4回インドネシア 法整備支援研修(日本・インドネシア司法制度比較研究セミナー)	インドネシア (12)	H17.12.5~12.16 (12日間)	公正かつ効率的な民事紛争解決制度の構築と運営に関 する比較研究
<u> </u>	8 カンボジア法整備支援研修(立法支援)	カンボジア(6)	H18. 2. 6~ 2.17 (12月間)	民法・民訴法起草
<u> </u>	9 第26回ベトナム法整備支援研修	ベトナム(10)	H18. 2. 5~ 2.17 (12月間)	法曹養成
1	10 2005年度国際民商事法研修(地域別)	ベトナム(2) ネヤンマー(4) カンボジア(2) ラオス(4) 日本(5)	H18. 2. 6~ 3.10(33日間)	海外投資を取り巻く法的枠組みー国際会社法一
平成18年度	1 第6回ウズベキスタン法整備支援研修	ウズベキスタン(3)	H18. 5.22~ 5.29 (8日間)	倒産法注釈書作成
<u> </u>	2 ソドネシア司法制度比較研究セミナー)	インドネシア (12)	H18. 7. 3~ 7.14 (12日間)	公正かつ効率的な民事紛争解決制度の構築と運営に関 する比較研究
<u> </u>	3 第7回ウズベキスタン法整備支援研修	ウズベキスタン(2)	H18. 7.31~ 8. 7 (8日間)	倒産法注釈書作成
	4 第8回ウズベキスタン法整備支援研修	ウズベキスタン(2)	H18. 9. 4~ 9.12 (9日間)	倒産法注釈書作成
	ペトナム最高人民裁判所との日越司法制度研 を及び共同研究	ベトナム(4)	H18.10.8~10.17 (10日間)	日越司法制度研修及び研究
	6 第9回ウズベキスタン法整備支援研修	ウズベキスタン(2)	H18.11.13~11.27 (15日間)	倒産法注釈書作成
<u> </u>	7 第14回ラオス法整備支援研修	ラオス(7)	H18.11.21~12. 1 (11日間)	プロジェクト総括と成果物普及 司法制度改革マスタープランの内容
	8 2006年度国際民商事法研修(地域別)	ベトナム(3) ミャンマー(3) カンボジア(3) ラオス(3) 日本(5)	H19. 2. 5~ 3. 9(33日間)	コーポレート・ガバナンスー非市場型ガバナンスー
	9 第2回カンボジア法曹養成支援研修	カンボジア (16)	H19. 2.19~ 3. 3 (13日間)	法曹養成

年度 回	回数 名 称	対象国 (人員)	期間	P 1	備表
平成19年度	1 第3回カンボジア法曹養成支援研修	カンボジア (16)	H19. 7. 9~ 7.20 (12日間)	法曹養成	
1	2 ウズベキスタン倒産法注釈書の活用のための 取扱等についてのワークショップ	ウズベキスタン(2)	H19. 8.31~ 9. 6 (7日間)	意見交換	
	3 第1回インドネシア和解・調停制度強化支援 研修	インドネシア (12)	H19.10.22~11.2(12日間)	和解•調停制度研修	
<u> </u>	4 中国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクト第1 国本邦研修	中国(8)	Н19. 11. 12∼11. 21 (10日)	民事訴訟法・仲裁法改善	
	5 第27回ベトナム国法整備支援研修	ベトナム (10)	H19.11.19~11.29(11日間)	国家賠償法草案作成支援	
_	6 2007年度国際民商事法研修(地域別)	ベトナム(3) ミャンマー(2) カンボジア(2) ラオス(3) 日本(4)	H20. 2. 4~ 3.7(33日間)	コーポレート・ガバナンスー非市場型ガバナンスー	
平成20年度	中国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクト第2 回本邦研修	中国(9)	H20. 5. 19~5. 30 (12日)	民事訴訟法・仲裁法改善	
	2 第28回ベトナム法整備支援研修(SPP)	ベトナム(10)	H20. 6. 23∼7. 4(12 🖽)	犯罪学研究センター設立支援	
	3 第2回インドネシア和解・調停制度強化支援 研修	インドネシア (12)	H20. 7. 7∼7. 18(12 日)	和解·調停制度研修	
-	4 第29回ベトナム法整備支援研修(SPC)	ペトナム (10)	H20.8.18∼8.29(12∃)	裁判実務改善及び判例情報等の提供のための方策	
	5 第4回カンボジア法曹養成支援研修	カンボジア (7)	H20.10.6∼10.17(12月)	法曹養成	
	6 中国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクト第3 回本邦研修	中国(10)	H20.11.5∼11.14(10∃)	民事訴訟法・仲裁法改善	
-	7 第1回中央アジア比較法制研究セミナー	カザフスタン(4) キルギス(2) タジキスタン(2) ウズベキスタン(4)	Н20. 12. 10∼12. 19 (10 日)	中央アジア諸国における企業法制	
	8 カンボジア法整備支援研修	カンボジア (14)	H21. 2. 9~2. 20 (12日)	民法・民事訴訟法に関する附属法令起草支援	
-	9 第5回カンボジア法曹養成支援研修	カンボジア(4)	H21.3.9∼3.17 (9 円)	民事訴訟第一審手続マニュアルの再検討及び改訂作業 等	
1	10 第30回ベトナム法整備支援研修(SPP)	ベトナム (16)	H21.3.9∼3.19 (11∄)	刑事訴訟実務の向上と刑事訴訟法改正に向けた刑事訴 訟の比較研究	

年度 回	回数 名 称	対象国 (人員)	期間	P 1	備考
平成21年度	1 東ティモール法案作成能力向上研修	東ティモール(2)	H21. 7. 27∼8. 7(12 日)	法案作成能力向上支援	
	2 第31回ペトナム法整備支援研修(司法省)	ベトナム(7)	H21. 8. 17~8. 21 (5 日)	不動産登記法,担保取引登録法起草支援	
I	3 カンボジア法整備支援研修	カンボジア(8)	H21. 9. 9∼9. 17(9月)	民法・民事訴訟法に関する附属法令起草支援	
	4 第6回カンボジア法曹養成支援研修	カンボジア(6)	H21. 10. 5∼10. 16(12 日)	法曹養成	
<u> </u>	5 中国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクト第4 国本邦研修	中国(11)	H21.11.2∼11.13(12月)	民事訴訟法,仲裁法改善,権利侵害責任法	
	6 インドネシア国別研修	インドネシア (12)	H21.11.2∼11.13(12月)	法廷と連携した和解・調停実施	
	7 第7回カンボジア法曹養成支援研修	カンポジア(7)	H21.11.11∼11.18(8月)	民事訴訟第一審手続マニュアルの再検討及び改訂作業 等	
	8 第32回ベトナム法整備支援研修(SPP)	ベトナム(10)	H21.11.30∼12.11(12月)	改正刑事訴訟法起草	
	9 第2回中央アジア比較法制研究セミナー	カザフスタン(3) キルギス(3) タジキスタン(3) ウズベキスタン(3)	H21.12.9∼12.18(10月)	中央アジア諸国における企業法制	
<u>, , , </u>	10 第33回ベトナム法整備支援研修(SPP)	ベトナム(10)	H21. 12. 21∼12. 25 (5 日)	ベトナムにおける民事判決執行実務の問題点及びその 改善策	
, ,	11 第34回ベトナム法整備支援研修(SPC)	ベトナム(10)	H22. 2. 23~3. 5(11 日)	裁判実務改善及び判例情報等の提供のための方策	
平成22年度	平成22年度中国国別研修「民事訴訟法及び 民事関連法」	中国(12)	H22.7.12~7.21(10日)	国際私法草案作成支援	
	2 ネパール国別研修「刑事司法制度及び刑事 手続にかかる比較研究」	ネパール(12)	H22.7.14~7.23(10日)	刑事司法制度及び刑事手続にかかる比較研究	
	3 度」 東ティモール本邦研修「法案作成能力向上研修」	東ティモール(2)	H22.8.9∼8.17(9∃)	法案作成能力向上支援	
	4 ネパール国別研修「民法及び関連法セミナー.	ネパール(7)	H22. 8. 19∼8. 25(7 日)	民法草案の改善及び関連法整備支援	
	中国民事訴訟法・仲裁法改善プロジェクト第5 回本邦研修	中国(12)	H22. 10. 11∼10. 19 (9 用)	民事訴訟法・仲裁法改善支援	

年度 圆数	数 名 称	対象国 (人員)	期間	₽ 	備寿
9	6 第8回カンボジア法曹養成支援研修	カンボジア(7)	H22. 10. 18∼10. 29(12∃)	法曹養成	
<i>L</i>	7 第35回ベトナム法整備支援研修(MOJ)	ベトナム(7)	H22.11.8~11.12(5日)	戸籍法起草支援	
∞	3 インドネシア裁判官人材育成強化支援研修	インドネシア (10)	H22.11.29∼12.3(5月)	裁判官人材育成強化支援	
6) 第3回中央アジア比較法制研究セミナー	カザフスタン(2) キルギス(3) タジキスタン(3) ウズベキスタン(3)	H22.12.7∼12.17(12∃)	中央アジア諸国における企業法制	
1.	10 第36回ベトナム法整備支援研修(SPP)	ベトナム(7)	H22. 12. 13∼12. 22 (11 円)	刑事訴訟法改正支援	
1	11 第37回ベトナム法整備支援研修(SPC)	ベトナム(7)	H23.1.13∼1.21(8日)	民事訴訟法改正支援	
11	12 カンボジア法整備支援研修	カンボジア (14)	H23. 2. 1∼2. 10(10 日)	不動産登記制度に関する省令起草支援	
13	3 第1回ラオス法律人材育成強化プロジェクト本 邦研修	ラオス(13)	H23. 3. 14∼3. 22 (9 日)	民法のモデル教材作成支援	1名途中帰国
平成23年度	1 第9回かポシア法曹養成支援研修(RSJP)	カンボジア(6)	H23. 6. 20∼6. 24(5∃)	法曹養成	
- 2	 第10回カンボジア法曹養成支援研修(RSJP)	カンボジア (7)	H23.10.3~10.14 (12日)	法曹養成	
co .	第2回ラオス法律人材育成強化プロジェクト本 邦研修	ラオス(13)	H23.10.17~10.28 (12日)	刑事訴訟法のモデル教材作成支援	
4	平成23年度中国国別研修「司法人材育成研 修」	(8)国中	H23.11.7~11.12 (6 日)	裁判官養成	
ιΩ	 第4回中央アジア比較法制研究セミナー 	カザフスタン(3) キルギス(2) タジキスタン(2)	H23.12.5∼12.16 (12∃)	中央アジア諸国における企業法制	
9	平成23年度中国国別研修「民事訴訟法及び 民事関連法」	中国(11)	H24.1.10∼1.16 (7 目)	民事訴訟法改正支援	
2	,第3回ラオス法律人材育成強化プロジェクト本 邦研修	ラオス(15)	H24.1.23∼2.3 (12∃)	民事訴訟法のモデル教材作成支援	
8	第38回ペトナム法整備支援研修(MOJ)	ベトナム(15)	H24.2.27~3.9 (12日)	民法改正支援	

年度	回	名称	対象国 (人員)	期	K	無
	6	第39回ベトナム法整備支援研修(SPC)	ベトナム(10)	H24. 3. 12∼3. 21 (10 🗎)	裁判所組織法改正支援	
平成24年度	П	平成24年度第1回中国国別研修「行政訴訟 法及び行政関連法」	中国(10)	H24. 7. 9∼7. 19(11 日)	行政訴訟法及び行政関連法改正支援	
	2	平成24年度第1回ネパール国別研修「民法 解説書準備」	ネパール(10)	H24. 8. 13∼8. 24 (12 用)	民法解說書作成支援	
	60	第40回ベトナム法整備支援研修(MOJ)	ベトナム(8)	H24. 9. 5∼9.12(8 Д)	ベトナム国家賠償法改正支援	
	4	平成24年度ネパール国別研修「事件管理」	ネパール(10)	H24. 9. 18∼9. 27 (10 Д)	裁判所能力強化支援	
	ro ///	第41回ベトナム法整備支援研修(SPC)	ベトナム(10)	H24. 10. 1∼10. 12(12 月)	民事訴訟関連法等改正支援	
I	9	第4回ラオス法律人材育成強化プロジェクト本 邦研修	ラオス(13)	H24. 10. 15~10. 26 (12月)	刑事訴訟法のモデル教材作成支援	
	L-	第5回ラオス法律人材育成強化プロジェケト本 邦研修	ラオス(12)	H24.11.25∼12.8(14∃)	民事訴訟法のモデル教材作成支援	
	∞	第5回中央アジア比較法制研究セミナー	ウズベキスタン(3) カザフスタン(3) キルギス(3) タジキスタン(3)	H24. 11. 29∼12. 14(16 В)	中央アジア諸国における企業法制	
	6	第42回ベトナム法整備支援研修(SPP)	ベトナム(15)	H24. 12. 10∼12. 18 (9 日)	ベトナム刑事司法制度改革支援	
	10	第43回ベトナム法整備支援研修 (MOJ)	ベトナム(8)	H25.1.9∼1.15(7∃)	ベトナム民事判決執行法改正支援	
	11	平成24年度中国国別研修「民事訴訟法及び 民事関連法」	中国(12)	H25.1.28∼2.5(9用)	消費者保護法等の民事関連法改正支援	
	12	第6回ラオス法律人材育成強化プロジェクト本 邦研修	ラオス(19)	H25. 2. 4∼2. 15(12 日)	民法のモデル教材作成支援	
	13 %	第1回カンボジア民法・民事訴訟法普及支援 研修	カンボジア(20)	H25.2.18~2.28(11月)	民法,民事訴訟法普及支援	
平成25年度		第8回ラオス法律人材育成強化プロジェクト本 邦研修	ラオス(15)	H25.7.29∼8.9(12∃)	刑事訴訟法のモデル教材作成支援	
	27	第44回ベトナム法整備支援研修(SPP)	ペトナム(6)	H25.8.4∼8.8(5∃)	ベトナム刑事司法制度改革支援	
	φ.	第45回ペトナム法整備支援研修(SPC)	ベトナム(10)	H25.10.2~10.11(10月)	民事訴訟関連法等改正支援	

年 度	四数 名 新	対象国 (人員)	崩	N	備考
	4 第9回ラオス法律人材育成強化プロジェ外本 邦研修	ラオス(12)	H25.10.7~10.18(12日)	民事訴訟法のモデル教材作成支援	
	第2回カンボジア民法・民事訴訟法普及支援 研修	カンボジア(20)	H25.10.21∼11.1(12月)	民法,民事訴訟法普及支援	
	6 第6回中央アジア比較法制研究セミナー	ウズベキスタン(3) カザフスタン(3) キルギス(3) タジキスタン(3)	H25.11.27∼12.15(19月)	中央アジア諸国における企業法制	
	7 第1回ネパール法整備支援研修「事件管理」	ネパール(20)	H25.12.10~12.20(11日)	裁判所能力強化支援	
	第3回カンボジア民法・民事訴訟法普及支援 研修	カンボジア (16)	H26. 2. 10~2. 21 (12 H)	民法·民事訴訟法普及支援	
	9 第46回ベトナム法整備支援研修(MOJ)	ベトナム(10)	H26. 3. 4∼3. 11(8 月)	ベトナム国際私法改正支援	
平成26年度	1 第1回ミャンマー法整備支援研修	ミャンマー(12)	H26. 5. 17~5. 31 (15日)	ミャンマー法整備支援プロジェクト詳細計画策定	
	2 第4回カンボジア民法・民事訴訟法普及支援 研修	カンボジア(16)	H26. 6. 9∼6. 20(12 日)	民法・民事訴訟法普及支援	
	3 第2回ネパール法整備支援研修「調停」	ネパール(10)	H26. 9. 15~9. 27 (13月)	裁判所能力強化支援	
	4 第5回カンボジア民法・民事訴訟法普及支援 研修	カンボジア (16)	H26. 10. 20∼10. 31 (12月)	民法·民事訴訟法普及支援	
	5 第2回ミャンマー法整備支援研修	ミャンマー(14)	H26.11.2∼11.15(14月)	裁判官•検察官人材育成支援	
	6 第3回ネパール法整備支援研修「事件管理」	ネパール(14)	H26.12.1∼12.13(13∄)	裁判所能力強化支援	
	7 第6回カンボジア民法・民事訴訟法普及支援 研修	カンボジア (16)	H27. 2. 2∼2. 13(12 日)	民法・民事訴訟法普及支援	
	8 第48回ベトナム法整備支援研修(MOJ)	ベトナム(12)	H27.3.1∼3.14(14∃)	ベトナム民法改正支援	
	9 第3回ミャンマー法整備支援研修	ミャンマー(12)	H27. 3. 1∼3. 14(14 🗎)	立法起草·法案審査能力向上支援	
平成27年度	1 第4回ミャンマー法整備支援研修	ミャンマー(11)	H27. 6. 28~7. 11 (14 H)	立法起草, 法案審査能力向上支援	
	2 フオス法律人材育成強化プロジェクト(フェー ズ2) 第3回本邦研修	ラオス(17)	H27. 8. 23~9. 2(11 日)	法曹教育,研修改善支援	

年 度	回	名称	対象国 (人員)	期間	₽	備考
	3	第49回ベトナム法整備支援研修(00G)	ベトナム(10)	H27. 9. 10~9. 17 (8 日)	立法起草・法案審査能力向上支援	
	4	第7回カンボジア民法・民事訴訟法普及支援 研修	カンボジア (16)	H27. 9. 7∼9. 18 (12 日)	民法・民事訴訟法普及支援	
	5	第5回ミャンマー法整備支援研修	ミャンマー(12)	H27.11.22~12.5(14日)	裁判官,檢察官人材育成支援	
	9	第50回ベトナム法整備支援研修(MOJ)	ベトナム(10)	H27.11.24~12.3(10日)	立法起草・法案審査能力向上支援	
1	7	ラオス法律人材育成強化プロジェクト(フェーズ2)「刑事関連法」本邦研修	ラオス(19)	H27.11.8~11.21(14日)	刑事関連法分野の執務参考資料等作成支援	
	8	ネパール裁判所能力強化プロジェクト第4回 本邦研修	ネパール(20)	H27. 3. 1∼3. 14(14 日)	裁判所能力強化支援	
	6	ラオス法律人材育成強化プロジェクト(フェーズ2)「経済紛争解決法」本法研修	ラオス(18)	H27.12.6~12.19(14日)	民事経済関連法分野の執務参考資料等作成支援	
	10	10 第6回ミャンマー法整備支援研修	ミャンマー(14)	H28. 2. 21~3. 5(14日)	知的財産関連法起草・法案審査能力向上支援	
	11	第8回カンボジア民法・民事訴訟法普及支援 研修	カンボジア (15)	H28. 2. 29∼3. 11 (12 ⊟)	民法・民事訴訟法普及支援	

※ 国際民商事法研修は、平成14年度までは集団研修として実施。※ 中央アジア比較法制研究セミナーは平成20年度から地域別研修として実施。

各国プロジェクト等紹介・成果

ベトナム

ベトナムでは、1986年にドイモイ(刷新)政策が採用され、それまでの社会主義計画経済に代わり市場経済が導入されました。しかし、市場経済への移行は、それを支えるための新たな法制度を整備しなければなりませんでした。そこで、ベトナムは、我が国に対し、市場経済化に向けた法整備支援の要請を行い、法務省は、この要請に応じて、1994年にベトナムの司法関係者を国内に招いて研修を実施したことを契機として、それ以降、ベトナムに対する法整備支援を続けてきました。

1996 年には長期専門家1名(弁護士出身)が派遣され、JICA(当時の特殊法人国際協力事業団、現在の独立行政法人国際協力機構)による法整備支援プロジェクトがスタートしました。2000 年からは、法務省から長期専門家2名(検事出身と裁判官出身の各1名)を派遣するようになり、検事出身・裁判官出身・弁護士出身の長期専門家3名が首都ハノイに常駐し、司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院及びベトナム弁護士連合会の4機関を協力機関として、民法、民事訴訟法などの基本法令の起草支援や、法令を実際に運用する人材の育成支援、実務の改善支援など幅広い活動が続けられてきました。

2015年4月からは、ベトナムの法・司法改革の目標年である 2020年を見据えた、「2020年を目標とする法・司法改革支援プロジェクト」が新たにスタートしました。同プロジェクトでは、長期専門家による現地での日常的・継続的な支援活動に加え、ベトナム人研修員に対する日本国内での研修、日本の有識者を派遣して行う現地セミナーなどが活動の中心となっています。同プロジェクトでは、これまでの4つの協力機関に対し、起草支援、実務改善支援を引き続き行うほか、新たに首相府を協力機関に加え、法令の整合性、明確性の確保といったベトナムで新たに問題となっている分野への支援を新たに開始し、その活動内容は今なお質・量ともに拡大を続けています。

カンボジア

カンボジアでは、1975 年から 1979 年にかけてのポル・ポト政権による支配、その後の長期間にわたる 内戦、国連カンボジア暫定統治機構(UNTAC)の活動を経て、1993 年にカンボジア王国憲法が制定され、 自立した国家としてのスタートを切りました。その一方で、ポル・ポト政権時代に行われた法律の廃止や、 知識人の大量虐殺等により、基本法の整備が不十分で、それらを適切に解釈・運用できる法律家も乏しい 状態であったため、法律の整備と法律家の育成による司法制度の確立が国家的課題となり、カンボジア政 府から我が国に対して法整備支援の要請がなされました。

これを受けて、1996年から、JICA(当時の特殊法人国際協力事業団、現在の独立行政法人国際協力機構)の枠組みにより、法務省も参加してカンボジアに対する法整備支援が開始され、1999年からは、民法と民事訴訟法の起草支援のための法制度整備プロジェクトがスタートし、その成果として、2006年に民事訴訟法が、2007年に民法がそれぞれ成立しました。その後も、法制度整備プロジェクトでは、民法・民事訴訟法の普及や、民事関連法令の起草支援が続けられています。

これと並行して、2005年からは、民法・民事訴訟法が適切に解釈・運用されるようになるため、民事教

育の向上を目的として、王立裁判官・検察官養成校での人材育成支援プロジェクトも開始されました。このプロジェクトでは、将来の自立的運用を目指し、カンボジアの若手裁判官の中から選出された教官候補生に対して集中的に指導を行って、その能力強化を図り、現在では同養成校出身者が教官を務めています。このプロジェクトを実施するため、法務省から裁判官出身者1名、検察官出身者延べ3名が長期専門家としてカンボジアに派遣され、教官候補生に対する指導、模擬裁判の実施、教材作成などの支援活動を行ってきました。

2012 年 4 月から、民法・民事訴訟法の更なる普及を目的とし、カンボジアの主要法律機関である司法省、 王立司法官職養成学院(前記王立裁判官・検察官養成校の上部組織)、カンボジア弁護士会、王立法律経済 大学の 4 機関を対象として、新たな枠組みでプロジェクトがスタートし、日本の裁判官・検事・弁護士出 身の長期専門家が各機関を対象としたワーキンググループを分担して指導するなどして人材育成に取り組 んでいます。

ラオス

ラオスは、1986年に「新思考(チンタナカーン・マイ)」政策を導入して自由化を進める一方、経済面では、「新経済メカニズム」を導入し、経済開放・市場経済化に向けた改革を行ってきました。そして、1997年に東南アジア諸国連合(ASEAN)に加盟した後、2013年には世界貿易機関(WTO)への加盟を果たしました。この間、ラオスでは、市場経済化を促進するための法整備が進められてきましたが、基本法の整備も十分ではなく、存在する法律も体系化されたものではありませんでした。また、立法手続は必ずしも効率的とはいえず、法の運用面でも統一性及び迅速性に欠けていました。こうした問題の背景には、法・司法分野における人材不足が課題として存在すると指摘されてきました。

このような中、独立行政法人国際協力機構(JICA)が、技術プロジェクトの一環として、2003 年から 2008 年にかけて、(1)民法及び商法の教科書作成支援、(2)民事判決書マニュアル及び検察官マニュアル作成支援等を実施することになり、国際協力部では、長期・短期の専門家を現地に派遣するなどして協力しました。

その後も、当部では、JICA、名古屋大学等と協力して、ラオス支援のニーズを把握するため、現地調査等を続け、これを踏まえ、2010年7月から4年間にわたり、関係4機関(司法省、最高人民裁判所、最高人民検察院及びラオス国立大学)を実施機関とし、ラオスの法学教育や実務を改善する人的・組織的能力の向上を目指し、JICAの「法律人材育成強化プロジェクト(フェーズ1)」が実施され、ラオスの民法、民事訴訟法及び刑事訴訟法の執務参考資料の作成等を通じて人材育成能力強化の土台が築かれるなどの成果を上げ、引き続き、2014年7月から、「同プロジェクト(フェーズ2)」(4年間)が開始されました。フェーズ2では、フェーズ1の成果を土台にして、引き続き、関係4機関を実施機関とし、関係4機関及びその職員の①法令の起草、②法令の運用・執行、③法学教育・法曹養成研修、継続的実務研修の改善、④法令の普及・理解促進のそれぞれの能力の向上を目指すものです。

当部では、上記プロジェクト(フェーズ1及びフェーズ2)のために教官を長期・短期の専門家として 現地に派遣しているほか、日本での研修を受け入れるなど全面的に協力しています。

中央アジア

国際協力部では、ウズベキスタン共和国最高経済裁判所からの支援要請に基づき、独立行政法人国際協力機構 (JICA)等の関係機関及び日本の倒産法専門家等の御協力をいただき、2004年から、ウズベキスタン倒産法注釈書の作成支援を実施し、2007年3月に同注釈書ロシア語版、同年9月にウズベク語及び日本語版、翌2008年3月に英語版がそれぞれ発刊されました。

また,2008年度から2013年度まで、カザフスタン、キルギス、タジキスタン及びウズベキスタンを対象国として「中央アジア諸国における企業法制」をテーマとする地域別研修「中央アジア地域法制比較研究セミナー」を実施しました。

韓国

国際協力部では、日本の法務省・法務局及び裁判所に勤務する職員並びに韓国の大法院・各級法院に勤務する職員を対象に、両国の制度の発展と実務の改善に寄与させるとともに、両国間のパートナーシップを醸成することを目的として、「日韓パートナーシップ共同研究」を毎年1回日韓両国で約10日間ずつ実施しています。この共同研究では、所掌業務に関する両国の制度上及び実務上の問題点に関する意見交換等を行っています。

中国

中国は、1949年に中華人民共和国として社会主義国家を建設しましたが、1990年代には社会主義を維持しながらも市場経済を本格導入し、2001年には世界貿易機関(WTO)に加盟して、現在、市場経済に適した法整備を進めています。

日本と中国とは隣国どうしで、古来より密接な関係がありましたし、近年は中国に進出する日本企業も数多く、中国との関わりがますます深まっていることから、中国で公正な市場経済に適した法律が整備されることは日本側にも重要な関心事項でした。他方、中国側も、明治以降に近代法を整備して戦後には先進国入りした日本の法制度に強い関心があったことから、2006年、日本に対し、民事訴訟法等の改正にあたって、日本の知見を提供して欲しいとの支援要請を行いました。

これを受けて、国際協力部では、独立行政法人国際協力機構(JICA)等と協力し、2007年から、民事訴訟法及び民事関連法の立法支援、2012年から、行政訴訟法及び行政関連法の立法支援、さらに 2014年からは、経済及び社会分野の立法支援を実施しています。支援の中心は、現地でのセミナーや日本での研修を実施して日本の知見を提供することですが、これらの支援の結果、中国で 2009年に権利侵害責任法(不法行為法)、2010年に渉外民事関係法律適用法(国際私法)が制定され、2012年に中国民事訴訟法、2013年に消費者権益保護法が改正されるなどの成果が挙がっています。

インドネシア

約2億4900万人の人口を擁するインドネシアは,近年,着実な経済成長を続けており,更なる経済発展を支える基盤として,法制度,司法制度の整備を必要としています。

国際協力部では、インドネシア政府からの支援要請に基づき、独立行政法人国際協力機構 (JICA) 及び

財団法人国際民商事法センター (ICCLC) 等と協力して,2007年3月から2年間にわたって,(1)裁判所における和解・調停制度に関する最高裁判所規則の改正支援,(2)調停人養成に必要な仕組みの改善支援,(3)裁判所における和解・調停制度の広報支援を内容とする和解・調停制度強化支援プロジェクトを実施しました。

同プロジェクトの終了後も、インドネシア最高裁判所からは引き続き日本の法制度や経験から学びたい との要望が寄せられたため、2010年4月以降、法務省独自の取組みとして、裁判官を日本に招いて人材育 成制度の共同研究を行うなどして、裁判官研修制度の改善に協力してきました。

さらに、2015 年 12 月からは、JICA 等と協力し、インドネシア最高裁判所、同法務人権省法規総局及び 同省知的財産総局を対象機関として、インドネシア知的財産法の起草・審査における法的整合性を向上さ せる体制を整備するとともに、知的財産を保護する体制を強化することを目的とした新たなプロジェクト が開始され、法務省も全面的に同プロジェクトに協力しています。

ミャンマー

ミャンマーは、2011 年3月に、長らく続いていた軍事政権から民政移管を遂げて新政府を樹立した上、 民主化された近代国家を築くためにはグッド・ガバナンスとクリーン・ガバメントを確立することが最重 要であるとして、法の支配の徹底を課題に挙げ、以後、種々の政策を押し進め、着実に民主化への道を歩 んでいます。

日本政府も、そのようなミャンマーの改革努力を評価し、2012年4月、日ミャンマー首脳会談において、「ミャンマーの民主化及び国民和解、持続的発展に向けた改革努力を後押しするため、それら改革の配当を広範な国民が実感できるよう支援を実施する。」旨の支援方針を表明しました。法制度整備支援は、「経済・社会を支える人材の能力向上や制度の整備のための支援」として、ミャンマーの民主化・経済改革を後押しするとともに、日本企業を含む外国投資の環境整備にも資する重要な協力の一つです。

国際協力部は、ミャンマーへの法制度整備支援を進めるべく、2012年以降、外務省やJICA、大学等の教育機関等の関係機関と連携しながら、現地調査を実施し、連邦最高裁判所長官や連邦法務長官をはじめとした方々を日本に招へいして、共同研究を行うなどして、法律分野での交流を促進してきました。

そして、2013年8月には、JICAにおいて、連邦法務長官府と連邦最高裁判所との間で、法整備・運用のための組織的・人的能力向上を通じて、ミャンマーにおける法の支配・民主化・持続的な経済成長を推進することを目的とした「ミャンマー法整備支援プロジェクト」(期間3年間)の合意に至り、同年11月から、同プロジェクトが正式始動しました。同プロジェクトでは、起草支援、審査支援や人材育成支援の分野で、積極的に協力を押し進めることとなっており、当部は、プロジェクト開始後、関係機関と緊密に連携をとりながら、職員を現地に長期派遣するなどして、同プロジェクトに全面的に協力しています。

ネパール

ネパールは、民主化運動を経て、2008年5月に王政廃止と連邦民主制への移行を宣言し、その後、制憲議会により憲法制定作業を進めています。また、これと並行して、法制度の抜本的な近代化を目指し、19世紀に制定され、現在もなお効力を有する「ムルキ・アイン法典」(民事実体法・民事手続法・刑事実体

法・刑事手続法の4分野を包摂する法典)の分割改正作業に着手し、2011年には民法・民事訴訟法・刑法・刑事訴訟法・量刑法・調整法の各法案が制憲議会に提出されるに至りました。

国際協力部では、ネパールの民主化への歩みを支援するため、JICA などと協力しながら「民主化プロセス支援プログラム」として、民法や民法解説書作成に関する研修を実施しています。そのほか、ネパールでは、訴訟遅延が大きな問題となっていることから、2012年には、裁判官などを対象に「事件管理」をテーマとした研修を実施し、2013年9月からは、JICAにおいて、新たに「迅速かつ公平な紛争解決のための裁判所能力強化プロジェクト」が開始され、国際協力部もこれに協力しています。このプロジェクトは、最高裁判所を主な実施機関として、事件管理能力の強化や司法調停の活用を通じて裁判所の紛争解決能力の向上を目指すもので、2013年12月以降、同プロジェクトの本邦研修を実施しています。また、刑事法分野については、これまで国際協力部独自の支援として、ネパールの検事総長府との間で共同研究を実施してきましたが、2013年8月以降、国連アジア極東犯罪防止研修所(UNAFEI)との共催で、ネパール検事総長府検事らを招へいして刑事司法に関する共同研究を実施しています。

東ティモール

東ティモールは、1975年にポルトガル植民地支配から脱しましたが、その直後インドネシアに侵攻され、長い紛争後の 2002年にようやく独立を果たした、21世紀最初の独立国です。独立後は国連等国際機関や 先進国の支援を受けながら国づくりを進めており、現在は、ASEAN 加盟を目指して国づくりの基盤となる 法整備に取り組んでいます。

法整備を行うにしても、東ティモールでは法整備を行う人材や情報、経験が極端に不足しているため、 外国の支援なくして法整備を進めるのは困難です。

このような背景から、国際協力部では、JICA(独立行政法人国際協力機構)と連携するなどして、2009年から、東ティモール司法省の法案起草担当職員に対し、政策立案及び起草に関する知識・ノウハウを習得することを目的とした立法能力強化支援を実施しています。これまで、日本での研修や現地でのセミナーを通じて、立法技術に関する研修のほか、「逃亡犯罪人引渡法」や「違法薬物取引取締法」「調停法」などを研修題材として取り上げたワークショップを実施し、東ティモールの法案起草担当者が、単なる外国法のコピーアンドペーストではなく、自らの手で自国法を起草する能力の育成を支援しています。

平成27年度事後評価実施結果報告書

1. 施策名等 (法務省27-(13))

施策名	施設の	è 備(大分法務	総合庁舎整備	前等事業)		
政策体系上	法務行政	女全般の円滑かっ	つ効率的な道	章 営		
の位置付け	(VII-1	4-(2))				
施策の概要	司法制度	度改革の推進や	治安情勢の変	変化に伴って生	上じる新たな?	宁政需要等
	を踏まえ	え、十分な行政	機能を果たっ	すことができる	るよう,執務	室等の面積
	が不足し	している施設や	,長期間の個	吏用により老村	万化した施設等	等について
	所要の鏨	を備, 防災・減	災対策を行う) 。		
施策の予算額・	区分		19年度	20年度	21年度	22年度
執行額等	予算の	当初予算(a)	835, 030	1, 128, 227	1, 539, 981	642, 409
	状 況	補正予算(b)	0	0	0	0
	(千円)	繰越し等(c)	0	0	0	0
		合計(a+b+c)	835, 030	1, 128, 227	1, 539, 981	642, 409
	執行	額(千円)	835, 030	1, 128, 227	1, 539, 981	642, 409
政策評価実施時期	平成28年	F8月		担当部局名 大	:臣官房施設課	1
評 価 方 式	事業評価	西 方式				

2. 事業等の内容

(1) 課題・ニーズ

大分地方検察庁・大分区検察庁の旧庁舎は昭和41年に建築された鉄筋コンクリート造4階建ての建物であり、経年による老朽化が著しく、外壁の亀裂や漏水が随所に見られるほか、地盤の不備により、施設の維持管理が困難となっていた。

一方,大分地方法務局の旧庁舎は、昭和53年に建築された鉄筋コンクリート造4階建ての建物であるが、登記事件の増加とそれに伴う大型事務機器の導入等に加え、統合受入れのため、事務室・書庫ともに面積不足となっていた。

加えて,両施設はともに相談室や駐車場の不足,バリアフリー未対応等により,来庁 者対応機能に支障を来し,窓口サービスの低下を招いていた。

(2)目的・目標

法務総合庁舎の整備をすることによって,老朽及び面積不足の解消を図るとともに,業務効率の改善,利用者へのサービスの向上を図る。

(3) 具体的内容

事業場所:大分県大分市荷揚町7番5号

事業時期:平成19年度から(平成22年度から供用開始)

延べ面積:12,938平方メートル

入居官署:大分地方検察庁·大分区検察庁

大分地方法務局大分保護観察所

福岡入国管理局大分出張所

3. 事前評価の概要

「大臣官房施設課における事業評価の概要 * 」(以下「旧システム」という。)に基づき,次のとおり評価を行った。

(1)必要性

事業の緊急性・優先性 114.3点(老朽,面積不足)

※ 事業の計画の緊急性(必要性)に関する評点が基準レベルである100点以上のも

のを緊急性・優先性(必要性)のある事業とする。

※ 事業の緊急性とは、現状施設の老朽度、面積不足、事務所の借用、庁舎の分散、 都市計画の関係、立地条件の不良、衛生条件の不良、施設の不備、法令等の状況を 点数化したものである。

(2)有効性

計画の妥当性 133点

- ※ 計画の妥当性に関する評点が基準レベルである100点以上であるものを妥当性の ある事業とする。
- ※ 計画の妥当性とは、以下に係る評価を視点にして、その効果を点数化したものである。
 - ① 位置(用地取得の見込み,災害防止・環境保全,アクセスの確保,都市計画・ 土地利用計画との整合性,敷地形状)
 - ② 規模 (建築物の規模,敷地の規模)
 - ③ 構造(単独庁舎,総合庁舎としての整備条件,機能性等)

(3)総合的評価

以上(1)(2)より、新規事業採択の要件を満たしていた。

4. 評価手法等

事後評価については、施設の供用開始から 5 年経過した後、「法務省大臣官房施設課における事業評価システム *2 」(以下「新システム」という。)に基づき、「業務を行うための基本機能」(以下「B1」という。)と「政策及び重点施策に基づく付加機能」(以下「B2」という。)の 2 つの観点から「事業計画の効果」について評価する。

具体的には、B1については、事前評価において評価指標とした「計画の妥当性」の各項目について効果の有無を確認する。

※ 「事業計画の効果(B1)に関する評価指標」(別紙1)の各項目ごとの該当する 係数を全て掛け合わせ、100倍した数値を事業計画の効果(B1)とし、評点が100点 以上あることを確認する。

また, B2については, 事前評価において評価指標としていないが,「事業計画の効果(B2)に関する評価指標」(別紙2及び3)により,各分類ごとにその取組状況を評価し,政策及び重点施策に合致しているか確認する。

なお、事前評価において評価指標とした「事業の緊急性・優先性」(新システムにおいては、「事業計画の必要性」と名称を変更している。)については、当該事業の採否に当たって評価すべき観点であることから、原則として事後評価における評価指標としない。

5. 事後評価の内容

(1) 事業の情報となる項目(費用、施設の利用状況、事業期間等)の変化

事業は総額約41億円で平成19年度から平成22年度にかけて実施し、平成22年度に完成した。新規事業採択時の計画は、老朽及び面積不足の解消、業務効率の改善並びに利用者へのサービスの向上を図るものであったが、現地建替により、計画どおりに完了できた。

(2) 事業の効果の発現状況

「事業計画の効果(B1)に関する評価指標」(別紙1),「事業計画の効果(B2)に関する評価指標」(別紙2及び3)のとおり、事後評価を行った。主な評価結果については以下のとおりである。

- ・業務を行うための基本機能(B1評価):133点 業務を行うために必要な基本機能を満たしていることが確認できる(別紙1参照)。
- ・政策に基づく付加機能(B2評価):人権,環境保全性,ユニバーサルデザイン,防災性,保安性(以上評価A),地域性(評価B),耐用・保全性(評価C)(別紙2

及び3参照)

・大分法務総合庁舎は適切な規模の敷地に新庁舎を新営できたことで面積不足の解消 を達成できた。

(3) 事業実施による環境の変化

環境保全性(評価A)の結果から、敷地外環境への負荷も抑えられており、特に問題はない。

(4) 総合的評価

以上(1)(2)(3)より、事業の目的をおおむね果たしていると判断できる。

6. 学識経験を有する者の知見の活用

(1) 実施時期

平成28年7月1日

(2) 実施方法

会議

(3) 意見及び反映内容の概要

なし

7. 施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)

なし

8. 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

なし

9. 備考

大分地方法務局は、平成16年の事前評価時には入居庁として予定していなかったが、同局が管轄する支局及び出張所の統廃合の受入に必要な面積規模の検討を行ったところ、既存の庁舎では必要規模の整備ができないことが判明したため、本事業において入居庁の再調整を行い、法務省官署の更なる集約整備をすることで効率化を図った。

なお,本報告に記載の延べ面積は,整備後の面積であり,事前評価書及び事後評価実施 計画書においては,予算要求時の計画面積であるため,両者は異なっている。

【行政事業レビュー点検結果の平成29年度予算概算要求への反映内容】

予算要求を行っていないため, 該当事項なし。

大臣官房施設課における政策評価を迅速かつ適正に実施していくため、平成12年度に策定したものである。なお、平成20年度まで同概要に基づき評価を行っている。

*2 「法務省大臣官房施設課における事業評価システム」

旧システムの評価手法の一部を平成21年度に見直して策定したものである。なお、平成21年度からは、新システムに基づき評価を行っている。

^{*1 「}大臣官房施設課における事業評価の概要」

事業計画の効果(B1)に関する評価指標(大分法務総合庁舎)

5 事業計画の効果(B1)

1.0 1.0 1.0 1.0 1.0 1.0 . . <u>.</u>: 評点 標準的な構造が確保できないお それがある。又は、特殊な施設 で必要な機能等が満足されない おそれがある 自然条件に災害防止,環境保全 上著しい支障がある 総合庁舎又は合同庁舎計画とし ての整備が必要 総合庁舎としての整備条件 整っていない 都市計画等と整合しない 0.5 整備の見込なし 敷地未定 規模未定 総合庁舎又は合同庁舎計画との 調整が必要 0.7 建設までの用地取得計画が不 明確 安全・円滑に出入りできる構造 の道路等に接していない 適切な構造,機能として計画され ていない 敷地が有効に利用できる形状で はない 規模と業務内容等との関連が不 明確 自然条件に災害防止・環境保全 上やや支障がある 0.8 条件整備により都市計画等との 整合が可能 駐車場等の確保に支障がある 0.9 国有地の所管替予定, 公有地等の借用予定, 建設までに用地取得の計画あり, 又は民有地を長期間借用可能なもの た。 標準的な構造として計画されている。 又は、特殊な施設で必要な機能等が満足される計画である 建築物の規模に応じ適切な規模 となっている 敷地が有効に利用できる形状であり、安全・円滑に出入りできる 構造の道路等に接している 業務内容等に応じ、適切な規模 が設定されている 自然条件の不備を技術的に解 消できる 単独庁舎としての整備が適当 総合庁舎としての整備条件が 整っている 等と整合 整備の見込あり 都市計画等 業務内容等に応じ、適切な規模 が設定され、敷地の高度利用に ついて配慮している 適切な構造,機能として計画され ている 自然条件が災害防止·環境保全 上良好 周辺に道路・鉄道等が整備済み 駐車場, 緑地等に必要な面積が 確保されている 都市計画・土地利用計画シビックコア地区整備計画等に積極的に貢献 総合庁舎の場合 単独庁舎の場合 都市計画・土地利用計画等との整合性 災害防止·環境保全 用地取得の見込 クセスの確保 建築物の規模 敷地の規模 整備条件 機能性等 敷地形状 単独庁舎 としての 類 鮰 槿 泗 尔 樺 萪 規

133

(各係数の積×100倍)

計量

別紙2

6 事業計画の効果(B2)

事業計画の効果(B2)に関する評価指標(大分法務総合庁舎)

分類	評価項目	評価	取組状況
		Α	特に充実した取組がされている
	地域性	В	充実した取組がされている
社会性		C	一般的な取組がされている
江太江		Α	特に充実した取組がされている
	人権	В	充実した取組がされている
		С	一般的な取組がされている
		А	特に充実した取組がされている
環境保全性	環境保全性	В	充実した取組がされている
		С	一般的な取組がされている
	^	Α	特に充実した取組がされている
	ユニバーサルデザイン (建物内)	В	充実した取組がされている
		С	一般的な取組がされている
		Α	特に充実した取組がされている
機能性	防災性	В	充実した取組がされている
		С	一般的な取組がされている
		Α	特に充実した取組がされている
	保安性	В	充実した取組がされている
		С	一般的な取組がされている
		Α	特に充実した取組がされている
経済性	耐用・保全性	В	充実した取組がされている
		С	一般的な取組がされている

事業計画のタ	事業計画の効果(B2)に関する評価指標[大分法務総合庁舎]	{務総合庁舎 】			Ī
分類	評価項目	取組内容	実例など	計學	
		・自治体・近隣施設等との連携		A:3つ以上該当	
		・地域住民との連携		B:2つ該当	
		・既存建造物(歴史的建築物)の有効利用		C:1つ該当又は該当なし	
		・地域性のある材料の採用			
		・緑地・オープンスペースの設置	オープンスペースの設置		
	地域性	・地域に開放された施設の設置			ω
* * *		・周辺の自然環境への配慮			
# K		・周辺の都市環境への配慮	低騒音型機器の採用		
		・地域の防犯への配慮			
		・地域住民の生活への配慮			
		•景観への配慮			
		・地域住民の人権に配慮した建物計画		A:2つ以上該当	
	人権	・被疑者、被収容者、保護観察対象者等の人権に配慮した建物計画	来庁者との動線分離	B:1つ該当	∢
			カウンセリング室の設置	C:該当なし	
		・省エネ機器・システムの導入	高効率照明器具(LED照明, Hf照明)	A:3つ以上該当	
		・屋上緑化	屋上綠化	B:2つ該当	
		・水の循環利用	雨水利用設備	C:1つ該当又は該当なし	
本人口神里	本として	・自然エネルギーの活用	太陽光発電, クールヒート・トレンチ(地中熱)		<
垛堤床土1土	垛塊床里 生	・グリーン購入法の全面的な対応			∢
		・断熱性の向上			
		・環境性能の高いエネルギーの採用			
		・省エネシステムの導入			
		・「建築物移動円滑化誘導基準」(望ましい規定)に基づく	「建築物移動円滑化誘導基準」(望ましい規定)に基づく	A:「望ましい規定」に基づく	
	ユニベーサルデザイン(敷地内)	・「建築物移動円滑化基準」(法令規定)の他、一部「望ましい規定」も付加		B:一部「望ましい」規定	∢
				C: 法令規定に基づく	
		・地震被害を軽減させる構造の採用		A:3つ以上該当	
		・電気室をGLより高め又は2階以上に設置	電気室を10階に設置	B:2つ該当	
		・止水板の設置		C:1つ該当又は該当なし	
大統合と小士	4.	・雷保護の高性能化			<
H 24 34.	T X (2)	・災害時の対策			(
		・非常用飲料水の確保	受水タンクの緊急遮断弁の設置		
		• 停電対策	自家発電設備の設置		
		・保管室の防火性能の確保	建具等の防火仕様向上(文書, 証拠品, 領置品等)		
		・保安性の確保	護送用車両専用車庫(シャッター付)	A:2つ以上該当	
	保安性	・被疑者、被収容者、保護観察対象者等の監視を容易にする工夫	監視カメラ対応	B:1つ該当	∢
		・保管室の防犯性能の確保		C:該当なし	
		・更新性の高い設備室		A:3つ以上該当	
松林	时里,保全柱	・清掃を容易にする工夫		B:2つ該当	c
+ 5	<u> </u>	・ 入 テ ナ ン ス を 容 易 に す る 工 夫		C:1つ該当又は該当なし)
		・増築可能な建物配置			

平成27年度事後評価実施結果報告書

(法務省27-(14))

1, 355, 797

1, 355, 797

施		策		名	施設の	を備(さいたま)	第2法務総合	庁舎整備等	事業)	
政	策	体	系	上	法務行政	女全般の円滑か	つ効率的な運	當		
の	位	置	付	け	(VII-1	4-(2))				
施	策	の	概	要	司法制度	度改革の推進や	治安情勢の変	変化に伴って	生じる新たれ	な行政需要等
					を踏まれ	え,十分な行政	機能を果たす	けことができ	るよう,執着	努室等の面積
					が不足し	している施設や	,長期間の例	吏用により老	朽化した施設	没等について
					所要の鏨	を備, 防災・減	災対策を行う	0		
施負	策 <i>σ</i>) 予	算額	額・	区分		19年度	20年度	21年度	22年度
執彳	行額	等			予算の	当初予算(a)	0	383, 207	496, 125	1, 355, 797
					状 況	補正予算(b)	0	0	0	0
					(千円)	繰越し等(c)	0	0	0	0

2. 事業等の内容

1. 施策名等

(1) 課題・ニーズ

 政策評価実施時期
 平成28年8月

 評価方式
 事業評価方式

さいたま地方法務局の旧庁舎は昭和47年に建築された鉄筋コンクリート造5階建ての建物であり、経年による老朽化が著しく、外壁表面の亀裂や屋上防水の劣化による漏水が見られた。

0

383, 207

383, 207

|**担当部局名**||大臣官房施設課

496, 125

496, 125

また,登記事件の増加とそれに伴う大型事務機器の導入等に加え,統合受入れのため, 事務室・書庫ともに面積不足となっていた。

一方、東京入国管理局さいたま出張所は民間施設に入居していたが、職員数やOA機器等の増加に伴い、執務面積が不足となっていた。

加えて,両施設においては同相談室や駐車場の不足,バリアフリー未対応等により, 来庁者対応機能に支障を来し,窓口サービスの低下を招いていた。

(2)目的・目標

法務総合庁舎の整備をすることによって、老朽及び面積不足の解消を図るとともに、 業務効率の改善、利用者へのサービスの向上を図る。

(3) 具体的内容

事業場所:埼玉県さいたま市中央区下落合五丁目112番1号

事業時期: 平成19年度から(平成22年度から供用開始)

合計 (a+b+c)

執行額(千円)

延べ面積:8,777平方メートル 入居官署:さいたま地方法務局

東京入国管理局さいたま出張所

3. 事前評価の概要

「大臣官房施設課における事業評価の概要^{*1}」(以下「旧システム」という。)に基づき, 次のとおり評価を行った。

(1)必要性

事業の緊急性・優先性 119点

※ 事業の計画の緊急性(必要性)に関する評点が基準レベルである100点以上のものを緊急性・優先性(必要性)のある事業とする。

※ 事業の緊急性とは、現状施設の老朽度、面積不足、事務所の借用、庁舎の分散、 都市計画の関係、立地条件の不良、衛生条件の不良、施設の不備、法令等の状況を 点数化したものである。

(2) 効率性

事業の効果(費用対効果) 4.3

- ※ 事業の効果が基準レベルである1以上のものを効果のある事業とする。
- ※ 事業の効果とは、総費用(初期費用、維持修繕費)に対する建物の新営による効果(利用者の利便、地域への寄与、安全の確保、環境への配慮)及び法務総合庁舎としての加算効果(来庁舎対応機能の充実、被害者への配慮、業務効率・適切な業務の遂行、防犯性の向上、位置の改善)を比較した数値である。

(3)有効性

計画の妥当性 121点

- ※ 計画の妥当性に関する評点が基準レベルである100点以上であるものを妥当性の ある事業とする。
- ※ 計画の妥当性とは、以下に係る評価を視点にして、その効果を点数化したものである。
 - ① 位置(用地取得の見込み,災害防止・環境保全,アクセスの確保,都市計画・ 土地利用計画等との整合性,敷地形状)
 - ② 規模 (建築物の規模, 敷地の規模)
 - ③ 構造(単独庁舎,総合庁舎としての整備条件,機能性等)

(4) 総合的評価

以上(1)(2)(3)より、新規事業採択の要件を満たしていた。

4. 評価手法等

事後評価については、施設の供用開始から 5 年経過した後、「法務省大臣官房施設課における事業評価システム *2 」(以下「新システム」という。)に基づき、「業務を行うための基本機能」(以下「B 1」という。)と「政策及び重点施策に基づく付加機能」(以下「B 2」という。)の 2 つの観点から「事業計画の効果」について評価する。

具体的には、B1については、事前評価において評価指標とした「計画の妥当性」(新システムにおいては、「事業計画の効果(B1)に関する評価指標」(別紙1))の各項目について効果の有無を確認する。

※ 「事業計画の効果(B1)に関する評価指標」(別紙1)の各項目ごとの該当する 係数を全て掛け合わせ、100倍した数値を事業計画の効果(B1)とし、評点が100点 以上あることを確認する。

また、B2については、事前評価において評価指標としていないが、「事業計画の効果(B2)に関する評価指標」(別紙2及び3)により、各分類ごとにその取組状況を評価し、政策及び重点施策に合致しているか確認する。

なお、事前評価において評価指標とした「事業の緊急性・優先性」及び「事業の効果(費用対効果)」(新システムにおいては、「事業計画の必要性」及び「事業計画の合理性」とそれぞれ名称を変更している。)については、当該事業の採否に当たって評価すべき観点であることから、原則として事後評価における評価指標としない。

5. 事後評価の内容

(1) 事業の情報となる項目(費用,施設の利用状況,事業期間等)の変化

事業は総額約22億円で平成19年度から平成22年度にかけて実施し、平成22年度に完成した。新規事業採択時の計画は、老朽及び面積不足の解消、業務効率の改善並びに利用者へのサービスの向上を図るものであったが、別地建替により、計画どおりに完了できた。

(2) 事業の効果の発現状況

「事業計画の効果(B1)に関する評価指標」(別紙1),「事業計画の効果(B2)に関する評価指標」(別紙2及び3)のとおり、事後評価を行った。主な評価結果については以下のとおりである。

- ・業務を行うための基本機能 (B1評価):133点 業務を行うために必要な基本機能を満たしていることが確認できる (別紙1参照)。
- ・政策に基づく付加機能(B2評価):人権,環境保全性,防災性,保安性(以上評価A),地域性,ユニバーサルデザイン(以上評価B),耐用・保全性(評価C)(別紙2及び3参照)。
- ・さいたま第2法務総合庁舎は適切な規模の敷地に新庁舎を新営できたことで老朽及 び面積不足の解消を達成できた。

(3) 事業実施による環境の変化

環境保全性(評価A)の結果から、敷地外環境への負荷も抑えられており、特に問題はない。

(4)総合的評価

以上(1)(2)(3)より、事業の目的をおおむね果たしていると判断できる。

6. 学識経験を有する者の知見の活用

(1) 実施時期

平成28年7月1日

(2) 実施方法

会議

(3) 意見及び反映内容の概要

なし

7. 施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)

なし

8. 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

なし

9. 備考

本報告に記載の延べ面積は、整備後の面積であり、事前評価書及び事後評価実施計画書においては、予算要求時の計画面積であるため、両者は異なっている。また、平成19年度は法務省内で検討を行っていた期間であるため、予算額・執行額ともに0千円となっている。

【行政事業レビュー点検結果の平成29年度予算概算要求への反映内容】

予算要求を行っていないため, 該当事項なし。

*1 「大臣官房施設課における事業評価の概要」

大臣官房施設課における政策評価を迅速かつ適正に実施していくため、平成12年度に策定したものである。なお、平成20年度まで同概要に基づき評価を行っている。

*2 「法務省大臣官房施設課における事業評価システム」

旧システムの評価手法の一部を平成21年度に見直して策定したものである。なお、平成21年度からは、新システムに基づき評価を行っている。

事業計画の効果(B1)

.

<u>.</u>:

.

1.0 1.0 1.0 1.0 1.0 1.0 評点 標準的な構造が確保できないお それがある。又は、特殊な施設 で必要な機能等が満足されない おそれがある 自然条件に災害防止,環境保全 上著しい支障がある 総合庁舎又は合同庁舎計画とし ての整備が必要 総合庁舎としての整備条件 整っていない 都市計画等と整合しない 0.5 整備の見込なし 敷地未定 規模未定 総合庁舎又は合同庁舎計画との 調整が必要 0.7 建設までの用地取得計画が不 明確 安全・円滑に出入りできる構造 の道路等に接していない 適切な構造,機能として計画され ていない 敷地が有効に利用できる形状で はない 規模と業務内容等との関連が不 明確 自然条件に災害防止・環境保全 上やや支障がある 0.8 条件整備により都市計画等との 整合が可能 駐車場等の確保に支障がある 0.9 国有地の所管替予定, 公有地等の借用予定, 建設までに用地取得の計画あり, 又は民有地を長期間借用可能なもの た。 標準的な構造として計画されている。 又は、特殊な施設で必要な機能等が満足される計画である 建築物の規模に応じ適切な規模 となっている 敷地が有効に利用できる形状であり、安全・円滑に出入りできる 構造の道路等に接している 業務内容等に応じ、適切な規模 が設定されている 自然条件の不備を技術的に解 消できる 単独庁舎としての整備が適当 総合庁舎としての整備条件が 整っている 等と整合 整備の見込あり 都市計画等 事業計画の効果(B1)に関する評価指標(さいたま第2法務総合庁舎) 適切な構造,機能として計画され ている 業務内容等に応じ、適切な規模 が設定され、敷地の高度利用に ついて配慮している 自然条件が災害防止·環境保全 上良好 周辺に道路・鉄道等が整備済み 駐車場, 緑地等に必要な面積が 確保されている 都市計画・土地利用計画シビックコア地区整備計画等に積極的に貢献 総合庁舎の場合 単独庁舎の場合 都市計画・土地利用計画等との整合性 災害防止·環境保全 用地取得の見込 クセスの確保 建築物の規模 敷地の規模 整備条件 機能性等 敷地形状 単独庁舎 としての 類 鮰 槿 凞 尔 樺 萪 規

133

(各係数の積×100倍)

計量

別紙2

6 事業計画の効果(B2)

事業計画の効果(B2)に関する評価指標(さいたま第2法務総合庁舎)

分類	評価項目	評価	取組状況
		Α	特に充実した取組がされている
	地域性	В	充実した取組がされている
社会性		C	一般的な取組がされている
江太江		Α	特に充実した取組がされている
	人権	В	充実した取組がされている
		С	一般的な取組がされている
		Α	特に充実した取組がされている
環境保全性	環境保全性	В	充実した取組がされている
		С	一般的な取組がされている
	`	Α	特に充実した取組がされている
	ユニバーサルデザイン (建物内)	В	充実した取組がされている
		С	一般的な取組がされている
		Α	特に充実した取組がされている
機能性	防災性	В	充実した取組がされている
		С	一般的な取組がされている
		Α	特に充実した取組がされている
	保安性	В	充実した取組がされている
		С	一般的な取組がされている
		Α	特に充実した取組がされている
経済性	耐用・保全性	В	充実した取組がされている
		С	一般的な取組がされている

事業計画の3	争楽計画の効果(B2)に関する評価指標【さいたま第2法務総台庁舎】	[末第2法務総合庁舎]			
分類	評価項目	取組内容	実例など	評価	
		・自治体・近隣施設等との連携		A:3つ以上該当	
		・地域住民との連携		B:2つ該当	
		・既存建造物(歴史的建築物)の有効利用		C:1つ該当又は該当なし	
		・地域性のある材料の採用			
		・緑地・オープンスペースの設置			
	地域性	・地域に開放された施設の設置			ω
* *		・周辺の自然環境への配慮			
± ± ±		・周辺の都市環境への配慮	(低騒音型機器(自家発電設備,冷却塔等)の採用		
		・地域の防犯への配慮	敷地周辺部への外灯設置		
		・地域住民の生活への配慮			
		・景観への配慮			
		・地域住民の人権に配慮した建物計画		A:2つ以上該当	
	人権	・被疑者、被収容者、保護観察対象者等の人権に配慮した建物計画	来庁者との動線分離	B:10 数当	∢
			戸籍相談室, 人権相談室の設置	C: 該当なし	
		・省エネ機器・システムの導入	高効率照明器具(LED照明, Hf照明), 高効率空調機の設置など	A:3つ以上該当	
		・屋上緑化	屋上綠化	B:2つ該当	
		・水の循環利用		C:1つ該当又は該当なし	
事存日今	語格日今杯	・自然エネルギーの活用	太陽光発電設備、ハイブリッド外灯		<
4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4	米里 王	・グリーン購入法の全面的な対応			(
		・断熱性の向上			
		・環境性能の高いエネルギーの採用	都市ガス		
		・省エネシステムの導入	流量可変システムや外気冷房システム等の採用		
		・「建築物移動円滑化誘導基準」(望ましい規定)に基づく		A:「望ましい規定」に基づく	
	コニバーサルデザイン(敷地内)	・「建築物移動円滑化基準」(法令規定)の他, 一部「望ましい規定」も付加	一部「望ましい規定」(表示を施した障がい者専用駐車場等)	B:一部「望ましい」規定	m
				C: 法令規定に基づく	
		・地震被害を軽減させる構造の採用		A:3つ以上該当	
		・電気室をGLより高め又は2階以上に設置		B:2つ該当	
		・防潮板の設置		C:1つ該当又は該当なし	
林舎にか生	压然车	・雷保護の高性能化	避雷器設置		٥
T1 24 %1.	エンジ	・災害時の対策			(
		・非常用飲料水の確保	受水タンクの緊急遮断弁, 採水用水洗等の設置		
		· 停電 対策	白家発電設備の設置, 蕃電池の設置		
		・保管室の防火性能の確保	壁, 建具等の防火仕様向上(書庫等)		
		・保安性の確保		A:2つ以上該当	
	保安性	・被疑者、被収容者、保護観察対象者等の監視を容易にする工夫	監視カメラ,ブラインド内蔵型視察窓	B:10 数当	∢
		・保管室の防犯性能の確保	鉄格子の設置	C:該当なし	
		・更新性の高い設備室	車両の寄付きが容易な位置に設置(機器更新に配慮)	A:3つ以上該当	
然	中, 四,	・清掃を容易にするエ夫		B:2つ該当	C
1 5	년 H 북	・メンテナンスを容易にするエ夫		C:1つ該当又は該当なし)
		- 増築可能な建物配置			

平成27年度事後評価実施結果報告書

1. 施策名等 (法務省27-(15))

施		策		名	施設の塾	整備 (富士法務為	総合庁舎整備	請等事業)		
政	策	体	系	H	法務行政	女全般の円滑か~	つ効率的な遺	重営		
の	位	置	付	け	(VII-1	4-(2))				
施	策	の	概	要	司法制度	度改革の推進や	治安情勢の	変化に伴って	生じる新たれ	な行政需要等
					を踏まれ	え,十分な行政	機能を果たる	すことができ	るよう,執利	答室等の面積
					が不足し	している施設や	,長期間の何	更用により老	朽化した施設	没等について
					所要の鏨	整備,防災・減り	災対策を行う	·)。		
施	策の)予	算額	額・	区分		19年度	20年度	21年度	22年度
執1	行額	等			予算の	当初予算(a)	0	366, 299	410, 008	251, 003
					状 況	補正予算(b)	0	0	0	0
					(千円)	繰越し等(c)	0	0	0	0
						合計(a+b+c)	0	366, 299	410, 008	251, 003
					執行	額(千円)	0	366, 299	410, 008	251, 003
政領	ŧ評 ⁶	価実	施田	寺期	平成28年	下8月		担当部局名	大臣官房施設	課
評	佃	5 ;	<u></u> 方	爿	事業評価	 西方式			_	

2. 事業等の内容

(1) 課題・ニーズ

静岡地方検察庁富士支部・富士区検察庁の旧庁舎は、昭和39年に建築された鉄筋コンクリート造2階建ての建物であり、経年による老朽化が著しく、外壁の劣化による雨漏りや、内壁及び床の亀裂が多数見られた。

また,職員数の増加やOA機器等の増加により,調室や事務室が面積不足となり,執務に支障を来していた。

一方,静岡地方法務局富士支局の旧庁舎は、昭和54年に建築された鉄筋コンクリート造2階建ての建物であるが、登記事件の増加とそれに伴う大型事務機器の導入等に加え、統合受入れのため、事務室・書庫ともに面積不足となっていた。

加えて,両施設においては相談室や駐車場の不足,バリアフリー未対応等により,来 庁者対応機能に支障を来し,窓口サービスの低下を招いていた。

(2)目的・目標

法務総合庁舎の整備をすることによって,老朽及び面積不足の解消を図るとともに, 業務効率の改善,利用者へのサービスの向上を図る。

(3) 具体的内容

事業場所:静岡県富士市中央町二丁目7番7号

事業時期:平成19年度から(平成22年度から供用開始)

延べ面積:3,590平方メートル

入居官署:静岡地方検察庁富士支部・富士区検察庁

静岡地方法務局富士支局

3. 事前評価の概要

「大臣官房施設課における事業評価の概要 * 」(以下「旧システム」という。)に基づき,次のとおり評価を行った。

(1)必要性

事業の緊急性・優先性 120点 (老朽,面積不足)

※ 事業の計画の緊急性(必要性)に関する評点が基準レベルである100点以上のも

のを緊急性・優先性(必要性)のある事業とする。

※ 事業の緊急性とは、現状施設の老朽度、面積不足、事務所の借用、庁舎の分散、 都市計画の関係、立地条件の不良、衛生条件の不良、施設の不備、法令等の状況を 点数化したものである。

(2) 効率性

事業の効果(費用対効果)3.4

- ※ 事業の効果が基準レベルである1以上のものを効果のある事業とする。
- ※ 事業の効果とは、総費用(初期費用、維持修繕費)に対する建物の新営による効果(利用者の利便、地域への寄与、安全の確保、環境への配慮)及び法務総合庁舎としての加算効果(来庁舎対応機能の充実、被害者への配慮、業務効率・適切な業務の遂行、防犯性の向上、位置の改善)を比較した数値である。

(3)有効性

計画の妥当性 133点

- ※ 計画の妥当性に関する評点が基準レベルである100点以上であるものを妥当性の ある事業とする。
- ※ 計画の妥当性とは、以下に係る評価を視点にして、その効果を点数化したものである。
 - ① 位置(用地取得の見込み,災害防止・環境保全,アクセスの確保,都市計画・ 土地利用計画等との整合性,敷地形状)
 - ② 規模(建築物の規模,敷地の規模)
 - ③ 構造(単独庁舎,総合庁舎としての整備条件,機能性等)

(4)総合的評価

以上(1)(2)(3)より、新規事業採択の要件を満たしていた。

4. 評価手法等

事後評価については、施設の供用開始から5年経過した後、「法務省大臣官房施設課における事業評価システム*2」(以下「新システム」という。)に基づき、「業務を行うための基本機能」(以下「B1」という。)と「政策及び重点施策に基づく付加機能」(以下「B2」という。)の2つの観点から「事業計画の効果」について評価する。

具体的には、B1については、事前評価において評価指標とした「計画の妥当性」の各項目について効果の有無を確認する。

※ 「事業計画の効果 (B1) に関する評価指標」(別紙1) の各項目ごとの該当する 係数を全て掛け合わせ、100倍した数値を事業計画の効果 (B1) とし、評点が100点 以上あることを確認する。

また、B2については、事前評価において評価指標としていないが、「事業計画の効果(B2)に関する評価指標」(別紙2及び3)により、各分類ごとにその取組状況を評価し、政策及び重点施策に合致しているか確認する。

なお、事前評価において評価指標とした「事業の緊急性・優先性」及び「事業の効果(費用対効果)」(新システムにおいては、「事業計画の必要性」及び「事業計画の合理性」とそれぞれ名称を変更している。)については、当該事業の採否に当たり評価すべき観点であることから、原則として事後評価における評価指標としない。

5. 事後評価の内容

(1) 事業の情報となる項目(費用,施設の利用状況,事業期間等)の変化

事業は総額約10億円で平成19年度から平成22年度にかけて実施し、平成22年度に完成した。新規事業採択時の計画は、老朽及び面積不足の解消、業務効率の改善並びに利用者へのサービスの向上を図るものであったが、現地建替により、計画どおりに完了できた。

(2) 事業の効果の発現状況

「事業計画の効果(B1)に関する評価指標」(別紙1),「事業計画の効果(B2)に関する評価指標」(別紙2及び3)のとおり、事後評価を行った。主な評価結果については以下のとおりである。

- ・業務を行うための基本機能 (B1評価):133点 業務を行うために必要な基本機能を満たしていることが確認できる (別紙1参照)。
- ・政策に基づく付加機能(B2評価):環境保全性,ユニバーサルデザイン,防災性,保安性(以上評価A),人権(評価B),地域性,耐用・保全性(以上評価C)(別紙2及び3参照)。
- ・富士法務総合庁舎は適切な規模の敷地に新庁舎を新営できたことで面積不足の解消 を達成できた。

(3) 事業実施による環境の変化

環境保全性(評価A)の結果から、敷地外環境への負荷も抑えられており、特に問題はない。

(4)総合的評価

以上(1)(2)(3)より、事業の目的をおおむね果たしていると判断できる。

6. 学識経験を有する者の知見の活用

(1) 実施時期

平成28年7月1日

(2) 実施方法

会議

(3) 意見及び反映内容の概要

なし

7. 施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)

なし

8. 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

なし

9. 備考

本報告に記載の延べ面積は、整備後の面積であり、事前評価書及び事後評価実施計画書においては、予算要求時の計画面積であるため、両者は異なっている。また、平成19年度は法務省内で検討を行っていた期間であるため、予算額・執行額ともに0千円となっている。

【行政事業レビュー点検結果の平成29年度予算概算要求への反映内容】

予算要求を行っていないため、該当事項なし。

*1 「大臣官房施設課における事業評価の概要」

大臣官房施設課における政策評価を迅速かつ適正に実施していくため、平成12年度に策定したものである。なお、平成20年度まで同概要に基づき評価を行っている。

*2 「法務省大臣官房施設課における事業評価システム」

旧システムの評価手法の一部を平成21年度に見直して策定したものである。なお、平成21年度からは、新システムに基づき評価を行っている。

事業計画の効果(B1)に関する評価指標(富士法務総合庁舎)

5 事業計画の効果(B1)

1.0 1.0 1.0 1.0 1.0 1.0 評点 標準的な構造が確保できないお それがある。又は、特殊な施設 で必要な機能等が満足されない おそれがある 自然条件に災害防止,環境保全 上著しい支障がある 総合庁舎又は合同庁舎計画とし ての整備が必要 総合庁舎としての整備条件 整っていない 都市計画等と整合しない 0.5 整備の見込なし 敷地未定 規模未定 総合庁舎又は合同庁舎計画との 調整が必要 0.7 建設までの用地取得計画が不 明確 安全・円滑に出入りできる構造 の道路等に接していない 適切な構造,機能として計画され ていない 敷地が有効に利用できる形状で はない 規模と業務内容等との関連が不 明確 自然条件に災害防止・環境保全 上やや支障がある 0.8 条件整備により都市計画等との 整合が可能 駐車場等の確保に支障がある 0.9 国有地の所管替予定, 公有地等の借用予定, 建設までに用地取得の計画あり, 又は民有地を長期間借用可能なもの た。 標準的な構造として計画されている。 又は、特殊な施設で必要な機能等が満足される計画である 建築物の規模に応じ適切な規模 となっている 敷地が有効に利用できる形状であり、安全・円滑に出入りできる 構造の道路等に接している 業務内容等に応じ、適切な規模 が設定されている 自然条件の不備を技術的に解 消できる 単独庁舎としての整備が適当 総合庁舎としての整備条件が 整っている 等と整合 整備の見込あり 都市計画等 業務内容等に応じ、適切な規模 が設定され、敷地の高度利用に ついて配慮している 適切な構造,機能として計画され ている 自然条件が災害防止·環境保全 上良好 周辺に道路・鉄道等が整備済み 駐車場, 緑地等に必要な面積が 確保されている 都市計画・土地利用計画シビックコア地区整備計画等に積極的に貢献 総合庁舎の場合 単独庁舎の場合 都市計画・土地利用計画等との整合性 災害防止·環境保全 用地取得の見込 クセスの確保 建築物の規模 敷地の規模 整備条件 機能性等 敷地形状 単独庁舎 としての 類 鮰 槿 凞 尔 樺 萪 規

133

(各係数の積×100倍)

計量

別紙2

6 事業計画の効果(B2)

事業計画の効果(B2)に関する評価指標(富士法務総合庁舎)

分類	評価項目	評価	取組状況
		Α	特に充実した取組がされている
	地域性	В	充実した取組がされている
社会性		С	一般的な取組がされている
江五江		Α	特に充実した取組がされている
	人権	В	充実した取組がされている
		С	一般的な取組がされている
		Α	特に充実した取組がされている
環境保全性	環境保全性	В	充実した取組がされている
		С	一般的な取組がされている
	^	А	特に充実した取組がされている
	ユニバーサルデザイン (建物内)	В	充実した取組がされている
		С	一般的な取組がされている
		А	特に充実した取組がされている
機能性	防災性	В	充実した取組がされている
		С	一般的な取組がされている
		Α	特に充実した取組がされている
	保安性	В	充実した取組がされている
		С	一般的な取組がされている
		Α	特に充実した取組がされている
経済性	耐用・保全性	В	充実した取組がされている
		С	一般的な取組がされている

事薬計画の.	争薬計画の効果(B2)に関する評価指標【畐士法務総台庁告】	5. 数数钉厂置]			
分類	評価項目	取組内容	実例など	計平価	
		・自治体・近隣施設等との連携		A:3つ以上該当	
		・地域住民との連携		B:2つ該当	
		・既存建造物(歴史的建築物)の有効利用		C:1つ該当又は該当なし	
		・地域性のある材料の採用			
		・緑地・オープンスペースの設置			
	地域性	・地域に開放された施設の設置			ပ
* 本		・周辺の自然環境への配慮			
Ħ K		・周辺の都市環境への配慮			
		・地域の防犯への配慮			
		・地域住民の生活への配慮			
		•景観への配慮			
		・地域住民の人権に配慮した建物計画		A:2つ以上該当	
	人権	・被疑者、被収容者、保護観察対象者等の人権に配慮した建物計画	来庁者との動線分離	B:1つ該当	ω
				C: 該当なし	
		・省エネ機器・システムの導入	LED照明, Hf照明, 高効率変圧器	A:3つ以上該当	
		·屋上緑化	屋上綠化	B:2つ該当	
		・水の循環利用		C:1つ該当又は該当なし	
140 日本町		・自然エネルギーの活用	太陽光発電		•
垛块床 工性	垛児沐王 '生	・グリーン購入法の全面的な対応			∢
		・断熱性の向上			
		・環境性能の高いエネルギーの採用			
		・省エネシステムの導入	外気、冷房システム等の採用		
		・「建築物移動円滑化誘導基準」(望ましい規定)に基づく	「建築物移動円滑化誘導基準」(望ましい規定)に基づく	A:「望ましい規定」に基づく	
	ユニバーサルドザイン(敷地内)	・「建築物移動円滑化基準」(法令規定)の他、一部「望まし、規定」も付加		B:一部「望ましい」規定	∢
				C: 法令規定に基づく	
		・地震被害を軽減させる構造の採用		A:3つ以上該当	
		・電気室をGLより高め又は2階以上に設置	電気室を3階に設置	B:2つ該当	
		・止水板の設置		C:1つ該当又は該当なし	
お名の下	工	・雷保護の高性能化			<
1X HE LT	H X (c)	・災害時の対策			(
		・非常用飲料水の確保			
		• 停電対策	自家発電設備の設置		
		・保管室の防火性能の確保	建具等の防火仕様向上		
		・保安性の確保	護送用車両専用車庫(シャッター付)	A:2つ以上該当	
	保安性	・被疑者、被収容者、保護観察対象者等の監視を容易にする工夫	監視カメラ対応	B:1つ該当	∢
		・保管室の防犯性能の確保		C:該当なし	
		・更新性の高い設備室		A:3つ以上該当	
本次 次	女 學 田 苗	・清掃を容易にする工夫		B:2つ該当	C
## H H	H H H H F F F F F F F F F F F F F F F F	・ ハンテナンスを容易にする工夫		C:1つ該当又は該当なし)
		・増築可能な建物配置			

平成27年度事後評価実施結果報告書

1. 施策名等 (法務省27-(16))

施 策 名	施設の	整備(仙台第3剂	法務総合庁舎	·整備等事業)		
政策体系上	法務行政	女全般の円滑かっ	つ効率的な運	當		
の位置付け	(VII-1	4-(2))				
施策の概要	司法制度	度改革の推進や	治安情勢の変	変化に伴って	生じる新たれ	な行政需要等
	を踏まえ	え、十分な行政	機能を果たる	けことができ	るよう,執利	答室等の面積
	が不足し	している施設や	,長期間の例	吏用により老	朽化した施設	没等について
	所要の鏨	整備,防災・減	災対策を行う	0		
施策の予算額・	区分		19年度	20年度	21年度	22年度
執行額等	予算の	当初予算(a)	0	605, 270	465, 990	2, 045, 758
	状 況	補正予算(b)	0	0	0	0
	(千円)	繰越し等(c)	0	0	0	0
		合計(a+b+c)	0	605, 270	465, 990	2, 045, 758
	執行	額(千円)	0	605, 270	465, 990	2, 045, 758
政策評価実施時期	平成28年	F8月	-	担当部局名	大臣官房施設	課
評 価 方 式	事業評価	西方式				

2. 事業等の内容

(1) 課題・ニーズ

仙台法務局の旧庁舎は昭和46年に建築された鉄筋コンクリート造6階建ての建物であり、経年による老朽化が著しく、外壁等に亀裂が見られる状況にある。

また,登記事件の増加とそれに伴う大型事務機器の導入等に加え,統合受入れのため, 事務室・書庫ともに面積不足となっていた。

一方,東北公安調査局は,昭和48年に建築された鉄筋コンクリート造4階建ての仙台第2法務合同庁舎に入居しているが,上記施設同様に外壁の劣化が見られるほか,OA機器等の増加により執務室が面積不足となっていた。

加えて,両施設においては同相談室や駐車場の不足,バリアフリー未対応等により, 来庁者対応機能に支障を来し,窓口サービスの低下を招いていた。

(2)目的・目標

法務総合庁舎の整備をすることによって、老朽及び面積不足の解消を図るとともに、 業務効率の改善、利用者へのサービスの向上を図る。

(3) 具体的内容

事業場所:宮城県仙台市青葉区春日町7番25号

事業時期:平成19年度から(平成22年度から供用開始)

延べ面積:13,377平方メートル

入居官署:仙台法務局

東北公安調査局

3. 事前評価の概要

「大臣官房施設課における事業評価の概要 * 」(以下「旧システム」という。)に基づき,次のとおり評価を行った。

(1)必要性

事業の緊急性・優先性 104点

※ 事業の計画の緊急性(必要性)に関する評点が基準レベルである100点以上のものを緊急性・優先性(必要性)のある事業とする。

※ 事業の緊急性とは、現状施設の老朽度、面積不足、事務所の借用、庁舎の分散、 都市計画の関係、立地条件の不良、衛生条件の不良、施設の不備、法令等の状況を 点数化したものである。

(2) 効率性

事業の効果(費用対効果) 3.0

- ※ 事業の効果が基準レベルである1以上のものを効果のある事業とする。
- ※ 事業の効果とは、総費用(初期費用、維持修繕費)に対する建物の新営による効果(利用者の利便、地域への寄与、安全の確保、環境への配慮)及び法務総合庁舎としての加算効果(来庁舎対応機能の充実、被害者への配慮、業務効率・適切な業務の遂行、防犯性の向上、位置の改善)を比較した数値である。

(3)有効性

計画の妥当性 133点

- ※ 計画の妥当性に関する評点が基準レベルである100点以上であるものを妥当性のある事業とする。
- ※ 計画の妥当性とは、以下に係る評価を視点にして、その効果を点数化したものである。
 - ① 位置(用地取得の見込み,災害防止・環境保全,アクセスの確保,都市計画・ 土地利用計画等との整合性,敷地形状)
 - ② 規模 (建築物の規模, 敷地の規模)
 - ③ 構造(単独庁舎,総合庁舎としての整備条件,機能性等)

(4)総合的評価

以上(1)(2)(3)より、新規事業採択の要件を満たしている。

4. 評価手法等

事後評価については、施設の供用開始から 5 年経過した後、「法務省大臣官房施設課における事業評価システム *2 」(以下「新システム」という。)に基づき、「業務を行うための基本機能」(以下「B 1」という。)と「政策及び重点施策に基づく付加機能」(以下「B 2」という。)の 2 つの観点から「事業計画の効果」について評価する。

具体的には、B1については、事前評価において評価指標とした「計画の妥当性」(新システムにおいては、「事業計画の効果(B1)に関する評価指標(別紙1)」)の各項目について効果の有無を確認する。

※ 「事業計画の効果(B1)に関する評価指標」(別紙1)の各項目ごとの該当する 係数を全て掛け合わせ、100倍した数値を事業計画の効果(B1)とし、評点が100点 以上あることを確認する。

また、B2については、事前評価において評価指標としていないが、「事業計画の効果 (B2)に関する評価指標」(別紙2)により、各分類ごとにその取組状況を評価し、政策及び重点施策に合致しているか確認する。

なお、事前評価において評価指標とした「事業の緊急性・優先性」及び「事業の効果(費用対効果)」(新システムにおいては、「事業計画の必要性」及び「事業計画の合理性」とそれぞれ名称を変更している。)については、当該事業の採否に当たって評価すべき観点であることから、原則として事後評価における評価指標としない。

5. 事後評価の内容

(1) 事業の情報となる項目(費用,施設の利用状況,事業期間等)の変化

事業は総額約31億円で平成19年度から平成22年度にかけて実施し、平成22年度に完成した。新規事業採択時の計画は、老朽及び面積不足の解消、業務効率の改善並びに利用者へのサービスの向上を図るものであったが、現地建替により、計画どおりに完了できた。

(2) 事業の効果の発現状況

「事業計画の効果(B1)に関する評価指標」(別紙1),「事業計画の効果(B2)に関する評価指標」(別紙2及び3)のとおり、事後評価を行った。主な評価結果については以下のとおりである。

- ・業務を行うための基本機能 (B1評価):133点 業務を行うために必要な基本機能を満たしていることが確認できる (別紙1参照)。
- ・政策に基づく付加機能(B2評価):地域性,環境保全性,防災性(以上評価A),人権,ユニバーサルデザイン,保安性(以上評価B),耐用・保全性(評価C)(別紙2及び3参照)。
- ・仙台第3法務総合庁舎は適切な規模の敷地に新庁舎を新営できたことで著しい老朽 及び面積不足の解消を達成できた。

(3) 事業実施による環境の変化

環境保全性(評価A)の結果から、敷地外環境への負荷も抑えられており、特に問題はない。

(4)総合的評価

以上(1)(2)(3)より、事業の目的をおおむね果たしていると判断できる。

6. 学識経験を有する者の知見の活用

(1) 実施時期

平成28年7月1日

(2) 実施方法

会議

(3) 意見及び反映内容の概要

なし

7. 施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)

なし

8. 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

なし

9. 備考

本報告に記載の延べ面積は、整備後の面積であり、事前評価書及び事後評価実施計画書においては、予算要求時の計画面積であるため、両者は異なっている。また、平成19年度は法務省内で検討を行っていた期間であるため、予算額・執行額ともに0千円となっている。

【行政事業レビュー点検結果の平成29年度予算概算要求への反映内容】 予算要求を行っていないため、該当事項なし。

大臣官房施設課における政策評価を迅速かつ適正に実施していくため、平成12年度に策定したものである。なお、平成20年度まで同概要に基づき評価を行っている。

*2 「法務省大臣官房施設課における事業評価システム」

旧システムの評価手法の一部を平成21年度に見直して策定したものである。なお、平成21年度からは、新システムに基づき評価を行っている。

^{*1 「}大臣官房施設課における事業評価の概要」

事業計画の効果(B1)に関する評価指標(仙台第3法務総合庁舎)

5 事業計画の効果(B1)

1.0 1.0 1.0 1.0 1.0 1.0 . . <u>.</u>: 評点 標準的な構造が確保できないお それがある。又は、特殊な施設 で必要な機能等が満足されない おそれがある 自然条件に災害防止,環境保全 上著しい支障がある 総合庁舎又は合同庁舎計画とし ての整備が必要 総合庁舎としての整備条件 整っていない 都市計画等と整合しない 0.5 整備の見込なし 敷地未定 規模未定 総合庁舎又は合同庁舎計画との 調整が必要 0.7 建設までの用地取得計画が不 明確 安全・円滑に出入りできる構造 の道路等に接していない 適切な構造,機能として計画され ていない 敷地が有効に利用できる形状で はない 規模と業務内容等との関連が不 明確 自然条件に災害防止・環境保全 上やや支障がある 0.8 条件整備により都市計画等との 整合が可能 駐車場等の確保に支障がある 0.9 国有地の所管替予定, 公有地等の借用予定, 建設までに用地取得の計画あり, 又は民有地を長期間借用可能なもの た。 標準的な構造として計画されている。 又は、特殊な施設で必要な機能等が満足される計画である 建築物の規模に応じ適切な規模 となっている 敷地が有効に利用できる形状であり、安全・円滑に出入りできる 構造の道路等に接している 業務内容等に応じ、適切な規模 が設定されている 自然条件の不備を技術的に解 消できる 単独庁舎としての整備が適当 総合庁舎としての整備条件が 整っている 等と整合 整備の見込あり 都市計画 業務内容等に応じ、適切な規模 が設定され、敷地の高度利用に ついて配慮している 適切な構造,機能として計画され ている 自然条件が災害防止·環境保全 上良好 周辺に道路・鉄道等が整備済み 駐車場, 緑地等に必要な面積が 確保されている 都市計画・土地利用計画シビックコア地区整備計画等に積極的に貢献 総合庁舎の場合 単独庁舎の場合 都市計画・土地利用計画等との整合性 災害防止·環境保全 用地取得の見込 クセスの確保 建築物の規模 敷地の規模 整備条件 機能性等 敷地形状 単独庁舎 としての 類 鮰 槿 凞 尔 樺 萪 規

133

(各係数の積×100倍)

計量

別紙2

6 事業計画の効果(B2)

事業計画の効果(B2)に関する評価指標(仙台第3法務総合庁舎)

分類	評価項目	評価	取組状況
		Α	特に充実した取組がされている
	地域性	В	充実した取組がされている
社会性		C	一般的な取組がされている
社会は		Α	特に充実した取組がされている
	人権	В	充実した取組がされている
		С	一般的な取組がされている
		Α	特に充実した取組がされている
環境保全性	環境保全性	В	充実した取組がされている
		С	一般的な取組がされている
		Α	特に充実した取組がされている
	ユニバーサルデザイン (建物内)	В	充実した取組がされている
		С	一般的な取組がされている
		Α	特に充実した取組がされている
機能性	防災性	В	充実した取組がされている
		С	一般的な取組がされている
		Α	特に充実した取組がされている
	保安性	В	充実した取組がされている
		С	一般的な取組がされている
		Α	特に充実した取組がされている
経済性	耐用・保全性	В	充実した取組がされている
		С	一般的な取組がされている

事薬計画の3	◆ 来計画の効果(BZ)に関9る評価指標【仙古第3広務総古「計】	第3法参称门口语】		-	
分類	評価項目	取組内容	実例など	計	
		・自治体・近隣施設等との連携		A:3つ以上該当	
		・地域住民との連携		B:20 数当	
		・既存建造物(歴史的建築物)の有効利用		C:1つ該当又は該当なし	
		・地域性のある材料の採用			
		・緑地・オープンスペースの設置	敷地境界部分に緑地を確保		
	地域性	・地域に開放された施設の設置			∢
4		・周辺の自然環境への配慮			
± ±		・周辺の都市環境への配慮	低騒音型機器(自家発電設備,冷却塔,送風機等)の採用		
		・地域の防治への配慮	敷地周辺部への外灯設置		
		・地域住民の生活への配慮			
		・景観への配慮	上層階壁面線の後退		
		・地域住民の人権に配慮した建物計画		A:2つ以上該当	
	人権	・被疑者,被収容者,保護観察対象者等の人権に配慮した建物計画		B:10数当	Ф
		・来庁者の人権に配慮した建物計画	戸籍相談室, 人権相談室の設置	C: 該当なし	
		・省エネ機器・システムの導入	高効率照明器具(LED照明, Hf照明), 高効率冷温水機等	A:3つ以上該当	
		·屋上綠化	屋上緑化	B:20該当	
		・水の循環利用		C:1つ該当又は該当なし	
すくいない		・自然エネルギーの活用	太陽光発電設備		
垛塊床 工工	块児'木王'士 				∢
		・断熱性の向上			
		・環境性能の高いエネルギーの採用	都市ガス		
		・省エネシステムの導入	流量可変システムや外気冷房システム等の採用		
		・「建築物移動円滑化誘導基準」(望ましい規定)に基づく		A:「望ましい規定」に基づく	
	ユニバーサルデザイン(敷地内)	・「建築物移動円滑化基準」(法令規定)の他, 一部「望ましい規定」も付加	一部「望ましい規定」(表示を施した障がい者専用駐車場等)	B:一部「望ましい」規定	ш
				G:法令規定に基づく	
		・地震被害を軽減させる構造の採用		A:3つ以上該当	
		・電気室をGLより高め又は2階以上に設置	電気室を8階に設置	B:20該当	
		・防潮板の設置	防潮板	C:1つ該当又は該当なし	
数金に水	正	・雷保護の高性能化	遊雷器設置		4
TI SH SKI.	T X (2)	・災害時の対策			C
		- 非常用飲料水の確保	受水タンクの緊急遮断弁, 採水用水洗等の設置, 井水の確保		
		*************************************	自家発電設備の設置, 落電池の設置		
		・保管室の防火性能の確保	壁, 建具等の防火仕様向上(書庫等)		
		・保安性の確保		A:2つ以上該当	
	保安性	・被疑者、被収容者、保護観察対象者等の監視を容易にする工夫		B:10散当	Ф
		・保管室の防犯性能の確保	認証装置付加, 防犯ガラスの採用	C: 該当なし	
		・更新性の高い設備室	車両の寄り付きが容易な位置に設置(機器更新に配慮)	A:3つ以上該当	
经济本	斯田, 命令在	・清掃を容易にする工夫		B:2つ該当	C
1	<u> </u>	・メンテナンスを容易にする工夫		C:1つ該当又は該当なし)
		・増築可能な建物配置			

平成27年度事後評価実施結果報告書

1. 施策名等 (法務省27-(17))

· · // // // // // // // // // // // //					11-11	<u>, , , , , , , , , , , , , , , , , , , </u>		
施 策 名	施設の整	:備(八日市場	句置支所整備	背等事業)				
政策体系上	法務行政	去務行政全般の円滑かつ効率的な運営						
の位置付け	(VII - 14)	(2)						
施策の概要	司法制度	司法制度改革の推進や治安情勢の変化に伴って生じる新たな行政需要等						
	を踏まえ	., 十分な行政	機能を果たっ	すことができ	るよう,執利	务室等の面積		
	が不足し	が不足している施設や、長期間の使用により老朽化した施設等について						
	所要の整	所要の整備,防災・減災対策を行う。						
施策の予算額・	区分		19年度	20年度	21年度	22年度		
執行額等	予算の	当初予算(a)	0	249, 220	427, 919	508, 085		
	状 況	補正予算(b)	0	0	0	0		
	(千円)	繰越し等(c)	0	0	0	0		
		合計(a+b+c)	0	249, 220	427, 919	508, 085		
	執行額(千円)		0	249, 220	427, 919	508, 085		
政策評価実施時期	施時期 平成28年8月			担当部局名 大臣官房施設課				
評 価 方 式	事業評価	i方式						

2. 事業等の内容

(1) 課題・ニーズ

八日市場拘置支所は、昭和34年に建築された建物であり、経年による老朽化が著しく、 外壁の浮き・亀裂が生じているほか、屋上防水の劣化により雨漏りが随所に見られ、施 設運営に支障を来していた。

(2)目的・目標

現状施設の老朽を解消するとともに、被収容者の人権に配慮した施設を整備することにより、適切な収容環境を確保することを目的とする。

(3) 具体的内容

事業場所:千葉県匝瑳市八日市場イ513

事業時期:平成19年度から(平成22年度から供用開始)

延べ面積:3,208平方メートル

3. 事前評価の概要

「大臣官房施設課における事業評価の概要^{*1}」(以下「旧システム」という。)に基づき, 次のとおり評価を行った。

(1)必要性

事業の緊急性・優先性 110点

- ※ 事業の計画の緊急性(必要性)に関する評点が基準レベルである100点以上のものを緊急性・優先性(必要性)のある事業とする。
- ※ 事業の緊急性とは、現状施設の老朽度、面積不足、収容能力、施設の不備、法令等の状況を点数化したものである。

(2) 効率性

事業の効果(費用対効果) 1.6

- ※ 事業の効果が基準レベルである1以上のものを効果のある事業とする。
- ※ 事業の効果とは、総費用(初期費用,維持修繕費)に対する建物の新営による効果(安全性の向上,業務効率・処遇改善,建物価値の向上,過剰収容への対応,環境への配慮,地域への寄与,位置の改善)を比較した数値である。

(3) 有効性

計画の妥当性 100点

- ※ 計画の妥当性に関する評点が基準レベルである100点以上であるものを妥当性の ある事業とする。
- ※ 計画の妥当性とは、以下に係る評価を視点にして、その効果を点数化したものである。
 - ① 地域との調和(周辺環境との調和)
 - ② 業務の効率化・処遇改善(来訪者対応機能の充実,円滑な業務の遂行,被収容者の処遇・生活環境の改善,職員の執務環境の向上)
 - ③ 環境負荷の小さな施設づくり (環境にやさしい施設づくり (環境負荷低減型施設))
 - ④ フレキシビリティの向上

(4)総合的評価

以上(1)(2)(3)より、新規事業採択の要件を満たしている。

4. 評価手法等

事後評価については、施設の供用開始から 5 年経過した後、「法務省大臣官房施設課における事業評価システム *2 」(以下「新システム」という。)に基づき、「業務を行うための基本機能」(以下「B1」という。)と「政策及び重点施策に基づく付加機能」(以下「B2」という。)の 2 つの観点から「事業計画の効果」について評価する。

具体的には、B1については、事前評価において評価指標とした「計画の妥当性(新システムにおいては、「事業計画の効果(B1)に関する評価指標(別紙1)」)」の各項目について効果の有無を確認する。

※ 「事業計画の効果 (B1) に関する評価指標」(別紙1) の各項目ごとの該当する 係数を全て掛け合わせ、100倍した数値を事業計画の効果 (B1) とし、評点が100点 以上あることを確認する。

また, B2については, 事前評価において評価指標としていないが, 「事業計画の効果(B2)に関する評価指標」(別紙2及び3)により, 各分類ごとにその取組状況を評価し, 政策及び重点施策に合致しているか確認する。

なお、事前評価において評価指標とした「事業の緊急性・優先性」及び「事業の効果(費用対効果)」(新システムにおいては、「事業計画の必要性」及び「事業計画の合理性」とそれぞれ名称を変更している。)については、当該事業の採否に当たって評価すべき観点であることから、原則として事後評価における評価指標としない。

5. 事後評価の内容

(1) 事業の情報となる項目(費用、施設の利用状況、事業期間等)の変化

事業は総額約12億円で平成19年度から平成22年度にかけて実施し、平成22年度に完成した。新規事業採択時の計画は、老朽の解消及び処遇環境の改善を図るものであったが、現地建替により、計画どおりに完了できた。

(2) 事業の効果の発現状況

「事業計画の効果 (B1) に関する評価指標」(別紙1),「事業計画の効果 (B2) に関する評価指標」(別紙2及び3) のとおり,事後評価を行った。主な評価結果については以下のとおりである。

- ・業務を行うための基本機能(B1評価):133点 業務を行うために必要な基本機能を満たしていることが確認できる(別紙1参照)。
- ・政策に基づく付加機能(B2評価):人権,環境保全性,防災性,保安性(以上評価A),地域性,ユニバーサルデザイン(以上評価B),耐用・保全性(評価C)(別紙2及び3参照)。

・八日市場拘置支所の新営により著しい老朽の解消及び処遇環境の改善を達成できた。

(3) 事業実施による環境の変化

環境保全性(評価A)の結果から、敷地外環境への負荷も抑えられており、特に問題はない。

(4)総合的評価

以上(1)(2)(3)より、事業の目的をおおむね果たしていると判断できる。

6. 学識経験を有する者の知見の活用

(1) 実施時期

平成28年7月1日

(2) 実施方法

会議

(3) 意見及び反映内容の概要

なし

7. 施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)

なし

8. 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

なし

9. 備考

本報告に記載の延べ面積は、整備後の面積であり、事前評価書及び事後評価実施計画書においては、予算要求時の計画面積であるため、両者は異なっている。また、平成19年度は法務省内で検討を行っていた期間であるため、予算額・執行額ともに0千円となっている。

【行政事業レビュー点検結果の平成29年度予算概算要求への反映内容】 予算要求を行っていないため、該当事項なし。

大臣官房施設課における政策評価を迅速かつ適正に実施していくため、平成12年度に策定したものである。なお、平成20年度まで同概要に基づき評価を行っている。

*2 「法務省大臣官房施設課における事業評価システム」

旧システムの評価手法の一部を平成21年度に見直して策定したものである。なお、平成21年度からは、新システムに基づき評価を行っている。

^{*1 「}大臣官房施設課における事業評価の概要」

事業計画の効果(B1)に関する評価指標(ハ日市場拘置支所)

5 事業計画の効果(B1)

1.0 1.0 1.0 1.0 1.0 1.0 評点 標準的な構造が確保できないお それがある。又は、特殊な施設 で必要な機能等が満足されない おそれがある 自然条件に災害防止,環境保全 上著しい支障がある 総合庁舎又は合同庁舎計画とし ての整備が必要 総合庁舎としての整備条件 整っていない 都市計画等と整合しない 0.5 整備の見込なし 敷地未定 規模未定 総合庁舎又は合同庁舎計画との 調整が必要 0.7 建設までの用地取得計画が不 明確 安全・円滑に出入りできる構造 の道路等に接していない 適切な構造,機能として計画され ていない 敷地が有効に利用できる形状で はない 規模と業務内容等との関連が不 明確 自然条件に災害防止・環境保全 上やや支障がある 0.8 条件整備により都市計画等との 整合が可能 駐車場等の確保に支障がある 0.9 国有地の所管替予定, 公有地等の借用予定, 建設までに用地取得の計画あり, 又は民有地を長期間借用可能なもの た 標準的な構造として計画されている。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足される計画である 建築物の規模に応じ適切な規模 となっている 敷地が有効に利用できる形状であり、安全・円滑に出入りできる 構造の道路等に接している 業務内容等に応じ、適切な規模 が設定されている 自然条件の不備を技術的に解 消できる 単独庁舎としての整備が適当 総合庁舎としての整備条件が 整っている 等と整合 整備の見込あり 都市計画 業務内容等に応じ、適切な規模 が設定され、敷地の高度利用に ついて配慮している 適切な構造,機能として計画され ている 自然条件が災害防止·環境保全 上良好 周辺に道路・鉄道等が整備済み 駐車場, 緑地等に必要な面積が 確保されている 都市計画・土地利用計画シビックコア地区整備計画等に積極的に貢献 条数 総合庁舎の場合 単独庁舎の場合 都市計画・土地利用計画等との整合性 災害防止·環境保全 用地取得の見込 クセスの確保 建築物の規模 敷地の規模 整備条件 機能性等 敷地形状 単独庁舎 としての 類 鮰 槿 凞 尔 樺 萪 規

133

(各係数の積×100倍)

計量

別紙2

6 事業計画の効果(B2)

事業計画の効果(B2)に関する評価指標(八日市場拘置支所)

分類	評価項目	評価	取組状況
		Α	特に充実した取組がされている
	地域性	В	充実した取組がされている
社会性		С	一般的な取組がされている
社会は		Α	特に充実した取組がされている
	人権	В	充実した取組がされている
		С	一般的な取組がされている
		Α	特に充実した取組がされている
環境保全性	環境保全性	В	充実した取組がされている
		С	一般的な取組がされている
		Α	特に充実した取組がされている
	ユニバーサルデザイン (建物内)	В	充実した取組がされている
		С	一般的な取組がされている
		Α	特に充実した取組がされている
機能性	防災性	В	充実した取組がされている
		С	一般的な取組がされている
		Α	特に充実した取組がされている
	保安性	В	充実した取組がされている
		С	一般的な取組がされている
		Α	特に充実した取組がされている
経済性	耐用・保全性	В	充実した取組がされている
		С	一般的な取組がされている

事業計画の刻	事業計画の効果(B2)に関する評価指標【ハ日市場拘置支所】	5場拘置支所】			
分類	評価項目	取組内容	実例など	三平(田	
		・自治体・近隣施設等との連携		A:3つ以上該当	
		・地域住民との連携		B:2つ該当	
		・既存建造物(歴史的建築物)の有効利用		C:1つ該当又は該当なし	
		・地域性のある材料の採用			
		・緑地・オープンスペースの設置			
	地域性	・地域に開放された施設の設置			ω
* * *		・周辺の自然環境への配慮			
7 K		・周辺の都市環境への配慮	低騒音型機器(自家発電設備等)の採用		
		・地域の防犯への配慮			
		・地域住民の生活への配慮			
		・景観への配慮	上層階の壁面線後退		
		・地域住民の人権に配慮した建物計画	内部からの視線制御	A:2つ以上該当	
	人権	・被疑者,被収容者,保護観察対象者等の人権に配慮した建物計画	来庁者との動線分離,外部からの視線制御	B:10 B:10 B:10	∢
		・来庁者の人権に配慮した建物計画		C: 該当なし	
		・省エネ機器・システムの導入	高効率照明器具(LED照明, Hf照明), 氷蓄熱式空調機など	A:3つ以上該当	
		・屋上緑化	屋上綠化	B:20該当	
		・水の循環利用		C:1つ該当又は該当なし	
なり、日本町	1 年 1 人 4	・自然エネルギーの活用	太陽光発電、ハイブリッド外灯		4
垛塊床土油		・グリーン購入法の全面的な対応			₹
		・断熱性の向上			
		・環境性能の高いエネルギーの採用	都市ガス		
		・省エネシステムの導入			
		・「建築物移動円滑化誘導基準」(望ましい規定)に基づく		A:「望ましい規定」に基づく	
	ユニバーサルデザイン(敷地内)	・「建築物移動円滑化基準」(法令規定)の他,一部「望ましい規定」も付加	一部「望ましい規定」(表示を施した障がい者専用駐車場等)	B:一部「望ましい」規定	ω
				C:法令規定に基づく	
		・地震被害を軽減させる構造の採用		A:3つ以上該当	
		・電気室をGLより高め又は2階以上に設置	電気室を2階に設置	B:2つ該当	
		・防潮板の設置		C:1つ該当又は該当なし	
女然台で小士	在	・雷保護の高性能化			4
T1 24 %/.		・災害時の対策			(
		・非常用飲料水の確保	受水タンクの緊急遮断弁		
		- 停電対策	自家発電設備の設置, 燃料の備蓄, 蓄電池の設置		
		・保管室の防火性能の確保			
		・保安性の確保	護送用車両専用車庫(シャッター付)	A:2つ以上該当	
	保安性	・被疑者,被収容者,保護観察対象者等の監視を容易にする工夫	監視カメラ対応	B:10 数当	∢
		・保管室の防犯性能の確保		C: 該当なし	
		・更新性の高い設備室	車両の寄り付きが容易な位置に設置(機器更新に配慮)	A:30以上該当	
然	斯田, 保办车	・清掃を容易にする工夫		B:2つ該当	c
T W T	보 H 보 - 또 등	・メンテナンスを容易にする工夫		C:1つ該当又は該当なし)
		・増築可能な建物配置			

平成27年度事後評価実施結果報告書

(法務省27-(18))

	ルビン	<u>' T</u>	†						(五分百二	(10))		
施		策		名	施設の	施設の整備(仙台少年鑑別所整備等事業)						
政	策	体	系	上	法務行政	去務行政全般の円滑かつ効率的な運営 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・						
の	位	置	付	け	(VII-1	(VII - 14 - (2))						
施	策	の	概	要	司法制度	度改革の推進や	治安情勢の変	を化に伴って	生じる新たな行政制	导要等		
					を踏まれ	を踏まえ,十分な行政機能を果たすことができるよう,執務室等の面						
					が不足し	している施設や	朽化した施設等につ	ついて				
					所要の鏨	整備, 防災・減						
施策の予算額・			額・	区分		21年度	22年度					
執	行額	等			予算の	当初予算(a)	145, 320	608, 318				
					状 況	補正予算(b)	0	0				
					(千円)	繰越し等(c)	0	0				
						合計(a+b+c)	145, 320	608, 318				

2. 事業等の内容

1 施策名等

(1) 課題・ニーズ

政策評価実施時期 平成28年8月

評 価 方 式 事業評価方式

仙台少年鑑別所は、昭和46年に建築された建物であるが、経年による老朽化が著しく、 外壁表面の亀裂や劣化に伴う雨漏りが随所に見られ、施設運営に支障を来していた。

145, 320

608, 318

担当部局名 大臣官房施設課

(2)目的・目標

現状施設の老朽を解消するとともに、少年の人権に配慮した施設を整備することにより、適正な少年の調査に寄与することを目的とする。

(3) 具体的内容

事業場所:宮城県仙台市若林区古城三丁目27番17号事業時期:平成21年度から(平成22年度から供用開始)

執行額(千円)

延べ面積:3,346平方メートル

3. 事前評価の概要

「大臣官房施設課における事業評価の概要*1」(以下「旧システム」という。)に基づき, 次の通り評価を行った。

(1)必要性

事業の緊急性・優先性 107点

- ※ 事業の計画の緊急性(必要性)に関する評点が基準レベルである100点以上のものを緊急性・優先性(必要性)のある事業とする。
- ※ 事業の緊急性とは、現状施設の老朽度、面積不足、収容能力、施設の不備、法令等の状況を点数化したものである。

(2) 効率性

事業の効果(費用対効果) 1.7

- ※ 事業の効果が基準レベルである1以上のものを効果のある事業とする。
- ※ 事業の効果とは、総費用(初期費用、維持修繕費)に対する建物の新営による効果(安全性の向上、業務効率・処遇改善、建物価値の向上、過剰収容への対応、環境への配慮、地域への寄与、位置の改善)を比較した数値である。

(3)有効性

計画の妥当性 121点

- ※ 計画の妥当性に関する評点が基準レベルである100点以上であるものを妥当性の ある事業とする。
- ※ 計画の妥当性とは、以下に係る評価を視点にして、その効果を点数化したものである。
 - ① 地域との調和(周辺環境との調和、地域の相談窓口の充実)
 - ② 業務の効率化・処遇改善(来訪者対応機能の充実,円滑な業務の遂行,被収容者の処遇・生活環境の改善,職員の執務環境の向上)
 - ③ 環境負荷の小さな施設づくり (環境にやさしい施設づくり (環境負荷低減型施設))
 - ④ フレキシビリティの向上

(4)総合的評価

以上(1)(2)(3)より、新規事業採択の要件を満たしている。

4. 評価手法等

事後評価については、施設の供用開始から5年経過した後、「法務省大臣官房施設課における事業評価システム*2」(以下「新システム」という。)に基づき、「業務を行うための基本機能」(以下「B1」という。)と「政策及び重点施策に基づく付加機能」(以下「B2」という。)の2つの観点から「事業計画の効果」について評価する。

具体的には、B1については、事前評価において評価指標とした「計画の妥当性」(新システムにおいては、「事業計画の効果(B1)に関する評価指標」(別紙1))の各項目について効果の有無を確認する。

※ 「事業計画の効果(B1)に関する評価指標」(別紙1)の各項目ごとの該当する 係数を全て掛け合わせ、100倍した数値を事業計画の効果(B1)とし、評点が100点 以上あることを確認する。

また、B2については、事前評価において評価指標としていないが、「事業計画の効果 (B2)に関する評価指標」(別紙2)により、各分類ごとにその取組状況を評価し、政策及び重点施策に合致しているか確認する。

なお、事前評価において評価指標とした「事業の緊急性・優先性」及び「事業の効果(費用対効果)」(新システムにおいては、「事業計画の必要性」及び「事業計画の合理性」とそれぞれ名称を変更している。)については、当該事業の採否に当たって評価すべき観点であることから、原則として事後評価における評価指標としない。

5. 事後評価の内容

(1) 事業の情報となる項目(費用,施設の利用状況,事業期間等)の変化

事業は総額約8億円で平成21年度から平成22年度にかけて実施し、平成22年度に完成した。新規事業採択時の計画は、老朽の解消及び処遇環境の改善を図るものであったが、現地建替により、計画どおりに完了できた。

(2) 事業の効果の発現状況

「事業計画の効果(B1)に関する評価指標」(別紙1),「事業計画の効果(B2)に関する評価指標」(別紙2及び3)のとおり、事後評価を行った。主な評価結果については以下のとおりである。

- ・業務を行うための基本機能 (B1評価):146点 業務を行うために必要な基本機能を満たしていることが確認できる (別紙1参照)。
- ・政策に基づく付加機能(B2評価):人権,環境保全性,防災性,保安性(以上評価A),地域性,ユニバーサルデザイン(以上評価B),耐用・保全性(評価C)(別紙2及び3参照)。
- ・仙台少年鑑別所を新営することで著しい老朽の解消及び処遇環境の改善を達成でき

た。

(3) 事業実施による環境の変化

環境保全性(評価A)の結果から、敷地外環境への負荷も抑えられており、特に問題はない。

(4)総合的評価

以上(1)(2)(3)より、事業の目的をおおむね果たしていると判断できる。

6. 学識経験を有する者の知見の活用

(1) 実施時期

平成28年7月1日

(2) 実施方法

会議

(3) 意見及び反映内容の概要

なし

7. 施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)

なし

8. 政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報

なし

9. 備考

本報告に記載の延べ面積は,整備後の面積であり,事前評価書及び事後評価実施計画書に おいては,予算要求時の計画面積であるため,両者は異なっている。

【行政事業レビュー点検結果の平成29年度予算概算要求への反映内容】 予算要求を行っていないため、該当事項なし。

大臣官房施設課における政策評価を迅速かつ適正に実施していくため、平成12年度に策定したものである。なお、平成20年度まで同概要に基づき評価を行っている。

*2 「法務省大臣官房施設課における事業評価システム」

旧システムの評価手法の一部を平成21年度に見直して策定したものである。なお、平成21年度からは、新システムに基づき評価を行っている。

^{*1 「}大臣官房施設課における事業評価の概要」

事業計画の効果(B1)に関する評価指標(仙台少年鑑別所)

5 事業計画の効果(B1)

1.0 1.0 1.0 1.0 1.0 --. 評点 標準的な構造が確保できないお それがある。又は、特殊な施設 で必要な機能等が満足されない おそれがある 自然条件に災害防止,環境保全 上著しい支障がある 総合庁舎又は合同庁舎計画とし ての整備が必要 総合庁舎としての整備条件 整っていない 都市計画等と整合しない 0.5 整備の見込なし 敷地未定 規模未定 総合庁舎又は合同庁舎計画との 調整が必要 0.7 建設までの用地取得計画が不 明確 安全・円滑に出入りできる構造 の道路等に接していない 適切な構造,機能として計画され ていない 敷地が有効に利用できる形状で はない 規模と業務内容等との関連が不 明確 自然条件に災害防止・環境保全 上やや支障がある 0.8 条件整備により都市計画等との 整合が可能 駐車場等の確保に支障がある 0.9 国有地の所管替予定, 公有地等の借用予定, 建設までに用地取得の計画あり, 又は民有地を長期間借用可能なもの た 標準的な構造として計画されている。又は、特殊な施設で必要な機能等が満足される計画である 建築物の規模に応じ適切な規模 となっている 敷地が有効に利用できる形状であり、安全・円滑に出入りできる 構造の道路等に接している 業務内容等に応じ、適切な規模 が設定されている 自然条件の不備を技術的に解 消できる 単独庁舎としての整備が適当 総合庁舎としての整備条件が 整っている 等と整合 整備の見込あり 都市計画等 業務内容等に応じ、適切な規模 が設定され、敷地の高度利用に ついて配慮している 適切な構造,機能として計画され ている 駐車場,緑地等に必要な面積が 確保されている 自然条件が災害防止·環境保全 上良好 周辺に道路・鉄道等が整備済み 都市計画・土地利用計画シビックコア地区整備計画等に積極的に貢献 係 数 総合庁舎の場合 単独庁舎の場合 都市計画・土地利用計画等との整合性 災害防止·環境保全 用地取得の見込 クセスの確保 建築物の規模 敷地の規模 整備条件 機能性等 敷地形状 単独庁舎 としての 類 鮰 槿 凞 尔 樺 萪 規

146

(各係数の積×100倍)

計量

別紙2

6 事業計画の効果(B2)

事業計画の効果(B2)に関する評価指標(仙台少年鑑別所)

分類	評価項目	評価	取組状況
		Α	特に充実した取組がされている
	地域性	В	充実した取組がされている
社会性		C	一般的な取組がされている
江太江		Α	特に充実した取組がされている
	人権	В	充実した取組がされている
		С	一般的な取組がされている
		A	特に充実した取組がされている
環境保全性	環境保全性	В	充実した取組がされている
		С	一般的な取組がされている
	^	Α	特に充実した取組がされている
	ユニバーサルデザイン (建物内)	В	充実した取組がされている
		С	一般的な取組がされている
		Α	特に充実した取組がされている
機能性	防災性	В	充実した取組がされている
		С	一般的な取組がされている
		Α	特に充実した取組がされている
	保安性	В	充実した取組がされている
		С	一般的な取組がされている
		Α	特に充実した取組がされている
経済性	耐用・保全性	В	充実した取組がされている
		С	一般的な取組がされている

					Ī
分類	評価項目	取組内容	実例など	計	
		・自治体・近隣施設等との連携		A:3つ以上該当	
		・地域住民との連携		B:2つ該当	
		・既存建造物(歴史的建築物)の有効利用		C:1つ該当又は該当なし	
		・地域性のある材料の採用			
		・緑地・オープンスペースの設置			
	地域性	・地域に開放された施設の設置			ш
な 本 か		・周辺の自然環境への配慮			
T K		・周辺の都市環境への配慮	低騒音型機器(自家発電設備,送風機等)の採用		
		・地域の防犯への配慮			
		・地域住民の生活への配慮			
		・景観への配慮	壁面線の後退, 高さを抑える		
		・地域住民の人権に配慮した建物計画	内部からの視線制御	A:2つ以上該当	
	人権	・被疑者,被収容者,保護観察対象者等の人権に配慮した建物計画	来庁者との動線分離、外部からの視線制御	B:10 数当	∢
		・来庁者の人権に配慮した建物計画	外来相談専用エントランス	C: 該当なし	
		・省エネ機器・システムの導入	高効率照明器具(LED照明, Hf照明), 氷蓍熱式空調機など	A:3つ以上該当	
		·屋上綠化	屋上綠化	B:2つ該当	
		・水の循環利用	南水利用設備	C:1つ該当又は該当なし	
明存日今末	本	・自然エネルギーの活用	太陽光発電、ハイブリッド外灯		<
4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4. 4		・グリーン購入法の全面的な対応			(
		・断熱性の向上			
		・環境性能の高いエネルギーの採用	都市ガス		
		・省エネシステムの導入	自然換気装置の採用		
		・「建築物移動円滑化誘導基準」(望ましい規定)に基づく		A:「望ましい規定」に基づく	
	ユニバーサルデザイン(敷地内)	・「建築物移動円滑化基準」(法令規定)の他, 一部「望ましい規定」も付加	一部「望ましい規定」(表示を施した障がい者専用駐車場等)	B:一部「望ましい」規定	m
				C:法令規定に基づく	
		・地震被害を軽減させる構造の採用		A:3つ以上該当	
		・電気室をGLより高め又は2階以上に設置		B:2つ該当	
		・防潮板の設置		C:1つ該当又は該当なし	
松台に下	支	・雷保護の高性能化	遊雷器設置		<
IX HE LT	五 文 子	・災害時の対策			(
		・非常用飲料水の確保	要水タンクの緊急遮断弁、探水用水洗等の設置		
		• 停電対策	自家発電設備の設置, 蓄電池の設置		
		・保管室の防火性能の確保			
		・保安性の確保	護送用車両専用車庫(シャッター付)	A:2つ以上該当	
	保安性	・被疑者,被収容者,保護観察対象者等の監視を容易にする工夫	監視カメラ対応	B:10該当	∢
		・保管室の防犯性能の確保		C: 該当なし	
		・更新性の高い設備室	車両の寄付きが容易な位置に設置(機器更新に配慮)	A:3つ以上該当	
经	女 學 田 苗	・清掃を容易にする工夫		B:2つ該当	Ć
IT HIT	五 五米 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五 五	・メンテナンスを容易にする工夫		C:1つ該当又は該当なし)
		・増築可能な建物配置			

参考資料

法務省大臣官房施設課における事業評価システム

法務省大臣官房施設課

目次

1	政策評価とは・・・・・・・・・・1
2	法務省における政策評価 ・・・・・・・2
3	法務省大臣官房施設課における政策評価(事業評価)・3
4	事業評価システムの流れ・・・・・・・・・・・・・・・・・4
5	法務省大臣官房施設課における評価体制 ・・・・・・・ 5
6	事業評価 (事前・再・事後評価)システム
(-	1) 事前評価システム・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
(2	2) 再評価システム ・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
((3) 事後評価システム ・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

1 政策評価とは(政策評価に関する標準的 ガイドラインから

平成13年5月17日省議決定

①政策評価とは

政策評価とは、「国の行政機関が主体となり、政策の効果等を測定または分析し、客観的な判断を行うことにより、的確な政策の企画立案やその実施に資する情報を提供すること」です。

政策評価は、「企画立案(plan)」、「実施(do)」、「評価(see)」という政策の大きなマネジメントサイクルの中に組み込まれ、実施されます。

②政策評価の目的

政策評価は、大きく以下の3項目を達成するために実施します。

- (1)国民に対する行政の説明責任(アカウンタビリティ)の徹底。
- ②国民本位の効率的で質の高い行政の実現。
- ③国民的視点に立った成果重視への転換。

③評価の実施主体

- ・各府省は、政策を企画立案し遂行する立場からその政策について自ら評価を実施します。
- ・総務省は、評価専担組織の立場から各府省の政策について評価を実施します。

④第三者の活用

- ・各府省が評価を行うに当たって、必要に応じ学識経験者、民間等の第三者等を活用することとします。
- ・総務省には、民間有識者により構成される「政策評価・独立行政法人評価委員会」が置かれ、総務省の政策評価の中立性及び公平性を確保するために、総務省が行う政策評価の計画、実施状況、主要な勧告等の調査審議を行っています。

評価の枠組み 各 府 省 政策を企画立案する立場から自らの政策について自ら実施 評価 評価結果を適時的確 に企画立案へ反映 (see) 政策の大きな マネジメントサイクル 玉 実 施 企画立案 (do) (plan) (check) 学識経験者等の第三者 内閣総理大臣 民 |勧告・意見 報告 意見具申 政策評価•独 総務省(行政評価局) 立行政法人 ・政策評価に関する基本的事項の企画立案, 各府省の事務の総活 評価委員会 ・評価専担組織の立場から各府省の政策について評価

2 法務省における政策評価(法務省政策評価に関する基本計画

①法務省政策評価に関する基本計画とは

総務省のガイドラインを踏まえた法務省の政策評価の枠組みとして定めるもので、法務省の政策の特質等に応じた適切な政策評価活動が行われるように、 基本とすべき計画を明確にするものです。

②評価の対象

政策評価の対象としての「政策」は、多くの場合、「政策(狭義)」、「施策」及び「事務事業」という区分において捉えられ、相互に目的と手段の関係を保ちながら、全体として一つの体系を形成します。

③評価の観点

政策評価の実施に当たっては、主として必要性、効率性又は有効性の観点から行うほか、評価の対象とする政策の特性に応じ、公平性、優先性その他適切と認める観点を加味して行います。

④評価の方式及び実施の考え方

政策評価の方式は、事業評価方式、実績評価方式及び総合評価方式の3方式を用いるものとします。

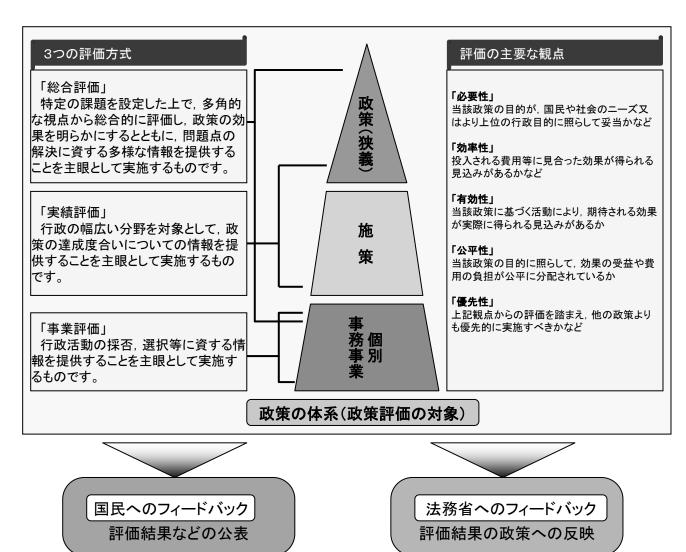
又,政策評価は,政策の性質等に応じ,対象となる 政策ごとに適切な評価の方式を採用して実施します。

⑤評価結果の政策への反映

政策評価の結果は、政策の企画立案作業等における重要な情報として適時的確に活用される仕組みを 構築しています。

⑥評価結果等の公表

政策評価に関する情報の公表は、インターネットのホームページ(http://www.moj.go.jp)を通じて行うほか、必要に応じて、政策評価企画室において随時行います。



3 法務省大臣官房施設課における政策評価(事業評価)

法務省大臣官房施設課事業評価の概要

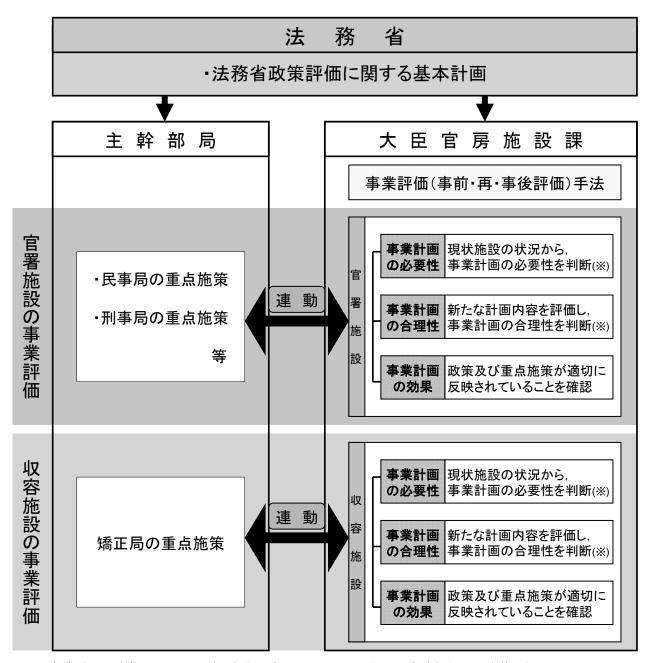
法務省大臣官房施設課では、法務省政策評価に関する基本計画を受け、政策評価のうち、事業評価を実施することとします。

〇施設の特性に応じた2つの評価手法の構築

大臣官房施設課の所管する施設の特性を考慮し、「官署施設」と「収容施設」の2種類の事業評価を構築しています。 (「官署施設」とは、検察庁、法務局、地方更生保護委員会、入国管理局、公安調査局等のことをいいます。) (「収容施設」とは、刑務所、拘置所、少年院、鑑別所等のことをいいます。)

○法務省主幹部局の重点施策と連動した評価手法

大臣官房施設課では、施設運営を統括する主幹部局の重点施策等と連動した事業評価を確立しています。

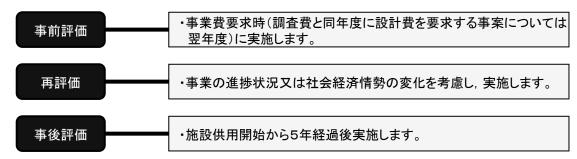


(※) 事業計画の実施の可否に関する評価であることから、原則として事後評価では実施しない。

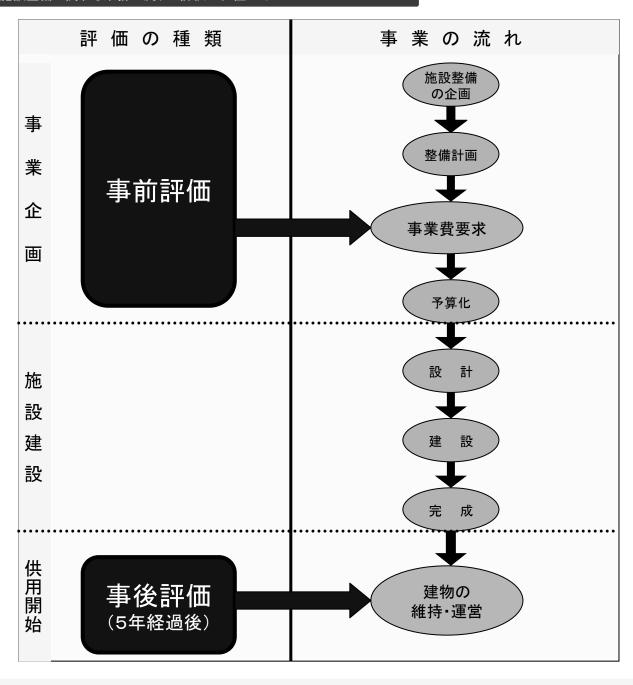
4 事業評価システムの流れ

事前・再・事後評価の実施

大臣官房施設課では、以下の時点で事業評価を実施します。



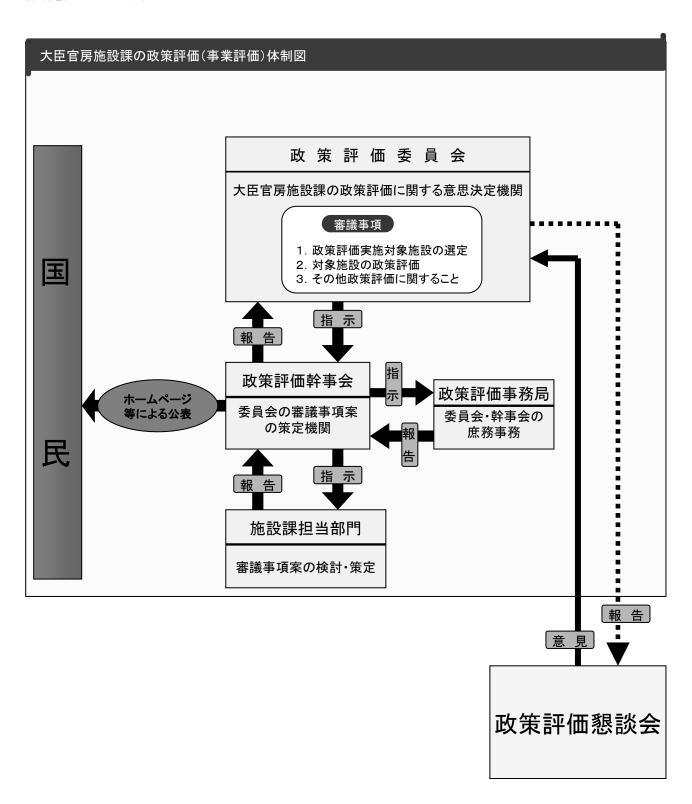
施設整備に関する業務の流れと評価の位置づけ



5 法務省大臣官房施設課における評価体制

目的

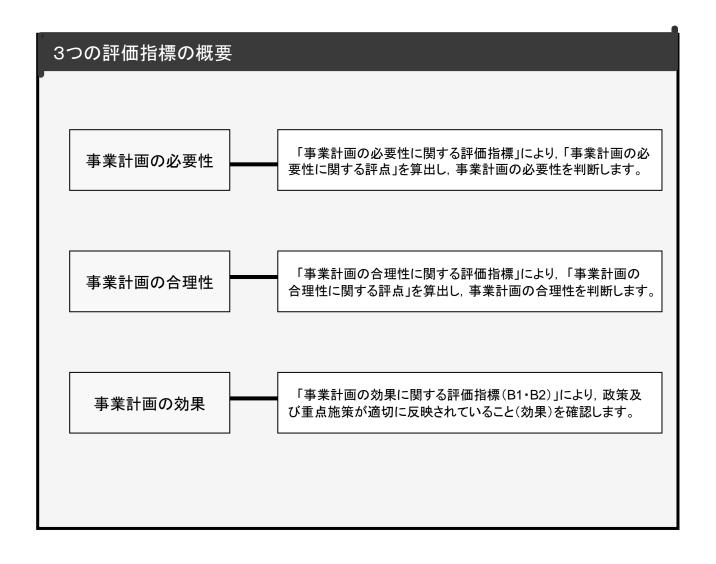
大臣官房施設課における政策評価(事業評価)を迅速かつ適正に実施していくことを目的として,以下のような評価体制を定めています。



6 事業評価(事前・再・事後評価)システム

(1) 事前評価システム

官署施設及び収容施設の事前評価は、「事業計画の必要性」、「事業計画の合理性」、「事業計画の効果」の3つの評価指標から評価を実施します。



ア 事業計画の必要性

〇評価手法

事業計画が、「建替等の場合」か「新規施設の場合」かにより、「事業計画の必要性に関する評価指標」の計画理由を基に、①~③に示す手順により事業計画の評点を算出します。

- ①計画理由に該当する内容を抽出します(同一理由で2つ以上評点がある場合は, 評点の高い方を採用する。)。
- ②計画理由が2以上の場合は、主要素と従要素に区分し、主要素についての評点に従要素それぞれについての評点の10%を加えた点数を事業計画の必要性の評点とします。
- ③法務総合庁舎計画, 特々計画又はシビックコア計画(一団地の官公庁施設計画を含む)に基づくものには、②で算出した評点にそれぞれ10点を加算します。

事業計画の必要性に関する評点が基準レベル(100点)以上のものを必要性のある事業計画とします。

[事業計画の必要性に関する評価指標の用語の説明]

保安度 : 木造施設の経年による構造,設備等の劣化の度合いや立地条件に関する

指標です。

建設時点を約9000とします。

現存率: 非木造施設の建物全体としての新築時に対する現存価値を表す指標です。

建設時点を100とします。

面積率 : 現状施設の延床面積(㎡)/新営施設の延床面積(㎡)

事業計画の必要性に関する評価指標

●建替等の場合

計画理由	内 容	評点							備考
		100	90	80	70	60	50	40	
	木造	保安度2,500以下	3,000以下	3,500以下	4,000以下	4,500以下	5,000以下	6,000以下	
老朽	非木造	現存率50%以下又は経年、被 災等により構造耐力が著しく低 下し、非常に危険な状態にある もの	60%以下 同左	70%以下 同左	80%以下 同 左				災害危険地域又は気象条件 の極めて過酷な場所にある 場合、10点加算する。
狭あい	庁舎面積	面積率0. 5以下	0. 55以下	0. 60以下	0. 65以下	0. 70以下	0. 75以下	0.80以下	敷地等の関係で増築が不可能な場合にのみ、新営の主理由として取り上げる。
	立退要求がある場合		借用期限が切れ即 刻立退が必要なも の		期限付き立退要求 のもの		なるべく速やかに 返還すべきもの		
借用返還	返還すべき場合、関係 団体より借り上げの場 合又は借料が高額の場			緊急に返還すべきもの			なるべく速やかに 返還すべきもの		
分散	事務能率低下、連絡困難			2ヶ所以上に分散、相互距離 が1km以上で(同一敷地外)、 業務上著しく支障があるもの		2ヶ所以上に分散、相互距離 が300m以上で(同一敷地外)、 業務上非常に支障があるもの		同一敷地内に分散、業務上支 障があるもの	相互距離は、通常利用する 道路の延長とする。
	街路、公園及び区画整理等都市計画事業施行 地	周囲が区画整理等施行済みで 当該施行分だけが残っている もの	区画整理等施行中 で早く立退かない と妨害となるもの		区画整理等が事業 決定済であるもの (年度別決定済)			区画整理等が計画決定済であるもの	シビックコア計画に基づくも ののうち、シビックコア内の 当該施行分を除く施設、関 連都市整備事業等全てが整 備済のものは7点、全てが整 備済または建設中のものは 4点を加算する。
都市計画の関係	地域制上の不適			都市計画的にみて、地域性上 著しい障害のあるもの又は防 火地区若しくは準防火地区に ある木造建築で防火度50点以 下のもの		都市計画的にみて、地域性上 障害のあるもの、又は防火地 区若しくは準防火地区にある 木造建物で防火度70点以下の もの		都市計画的にみて、地域性上 好ましくないもの又は防火地区 若しくは準防火地区にある木 造建物で防火度100点未満の もの	
立地条件の不良	位置の不適			位置が不適当で業務上非常な 支障を来しているもの又は公 衆に非常に不便を及ぼしてい るもの		位置が不適当で業務上支障を 来しているもの又は公衆に不 便を及ぼしているもの		位置が不適当で業務上又は環 境上好ましくないもの	
	地盤の不良	地盤沈下、低湿地又は排水不 良等で維持管理が不可能に近 いもの		地盤沈下、低湿地又は排水不 良等で維持管理が著し〈困難 なもの		地盤沈下、低湿地又は排水不 良等で維持管理が困難なもの		地盤沈下、低湿地又は排水不 良等で維持管理上好ましくない もの	
施設の不備	必要施設の不備	施設が不備のため業務の遂行 が著しく困難なもの		施設が不備のため業務の遂行が困難なもの		施設が不備のため業務の遂行 に支障を来しているもの		施設が不備のため業務上好ま しくないもの又は来庁者の利用 上著しく支障があるもの	敷地等の関係で増築が不可能な場合にのみ、新営の主理由として取り上げる。
衛生条件の不良	採光、換気不良			法令による基準よりはるかに 低いもの		法令による基準より相当低いも の			新設新営の主理由として取 り上げない。
法令等	法令等に基づく整備	法令、閣議決定等に基づき整備が必要なもの							国の行政機関等の移転及び 機構統廃合等に適用する。 ただし、機構統廃合による場 合は主理由として取り上げ ない。

●新規施設の場合

計画理由	内 容	評点							備考
		100	90	80	70	60	50	40	
法令等		法令、閣議決定等に基づき整備が必要なもの							
新たな行政需要		当該行政需要への対応が特に 緊急を要する		当該行政需要への対応を至急 すべき		当該行政需要への対応の必要 性は認められるが急がなくてよ い			
機構新設		整備を行わない場合、業務の 遂行が著し〈困難なもの		整備を行わない場合、業務の 遂行が困難なもの		整備を行わない場合、業務の 遂行に支障を来すもの		整備を行わない場合、業務上 好ましくないもの	

収容施設の庁舎とは、施設全体を示し、他用途棟も含む。

イ 事業計画の合理性

〇評価手法

事業計画が、「事業計画の合理性に関する評価指標」のどの場合に該当するかを判断し、評点を算出します。

- ①事業計画と同等の性能を確保できる代替案(改修・増築・民借)の有無を確認します。
- ②想定される代替案と事業計画との経済性及びリスク等を比較します。

事業計画の合理性に関する評点が基準レベル(100点)のものを合理性のある事業計画とします。

事業計画の合理性に関する評価指標

評点	評 価
100点	下記のいずれかに当てはまる。 ・同等の性能を確保できる他の案との経済比較を行った際に、事業案の方が経済的であると評価される場合。 ・同等の性能を確保できる他の案との経済比較を行った際に、リスク等の総合判断により事業案の方が合理的であると評価される場合。 ・他の案では、事業案と同等の性能を確保できないと評価される場合。
O点	上記のいずれにも当てはまらない。

ウ 事業計画の効果

〇評価手法

「業務を行うための基本機能(B1)」と「政策及び重点施策に基づく付加機能(B2)」の2つの視点からそれぞれの評価指標により効果の有無を確認します。原則として、基本機能(B1)は基準レベル(100点)以上とします。

- ①「事業計画の効果(B1)に関する評価指標」の各項目ごとの該当する係数を全て掛け合せ、100倍した数値を事業計画の効果(B1)の評点とします。
- ②「事業計画の効果(B2)に関する評価指標」により、各分類ごとにその取組状況を評価し、政策及び重点 施策に合致しているか確認します。

基本機能(B1)及び付加機能(B2)が適切に反映されているものを効果のある事業計画とします。

事業計画の効果(B1)に関する評価指標

分 類	項目	係 数					
		1.1	1	0.9	0.8	0.7	0.5
位置	用地取得の見込	取得済み、現地建替	国有地の所管替予定、公有 地等の借用予定、建設までに 用地取得の計画あり、又は民 有地を長期間借用可能なも の			建設までの用地取得計画が 不明確	敷地未定
	災害防止・環境保全	自然条件が災害防止·環境保 全上良好	自然条件の不備を技術的に 解消できる		自然条件に災害防止・環境保 全上やや支障がある		自然条件に災害防止、環境 保全上著しい支障がある
	アクセスの確保	周辺に道路・鉄道等が整備済み	整備の見込あり				整備の見込なし
	都市計画・土地利用計画等との整合性	都市計画・土地利用計画シ ビックコア地区整備計画等に 積極的に貢献		条件整備により都市計画等と の整合が可能			都市計画等と整合しない
	敷地形状		敷地が有効に利用できる形 状であり、安全・円滑に出入り できる構造の道路等に接して いる		敷地が有効に利用できる形 状ではない	安全・円滑に出入りできる構 造の道路等に接していない	
規模	建築物の規模	業務内容等に応じ、適切な規模が設定され、敷地の高度利用について配慮している	業務内容等に応じ、適切な規模が設定されている		規模と業務内容等との関連が 不明確		規模未定
	敷地の規模	駐車場、緑地等に必要な面積 が確保されている	建築物の規模に応じ適切な 規模となっている	駐車場等の確保に支障があ る			
構造	単独庁舎の場合 総合庁舎		単独庁舎としての整備が適当				総合庁舎又は合同庁舎計画 としての整備が必要
	としての 総合庁舎の場合 整備条件		総合庁舎としての整備条件が 整っている				総合庁舎としての整備条件が 整っていない
	機能性等	適切な構造、機能として計画されている	標準的な構造として計画されている。又は、特殊な施設で 必要な機能等が満足される計画である		適切な構造、機能として計画 されていない		標準的な構造が確保できない おそれがある。又は、特殊な 施設で必要な機能等が満足 されないおそれがある

収容施設の庁舎とは、施設全体を示し、他用途棟も含む。

事業計画の効果(B2)に関する評価指標

(事前評価)

分類	評価項目	評価	取組状況
		А	特に充実した取り組みが計画されている
	地域性	В	充実した取り組みが計画されている
社会性		С	一般的な取り組みが計画されている
江五江		Α	特に充実した取り組みが計画されている
	人権	В	充実した取り組みが計画されている
		С	一般的な取り組みが計画されている
		Α	特に充実した取り組みが計画されている
環境保全性	環境保全性	В	充実した取り組みが計画されている
	С	一般的な取り組みが計画されている	
	ユニバーサルデザイン (建物内)	Α	特に充実した取り組みが計画されている
		В	充実した取り組みが計画されている
	W	С	一般的な取り組みが計画されている
		Α	特に充実した取り組みが計画されている
機能性	防災性	В	充実した取り組みが計画されている
		С	一般的な取り組みが計画されている
		А	特に充実した取り組みが計画されている
	保安性	В	充実した取り組みが計画されている
		С	一般的な取り組みが計画されている
		А	特に充実した取り組みが計画されている
経済性	耐用·保全性	В	充実した取り組みが計画されている
		С	一般的な取り組みが計画されている

(2) 再評価システム

事業費要求後5年間未着手等,事業の進捗が望めない場合又は社会経済情勢に特段の変化があり, 再度の評価が必要と考えられる場合に実施します。

官署施設及び収容施設の再評価は、事前評価時に実施した「事業計画の必要性」、「事業計画の合理性」、「事業計画の効果」の3つについてそれぞれの評価の見直しを実施します。

(3) 事後評価システム

事後評価は、施設の供用開始から、5年経過後に実施します。

なお、事前評価で実施した「事業計画の必要性」及び「事業計画の合理性」は、事業計画の実施の可否に関する評価であることから、原則として事後評価では実施しないこととします。

評価指標の概要

事業計画の効果

事前評価で実施した「事業計画の効果に関する評価指標(B1・B2)」に関する実績やデータを示して、政策及び重点施策が適切に反映されていること(効果)を確認します。

事業計画の効果

〇評価手法

「業務を行うための基本機能(B1)」と「政策及び重点施策に基づく付加機能(B2)」について実績を示すとともに関連するデータを示して、それぞれの効果の有無を確認します。

- ①「事業計画の効果(B1)に関する評価指標」の各項目ごとの該当する係数を全て掛け合せ、100倍した数値を事業計画の効果(B1)の評点とし、評点が100点以上あることを確認します。
- ②「事業計画の効果(B2)に関する評価指標」により、各分類ごとにその取組状況を評価し、政策及び重点施策に合致しているか確認します。

それぞれの付加機能が適切に反映されているものを効果のある事業計画とします。

事業計画の効果(B1)に関する評価指標

分類		項目	係 数					
			1.1	1	0.9	0.8	0.7	0.5
位置	用地取得の見	J		国有地の所管替予定、公有 地等の借用予定、建設までに 用地取得の計画あり、又は民 有地を長期間借用可能なも の			建設までの用地取得計画が 不明確	敷地未定
	災害防止・環境	競 保全	自然条件が災害防止・環境保 全上良好	自然条件の不備を技術的に 解消できる		自然条件に災害防止・環境保 全上やや支障がある		自然条件に災害防止、環境 保全上著しい支障がある
	アクセスの確保	¥	周辺に道路・鉄道等が整備済 み	整備の見込あり				整備の見込なし
	都市計画·土均	他利用計画等との整合性	都市計画・土地利用計画シ ビックコア地区整備計画等に 積極的に貢献	都市計画等と整合	条件整備により都市計画等と の整合が可能			都市計画等と整合しない
	敷地形状			敷地が有効に利用できる形 状であり、安全・円滑に出入り できる構造の道路等に接して いる			安全・円滑に出入りできる構造の道路等に接していない	
規模	建築物の規模		業務内容等に応じ、適切な規模が設定され、敷地の高度利用について配慮している	業務内容等に応じ、適切な規模が設定されている		規模と業務内容等との関連が不明確		規模未定
	<u></u> 敷地の規模		駐車場、緑地等に必要な面積 が確保されている	建築物の規模に応じ適切な 規模となっている	駐車場等の確保に支障があ る			
	単独庁舎、 総合庁舎	単独庁舎の場合		単独庁舎としての整備が適当				総合庁舎又は合同庁舎計画 としての整備が必要
	としての	総合庁舎の場合		L 総合庁舎としての整備条件が 整っている				総合庁舎としての整備条件が 整っていない
	整備条件							
	機能性等			標準的な構造として計画され ている。又は、特殊な施設で 必要な機能等が満足される計 画である		適切な構造、機能として計画されていない		標準的な構造が確保できない おそれがある。又は、特殊な 施設で必要な機能等が満足 されないおそれがある

収容施設の庁舎とは、施設全体を示し、他用途棟も含む。

事業計画の効果(B2)に関する評価指標

(事後評価)

分類	評価項目	評価	取組状況
		А	特に充実した取り組みがなされている
	地域性	В	充実した取り組みがなされている
社会性		С	一般的な取り組みがなされている
ТАП		А	特に充実した取り組みがなされている
	人権	В	充実した取り組みがなされている
		С	一般的な取り組みがなされている
		Α	特に充実した取り組みがなされている
環境保全性	環境保全性	В	充実した取り組みがなされている
		С	一般的な取り組みがなされている
	^ 11 .1 = ^11 ^ .	А	特に充実した取り組みがなされている
	ユニバーサルデザイン (建物内)	В	充実した取り組みがなされている
		С	一般的な取り組みがなされている
		Α	特に充実した取り組みがなされている
機能性	防災性	В	充実した取り組みがなされている
		С	一般的な取り組みがなされている
		Α	特に充実した取り組みがなされている
	保安性	В	充実した取り組みがなされている
		С	一般的な取り組みがなされている
		А	特に充実した取り組みがなされている
経済性	耐用•保全性	В	充実した取り組みがなされている
		С	一般的な取り組みがなされている

FACILITIES DIVISION MINISTRY OF JUSTICE

法務省大臣官房施設課

〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1 LL:03-3580-4111(代表) Fax:03-5511-7203

URL: http://www.moj.go.jp

平成27年度政策評価書要旨

(法務省27-(8))

施策名			関する調査等を通 ナ:Ⅱ ー7ー(1))	じた公共の安全の	刀確保を図るため	の業務の実施 (評価書151頁)			
施策の概要	別大量彩	と人行為を行っ	るため、破壊的団 た団体の規制に関 得られる情報を関	する調査、処分の	の請求及び規制措	置を行うととも			
達成すべき目標	処分* ² を3 ・破壊的	適正かつ厳格に	に関する調査の過						
施策の予算額・		区分	25年度	26年度	27年度	28年度			
執行額等	予 算 の 状況	当初予算(a)	2, 092, 976	2, 238, 278	2, 169, 613	2, 076, 942			
	(千円)	補正予算(b)	0	97, 105	123, 476	_			
		繰越し等(c) 0 △91,649 38,783							
		合計 (a+b+c)	2, 092, 976	2, 243, 734	2, 331, 872				
	執行	額(千円)	2, 086, 792	2, 234, 808	2, 322, 674				
る内閣の重要	〇〇体〇〇進〇カ〇〇〇等〇る〇月破無規国テ本カウ官「サ邦・20施パ4壊差制家口部ウン邸世イ人国20策リ日は別法安の決ンタに界が殺隊年のに国	動大」となったと、「とくである」とは、「これでは、これでは、「これでは、これでは、「これでは、これでは、これでは、「これでは、これでは、「これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、	昭和27年では、「アンスでは、アンスでは、アンないは、アンないは、アンスでは、アンないは、アンスでは、アンスでは、アンスでは、アンないは、アンないは、アンないは、アンスでは、アンスでは、アンスでは、アンないはないは、アンないは、アンないはないは、アンないは、アンないはないは、アンな	R 37条** R 18 1 27条** R 18 1 29条*5 R 18 1 3 3 4 5 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6 6	条* ^{*6} 国際組織犯罪等・ 可針(概要)(概要)(可情報と で強化 を は で は は は は は は は は は は は は は は は は は	国際テロ対策推 19年8月9日 討会議決定)* ¹⁰ 部本部決定)* ¹² の日国際組織犯罪 でででででは27年12			

測定指標	平成27年度目標	達成
------	----------	----

1	教団の活動状況及び危険性の解明	 教団施設等に対する立入検査の実施回数,施設数	達成
		及び動員した公安調査官数並びに立入検査等により	
		判明した事項から、教団の活動状況(組織及び活動	
		の実態)及び危険性(麻原彰晃こと松本智津夫(以	
		下「麻原」という。)の影響力、危険な綱領の保持	
		等)を解明する。	

施策の進捗状況(実績)

観察処分の適正かつ厳格な実施により、教団の活動状況及び危険性について解明した。

参考指標	実績値					
立入検査の実施回数等		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
	実施回数(回)	16	17	20	21	25
	施設数	61	47	27	56	33
	動員数(人)	940	677	554	808	555

測定指標	平成27年度目標値				達成		
2 関係地方公共団体の長からの調査結 果提供請求への対応状況(平均所要	22.1日より短縮				おおむね達成		
米佐供請求への対応仏法(平均所安 日数)	基準値	実績値					
	一年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
請求を行った関係地方公共団体数	_	18	18	17	21	17	
提供回数(回)	_	50	54	41	55	44	
平均所要日数(日)	_	21.0	20. 9	23. 2	25. 4	26. 7	

	測定指標	平成27年度目標	達成
3	破壊的団体等に関する情報収集及び分析 ・評価能力の向上並びに関係機関等に対 する情報提供の適切な実施	職員の情報収集及び分析・評価能力を向上させ、破壊的団体等の規制に関する調査の過程で得られる情報を、必要に応じて関係機関及び国民に適時適切に提供する。	達成
	施策	の進捗状況(実績)	

収集・分析した情報を適時適切に関係機関等に提供した。

参考指標		実績値					
		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
ホームページのアクセス件数 ※平成23年度のアクセス件数については、法務省ホームページの改	フロントペ ージへのア クセス件数	_	170, 139	241, 486	402, 213	346, 365	
訂作業中に当庁ホームページのア クセスカウンターに不具合が生 じ、測定不能であった。	ウェブリン ク等による サブページ	_	_	_	2, 873, 829	2, 716, 924	
C. MILETINE COS STES	へのアクセス件数を含めた総件数						

目標達成度合い の測定結果

(各行政機関共通区分) 相当程度進展あり

(判断根拠)

指標1,2,3は、各達成すべき目標に照らし、全て主要なものであると考えている。

指標2の平均所要日数については26.7日となり、目標値とした22.1日に及ばなかった。しかしながら、おおむね目標に近い実績を示していることから、施策は「相当程度進展あり」と判断した。

施策の分析

結果

評

価

(測定指標の目標達成度の補足)

【測定指標1】

平成27年度は、団体規制法に基づき、教団に対する観察処分の実施として、教団施設に対する立入 検査を合計25回、延べ33施設、公安調査官延べ555人を動員して行った。また、教団から4回にわた り報告を徴取し、教団の活動状況(組織及び活動の実態)及び危険性(麻原の影響力、危険な綱領の 保持等)を明らかにした。

以上のことから、立入検査によって公安調査官が教団施設の内部を直接見分し、教団の実態を把握するとともに、教団から徴取した報告の真偽を検証したことで、教団に対する観察処分を適正かつ厳格に実施したといえ、教団の活動状況及び危険性の解明という目標を達成したと評価できる。

【測定指標2】

平成19年度の平均所要日数は56.1日,平成20年度は38.8日,平成21年度は30.1日となっているところ,これら過去の平均所要日数と、平成27年度の目標値算定の根拠とした平成22年度から平成26年度までの各平均所要日数を比較すると、平均所要日数は大幅に短縮されており(平成19年度と平成22年度を比較した場合は36日短縮)、これら大幅に短縮された平均所要日数の平均値として算出した平成27年度の目標値は、極めて高い目標値であるといえる。さらに、提供情報の取りまとめに要する日数は、請求の内容及び提供量によって変動が生じ得ることを勘案すると、平成27年度の目標値22.1日と実績値26.7日の開差である4.6日は、実態として許容せざるを得ないものといえ、目標をおおむね達成できたと評価できる。

【測定指標3】

平成27年度は、国内外の情勢について正確・適時・迅速な関連情報の収集・分析を行い、北朝鮮情

勢及び我が国領土や海洋権益をめぐる動向等の緊急性の特に高い情報については随時、官邸を始めとする政府・関係機関に直接提供した。また、国民に対する情報提供として、当庁ホームページに「最近の内外情勢」*¹⁷、「内外情勢の回顧と展望」*¹⁸のほか、「国際テロリズム要覧」(Web版)*¹⁹や新規コンテンツ「世界のテロ等発生状況」*²⁰等を掲載することでホームページの内容を充実させている。なお、平成27年度のフロントページのアクセス件数は346、365件で、平成26年度の402、213件よりも減少しているが、これについては、平成26年度はシリアにおける邦人殺害テロ事件の発生などにより、当庁業務に対する関心がより高まったとみられる特殊要因の影響があったと考えられる。この点に関し、平成27年度行政事業レビューシートにおける事業の妥当性を検証するための代替目標では、「ホームページアクセス件数を過去3か年実績件数の平均以上とする」とし、特定年度に生じた特殊要因の影響を分散できる目標を設定しており、平成27年度は目標値とした271、279件を達成している。

以上のことから、その時々の情報ニーズに応じた情報を適時適切に関係機関及び国民に提供したといえ、破壊的団体等の規制に関する調査の過程で得られる情報を、必要に応じて関係機関及び国民に適時適切に提供するという目標を達成したと評価できる。

(達成手段の有効性・効率性等)

【測定指標1,2関係】

達成手段②「オウム真理教に対する観察処分の実施」において実施している教団施設に対する立入 検査等は、教団の活動状況及び危険性を明らかにし、教団に対する観察処分を適正かつ厳格に実施す るという目標に対して有効に寄与したといえる。また、教団に関する調査の結果について、関係地方 公共団体の長からの請求に応じて提供したことは、国民の不安感・恐怖感の解消・緩和に有効であっ たと言える。

行政事業レビューに基づく点検・改善により、達成手段②に係る予算の執行に当たり、立入検査等に必要な物品等の調達について、広く応札者を募り競争性を確保するほか、一括調達等を推進するなどコスト削減に取り組んだため、効率性は改善したと言える。

【測定指標3関係】

達成手段①「破壊的団体等の規制に関する調査等を通じた公共の安全の確保を図るための業務の実施」において実施している調査の過程で得られた情報を適時適切に関係機関及び国民等に提供したことは、目標を達成するために有効かつ適切な取組であったと言える。

行政事業レビューに基づく点検・改善により、達成手段①に係る予算の執行に当たり、破壊的団体等の規制に関する調査等に必要な物品等の調達について、広く応札者を募り競争性を確保するなどコスト削減に取り組んだため、効率性は改善したと言える。

次期目標等への反映の方向性

【施策】

公共の安全の確保に寄与するよう、現在の目標を維持し、引き続き推進していく。

【測定指標 1.2】

教団は、現在なお、無差別大量殺人行為を行った首謀者である麻原を崇拝し、その影響を強く受けているなど、依然として本質的な危険性を保持していることから、教団の活動状況を明らかにし、その危険性の増大を抑止していく必要性が高い。

教団施設が存在する地域の住民等は、依然として教団に対する不安感・恐怖感を抱いており、今後 もその不安感・恐怖感の解消・緩和に努めていかなければならない。そのため、引き続き団体規制法 に基づき、教団に対する観察処分を適正かつ厳格に実施するとともに、関係地方公共団体からの調査 結果に対する提供請求に迅速に対応していく。

【測定指標3】

国際テロや北朝鮮の動向、大量破壊兵器拡散の問題に加え、カウンターインテリジェンス、サイバーテロ・サイバーインテリジェンスなど、我が国の公共の安全の確保にとって重大な懸念事項となる問題が依然として存在する。したがって、今後とも国内外の情報について、正確・適時・迅速な収集

・分析を行い、ニーズや時宜に応じて、収集・分析した情報を政府・関係機関に提供するとともに、 ホームページを活用するなどした国民に対する情報提供を進める。

学識経験を有 1 実施時期 する者の知見 の活用

- - 平成28年7月1日
- 2 実施方法

会議

3 意見及び反映内容の概要

政策評価を行 う過程におい て使用した資 料その他の情 報

備考

【行政事業レビュー点検結果の平成29年度予算概算要求への反映内容】

語学委託研修の実施回数や複写機保守料等の数量及び単価について見直しを行うととも に, 旅費実施計画等の見直しを行い, その結果を適切に予算に反映し経費の削減を図った。 また、IT技術講座受講を廃止するとともに、調査用機材及び自動車借上の数量や旅費 単価の見直しを行い、その結果を適切に予算に反映し経費の削減を図った。

さらに、サーバの更新計画の延伸により借料の見直しを行い、その結果を適切に予算に 反映し経費の削減を図った。

担当部局名

公安調査庁総務部総務課

政策評価実施時期

平成28年8月

*1 「教団の活動状況」

「内外情勢の回顧と展望」(http://www.moj.go.jp/psia/kouan_kaiko_index.html) を参照

*2 「観察処分」

過去に無差別大量殺人行為を行った団体が現在も危険な要素を保持している場合に、当該団体の活動状 況を継続して明らかにするために行う処分(団体規制法第5条第1項)で、具体的な内容は、①公安調査 庁長官が当該団体から一定の事項について定期の報告を受けること(報告徴取,団体規制法第5条第2項, 第3項及び第5項),②当該団体の活動状況を明らかにするために公安調査官に必要な調査をさせること (任意調査,団体規制法第7条第1項),③当該団体の活動状況を明らかにするために特に必要があると 認められるときに,団体が所有又は管理する土地又は建物に立ち入って,必要な物件を検査すること(立 入検査, 団体規制法第7条第2項)。

なお、観察処分に基づく調査の結果については、関係地方公共団体の長から請求があったときは、これ を提供することができる(団体規制法第32条)。

*3 「公安調査庁設置法 (昭和27年法律第241号)」

第3条 公安調査庁は、破壊活動防止法の規定による破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求並び に無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律の規定による無差別大量殺人行為を行つた団体の 規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行い、もつて、公共の安全の確保を図ることを任務とする。

*4 「破壊活動防止法(昭和27年法律第240号)」

(公安調査官の調査権)

第27条 公安調査官は、この法律による規制に関し、第3条(規制の基準)に規定する基準の範囲内において、必要な調査をすることができる。

*5 「無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)」

(観察処分)

第5条 *2参照

(観察処分の実施)

第7条 *2参照

(公安調査官の調査権)

第29条 公安調査官は、この法律による規制に関し、第3条(規制の基準)に規定する基準の範囲内において、必要な調査をすることができる。

*6 「国家安全保障会議設置法(昭和61年法律第71号)」

(資料提供等)

第6条 内閣官房長官及び関係行政機関の長は、会議の定めるところにより、会議に対し、国家安全保障 に関する資料又は情報であつて、会議の審議に資するものを、適時に提供するものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、内閣官房長官及び関係行政機関の長は、議長の求めに応じて、会議に対し、国家安全保障に関する資料又は情報の提供及び説明その他必要な協力を行わなければならない。
- *7 「テロの未然防止に関する行動計画(平成16年12月10日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定)」
 - 第3-6-16 関係機関が一体となったテロ関連情報の収集の強化等

テロリストの入国阻止等を図り、テロの未然防止に万全を期するため、関係省庁(公安調査庁を含む)は、国際機関や外国機関との連携を深め、テロリストに関する情報その他テロ関連情報の収集の強化を図るとともに、当該情報の活用に努める。

*8 「カウンターインテリジェンス」

外国による諜報活動を阻止し、情報漏えいその他の国益を害する事態を予防する活動

*9 「カウンターインテリジェンス機能の強化に関する基本方針(概要)(平成19年8月9日カウンターイン テリジェンス推進会議決定)」

カウンターインテリジェンスに関する情報の収集・共有,カウンターインテリジェンス意識の啓発,事 案対処,管理責任体制の構築について,政府統一的に取り組むものとする。

- *10 「官邸における情報機能の強化の方針(平成20年2月14日情報機能強化検討会議決定)」
 - ・2-(2)-① 対外人的情報収集機能の強化

国際テロ、大量破壊兵器拡散、北朝鮮等の問題に関する情報は、我が国の安全保障又は国民の安全に直接かかわるところであり、その収集は喫緊の課題であって、これらの国や組織の意図を把握する必要性は増大している。

・2-(2)-② その他の情報収集機能の強化

我が国及び国民の安全・安心を確保するため、北朝鮮、国際テロ、大量破壊兵器拡散等の問題に関する情報収集能力を更に強化する。(公安調査庁)

- *11 「「世界一安全な日本」創造戦略(平成25年12月10日閣議決定)」
 - ・Ⅲ-1 世界最高水準の安全なサイバー空間の構築

我が国は「世界最先端のIT国家」の構築に取り組んでいるが、「安全なサイバー空間」の実現は、その前提条件である。また、サイバー空間の安全は国民の生活の安全等に直結する課題となっている。このため、以下の施策等を着実に推進する。

- (1) -⑤ サイバー攻撃に関する情報収集・分析機能及びカウンターインテリジェンス機能の強化
- (1) 一⑩ サイバー犯罪・サイバー攻撃対処のための外国捜査機関等との連携強化
- (2) -② 日本版NCFTA*21の創設
- Ⅲ-2 G8サミット、オリンピック等を見据えたテロ対策・カウンターインテリジェンス等

良好な治安を確保することが、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会等のスポーツイベント やG8サミットを始めとする大規模国際会議等の成功の前提となる。また、各地で多様な形態のテロが 発生しているほか、国際組織犯罪や東アジア情勢の緊迫化など、水際対策や国際連携も含めて対処すべ き脅威が存在している。このため、以下の施策等を着実に推進する。

- (1) -② 2020年オリンピック・パラリンピック東京大会を見据えたテロ対策等の推進
- (2) 一① 原子力発電所等に対するテロ対策の強化
- (3) 一① 空港・港湾における水際危機管理の強化
- (3) ④ 海上警備・沿岸警備の強化
- (5) 一① 情報コミュニティ間における情報共有体制の強化
- (5) -② 在外公館における警察アタッシェ*22, 防衛駐在官等の体制強化
- (5) -③ テロに関する情報収集・分析機能の強化
- (5) -⑤ カウンターインテリジェンス機能の強化
- (5) 一⑥ 極左暴力集団、右翼等によるテロ等の未然防止のための情報収集・分析機能の強化及び 違法行為の取締り
- (6) 一① 国際社会におけるテロ対策に係る協力の推進
- (6) ③ 在外邦人保護のための情報収集・分析機能の強化、情報共有体制の整備
- (7) 一① 大量破壊兵器等の拡散防止に向けた取組の強化
- (8) 一① 拉致問題解決のための政府一体となった取組の推進
- (8) -② 北朝鮮による拉致容疑事案等の解決のための情報収集及び分析機能の強化
- ・Ⅲ-7 「世界一安全な日本」創造のための治安基盤の強化

「「世界一安全な日本」創造戦略」に掲げた施策を効果的に推進していくためには、治安対策に取り組む要員・施設の重点的な充実・整備、制度の改善等、多角的観点からの治安基盤の強化が重要である。 このため、以下の施策等を着実に推進する。

- (1) -② 治安関係機関(公安調査官を含む)の増員等の人的基盤の強化
- (1) -③ 生活の安全や国民の安心感を脅かす犯罪等に対する対処能力を強化するための装備資機 材等の整備
- (1) -⑥ 現場執行力の強化に向けた教育・訓練等の推進
- (1) -⑦ 女性の視点を一層反映した組織運営
- (1) 一⑬ 大規模災害発生時における治安維持機能の確保
- *12 「サイバーセキュリティ2015 (平成27年9月25日サイバーセキュリティ戦略本部決定)」
 - 3. 1. 我が国の安全の確保
 - (1) 対処機関の能力強化
 - (イ) 警察庁及び法務省において、サイバーインテリジェンス対策に資する取組を実施する。
 - 3. 2. 国際社会の平和・安定
 - (3) サイバー空間を悪用した国際テロ組織の活動への対策
 - (イ) 警察庁及び法務省において、国際テロ組織等によるサイバー攻撃への対策を強化するため、サイバー空間における攻撃の予兆等の早期把握を可能とする態勢を拡充し、人的情報収集やオープンソースの情報を幅広く収集する等により、攻撃主体・方法等に関する情報収集・分析を強化する。
 - 3. 3. 世界各国との協力・連携
 - (オ) 警察庁及び法務省において、サイバー攻撃対策を推進するため、諸外国関係機関との情報 交換等国際的な連携を通じて、攻撃主体・方法等に関する情報収集・分析を継続的に実施す る。
- *13 「邦人殺害テロ事件等を受けたテロ対策の強化について(平成27年5月29日国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定)」
 - ・シリアにおける邦人殺害テロ事件、チュニジアにおける銃撃テロ事件及びパリの新聞社襲撃事件のように、テロ情勢は非常に厳しい状況にあり、今や全ての国がテロの脅威にさらされる時代となったといっても過言ではない。特に、シリアにおける邦人殺害テロ事件が各国のメディアでも多く取り上げられ、

国際的に非常に注目を集めたこと等を踏まえれば、ISIL等のイスラム過激派やインターネット等を通じた過激化によりISIL等のイスラム過激派に共鳴する個人・グループ等によって敢行される国内外でのテロの脅威が現実のものとなっていることを再認識する必要がある。

- ・政府においては、テロに決して屈することなく、テロとの闘いに積極的に取り組んでいくとの基本的な方針の下、2020年オリンピック・パラリンピック東京大会等も見据え、国内外における邦人の安全確保に向け、各種テロ対策の一層の徹底・強化を図るとともに、特に次の対策を喫緊の課題として推進するものとする。
 - 1 情報収集・分析等の強化
 - 2 海外における邦人の安全の確保
 - 3 水際対策の強化
 - 4 重要施設等の警戒警備及びテロ対処能力の強化
 - 5 官民一体となったテロ対策の推進
 - 6 テロ対策協力のための国際協力の推進
- *14 「2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会の準備及び運営に関する施策の推進を図るための基本方針(平成27年11月27日閣議決定)」
 - 3 大会の円滑な準備及び運営
 - ①セキュリティの万全と安心安全の確保

テロ対策については、テロリストグループやそれに共鳴する個人等によって敢行される国内外でのテロの脅威が現実のものとなっており、また、大会が世界の注目を集め多数の要人の観戦も予想されることからテロの発生が懸念されるところ、政府の各種決定を確実に推進し、情報収集・分析、水際対策、周辺会場・上空を含む競技会場等の警戒警備、テロ対処能力等を強化するとともに、官民一体となったテロ対策及び国際協力を強力に推進する。

- *15 「パリにおける連続テロ事案等を受けたテロ対策の強化・加速化等について (平成27年12月4日国際 組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定)」
 - ・近年、シリア、チュニジア等において、邦人がテロの犠牲となる事案等が発生し、ISILが日本をテロの標的として名指ししている中、本年11月、フランス・パリにおける連続テロ事案が発生するなど、現下のテロ情勢は非常に厳しい状況にあり、我が国に対するテロの脅威は現実のものとなっている。
 - ・また、我が国では、(中略)、2019年ラグビーワールドカップ、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会が開催されることも踏まえ、テロ対策を一層強化する必要がある。
 - ・政府は、本年1月及び2月に発生したシリアにおける邦人殺害テロ事件等を受けて決定した「邦人殺害テロ事件等を受けたテロ対策の強化について」(平成27年5月29日付け国際組織犯罪等・国際テロ対策推進本部決定)に掲げられた各種テロ対策に取り組んできているところであるが、現下の非常に厳しいテロ情勢を踏まえ、特に以下の各種対策について強化・加速化していくとともに、国際テロ対策の強化に係る継続的な検討体制を構築し、テロ対策に万全を期することとする。
 - I 各種テロ対策の強化・加速化
 - 1 情報収集・分析等の強化
 - 2 水際対策の強化
 - 3 重要施設・ソフトターゲット等の警戒警備及びテロ対処能力の強化
 - 4 官民一体となったテロ対策の推進
 - 5 海外における邦人の安全の確保
 - 6 テロ対策協力のための国際協力の推進
 - Ⅱ 国際テロ対策強化に係る継続的な検討
- *16 「第190回国会における内閣総理大臣施政方針演説(平成28年1月22日)」
 - ・先般、北朝鮮が核実験を強行したことは、断じて容認できません。強く非難します。安保理決議への明確な違反であり、国際社会と連携して、断固たる対応を取ってまいります。「対話と圧力」、「行動対行動」の原則を貫きながら、拉致問題の解決に全力を尽くします。拉致、核、ミサイルの諸懸案の包括的な解決に向けて具体的な行動を取るよう、北朝鮮に強く求めます。
 - ・国民の命と平和な暮らしを守り抜くという政府の最も重い責任を、しっかりと果たしてまいります。

- ・国際社会と共にテロとの闘いを進めます。水際対策の強化など国内のテロ対策、危機管理を強化し、 安全の確保に万全を期してまいります。
- *17 「最近の内外情勢」

公安調査庁ホームページ(http://www.moj.go.jp/psia/kouan_naigai_index.html)を参照。

*18 「内外情勢の回顧と展望」

公安調査庁ホームページ (http://www.moj.go.jp/psia/kouan_kaiko_index.html) を参照。

*19 「国際テロリズム要覧」(Web版)

公安調査庁ホームページ(http://www.moj.go.jp/psia/ITH/)を参照

*20 「世界のテロ等発生状況」

公安調査庁ホームページ (http://www.moj.go.jp/psia/terrorism/index.html) を参照。

*21 「NCFTA」

National Cyber-Forensics and Training Alliance。FBI, 民間企業, 学術機関を構成員として米国に設立された非営利団体。サイバー犯罪に係る情報の集約・分析, 海外を含めた捜査機関等の職員に対するトレーニング等を実施。

*22 「アタッシェ」

各府省等から派遣され、在外公館に勤務する職員

政策評価調書(個別票1)

【政策ごとの予算額等】

予 第	評価方式 初 予 算 (千 円)	総合·実績事業 25年度	政策目標の達成度合い		番号	15
予 第	初予算(千円)	25年度	00 = =			
予 第	初予算(千円)		26年度	27年度	28年度	29年度概算要求額
予補		51, 773, 065	52, 886, 838	51, 194, 570	50, 862, 076	53, 412, 67
<u>~</u>	正予算(千円)	△ 218, 151	Δ 946, 976	△ 1,997,860	113, 735	
が状況	越し等(千円)	△ 70, 472	72, 616	529, 702		
	計(千円)	51, 484, 442	52, 012, 478	49, 726, 412		
執 行 額 (千円)		49, 132, 889	50, 790, 473	48, 454, 594		
政領	策評価結果の概算要求 への反映状況	本政策はモニタリング中(政策評 の反映は困難である。	価実施予定時期は平成29年8月)であり,直近の平成27年度	における政策評価結果は出っ	ていないため, 概算要求/

政策評価調書(個別票2)

政策名			登記事務(の適正円滑な処理		番号	15				(千円)
				予算科	目	-			予:	政策評価結果の反映に よる見直し額(削減 額)合計	
	整理番号	会討	組織/勘定	項		事	項		28年度 当初予算額	29年度 概算要求額	報)合計
	• 1	一般	法務局	登記事務処理費	登記事務処理	に必要な経費			50, 674, 511	53, 231, 321	
対応表に おいて● となって いるもの											
(,9,0)				小計					50, 674, 511 の内数	53, 231, 321 の内数	
	♦ 1	東日本災復興特	大震 復興庁	法務行政復興政策費					187, 565	181, 349	
対応表に おいて◆ となって いるもの											
				小計					187, 565 の内数	の内数	
										< >	
対応表に おいて〇 となって										< >	
いるもの									< >	< >	
				小計					の内数	の内数	
										>	
対応表に おいて◇										< >	
となっているもの									< >	< >	
		小計					の内数				
				숌計					50, 862, 076 の内数		

政策評価調書(個別票3)

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名			登記事務	の適正円滑な処理	里		番号	15	
			予算額						(千円)
事務事業名	整理番号	28年度 当初 予算額	29年度 概算要求額	増△減額	政策評価結果の反映による見直し額(削減額)	政策評価結果の概算要求への反映内容			R内容
登記事務の適正円滑な処理	• 1	50, 674, 511	53, 231, 321	2, 556, 810		本政策はモニタ り、直近の平成 2 の反映は困難であ	タリング中(政策 27年度における』 うる。	評価実施予定時期 政策評価結果は出 ⁻	は平成29年8月)であ こいないため、概算要求へ
登記事務の適正円滑な処理	♦ 1	187, 565	181, 349	△ 6, 216					
合計		50, 862, 076	53, 412, 670	2, 550, 594					

平成28年度事後評価の実施に関する計画(政策評価の事前分析表)

(法務省28-(13))

施策名	登記事務の適正円滑な処理
担当部局名	民事局総務課、民事第一課、民事第二課、商事課
施策の概要	不動産取引の安全と円滑,会社・法人等に係る信用の維持等を図るとともに,登記に関する国民の利便性を向上させるため,登記事務を適正・円滑に処理する。
政策体系上の位置付け	国民の財産や身分関係の保護 (Ⅲ-9-(1))
達成すべき目標	・登記所備付地図の整備を地図混乱地域 ^{*1} を対象として重点的かつ緊急的に推進する。 ・オンラインによる動産・債権譲渡登記手続を推進する。
目標設定の考え方・根拠	・登記所備付地図は、法務局(登記所)が、不動産登記法(平成16年法律第123号)第14条第1項の規定により登記所に備え付けるものとされている土地の位置及び境界を特定することのできる地図である。登記所備付地図の整備については、都市部の整備が遅れていたことが土地取引の促進や都市再生のための各種施策の円滑な遂行を妨げる要因の一つとなっていたことから、政府の基本方針等においても「都市部における地籍整備の推進」が盛り込まれているところであり、国民の財産の保全を図るため、同地図の整備を重点的かつ緊急的に推進していく必要がある。 ・動産・債権譲渡登記制度は、法人がする動産及び債権の譲渡について、民法の第三者対抗要件(動産については引渡し、債権については債務者に対する確定日付ある証書による通知又は債務者の承諾)の特例として、登記によって、容易かつ明確に第三者対抗要件を備えることを可能にすることにより、動産及び債権の譲渡による企業の資金調達の円滑化に資することを目的とするものである。そこで、動産・債権譲渡登記申請人である法人の利便性を向上させるため、オンラインによる動産・債権譲渡登記手続を推進していく必要がある。
施策に関係する 内閣の重要針演説 等のうち主なも の)	第Ⅱ部一1一(1)① 陸域・海域の基礎的な地図情報等の整備推進*3
政策評価実施	平成29年8月

	測定指標			年度ごとの目標値			
測 足拍標		基準値	基準年度	26年度	27年度	28年度	
	登記所備付地図作成作業にお ける作業実施面積(平方キロ メートル)	ı	_	17	18	25	

測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠

登記所備付地図の整備については、平成16年度からの10か年で、都市部の地図混乱地域について、100平方キロメートルの地図を作成することとし、順次作業を実施していたところ、国土交通省が実施した「都市再生街区基本調査」の結果を踏まえて、新たに「登記所備付地図作成作業10か年計画」を策定し、平成21年度からの10か年で、都市部の地図混乱地域のうち、130平方キロメートルの登記所備付地図を作成することとした。さらに、各界からの強い要望等を受けて、平成22年度から同計画を8か年で実施することとする「登記所備付地図作成作業改・新8か年計画」(以下「改・新8か年計画」という。)を作成して前倒しで実施している。

しかし、全国の都市部においては、登記所備付地図の整備が不十分であり、不動産の流動化及び公共事業の円滑な実施が妨げられていること、並びに平成26年6月に示された政府方針(経済財政運営と改革の基本方針2014、日本再興戦略・改訂2014等)において、都市部の地籍整備、登記所備付地図作成作業の推進が掲げられたことも踏まえ、平成27年度から、以下のとおり地図の整備をさらに推進することとしている。

- ① 現在の都市部の地図整備計画を継続・拡大し、200平方キロメートルを対象とする平成27年度からの10 か年計画「登記所備付地図作成作業第2次10か年計画」(以下「従来型作業第2次10か年計画」という。)を 策定
- ② 東京、大阪、名古屋などの大都市及び地方都市の枢要部について、権利関係が複雑であり地権者の権利意識も高いなどの理由により地図の整備が進められていないことを踏まえ、これら地域のうち30平方キロメートルを対象とする平成27年度からの10か年計画「大都市型登記所備付地図作成作業10か年計画」(以下「大都市型作業10か年計画」という。)を策定
- ③ 東日本大震災の被災地の復旧・復興のためには、公図地域の地図整備が必要不可欠であることを踏まえ、宮城県、福島県及び岩手県の9平方キロメートルを対象とする平成27年度からの3か年計画「震災復興型登記所備付地図作成作業3か年計画」(以下「復興型作業3か年計画」という。)を策定

そこで、登記所備付地図作成作業における作業実施面積を測定指標として、改・新8か年計画に基づいて 定められている平成26年度から平成27年度までの作業実施予定面積に加え、従来型作業第2次10か年計画、 大都市型作業10か年計画及び復興型作業3か年計画に基づいて定められている平成28年度の作業実施予定面 積を目標値とした。

温土の中体		年度ごとの実績値								
過去の実績 	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度			
登記所備付地図作成作業における 作業実施面積 (平方キロメートル)	12	15	15	17	17	17	18			

	測定指標			年度ごとの目標値			
測 足拍標		基準値「	基準年度	26年度	27年度	28年度	
2	動産・債権譲渡登記手続の オンライン利用率	1. 03%	25年度	対25年度増	対26年度増	対27年度増	

測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠

動産・債権譲渡登記手続のオンライン利用率は、申請人にとって現在の登記申請方式が利用しづらいとの声もあり、低位の状態となっている。

しかし、動産・債権譲渡登記手続のオンラインの推進を図ることによって、申請人においては各種の利便性を享受することができることから、平成26年度において登記申請方式を見直す*12ことを前提に、測定指標として、動産・債権譲渡登記手続におけるオンライン利用率の向上を設定し、平成26年度から平成28年度までのオンライン利用率について、前年度実績より向上させることを目標とした。

18十八中4	年度ごとの実績値						
過去の実績	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
動産・債権譲渡登記手続における オンライン利用率(%)	0. 33	0. 69	0. 96	0. 79	1. 03	17. 8	30. 5

達成手段	- 7	28年度 当初	関連する		
(開始年度)	25年度	26年度	27年度	予算額	指標
①登記所備付地図整備の推進 (平成16年度)	2,309百万円 (2,149百万円)	2,437百万円 (2,311百万円)	2,758百万円 (2,618百万円)	3,847 百万円	1
達成手段の概要等					行政事業 事業番号
法務局(登記所)が、登記所備付より、都市再生の円滑な推進に寄与す		点的かつ緊急的に	推進することに	00	37

達成手段	達成手段			28年度 当初	関連する
(開始年度)	25年度	26年度	27年度	予算額	指標
②登記事項証明書の交付事務等の委 託 (平成20年度)	7, 213百万円 (7, 188百万円)	7, 397百万円 (7, 296百万円)	7, 389百万円 (7, 342百万円)	7, 849 百万円	ı
達成手段の概要等					行政事業 事業番号
登記事項証明書等の交付及び登記簿等の閲覧といった登記簿等の公開に関する事務 (乙号事務)について、民間競争入札の対象とし、当該事務を包括的に民間委託することとし、より良質かつ低廉な公共サービスの提供を実現することを目的とする。				00	38

達成手段	予算額計(執行額)			28年度 当初	関連 する
(開始年度)	25年度	26年度	27年度	予算額	指標
③登記情報システムの維持管理 (平成18年度)	21,815百万円 (21,493百万円)	20,559百万円 (20,436百万円)	18,390百万円 (17,981百万円)	19, 736 百万円	-
				平成28年	行政事業

達成手段の概要等	レビュー事業番号
不動産登記,商業・法人登記等に関する事務を処理する上で不可欠な登記情報システ	0039
ムの安定的な運用を図ることにより、登記所における業務の適正かつ効率的な遂行を可	

能とするとともに、インターネットを利用した登記情報の提供や、最寄りの登記所から全国の登記事項証明書等の取得を可能とする。

達成手段	達成手段 予算額計(執行額)			28年度 当初	関連する
(開始年度)	25年度	26年度	27年度	予算額	指標
④オンライン登記申請システムの維持管理 (平成16年度)	2, 265百万円 (2, 206百万円)	3,516百万円 (3,416百万円)	3,460百万円 (3,383百万円)	2, 145 百万円	ı
達成手段の概要等					行政事業 事業番号
不動産登記, 商業・法人登記等の登記申請や登記事項証明書等の交付請求等の登記関係手続について, インターネットを利用したオンラインによる申請(請求)を行うことを可能とする。				00	40

達成手段	予算額計 (執行額)			28年度 当初	関連する
(開始年度)	25年度	26年度	27年度	予算額	指標
⑤地図情報システムの維持管理 (平成18年度)	7, 201百万円 (6, 581百万円)	7,652百万円 (7,549百万円)	7, 423百万円 (7, 262百万円)	6,860 百万円	ı
達	成手段の概要等			平成28年 レビュー	行政事業 事業番号
登記所に備え付けられている地図 並びに土地所在図等の各種図面を電子			_	00	41

を用いて処理することにより、登記所における地図管理業務の適正かつ効率的な遂行を可能とする。また、登記記録を処理する登記情報システムと連携することで、登記情報と地図情報の一体的な処理を可能としつつ、インターネットを利用した地図等及び各種図面に係る情報の提供や、最寄りの登記所から全国の地図等及び各種図面の証明書の取得を可能にする。

達成手段	予算額計 (執行額)			28年度 当初	関連する
(開始年度)	25年度	26年度	27年度	予算額	指標
⑥電子認証システムの維持管理 (平成12年度)	303百万円 (296百万円)	285百万円 (271百万円)	319百万円 (296百万円)	275 百万円	_
達	成手段の概要等			平成28年 レビュー	行政事業 事業番号
電子認証システムの安定的な運用を図るとともに、電子認証登記所が発行する電子証 0042 明書の利用を更に促進し、国・地方公共団体等へのオンライン申請及び電子商取引の拡					
大を図る。		- 7 1 - 1 11120	- 10 1 1-1-1A 51 47 JA		

達成手段	7	5算額計(執行額))	28年度 当初	関連する		
(開始年度)	25年度 26年度 27年度		27年度	予算額	指標		
⑦登記情報提供システムの維持管理 (平成12年度)	1,263百万円 (1,176百万円)	1,300百万円 (1,197百万円)	1,651百万円 (1,543百万円)	1,881 百万円	I		
達	成手段の概要等			平成28年 レビュー	行政事業 事業番号		
登記情報をより簡易かつ迅速に利用することができるよう、インターネットにより登 004記情報を閲覧することを可能とするサービスを提供しており、これに必要な登記情報提							
供システムの安定的な運用・管理を行		このり、これに必)女は豆む 戦症				

達成手段	5算額計(執行額))	28年度 当初	関連する			
(開始年度)	25年度	予算額	指標				
⑧債権・動産譲渡登記事務の運営 (平成10年度)	346百万円 (335百万円)	483百万円 (473百万円)	299百万円 (297百万円)	266 百万円	2		
達	成手段の概要等			平成28年 レビュー			
法人がする動産及び債権の譲渡に係る動産譲渡登記及び債権譲渡登記に関する事務並 0044 びにこれらの登記に係る情報を開示するための登記事項証明書等の交付に関する事務							
を、法務局(動産譲渡登記所及び債権				れらの登記	2申請及び		

を、法務局(動産譲渡登記所及び債権譲渡登記所)において行うものである。また、これらの登記申請及び 登記事項証明書等の交付申請に係る事務を円滑かつ効率的に処理するためのシステムである動産譲渡登記シ ステム及び債権譲渡登記システムの運用を行う。

達成手段	28年度 当初	関連 する							
(開始年度)	25年度 26年度		27年度						
⑨成年後見登記事務の運営(平成12年度)	305百万円 (303百万円)	331百万円 (330百万円)	377百万円 (373百万円)	313 百万円	1				
達	達成手段の概要等								
成年後見制度は、急速に高齢化が進 どの理由で判断能力の不十分な方々を	00	45							

家庭裁判所がした成年後見開始の審判等の事実を登録・公示し、取引の安全等に資することを目的とし、成年後見人等の権限や任意後見契約の内容などをコンピュータ・システムによって登記するとともに、登記事項証明書(登記事項の証明書・登記されていないことの証明書)を交付することにより、取引の安全等に重要な役割を果たすことを目的とする。

達成手段	予	28年度 当初	関連する		
(開始年度)	25年度	26年度	27年度	予算額	指標
⑩登記事務の運営	4, 119百万円	4,238百万円	4,538百万円	4, 695	_

(一 年度)	(3,900百万円)	(4,023百万円)	(4,396百万円)	百万円	
達	平成28年 レビュー	行政事業 事業番号			
不動産登記制度及び商業・法人登記 安全と円滑及び会社・法人等に係る信	00	46			
し、資本主義社会の根幹を支えること		, もうて, 国民村	:月い圣童で 炒以		

	3	予算額計 (執行額)		28年度
佐笠の圣笠姫・神仁姫	25年度	26年度	27年度	当初予算額
施策の予算額・執行額	49, 754百万円 (48, 174百万円)	50,812百万円 (49,854百万円)	49, 230百万円 (48, 055百万円)	50, 675 百万円

*1 「地図混乱地域」

地図と現況とが著しく相違し、登記記録上の土地を現地で特定することができない地域

- *2 「民活と各省連携による地籍整備の推進(平成15年6月26日都市再生本部方針)」 国において、全国の都市部における登記所備付地図の整備事業を強力に推進する。
- *3 「地理空間情報活用推進基本計画(平成24年3月27日閣議決定)」
 - 第Ⅱ部-1-(1)① 陸域・海域の基礎的な地図情報等の整備推進

登記所備付地図の整備を推進するとともに、都市部の地図混乱地域を中心に登記所備付地図作製作業を一層促進する。

*4 「都市再生基本方針(平成24年8月10日閣議決定)」

第二-2 安定的な民間都市開発推進のためのファイナンス環境の整備等 都市における地籍整備の緊急かつ計画的な促進を図る。

*5 「国土強靱化基本計画(平成26年6月3日閣議決定)」

第3章-2-(12) 土地利用(国土利用)

地籍調査や登記所備付地図の作成により、地籍図等の整備を推進する。

*6 「経済財政運営と改革の基本方針2015(平成27年6月30日閣議決定)」

第2章-3-[2]-(2) 都市再生等

地籍整備等(登記所備付地図の整備を含む。)の推進

- *7 「「日本再興戦略」改訂2015 (平成27年6月30日閣議決定)」
 - 中短期工程表「立地競争力の更なる強化④」

登記所備付地図作成作業の推進

- *8 「規制改革推進3か年計画(再改定)(平成15年3月28日閣議決定)」
 - 2法務-3 動産・債権担保法制の整備による資金調達の円滑化
 - ・・・, 動産担保法制及び債権担保法制の整備に関するニーズの有無, 問題点の洗い出し等について検討を行う。
- *9 「構造改革と経済財政の中期展望(平成16年1月19日閣議決定)」
 - 3-(1) 新たな産業・事業の創造、投資の促進と産業金融機能の強化等

不動産によらない在庫等を活用した担保制度 (動産譲渡の公示制度等) を実現するとともに、行き過ぎが 指摘される「包括根保証」を見直す等、個人保証のあり方を適正化する。

- *10 「規制改革・民間開放推進3か年計画(平成16年3月19日閣議決定)」
 - 3法務-2 動産・債権担保法制の整備による資金調達の円滑化

動産担保及び債権担保の実効性をより一層高めるという観点から動産譲渡及び債権譲渡の公示制度を整備する。

*11 「世界最先端 I T国家創造宣言 (平成27年6月30日閣議決定)」

Ⅲ-4-(2) 利便性の高い電子行政サービスの提供

オンラインサービスの設計に当たっては、利便性向上と全体の効率化を図るため、サービスのバリューチェーン全体を通じて電子化することを目指すとともに、マーケティング手法等を活用しつつ、利用者中心のサービス設計を行い、適切なチャネルでサービスを提供する。

*12 「オンラインによる動産・債権譲渡登記申請方式の見直し」

動産・債権譲渡登記の申請者の利便性の向上を図るため、動産譲渡登記又は債権譲渡登記若しくは質権設定登記の申請は登記申請書及び法務省令で定める構造の電磁的記録媒体(CD-R, CD-RW)を登記所に一緒に提出しなければならないとされていた動産・債権譲渡登記令及び動産・債権譲渡登記規則を改正し(施行:平成26年6月2日)、登記申請書の提出に先立ち、電磁的記録媒体に記録すべき事項(以下「申請データ」という。)をオンラインを利用して登記所に送信しておけば、登記申請書の提出の際に電磁的記録媒体の提出を要しないとする事前提供方式を導入したところである。

この事前提供方式においては、申請データを送信した際に形式的なエラーの有無等を申請人に送信するので、登記申請後の却下又は取下げの可能性を低減することができる。また、申請データには譲渡人の営業秘密や債務者のプライバシー情報が含まれていることから、電磁的記録媒体を持参又は送付するよりデータを暗号化して通信を行うオンラインで送信することにより、申請人の情報セキュリティの確保にもつながるものである。

政策評価調書(個別票1)

【政策ごとの予算額等】

	政策名		国籍・戸	■籍・供託事務の適正円滑な ■	処理	
	評価方式	総合、実績·事業	政策目標の達成度合い	目標	達成	香号 16
		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度概算要求額
	当初予算(千円)	1, 791, 165	1, 834, 091	1, 955, 521	1, 921, 948	3 2, 239, 182
予算	補正予算(千円)	△ 70, 772	0	0	(
の状況	繰越し等(千円)	立し等(千円) 0 0 0				
	計 (千円)	1, 720, 393	1, 834, 091	1, 955, 521		
	執 行 額 (千円)	1, 696, 280	1, 791, 629	1, 904, 401		
	政策評価結果の概算要求 への反映状況	ぼすから で協す分籍法 の の で協す分籍法 の の で協す分籍法 の の で協す分籍法 の の で協す分籍法 の の の で協す分籍法 の の で協す分籍法 の の で協す分籍法 の の に で協す分籍法 の の に で協す分籍法 の の に で協す分籍法 の の に で は で は で は で は で は で は で は で は で は で	を緊密にして、適正かつ厳格に処 受理・不受理の処理を適正・厳格 系を公証する基本的な制度であり や、昨今の社会的課題への対をし している。このような現状を十分 に適適正・迅速に行うことが、利 誘率的で質の高い事務処理体制を 戸籍副本管理システム運用サポ 費の縮減を図ることによって、よ	立の安定を図る必要がある。の 処理する必要がある。がある。で 処理する必要があるがある。 めいのでは、 がのでは、 がのでは、 がに認識し、 がに認識し、 がに認識る。 はが国においた。 がのでは、 がのでは、 の	また、虚偽の認知届出による可、今後も引き続き、帰化許可 国民の親族的身分関係を正確の養子縁組届による声籍事務のある戸籍事務である戸籍事務の法 定及び法秩序の維持・安定を を予算要映し、戸籍副本管理シ 更性を享受させることく必要が 託手続を推進していく必要が	不正な日本国籍の取得を防止す申請に対する帰化許可・不成2 に公証する必要がある。平成2 未然防止対策の実施等、戸籍制 令適合性及び全国統一性が確保 図るものであることから、今後 ステム機器等の借料について、 るとともに、事務処理において あり、そのための所要経費を予

政策評価調書(個別票2)

		国籍・戸籍・供詞	託事務の適正円滑な処理		番号		16			(千円)
			予算科	目	-					政策評価結果の反映に
整理番号	会計	組織/勘定	項		事	項		28年度 当初予算額	29年度 概算要求額	政策評価結果の反映に - よる見直し額(削減 額)合計
• 1	一般	法務局	国籍等事務処理費	国籍等事務処	理に必要な経費	t		1, 921, 948	2, 239, 182	Δ 8, 413
								1, 921, 94	8 2, 239, 182	2
	1	T	小計	T						∧ 8 4 13
	<u> </u>									
	T		小計 							ι
										·
									>	
	T		小計							ι
										·
									> >	
			小計							
			合計							∧ 8 413
			整理番号 会計 組織/勘定	整理番号 会計 組織/勘定 項 ● 1 一般 法務局 国籍等事務処理費 小計 小計	整理番号 会計 組織/勘定 項 ● 1 一般 法務局 国籍等事務処理費 国籍等事務処 小計 小計 小計 小計	予算科目 登理番号 会計 組織/勘定 項 事	予算科目 整理番号 会計 組織/勘定 項 事項 国籍等事務処理数 国籍等事務処理に必要な経費 小計 小計 小計 小計	予算科目 發展番号 会計 組織/勘定 項 事項 ● 1 一般 法務局 国籍等事務処理报 国籍等事務处理报 小計 小計	予算科目	予算機

政策評価調書(個別票3)

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名	策名				番号	16	(千円)		
			予算額						
事務事業名	整理番号	28年度 当初 予算額	29年度 概算要求額	増△減額	政策評価結果の反映に よる見直し額(削減額)	政策評価結果の概算要求への反映内容		映内容	
国籍・戸籍事務等の運営	• 1	988, 159	972, 659	△ 15,500	△ 5,038	政策評価結果を 執行実績を反映し ることなどにより	E踏まえ,戸籍副ス ン,戸籍副本管理: 経費の縮減を図っ	本管理システム週 システム機器等 <i>の</i> った。	I用サポート経費について、 借料について、再リースす
供託事務の運営	• 1	906, 960	1, 242, 029	335, 069	△ 3, 375	政策評価結果を を行うことにより	と踏まえ、供託金和 、経費の節減を図	利子について, 教 lった。	に行実績等を踏まえた見直し
(国籍等事務共通経費)	• 1	26, 829	24, 494	△ 2, 335					
合計		1, 921, 948	2, 239, 182	317, 234	△ 8,413				

平成28年度事後評価の実施に関する計画(政策評価の事前分析表)

(法務省28-(14))

施策名	国籍・戸籍・供託事務の適正円滑な処理
担当部局名	民事局民事第一課, 商事課
施策の概要	我が国における身分関係の安定及び国民の権利の保全を図るため、国籍・戸籍・供託に関する法制度を整備し、これを適正・円滑に運営する。
政策体系上の位置付け	国民の財産や身分関係の保護 (Ⅲ-9-(2))
達成すべき 目標	・国籍事務* ¹ を適正かつ厳格に処理する。 ・法定受託事務 ^{*2} である戸籍事務の法令適合性及び全国統一性が確保されるように市区町村長に対して適切な指導・助言をする。 ・供託申請者等の利便性を向上させるとともに、供託所職員の業務処理の適正化を図るため、オンラインによる供託手続を推進する。
目標設定の考え方・根拠	・日本国籍は、我が国の構成員としての資格であるとともに、我が国において基本的人権の保障、公的資格の付与、公的給付等を受ける上で意味を持つ重要な法的地位である。国籍事務は、当該資格・法的地位という包括的な身分関係が変動するという重大な影響を及ぼす事務であることから、できる限り早期に当該資格・法的地位の安定を図るとともに、平成21年1月1日の改正国籍法 ³ 施行に伴う虚偽の認知届出による不正な日本国籍の取得を防止するため、関係機関との相互協力を緊密にして、適正かつ厳格に処理する必要がある。・戸籍は、日本の親族的身分関係を公証する基本的な制度であり、その事務を適正に処理することにより、国民の親族的身分関係を正確に公証する必要がある。特に、平成20年5月1日に施行された改正戸籍法は、戸籍公開制度の厳格化、戸籍の記載の真実性の担保を趣旨とするものであり、また、昨今の社会的課題への対応として、縁組意思を欠いた養子縁組届による虚偽の戸籍記載を未然に防止するための対策も採られるなどしている。このように、戸籍制度を取り巻く環境が大きく変化している現状を十分に認識し、引き続き法定受託事務である戸籍事務の法令適合性及び全国統一性を確保されるよう、市区町村長に対して適切な指導・助言をしていく必要がある。・供託は、金銭、有価証券などを国家機関である供託所に提出して、その管理を委ね、最終的には供託所がその財産をある人に取得させることによって、一定の法律上の目的を達成しようとするために設けられている制度であり、国民の権利保全等のため重要な役割を果たす制度である。そこで、供託申請者である国民の利便性を向上させるとともに、業務処理の適正化を図るため、オンラインによる供託手続を推進していく必要がある。
施策に関係する 内閣の重要政策 (施政方針演説 等のうち主なも の)	○世界最先端IT国家創造宣言(平成27年6月30日閣議決定) Ⅲ-4-(2) 利便性の高い電子行政サービスの提供*4
政策評価実施 予定時期	平成29年8月

	測定指標		測定指揮 1			施策の進捗状況(目標)		
炽 足 扫 1示		基準	基準年度	28年度				
1	帰化許可申請及び国籍取得届 の適正・厳格な処理	ı	_	帰化許可申請に対する帰化許可・不許可の処理 及び改正国籍法施行後の国籍取得届の審査を適正 ・厳格に行う。				

測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠

帰化許可申請に対する許可及び不許可の処分は、それにより申請者の国籍が変動し、個人の国籍という包括的な身分関係に重大な影響を及ぼすものであることから、その判断を適正かつ厳格にする必要がある。

また、国籍取得届に対する受理及び不受理の処分は、それにより申請者の国籍が変動し、個人の国籍という包括的な身分関係に重大な影響を及ぼすものであることから、その判断を適正かつ厳格にする必要がある。特に、虚偽の認知届出による不正な日本国籍の取得を防止するために厳格化を図った改正国籍法(平成21年1月1日施行)及び国籍法施行規則(昭和59年法務省令第39号)*5の趣旨にのっとり、届出の審査を慎重かつ適正に行うほか、警察等関係機関との相互協力を親密に行うなどして、適切な運用をすることが必要不可欠である。

そこで、下記参考指標の実績値を含め、帰化許可申請及び国籍取得届の処理状況を分析することにより、 達成度合いを評価することとした。

施策の進捗状況(実績)

27年度

帰化許可申請に対し、国籍法で規定する帰化条件を具備していない疑いがある場合には、調査を尽くした ほか、国籍取得届については、改正された国籍法及び国籍法施行規則の趣旨にのっとった適正な審査を継続 して行った。

なお、帰化許可者数及び帰化不許可者数の総数が帰化許可申請者数と一致しないのは、取り下げられた申請があるほか、申請された年において、許可・不許可の決定がされるとは限らないためである。

* * * * * * * * * * * * * * * * * * *	年ごとの実績値							
参考指標	23年	24年	25年	26年	27年			
帰化許可申請数(人)	11, 008	9, 940	10, 119	11, 337	12, 442			
帰化許可者数(人)	10, 359	10, 622	8, 646	9, 277	9, 469			
帰化不許可者数(人)	279	457	332	509	603			
改正国籍法施行(平成21年1月1日)後の国籍取得者数 (人)	1, 207	1, 137	1, 030	1, 131	1, 089			

測定指標		基準		施策の進捗状況(目標)		
		季年	基準年度	28年度		
2	市区町村からの受理又は不受 理の照会等への適正な対応	_	_	市区町村からの受理又は不受理の照会等に対し 適正に対応し、戸籍に不実の記載がされることを 防止するとともに、国民の親族的身分関係を正確		

測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠

法定受託事務である戸籍事務の法令適合性及び全国統一性が確保されるためには、法務局・地方法務局から市区町村長に対して適切な指導・助言をしていく必要がある。

また、戸籍事務を適正・円滑に処理するためには、法務局・地方法務局が主体となって市区町村で戸籍事務に従事している職員一人ひとりに戸籍法に関する必要な知識を習得させ、正しく理解させることが必要不可欠である。

そこで、下記参考指標の実績値を含め、市区町村からの受理又は不受理の照会等*6への対応状況を分析することにより、達成度合いを評価することとした。

施策の進捗状況(実績)

27年度

市区町村からの受理又は不受理の照会は2,021件であり、適切に対応した。

また、戸籍事務従事職員にその職務の遂行に必要な知識及び技能を習得させる目的で、市区町村に対する研修及び現地指導を行った。

<u> </u>	年度ごとの実績値					
参考指標	23年	24年	25年	26年	27年	
市区町村からの受理又は不受理の照会件数(件)	3, 011	2, 677	2, 449	2, 327	2, 021	
市区町村戸籍事務従事職員研修* ⁷ の延べ実施日数(日)	604	597	617	588	605	
市区町村戸籍事務従事職員研修の延べ受講者数(人)	9, 856	10, 119	10, 194	9, 959	9, 643	
現地指導実施回数*8(回)	1, 828	1, 819	1, 824	1, 840	1, 796	
現地指導実施率*9 (%)	97	96	96	97	95	

測定指標		基準値		年度ごとの目標値		
		本 年他	基準年度	28年度		
3	供託手続のオンライン利用率 の向上	17. 7	27年度	対27年度増		

測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠

供託申請者等の利便性の向上を図るために、供託規則(昭和34年法務省令第2号)の改正*10を行うとともに、登記・供託オンライン申請システムへの切替を行い、システム処理性能、信頼性及び拡張性が向上し、供託申請者のオンライン申請の使い勝手も向上したところである。

加えて、オンライン申請の場合は、書面申請と異なり、供託書のスキャナ読み取り作業もなく、供託書正本を作成する上で、読み取り誤りによる供託金額の誤りもないことから、業務処理の適正化を図ることができる。

これらのことを踏まえ、供託手続のオンライン申請の推進を図ることによって、より多くの供託申請者等に利便性を享受させることができ、業務処理の効率化を図ることができることから、測定指標として、供託手続におけるオンライン利用率*11の向上を設定し、平成28年度のオンライン利用率について、平成27年度実

績より向上させることを目標とした。

なお、オンライン利用率の算出に当たっては、大量供託事件 *12 の状況等によって、その申請率の変動が著しく大きいことから、これら大量供託事件を除外した上、この修正による平成27年度のオンライン申請率を基準値とすることとした。

海土の安建	年度ごとの実績値					
過去の実績	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
大量供託事件を除く供託手続におけるオンライン利用率 (%)	8. 9	12. 3	17. 9	17. 3	17. 7	
◆ ≠ + レ + 西	年度ごとの実績値					
参考指標	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
大量供託事件を除く供託手続におけるオンライン件数	61, 387	70, 560	96, 068	89, 805	91, 343	

達成手段					関連する
(開始年度)	25年度	26年度	27年度	当初 予算額	指標
①国籍・戸籍事務等の運営 (ー 年度)	870百万円 (851百万円)	966百万円 (942百万円)	1,071百万円 (1,050百万円)	1,065 百万円	1, 2
達	平成28年 レビュー				
国籍法及び戸籍法に基づく事務を通 関係の安定及び国民の権利保全を図る	00	47			

達成手段	7	28年度 当初	関連する		
(開始年度)	25年度	26年度	27年度	予算額	指標
②供託事務の運営 (明治24年度)	884百万円 (877百万円)	931百万円 (914百万円)	954百万円 (916百万円)	907 百万円	3
達成手段の概要等					行政事業 事業番号
供託事務は、供託申請が受理されることにより、債務の弁済、裁判上の保証、営業の保証など一定の法律上の目的を達成させようとするものであり、債務の消滅など債権					48

債務関係の基本を確定する効果をもたらす制度として、私人間の取引や各種事業者の経済活動あるいは裁判・執行手続や税の徴収手続、選挙手続等、国の基本政策にも密接に関係して幅広く活用され、その事件数や取扱金額も高い水準を維持しており、法秩序の維持・安定に寄与している。

]	28年度		
施策の予算額・執行額	25年度	26年度	27年度	当初予算額
他来ので昇領・採1]領	1,720百万円 (1,696百万円)	1,834百万円 (1,792百万円)	1,956百万円 (1,904百万円)	1, 922 百万円

*1 「国籍事務」

外国人が日本国籍を取得しようとする場合の帰化に関する事務,届出による日本国籍取得に関する事務, 日本国籍と外国国籍とを有する者の日本国籍離脱に関する事務,重国籍者の国籍選択に関する事務,国籍認 定に関する事務及び国籍に関する相談等の事務をいう。

*2 「法定受託事務」

法律又はこれに基づく政令により都道府県、市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであって、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの(地方自治法(昭和22年法律第67号)第2条第9項第1号。「第1号法定受託事務」という。)をいう。戸籍に関する事務については、戸籍法(昭和22年法律第224号)第1条第2項において第1号法定受託事務とする旨を定めている。

*3 「改正国籍法」

出生後に日本人の親に認知された子の届出による国籍取得(国籍法(昭和25年法律第147号)第3条の国籍取得届)について、改正前の国籍法では、日本人の父から認知されていることに加え、父母の婚姻が要件とされていたが、平成21年1月1日施行の改正国籍法では、父母の婚姻の要件が削除され、認知がされていることのみで国籍を取得することが可能となった。

*4 「世界最先端 I T国家創造宣言 (平成27年6月30日閣議決定)」

Ⅲ-4-(2) 利便性の高い電子行政サービスの提供

オンラインサービスの設計に当たっては、利便性向上と全体の効率化を図るため、サービスのバリューチェーン全体を通じて電子化することを目指すとともに、マーケティング手法等を活用しつつ、利用者中心のサービス設計を行い、スマートフォンやタブレット端末など適切なチャネルでサービスを提供する。

*5 「国籍法施行規則の一部を改正する省令」の主な内容

国籍法第3条第1項の定める国籍取得の届出を審査するに当たっては、虚偽の認知によって国籍が不正に取得されることを防止するために、実親子関係を認めるに足りる書類(認知に至った経緯等を記載した父母の申述書、子を懐胎した時期に係る父母の渡航履歴を証する書面等)を提出させる(国籍法施行規則第1条第5項)など、審査が厳格化された。

*6 「市区町村からの受理又は不受理の照会等」

市区町村において、戸籍事務の取扱に関して疑義が生じたときに、管轄法務局、地方法務局又はその支局の長に対して行う照会等をいう。

*7 「市区町村戸籍事務従事職員研修」

法務局・地方法務局が主体となって実施している市区町村の戸籍事務従事職員を対象とした戸籍に関する 研修

*8 「現地指導実施回数」

法務局・地方法務局の戸籍事務担当者が市区町村役場へ赴き、直接事務指導を行った回数をいう。

*9 「現地指導実施率」

現地指導を行った市区町村数を総市区町村数で除した値をいう。

- *10 「供託規則の改正」(平成23年12月7日公布,平成24年1月10日施行)の主な内容
 - ①供託申請における電子署名付与の不要化、②法人のする供託申請における資格証明書の提示等の省略、
 - ③供託書正本取得の選択化、④供託書正本に係る電磁的記録の保存規定を内容とする。
- *11 「供託手続におけるオンライン利用率」

オンライン件数 (オンライン申請と書面申請電子納付の合計) を供託事件総数で割った率 (大量供託事件 を除外)

*12 「大量供託事件」

ある特定人が特定の供託根拠法令に基づき大量に申請をする供託事件及びその事件に関してする払渡請求 事件をいう。

平成23年度において、著作権法に基づく大量供託が59,277件及び株式併合に伴う全国的な大量供託が80,07 3件、平成24年度において、株式併合に伴う全国的な大量供託が23,975件、平成25年度において、株式併合に 伴う全国的な大量供託が15,854件、平成26年度において、株式併合に伴う全国的な大量供託が12,794件、平成 27年度において、著作権法に基づく大量供託が43,169件あった。

平成27年度事後評価実施結果報告書

(法務省27-(9))

施策名	国籍・戸	国籍・戸籍・供託事務の適正円滑な処理						
	(政策体	(政策体系上の位置付け:Ⅲ-9-(2))						
施策の概要	我が国に	我が国における身分関係の安定及び国民の権利の保全を図るため、国籍・戸籍・供託に関						
	する法制	度を整備し,	これを適正・円滑	に運営する。				
\ +_\- \-\-\-\-		= 2b*1 ± 1÷ = 1	** 15 1 - 50 TM -1 7					
達成すべき目標)厳格に処理する。 お戸籍事務の法令		☆一性が確保され	.るように市区町		
			導・助言をする。					
			せを向上させると	ともに、供託所即	職員の業務処理 <i>の</i>)適正化を図るた		
			供託手続を推進す					
			7					
施策の予算額・ 執行額等		区分	25年度	26年度	27年度	28年度		
扒门镇守	予 算 の 状況	当初予算(a)	1, 791, 165	1, 834, 091	1, 955, 521	1, 921, 948		
	(千円)	補正予算(b)	△70, 772	0	0	_		
		繰越し等(c)	0	0	0			
		合計 (a+b+c)	1, 720, 393	1, 834, 091	1, 955, 521			
	執行	額(千円)	1, 696, 280	1, 791, 629	1, 904, 401			
施策に関係す	〇「世界	〇「世界最先端IT国家創造宣言」(平成25年6月14日閣議決定)						
る内閣の重要	□ - 3 - (1) 利便性の高い電子行政サービスの提供*3							
政策(施政方		THE CONTRACTOR OF 1 11 WAY A CONTRACTOR						
針演説等のう								
ち主なもの)								
5 = 0. 0								

測定指標	平成27年目標	達成
	帰化許可申請に対する帰化許可・不許可の処理及び改正国籍法施行後の国籍取得届の審査を 適正・厳格に行う。	達成

施策の進捗状況 (実績)

帰化許可申請に対し、国籍法で規定する帰化条件を具備していない疑いがある場合には、調査を尽くしたほか、国籍取得届については、改正された国籍法^{*4}及び国籍法施行規則^{*5}の趣旨にのっとった適正な審査を継続して行った。

なお、帰化許可者数及び帰化不許可者数の総数が帰化許可申請者数と一致しないのは、取り下げられた申請があるほか、申請された年において、許可・不許可の決定がされるとは限らないためである。

参考指標		実績値						
少 行相保	23年	24年	25年	26年	27年			

1 帰化許可申請者数(人)	11, 008	9, 940	10, 119	11, 337	12, 442
2 帰化許可者数 (人)	10, 359	10, 622	8, 646	9, 277	9, 469
3 帰化不許可者数 (人)	279	457	332	509	603
4 改正国籍法施行(平成21年1月1日)後 の国籍取得者数(人)	1, 207	1, 137	1, 030	1, 131	1, 089

測定指標	平成27年度目標	達成
2 市区町村からの受理又は不受理の照会等* ⁶ への適正な対応	市区町村からの受理又は不受理の照会等に対し適正に対応し、戸籍に不実の記載がされることを防止するとともに、国民の親族的身分関係を正確に公証する。	

施策の進捗状況(実績)

市区町村からの受理又は不受理の照会は2,021件であり、適切に対応した。

また、戸籍事務従事職員にその職務の遂行に必要な知識及び技能を習得させる目的で、市区町村に対する研修及び現地指導を行った。

	杂 夬 化 栖	実績値						
	参考指標	23年	24年	25年	26年	27年		
1	市区町村からの受理又は不受理の照会件 数(件)	3, 011	2, 677	2, 449	2, 327	2, 021		
2	市区町村戸籍事務従事職員研修* ⁷ の延べ 実施日数(日)	604	597	617	588	605		
3	市区町村戸籍事務従事職員研修の延べ受 講者数(人)	9, 856	10, 119	10, 194	9, 959	9, 643		
4	現地指導実施回数*®(回)	1, 828	1, 819	1, 824	1, 840	1, 796		
5	現地指導実施率*゚(%)	97	96	96	97	95		

測定指標		平成27年度目標値				達成
3 供託手続のオンライン利用率* ¹⁰ (%)の 向上	平成26年	平成26年度利用率以上				達成
何工 (大量供託事件* ¹¹ を除外)	基準値	基準値実績値				
	26年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度

	17. 3	8. 9	12. 3	17. 9	17.	3 17.7
参考指標			実績値			
1 供託手続におけるオンライン件数 (大量供託事件を除外)	23年度	24年度	25年度	26	6年度	27年度
(入里供託事件を味外)	61, 387	70, 560	96, 06	88	89, 805	91, 343

目標達成度合い の測定結果

(各行政機関共通区分) 目標達成

(判断根拠)

測定指標 1, 2, 3 は、各達成すべき目標に照らし、全て主要なものであると 考えている。

測定指標については、全て目標を達成することができたことから、本施策は「目標達成」と判断した。

施策の分析

(測定指標の目標達成度の補足)

【測定指標1】

帰化申請者に仮装婚姻や不法就労といった国籍法で規定する帰化条件を具備していない疑いがある場合には、調査を尽くした上で、許可・不許可の判断を行い、適正かつ厳格な処理を行った。

なお、平成27年において、帰化許可者数及び帰化不許可者数が増加しているのは、主として平成26年の帰化許可申請者数が増加していることに起因するものと考えられる。

国籍取得届の審査についても、虚偽の認知届出による不正な日本国籍の取得を防止するために厳格化を図った改正された国籍法及び国籍法施行規則の趣旨にのっとり、慎重に行ったほか、適正かつ厳格な事務処理に資するため、法務局・地方法務局戸籍・国籍課長会同及び国籍事務担当者打合せ会を開催し、国籍事務に係る問題点等を協議した。また、本省及び(地方)法務局における研修の実施や外国法令の情報共有等、事務処理に必要な知識の伝達により事務担当者の能力の向上を図った。さらに、警察等関係機関との相互協力を緊密に行いながら、適正かつ円滑に審査した。

以上から、目標を達成することができたといえる。

【測定指標2】

市町村からの受理又は不受理の照会に対する受否指示の件数(以下「受理照会件数」という。)は、平成27年度は、2,021件であり、前年度と比較すると306件減少した。このうち、渉外事件*12に係るものは、914件(前年度は1,060件)である。

平成27年度の法務局・地方法務局における受理照会件数は、前年度から減少しているものの、複雑・困難な渉外事件が占める割合は依然として大きなものとなっている。その原因としては、国際的な人的交流が活発化したことに伴い、複雑な渉外的身分関係等の要素を含んだ戸籍事件が増加していることが挙げられる。

市区町村の戸籍事務従事職員に対する研修については、平成27年度における延べ受講者数が9,643人と前年度より316人減少しているが、延べ実施日数が605日と前年度より17日増加しており、より多くの市区町村の戸籍事務従事職員に対し職務の遂行に必要な知識及び技能の習得の機会を設けたといえる。

また、市区町村に対する現地指導は、市区町村の戸籍事務処理に対する法務局・地方法務局の指示及び助言をより実効性のあるものとするため、法務局・地方法務局の戸籍事務担当者が市区町村役場

評価結果

へ赴き、適正な処理について直接指導を行うものであり、現地指導実施率は高いものとなっている。 以上から、目標は達成することができたといえる。

(達成手段の有効性,効率性等)

【測定指標1・2関係】

達成手段①「国籍・戸籍事務等の運営」において実施している国籍法に基づく事務については、近年、在日韓国・朝鮮人の世代交代に伴う帰化に対する意識の変化、中国・東南アジア諸国、中南米からの近時渡来者の増加、その他我が国の国際化に伴う外国人の増加等を背景として、複雑化、多様化している。そうした中で、仮装婚姻や不法就労といった国籍法で規定している帰化条件を具備していない疑いがある帰化申請者について、より慎重な調査を実施するとともに、国籍取得の届出をする者が虚偽の認知届により不正に日本国籍を取得しようとする者ではないかについて、より慎重に調査を実施し、国籍事務を適正かつ厳格に処理するためには、実際に帰化許可申請及び国籍取得届の調査等国籍事務の処理に当たる職員に、その職務の遂行に必要な知識を習得させ、能力の向上を図ることが欠かせない。以上のことから、会同、事務担当者打合せ会、研修の実施や情報共有等の取組は、国籍事務の適正・厳格な処理を図るために必要性かつ有効性が高いものと考える。

同達成手段において実施している戸籍法に基づく事務については、近年、国際的な人的交流が活発化したことに伴い、複雑な渉外的身分関係等の要素を含んだ戸籍事件が増加している。そうした中で、市区町村からの受理又は不受理の照会等に対し適正かつ迅速に対応し、戸籍に不実の記載がされることを防止するとともに、国民の親族的身分関係を早期かつ正確に公証するためには、実際に戸籍事件の事務処理に当たる市区町村の戸籍事務従事職員にその職務の遂行に必要な知識及び技能を習得させることが欠かせない。以上のことから、受理照会、研修、現地指導等の取組は、戸籍事務の円滑な処理並びに法令適合性及び全国統一性の確保を図るために必要性かつ有効性が高いものと考える。

【測定指標3関係】

達成手段②「供託事務の運営」において実施している①供託申請における電子署名付与の不要化、②法人のする供託申請における資格証明書の提示等の省略、③供託書正本取得の選択化、④供託書正本に係る電磁的記録の保存規定を内容とする供託規則の改正(平成23年12月7日公布、平成24年1月10日施行)及びオンラインによる供託手続の申請等を行うシステムの法務省オンライン申請システムから登記・供託オンライン申請システムへの切替えは、システム処理の性能を向上させるとともに、供託申請者等にとっての使い勝手の向上につながっている。また、供託書正本作成時のスキャナ読み取りが不要であるオンラインによる供託の推進により、スキャナ読み取り誤りを防ぐことができるなど、供託所職員の業務処理の適正化に資することにもつながっており、当該達成手段は、有効な手段であったと評価することができる。

(行政事業レビューの結果の活用状況)

本施策は、平成27年度行政事業レビューにおいて、「各経費について執行実績を踏まえた見直しを行い、経費の削減を図るべきである。」との指摘を受けたところ、各種システムの消耗品費、機器借料及び運用経費等について、執行実績を踏まえた見直しを行うことにより、約1,800万円節減した。

次期目標等への反映の方向性

【施策】

我が国における身分関係の安定及び国民の権利の保全を図るため、現在の目標を維持しながら、引き続き国籍・戸籍・供託に関する法制度を整備し、これを適正・円滑に運営する。

【測定指標1】

日本国籍は、我が国の構成員としての資格であるとともに、我が国において基本的人権の保障、公的資格の付与、公的給付等を受ける上で意味を持つ重要な法的地位である。国籍事務は、当該資格・法的地位という包括的な身分関係が変動するという重大な影響を及ぼす事務であることから、できる限り早期に当該資格・法的地位の安定を図る必要がある。また、平成21年1月1日の改正国籍法施行

|に伴う虚偽の認知届出による不正な日本国籍の取得を防止するため,関係機関との相互協力を緊密に して,適正かつ厳格に処理する必要がある。よって,今後も引き続き,帰化許可申請に対する帰化許 可・不許可の処理及び改正国籍法施行後の国籍取得届に対する受理・不受理の処理を適正・厳格に行 っていく。

【測定指標2】

戸籍は、国民の親族的身分関係を公証する基本的な制度であり、その事務を適正に処理することに より、国民の親族的身分関係を正確に公証する必要がある。特に、平成20年5月1日に施行された改 正戸籍法は、戸籍公開制度の厳格化、戸籍の記載の真実性の担保を趣旨とするものであり、また、昨 今の社会的課題への対応として、縁組意思を欠いた養子縁組届による虚偽の戸籍記載を未然に防止す るための対策も採られるなどしている。このように、戸籍制度を取り巻く環境が大きく変化している 現状を十分に認識し,引き続き法定受託事務である戸籍事務の法令適合性及び全国統一性が確保され るよう市区町村長に対して適切な指導・助言をしていく。

【測定指標3】

供託手続については、オンライン申請の推進を図ることによって、より多くの供託申請者等に利便性 を享受させることができるとともに, オンライン申請の場合は, 書面申請とは異なり, 供託書のスキャ ナ読み取り作業はなく、供託書正本を作成する上での供託金額の読み取り誤りがなくなり、業務処理の 適正化を図ることができることから、引き続き、オンラインによる供託手続を推進していく。

学識経験を有 1 実施時期 する者の知見 の活用

- 平成28年7月1日
- 2 実施方法
 - 会議

なし

3 意見及び反映内容の概要

政策評価を行 う過程におい て使用した資 料その他の情 報

備考

【行政事業レビュー点検結果の平成29年度予算概算要求への反映内容】

雑役務費について、諸外国の身分関係法制調査研究委託等の事業計画の見直しにより経 費の縮減を図った。

また、戸籍副本管理システム運用サポート経費について、執行実績を反映し、戸籍副本 管理システム機器等の借料について,再リースすることなどにより経費の縮減を図った。 さらに、供託金利子について、執行実績等を踏まえた見直しを行うことにより、経費の 節減を図った。

担当部局名

民事局民事第一課, 商事課

政策評価実施時期

平成28年8月

外国人が日本国籍を取得しようとする場合の帰化に関する事務,届出による日本国籍取得に関する事務,日本国籍と外国国籍とを有する者の日本国籍離脱に関する事務,重国籍者の国籍選択に関する事務,国籍認定に関する事務及び国籍に関する相談等の事務

*2 「法定受託事務」

法律又はこれに基づく政令により都道府県、市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであって、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの(地方自治法(昭和22年法律第67号)第2条第9項第1号。「第1号法定受託事務」という。)をいう。戸籍に関する事務については、戸籍法第1条第2項において第1号法定受託事務とする旨を定めている。

*3 「世界最先端 I T国家創造宣言(平成25年6月14日閣議決定)」

Ⅲ-3-(1) 利便性の高い電子行政サービスの提供

オンラインサービスの設計に当たっては、利便性向上と全体の効率化を図るため、サービスのバリューチェーン全体を通じて電子化することを目指すとともに、マーケティング手法等を活用しつつ、利用者中心のサービス設計を行い、適切なチャネルでサービスを提供する。

*4「改正された国籍法」

出生後に日本人の親に認知された子の届出による国籍取得(国籍法第3条の国籍取得届)について、改正前の国籍法では、日本人の父から認知されていることに加え、父母の婚姻が要件とされていたが、平成21年1月1日施行の改正国籍法では、父母の婚姻の要件が削除され、認知がされていることのみで国籍を取得することが可能となった。

*5「改正された国籍法施行規則」の主な内容

国籍法第3条第1項の定める国籍取得の届出を審査するに当たっては、虚偽の認知によって国籍が不正に取得されることを防止するために、実親子関係を認めるに足りる書類(認知に至った経緯等を記載した父母の申述書、子を懐胎した時期に係る父母の渡航履歴を証する書面等)を提出させる(国籍法施行規則第1条第5項)など、審査が厳格化された。

*6 「市区町村からの受理又は不受理の照会等」

市区町村において、戸籍事務の取扱いに関して疑義が生じたときに、管轄法務局、地方法務局又はその支局の長に対して行う照会等をいう。

*7 「市区町村戸籍事務従事職員研修」

法務局・地方法務局が主体となって実施している市町村の戸籍従事職員を対象とした戸籍に関する研修 *8 「現地指導実施回数」

法務局・地方法務局の戸籍事務担当者が市区町村役場へ赴き、直接事務指導を行った回数をいう。

*9 「現地指導実施率」

現地指導を行った市区町村数を総市区町村数で除した値をいう。

*10 「供託手続のオンライン利用率」

オンライン件数 (オンライン申請と書面申請電子納付の合計) を供託事件総数で割った率 (大量供託事件を除外)

*11 「大量供託事件」

ある特定人が特定の供託根拠法令に基づき大量に申請をする供託事件及びその事件に関してする払渡請求事件をいう。

平成23年度において、著作権法に基づく大量供託が59,277件及び株式併合に伴う全国的な大量供託が80,073件,平成24年度において,株式併合に伴う全国的な大量供託が23,975件,平成25年度において,株式併合に伴う全国的な大量供託が15,854件,平成26年度においては、株式併合に伴う全国的な大量供託が12,794件,平成27年度において、著作権法に基づく大量供託が43,169件あった。

*12 「渉外事件」

事件本人の全部若しくは一部が外国人であるもの又は親族的身分行為の行為地等が外国である事件をいう。

平成27年度政策評価書要旨

(法務省27-(9))

施策名	国籍・戸	「籍・供託事務の	の適正円滑な処理	!							
	(政策体	政策体系上の位置付け:Ⅲ-9-(2)) (評価書163頁)									
施策の概要	我が国に	が国における身分関係の安定及び国民の権利の保全を図るため、国籍・戸籍・供託に関									
	する法制	度を整備し,	これを適正・円滑	に運営する。							
達成すべき目標	・国籍事	耳務* [↑] を適正かつ	厳格に処理する。)							
	・法定受	₹託事務*²である	5戸籍事務の法令	適合性及び全国総	充一性が確保され	るように市区町					
	村長に対	けして適切な指導	尊・助言をする。								
	・供託申	請者等の利便	性を向上させると	ともに, 供託所取	職員の業務処理の	適正化を図るた					
	め、オン	/ラインによる(供託手続を推進す	`る。							
施策の予算額・ 執行額等		区分	25年度	26年度	27年度	28年度					
扒1] 似守	予 算 の 状況	当初予算(a)	1, 791, 165	1, 834, 091	1, 955, 521	1, 921, 948					
	(千円)	補正予算(b)	△70, 772	0	0	_					
		繰越し等(c)	0	0	0						
		合計 (a+b+c)	1, 720, 393	1, 834, 091	1, 955, 521						
	執行	額(千円)	1, 696, 280	1, 791, 629	1, 904, 401						
施策に関係す	〇「世界										
る内閣の重要		□ - 3 - (1) 利便性の高い電子行政サービスの提供*3									
政策(施政方											
針演説等のう											
ち主なもの)											
(ち王なもの)											

測定指標	平成27年目標	達成
	帰化許可申請に対する帰化許可・不許可の処理及び改正国籍法施行後の国籍取得届の審査を適正・厳格に行う。	達成

施策の進捗状況 (実績)

帰化許可申請に対し、国籍法で規定する帰化条件を具備していない疑いがある場合には、調査を尽くしたほか、国籍取得届については、改正された国籍法^{*4}及び国籍法施行規則^{*5}の趣旨にのっとった適正な審査を継続して行った。

なお、帰化許可者数及び帰化不許可者数の総数が帰化許可申請者数と一致しないのは、取り下げられた申請があるほか、申請された年において、許可・不許可の決定がされるとは限らないためである。

参考指標			実績値		
少 行相保	23年	24年	25年	26年	27年

1 帰化許可申請者数(人)	11, 008	9, 940	10, 119	11, 337	12, 442
2 帰化許可者数 (人)	10, 359	10, 622	8, 646	9, 277	9, 469
3 帰化不許可者数 (人)	279	457	332	509	603
4 改正国籍法施行(平成21年1月1日)後 の国籍取得者数(人)	1, 207	1, 137	1, 030	1, 131	1, 089

測定指標	平成27年度目標	達成
2 市区町村からの受理又は不受理の照会等* ⁶ への適正な対応	市区町村からの受理又は不受理の照会等に対し適正に対応し、戸籍に不実の記載がされることを防止するとともに、国民の親族的身分関係を正確に公証する。	

施策の進捗状況(実績)

市区町村からの受理又は不受理の照会は2,021件であり、適切に対応した。

また、戸籍事務従事職員にその職務の遂行に必要な知識及び技能を習得させる目的で、市区町村に対する研修及び現地指導を行った。

	杂 夬 化 栖	実績値						
	参考指標	23年	24年	25年	26年	27年		
1	市区町村からの受理又は不受理の照会件 数(件)	3, 011	2, 677	2, 449	2, 327	2, 021		
2	市区町村戸籍事務従事職員研修* ⁷ の延べ 実施日数(日)	604	597	617	588	605		
3	市区町村戸籍事務従事職員研修の延べ受 講者数(人)	9, 856	10, 119	10, 194	9, 959	9, 643		
4	現地指導実施回数*®(回)	1, 828	1, 819	1, 824	1, 840	1, 796		
5	現地指導実施率*゚(%)	97	96	96	97	95		

測定指標		平成27年度目標値				達成
3 供託手続のオンライン利用率* ¹⁰ (%)の 向上	平成26年	平成26年度利用率以上				達成
何工 (大量供託事件* ¹¹ を除外)	基準値	基準値実績値				
	26年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度

	17. 3	8. 9	12. 3	17. 9	17.	3 17.7
参考指標			実績値			
1 供託手続におけるオンライン件数 (大量供託事件を除外)	23年度	24年度	25年度	26	6年度	27年度
(入里供託事件を味外)	61, 387	70, 560	96, 06	88	89, 805	91, 343

目標達成度合い の測定結果

(各行政機関共通区分) 目標達成

(判断根拠)

測定指標 1, 2, 3 は、各達成すべき目標に照らし、全て主要なものであると 考えている。

測定指標については、全て目標を達成することができたことから、本施策は「目標達成」と判断した。

施策の分析

(測定指標の目標達成度の補足)

【測定指標1】

帰化申請者に仮装婚姻や不法就労といった国籍法で規定する帰化条件を具備していない疑いがある場合には、調査を尽くした上で、許可・不許可の判断を行い、適正かつ厳格な処理を行った。

なお、平成27年において、帰化許可者数及び帰化不許可者数が増加しているのは、主として平成26年の帰化許可申請者数が増加していることに起因するものと考えられる。

国籍取得届の審査についても、虚偽の認知届出による不正な日本国籍の取得を防止するために厳格化を図った改正された国籍法及び国籍法施行規則の趣旨にのっとり、慎重に行ったほか、適正かつ厳格な事務処理に資するため、法務局・地方法務局戸籍・国籍課長会同及び国籍事務担当者打合せ会を開催し、国籍事務に係る問題点等を協議した。また、本省及び(地方)法務局における研修の実施や外国法令の情報共有等、事務処理に必要な知識の伝達により事務担当者の能力の向上を図った。さらに、警察等関係機関との相互協力を緊密に行いながら、適正かつ円滑に審査した。

以上から、目標を達成することができたといえる。

【測定指標2】

市町村からの受理又は不受理の照会に対する受否指示の件数(以下「受理照会件数」という。)は、平成27年度は、2,021件であり、前年度と比較すると306件減少した。このうち、渉外事件*12に係るものは、914件(前年度は1,060件)である。

平成27年度の法務局・地方法務局における受理照会件数は、前年度から減少しているものの、複雑・困難な渉外事件が占める割合は依然として大きなものとなっている。その原因としては、国際的な人的交流が活発化したことに伴い、複雑な渉外的身分関係等の要素を含んだ戸籍事件が増加していることが挙げられる。

市区町村の戸籍事務従事職員に対する研修については、平成27年度における延べ受講者数が9,643人と前年度より316人減少しているが、延べ実施日数が605日と前年度より17日増加しており、より多くの市区町村の戸籍事務従事職員に対し職務の遂行に必要な知識及び技能の習得の機会を設けたといえる。

また、市区町村に対する現地指導は、市区町村の戸籍事務処理に対する法務局・地方法務局の指示及び助言をより実効性のあるものとするため、法務局・地方法務局の戸籍事務担当者が市区町村役場

評価結果

へ赴き、適正な処理について直接指導を行うものであり、現地指導実施率は高いものとなっている。 以上から、目標は達成することができたといえる。

(達成手段の有効性,効率性等)

【測定指標1・2関係】

達成手段①「国籍・戸籍事務等の運営」において実施している国籍法に基づく事務については、近年、在日韓国・朝鮮人の世代交代に伴う帰化に対する意識の変化、中国・東南アジア諸国、中南米からの近時渡来者の増加、その他我が国の国際化に伴う外国人の増加等を背景として、複雑化、多様化している。そうした中で、仮装婚姻や不法就労といった国籍法で規定している帰化条件を具備していない疑いがある帰化申請者について、より慎重な調査を実施するとともに、国籍取得の届出をする者が虚偽の認知届により不正に日本国籍を取得しようとする者ではないかについて、より慎重に調査を実施し、国籍事務を適正かつ厳格に処理するためには、実際に帰化許可申請及び国籍取得届の調査等国籍事務の処理に当たる職員に、その職務の遂行に必要な知識を習得させ、能力の向上を図ることが欠かせない。以上のことから、会同、事務担当者打合せ会、研修の実施や情報共有等の取組は、国籍事務の適正・厳格な処理を図るために必要性かつ有効性が高いものと考える。

同達成手段において実施している戸籍法に基づく事務については、近年、国際的な人的交流が活発化したことに伴い、複雑な渉外的身分関係等の要素を含んだ戸籍事件が増加している。そうした中で、市区町村からの受理又は不受理の照会等に対し適正かつ迅速に対応し、戸籍に不実の記載がされることを防止するとともに、国民の親族的身分関係を早期かつ正確に公証するためには、実際に戸籍事件の事務処理に当たる市区町村の戸籍事務従事職員にその職務の遂行に必要な知識及び技能を習得させることが欠かせない。以上のことから、受理照会、研修、現地指導等の取組は、戸籍事務の円滑な処理並びに法令適合性及び全国統一性の確保を図るために必要性かつ有効性が高いものと考える。

【測定指標3関係】

達成手段②「供託事務の運営」において実施している①供託申請における電子署名付与の不要化、②法人のする供託申請における資格証明書の提示等の省略、③供託書正本取得の選択化、④供託書正本に係る電磁的記録の保存規定を内容とする供託規則の改正(平成23年12月7日公布、平成24年1月10日施行)及びオンラインによる供託手続の申請等を行うシステムの法務省オンライン申請システムから登記・供託オンライン申請システムへの切替えは、システム処理の性能を向上させるとともに、供託申請者等にとっての使い勝手の向上につながっている。また、供託書正本作成時のスキャナ読み取りが不要であるオンラインによる供託の推進により、スキャナ読み取り誤りを防ぐことができるなど、供託所職員の業務処理の適正化に資することにもつながっており、当該達成手段は、有効な手段であったと評価することができる。

(行政事業レビューの結果の活用状況)

本施策は、平成27年度行政事業レビューにおいて、「各経費について執行実績を踏まえた見直しを行い、経費の削減を図るべきである。」との指摘を受けたところ、各種システムの消耗品費、機器借料及び運用経費等について、執行実績を踏まえた見直しを行うことにより、約1,800万円節減した。

次期目標等への反映の方向性

【施策】

我が国における身分関係の安定及び国民の権利の保全を図るため、現在の目標を維持しながら、引き続き国籍・戸籍・供託に関する法制度を整備し、これを適正・円滑に運営する。

【測定指標1】

日本国籍は、我が国の構成員としての資格であるとともに、我が国において基本的人権の保障、公的資格の付与、公的給付等を受ける上で意味を持つ重要な法的地位である。国籍事務は、当該資格・法的地位という包括的な身分関係が変動するという重大な影響を及ぼす事務であることから、できる限り早期に当該資格・法的地位の安定を図る必要がある。また、平成21年1月1日の改正国籍法施行

|に伴う虚偽の認知届出による不正な日本国籍の取得を防止するため,関係機関との相互協力を緊密に して,適正かつ厳格に処理する必要がある。よって,今後も引き続き,帰化許可申請に対する帰化許 可・不許可の処理及び改正国籍法施行後の国籍取得届に対する受理・不受理の処理を適正・厳格に行 っていく。

【測定指標2】

戸籍は、国民の親族的身分関係を公証する基本的な制度であり、その事務を適正に処理することに より、国民の親族的身分関係を正確に公証する必要がある。特に、平成20年5月1日に施行された改 正戸籍法は、戸籍公開制度の厳格化、戸籍の記載の真実性の担保を趣旨とするものであり、また、昨 今の社会的課題への対応として、縁組意思を欠いた養子縁組届による虚偽の戸籍記載を未然に防止す るための対策も採られるなどしている。このように、戸籍制度を取り巻く環境が大きく変化している 現状を十分に認識し,引き続き法定受託事務である戸籍事務の法令適合性及び全国統一性が確保され るよう市区町村長に対して適切な指導・助言をしていく。

【測定指標3】

供託手続については、オンライン申請の推進を図ることによって、より多くの供託申請者等に利便性 を享受させることができるとともに, オンライン申請の場合は, 書面申請とは異なり, 供託書のスキャ ナ読み取り作業はなく、供託書正本を作成する上での供託金額の読み取り誤りがなくなり、業務処理の 適正化を図ることができることから、引き続き、オンラインによる供託手続を推進していく。

学識経験を有 1 実施時期 する者の知見 の活用

- 平成28年7月1日
- 2 実施方法
 - 会議

なし

3 意見及び反映内容の概要

政策評価を行 う過程におい て使用した資 料その他の情 報

備考

【行政事業レビュー点検結果の平成29年度予算概算要求への反映内容】

雑役務費について、諸外国の身分関係法制調査研究委託等の事業計画の見直しにより経 費の縮減を図った。

また、戸籍副本管理システム運用サポート経費について、執行実績を反映し、戸籍副本 管理システム機器等の借料について,再リースすることなどにより経費の縮減を図った。 さらに、供託金利子について、執行実績等を踏まえた見直しを行うことにより、経費の 節減を図った。

担当部局名

民事局民事第一課, 商事課

政策評価実施時期

平成28年8月

外国人が日本国籍を取得しようとする場合の帰化に関する事務,届出による日本国籍取得に関する事務,日本国籍と外国国籍とを有する者の日本国籍離脱に関する事務,重国籍者の国籍選択に関する事務,国籍認定に関する事務及び国籍に関する相談等の事務

*2 「法定受託事務」

法律又はこれに基づく政令により都道府県、市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであって、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの(地方自治法(昭和22年法律第67号)第2条第9項第1号。「第1号法定受託事務」という。)をいう。戸籍に関する事務については、戸籍法第1条第2項において第1号法定受託事務とする旨を定めている。

*3 「世界最先端 I T国家創造宣言(平成25年6月14日閣議決定)」

Ⅲ-3-(1) 利便性の高い電子行政サービスの提供

オンラインサービスの設計に当たっては、利便性向上と全体の効率化を図るため、サービスのバリューチェーン全体を通じて電子化することを目指すとともに、マーケティング手法等を活用しつつ、利用者中心のサービス設計を行い、適切なチャネルでサービスを提供する。

*4「改正された国籍法」

出生後に日本人の親に認知された子の届出による国籍取得(国籍法第3条の国籍取得届)について、改正前の国籍法では、日本人の父から認知されていることに加え、父母の婚姻が要件とされていたが、平成21年1月1日施行の改正国籍法では、父母の婚姻の要件が削除され、認知がされていることのみで国籍を取得することが可能となった。

*5「改正された国籍法施行規則」の主な内容

国籍法第3条第1項の定める国籍取得の届出を審査するに当たっては、虚偽の認知によって国籍が不正に取得されることを防止するために、実親子関係を認めるに足りる書類(認知に至った経緯等を記載した父母の申述書、子を懐胎した時期に係る父母の渡航履歴を証する書面等)を提出させる(国籍法施行規則第1条第5項)など、審査が厳格化された。

*6 「市区町村からの受理又は不受理の照会等」

市区町村において、戸籍事務の取扱いに関して疑義が生じたときに、管轄法務局、地方法務局又はその支局の長に対して行う照会等をいう。

*7 「市区町村戸籍事務従事職員研修」

法務局・地方法務局が主体となって実施している市町村の戸籍従事職員を対象とした戸籍に関する研修 *8 「現地指導実施回数」

法務局・地方法務局の戸籍事務担当者が市区町村役場へ赴き、直接事務指導を行った回数をいう。

*9 「現地指導実施率」

現地指導を行った市区町村数を総市区町村数で除した値をいう。

*10 「供託手続のオンライン利用率」

オンライン件数 (オンライン申請と書面申請電子納付の合計) を供託事件総数で割った率 (大量供託事件を除外)

*11 「大量供託事件」

ある特定人が特定の供託根拠法令に基づき大量に申請をする供託事件及びその事件に関してする払渡請求事件をいう。

平成23年度において、著作権法に基づく大量供託が59,277件及び株式併合に伴う全国的な大量供託が80,073件,平成24年度において,株式併合に伴う全国的な大量供託が23,975件,平成25年度において,株式併合に伴う全国的な大量供託が15,854件,平成26年度においては、株式併合に伴う全国的な大量供託が12,794件,平成27年度において、著作権法に基づく大量供託が43,169件あった。

*12 「渉外事件」

事件本人の全部若しくは一部が外国人であるもの又は親族的身分行為の行為地等が外国である事件をいう。

政策評価調書(個別票1)

【政策ごとの予算額等】

	政策名		債材	産管理回収業の審査監督			
評価方式		実績	政策目標の達成度合い	相当程度進展	あり	番号	17
		25年度	26年度	27年度	28年度	2	9年度概算要求額
	当初予算(千円)	9, 348	9, 665	9, 587		9, 725	9, 63
予算の	補正予算(千円)						
の状況	繰越し等(千円)						
	計 (千円)	9, 348	9, 665	9, 587			
	執 行 額 (千円)	8, 628	7, 936	7, 472			
	以来計画和未の似身安水	効率的な検査態勢をとることに	を行うことは、債権回収会社の業務 留意し、さらに、債権回収会社の指 引き続き本施策を実施していく。	逐営の状況を的確に把握する 諸 適事項に対する改善状況につ	ことができる有効がいても、適切な指導	な手段であるこ 尊監督を行う こ	とから, 今後も, より とで, 成果目標の達成

政策評価調書(個別票2)

政策名				債権管理	回収業の審査監督			(千円)			
					予 算 科 目		-		予算 28年度 当初予算額		政策評価結果の反映に よる見直し額(削減 額)合計
	整理	番号	会計	組織/勘定	項		事項			29年度 概算要求額	る見直し額 (削減 額) 合計
	•	1	一般	法務本省	債権管理回収業審査監督費	債権管理回収	業の審査監督に	必要な経費	9, 725	9, 638	
対 が な な な る も の											
					小計	9, 725 の内数	9,638 の内数				
	•	1									
**	•	2									
対応表に おいて◆ となるもの	•	3									
いるもの	•	4									
	,				小計	-			の内数	の内数	
	0	1							†	< >	
	0	2							< >	< >	
対応表に おいてって となるもの	0	3							< >	< >	
いるもの	0	4							< >	< >	
		小計								の内数	
	\$	1							< >	< >	
	♦	2							< >	< >	
対応表に おいて◇	♦	3							< >	< >	
となっているもの	\$	4							< >	< >	
				'	小計	1			の内数	の内数	
	I				合計				9, 725		
					ни				の内数	の内数	

平成28年度事後評価の実施に関する計画(政策評価の事前分析表)

(法務省28-(15))

施策名	債権管理回収業の審査監督
担当部局名	大臣官房司法法制部審査監督課
施策の概要	暴力団等反社会的勢力が参入することなどを防止し、適正な債権管理回収業務を実施させるため、債権管理回収業の許可について厳格な審査を行うとともに、債権回収会社の業務の適正な運営を確保するため、債権回収会社に対して立入検査を中心とした監督を行う。
政策体系上 の位置付け	国民の財産や身分関係の保護 (Ⅲ-9-(3))
達成すべき 目標	債権回収会社が違法又は不当な債権管理回収行為によって、債務者等に被害を与えることがないよう、法令遵守態勢、業務運営態勢及び内部統制態勢の整備について、適時適切な 監督を行い、上記態勢の不備が認められる場合は、その是正を図る。
目標設定の考え方・根拠	債権管理回収業に関する特別措置法(平成10年法律第126号。以下「サービサー法」という。)*「第22条は、債権回収会社の業務の適正な運営を確保するため、債権回収会社への立入検査を実施することができる旨を規定している。 債権回収会社への立入検査を実施することは、業務運営の状況を確認するために不可欠な手段といえるので、適時適切に立入検査を実施する必要がある。 立入検査において問題点が認められた場合には、当該債権回収会社に対し、問題点の指摘を行い、当該問題点(指摘事項)について自主的かつ有効な改善措置を求めた上で、次回の立入検査において指摘事項の改善の有無を検査することにより、業務の適正な運営の確保を図る必要がある。
施策に関係する 内閣の重要政策 (施政方針演説 等のうち主なも の)	債権管理回収業に関する特別措置法(平成10年法律第126号)
政策評価実施 予定時期	平成29年8月

測定指標	基準値		年度ごとの目標値				
炽处徂徕	本学胆	基準年度	26年度	27年度	28年度		
1 債権回収会社に対する立入検 査事業所数	_	_	23年度~25年度 の平均値	24年度~26年度 の平均値	25年度~27年度 の平均値		

測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠

債権回収会社の業務運営の状況を的確に把握するためには、債権回収会社に対する立入検査を実施する必要がある。特に、当該会社の本店の立入検査において問題があった場合には、当該会社の支店等においても同様の問題点があることが予想され、当該会社の支店等を含めた業務運営状況全般を把握する必要があることから、複数の支店等に対して立入検査を実施することがある。

そこで、測定指標としては、立入検査を実施した債権回収会社数よりも、実際に立入検査を実施した事業

所数の方が、効果的な立入検査を実施していることを示す指標として適当であると考えられることから、これを選定した。

債権回収会社の業務運営の状況を的確に把握するためには、より積極的に立入検査を実施すべきと考えられることを踏まえながら、1年間に可能な立入検査実施の日程数、立入検査を担当する債権回収検査官の人員、予算等を考慮し、年度ごとの目標値を過去3年分の平均値とする。

もっとも,立入検査は数多くの債権回収会社に対して実施する必要性もあることから,債権回収会社に対する立入検査の実施率(実施会社数÷営業会社数×100)を参考指標とした。

海土の中体	年度ごとの実績値									
過去の実績	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度			
債権回収会社に対する立入検査事 業所数 (箇所)	47	50	51	52	63	49	55			
杂	年度ごとの実績値									
参考指標	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度			
債権回収会社に対する立入検査実 施率(%)	41.6	43. 3	41. 3	41. 7	40. 9	43. 2	45. 3			

	測定指標			年度ごとの目標値				
			基準年度	26年度	27年度	28年度		
2	債権回収会社に対する立入検 査における対象指摘事項 ² の改 善状況(%)	ı	1	対25年度増	対26年度増	対27年度増		

測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠

監督官庁である法務省が、債権回収会社に対し、必要に応じてサービサー法に規定する業務改善命令等の 行政処分を発出し、その業務の適正化を強力に推進することが必要であるが、他方、債権回収会社が自主的 に適正な業務の確保に向けた取組を行うことを促進することも、監督行政として重要である。

そこで、適正な業務の確保に向けた債権回収会社による自主的な取組を促進することを目的として、前回立入検査における指摘事項につき、債権回収会社が自主的に有効な改善措置を講じた率(自主的改善率=対象改善事項数÷前回立入検査対象指摘事項数×100)を指標とした。

自主改善率の更なる向上は、債権管理回収業における業務の適正な運営の確保を図ることにつながるものであると考えることから、対前年度増とすることを目標とする。

また、債権回収会社に対する適正な監督の実施を評価する観点から、立入検査における指摘事項数及び債権回収会社に対する行政処分件数を参考指標とした。

海土の中値	年度ごとの実績値									
過去の実績	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度			
債権回収会社に対する立入検査に おける対象指摘事項の改善状況 (%)	73. 9	78. 1	90. 5	87. 0	73. 3	90. 9	95. 0			

全	年度ごとの実績値									
参考指標	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度			
債権回収会社に対する立入検査に おける全指摘事項の改善状況(%)	54. 8	67. 0	83. 2	78. 3	71. 9	90. 6	94. 4			
債権回収会社に対する立入検査に おける指摘事項数(件)	136	79	46	58	38	28	28			
債権回収会社に対する行政処分件 数(件)	6	2	0	1	0	1	0			

達成手段	予	予算額計(執行額)							
(開始年度)	25年度	26年度	27年度	当初 予算額	する 指標				
①債権管理回収業の審査監督 (平成11年度)	9百万円 (9百万円)	10百万円 (8百万円)	10百万円 (7百万円)	10 百万円	1, 2				
達	達成手段の概要等								
暴力団等の反社会的勢力の参入の る審査事務を行っている。また,債権		0049							

全ての債権回収会社に対して定期的な立入検査を実施するなどし、法令遵守態勢、業務運営態勢及び内部統制態勢の整備についての指導を行い、自主的な業務改善が見込めない場合には業務改善命令を発するなどの 監督事務を行っている。

債権回収会社に対する立入検査に関しては、支店等を含め、可能な限り数多くの事業所への立入りを行う ことにより、効果的な立入検査の遂行に努めている。

また、立入検査指摘事項に対し、当該会社が策定した改善措置について、その有効性などを詳細に精査し、十分でないと認められる場合は更に指導を行うことで、業務の適正な運営の確保に向けた取組を促進させている。

	予	28年度		
施策の予算額・執行額	25年度	25年度 26年度 27年度		当初予算額
他來ので昇級・採打級	9百万円 (9百万円)	10百万円 (8百万円)	10百万円 (7百万円)	10 百万円

第1条 この法律は、特定金銭債権の処理が喫緊の課題となっている状況にかんがみ、許可制度を実施することにより弁護士法(昭和24年法律第205号)の特例として債権回収会社が業として特定金銭債権の管理及び回収を行うことができるようにするとともに、債権回収会社について必要な規制を行うことによりその業務の適正な運営の確保を図り、もって国民経済の健全な発展に資することを目的とする。

^{*1 「}債権管理回収業に関する特別措置法 (平成10年法律第126号)」 (目的)

*2 「対象指摘事項」

債権回収会社に対する立入検査における指摘事項は、①業務規制に関する指摘事項(サービサー法第17条から19条関係)、②特定金銭債権の審査に関する指摘事項(同法第2条関係)、③債権回収会社の業務範囲に関する指摘事項(同法第12条関係)、④法定帳簿に関する指摘事項(同法第20条関係)、⑤受取証書等に関する指摘事項(同法第15及び16条関係)、⑥他法令の遵守に関する指摘事項の6種類に類型化することができる。上記6類型のうち、①から③までは、当該指摘事項が改善されないことにより、債務者等に対して被害を与えるおそれや、およそ債権回収会社として適正な業務運営を確保し得ないおそれが高い事項であることから、これらを対象指摘事項とした。

政策評価調書(個別票1)

【政策ごとの予算額等】

	政策名		人権尊重思想の普及高	場並びに人権侵害による被 [:]	害の救済及び予防		
	評価方式	総合(実績·事業	政策目標の達成度合い	目標i	達成	番号	18
		25年度	26年度	27年度	28年度	29	 年度概算要求額
	当初予算(千円)	3, 195, 780	3, 295, 909	3, 293, 684	293, 684 3, 260, 812		3, 716, 75
予算	補正予算(千円)	0	0	0		0	
の状況	繰越し等(千円)	0	0	0			
	計(千円)	3, 195, 780	3, 295, 909	3, 293, 684			
	執 行 額 (千円)	3, 178, 706	3, 246, 051				
	政策評価結果の概算要求 への反映状況	れる事案は後を絶たない。また、なっている。このような現状によっている。このような現状になっまりであれる。 こうした社会の実現のために、権に関する理解・関心の度合いはまた、このような社会の実現で、気軽に相談できる機会を広楽備を通じて、迅速的確な調査を以上のことから、引き続き上記	計者、障害のある人への虐待、配信 最近では、インターネット権を繋 おいて、全ての人が互いの勇重の更を 国民の一人の人権啓発活動の実施 に応じた不断の人権侵害事家が発生 のためには、人権侵害に関わる問題 く提供し、人権侵害に関わる問題 を行うとともに、適切な救済措置で 記各取組を推進していくを相談ダイ	目した人権侵害や、「ヘイ 享重しながら共に生きる社会 念を正しく理解することが もが必要である。 とした場合に被害の救済及び を幅広く把握し、これに適 を講ずる必要がある。 これに必要な経費を計上	トスピーチ」事案など外国。 会の実現がより一層求められ 重要であり、こうした理解 が予防を図ることが重要でも 切に対応するほか、人権侵害 する一方、執行実績や活動!	人の人権問題 いている。 を深めるため あり、人権村 害事案につい 実績を踏ま	題が大きな社会問題 め、国民一人一人の。 目談体制の整備を通いて、調査救済体制。 えた見直しや、単位

政策評価調書(個別票2)

政策名		人権尊重	重思想の普及高揚並びに	こ人権侵害による被害の救済	斉及び予防	番号	18				(千円)
				予 算 科	目	-				章額	政策評価結果の反映に
	整理番号	会計	組織/勘定	項		事	項		28年度 当初予算額	29年度 概算要求額	政策評価結果の反映に よる見直し額(削減 額)合計
	• 1	一般	法務本省	人権擁護推進費	人権擁護の推	進に必要な経費			1, 445, 680	1, 577, 330	△ 43, 393
対応表に おいて● となって	• 2	一般	法務局	人権擁護活動費	人権擁護活動に必要な経費				1, 815, 132	2, 139, 427	△ 58,419
いるもの				小計					3, 260, 812 の内数	3,716,757 の内数	△ 101.812
対応表に を表いて かななもの											
		T		小計					の内数	の内数	
								<		>	
対応表に おいて〇 となって								<		< >	
いるもの								<	>	< >	
		_		小計					の内数	の内数	
								<	>	< >	
対応表に								<	>	< >	
おいて◇ となって								<	>	< >	
いるもの								<	>	< >	
				小計					の内数	の内数	
				合計					3, 260, 812 の内数		△ 101,812

政策評価調書(個別票3)

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名		人権尊重思想	見の普及高揚並び	に人権侵害によん	る被害の救済及び予防		番号	18	(千円)	
			予算額				•			
事務事業名	整理番号	28年度 当初 予算額	29年度 概算要求額	増△減額	政策評価結果の反映に よる見直し額(削減額)	政策評価結果の概算要求への反映内容				
人権侵害による被害者救済活 動の実施	• 2	210, 849	175, 574	△ 35, 275	△ 36,543	単位当たりコス ル関係経費につき	スト上昇及び不用 き、実施手法を見直	額発生の原因とな 重して経費の削減を	った外国語人権相談ダイヤ ·図った。	
人権擁護委員活動の実施	• 2	1, 291, 655	1, 601, 802	310, 147	△ 18, 459	人権擁護委員 執行実績を踏ま <i>え</i>	組織体端末整備経 た見直し等を行い	費(ネットワーク ヽ,経費の削減を図	用パソコン借料)にかかる った。	
全国的視点に立った人権啓発 活動の実施	• 2	312, 628	362, 051	49, 423	△ 3, 417	人権啓発活動の動になるよう事態 動になるよう事態 診断実施経費に 減を行い、経費の	D実施に当たって 業の見直しを行い。 ついては、実施内! D削減を図った。	は,効果検証結果 ,経費の削減を図 容の見直しを行う	を踏まえ、より効果的な活った。また、人権意識自己ことにより、実施規模の縮	
人権関係情報提供活動等の委 託等	• 1	253, 923	297, 924	44, 001	△ 7, 274	社会情勢等を路かかる対象テーマ	沓まえ,震災関係 ア・対象人数の見値	シンポジウムの実 重しを行い, 経費の	施回数及び人権状況調査に 削減を図った。	
地域人権問題に対する人権擁 護活動の委託	• 1	1, 191, 757	1, 279, 406	87, 649	△ 36, 119	地方公共団体/ するとともに、 お、外国人の人材 こととした。	こ対し,人権啓発: 事業の見直し結果 権状況実態調査経	活動の効果検証の を次年度計画に反 費については、そ	実施方法につき改めて指導 映させるよう指示した。な の必要性に鑑み、廃止する	
	<u> </u>									
合計		3, 260, 812	3, 716, 757	455, 945	△ 101,812					

平成28年度事後評価の実施に関する計画(政策評価の事前分析表)

(法務省28-(16))

	(五狩首20一(10))
施策名	人権尊重思想の普及高揚並びに人権侵害による被害の救済及び予防
担当部局名	人権擁護局総務課,調査救済課,人権啓発課
施策の概要	人権が尊重される社会の実現に寄与するため、人権尊重思想の普及高揚並びに人権侵害による被害の救済及び予防を図るなど、国民の人権の擁護を積極的に行う。
政策体系上 の位置付け	人権の擁護 (Ⅲ-10-(1))
達成すべき 目標	・国民一人一人の人権に関する理解・関心の度合いに応じた人権啓発活動を行うことにより、国民一人一人の人権意識を高め、人権尊重思想の普及高揚を図る。 ・人権相談体制の整備を通じて、気軽に相談できる機会を広く提供し、人権侵害に関わる問題に幅広く対応するほか、調査救済体制の整備を通じて、人権侵害事案の迅速的確な調査及び適切な救済措置を行うことにより、被害の救済及び予防を図る。
目標設定の考え方・根拠	・今日においても、子ども・高齢者・障害のある人への虐待、配偶者・パートナーからの暴力、自殺に至るような深刻な「いじめ」など、人権が侵害される事案は後を絶たない。また、最近では、インターネットを利用した人権侵害も増加しており、これらの人権問題は大きな社会問題となっている。このような現状において、全ての人がお互いの人権を尊重しながら共に生きる社会の実現がより一層求められている。こうした社会の実現のために、まず国民の一人一人が人権尊重の理念を正しく理解することが重要であることから、こうした理解を深めるため、国民一人一人の人権に関する理解・関心の度合いに応じた人権啓発を行い、人権尊重思想の普及高揚を図っていくことを目標とした。・また、このような社会の実現のためには、人権侵害による被害の救済及び予防を図ることが重要であり、人権相談体制の整備を通じて、気軽に相談できる機会を広く提供し、人権侵害に関わる問題を幅広く把握し、これに適切に対応するほか、人権侵害事案について、調査救済体制の整備を通じて、迅速的確な調査を行うとともに、適切な救済措置を講ずることを目標とした。
施策に関係する 内閣の重要政策 (施政方針演説 等のうち主なも の)	〇人権教育・啓発に関する基本計画(平成14年3月15日閣議決定,平成23年4月1日一部変更)* ¹
政策評価実施 予定時期	平成29年8月

測定指標		1 推		湖中华博 甘淮		施策の進捗状況(目標)
		基準	基準年度	28年度		
1	国民一人一人の人権に関する 理解・関心の度合いに応じた 人権啓発活動の実施状況	_	-	国民の幅広い層に対して,人権に関心をもって もらう参加型及び発信型の多様な人権啓発活動を 実施する。		

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

国民一人一人が人権尊重の理念の正しい理解を深めるには、国民一人一人の人権に関する理解・関心の度合いに応じた人権啓発活動を行うことが有効であると考えられる。

そこで、測定指標として、国民一人一人の人権意識を高め、人権尊重思想の普及高揚を図るための「国 民一人一人の人権に関する理解・関心の度合いに応じた人権啓発活動の実施状況」を設定した。具体的に は、下記参考指標の実績値等を分析し、達成度合いを評価する。

施策の進捗状況(実績)

27年度

国が中心となって、国民一人一人の人権意識を高め、人権への理解を深めてもらうため、その時々に応じた人権課題を取り上げて啓発活動を実施した。また、国民一人一人の人権に関する理解・関心の度合いに応じ、幅広い層に対して啓発を行うことを目的として、ポスター、新聞広告、地域総合情報誌、テレビ・ラジオスポットCM、インターネット広告等の多様な媒体や、人権教室、人権の花運動、全国中学生人権作文コンテスト、シンポジウム等の様々な手法を用いて、参加型及び発信型の啓発活動を実施した。

全	年度ごとの実績値						
参考指標		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
人権教室の実施状況*2	実施回数	13, 123	15, 863	16, 163	19, 871	20, 946	
	参加者数(人)	506, 802	630, 879	650, 493	796, 748	856, 935	
人権の花運動の実施状況゛。	参加学校(団体)数	3, 661	3, 844	3, 845	3, 816	3, 669	
	参加者数(人)	513, 878	518, 530	526, 129	483, 788	470, 540	
全国中学生人権作文コンテストの実施状況" ⁴	応募校数(校)	6, 682	6, 819	6, 930	7, 083	7, 584	
	応募者数(人)	893, 258	937, 287	941, 146	953, 211	973, 865	
スポーツ組織と連携協力した人権啓発活動の実施状況	実施都道府県数	29	35	41	40	42	
ハンセン病に関するシンポジウムの実施 状況	参加者数(人)	1, 100	920	480 ※ 1	800	700	
人権シンポジウム [*] の実施状況(平成22年度までは人権啓発フェスティバル ^{*6} の一部であったため、人権啓発フェスティバルの参加者数)		544	964	636	615	914	

人権シンポジウムにおいて人権問題に関 する理解・関心の深まった者の割合	割合 (%)	91. 2	84. 7	91. 2	81. 7	87. 0
新聞掲載回数		5, 478	5, 698	6, 032	5, 840	5, 135
テレビ・ラジオ放送回数		101, 813	23, 823 ※ 2	30, 221	19, 754	20, 277
ポスター配布枚数		221, 875	189, 152	340, 412	230, 066	255, 970

- (※1) 前年度比で大幅に数字が減少しているのは、平成25年度は台風の影響により本シンポジウムが1回中止されたことによる(例年2回実施)。
- (※2) 前年度比で大幅に数字が減少しているのは、ケーブルテレビ会社が実施していたテロップ放送の無料サービス が終了したことによる。

測定指標		基準		施策の進捗状況(目標)			
		基 华	基準年度	28年度			
2	人権相談・調査救済体制の整備	_	_	法務局等における常設人権相談所のほか,デパートや公共施設等における特設人権相談所やインターネットによる相談窓口など,面談,電話,インターネット,手紙等様々な手段を利用し,人権侵害に関わる問題に幅広く対応するために,人権相談体制の整備を図る。 また,人権相談等により人権侵害の疑いがある事案を把握した場合は,速やかに調査救済手続に移行し,個々の事案に応じた迅速かつ的確な救済措置を講じ,被害の救済及び予防を図るために,調査救済体制の整備を図る。			

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

人権相談は、全ての人にとってアクセスしやすい体制を構築するという観点から、様々な手段によっていつでも気軽に相談ができる環境を整えることが重要である。そのためには、人権相談や他省庁の各取組結果等により人権侵害等の状況を把握し、国民や社会のニーズが高い人権課題について実効的な人権相談体制を整備する必要がある。

また、人権相談等により人権侵害の疑いがある事案を把握した場合に、速やかに調査救済手続に移行の上、個々の事案に応じて関係機関と連携するなどして、迅速かつ的確な救済措置を講じ、被害の救済及び予防を図ることが重要である。そのためには、実効的な調査救済体制を整備する必要がある。

そこで、「人権相談・調査救済体制の整備」を測定指標とした。具体的には、人権相談の種別ごとの件数、 人権侵犯事件の対応件数等の実績値等を分析し、達成度合いを評価する。

施策の進捗状況 (実績)

27年度

法務局、デパート、公民館等における面談・電話による人権相談、専用相談電話(子どもの人権110番、女性の人権ホットライン)による人権相談、インターネットを利用した人権相談(インターネット人権相談 受付窓口)を行うとともに、全国の小・中学校の児童・生徒全てに「子どもの人権SOSミニレター」を配布し、相談に応じたほか、社会的に弱い立場にある子ども、女性、高齢者、障害者に対しては、別途、人権

相談強化週間を設け、手厚く対応した。

また、被害者からの申告等により学校におけるいじめや体罰等の人権侵害の疑いのある事案に接した場合は、人権侵犯事件として調査を行い、事案に応じた適切な措置を講じた。

杂		年ごとの実績値					
参考指標	23年	24年	25年	26年	27年		
人権相談件数(全体)(件)	266, 665	266, 489	256, 447	253, 414	236, 403		
「子どもの人権110番 ^{*7} 」における相談件数(件)	25, 914	28, 384	28, 847	25, 711	25, 195		
「女性の人権ホットライン**」における相談件数(件)	22, 008	21, 720	21, 119	21, 033	21, 123		
児童・生徒から送付された「子どもの人権SOSミニレター ^{*9} 」の通数(通)	22, 329	20, 144	18, 272	17, 626	16, 710		
社会福祉施設等における特設人権相談所の開設件数(件)	513	606	671	584	593		
インターネットによる相談件数(件)	5, 500	7, 384	8, 776				
				※ 3	※ 3		
人権侵犯事件の対応件数(件)	22, 072	22, 694	22, 172	21, 718	21, 044		

(※3) インターネット人権相談システムのサーバに障害が発生し、平成26年9月から平成27年3月までの間運営を停止していたため、比較対象となる相談件数を積算することができなかったことによる。

達成手段	7	28年度 当初	関連 する		
(開始年度)	25年度	26年度	27年度	予算額	指標
①人権侵害による被害者救済活動の 実施 (昭和23年度)	146百万円 (136百万円)	126百万円 (126百万円)	199百万円 (176百万円)	211 百万円	2
達		行政事業 事業番号			
全国各地で生起する様々な人権問局では、面接による相談のほか、電話	00	50			

談を受け付けるなど様々な取組を実施している。人権相談を通じ、被害者等からの被害の救済に関する申告等があった場合、人権侵犯事件として速やかに救済手続を開始し、被害者の視点に立った各種の救済措置を講じている。

達成手段	7	28年度 当初	関連する		
(開始年度)	25年度	26年度	27年度	予算額	指標
②人権擁護委員活動の実施 (昭和23年度)	1,140百万円 (1,139百万円)	1, 187百万円 (1, 182百万円)	1,269百万円 (1,259百万円)	1, 292 百万円	1, 2
	平成28年	行政事業			

達成手段の概要等	レビュー事業番号
人権擁護委員制度は、昭和23年、憲法の中核をなす基本的人権の保障をより十全なも	0051
のとするには官民一体となって人権擁護を推進することが望ましいとの観点から発足し	

たものであり、人権擁護行政の重要な一翼を担っている。現在、法務大臣から委嘱された約1万4000人の人権擁護委員が全国の市区町村にあまねく配置され、地域住民を対象とした人権啓発活動や人権相談活動を中心にその役割を果たしている。

達成手段	7	28年度 当初	関連 する		
(開始年度)	25年度	26年度	27年度	予算額	指標
③全国的視点に立った人権啓発活動 の実施 (昭和23年度)	352百万円 (345百万円)	394百万円 (380百万円)	303百万円 (289百万円)	313 百万円	1
達	平成28年 レビュー	行政事業 事業番号			
全国中学生人権作文コンテストを多 ハンセン病患者等に対する偏見、イン	00	52			

る人権侵害問題等)をテーマとする、講演会、シンポジウム等を開催するなど、国民一人一人の人権意識を 高め、人権への理解を深めてもらうための啓発活動を実施している。また、多様な媒体(ポスター、新聞広 告、インターネットバナー広告、車内広告、映像広告等)を通じて、マスメディア等を活用した人権啓発活 動等を実施している。

達成手段	達成手段 予算額計(執行額)					
(開始年度)	25年度	26年度	27年度	当初 予算額	する 指標	
④人権関係情報提供活動等の委託等 (昭和62年度)	230百万円 (230百万円)	234百万円 (234百万円)	306百万円 (306百万円)	254 百万円	1	
達		行政事業 事業番号				
総合的な人権啓発活動を推進するため、(公財)人権教育啓発推進センター*10(法人番号 7010405010487。以下「センター」という。)に対し、啓発教材・啓発ビデオの作成事業及び人権ライブラリー事業*11等を委託している。また、人権教育・人権啓発のためのナショナルセンターとしての役割を担うことが求められているセンターの活動に資するため、センターの実施体制面の充実						

達成手段	7	28年度 当初	関連する			
(開始年度)	25年度	26年度	27年度	予算額	指標	
⑤地域人権問題に対する人権啓発活動の委託 (昭和48年度)	1,328百万円 (1,328百万円)	1,354百万円 (1,354百万円)	1, 217百万円 (1, 217百万円)	1, 192 百万円	1	
		平成28年	行政事業			

達成手段の概要等 	レビュー事業番号
地方公共団体に対し、地域の実情を踏まえつつ、一定水準の人権啓発活動を確保する ため、人権に関する講演会・研修会の開催、資料の作成配布、新聞広告の掲載及び地域	0054
ため, 入権に関する詩典云・研修云の開催, 員科の作成配布, 新闻広音の拘載及び地域 人権啓発活動活性化事業等を委託している。	

なお、地域人権啓発活動活性化事業は、法務局・地方法務局、地方公共団体及び人権擁護委員組織体等が 連携協力して行う啓発活動であり、具体的には、人権の花運動、スポーツ組織と連携協力した啓発活動等を 行っている。

	7	28年度		
施策の予算額・執行額	25年度	26年度	27年度	当初予算額
一	3, 196百万円	3, 296百万円	3, 294百万円	3, 261
	(3,179百万円)	(3,278百万円)	(3,246百万円)	百万円

*1 「人権教育・啓発に関する基本計画(平成14年3月15日閣議決定,平成23年4月1日一部変更)」 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(平成12年法律第147号)第7条に基づき策定された人権教育及 び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画

*2 「人権教室」

子どもたちが「いじめ」等について考える機会を作ることによって、相手への思いやりの心や生命の尊さ を体得してもらうことなどを目的として、主に小学生を対象に行う啓発活動

*3 「人権の花運動」

児童が協力して花の種子, 球根等を育てることによって, 生命の尊さを実感する中で, 豊かな心を育み, 優しさと思いやりの心を体得することを目的として, 主に小学生を対象に行う啓発活動

*4 「全国中学生人権作文コンテスト」

次代を担う中学生が、人権問題についての作文を書くことによって、人権について理解を深め、豊かな人権感覚を身に付けること、及び入賞作品を広く周知することによって、広く一般に人権尊重思想を根付かせることを目的とした啓発活動

*5 「人権シンポジウム」

様々な人権課題をテーマとしてシンポジウムを実施することにより、広く人権尊重思想の普及高揚を図ることを目的とした啓発活動

*6 「人権啓発フェスティバル」

開催地の法務局・地方法務局等が法務省等の協力を得て、市民参加型の方式を取り入れつつ、幅広い各種の人権啓発活動を一体的・総合的に実施することにより、地域住民の参加を促し、広く人権尊重思想の普及高揚を図ることを目的とした啓発活動

*7 「子どもの人権110番」

全国の法務局・地方法務局に設置されている子どもの人権問題に関するフリーダイヤルの専用相談電話

*8 「女性の人権ホットライン」

全国の法務局・地方法務局に設置されている女性の人権問題に関する専用相談電話

*9 「子どもの人権SOSミニレター」

子どもをめぐる様々な人権問題の解決を図るため、全国の小中学校に「子どもの人権SOSミニレター」 (返信用封筒と便箋を一体化し、料金受取人払手続を施したもの)を配布し、子どもから返信されたミニレターを通じて、法務局・地方法務局職員又は人権擁護委員が悩みごとの相談に応じる。

*10 「(公財) 人権教育啓発推進センター」

人権に関する総合的な教育・啓発及び普及事業、情報収集・提供、調査・研究、研修事業のほか、人権教

育・啓発を行う団体等への支援、人権教育・啓発に関する相談、人権に関する国際的連携事業を行っている 公益財団法人

*11 「人権ライブラリー事業」

人権に関する図書・ビデオ・DVD・展示パネルや多様な人権啓発実施主体が保有する人権関係情報をセンターのデータベースに集約・整理し、センターのホームページ等を通じて広く国民に提供する事業

平成27年度事後評価実施結果報告書

(法務省27-(10))

施策名		人権の擁護 (政策体系上の位置付け:Ⅲ-10-(1))						
施策の概要	_	権が尊重される社会の実現に寄与するため、人権尊重思想の普及高揚並びに人権侵害にる被害の救済及び予防を図るなど、国民の人権の擁護を積極的に行う。						
達成すべき目標	り, 国民 ・人権相 問題に幅	・国民一人一人の人権に関する理解・関心の度合いに応じた人権啓発活動を行うことにより、国民一人一人の人権意識を高め、人権尊重思想の普及高揚を図る。 ・人権相談体制の整備を通じて、気軽に相談できる機会を広く提供し、人権侵害に関わる問題に幅広く対応するほか、調査救済体制の整備を通じて、人権侵害事案の迅速的確な調査及び適切な救済措置を行うことにより、被害の救済及び予防を図る。						
施策の予算額・		区分	25年度	26年度	27年度	28年度		
執行額等		当初予算(a)	3, 195, 780	3, 295, 909	3, 293, 684	3, 260, 812		
	状況 (千円)	補正予算(b)	0	0	0	_		
		繰越し等(c)	0	0	0			
		合計 (a+b+c)	3, 195, 780	3, 295, 909	3, 293, 684			
	執行	額(千円)	3, 178, 706	3, 277, 731	3, 245, 822			
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	1		する基本計画(平	成14年3月15日	閣議決定, 平成2 正しくは「3,246,05 権局から秘書課へ	1千円」であり人		

測定指標	平成27年度目標	達成
1 国民一人一人の人権に関する理解・関心 の度合いに応じた人権啓発活動の実施状 況	国民の幅広い層に対して、人権に関心をもってもらう参加型及び発信型の多様な人権啓発活動を実施する。	達成

施策の進捗状況(実績)

国が中心となって、国民一人一人の人権意識を高め、人権への理解を深めてもらうため、その時々に応じた人権課題を取り上げて啓発活動を実施した。また、国民一人一人の人権に関する理解・関心の度合いに応じ、幅広い層に対して啓発を行うことを目的として、ポスター、新聞広告、地域総合情報誌、テレビ・ラジオスポット CM、インターネット広告等の多様な媒体や、人権教室 *2 、人権の花運動 *3 、全国中学生人権作文コンテスト *4 、シンポジウム等の様々な手法を用いて、参加型及び発信型の啓発活動を実施した。

実績値

参考指標

		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
1 人権教室の実施状況	実施回数	13, 123	15, 863	16, 163	19, 871	20, 946
	参加者数	506, 802	630, 879	650, 493	796, 748	856, 935
2 人権の花運動の実施状況	参加学校 (団体)数	3, 661	3, 844	3, 845	3, 816	3, 669
	参加者数 (人)	513, 878	518, 530	526, 129	483, 788	470, 540
3 全国中学生人権作文コンテストの実施状況	応募校数 (校)	6, 682	6, 819	6, 930	7, 083	7, 584
	応募者数 (人)	893, 258	937, 287	941, 146	953, 211	973, 865
4 スポーツ組織と連携協力した人権啓発活動の実施状況	実施都道 府県数	29	35	41	40	42
5 ハンセン病に関するシンポ ジウムの実施状況	参加者数 (人)	1, 100	920	480 ※1	800	700
6 人権シンポジウム*5の実施 状況(平成22年度までは人 権啓発フェスバル*6の一部 であったため、人権啓発フェスティバルの参加者数)	参加者数(人)	544	964	636	615	914
7 新聞掲載回数		5, 478	5, 698	6, 032	5, 840	5, 135
8 テレビ・ラジオ放送回数		101, 813	23, 823 ※2	30, 221	19, 754	20, 277
9 ポスター配布枚数		221, 875	189, 152	340, 412	230, 066	255, 970

^(※1) 前年度比で大幅に数字が減少しているのは、平成25年度は台風の影響により本シンポジウムが1回

中止されたことによる(例年2回実施)。 (※2) 前年度比で大幅に数字が減少しているのは、ケーブルテレビ会社が実施していたテロップ放送の無料サービスが終了したことによる。

測定指標	平成27年度目標	達成
2 人権相談・調査救済体制の整備	法務局等における常設人権相談所のほか,デ	達成

パートや公共施設等における特設人権相談所やインターネットによる相談窓口など、面談、電話、インターネット等様々な手段を利用し、人権侵害に関わる問題に幅広く対応するために、人権相談体制の整備を図る。

また、人権相談等により人権侵害の疑いがある事案を把握した場合は、速やかに調査救済手続に移行し、個々の事案に応じた迅速かつ的確な救済措置を講じ、被害の救済及び予防を図るために、調査救済体制の整備を図る。

施策の進捗状況 (実績)

法務局,デパート,公民館等における面談・電話による人権相談,専用相談電話(子どもの人権110番*⁷,女性の人権ホットライン*⁸) による人権相談,インターネットを利用した人権相談(インターネット人権相談受付窓口)を行うとともに,全国の小・中学生の児童・生徒全でに「子どもの人権SOSミニレター*⁹」を配布し、相談に応じたほか、社会的弱者である子ども、女性、高齢者、障害者に対しては、別途、人権相談強化週間を設け、手厚く対応を行った。

また、学校におけるいじめや体罰等の人権侵害の疑いのある事案について、人権侵犯事件として調査を行い、適切な措置を講じた。

参考指標	実績値					
多つ 1日1 本	23年	24年	25年	26年	27年	
1 人権相談件数 (全体) (件)	266, 665	266, 489	256, 447	253, 414	236, 403	
2 「子どもの人権110番」における相談件数 (件)	25, 914	28, 384	28, 847	25, 711	25, 195	
3 「女性の人権ホットライン」における相談件数(件)	22, 008	21, 720	21, 119	21, 033	21, 123	
4 児童・生徒から送付された「子どもの人 権SOSミニレター」の通数(通)	22, 329	20, 144	18, 272	17, 626	16, 710	
5 社会福祉施設等における特設人権相談所 の開設件数(件)	513	606	671	584	605	
6 インターネットによる相談件数(件)	5, 500	7, 384	8, 776	- *3	- *3	
7 人権侵犯事件の対応件数(件)	22, 072	22, 694	22, 172	21, 718	21, 044	

(※3) インターネット人権相談システムのサーバに障害が発生し、平成26年9月から平成27年3月までの 間運営を停止していたため、比較対象となる相談件数を積算することができなかったことによる。

(各行政機関共通区分)目標達成 目標達成度合い の測定結果 (判断根拠) 測定指標1,2は,各達成すべき目標に照らし,全て主要なものであると考え ている。

測定指標 1, 2は, いずれも目標を達成することができたことから, 本施策は「目標達成」と判断した。

施策の分析

(測定指標の目標達成度の補足)

【測定指標1】

平成27年度においては、参加型の啓発活動として、参考指標1、2及び3のとおり、人権教室に85万6,935名、人権の花運動に47万540名、全国中学生人権作文コンテストに97万3,865名の参加を得るなど、児童・生徒を中心とする啓発活動を積極的に実施した。このほか人権シンポジウムを、「障害のある人と人権」及び「震災と人権」をテーマに合計3回実施するなど、幅広い課題について啓発活動を行った。

また、発信型の啓発活動として、ハンセン病に対する偏見や差別の歴史について関係者の貴重な証言と資料映像を記録した人権啓発教材の作成(別紙3参照)、国際人権を題材とした人権啓発ビデオの作成(別紙4参照)、タレントの麻尋えりか氏を起用した映像コンテンツを作成し、動画共有サイトにおける配信等を行った。

このほか、各種人権課題に対する理解を深めるための人権教室等での活用を念頭に置き、人権啓発ワークショップ事例集、障害のある人の人権に関する啓発用冊子(別紙5,6参照)及びインターネットと人権に関する啓発用冊子(別紙7参照)を作成した。さらに、全国中学生人権作文コンテスト入賞作品の英訳作文集を作成するなど(別紙8参照)、国際社会に対して積極的に法務省の人権擁護機関の取組を発信した。

加えて、特に重要な人権課題への取組として、いわゆる「ヘイトスピーチ」に焦点を当てた啓発活動として、インターネット広告の実施、ポスター・リーフレットの作成及び配布、スポット映像の動画共有サイトにおける配信等を行ったほか、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催等に向けて、「外国人の人権」や「多文化共生」等をテーマとした「外国人の人権ポスターキャッチコピーコンテスト」を実施し、最優秀作品を用いたポスターを作成及び配布した。

以上のとおり、多種多様な媒体や手法を通じ、国民の幅広い層に対して参加型及び発信型の各種啓 発活動を実施したことから、目標を達成できたと評価できる。

【測定指標2】

平成27年においては、参考指標1及び7のとおり、23万6,403件(対前年比で1万7,011件(6.7パーセント)減少)の人権相談を受け、人権相談等で認知した人権侵犯の疑いのある事案2万999件(対前年比で719件(3.3パーセント)減少)については、人権侵犯事件として立件して調査を行い、適切な措置を講じた。人権侵犯事件の対応件数及び救済措置を講じた具体的な事例は、別紙9のとおりである。人権相談件数及び人権侵犯事件数自体は前年比減となったものの、依然として高い水準で推移している。また、平成26年は人権侵犯事件として新規に調査を開始した件数(2万718件)と処理した件数が同数であったが、平成27年は処理した件数(2万1,044件)が新規に調査を開始した件数を上回っていることから、調査を開始した事件を、より迅速に処理したことがうかがえる。

以上のことから、人権相談及び調査救済体制の整備を図るという目標は、達成できたと評価できる。

(達成手段の有効性, 効率性等)

【測定指標1関係】

達成手段③「全国的視点に立った人権啓発活動の実施」,達成手段④「人権関係情報提供活動等の委託等」,達成手段⑤「地域人権問題に対する人権擁護活動の委託」においては,参加型の啓発活動(人権教室,人権の花運動,全国中学生人権作文コンテスト等)及び発信型の啓発活動(新聞、テレビ・ラジオ、ポスター)を実施し、いずれに関する参考指標においても、おおむね平成26年度を上回

評価結果

る又は同水準の参加者数、実施回数となった。

啓発活動を行う手法や媒体を限定すると、啓発対象も限定されるところ、多種多様な媒体や手法を 用いたことから、国民の人権に関する理解や関心に応じて、幅広い層に対して啓発活動を実施するこ とができた。

また、近年の社会的情勢を踏まえ、昨年度に引き続きインターネットによる人権侵害や、東日本大震災に伴う人権侵害を中心に取り上げたことに加え、いわゆる「ヘイトスピーチ」や「多文化共生」等の外国人の人権に関する啓発活動を行い、国民の関心・周知の必要性に応じた啓発活動を実施した。

さらに、行政事業レビューにおける点検結果を踏まえ、より効率的な事業となるよう契約方法等の 見直しを行って経費の節減に努めたほか、人権啓発活動の効果検証の在り方については、より効果的 ・効率的なものとなるよう見直しを行ったところであり、引き続き効果検証結果の分析により、事業 計画の改善に向けて検討を続けているところである。

これらの取組により、国民一人一人の人権意識を高め、人権尊重思想の普及高揚を図るという目標 達成に有効・効率的に寄与したものと考える。

【測定指標2関係】

達成手段①「人権侵害による被害者救済活動の実施」において実施した人権相談及び調査救済体制の整備により、子ども、女性、高齢者・障害者を始め、人権に関する悩みを抱えている多くの方々に相談と問題解決の機会を提供し、多種多様な人権侵犯事件について事案に応じた適切な対応を行うことができた。

また、新規に救済手続を開始した人権侵犯事件の内訳を見ると、インターネットを利用した人権侵犯事件が1,736件(対前年比で21.5パーセント増加)、労働権に関する人権侵犯事件が2,488件(対前年比で10.8パーセント増加)、学校におけるいじめに関する人権侵犯事件が3,883件(対前年比で3.2パーセント増加)と、それぞれ前年から増加している。

平成27年の特徴的な動向としては、インターネットを利用した人権侵犯事件に関する人権侵犯事件の件数が昨年に引き続き過去最高となっており、10年前である平成17年の件数(272件)と比較すると6.4倍の増加である(別紙10参照)。

これらのことから、国民や社会のニーズが高い人権課題や時勢に応じて新たに発生・増加する人権 侵害事案に対しても人権相談ができる環境を整えることにより、人権侵害事案の発生を広く把握し、 速やかに調査・救済手続につなげ、人権侵害事案の迅速的確な調査を行うとともに適切な救済措置を 講じるという目標達成に有効に寄与したものと考える。

また、人権相談においても、事業の効率化の観点から見直しを図ることにより、経費の縮減を図った。

次期目標等への反映の方向性

【施策】

今日においても、子ども、高齢者、障害のある人への虐待、配偶者・パートナーからの暴力、自殺に至るような深刻な「いじめ」など、人権が侵害される事案は後を絶たない。また、最近では、インターネットを悪用した人権侵害や、「ヘイトスピーチ」事案など外国人の人権問題が大きな社会問題となっている。このような現状において、全ての人が互いの人権を尊重しながら共に生きる社会の実現がより一層求められている。

こうした社会の実現のために、国民の一人一人が人権尊重の理念を正しく理解することが重要であり、こうした理解を深めるため、国民一人一人の人権に関する理解・関心の度合いに応じた不断の人権啓発活動の実施が必要である。

また、このような社会の実現のためには、人権侵害事案が発生した場合に被害の救済及び予防を図ることが重要であり、人権相談体制の整備を通じて、気軽に相談できる機会を広く提供し、人権侵害に関わる問題を幅広く把握し、これに適切に対応するほか、人権侵害事案について、調査救済体制の整備を通じて、迅速的確な調査を行うとともに、適切な救済措置を講ずる必要がある。

以上のことから、本施策については、現在の目標を維持し、引き続き各取組を推進していくことと

する。

【測定指標1.2】

今後も、その時々の社会情勢に応じた人権課題を取り上げ、国が中心となって、国民一人一人の人 権意識を高め、人権への理解を深めてもらうための啓発活動を実施していく。

また、より幅広い層に対し、多種多様な手法や媒体を通じて、人権啓発活動等を実施していく。

さらに、人権相談・調査救済体制の整備については、引き続き、気軽に人権相談ができる環境を整 え、人権侵害事案の発生を広く把握し、迅速的確な調査及び適切な救済措置を講じるとともに、社会 的要請にも適切に応じた相談・調査救済処理の実施に係る施策を推進していく。

学識経験を有 1 実施時期 する者の知見 の活用

- 平成28年7月1日
- 2 実施方法 会議
- 3 意見及び反映内容の概要 なし

う過程におい て使用した資 料その他の情 報

政策評価を行口評価の過程で使用したデータや文献等

- 「平成27年度人権啓発活動実施報告書」
 - (人権擁護局人権啓発課, 平成28年3月作成, 対象期間: 平成27年4月1日~平成28 年3月31日)
- ・「ハンセン病に関するシンポジウム結果報告」
 - (人権擁護局人権啓発課、平成22年度~平成27年度の各年度で作成、対象期間:平成 22年4月1日~平成28年3月31日)
- ・「第31~35回全国中学生人権作文コンテスト中央大会の表彰等について」 (人権擁護局人権啓発課, 平成22年度~平成27年度の各年度で作成, 対象期間: 平成 22年4月1日~平成28年3月31日)
- ・「子どもの人権110番における相談件数に関する調査」 (人権擁護局調査救済課、平成27年3月作成、対象期間:平成23年1月1日~平成27 年12月31日)
- •「女性の人権ホットラインにおける相談件数に関する調査」 (人権擁護局調査救済課、平成28年3月作成、対象期間:平成23年1月1日~平成27 年12月31日)
- 「児童・生徒から送付された子どもの人権SOSミニレターの通数に関する調査」 (人権擁護局調査救済課. 平成28年3月作成. 対象期間:平成23年1月1日~平成27 年12月31日)
- •「社会福祉施設等における特設人権相談所の開設件数に関する調査」 (人権擁護局調査救済課、平成28年3月作成、対象期間:平成23年1月1日~平成27 年12月31日)
- 「インターネットによる人権相談に関する調査」 (人権擁護局調査救済課,平成28年3月作成,対象期間:平成23年1月1日~平成27 年12月31日)
- ・「女性に対する人権侵犯事件の対応件数に関する調査」 (人権擁護局調査救済課,平成28年3月作成,対象期間:平成23年1月1日~平成27 年12月31日)
- 「子どもに対する人権侵犯事件の対応件数に関する調査」 (人権擁護局調査救済課,平成28年3月作成,対象期間:平成23年1月1日~平成27

年12月31日)

- 「高齢者に対する人権侵犯事件の対応件数に関する調査」 (人権擁護局調査救済課,平成28年3月作成,対象期間:平成23年1月1日~平成27 年12月31日)
- 「障害のある人に対する人権侵犯事件の対応件数に関する調査」 (人権擁護局調査救済課,平成28年3月作成,対象期間:平成23年1月1日~平成27 年12月31日)
- 「インターネット上における人権侵犯事件の対応件数に関する調査」 (人権擁護局調査救済課,平成28年3月作成,対象期間:平成23年1月1日~平成27 年12月31日)
- 〇評価の過程で使用した公的統計
 - ・人権擁護に関する世論調査(平成24年8月調査)(内閣府)

備考

【行政事業レビュー点検結果の平成29年度予算概算要求への反映内容】

- ・単位当たりコスト上昇及び不用額発生の原因となった外国語人権相談ダイヤル関係経費 につき、実施手法を見直して経費の削減を図った。
- ・人権擁護委員組織体端末整備経費(ネットワーク用パソコン借料)にかかる執行実績を 踏まえた見直し等を行い、経費の削減を図った。
- ・人権啓発活動の実施に当たっては、効果検証結果を踏まえ、より効果的な活動になるよ う事業の見直しを行った。また、人権意識自己診断実施経費については、実施内容の見直 しを行うことにより、実施規模の縮減を行い、経費の削減を図った。
- ・社会情勢等を踏まえ、震災関係シンポジウムの実施回数及び人権状況調査にかかる対象 テーマ・対象人数の見直しを行い、経費の削減を図った。
- ・地方公共団体に対し、人権啓発活動の効果検証の実施方法につき改めて指導するととも に、事業の見直し結果を次年度計画に反映させるよう指示した。なお、外国人の人権状況 実態調査経費については,その必要性に鑑み,廃止することとした。

担当部局名

人権擁護局総務課.調査救済課.人権啓発課

政策評価実施時期 平成28年8月

- *1 「人権教育・啓発に関する基本計画(平成14年3月15日閣議決定,平成23年4月1日一部変更)」 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(平成12年法律第147号)第7条に基づき策定された人権教 育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画
- *2 「人権教室」

子どもたちが「いじめ」等について考える機会を作ることによって、相手への思いやりの心や生命の尊 さを体得してもらうことなどを目的として、主に小学生を対象に行う啓発活動

*3 「人権の花運動」

児童が協力して花の種子、球根等を育てることによって、生命の尊さを実感する中で、豊かな心を育み、 優しさと思いやりの心を体得することを目的として、主に小学生を対象に行う啓発活動

*4 「全国中学生人権作文コンテスト」

次代を担う中学生が、人権問題についての作文を書くことによって、人権について理解を深め、豊かな 人権感覚を身に付けること、及び入賞作品を周知広報することによって、広く一般に人権尊重思想を根付 かせることを目的とした啓発活動 (別紙1参照)

*5 「人権シンポジウム」

様々な人権課題をテーマとしてシンポジウムを実施することにより、広く人権尊重思想の普及高揚を図ることを目的とした啓発活動 (別紙2参照)

*6 「人権啓発フェスティバル」

開催地の法務局・地方法務局等が法務省等の協力を得て、市民参加型の方式を取り入れつつ、幅広い各種の人権啓発活動を一体的・総合的に実施することにより、地域住民の参加を促し、広く人権尊重思想の普及高揚を図ることを目的とした啓発活動

*7 「子どもの人権110番」

全国の法務局・地方法務局に設置されている子どもの人権問題に関するフリーダイヤルの専用相談電話 8 「女性の人権ホットライン」

全国の法務局・地方法務局に設置されている女性の人権問題に関する専用相談電話

*9 「子どもの人権SOSミニレター」

子どもをめぐる様々な人権問題の解決を図るため、全国の小中学校に「子どもの人権SOSミニレター」(返信用封筒と便箋を一体化し、料金受取人払手続を施したもの)を配布し、子どもから返信されたミニレターを通じて、法務局・地方法務局職員又は人権擁護委員が悩みごとの相談に応じる。

平成27年度政策評価書要旨

(法務省27-(10))

施策名		、権の擁護 政策体系上の位置付け:Ⅲ-10-(1))						
施策の概要	_	権が尊重される社会の実現に寄与するため,人権尊重思想の普及高揚並びに人権侵害に る被害の救済及び予防を図るなど,国民の人権の擁護を積極的に行う。						
達成すべき目標	り, 国民 ・人権相 問題に幅	・国民一人一人の人権に関する理解・関心の度合いに応じた人権啓発活動を行うことにより、国民一人一人の人権意識を高め、人権尊重思想の普及高揚を図る。 ・人権相談体制の整備を通じて、気軽に相談できる機会を広く提供し、人権侵害に関わる問題に幅広く対応するほか、調査救済体制の整備を通じて、人権侵害事案の迅速的確な調査及び適切な救済措置を行うことにより、被害の救済及び予防を図る。						
施策の予算額・		区分	25年度	26年度	27年月	变	28年度	
執行額等	予算の	当初予算(a)	3, 195, 780	3, 295, 909	3, 29	93, 684	3, 260, 812	
	状況 (千円)	補正予算(b)	0	0		0	_	
		繰越し等(c)	0	0		0		
		合計 (a+b+c)	3, 195, 780	3, 295, 909	3, 29	93, 684		
	執行	額(千円)	3, 178, 706	3, 277, 731	3, 24	15, 822		
施策に関係する内閣の重要政策 (施政方針演説等のうち主なもの)		₹育・啓発に関	する基本計画(平	成14年3月15日		 46,051千	円」であり人	

測定指標	平成27年度目標	達成
	国民の幅広い層に対して、人権に関心をもってもらう参加型及び発信型の多様な人権啓発活動を実施する。	達成

施策の進捗状況(実績)

国が中心となって、国民一人一人の人権意識を高め、人権への理解を深めてもらうため、その時々に応じた人権課題を取り上げて啓発活動を実施した。また、国民一人一人の人権に関する理解・関心の度合いに応じ、幅広い層に対して啓発を行うことを目的として、ポスター、新聞広告、地域総合情報誌、テレビ・ラジオスポット CM、インターネット広告等の多様な媒体や、人権教室 *2 、人権の花運動 *3 、全国中学生人権作文コンテスト *4 、シンポジウム等の様々な手法を用いて、参加型及び発信型の啓発活動を実施した。

実績値

参考指標

		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
1 人権教室の実施状況	実施回数	13, 123	15, 863	16, 163	19, 871	20, 946
	参加者数 (人)	506, 802	630, 879	650, 493	796, 748	856, 935
2 人権の花運動の実施状況	参加学校 (団体) 数	3, 661	3, 844	3, 845	3, 816	3, 669
	参加者数 (人)	513, 878	518, 530	526, 129	483, 788	470, 540
3 全国中学生人権作文コンテ ストの実施状況	応募校数 (校)	6, 682	6, 819	6, 930	7, 083	7, 584
	応募者数 (人)	893, 258	937, 287	941, 146	953, 211	973, 865
4 スポーツ組織と連携協力した人権啓発活動の実施状況	実施都道 府県数	29	35	41	40	42
5 ハンセン病に関するシンポ ジウムの実施状況	参加者数 (人)	1, 100	920	480 ※1	800	700
6 人権シンポジウム*5の実施 状況(平成22年度までは人 権啓発フェスバル*6の一部 であったため、人権啓発フェスティバルの参加者数)	参加者数 (人)	544	964	636	615	914
7 新聞掲載回数		5, 478	5, 698	6, 032	5, 840	5, 135
8 テレビ・ラジオ放送回数		101, 813	23, 823 ※2	30, 221	19, 754	20, 277
9 ポスター配布枚数		221, 875	189, 152	340, 412	230, 066	255, 970

^(※1) 前年度比で大幅に数字が減少しているのは、平成25年度は台風の影響により本シンポジウムが1回

中止されたことによる(例年2回実施)。 (※2) 前年度比で大幅に数字が減少しているのは、ケーブルテレビ会社が実施していたテロップ放送の無料サービスが終了したことによる。

測定指標	平成27年度目標	達成
2 人権相談・調査救済体制の整備	法務局等における常設人権相談所のほか,デ	達成

パートや公共施設等における特設人権相談所やインターネットによる相談窓口など、面談、電話、インターネット等様々な手段を利用し、人権侵害に関わる問題に幅広く対応するために、人権相談体制の整備を図る。

また、人権相談等により人権侵害の疑いがある事案を把握した場合は、速やかに調査救済手続に移行し、個々の事案に応じた迅速かつ的確な救済措置を講じ、被害の救済及び予防を図るために、調査救済体制の整備を図る。

施策の進捗状況 (実績)

法務局,デパート,公民館等における面談・電話による人権相談,専用相談電話(子どもの人権110番*⁷,女性の人権ホットライン*⁸) による人権相談,インターネットを利用した人権相談(インターネット人権相談受付窓口)を行うとともに,全国の小・中学生の児童・生徒全でに「子どもの人権SOSミニレター*⁹」を配布し、相談に応じたほか、社会的弱者である子ども、女性、高齢者、障害者に対しては、別途、人権相談強化週間を設け、手厚く対応を行った。

また、学校におけるいじめや体罰等の人権侵害の疑いのある事案について、人権侵犯事件として調査を行い、適切な措置を講じた。

参考指標	実績値						
多つ 1日1 本	23年	24年	25年	26年	27年		
1 人権相談件数 (全体) (件)	266, 665	266, 489	256, 447	253, 414	236, 403		
2 「子どもの人権110番」における相談件数 (件)	25, 914	28, 384	28, 847	25, 711	25, 195		
3 「女性の人権ホットライン」における相談件数(件)	22, 008	21, 720	21, 119	21, 033	21, 123		
4 児童・生徒から送付された「子どもの人 権SOSミニレター」の通数(通)	22, 329	20, 144	18, 272	17, 626	16, 710		
5 社会福祉施設等における特設人権相談所 の開設件数(件)	513	606	671	584	605		
6 インターネットによる相談件数(件)	5, 500	7, 384	8, 776	- *3	- *3		
7 人権侵犯事件の対応件数(件)	22, 072	22, 694	22, 172	21, 718	21, 044		

(※3) インターネット人権相談システムのサーバに障害が発生し、平成26年9月から平成27年3月までの 間運営を停止していたため、比較対象となる相談件数を積算することができなかったことによる。

(各行政機関共通区分)目標達成 目標達成度合い の測定結果 (判断根拠) 測定指標1,2は,各達成すべき目標に照らし,全て主要なものであると考え ている。

測定指標 1, 2は, いずれも目標を達成することができたことから, 本施策は「目標達成」と判断した。

施策の分析

(測定指標の目標達成度の補足)

【測定指標1】

平成27年度においては、参加型の啓発活動として、参考指標1、2及び3のとおり、人権教室に85万6,935名、人権の花運動に47万540名、全国中学生人権作文コンテストに97万3,865名の参加を得るなど、児童・生徒を中心とする啓発活動を積極的に実施した。このほか人権シンポジウムを、「障害のある人と人権」及び「震災と人権」をテーマに合計3回実施するなど、幅広い課題について啓発活動を行った。

また、発信型の啓発活動として、ハンセン病に対する偏見や差別の歴史について関係者の貴重な証言と資料映像を記録した人権啓発教材の作成、国際人権を題材とした人権啓発ビデオの作成、タレントの麻尋えりか氏を起用した映像コンテンツを作成し、動画共有サイトにおける配信等を行った。

このほか、各種人権課題に対する理解を深めるための人権教室等での活用を念頭に置き、人権啓発 ワークショップ事例集、障害のある人の人権に関する啓発用冊子及びインターネットと人権に関する 啓発用冊子を作成した。さらに、全国中学生人権作文コンテスト入賞作品の英訳作文集を作成するな ど、国際社会に対して積極的に法務省の人権擁護機関の取組を発信した。

加えて、特に重要な人権課題への取組として、いわゆる「ヘイトスピーチ」に焦点を当てた啓発活動として、インターネット広告の実施、ポスター・リーフレットの作成及び配布、スポット映像の動画共有サイトにおける配信等を行ったほか、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催等に向けて、「外国人の人権」や「多文化共生」等をテーマとした「外国人の人権ポスターキャッチコピーコンテスト」を実施し、最優秀作品を用いたポスターを作成及び配布した。

以上のとおり、多種多様な媒体や手法を通じ、国民の幅広い層に対して参加型及び発信型の各種啓 発活動を実施したことから、目標を達成できたと評価できる。

【測定指標2】

平成27年においては、参考指標1及び7のとおり、23万6,403件(対前年比で1万7,011件(6.7パーセント)減少)の人権相談を受け、人権相談等で認知した人権侵犯の疑いのある事案2万999件(対前年比で719件(3.3パーセント)減少)については、人権侵犯事件として立件して調査を行い、適切な措置を講じた。人権相談件数及び人権侵犯事件数自体は前年比減となったものの、依然として高い水準で推移している。また、平成26年は人権侵犯事件として新規に調査を開始した件数(2万718件)と処理した件数が同数であったが、平成27年は処理した件数(2万1,044件)が新規に調査を開始した件数を上回っていることから、調査を開始した事件を、より迅速に処理したことがうかがえる。

以上のことから、人権相談及び調査救済体制の整備を図るという目標は、達成できたと評価できる。

(達成手段の有効性, 効率性等)

【測定指標1関係】

達成手段③「全国的視点に立った人権啓発活動の実施」、達成手段④「人権関係情報提供活動等の委託等」、達成手段⑤「地域人権問題に対する人権擁護活動の委託」においては、参加型の啓発活動(人権教室、人権の花運動、全国中学生人権作文コンテスト等)及び発信型の啓発活動(新聞、テレビ・ラジオ、ポスター)を実施し、いずれに関する参考指標においても、おおむね平成26年度を上回る又は同水準の参加者数、実施回数となった。

啓発活動を行う手法や媒体を限定すると、啓発対象も限定されるところ、多種多様な媒体や手法を 用いたことから、国民の人権に関する理解や関心に応じて、幅広い層に対して啓発活動を実施するこ

評価結果

とができた。

また、近年の社会的情勢を踏まえ、昨年度に引き続きインターネットによる人権侵害や、東日本大震災に伴う人権侵害を中心に取り上げたことに加え、いわゆる「ヘイトスピーチ」や「多文化共生」等の外国人の人権に関する啓発活動を行い、国民の関心・周知の必要性に応じた啓発活動を実施した。さらに、行政事業レビューにおける点検結果を踏まえ、より効率的な事業となるよう契約方法等の見直しを行って経費の節減に努めたほか、人権啓発活動の効果検証の在り方については、より効果的・効率的なものとなるよう見直しを行ったところであり、引き続き効果検証結果の分析により、事業計画の改善に向けて検討を続けているところである。

これらの取組により、国民一人一人の人権意識を高め、人権尊重思想の普及高揚を図るという目標 達成に有効・効率的に寄与したものと考える。

【測定指標2関係】

達成手段①「人権侵害による被害者救済活動の実施」において実施した人権相談及び調査救済体制の整備により、子ども、女性、高齢者・障害者を始め、人権に関する悩みを抱えている多くの方々に相談と問題解決の機会を提供し、多種多様な人権侵犯事件について事案に応じた適切な対応を行うことができた。

また、新規に救済手続を開始した人権侵犯事件の内訳を見ると、インターネットを利用した人権侵犯事件が1,736件(対前年比で21.5パーセント増加)、労働権に関する人権侵犯事件が2,488件(対前年比で10.8パーセント増加)、学校におけるいじめに関する人権侵犯事件が3,883件(対前年比で3.2パーセント増加)と、それぞれ前年から増加している。

平成27年の特徴的な動向としては、インターネットを利用した人権侵犯事件に関する人権侵犯事件の件数が昨年に引き続き過去最高となっており、10年前である平成17年の件数(272件)と比較すると6.4倍の増加である。

これらのことから、国民や社会のニーズが高い人権課題や時勢に応じて新たに発生・増加する人権 侵害事案に対しても人権相談ができる環境を整えることにより、人権侵害事案の発生を広く把握し、 速やかに調査・救済手続につなげ、人権侵害事案の迅速的確な調査を行うとともに適切な救済措置を 講じるという目標達成に有効に寄与したものと考える。

また、人権相談においても、事業の効率化の観点から見直しを図ることにより、経費の縮減を図った。

次期目標等への反映の方向性

【施策】

今日においても、子ども、高齢者、障害のある人への虐待、配偶者・パートナーからの暴力、自殺に至るような深刻な「いじめ」など、人権が侵害される事案は後を絶たない。また、最近では、インターネットを悪用した人権侵害や、「ヘイトスピーチ」事案など外国人の人権問題が大きな社会問題となっている。このような現状において、全ての人が互いの人権を尊重しながら共に生きる社会の実現がより一層求められている。

こうした社会の実現のために、国民の一人一人が人権尊重の理念を正しく理解することが重要であり、こうした理解を深めるため、国民一人一人の人権に関する理解・関心の度合いに応じた不断の人権啓発活動の実施が必要である。

また、このような社会の実現のためには、人権侵害事案が発生した場合に被害の救済及び予防を図ることが重要であり、人権相談体制の整備を通じて、気軽に相談できる機会を広く提供し、人権侵害に関わる問題を幅広く把握し、これに適切に対応するほか、人権侵害事案について、調査救済体制の整備を通じて、迅速的確な調査を行うとともに、適切な救済措置を講ずる必要がある。

以上のことから、本施策については、現在の目標を維持し、引き続き各取組を推進していくこととする。

【測定指標1,2】

今後も、その時々の社会情勢に応じた人権課題を取り上げ、国が中心となって、国民一人一人の人

|権意識を高め,人権への理解を深めてもらうための啓発活動を実施していく。

また、より幅広い層に対し、多種多様な手法や媒体を通じて、人権啓発活動等を実施していく。

さらに、人権相談・調査救済体制の整備については、引き続き、気軽に人権相談ができる環境を整 え、人権侵害事案の発生を広く把握し、迅速的確な調査及び適切な救済措置を講じるとともに、社会 的要請にも適切に応じた相談・調査救済処理の実施に係る施策を推進していく。

学識経験を有 1 実施時期 する者の知見 の活用

- 平成28年7月1日
- 2 実施方法 会議
- 3 意見及び反映内容の概要 なし

う過程におい て使用した資 料その他の情 報

政策評価を行る評価の過程で使用したデータや文献等

- ·「平成27年度人権啓発活動実施報告書」
 - (人権擁護局人権啓発課、平成28年3月作成、対象期間:平成27年4月1日~平成28
- ・「ハンセン病に関するシンポジウム結果報告」
 - (人権擁護局人権啓発課、平成22年度~平成27年度の各年度で作成、対象期間:平成 22年4月1日~平成28年3月31日)
- ・「第31~35回全国中学生人権作文コンテスト中央大会の表彰等について」 (人権擁護局人権啓発課、平成22年度~平成27年度の各年度で作成、対象期間:平成 22年4月1日~平成28年3月31日)
- 「子どもの人権110番における相談件数に関する調査」 (人権擁護局調査救済課,平成27年3月作成,対象期間:平成23年1月1日~平成27 年12月31日)
- ・「女性の人権ホットラインにおける相談件数に関する調査」 (人権擁護局調査救済課,平成28年3月作成,対象期間:平成23年1月1日~平成27 年12月31日)
- 「児童・生徒から送付された子どもの人権SOSミニレターの通数に関する調査」 (人権擁護局調査救済課,平成28年3月作成,対象期間:平成23年1月1日~平成27 年12月31日)
- •「社会福祉施設等における特設人権相談所の開設件数に関する調査」 (人権擁護局調査救済課、平成28年3月作成、対象期間:平成23年1月1日~平成27 年12月31日)
- 「インターネットによる人権相談に関する調査」 (人権擁護局調査救済課、平成28年3月作成、対象期間:平成23年1月1日~平成27 年12月31日)
- 「女性に対する人権侵犯事件の対応件数に関する調査」 (人権擁護局調査救済課,平成28年3月作成,対象期間:平成23年1月1日~平成27 年12月31日)
- 「子どもに対する人権侵犯事件の対応件数に関する調査」 (人権擁護局調査救済課,平成28年3月作成,対象期間:平成23年1月1日~平成27 年12月31日)
- 「高齢者に対する人権侵犯事件の対応件数に関する調査」 (人権擁護局調査救済課,平成28年3月作成,対象期間:平成23年1月1日~平成27

年12月31日)

- ・「障害のある人に対する人権侵犯事件の対応件数に関する調査」 (人権擁護局調査救済課,平成28年3月作成,対象期間:平成23年1月1日~平成27 年12月31日)
- ・「インターネット上における人権侵犯事件の対応件数に関する調査」 (人権擁護局調査救済課,平成28年3月作成,対象期間:平成23年1月1日~平成27 年12月31日)
- ○評価の過程で使用した公的統計
 - ・人権擁護に関する世論調査(平成24年8月調査)(内閣府)

備考

【行政事業レビュー点検結果の平成29年度予算概算要求への反映内容】

- ・単位当たりコスト上昇及び不用額発生の原因となった外国語人権相談ダイヤル関係経費 につき、実施手法を見直して経費の削減を図った。
- ・人権擁護委員組織体端末整備経費(ネットワーク用パソコン借料)にかかる執行実績を 踏まえた見直し等を行い、経費の削減を図った。
- ・人権啓発活動の実施に当たっては、効果検証結果を踏まえ、より効果的な活動になるよう事業の見直しを行った。また、人権意識自己診断実施経費については、実施内容の見直しを行うことにより、実施規模の縮減を行い、経費の削減を図った。
- ・社会情勢等を踏まえ、震災関係シンポジウムの実施回数及び人権状況調査にかかる対象 テーマ・対象人数の見直しを行い、経費の削減を図った。
- ・地方公共団体に対し、人権啓発活動の効果検証の実施方法につき改めて指導するとともに、事業の見直し結果を次年度計画に反映させるよう指示した。なお、外国人の人権状況 実態調査経費については、その必要性に鑑み、廃止することとした。

担当部局名

人権擁護局総務課,調査救済課,人権啓発課

政策評価実施時期

平成28年8月

- *1 「人権教育・啓発に関する基本計画(平成14年3月15日閣議決定、平成23年4月1日一部変更)」 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(平成12年法律第147号)第7条に基づき策定された人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画
- *2 「人権教室」

子どもたちが「いじめ」等について考える機会を作ることによって、相手への思いやりの心や生命の尊さを体得してもらうことなどを目的として、主に小学生を対象に行う啓発活動

*3 「人権の花運動」

児童が協力して花の種子,球根等を育てることによって,生命の尊さを実感する中で,豊かな心を育み,優しさと思いやりの心を体得することを目的として,主に小学生を対象に行う啓発活動

*4 「全国中学生人権作文コンテスト」

次代を担う中学生が、人権問題についての作文を書くことによって、人権について理解を深め、豊かな 人権感覚を身に付けること、及び入賞作品を周知広報することによって、広く一般に人権尊重思想を根付 かせることを目的とした啓発活動(別紙1参照)

*5 「人権シンポジウム」

様々な人権課題をテーマとしてシンポジウムを実施することにより、広く人権尊重思想の普及高揚を図ることを目的とした啓発活動(別紙2参照)

*6 「人権啓発フェスティバル」

開催地の法務局・地方法務局等が法務省等の協力を得て、市民参加型の方式を取り入れつつ、幅広い各種の人権啓発活動を一体的・総合的に実施することにより、地域住民の参加を促し、広く人権尊重思想の普及高揚を図ることを目的とした啓発活動

*7 「子どもの人権110番」

全国の法務局・地方法務局に設置されている子どもの人権問題に関するフリーダイヤルの専用相談電話

*8 「女性の人権ホットライン」

全国の法務局・地方法務局に設置されている女性の人権問題に関する専用相談電話

*9 「子どもの人権SOSミニレター」

子どもをめぐる様々な人権問題の解決を図るため、全国の小中学校に「子どもの人権SOSミニレター」(返信用封筒と便箋を一体化し、料金受取人払手続を施したもの)を配布し、子どもから返信されたミニレターを通じて、法務局・地方法務局職員又は人権擁護委員が悩みごとの相談に応じる。

政策評価調書(個別票1)

【政策ごとの予算額等】

	政策名		国の利害に関	係のある争訟の適正・迅速な処	理	
	評価方式	総合·実績·事業	政策目標の達成度合い		番号	19
		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度概算要求額
	当初予算(千円)	1, 796, 216	1, 825, 936	1, 826, 542	1, 838, 257	1, 934, 81
予 算	補正予算(千円)	Δ 840	0	19, 079	0	
の状況	繰越し等 (千円)	0	39, 996, 610	1, 749, 132		
	計 (千円)	1, 795, 376	41, 822, 546	3, 594, 753		
	執 行 額 (千円)	1, 453, 743	41, 660, 230	3, 487, 248		
	政策評価結果の概算要求 への反映状況	本政策はモニタリング中(政策評f の反映は困難である。	価実施予定時期は平成30年8月)であり、直近の平成27年月	度における政策評価結果は出	ていないため、概算要求へ

政策評価調書(個別票2)

政策名			国の利害に関係のあ	ある争訟の適正・迅速な処理		番号		19			(千円)
		予算科目								算額	
	整理番号	会計	組織/勘定	項		事	項		28年度 当初予算額	29年度 概算要求額	政策評価結果の反映に よる見直し額(削減 額)合計
	• 1	一般	法務本省	訟務費	訟務遂行に必	要な経費			1, 838, 257	1, 934, 816	
対応表に											
いて● なって											
いるもの											
				小計					1, 838, 257 の内数		
d応表に Sいて◆											
なって いるもの											
				小計							
		1		Λ _Ε					の内数		
									< >	> < >	
対応表に									< >	> < >	
が表に いて〇 なって									< >	>	
いるもの									< >	> < >	
				小計					の内数	の内数	
										> < >	
									< >	>	
が表に いて◇									< >	>	
:なって いるもの										< >	
				\/\ = 1							
				1,91					の内数		
				合計							
Sいて◇ なって				小計					< >	<	>

政策評価調書(個別票3)

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名	政策名 国の利害に関係のある争訟の適正・迅速な処理				番号	19	(千円)		
			予算額					•	(11.27
事務事業名	整理番号	28年度 当初 予算額	29年度 概算要求額	増△減額	政策評価結果の反映に よる見直し額(削減額)		政策評価結果の概算要求への反映内容		中内容
訟務事件の適正処理	• 1	1, 838, 257	1, 934, 816	96, 559		本政策はモニタ り、直近の平成2 映は困難である。	タリング中(政策 27年度における』	評価実施予定時期 政策評価は出ていた	は平成30年8月)であ ないため、概算要求への原
合計	·	1, 838, 257	1, 934, 816	96, 559					

平成28年度事後評価の実施に関する計画(政策評価の事前分析表)

(法務省28-(17))

施策名	国の利害に関係のある争訟の適正・迅速な処理
担当部局名	訟務局
施策の概要	国民の期待に応える司法制度の実現に寄与するため、国の利害に関係のある争訟を適正・ 迅速に処理する。
政策体系上 の位置付け	国の利害に関係のある争訟の統一的かつ適正な処理 (IV-11-(1))
達成すべき 目標	国の利害に関係のある争訟を適正・迅速に処理するため、訟務組織における人的・物的体制の充実強化を図るとともに、法律問題を抱えている行政機関に訟務局、法務局訟務部及び地方法務局訟務部門が実施している法律意見照会制度を積極的に利用させる。
目標設定の考え方・根拠	国の利害に関係のある訴訟について、国の立場から法と証拠に基づいた適切な主張立証を尽くすことは、裁判所の適切な事実認定と正しい法律の解釈適用に基づいた裁判の実現に資するものである。これによって、国の正当な利益が擁護されるとともに、個人の権利利益と国民全体の利益との間に正しい調和が図られ、ひいては行政活動は法律に基づいて実施されなければならないという法律による行政の原理が貫徹されることが期待されている。その意味で「勝つべき事件には勝ち、負けるべき事件には負けるべきところで正しく負ける」というのが国のあるべき姿であり、これに向けて適切な訴訟活動をすることが訴訟の適正な処理の内容となる。また、訴訟の審理期間が長期化することは、訴訟の相手方である国民にとっても経済的、精神的に大きな負担になるため、訴訟当事者である国としても訴訟の迅速な処理に努める責務があり(裁判の迅速化に関する法律"第7条1項参照)、これも、訴訟の適正な処理の処理の重要な内容を成している。提訴から判決までにどの程度の時間が掛かるかという問題は、当該訴訟の内容や相手方の訴訟対応、裁判所の訴訟指揮等の要因にも大きく左右されるが、訴訟の当事者である国としても審理の迅速化に向けて最大限の対応をすることが求められている。このようなことから、各種研修・打合せ会等を通じた訟務担当者の能力向上を図るともに、事務合理化機器の積極的利用による事務処理の効率化を図ることにより、訟務組織における人的・物的体制の充実強化を目指すこととした。加えて、法律意見照会制度について、関係行政機関に対して周知活動を行うことにより、その積極的な利用促進を図ることとした。
内閣の重要政策	○法務省設置法(平成11年法律第93号)第4条第31号 ^{*3} ○裁判の迅速化に関する法律(平成15年法律第107号)第2条第1項,第7条 ○第162回国会における内閣総理大臣施政方針演説(平成17年1月21日) ^{*4}
政策評価実施 予定時期	平成30年8月

測定指標			施策の進捗状況(目標)
测处担保	基準	基準年度	26年度~29年度
1 訟務組織における人的・物的 体制の充実強化	ı	_	各種研修・打合せ会等を通じて、訟務担当者の 能力向上を図る。また、事務合理化機器の積極的 利用により、事務処理の効率化を図る。

測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠

争訟を適正・迅速に処理するためには、訟務組織における人的・物的体制を充実させ、これを強化することが極めて重要である。すなわち、人事異動により毎年4月に多くの訟務担当者が入れ替わるが、新たに訟務の仕事を担うことになった職員に対して充実した内容の各種研修を行い、訟務の役割を十分に理解させ、その専門的能力を高めることが不可欠となる。

また、事務打合せ会等を通じて訴訟対応方針の検討や訴訟担当者間で協議・情報交換を行い、その結果を 訴訟の処理に反映させることも重要となる。さらに、テレビ会議装置等の事務効率化機器を最大限活用する ことにより、事務処理の迅速化・効率化を図る必要もある。

そこで、このような訟務組織における体制の充実の程度を、争訟の適正・迅速処理という目標達成の測定指標とすることにし、下記参考指標の実績値等を分析することにより、達成度合いを評価することにした。

施策の進捗状況(実績)

25年度 26年度

平成25年度に開催した研修の実施回数,開催日数 及び参加人数は、いずれも前年度を上回っている。 打合せ会等は、実施回数、延べ日数については前年 度を上回っているが、参加人数については前年度を わずかに下回っている。

事務合理化機器であるテレビ会議装置の利用実績は、平成24年度の利用回数・延べ利用時間数を大幅に上回っている。

平成26年度に開催した研修の実施回数,開催日数 及び参加人数は、いずれも前年度を上回っている。 打合せ会等の実施回数及び延べ日数については前年 度を上回っているが、参加人数については前年度を わずかに下回っている。

事務合理化機器であるテレビ会議装置の利用実績は、平成25年度の利用回数及び延べ利用時間数を大幅に上回っている。

27年度 28年度

平成27年度に開催した「研修」については、前年度に比較して各数値が減少しているが、平成24年度から平成26年度までの3箇年度の平均値と比較すればいずれも大きな増加となっている。「打合せ会等」については、実施回数は増加したものの、延べ日数及び参加人数が減少している。

事務合理化機器であるテレビ会議装置の利用実績は、平成26年度の利用回数・延べ利用時間数を大幅に上回っている。

年度ごとの実績値 参考指標 21年度 22年度 23年度 24年度 25年度 26年度 27年度 28年度 実施回数 (回) 87 101 102 112 132 180 163 研修 188 217 255 323 302 延べ日数(日) 184 参加人数(人) 1.746 1.796 2.508 2.624 2.834 3.964 3.800 112 99 実施回数 (回) 111 112 123 142 146

打合せ会等	延べ日数(日)	159	145	138	122	153	167	160	
	参加人数(人)	3, 677	3, 901	3, 115	3, 879	3, 796	3, 619	3, 238	
	とても有意義であった(人)	1		ı	100	106	93	99	
III MA A A A A A	有意義であった(人)	ı	1	ı	64	49	49	46	
研修のアン ケート結果	どちらともいえない (人)	ı		Ι	4	2	3	0	
	あまり有意義でなかった(人)		1	-	0	1	0	0	
	有意義でなかった (人)		1	_	0	0	0	0	
- ı ı;∧=¥	利用回数(回)	78	206	456	459	637	836	1, 477	
テレビ会議 装置	延べ利用時間(時間)	92	333	889	825	1, 177	1, 544	2, 109	
	導入庁数⁵ (庁)	9	15	15	15	25	25	51	

測定指標		基準		施策の進捗状況(目標)
	测 足拍 惊		基準年度	26年度~29年度
2	法律意見照会制度の積極的利 用の促進	I	I	法律意見照会制度について,関係行政機関に対 して周知活動を行い,その積極的な利用促進を図 る。

測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠

訟務局、法務局訟務部及び地方法務局訟務部門は、各行政機関が現に有している又は将来予想される紛争に関する法律問題について、当該行政機関からの照会に応じて法律的見解を述べたり、助言などを行う法律意見照会を実施している。これが積極的に活用されれば、紛争を未然に防止し、あるいは早期にこれを解決することが可能となる。また、法律意見照会により、訟務としても、あらかじめ争点、問題点等について検討しておくことができるため、現実に訴訟が提起された場合においても、より適正・迅速に訴訟を処理することができる。さらに、国が訴訟を処理するに当たっては、所管する行政機関の協力が必要不可欠であるところ、法律意見照会制度の積極的利用をきっかけとして、その協力関係が一層充実強化されるという効果も期待できる。

そこで、法律意見照会制度の積極的利用の促進を測定指標とし、下記参考指標の実績値等を分析することにより、達成度合いを評価することにした。

施策の進捗状況(実績)					
25年度	26年度				
周知活動として、行政機関等に出向くなどして法律意見昭会制度の説明を457回行い、積極的な利用保					

27年度	28年度
27年度	28年度

周知活動として、行政機関等に出向くなどして法 律意見照会制度の説明を538回行い, 積極的な利用促 進を図った。なお、法律意見照会の事件数は前年度より増加し、2,200件であった。

	参考指標				年度ごと	の実績値			
	多方 田保			23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
法律意見照会事件数(件)		1, 565	2, 008	2, 095	2, 178	2, 150	2, 157	2, 200	
行政機関等	打合せ会等での説明(回)	68	76	82	77	79	83	85	
律意見照会制度の周知	出向いての説明(回)	206	245	223	291	378	368	453	
状況	合 計	274	321	305	368	457	451	538	

達成手段	7	等額計(執行額)		28年度 当初	関連する
(開始年度)	25年度	26年度	27年度	予算額	指標
①訟務事件の適正処理 (昭和22年度)	889百万円 (794百万円)	899百万円 (826百万円)	832百万円 (776百万円)	931 百万円	1, 2

達成手段の概要等

平成28年行政事業 レビュー事業番号

法務省、法務局及び地方法務局において、パソコン、プリンタ、データベース等の事 務合理化機器や法律文献等を整備するなど執務環境を整え,また,訟務資料を作成する 0055

などして、大型化・複雑困難化している国の利害に関係のある訴訟について、国の立場から適正かつ効率的 な主張立証活動を行う。

達成手段の実施により、国の立場からの主張を行うための資料や執務環境が整備され、より適正かつ効率 的な主張立証活動が可能となる。また、訟務事務を行うための人材の育成を効率的に行うことができ、訟務 事務の習熟度の上昇を見込むことが可能となる。加えて、達成手段の実施により、法律意見照会制度の周知 に必要な資料の作成や法律意見照会事件数そのものの上昇も見込むことができ、測定指標の上昇に寄与する ということができる。

	7	等額計(執行額)		28年度
佐笠の3笠姫・劫行姫	25年度	26年度	27年度	当初予算額
施策の予算額・執行額	1, 795百万円 (1, 454百万円)	41,823百万円 (41,660百万円)	3,595百万円 (3,487百万円)	1, 838 百万円

- (注) 平成26年度の執行額41,660百万円には、予備費使用額39,997百万円を含む。 (注) 平成27年度の執行額3,487百万円には、予備費使用額1,768百万円を含む。

第2条 裁判の迅速化は、第一審の訴訟手続については二年以内のできるだけ短い期間内にこれを終局させ、その他の裁判所における手続についてもそれぞれの手続に応じてできるだけ短い期間内にこれを終局させることを目標として、充実した手続を実施すること並びにこれを支える制度及び体制の整備を図ることにより行われるものとする。

(当事者等の責務)

第7条 当事者、代理人、弁護人その他の裁判所における手続において手続上の行為を行う者(次項において「当事者等」という。)は、可能な限り裁判の迅速化に係る第二条第一項の目標が実現できるよう、手続上の権利は、誠実にこれを行使しなければならない。

- 2 前項の規定は、当事者等の正当な権利の行使を妨げるものと解してはならない。
- *2 係属している主な訴訟の概要及び国の主張並びに主な判決については、法務省ホームページ「国に関する 訴訟情報」中の「係属中の主な訴訟の概要」(http://www.moj.go.jp/shoumu/shoumukouhou/shoumu01_00024.h tml) 及び「主な判決一覧」(http://www.moj.go.jp/shoumu/shoumukouhou/shoumu01_00023.html) において掲載している。
- *3 「法務省設置法(平成11年法律第93号)」

(所掌事務)

第4条 法務省は、前条の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

三十一 国の利害に関係のある争訟に関すること。

*4 「第162回国会における内閣総理大臣施政方針演説(平成17年1月21日)」

国民に身近で頼りがいのある司法を実現するため、裁判の迅速化や刑事裁判に国民が参加する裁判員制度の 導入など、我が国の司法制度の在り方を半世紀ぶりに改めました。今後は、制度の着実な実施を図ってまい ります。

*5 「導入庁数」

テレビ会議装置の導入庁数は、年度末までに導入されている庁を示している。

なお,初年度である平成21年度は、11月から利用を開始(9庁)、平成22年度増設分は9月から利用を開始(6庁)、平成25年度増設分は10月から利用を開始(10庁)、平成27年度増設分は1月から利用を開始している(26庁)。

政策評価調書(個別票1)

【政策ごとの予算額等】

	初 予 算 (千 円)	実績 25年度	政策目標の達成度合い	目標達成	番号	20
 補	初予算(千円)		06年盛			
 補	初予算(千円)		26年度	27年度	28年度	29年度概算要求額
[]''''		18, 729, 600	19, 659, 780	20, 536, 495	19, 672, 612	23, 863, 7
	正予算(千円)	1, 355, 553	362, 690	2, 529, 052	4, 098, 019	
<u> </u>	越し等(千円)	42, 683	0	Δ 1, 877, 804		
	計(千円)	20, 127, 836	20, 022, 470	21, 187, 743		
	執 行 額 (千円)	19, 308, 942	19, 649, 800	20, 646, 370		
政策	評価結果の概算要求 への反映状況	政策評価を踏まえ、リース契約が消 を行った。	觜了するシステム機器についてリ	―ス期間満了後もその契約を延	伸することによって経費縮減	減を図り,予算の減額要

政策評価調書(個別票2)

政策名				円滑な出入国審査及	び不法滞在者等対策の推進		番号	20				(千円)
					予 算 科 目		-				章額	政策評価結果の反映に
	整理	番号	会計	組織/勘定	項		事	項		28年度 当初予算額	29年度 概算要求額	政策評価結果の反映に よる見直し額(削減 額)合計
	● 1 一般会計 法務本省 出入国管理企画調整推進費 出入国管理の企画調整及び推進に必要な経費								1, 243, 907	1, 318, 349		
4144.	•	2	一般会計	地方入国管理官署	出入国管理業務費	国管理業務費 出入国管理業務に必要な経費				18, 428, 705	22, 545, 359	△ 353, 112
対応表に おいて● となって	•	3										
いるもの	•	4										
		小計								19, 672, 612	23, 863, 708	△ 353, 112
	•	1										
	•	2										
対応表に おいて◆ となって	•	3										
となって いるもの	•	4										
	小計											
		Ī			7'si					の内数	の内数	
	0	1							<	>	>	
対応表に おいて〇	0	2							<	>	< >	
となって	0	3							<	>	< >	
いるもの	0	4							<	>	< >	
					小計					の内数	の内数	
	\$	1							<	>	< >	
	♦	2							<	>	< >	
対応表に おいて◇ となって	♦	3							<	>	< >	
いるもの	♦	4							<	>	< >	
				-1	小計	'				の内数	の内数	
					合計					19, 672, 612	23, 863, 708	△ 353, 112

政策評価調書(個別票3)

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名		円:	滑な出入国審査及	なび不法滞在者等	対策の推進		番号	20	(千円)
事務事業名	整理番号	28年度 当初	予算額 29年度	増△減額	政策評価結果の反映による見直し額(削減額)		政策評価結果(D概算要求への反映	
		予算額	概算要求額	增益 減額					
出入国審査システムの 維持・管理	• 2	4, 535, 443, 000	7, 291, 616, 000	2, 756, 173, 000	△ 185, 674	き要求する一方, リーの契約を延伸すること	ース契約の期間が満了 とによって借料の縮減	するシステム機器につき を図り、予算の減額要	
外国人の出入国情報の 管理	• 2	2, 080, 210, 000	2, 094, 903, 000	14, 693, 000	△ 167, 438	政策評価結果を踏まだき要求する一方、リーの契約を延伸すること	-ス契約の期間が満了	するシステム機器につ	後の推進に必要な経費を引き続 Dいて、リース期間満了後もそ 要求を行った。
合計					△ 353, 112				

平成28年度事後評価の実施に関する計画(政策評価の事前分析表)

(法務省28-(18))

施策名	円滑な出入国審査及び不法滞在者等対策の推進
担当部局名	入国管理局総務課企画室
施策の概要	我が国の国際交流の推進及び観光立国実現のため、円滑な出入国審査の実施を推進するとともに、安全・安心な社会の実現のため、不法滞在者等 ^{*1} 対策を推進する。
政策体系上 の位置付け	出入国の公正な管理 (V-12-(1))
達成すべき 目標	・円滑な出入国審査の実施を推進するため、自動化ゲート ^{*2} の利用者登録数の増加及び自動化ゲート利用率の向上を図る。 ・偽装滞在が疑われる者に対し、在留資格取消を厳格に実施することで、偽装滞在者 ^{*3} への対策を推進する。
目標設定の考え方・根拠	・円滑な出入国審査を実施することは、政府を挙げて取組を進めている観光立国の実現に 貢献するものであるところ、国際便の発着が一定の時間帯に集中するなどして空港の出入 国審査場が混み合う場合への対応策として、日本人及び在留外国人については、事前の登録により、審査ブースに並ぶことなく、スムーズに出入国審査手続を受けることができる自動化ゲートの一層の利用促進を図ることが有効である。観光立国推進閣僚会議が平成27年6月に取りまとめた「観光立国実現に向けたアクション・プログラム2015」、16においても、入国審査に要する待ち時間短縮のための取組として、「日本人の自動化ゲート利用者数の増加を図る」ことが掲げられている。出入国手続の一部が機械化される自動化ゲートの利用促進により、入国審査官を、新規入国外国人の審査に充てることが可能となり、結果的に、自動化ゲートの利用対象外の外国人についても出入国審査の待ち時間が縮減されることが期待される。 ・「偽装滞在者」の増加が懸念されており、犯罪対策閣僚会議が取りまとめ、平成25年12月に閣議決定された「「世界一安全な日本」創造戦略」、5においては、「平成24年7月から実施している新しい在留管理制度、6により得られる在留外国人に係る情報等を的確に分析し、不法滞在者・偽装滞在者の実態を解明し、効率的な摘発や在留資格取消手続等の推進を図ることが必要である。」とされているところ、入国管理局では、偽装滞在者に対し、在留資格取消を厳格に実施することで偽装滞在者の排除を推進していく。
内閣の重要政策	〇観光立国実現に向けたアクション・プログラム2015(平成27年6月5日観光立国推進閣僚会議決定) 〇「世界一安全な日本」創造戦略(平成25年12月10日閣議決定)
政策評価実施 予定時期	平成29年8月

	測定指標	基準値		年ごとの目標値
	则处怕惊	基华 但	基準年	28年
1	自動化ゲート利用者	181, 431	27年	対27年増

測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年)の設定の根拠

日本人及び在留外国人が自動化ゲートを利用するためには事前の登録が必要であることから、自動化ゲート利用者登録数を測定指標とし、自動化ゲート利用促進のためには、少なくとも前年と比べて自動化ゲート利用者登録数を増加させることが重要であることから、前年を基準年として自動化ゲート利用者登録数増加を目標値とした。

過去の実績		年	ごとの実績値	直	
	23年	24年	25年	26年	27年
自動化ゲート利用者登録数(件)	62, 030	69, 043	88, 671	129, 684	181, 431

加宁长槽	測定指標 基準値		年ごとの目標値				
则	基华 胆	基準年	28年				
2 自動化ゲート利用率 (%)	6.8	27年	対27年1.1ポイント増(7.9%)				

測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年)の設定の根拠

各年の自動化ゲートの利用状況は、自動化ゲート利用率(日本人及び外国人の自動化ゲート通過者数の合計値を4大空港(成田空港、羽田空港、中部空港、関西空港)における日本人出帰国者数及び外国人の再入国許可による出入国者数の合計値で割った値)により把握することが可能であることから、測定指標を自動化ゲート利用率とした。平成23年以降の実績値をみると、平均1.1ポイントずつ増加しているところ、28年においても同程度の利用率の増加を図る観点から、前年より1.1ポイント増(7.9%)を目標値とした。

"是十 0 字结	年ごとの実績値						
過去の実績	23年	24年	25年	26年	27年		
自動化ゲート利用率(%)	2. 5	2. 9	3.8	5. 0	6. 8		
<u> </u>		年	ごとの実績値	直			
参考指標	23年	24年	25年	26年	27年		
自動化ゲート通過者数(人)	847, 348	1, 037, 352	1, 322, 434	1, 690, 557	2, 229, 976		
4 大空港(成田,羽田,中部,関西)における 日本人出帰国者数及び外国人の再入国許可によ る出入国者数の合計値(人)	33, 452, 267	35, 784, 458	34, 416, 567	33, 712, 574	32, 965, 417		

	测中长槽	測定指標 基準値		年度ごとの目標値		
	測定指標 基準 基準 基準		基準年	28年		
3	在留資格取消件数(件)	306	27年	対27年増		

測定指標の選定理由及び目標値(水準・目標年度)の設定の根拠

在留資格取消制度は、本邦に在留する外国人が、偽りその他不正の手段により上陸許可の証印等を受けた

場合や、在留資格に基づく本来の活動を一定期間行わないで在留していた場合などに、当該外国人の在留資格を取り消す制度であるところ、平成24年7月から、在留資格取消対象者の範囲が拡大され、その中で偽装滞在者に対してもより的確に対処できるようになったことを受け、在留資格取消件数を測定指標とし、偽装滞在者に厳格に対応するため、同制度の積極的な活用を図るとの観点から、その前年増を目標値とした。

海土の安建	年ごとの実績値					
	過去の実績	23年	24年	25年	26年	27年
	在留資格取消件数(件)	307	238	269	286	306

達成手段				28年度 当初	関連 する	
(開始年度)	25年度	26年度	27年度	予算額	指標	
①出入国管理業務の実施 (昭和25年度)	4, 562百万円 (4, 270百万円)	4, 415百万円 (4, 208百万円)	5, 322百万円 (5, 009百万円)	6, 116 百万円	1, 2, 3	
	達成手段の概要等					
本邦に上陸する外国人の上の確認を行う。	陸審査、帰国する日	本人の確認,出国す	^ナ る日本人・外国人	00	56	

本邦に在留する外国人の在留資格の変更、在留期間の更新の許可、資格外活動の許可等を行う。 本邦に不法に滞在する外国人の取締り及び退去強制手続を行う。

本邦にある外国人が難民条約上の難民に該当するか否かの認定を行う。

達成手段	予算額計 (執行額)				関連する
(開始年度)	25年度	26年度	27年度	当初 予算額	指標
②中長期在留者 ^{*7} 住居地届出 等事務の委託 (平成24年度)	712百万円 (702百万円)	663百万円 (663百万円)	859百万円 (859百万円)	778 百万円	Ι
	平成28年 レビュー	行政事業 事業番号			
在留管理制度においては、 : 必要があるところ、中長期在				00	57

人からの届出を受理し、法務大臣に通知したり、在留カードに記載する等の事務を行うこととなる。住居地情報は、在留管理制度の根幹をなすものであり、住居地の届出義務不履行に対しては、不利益処分や罰則が設けられているものであって、市町村の長が行うこれらの事務は極めて重要であり、第1号法定受託事務^{*8}として、国がその経費の全部を負担すべきものとされている。

達成手段	予算額計 (執行額)				関連する
(開始年度)	25年度	26年度	27年度	当初 予算額	指標
③市場化テスト(民間競争 入札)導入に伴う民間業務 の委託	203百万円 (166百万円)	218百万円 (210百万円)	213百万円 (210百万円)	213 百万円	_

(平成23年度)					
達成手段の概要等					行政事業 事業番号
外国人在留総合インフォメ に係る相談等対応業務及びそ:			出入国管理業務手続	00	58

入国・在留手続の窓口業務として、在留資格取得許可申請、在留期間更新許可申請、在留資格変更許可申請、永住許可申請、資格外活動許可申請、就労資格証明書交付申請に関する事務及び在留資格認定証明書交付申請の受理に関する事務等を行う。

達成手段				28年度 当初	関連 する	
(開始年度)	25年度	26年度	27年度	予算額	指標	
④被収容者等の処遇 (昭和25年度)	1,624百万円 (1,589百万円)	1,656百万円 (1,610百万円)	1,735百万円 (1,696百万円)	1,767 百万円	1	
	達成手段の概要等					
我が国の外国人受入れ政策 て刑事手続により処罰された				00	59	

政令第319号)に基づき退去強制を受けることになっており、その一環として、同法に違反する容疑があるとして違反調査を実施するために収容令書を発付された者及び退去強制手続の最終形態として国外送還のための退去強制令書が発付された者については、その逃亡を防止し確実な退去強制手続を担保するため、収容施設に収容することとしている。

達成手段	予算額計(執行額)	章額計(執行額)		関連する	
(開始年度)	25年度	26年度	27年度	当初 予算額	指標
⑤バイオメトリクスシステムの維持・管理 (平成19年度)	5, 237百万円 (5, 022百万円)	5,377百万円 (5,357百万円)	4, 476百万円 (4, 398百万円)	4, 183 百万円	1, 2
	平成28年 レビュー	行政事業 事業番号			
以下のシステムの運用。				00	60

・個人識別情報システム

上陸審査時に外国人本人から取得した指紋及び顔写真からなる個人識別情報 (バイオメトリクス) を,入 国管理局が保有する要注意人物リストと照合することによって,より正確かつ迅速な要注意人物の発見が可 能となる。

なお、照合の結果から要注意人物と疑われる者に対しては、慎重審査を行い、入国が認められない人物であることが判明した場合には、退去強制、退去命令を行うこととなる。

自動化ゲートシステム

個人識別情報(バイオメトリクス)の事前登録を行った日本人及び一定の要件(再入国許可を受けている等)に該当する外国人については、自動化ゲートの通過時に旅券情報及び指紋を提供(外国人については指紋に加え顔写真も提供)することにより、通常よりも簡易な手続による出入(帰)国が可能となる。

達成手段	予算額計(執行額)	28年度 当初	関連
		— 17/1	9 %)

(開始年度)	25年度	26年度	27年度	予算額	指標
⑥出入国審査システムの維持・管理 (- 年度)	4, 682百万円 (4, 471百万円)	4, 429百万円 (4, 423百万円)	5, 355百万円 (5, 340百万円)	4, 535 百万円	1, 2, 3
	平成28年 レビュー	行政事業 事業番号			
以下のシステムの運用。					61

・日本人出帰国審査システム

日本人の出帰国手続のデータ管理システム

・在留カード等発行システム

中長期在留者等に係る在留カード等を発行するシステム

電子届出システム

中長期在留者が所属機関や身分関係について変更が生じた場合にインターネットを利用して法務大臣に届け出るシステム

指紋照合システム

退去強制手続等の外国人の指紋及び顔画像データ管理システム

・事前旅客情報システム

乗員及び乗客情報を入国管理局が保有する要注意人物リストと照合するシステム

・乗員上陸許可支援システム

海港における乗員上陸許可に係る電子手続の管理システム

達成手段		28年度 当初	関連する		
(開始年度)	25年度	26年度	27年度	予算額	指標
⑦外国人の出入国情報の管理 (- 年度)	3, 109百万円 (3, 088百万円)	3, 264百万円 (3, 180百万円)	3, 227百万円 (3, 134百万円)	2, 080 百万円	1, 2, 3
	平成28年 レビュー	行政事業 事業番号			
以下のシステムの運用。 ・外国人出入国情報システム					62
外国人に係る出入国審査等	の各手続を行うデー	-タ管理システム			

		28年度		
施策の予算額・執行額	25年度	25年度 26年度		当初予算額
心 本の ア 昇 領・	20, 128百万円 (19, 309百万円)	20,022百万円 (19,650百万円)	21, 188百万円 (20, 646百万円)	19, 673 百万円

*1 「不法滞在者等」

不法残留者 (正規の手続を経て在留資格を取得後, 許可された在留期間を超えて不法に滞在する者) や不 法入国者 (密航等により入国した者など正規の上陸手続を経ずに我が国に滞在する者) 等の不法滞在者に加 えて、偽装結婚、偽装留学、偽装就労など、偽変造文書や虚偽文書を行使するなどして身分や活動目的を偽り、あたかも在留資格のいずれかに該当するかのごとく偽装して不正に在留許可を受け、実際には不法に就労等するいわゆる偽装滞在者も含む。

*2 「自動化ゲート」

自動化ゲートとは、あらかじめ入国管理局に指紋等の個人識別情報(バイオメトリクス)を提供して利用者登録を行った日本人及び一定の要件(再入国許可を受けている等)に該当する外国人が、出入(帰)国時に、自分で旅券や指紋を機械に読み取らせることで、機械が旅券と指紋を照合して本人確認を行い、自動的に出入国手続を行うことができるシステムのことである。平成19年11月に成田空港に設置され、続いて平成21年9月に中部空港及び関西空港、平成22年10月には羽田空港に設置されている。

*3 「偽装滞在者」

偽装結婚、偽装留学、偽装就労など、偽変造文書や虚偽文書を行使するなどして身分や活動目的を偽り、あたかも在留資格のいずれかに該当するかのごとく偽装して不正に在留許可を受けて在留する者。あるいは、必ずしも当初から活動目的を偽っていたわけではないが、現に在留資格とはかけ離れて不法に就労する者。偽装滞在者への対策は不法滞在者対策とともに我が国の出入国管理行政上重要な課題となっている。

- *4 「観光立国実現に向けたアクション・プログラム2015(平成27年6月5日観光立国推進閣僚会議決定)」
 - 4 先手を打っての「攻め」の受入環境整備
 - (1) 空港ゲートウェイ機能の強化, 出入国手続の迅速化・円滑化

<出入国手続の迅速化・円滑化>

・以下の取組により、2016年度までに空港の入国審査に要する最長待ち時間を20分以下に短縮することを目指す。

(前略)

・日本人の自動化ゲート利用者数の増加を図るとともに、更なる大幅な増加に向けて、日本人出帰国審査 における顔認証技術の導入を速やかに検討する。

(後略)

- *5 「「世界一安全な日本」創造戦略(平成25年12月10日閣議決定)」
 - Ⅱ 治安の現状と戦略の概要
 - 3 戦略の構成
 - (6) 安心して外国人と共生できる社会の実現に向けた不法滞在対策

(前略)

これまでの水際対策や摘発強化の推進等により、不法残留者は大幅に減少したが、平成25年1月1日 現在においても、なお、約6万2千人が存在している。また、近年は、偽変造文書や虚偽文書を行使す ること等により、身分や活動目的を偽って在留許可を得ている偽装滞在者が増加していることが、治安 対策上懸念されている。

そこで、平成24年7月から実施している新しい在留管理制度により得られる在留外国人に係る情報等を的確に分析し、不法滞在者・偽装滞在者の実態を解明し、効率的な摘発や在留資格取消手続等の推進を図ることが必要である。

(後略)

- Ⅲ 戦略の内容
- 6 安心して外国人と共生できる社会の実現に向けた不法滞在対策
- (3)情報収集・分析機能の強化
 - ① 新しい在留管理制度の適正な運用等による外国人との共生社会実現への寄与

偽装滞在者を縮減し、外国人と共生できる安全・安心な地域社会の実現に寄与するため、新しい在留管理制度による情報収集・分析に加え、入管法に規定された「事実の調査」を積極的に実施し、偽装滞在の実態解明等に努め、在留資格取消手続等を的確に実施する。

*6 「新しい在留管理制度」

第171回国会において「出入国管理及び難民認定法及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した 者等の出入国管理に関する特例法の一部を改正する等の法律」(平成21年法律第79号。以下「入管法等改正 法」という。)が可決・成立し、平成24年7月9日までに順次施行された。 「新しい在留管理制度」とは、入管法等改正法により平成24年7月9日に導入された制度で、入管法に基づき入国管理官署が把握していた情報と、外国人登録法に基づき市区町村が把握していた情報を一つにまとめ、法務大臣が中長期在留者の在留管理に必要な情報を一元的かつ継続的に把握する制度である。

本制度の導入によって、①外国人登録証明書が不法滞在者にも交付されていたのに対し、在留カードは我が国に適法に在留する一定の外国人のみを対象として交付されることとなるため、在留カードを携帯する外国人が適法に在留する者であることが明確に判別できるようになり、②法務大臣が継続的に把握すべき情報の正確性を担保するため中長期在留者が届け出る事項についての事実の調査ができるようになったほか、③在留カード等の偽変造行為や不法就労助長行為等に的確に対処するための退去強制事由・罰則を整備するなど、我が国の出入国管理はより一層不法滞在者等が容易に本邦での滞在が継続できないような仕組みとなった。

*7 「中長期在留者」

入管法上の在留資格をもって在留する外国人のうち、①3月以下の在留期間が決定された者、②短期滞在の在留資格が決定された者、③外交又は公用の在留資格が決定された者及び④これらの外国人に準ずる者として法務省令で定めるものを除いた者。特別永住者、不法滞在者及び特例上陸許可等を受けている者等はこれに含まれない。

*8 「法定受託事務」

法律又はこれに基づく政令により都道府県、市町村又は特別区が処理することとされる事務のうち、国が本来果たすべき役割に係るものであって、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるものとして法律又はこれに基づく政令に特に定めるもの(地方自治法第2条第9項第1号)をいう。中長期在留者住居地届出等に関する事務については、入管法第68条の2において第1号法定受託事務とする旨を定めている。

平成27年度事後評価実施結果報告書

(法務省27-(11))

施策名		出入国の公正な管理 (政策体系上の位置付け: V-12-(1))						
施策の概要		が国の国際交流の推進及び観光立国実現のため、円滑な出入国審査の実施を推進するともに、安全・安心な社会の実現のため、不法滞在者等"対策を推進する。						
達成すべき目標	動化ゲー・偽装滞	円滑な出入国審査の実施を推進するため、自動化ゲート ^{*2} の利用者登録数の増加及び自化ゲート利用率の向上を図る。 偽装滞在が疑われる者に対し、在留資格取消を厳格に実施することで、不法滞在者等へ対策を推進する。						
施策の予算額・		区分	25年度	26年度	27年度	28年度		
執行額等		当初予算(a)	18, 729, 600	19, 659, 780	20, 536, 495	19, 672, 612		
	状況 (千円)	補正予算(b)	1, 355, 553	362, 690	2, 529, 052	_		
		繰越し等(c)	42, 683	0	Δ1, 877, 804			
		合計 (a+b+c)	20, 127, 836	20, 022, 470	21, 187, 743			
	執行	額(千円)	19, 308, 942	19, 649, 800	20, 646, 370			
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	〇観光立僚会議決	出入国管理及び難民認定法(昭和26年10月4日政令第319号) ^{*3} 観光立国実現に向けたアクション・プログラム2015(平成27年6月5日観光立国推進閣						

測定指標	平成27年度目標値					達成
1 自動化ゲート利用者登録数(件)	対26年増 達成				達成	
	基準値			実績値		
	26年	23年	24年	25年	26年	27年
	129, 684	62, 030	69, 043	88, 671	129, 684	181, 431

測定指標	平成27年度目標値	達成
2 自動化ゲート利用率(%)	対26年0.7ポイント増(5.7%)	達成

		基準値			実績値		
		26年	23年	24年	25年	26年	27年
		5. 0	2. 5	2. 9	3. 8	5.	0 6.8
	杂本 化栖			実糸	責値		
	参考指標		24年	254	F	26年	27年
1	自動化ゲート通過者数(人)	847, 348	1, 037, 35	1, 322	, 434 1,	690, 557	2, 229, 976
2	自動化ゲート設置空港(成田,羽田,中部,関西)における日本人出帰国者数及び外国人の再入国許可による出入国者数の合計(人)	33, 452, 267	35, 784, 45	34, 416	, 567 33,	712, 574	32, 965, 417

	測定指標	平成27年度目標値								達成
3	在留資格取消件数(件)	対26年	26年増							達成
		基準値			実績値					
		26年	23年	24	1年	254	ŧ	26年		27年
		286	307		238		269	28	36	306
	42 ±45±#	実績値								
	参考指標	23年	24年		254	年	2	26年		27年
1	中長期在留者* ⁶ 数(人)	1, 658, 264	1, 652, 2	92	1, 693, 224		1, 7	763, 422	1,	, 883, 563
2	不法残留者数(人)※各年1月1日現在	78, 488	67, 0)65	62	, 009		59, 061		60, 007

	目標達成度合い	(各行政機関共通区分) 目標達成
	の測定結果	(判断根拠) 測定指標 1, 2, 3は,各達成すべき目標に照らし,全て主要なものであると
評		考えている。 測定指標 1, 2, 3は、いずれも目標を達成することができたことから、本施策は「目標達成」とした。
価 結 果		施策の分析
*	(達成手段の有効性	E, 効率性等)

【測定指標1,2関係】

達成手段①「出入国管理業務の実施」において、本邦に上陸する外国人の上陸審査や帰国する日本人の確認、出国する日本人・外国人の確認を適正に行うとともに、達成手段⑥「出入国審査システム*プの維持・管理」及び⑦「外国人の出入国情報の管理」において、出入国審査の記録等の情報をコンピュータ化して電磁的に保管・管理しているところ、達成手段⑤「バイオメトリクスシステム*®の維持・管理」において運用する自動化ゲートにより、事前に利用者登録した日本人及び一定の要件を満たす在留外国人が、一般のブースで入国審査官の対面審査を受けることなく出入(帰)国することを可能にし、またそれにより生じる入国審査官の余力を上陸審査を行う必要がある外国人への対応に振り分けることで、円滑な出入国審査を実施している。

また、達成手段⑤「バイオメトリクスシステムの維持・管理」に係る平成27年度行政事業レビューの外部有識者の所見からも、自動化ゲート利用者登録数及び自動化ゲート利用率の向上が、円滑な出入国審査の実施に対する手段として有効であり、かつ必須であると評価できるところ、有識者協議会等で得られた提言¹⁹や第5次出入国管理基本計画¹¹⁰で掲げた基本方針を踏まえ、利用者登録増加のための広報活動を展開しているほか、民間企業等に職員が出張して登録を受け付けるなど、自動化ゲート利用希望者への行政サービスの向上に努めている。

これらの取組の結果,自動化ゲート利用登録者数及び自動化ゲート利用率は前年を大きく上回った ことから,円滑な出入国審査の実施を推進するという目標の達成に有効に寄与したと評価できる。

【測定指標3関係】

達成手段①「出入国管理業務の実施」の一環として、平成27年10月に全国の地方入国管理局及び支局の事実の調査担当者による意見交換会、また、12月に入国在留審査業務に従事する職員を対象とする実態調査・事実の調査に係る研修を行い、偽装滞在者対策に資する事実の調査***に必要な見識を深めるとともに、事実の調査の積極的な実施に努めた。また、達成手段②「中長期在留者住居地届出等事務の委託」の適正な運用により、在留外国人の在留状況を迅速かつ的確に把握し、偽装滞在者対策としての在留資格取消業務に活用している。

これらの取組の結果,前年に比べより多くの偽装滞在者を発見することができ,在留資格取消件数も前年を20件上回ったことから,不法滞在者等への対策を推進するという目標の達成に有効に寄与したと評価できる。

次期目標等への反映の方向性

【施策】

我が国の国際交流の推進及び観光立国実現のため、現在の目標を維持し、引き続き、各取組を推進 していく。

【測定指標1,2】

引き続き、広報・周知活動により一層取り組むとともに、民間企業等に職員が出張して登録を受け付けるなど、自動化ゲート利用希望者への行政サービスの向上に努め、利用登録者を増やしていく。

また、有識者会議から、自動化ゲートの増設や「信頼できる渡航者」の自動化ゲート利用等の提言があったことを踏まえ、「信頼できる渡航者」を自動化ゲートの対象とする新たな枠組み**2の構築や、各空港における自動化ゲートの増設等についても検討していく。

【測定指標3】

引き続き、事実の調査を数多く実施するとともに、在留管理に必要な情報の迅速かつ正確な把握に 努める。さらに、事実の調査の結果、偽装滞在が疑われる者については、在留資格取消制度を積極的 に適用していく。

字讖経験を有 する者の知見

学識経験を有 1 実施時期

する者の知見 平成28年7月1日

の活用

2 実施方法

会議

3 意見及び反映内容の概要 なし

政策評価を行一〇評価の過程で使用したデータや文献等

う過程におい
・「自動化ゲート利用者登録数の推移」

報

て使用した資 (入国管理局出入国管理情報企画官,対象期間:平成23年1月1日~平成27年12月31日)

料その他の情」・「自動化ゲート利用率の推移」

(入国管理局出入国管理情報企画官, 対象期間:平成23年1月1日~平成27年12月31日)

「在留資格取消件数の推移」

(入国管理局入国在留課,対象期間:平成23年1月1日~平成27年12月31日)

- ・「訪日外国人2500万人時代の出入国管理行政の在り方に関する検討結果(報告)」 (第6次出入国管理政策懇談会,平成25年5月20日)
- ・「今後の出入国管理行政の在り方」(第6次出入国管理政策懇談会,平成26年12月26日)
- •「第5次出入国管理基本計画」(法務省,平成27年9月15日)

備考

【行政事業レビュー点検結果の平成29年度予算概算要求への反映内容】

リース契約の期間が満了するシステム機器について、リース期間満了後もその契約を延 伸することによって借料の縮減を図った。

担当部局名

入国管理局総務課企画室

政策評価実施時期

| 平成28年8月

*1 「不法滞在者等」

不法残留者(正規の手続を経て在留資格を取得後、許可された在留期間を超えて不法に滞在する者)や 不法入国者(密航等により入国した者など正規の上陸手続を経ずに我が国に滞在する者)等の不法滞在者 に加えて、偽装結婚、偽装留学、偽装就労など、偽変造文書や虚偽文書を行使するなどして身分や活動目 的を偽り、あたかも在留資格のいずれかに該当するかのごとく偽装して不正に在留許可を受け、実際には 不法に就労等するいわゆる偽装滞在者も含む。

*2 「自動化ゲート」

自動化ゲートとは、あらかじめ入国管理局に指紋等の個人識別情報(バイオメトリクス)を提供して利 用者登録を行った日本人及び一定の要件(再入国許可を受けている等)に該当する外国人が、出入(帰) 国時に、自分で旅券や指紋を機械に読み取らせることで、機械が旅券と指紋を照合して本人確認を行い、 自動的に出入(帰)国手続を行うことができるシステムのことである。平成19年11月に成田空港に設置さ れ、続いて平成21年9月に中部空港及び関西空港、平成22年10月には羽田空港に設置されている。

*3 「出入国管理及び難民認定法(昭和26年10月4日政令第319号)」

第9条

- 入国審査官は、次の各号のいずれにも該当する外国人が第7条第1項に規定する上陸のための条件に 適合していると認定したときは、氏名、上陸年月日、上陸する出入国港その他の法務省令で定める事項 を上陸許可の証印に代わる記録のために用いられるファイルであつて法務省令で定める電子計算機に備 えられたものに記録することができる。この場合においては、第1項の規定にかかわらず、同項の証印 をすることを要しない。
 - 一 第7項の規定による登録を受けた者であること。
 - 二 上陸の申請に際して、法務省令で定めるところにより、電磁的方式によつて個人識別情報を提供し

ていること。

- 7 法務大臣は、本邦に在留する外国人で本邦に再び上陸する意図をもつて出国しようとするものが、次の各号(特別永住者にあつては、第3号を除く。)のいずれにも該当し、かつ、その上陸しようとする 出入国港において第4項の規定による記録を受けることを希望するときは、法務省令で定めるところに より、その旨の登録をすることができる。
 - 一 第26条第1項の規定により再入国の許可を受けている者又は第61条の2の12第1項の規定により交付を受けた難民旅行証明書を所持している者であること。
 - 二 法務省令で定めるところにより、電磁的方式によつて個人識別情報を提供していること。
 - 三 当該登録の時において、第5条第1項各号のいずれにも該当しないこと。
- 第19条の19 法務大臣は、中長期在留者に関する情報の継続的な把握のため必要があるときは、この款の 規定により届け出ることとされている事項について、その職員に事実の調査をさせることができる。
- 2 入国審査官又は入国警備官は、前項の調査のため必要があるときは、関係人に対し、出頭を求め、質問をし、又は文書の提示を求めることができる。
- 3 法務大臣,入国審査官又は入国警備官は、第1項の調査について、公務所又は公私の団体に照会して 必要な事項の報告を求めることができる。
- 第59条の2 法務大臣は、第7条の2第1項の規定による証明書の交付又は第12条第1項、第19条第2項、第20条第3項本文(第22条の2第3項(第22条の3において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)、第26条第1項、第50条第1項若しくは第61条の2の11の規定による許可若しくは第22条の4第1項の規定による在留資格の取消しに関する処分を行うため必要がある場合には、入国審査官に事実の調査をさせることができる。
- 2 入国審査官は、前項の調査のため必要があるときは、外国人その他の関係人に対し出頭を求め、質問をし、又は文書の提示を求めることができる。
- 3 法務大臣又は入国審査官は、第1項の調査について、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。
- *4 「観光立国実現に向けたアクション・プログラム2015(平成27年6月5日観光立国推進閣僚会議決定)」
 - 4 先手を打っての「攻め」の受入環境整備
 - (1) 空港ゲートウェイ機能の強化、出入国手続の迅速化・円滑化

<出入国手続の迅速化・円滑化>

・以下の取組により、2016年度までに空港の入国審査に要する最長待ち時間を20分以下に短縮することを目指す。

(前略)

・日本人の自動化ゲート利用者数の増加を図るとともに、更なる大幅な増加に向けて、日本人出帰国審査における顔認証技術の導入を速やかに検討する。

(後略)

- *5 「「世界一安全な日本」創造戦略(平成25年12月10日閣議決定)」
 - ・Ⅱ-3-(6)安心して外国人と共生できる社会の実現に向けた不法滞在対策

これまでの水際対策や摘発強化の推進等により、不法残留者は大幅に減少したが、平成25年1月1日現在においても、なお、約6万2千人が存在している。また、近年は、偽変造文書や虚偽文書を行使すること等により、身分や活動目的を偽って在留許可を得ている偽装滞在者が増加していることが、治安対策上懸念されている。

そこで、平成24年7月から実施している新しい在留管理制度により得られる在留外国人に係る情報等を的確に分析し、不法滞在者・偽装滞在者の実態を解明し、効率的な摘発や在留資格取消手続等の推進を図ることが必要である。

また、不法滞在者等を縮減し、我が国に滞在する外国人と日本人とが安心して共生できる環境を整備することが、根本的な外国人犯罪対策として重要である。

このため,

- ① 水際対策
- ② 不法滞在等対策
- ③ 情報収集・分析機能の強化

に関する施策を推進することとし、 具体的には、

- ア) 不法滞在対策, 偽装滞在対策等の推進
- イ) 出入国管理に関するインテリジェンス機能の強化

等に積極的に取り組んでいくこととする。

Ⅲ-6-(3)-①新しい在留管理制度の適正な運用等による外国人との共生社会実現への寄与

偽装滞在者を縮減し、外国人と共生できる安全・安心な地域社会の実現に寄与するため、新しい在留管理制度による情報収集・分析に加え、入管法に規定された「事実の調査」を積極的に実施し、偽装滞在の実態解明等に努め、在留資格取消手続等を的確に実施する。

・Ⅲ-6-(3)-②出入国管理に関するインテリジェンス機能の強化

効果的な不法滞在対策及び偽装滞在対策並びにテロリスト等のハイリスク者の入国防止のため、在留外国人に関する情報収集・管理を一層的確かつ効率的に行うとともに、情報リテラシーの高い職員を育成し、これらの職員の高度な分析によるハイリスク者の発見や地方入国管理官署への迅速な伝達を実施する。また、関係機関との連携を図り、より有益な情報を入手し活用すること等により、入国管理局におけるインテリジェンス機能の強化を推進する。

*6 「中長期在留者」

出入国管理及び難民認定法上の在留資格をもって在留する外国人のうち、①3月以下の在留期間が決定された者、②短期滞在の在留資格が決定された者、③外交又は公用の在留資格が決定された者及び④これらの外国人に準ずる者として法務省令で定めるものを除いた者。特別永住者、不法滞在者及び特例上陸許可等を受けている者等はこれに含まれない。

*7 「出入国審査システム」

出入国審査等における申請内容、審査記録及び処分結果等に関する情報の保管・管理をコンピュータ化することにより正確かつ迅速に処理し、円滑・適正な出入国管理行政の運営を確保するシステムのこと。

*8 「バイオメトリクスシステム」

外国人個人識別情報システム(上陸審査時に外国人本人から提供を受けた指紋及び顔写真からなる個人 識別情報を,当局が保管する要注意人物リストと照合するシステム)と自動化ゲートを合わせたシステム のこと。

*9 「有識者からの提言」

(1) 平成25年5月に法務大臣の私的懇談会である第6次出入国管理政策懇談会から「訪日外国人250 O万人時代の出入国管理行政の在り方に関する検討結果(報告)」が提出された。当該報告書では、 広報・周知活動の充実や、自動化ゲートの増設等の自動化ゲートの利用促進のための提言があり、入 国管理局としてもこれらの提言を踏まえ、広報・周知活動により一層取り組むとともに、自動化ゲートの増設等についても対応を検討しているところである。

第6次出入国管理政策懇談会及び「訪日外国人2500万人時代の出入国管理行政の在り方に関する検討結果(報告)」の詳細な内容については法務省のホームページ(http://www.moj.go.jp/nyuuko kukanri/kouhou/nyukan_nyukan41.html)を参照。

(2) 平成26年12月に上記(1)の第6次出入国管理政策懇談会から報告書「今後の出入国管理行政の在り方」が提出された。当該報告書では、観光立国実現に向けた取組の一つとして、平成26年の入管法改正に盛り込まれた「信頼できる渡航者」の自動化ゲート利用等の円滑な実施等が必要である旨、また、不法滞在外国人縮減のための取組として、総合的な不法滞在者・偽装滞在者対策を推進する必要がある旨提言されている。

同報告書の詳細な内容については法務省のホームページ(http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri06_00056.html)を参照。

*10 「第5次出入国管理基本計画」

出入国管理基本計画は、出入国管理及び難民認定法第61条の10に基づき、外国人の入国及び在留の管理 に関する施策の基本となるべき計画を法務大臣が策定するもので、平成27年9月15日、第5次出入国管理 基本計画が策定された。当該基本計画では、観光立国実現に向けた取組として、自動化ゲートの利用拡大を掲げ、その効果的な広報活動の実施及び円滑かつ効果的な運用に努めていくとともに、「信頼できる渡航者」と認められた外国人について自動化ゲートの利用対象者に含めることとしている。また、安全・安心な社会の実現に向けた水際対策及び不法滞在者対策等の推進に向けた取組として、偽装滞在者対策の強化を掲げ、事実の調査に係る権限の積極的な活用等を通じ、中長期在留者に関する情報を継続的に把握して対策を講じていく必要があるとしている。

同基本計画の詳細な内容については法務省のホームページ(http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kou hou/nyuukokukanri06_00065.html)を参照。

*11 「事実の調査」

出入国管理及び難民認定法第19条の19に規定する事実の調査は、中長期在留者に関する情報を継続的に把握するために、中長期在留者が届け出ることとされている①住居地(同法第19条の7~9)、②氏名、生年月日、性別、国籍・地域(同法第19条の10)、③所属機関等に関する事項(同法第19条の16)のほか、所属機関が届け出るよう努めることとされている中長期在留者の「受入れ状況」(同法第19条の17)を対象として、各種届出情報の正確性やその事実関係を調査する必要があるときに行うものである。また、出入国管理及び難民認定法第59条の2に規定する事実の調査は、在留期間更新許可申請等の許可に関する処分及び在留資格の取消しに関する処分等を行うために必要がある場合に行うものである。

*12 「「信頼できる渡航者」を自動化ゲートの対象とする新たな枠組み」

在留資格「短期滞在」の活動を行う者のうち、一定回数以上の来日歴があり、事前に指紋等の個人識別情報を提供して審査を受け、出入国管理上問題を生じるおそれが少ない、「信頼できる渡航者」と認められて登録を受けた外国人について自動化ゲートの利用を可能とするとともに、上陸許可の証印に代わる上陸許可の証明手段として特定登録者カードを交付する仕組み。出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律(平成26年法律第74号)により、平成28年末までに施行することとされている。

平成27年度政策評価書要旨

(法務省27-(11))

施策名	出入国の)公正な管理					
20214 1		政策体系上の位置付け: V-12-(1)) (評価書202頁)					
施策の概要		が国の国際交流の推進及び観光立国実現のため、円滑な出入国審査の実施を推進するともに、安全・安心な社会の実現のため、不法滞在者等"対策を推進する。					
達成すべき目標	動化ゲー・偽装滞	円滑な出入国審査の実施を推進するため、自動化ゲート*2の利用者登録数の増加及び自 ヒゲート利用率の向上を図る。 為装滞在が疑われる者に対し、在留資格取消を厳格に実施することで、不法滞在者等へ 対策を推進する。					
施策の予算額· 執行額等		区分	25年度	26年度	27年度	28年度	
执 1丁	予 算 の 状況	当初予算(a)	18, 729, 600	19, 659, 780	20, 536, 495	19, 672, 612	
	(千円)	補正予算(b)	1, 355, 553	362, 690	2, 529, 052	_	
		繰越し等(c)	42, 683	0	△1,877,804		
		合計 (a+b+c)	20, 127, 836	20, 022, 470	21, 187, 743		
	執行	額(千円)	19, 308, 942	19, 649, 800	20, 646, 370		
施策に関係す	〇出入国	管理及び難民	認定法(昭和26年	:10月4日政令第3	19号)*³		
る内閣の重要	〇観光立)観光立国実現に向けたアクション・プログラム2015(平成27年6月5日観光立国推進閣					
政策(施政方	僚会議決	会議決定)*4					
針演説等のう	〇「世界	ー安全な日本.	創造戦略(平成	25年12月10日閣記	義 決 定) ^{*5}		
ち主なもの)							

測定指標	平成27年度目標値					達成
1 自動化ゲート利用者登録数(件)	対26年増 達成					達成
	基準値			実績値		
	26年	23年	24年	25年	26年	27年
	129, 684	62, 030	69, 043	88, 671	129, 684	181, 431

	測定指標		平成27年度目標値	達成
2	自動化ゲート利用率(%)	対26年	€0. 7ポイント増(5. 7%)	達成
		基準値	実績値	

		26年	23年	24年	25年	26年	27年
		5. 0	2. 5	2. 9	3.	. 8 5.	6.8
杂 夬 七 +西				実糸	責値		
参考指標		23年	24年	25⊈	F	26年	27年
1 自動化ゲート通過者数(人)		847, 348	1, 037, 352	1, 322	, 434	1, 690, 557	2, 229, 976
2 自動化ゲート設置空港(成田, 羽部, 関西)における日本人出帰りび外国人の再入国許可による出りの合計(人)	国者数及		35, 784, 458	34, 416	, 567 33	3, 712, 574	32, 965, 417

	測定指標			達成				
3	在留資格取消件数(件)	対26年均	対26年増					
		基準値		実績値				
		26年	23年	24年	25:	年	26年	27年
		286	307	238		269	28	306
	杂 土 七 栖	実績値						
	参考指標	23年	24年	25	年	2	26年	27年
1	中長期在留者"数(人)	1, 658, 264	1, 652, 2	1, 69	1, 693, 224 1, 76		763, 422	1, 883, 563
2	不法残留者数(人)※各年1月1日現在	78, 488	67, 0	065 63	2, 009		59, 061	60, 007

評	目標達成度合い の測定結果	(各行政機関共通区分)目標達成
価結果		施策の分析
	(達成手段の有効性 【測定指標 1, 2関	

達成手段①「出入国管理業務の実施」において、本邦に上陸する外国人の上陸審査や帰国する日本 人の確認、出国する日本人・外国人の確認を適正に行うとともに、達成手段⑥「出入国審査システム゜ の維持・管理」及び⑦「外国人の出入国情報の管理」において、出入国審査の記録等の情報をコンピ ュータ化して電磁的に保管・管理しているところ、達成手段⑤「バイオメトリクスシステム"の維持 ・管理」において運用する自動化ゲートにより、事前に利用者登録した日本人及び一定の要件を満た す在留外国人が,一般のブースで入国審査官の対面審査を受けることなく出入(帰)国することを可 能にし、またそれにより生じる入国審査官の余力を上陸審査を行う必要がある外国人への対応に振り 分けることで、円滑な出入国審査を実施している。

また、達成手段⑤「バイオメトリクスシステムの維持・管理」に係る平成27年度行政事業レビュー の外部有識者の所見からも、自動化ゲート利用者登録数及び自動化ゲート利用率の向上が、円滑な出 入国審査の実施に対する手段として有効であり、かつ必須であると評価できるところ、有識者協議会 等で得られた提言゙゚や第5次出入国管理基本計画゙゚゚で掲げた基本方針を踏まえ,利用者登録増加のた めの広報活動を展開しているほか、民間企業等に職員が出張して登録を受け付けるなど、自動化ゲー ト利用希望者への行政サービスの向上に努めている。

これらの取組の結果、自動化ゲート利用登録者数及び自動化ゲート利用率は前年を大きく上回った ことから、円滑な出入国審査の実施を推進するという目標の達成に有効に寄与したと評価できる。

【測定指標3関係】

達成手段①「出入国管理業務の実施」の一環として、平成27年10月に全国の地方入国管理局及び支 局の事実の調査担当者による意見交換会,また,12月に入国在留審査業務に従事する職員を対象とす る実態調査・事実の調査に係る研修を行い,偽装滞在者対策に資する事実の調査***に必要な見識を深 めるとともに,事実の調査の積極的な実施に努めた。また,達成手段②「中長期在留者住居地届出等 事務の委託」の適正な運用により,在留外国人の在留状況を迅速かつ的確に把握し,偽装滞在者対策 としての在留資格取消業務に活用している。

これらの取組の結果、前年に比べより多くの偽装滞在者を発見することができ、在留資格取消件数 も前年を20件上回ったことから,不法滞在者等への対策を推進するという目標の達成に有効に寄与し たと評価できる。

次期目標等への反映の方向性

【施策】

我が国の国際交流の推進及び観光立国実現のため、現在の目標を維持し、引き続き、各取組を推進 していく。

【測定指標1,2】

引き続き、広報・周知活動により一層取り組むとともに、民間企業等に職員が出張して登録を受け 付けるなど,自動化ゲート利用希望者への行政サービスの向上に努め,利用登録者を増やしていく。

また、有識者会議から、自動化ゲートの増設や「信頼できる渡航者」の自動化ゲート利用等の提言 があったことを踏まえ、「信頼できる渡航者」を自動化ゲートの対象とする新たな枠組み*12の構築や、 各空港における自動化ゲートの増設等についても検討していく。

【測定指標3】

引き続き、事実の調査を数多く実施するとともに、在留管理に必要な情報の迅速かつ正確な把握に 努める。さらに,事実の調査の結果,偽装滞在が疑われる者については,在留資格取消制度を積極的 に適用していく。

学識経験を有 1 実施時期 する者の知見 の活用

平成28年7月1日

2 実施方法

会議

3 意見及び反映内容の概要 なし

政策評価を行

政策評価を行口評価の過程で使用したデータや文献等

て使用した資 (入国管理局出入国管理情報企画官,対象期間:平成23年1月1日~平成27年12月31日)

報

う過程におい┃・「自動化ゲート利用者登録数の推移」

料その他の情・「自動化ゲート利用率の推移」

(入国管理局出入国管理情報企画官,対象期間:平成23年1月1日~平成27年12月31日)

「在留資格取消件数の推移」

(入国管理局入国在留課、対象期間:平成23年1月1日~平成27年12月31日)

- ・「訪日外国人2500万人時代の出入国管理行政の在り方に関する検討結果(報告)」 (第6次出入国管理政策懇談会,平成25年5月20日)
- ・「今後の出入国管理行政の在り方」(第6次出入国管理政策懇談会,平成26年12月26日)
- •「第5次出入国管理基本計画」(法務省, 平成27年9月15日)

備考

【行政事業レビュー点検結果の平成29年度予算概算要求への反映内容】

リース契約の期間が満了するシステム機器について、リース期間満了後もその契約を延伸することによって借料の縮減を図った。

担当部局名

入国管理局総務課企画室

政策評価実施時期

平成28年8月

*1 「不法滞在者等」

不法残留者(正規の手続を経て在留資格を取得後,許可された在留期間を超えて不法に滞在する者)や不法入国者(密航等により入国した者など正規の上陸手続を経ずに我が国に滞在する者)等の不法滞在者に加えて、偽装結婚、偽装留学、偽装就労など、偽変造文書や虚偽文書を行使するなどして身分や活動目的を偽り、あたかも在留資格のいずれかに該当するかのごとく偽装して不正に在留許可を受け、実際には不法に就労等するいわゆる偽装滞在者も含む。

*2 「自動化ゲート」

自動化ゲートとは、あらかじめ入国管理局に指紋等の個人識別情報(バイオメトリクス)を提供して利用者登録を行った日本人及び一定の要件(再入国許可を受けている等)に該当する外国人が、出入(帰)国時に、自分で旅券や指紋を機械に読み取らせることで、機械が旅券と指紋を照合して本人確認を行い、自動的に出入(帰)国手続を行うことができるシステムのことである。平成19年11月に成田空港に設置され、続いて平成21年9月に中部空港及び関西空港、平成22年10月には羽田空港に設置されている。

*3 「出入国管理及び難民認定法(昭和26年10月4日政令第319号)」

第9条

- 4 入国審査官は、次の各号のいずれにも該当する外国人が第7条第1項に規定する上陸のための条件に 適合していると認定したときは、氏名、上陸年月日、上陸する出入国港その他の法務省令で定める事項 を上陸許可の証印に代わる記録のために用いられるファイルであつて法務省令で定める電子計算機に備 えられたものに記録することができる。この場合においては、第1項の規定にかかわらず、同項の証印 をすることを要しない。
 - 一 第7項の規定による登録を受けた者であること。
 - 二 上陸の申請に際して、法務省令で定めるところにより、電磁的方式によつて個人識別情報を提供していること。

- 7 法務大臣は、本邦に在留する外国人で本邦に再び上陸する意図をもつて出国しようとするものが、次の各号(特別永住者にあつては、第3号を除く。)のいずれにも該当し、かつ、その上陸しようとする 出入国港において第4項の規定による記録を受けることを希望するときは、法務省令で定めるところに より、その旨の登録をすることができる。
 - 一 第26条第1項の規定により再入国の許可を受けている者又は第61条の2の12第1項の規定により交付を受けた難民旅行証明書を所持している者であること。
 - 二 法務省令で定めるところにより、電磁的方式によつて個人識別情報を提供していること。
 - 三 当該登録の時において、第5条第1項各号のいずれにも該当しないこと。
- 第19条の19 法務大臣は、中長期在留者に関する情報の継続的な把握のため必要があるときは、この款の 規定により届け出ることとされている事項について、その職員に事実の調査をさせることができる。
- 2 入国審査官又は入国警備官は、前項の調査のため必要があるときは、関係人に対し、出頭を求め、質問をし、又は文書の提示を求めることができる。
- 3 法務大臣,入国審査官又は入国警備官は、第1項の調査について、公務所又は公私の団体に照会して 必要な事項の報告を求めることができる。
- 第59条の2 法務大臣は、第7条の2第1項の規定による証明書の交付又は第12条第1項、第19条第2項、第20条第3項本文(第22条の2第3項(第22条の3において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。)、第26条第1項、第50条第1項若しくは第61条の2の11の規定による許可若しくは第22条の4第1項の規定による在留資格の取消しに関する処分を行うため必要がある場合には、入国審査官に事実の調査をさせることができる。
- 2 入国審査官は、前項の調査のため必要があるときは、外国人その他の関係人に対し出頭を求め、質問をし、又は文書の提示を求めることができる。
- 3 法務大臣又は入国審査官は、第1項の調査について、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の 報告を求めることができる。
- *4 「観光立国実現に向けたアクション・プログラム2015(平成27年6月5日観光立国推進閣僚会議決定)」
 - 4 先手を打っての「攻め」の受入環境整備
 - (1) 空港ゲートウェイ機能の強化、出入国手続の迅速化・円滑化

<出入国手続の迅速化・円滑化>

・以下の取組により、2016年度までに空港の入国審査に要する最長待ち時間を20分以下に短縮することを目指す。

(前略)

・日本人の自動化ゲート利用者数の増加を図るとともに、更なる大幅な増加に向けて、日本人出帰国審査における顔認証技術の導入を速やかに検討する。

(後略)

- *5 「「世界一安全な日本」創造戦略(平成25年12月10日閣議決定)」
 - Ⅱ-3-(6)安心して外国人と共生できる社会の実現に向けた不法滞在対策

これまでの水際対策や摘発強化の推進等により、不法残留者は大幅に減少したが、平成25年1月1日現在においても、なお、約6万2千人が存在している。また、近年は、偽変造文書や虚偽文書を行使すること等により、身分や活動目的を偽って在留許可を得ている偽装滞在者が増加していることが、治安対策上懸念されている。

そこで、平成24年7月から実施している新しい在留管理制度により得られる在留外国人に係る情報等を的確に分析し、不法滞在者・偽装滞在者の実態を解明し、効率的な摘発や在留資格取消手続等の推進を図ることが必要である。

また、不法滞在者等を縮減し、我が国に滞在する外国人と日本人とが安心して共生できる環境を整備することが、根本的な外国人犯罪対策として重要である。

このため,

① 水際対策

- ② 不法滞在等対策
- ③ 情報収集・分析機能の強化

に関する施策を推進することとし、 具体的には、

- ア) 不法滞在対策, 偽装滞在対策等の推進
- イ)出入国管理に関するインテリジェンス機能の強化

等に積極的に取り組んでいくこととする。

Ⅲ-6-(3)-①新しい在留管理制度の適正な運用等による外国人との共生社会実現への寄与

偽装滞在者を縮減し、外国人と共生できる安全・安心な地域社会の実現に寄与するため、新しい在留管理制度による情報収集・分析に加え、入管法に規定された「事実の調査」を積極的に実施し、偽装滞在の実態解明等に努め、在留資格取消手続等を的確に実施する。

・Ⅲ-6-(3)-②出入国管理に関するインテリジェンス機能の強化

効果的な不法滞在対策及び偽装滞在対策並びにテロリスト等のハイリスク者の入国防止のため、在留外国人に関する情報収集・管理を一層的確かつ効率的に行うとともに、情報リテラシーの高い職員を育成し、これらの職員の高度な分析によるハイリスク者の発見や地方入国管理官署への迅速な伝達を実施する。また、関係機関との連携を図り、より有益な情報を入手し活用すること等により、入国管理局におけるインテリジェンス機能の強化を推進する。

*6 「中長期在留者」

出入国管理及び難民認定法上の在留資格をもって在留する外国人のうち、①3月以下の在留期間が決定された者、②短期滞在の在留資格が決定された者、③外交又は公用の在留資格が決定された者及び④これらの外国人に準ずる者として法務省令で定めるものを除いた者。特別永住者、不法滞在者及び特例上陸許可等を受けている者等はこれに含まれない。

*7 「出入国審査システム」

出入国審査等における申請内容、審査記録及び処分結果等に関する情報の保管・管理をコンピュータ化することにより正確かつ迅速に処理し、円滑・適正な出入国管理行政の運営を確保するシステムのこと。

*8 「バイオメトリクスシステム」

外国人個人識別情報システム(上陸審査時に外国人本人から提供を受けた指紋及び顔写真からなる個人 識別情報を、当局が保管する要注意人物リストと照合するシステム)と自動化ゲートを合わせたシステム のこと。

*9 「有識者からの提言」

(1) 平成25年5月に法務大臣の私的懇談会である第6次出入国管理政策懇談会から「訪日外国人250 0万人時代の出入国管理行政の在り方に関する検討結果(報告)」が提出された。当該報告書では、 広報・周知活動の充実や、自動化ゲートの増設等の自動化ゲートの利用促進のための提言があり、入 国管理局としてもこれらの提言を踏まえ、広報・周知活動により一層取り組むとともに、自動化ゲートの増設等についても対応を検討しているところである。

第6次出入国管理政策懇談会及び「訪日外国人2500万人時代の出入国管理行政の在り方に関する検討結果(報告)」の詳細な内容については法務省のホームページ(http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyukan_nyukan41.html)を参照。

(2) 平成26年12月に上記(1)の第6次出入国管理政策懇談会から報告書「今後の出入国管理行政の在り方」が提出された。当該報告書では、観光立国実現に向けた取組の一つとして、平成26年の入管法改正に盛り込まれた「信頼できる渡航者」の自動化ゲート利用等の円滑な実施等が必要である旨、また、不法滞在外国人縮減のための取組として、総合的な不法滞在者・偽装滞在者対策を推進する必要がある旨提言されている。

同報告書の詳細な内容については法務省のホームページ (http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri06 00056.html) を参照。

*10 「第5次出入国管理基本計画」

出入国管理基本計画は、出入国管理及び難民認定法第61条の10に基づき、外国人の入国及び在留の管理に関する施策の基本となるべき計画を法務大臣が策定するもので、平成27年9月15日、第5次出入国管理基本計画が策定された。当該基本計画では、観光立国実現に向けた取組として、自動化ゲートの利用拡大

を掲げ、その効果的な広報活動の実施及び円滑かつ効果的な運用に努めていくとともに、「信頼できる渡航者」と認められた外国人について自動化ゲートの利用対象者に含めることとしている。また、安全・安心な社会の実現に向けた水際対策及び不法滞在者対策等の推進に向けた取組として、偽装滞在者対策の強化を掲げ、事実の調査に係る権限の積極的な活用等を通じ、中長期在留者に関する情報を継続的に把握して対策を講じていく必要があるとしている。

同基本計画の詳細な内容については法務省のホームページ (http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kou hou/nyuukokukanri06 00065.html) を参照。

*11 「事実の調査」

出入国管理及び難民認定法第19条の19に規定する事実の調査は、中長期在留者に関する情報を継続的に把握するために、中長期在留者が届け出ることとされている①住居地(同法第19条の7~9)、②氏名、生年月日、性別、国籍・地域(同法第19条の10)、③所属機関等に関する事項(同法第19条の16)のほか、所属機関が届け出るよう努めることとされている中長期在留者の「受入れ状況」(同法第19条の17)を対象として、各種届出情報の正確性やその事実関係を調査する必要があるときに行うものである。また、出入国管理及び難民認定法第59条の2に規定する事実の調査は、在留期間更新許可申請等の許可に関する処分及び在留資格の取消しに関する処分等を行うために必要がある場合に行うものである。

*12 「「信頼できる渡航者」を自動化ゲートの対象とする新たな枠組み」

在留資格「短期滞在」の活動を行う者のうち、一定回数以上の来日歴があり、事前に指紋等の個人識別情報を提供して審査を受け、出入国管理上問題を生じるおそれが少ない、「信頼できる渡航者」と認められて登録を受けた外国人について自動化ゲートの利用を可能とするとともに、上陸許可の証印に代わる上陸許可の証明手段として特定登録者カードを交付する仕組み。出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律(平成26年法律第74号)により、平成28年末までに施行することとされている。

政策評価調書(個別票1)

【政策ごとの予算額等】

	政策名		法剂	络行政における国際協力の推 進	<u>É</u>		
	評価方式	実績	政策目標の達成度合い	目標	達成	番号	21
		25年度	26年度	27年度	28年度	29	9年度概算要求額
	当初予算(千円)	157, 458	204, 614	212, 468	225,	931	271, 45
予算の	補正予算(千円)						
の状況	繰越し等(千円)						
	計 (千円)	157, 458	204, 614	212, 468			
	執 行 額 (千円)	147, 916	192, 545	195, 393			
	政策評価結果の概算要求 への反映状況	いずれの指標についても目標を選 ための経費等を平成29年度概算 ・法制度整備支援事業実施経費 ・法制度整備支援基盤整備経費 ・国際研修等実施経費 概算要オ ・グッドガバナンス地域セミナー ・第14回国連犯罪防止刑事基盤 ・社会内処遇制度に関する基盤	章要求に計上することとした。 概算要求額 96,035千月 概算要求額 57,373千月 校額 69,984千円(285 −充実化 概算要求額 13,5 去会議開催に伴う準備等経費 材	円(28年度予算額86,6 円(28年度予算額41,9 年度予算額54,690千円) 528千円(28年度予算額 概算要求額 17,420千	17千円) 44千円) 13,250千円) 円(28年度予算額12,		

政策評価調書(個別票2)

政策名				法務行政にお	ける国際協力の推進		番号	21			(千円)
					予算科目]				算額	政策評価結果の反映に よる見直し額(削減 額)合計
	整理	番号	会計	組織/勘定	項		事	項	28年度 当初予算額	29年度 概算要求額	る兄直し破 (削減 額) 合計
	•	1	一般	法務総合研究所	国際協力推進費	国際協力に必	要な経費		225, 931	271, 453	△ 1,658
41	•	2									
対応表に おいて● となって いるもの	•	3									
いるもの	•	4	•								
			I		小計				225, 931	271, 453	△ 1,658
	•	1									
	•	2									
対応表に おいて◆ となって いるもの	•	3									
となって いるもの	•	4									
					小計						
									の内数		
	0	1								< >	
対応表に	0	2								< >	
対応表に おいて〇 となって いるもの	0	3								>	
いるもの	0	4							< >	< >	•
					小計				の内数	の内数	:
	\$	1							< >	< >	
	♦	2							< >	< >	
対応表において◇	<	3							< >	< >	
おいてくいるもの	♦	4							< >	< >	
		1	1		小計				の内数	の内数	
					合計				225, 931		

政策評価調書(個別票3)

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名			法務行政にお	おける国際協力の	推進		番号	21	(千円)
			予算額						
事務事業名	整理番号	28年度 当初 予算額	29年度 概算要求額	増△減額	政策評価結果の反映に よる見直し額(削減額)	政策評価結果の概算要求への反映内容		快内容	
法務行政における国際協力の 推進	• 1	225, 931	271, 453	45, 522	△ 1,658	官民・ドナー間の連携の新設に伴い各種協調	携強化のため、関係機 議会等の効率化を図る	機関が一同に会する「% うことにより、協議会と	法整備支援ネットワーク会合」 出席旅費等の縮減を図った。
合計		225, 931	271, 453	45, 522	△ 1,658				

平成28年度事後評価の実施に関する計画(政策評価の事前分析表)

(法務省28-(19))

施策名	法務行政における国際協力の推進
担当部局名	法務総合研究所総務企画部企画課
施策の概要	国際連合と協力して行う研修や法制度整備支援等を通じて、支援対象国であるアジア等の開発途上国に、「法の支配」と良い統治(グッド・ガバナンス)を確立させ、その発展に寄与するとともに、我が国の国際社会における地位の向上等に資するため、法務省が所掌事務に関連して有する知見等を他国に提供するなどの国際協力を推進する。
政策体系上 の位置付け	法務行政における国際化対応・国際協力 (VI-13-(2))
達成すべき 目標	・国連アジア極東犯罪防止研修所を通じて充実した国際研修を実施し、刑事司法実務家の能力向上、人材育成等を図る。 ・法制度整備に関する国際研修、諸外国の法制等に関する調査研究及び専門家派遣並びに 国際専門家会議開催を通じて、支援対象国における立法技術向上及び法曹人材育成強化を 図る。
目標設定の考え方・根拠	・アジア等の開発途上国には、汚職のまん延、捜査・裁判等の実務運営の不備等により犯罪防止対策が不十分である国や、基本法令の整備や法曹等の人材育成の遅れにより円滑な市場経済化が阻害されている国が多く見られる。これらの国々から我が国に対する協力・支援のニーズはますます高まっている。そのため、刑事司法分野については、我が国政府を含む主要国において、国際組織犯罪及び国際テロに対抗する効果的な法制度及び法執行能力を整備するための支援(キャパシティ・ビルディング支援)が重要である。・また、法制度整備支援については、支援対象国における民主化の促進や「法の支配」の定着とともに、貿易・投資環境の整備など、我が国にとっての外交面や経済面での戦略的な視点の重要性が指摘され、我が国の各種政府方針において法制度整備支援の活用が盛り込まれている。
政策評価実施 予定時期	平成29年8月

測定指標		測定指標 基準 ┌─		施策の進捗状況(目標)
		基 华	基準年度	28年度
1	国連アジア極東犯罪防止研修 所を通じた国際研修の実施状 況	_	_	国連アジア極東犯罪防止研修所を通じて充実し た国際研修を実施し、研修参加者の能力向上、人 材育成等に貢献する。

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

刑事司法実務家の能力を向上させ、各国刑事司法の健全な発展と国際協力の強化を図るためには、国際連合の重要施策や刑事司法分野における課題を踏まえた国際研修を実施し、我が国、諸外国、国際機関等の知見・経験を共有することが重要である。そこで、「国連アジア極東犯罪防止研修所を通じた国際研修の実施状況」を測定指標とし、国際研修に関する下記参考指標の実績値等を分析し、目標の達成度合いを検証することとした。

また、研修内容やプログラムを充実させるためには、国際会議への参加を通じて最新の国際的動向の情報を積極的に収集することが重要である。さらに、国連の犯罪防止刑事司法プログラム・ネットワーク機関(PNI)を始めとする関係機関や刑事司法分野における専門家とのネットワークを維持強化することも必要不可欠である。

そこで、研修内容の充実に向けた活動の状況を反映する参考指標として、国際会議への参加回数・参加人数を掲げることとした。

施策の進捗状況(実績)

27年度

日本を含む41か国から、193名の刑事司法実務家を招へいし、計10回の国際研修・セミナー等を実施した(別紙1参照)。

特に東南アジア諸国にフォーカスしたものとしては、東南アジア9か国から刑事司法・汚職対策分野の実務家を招へいし、インドネシアのジャカルタにおいて、インドネシア最高検察庁及びインドネシア汚職撲滅委員会との共催により、「第9回東南アジア諸国のためのグッド・ガバナンスに関する地域セミナー」を開催し、議長総括を行った。

なお、国際会議には、16の会議に27名が参加した。

4. 4. 1. 1. 1.	年度ごとの実績値					
参考指標	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	
国際研修の実施件数(回)	8	7	7	6	10	
国際研修への参加人数(人)	130	143	118	149	193	
国際研修参加者の研修に対する満足度	研修に対する満足度 別紙2のとおり					
国際会議への参加回数(回)	4	10	13	9	16	
国際会議への参加人数(人)	6	11	15	16	27	

測定指標	基準	施策の進捗状況(目標)
测处拍标	基準年度	28年度

2	支援対象国に対する法制度整	_	_	 法制度整備支援に関する国際研修,諸外国の法
	備支援の実施状況			制等に関する調査研究及び専門家派遣並びに国際
				専門家会議開催を通じて、支援対象国における立
				法技術向上及び法曹人材育成強化を図る。

測定指標の選定理由及び目標(水準・目標年度)の設定の根拠

支援対象国の立法担当者や法律実務家等に必要な知識及び手法を習得させ、それらの能力向上を図るためには、当該国の現状や問題点を把握した上で、我が国の知見に照らした総合的検討を加えた国際研修を開催することが適当である。また、法制度整備支援を進めていく上での基盤を強化するためには、諸外国の法制等に関する情報を蓄積することが必要である。加えて、支援対象国との円滑な意思疎通を図り、より積極的かつ効果的な活動を可能とするためには、支援対象国において専門家が直接活動することが必要である。さらには、法制度整備支援の円滑・効果的な実施を図るためには、法制度整備支援に関わる政府、団体、企業等の関係者や支援対象国の司法関係者との連携・協力関係を形成し、かつ発展させることが不可欠である。

そこで,「支援対象国に対する法制度整備支援の実施状況」を測定指標として設定し,下記参考指標の実績値等を分析することにより,支援対象国における立法技術向上の度合い及び法曹人材育成強化の度合いを評価する。

施策の進捗状況(実績)

27年度

支援対象国が行う法制度整備と人材育成に資する目的で、ミャンマー、ラオス、ベトナム等から司法省職員、裁判官、検察官等の立法担当者や法律実務家を招へいし、各国のニーズに応じて法案の起草、審査能力の向上、法曹養成などをテーマとして研修を実施した。また、本年度から、法令間の整合性、明確性の確保といった新たな分野をテーマとする研修も開始するなど、支援活動の内容は広がりを見せている。

研修では、専門家による講義、研修参加者による発表及び質疑応答、実務家との意見交換等を実施し、各国の法制の維持・整備及び運用に従事する者の知識の習得や経験等の共有に貢献した。

公			年度	ぎごとの実績	漬値	
参考指標		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
国際研修の実施件数(回)			13	9	9	11
国際研修への参加人数(人)			158	121	122	162
国際研修参加者の研修に対する満足度			別紙3のとおり			
法制度整備支援に関する諸外国への調	査職員の派遣件数	6	12	7	11	13
法制度整備支援に関する諸外国からの数(人)	研究員の招へい人	20	18	25	28	22
法制度整備支援に関する専門家の派	13	15	27	22	22	
遣依頼件数 ※依頼件数、派遣件数には、同一専門家に対し、 派遣期間の延長依頼があった件数を含む。		13	15	26	21	23

法制度整備支援に関する専門家の派 遣依頼人数	依頼人数(人)	15	18	30	28	30
造版积入数 ※依頼人数,派遣人数は延べ人数である。	派遣人数(人)	15	18	29	27	31
国際専門家会議の開催回数(回)		1	1	1	1	1
国際専門家会議への参加人数(人)		129	125	155	174	176

達成手段	達成手段 予算額計(執行額)							
(開始年度)	25年度	26年度	27年度	当初 予算額	する 指標			
①国際連合に協力して行う国際協力 の推進 (昭和36年度)	68百万円 (67百万円)	97 百万円	1					
達	平成28年 レビュー							
	国連と日本国政府との協定により設置された国連アジア極東犯罪防止研修所を運営 し、各国から捜査・検察・裁判・矯正・保護の各分野の実務家を招へいして、犯罪防止							

・刑事司法分野の研修・セミナーを実施する。また、東南アジア地域から刑事司法・汚職対策分野の実務家を招へいして地域セミナーを開催する。これらを通じて、参加者の能力向上、各国刑事司法の健全な発展、各国カウンターパート間のネットワーク強化を図る。

達成手段	7	予算額計 (執行額)							
(開始年度)	25年度	26年度	27年度	当初 予算額	する 指標				
②開発途上国に対する法制度整備支援の推進 (平成7年度)	89百万円 (81百万円)	121百万円 (112百万円)	129 百万円	2					
達	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・								
・相手国の要請やその実情に応じて、 援、法の執行機関の強化を含む法制度				00	65				

制度整備支援事業を行う。その手段として、本邦での各種研修の実施、相手国での現地セミナーの実施、専門家の派遣などを行う。相手国との間の共同調査研究活動として、我が国・相手国での研究会等の開催、専門家の派遣・招へいなどを行う。

・アジア諸国を中心とする開発途上国や市場経済への移行を進める国が行う法制度整備への支援及び法制度の整備、運用に関する知識や技術の諸外国との共有を推進することにより、各国における法の支配の確立と健全な成長のための法的基盤作りに寄与するとともに、我が国を含むアジア地域の持続的発展、さらには国際社会の平和と安全に貢献する。

	7	5算額計(執行額))	28年度
施策の予算額・執行額	25年度	26年度	27年度	当初予算額
心 宋 ソンド 子 供 ・ 刊 11 供	157百万円	205百万円	212百万円	226

*1 「G8司法·内務大臣会議総括宣言(平成20年6月11日~13日東京会議)」

我々は、国際組織犯罪対策及び国際テロ対策について、各分野におけるG8各国の取組に焦点を当てるとともに、国際的な連携と協調を推し進めるための取組について議論した。また、より効果的な法制度及び法執行能力を整備する上で、助力を必要とする国に対するキャパシティ・ビルディング支援の重要性についても議論した。〈中略〉我々は、適切な二国間、地域間又は多国間のチャネルを通じて、我々の権限の範囲内の支援を提供する努力を継続し、また、その質的向上を図る努力を継続することを改めて確認する。

*2 「キャパシティ・ビルディング支援に関するG8司法・内務閣僚宣言(平成20年6月11日~13日東京会議)」

司法制度、刑事及び関連法制並びにテロ行為を防止するための政策、手続及び体制を整備し、並びに法執行、検察、裁判、弁護及び矯正の能力を拡充するためのキャパシティ・ビルディング支援の死活的重要性に鑑み、我々はここに、適切な二国間、地域間又は多国間のチャネルを通じて、我々の権限の範囲内の支援を提供する努力を継続し、また、その質的向上を図る努力を継続することを約束する。

*3 「「世界一安全な日本」創造戦略(平成25年12月10日閣議決定)」

近年急速に複雑化・深刻化している国際組織犯罪等に適切に対処するため、アジア等の開発途上国の刑事司法機関職員の能力向上を図るとともに、各国刑事司法機関と日本の刑事司法実務家との連携を推進する。

*4 「法制度整備支援に関する基本方針(平成25年5月改訂)」

世界各地の開発途上国に対し、立法支援や制度整備支援を行う法制度整備支援は、良い統治(グッド・ガバナンス)に基づく開発途上国の自助努力を支援するものであるとともに、我が国が将来に渡り、国際社会での名誉ある地位を保持していくための有効なツールであり、戦略的な支援を展開していく必要がある。したがって、政府開発援助(ODA)大綱、ODA中期政策等に基づき、(1)自由・民主主義等普遍的価値観の共有による開発途上国への法の支配の定着、(2)持続的成長のための環境整備及びグローバルなルール遵守の確保、(3) 我が国の経験・制度の共有、我が国との経済連携強化といった観点から、基本法及び経済法の分野において積極的な法制度整備支援を行うこととする。

なお、同基本方針は、平成21年4月の海外経済協力会議で策定されたものであるが、今回の改訂は、「我が国企業によるインフラ・システムの海外展開や、エネルギー・鉱物資源の海外権益確保を支援するとともに、我が国の海外経済協力(経協)に関する重要事項を議論し、戦略的かつ効率的な実施を図るため」に設置された経協インフラ戦略会議(平成25年3月12日内閣総理大臣決裁)を経て公表されたもの。

*5 「インフラシステム輸出戦略(平成27年6月改訂)」

インフラビジネスの基礎となるビジネス環境整備を強化するための具体的施策として法制度整備支援を実施していくことが明記されている。

なお、同戦略は、前記(*4)経協インフラ戦略会議において決定されたものである。

*6 「「日本再興戦略」改訂2015 (平成27年6月30日閣議決定)」

中短期工程表「国際展開戦略② 地域ごとの戦略的且つ重点的な市場開拓」において、ASEAN諸国との政府間協力関係の蓄積に基づき、従来の取組に続き「ASEAN諸国における法制度整備支援を実施」するとされている。

*7 「経済財政運営と改革の基本方針2015(平成27年6月30日閣議決定)」

海外の成長市場との連携強化を図る取組の一つとして、「法の支配の理念の下での法整備支援や予防司法等を通じたビジネス環境整備を促進する」とされている。

*8 「知的財産推進計画2015 (平成27年6月19日知的財産戦略本部決定)」

新興国等における知財司法人材の育成のための取組として,「司法関係者等に対して研修を行うなど,知財人材の育成を支援する」とされている。

*9 「開発協力大綱 (平成27年2月10日閣議決定)」

法の支配といった普遍的価値の共有の実現のため、「実定法の整備や法曹、司法関係者の育成等の法制度整

備支援」を行うこととされている。

平成27年度事後評価実施結果報告書

(法務省27-(12))

カ向上及び人材育成 法制度整備支援に関	け: VI - 13 - (2) う研修や法制度整定配」と良い統治 が国の国際社会に 知見等を他国に提 防止研修所を通じ を図る。 する国際研修, 諸	(グッド・ガバランス) (グッド・ガバランス) (供するなどの国際の大大大学した国際の法制等に	トンス)を確立さ 上等に資するため 祭協力を推進する 一 一 研修を実施し、刑	せ、その発展に)、法務省が所掌 。		
発途上国に、「法の支 与するとともに、我が 務に関連して有する。 国連アジア極東犯罪「 カ向上及び人材育成を 法制度整備支援に関	を配」と良い統治 が国の国際社会に 知見等を他国に提 防止研修所を通じ を図る。 する国際研修, 諸	(グッド・ガバランス) (グッド・ガバランス) (供するなどの国際の大大大学した国際の法制等に	トンス)を確立さ 上等に資するため 祭協力を推進する 一 一 研修を実施し、刑	せ、その発展に)、法務省が所掌 。		
カ向上及び人材育成 法制度整備支援に関	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6外国の法制等に	,,,,, _ ,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,			
・国連アジア極東犯罪防止研修所を通じて充実した国際研修を実施し、刑事司法実務家の能力向上及び人材育成を図る。・法制度整備支援に関する国際研修、諸外国の法制等に関する調査研究及び専門家派遣並びに国際専門家会議開催を通じて、支援対象国における立法技術向上及び法曹人材育成強化を図る。						
区分	25年度	26年度	27年度	28年度		
算の 当初予算(a)	157, 458	204, 614	212, 468	225, 931		
況 ⁻ 円) 補正予算(b)	0	0	0	-		
繰越し等(c)	0	0	0			
合計 (a+b+c)	157, 458	204, 614	212, 468			
執行額(千円)	147, 916	192, 545	195, 393			
(本に関係す 内閣の重要 大田の重要 では、13日東京会議)を1 (13日東京会議)を2 (13日東京会議)を2 (13日東京会議)を3 (13日東京会						
- 第況子 幸一路キ3「法イ「経知	図る。 区分	図る。	図る。	国際専門家会議開催を通じて、支援対象国における立法技術向上及び図る。 区分 25年度 26年度 27年度 の 当初予算(a) 157,458 204,614 212,468 相正予算(b) 0 0 0 会計(a+b+c) 157,458 204,614 212,468 執行額(千円) 147,916 192,545 195,393 おお・内務大臣会議総括宣言(平成20年6月11日~13日東京会議)*1・ヤパシティ・ビルディング支援に関するG8司法・内務閣僚宣言(平成10年6月30日閣議決定)*3・制度整備支援に関する基本方針(改訂版)(平成25年5月改訂)*4・ンフラシステム輸出戦略(平成27年6月改訂)*5・日本再興戦略」改訂2015(平成27年6月30日閣議決定)*5・済財政運営と改革の基本方針2015(平成27年6月30日閣議決定)*5・済財政運営と改革の基本方針2015(平成27年6月30日閣議決定)*5・済財政運営と改革の基本方針2015(平成27年6月30日閣議決定)*5・済財政運営と改革の基本方針2015(平成27年6月30日閣議決定)*5・済財政運営と改革の基本方針2015(平成27年6月30日閣議決定)*5・済財政運営と改革の基本方針2015(平成27年6月30日閣議決定)*5・16・16・16・16・16・16・16・16・16・16・16・16・16・		

測定指標	平成27年度目標	達成			
1 国連アジア極東犯罪防止研修所を通じた 国際研修の実施状況	国連アジア極東犯罪防止研修所を通じて充実 した国際研修を実施し、研修参加者の能力向上 及び人材育成に貢献する。	達成			
施策の進捗状況(実績)					

日本を含む41か国から、193名の刑事司法実務家を招へいし、計10回の国際研修・セミナー等を実施し

た (別紙1参照)。

特に東南アジア諸国にフォーカスしたものとしては、東南アジア9か国から刑事司法・汚職対策分野の 実務家を招へいし、インドネシアのジャカルタにおいて、インドネシア最高検察庁及びインドネシア汚職 撲滅委員会との共催により、「第9回東南アジア諸国のためのグッド・ガバナンスに関する地域セミナー」 を開催し、議長総括を行った。

なお、国際会議には、16の会議に27名が参加した。

* * * + + + + = *	実績値						
参考指標	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
1 国際研修の実施件数(回)	8	7	7	6	10		
2 国際研修への参加人数(人)	130	143	118	149	193		
3 国際研修参加者の研修に対する満足度	別紙2のとおり						
4 国際会議への参加回数(回)	4	10	13	9	16		
5 国際会議への参加人数(人)	6	11	15	16	27		

測定指標	平成27年度目標	達成
	法制度整備支援に関する国際研修,諸外国の 法制等に関する調査研究及び専門家派遣並びに 国際専門家会議開催を通じて,支援対象国にお ける立法技術向上及び法曹人材育成強化を図 る。	達成

施策の進捗状況 (実績)

支援対象国が行う法制度整備と人材育成に資する目的で、ミャンマー、ラオス、ベトナム等から、司法 省職員、裁判官、検察官等の立法担当者や法律実務家を招へいし、各国のニーズに応じて法案の起草、審 査能力の向上、法曹育成などをテーマとして研修を実施した。また、本年度から、法令間の整合性、明確 性の確保といった新たな分野をテーマとする研修も開始するなど、支援活動の内容は広がりを見せている。 研修では、専門家による講義、研修参加者による発表及び質疑応答、実務家との意見交換等を実施し、 各国の法制の維持・整備及び運用に従事する者の知識の習得や経験等の共有に貢献した。

参考指標			実績値	<u> </u>	
少方 拍标	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
1 国際研修の実施件数(回)	9	13	9	9	11
2 国際研修への参加人数 (人)	92	158	121	122	162

3	国際研修参加者の研 足度	修に対する満	別紙3-1のとおり				
4	法制度整備支援に関の調査職員の派遣件		6	12	7	11	13
5	法制度整備支援に関		20	18	25	28	22
6	法制度整備支援に関する専門家の派遣依頼件数 ※依頼件数、派遣件数に	依頼件数(回)	13	15	27	22	22
	は、同一専門家に対し、派遣期間の延長依頼があった件数を含む。	派遣件数(回)	13	15	26	21	23
7	法制度整備支援に関 する専門家の派遣依 頼人数	依頼人数(人)	15	18	30	28	30
	税へ数 ※依頼人数,派遣人数は 延べ人数である。	派遣人数(人)	15	18	29	27	31
8	国際専門家会議の開	催回数(回)	1	1	1	1	1
9	国際専門家会議への	参加人数(人)	129	125	155	174	176

目標達成度合い の測定結果

(各行政機関共通区分) 目標達成

(判断根拠)

測定指標1,2は,各達成すべき目標に照らし,全て主要なものであると考えている。

測定指標1,2については、いずれも目標を達成することができたことから、 本施策は「目標達成」と判断した。

評価

結

施策の分析

(測定指標の目標達成度の補足)

【測定指標1】

国際研修・セミナー等への参加者の満足度は、別紙2のアンケート調査結果のとおり、「非常に役立った。」、「役立った。」又は「非常に有益であった。」、「有益であった。」と回答した者の割合がいずれの質問項目においても94パーセントを超えており、非常に有効であった。

東南アジア諸国のためのグッド・ガバナンスに関する地域セミナーでは、議長総括を発表するとともに、参加した東南アジア9か国の実務家並びに共催したインドネシア最高検察庁及びインドネシア 汚職撲滅委員会との緊密な関係を構築することができた。

国際研修・セミナー等では日本を含む41か国から計193名の参加を得て活発な議論が行われたことにより、各国の現状や問題点を効率的に把握できた。また、国連アジア極東犯罪防止研修所の高い知

名度を利用して、トップクラスの海外専門家を招へいして議論を行うなど、質の高い内容の研修・セミナー等を行い、効率的にその効果を高めるよう図った。

国際研修の講師として適切な専門家を招へいするため、国際会議への参加を通じて得た最新の国際動向等の情報や、刑事司法関係機関、専門家とのネットワークを活用しているところ、国際会議への参加人数は、過去5年間で最多であった前年実績をも大きく上回った。特に、平成27年4月にカタールにおいて開催された第13回コングレスでは、「女性犯罪者及び非行少年の処遇及び社会復帰」に関するワークショップのうち、女性犯罪者に関する部分を企画・運営し、大きな成果を挙げた。

以上の結果から、充実した研修を実施し、研修参加者の能力向上及び人材育成等に貢献できたと認められる。

なお、上記施策の分析においては、行政評価レビューにおける点検結果を活用し、有効かつ効率的な目標の達成がなされたかを検討した。

【測定指標2】

国際研修の対象国・テーマ等は、別紙4のとおりであり、法制度整備支援の対象国と概要は、別紙5のとおり(「各国プロジェクト等紹介・成果」法務省ホームページから抜粋。*10)である。

支援対象国の法制の維持・整備への支援のための研修や調査研究に際しては、相手国の立法・司法関係者等と対話や協議を十分に行い、他国ドナーや国際機関等の支援との調整・協力にも留意して行った。

また、支援対象国の主体性・自主性を尊重し、相手国との信頼関係を構築しながら、相手国のニーズを踏まえた支援を行っているため、現地に派遣されている長期派遣専門家による関係機関等からの情報収集、これに基づく国際研修のテーマの選定、日本における学者等のサポート体制の構築、現地で開催するセミナーにおける国際研修で得た最新の知見等のフィード・バックなど、様々な点にも配慮した活動を行った。

さらに、ミャンマー、ラオス、ベトナム等の支援対象国のニーズに応える形で実施した国際研修の参加者や国際専門家会議の招へい研究員は、研修又は研究の成果が各国の法制の維持・整備及び人材育成に確実に反映される見込みのある各国の立法担当職員や裁判官、検察官、弁護士等の法曹関係者とした。

平成27年度の国際研修の実施件数及び参加人数は参考指標1及び2のとおり、いずれも前年度の実績を上回っており、参加人数については前年度から大幅に増加して過去5年間で最多となったほか、法制度整備支援に関する諸外国への調査職員の派遣件数についても、参考指標4のとおり過去5年間で最多となっている。

一方、諸外国からの研究員の招へい人数については、参考指標5のとおり前年度の実績を下回ったが、これは訪日を予定していた招へい研究員が当該国の事情により訪日できなくなる案件が発生したことなどの外的要因によるものであり、その実績値としては過去5年間の平均値程度となっている。

国際専門家会議の参加人数は、参考指標9のとおり大幅に参加者が増加した前年度の実績を更に上回り、過去5年間で最多となっている。

研修参加者の研修に対する満足度は、別紙3-1のアンケート調査結果のとおり、研修において「多くの知識を習得できた。」及び「習得できた。」と回答した割合、また、研修が「大変有意義であった。」及び「有意義であった。」と回答した割合は、いずれも合わせて100パーセントであった(アンケートの内容は別紙3-2のとおり。)。

以上のことから、支援対象国における立法技術向上及び法曹人材育成強化を図るという目標を達成できたと評価できる。

(達成手段の有効性, 効率性等)

【測定指標1関係】

達成手段①「国際連合と協力して行う国際協力の推進」において実施している。国連アジア極東犯罪防止研修所を通じた国際研修については、国連の重要施策や開発途上国のニーズを反映させた参加国及び主要課題の設定に努め、また、事前に同課題に係る情報収集及び研究を行うとともに、国際会議への参加を通じて得た最新の国際動向等の情報や刑事司法関係機関、専門家とのネットワークを活

|用することで、適切な講師の人選を行った。

このような取組の下で実施した質の高い、充実した内容の研修は、刑事司法実務家の能力向上及び 人材育成に有効に機能しており、アジア地域を中心とした諸国の刑事司法の健全な発展に寄与したと いえる。

【測定指標2関係】

達成手段②「開発途上国に対する法制度整備支援の推進」において実施している国際研修,諸外国の法制等に関する調査研究及び専門家派遣並びに国際専門家会議開催については,支援対象国に対し,支援の効果が最大限となるよう,各国の実情及び個々のニーズに応じたテーマを選定するなどして継続的な支援を実施している。

行政事業レビューの点検結果では、法制度整備支援は近時、政府の経済政策において日本企業の海外展開促進のための重要かつ有効なツールとして取り上げられ、支援対象国の発展につながるのみならず、我が国の国際社会における地位向上にも貢献するものであり、かつ、同支援事業は、アジア諸国の市場経済化を進めると共に、我が国を含むアジア地域の持続的発展を促進させるためには不可欠な事業であると理解されている。また、これまでの支援活動の実績や研修員の満足度の高さから有効性が高いことも認められている。さらに、行政事業レビューにおける外部有識者の所見を踏まえて、法制度整備支援事業を推進すべく、支援対象国のニーズの的確な把握に努め、より効果的・効率的に支援活動を行うよう、支援の手法・範囲の精査に留意して実施した。

こうした取組は、法律や制度を支援対象国に根付かせるための妥当な手段であり、支援対象国の法制度等の発展に寄与したといえる。

このように、本達成手段は、支援対象国における立法技術向上及び法曹人材育成強化に有効に機能しており、支援対象国の基本法令の整備に役立つことができたとともに、「法の支配」と良い統治(グッド・ガバナンス)の確立にも寄与したといえる。

次期目標等への反映の方向性

【施策】

国際連合と協力して行う研修や法制度整備支援等を通じて、支援対象国であるアジア等の開発途上国に、「法の支配」と良い統治(グッド・ガバナンス)を確立させ、その発展に寄与するとともに、我が国の国際社会における地位の向上に資するため、現在の目標を維持し、引き続き、法務省が所掌事務に関連して有する知見等を他国に提供するなどの国際協力を推進していく。

【測定指標1】

国際連合と協力して行う研修については、国連との協定や「G8司法・内務大臣会議」の結果並びに刑事司法に関する我が国及び海外の動向も踏まえ、今後とも、本取組を継続実施していくこととする。

なお、同研修の在り方として、①国連の重要施策、②刑事政策に関する国際的動向・知見、③各国・地域・世界の刑事司法の実情、問題点、ニーズ、④我が国の重要施策、国益、刑事政策の動向、⑤法制度整備支援との連携の強化の視点を取り入れつつ、継続研修のテーマ及び内容を時宜に適した充実したものにするとともに、新規研修等についても積極的に開拓することとする。

また、刑事司法分野における国際協力推進の礎として、本施策を継続実施し、国際会議に積極的に参加し、最新情報の収集・共有及び人的ネットワークの拡充に努めることとする。

【測定指標2】

日本の法制度整備支援については、「法制度整備支援に関する基本方針(改訂版)」の下で戦略的に運用されているところ、近時、政府の経済政策においては日本企業の海外展開の促進が重要な要素として議論され、法制度整備支援は、そのための重要かつ有効なツールとして取り上げられている。

また、支援対象国の基本法令の整備や法曹等の人材育成が促進されることは、我が国の国際社会における地位向上にも貢献するものであり、今後も支援対象国の主体性・自主性を尊重し、相手国との信頼関係を構築しながら、引き続き、相手国のニーズを踏まえた支援を積極的に行うこととする。

さらに、支援の効果が最大限となるよう、各国の実情及び個々のニーズに応じたテーマを選定する など、より効率的な支援を継続実施することとする。

学識経験を有 1 実施時期 する者の知見 の活用

- - 平成28年7月1日
- 2 実施方法

会議

3 意見及び反映内容の概要

〔意見〕

法制度整備支援事業は平成28年度の行政事業レビュー公開プロセスの対象事業として 議論されたが、その中で、明確な司令塔がない、若しくは中枢機能がないということが 分かったので、法務省が中心的な役割を果たすべきである。

〔反映内容〕

オールジャパンによる法制度整備支援体制の強化及び司令塔機能の必要性を十分認識 し、本年度から新たに実施を予定しているJICAを始めとする関係機関・省庁等との 連絡会合において同認識の共有を図るとともに、これまで実施されてきた関係省庁間の 連絡会議等の場も有効に活用して更なる連携強化を図り、より戦略的に法制度整備支援 を実施していく。

う過程におい

政策評価を行口評価で使用したアンケート調査

研修参加者アンケート調査結果は,法務総合研究所国際連合研修協力部及び同所国際協 て使用した資力部において保管している。

料その他の情 報

備考

【行政事業レビュー点検結果の平成29年度予算概算要求への反映内容】

官民・ドナー間の連携強化のため、関係機関が一堂に会する「法整備支援ネットワーク 会合」の新設に伴い各種協議会等の効率化を図ることにより、協議会出席旅費等の縮減を 図った。

担当部局名

法務総合研究所総務企画部

政策評価実施時期

平成28年8月

*1 「G8司法·内務大臣会議総括宣言(平成20年6月11日~13日東京会議)」

我々は、国際組織犯罪対策及び国際テロ対策について、各分野におけるG8各国の取組に焦点を当てる とともに、国際的な連携と協調を推し進めるための取組について議論した。また、より効果的な法制度及 び法執行能力を整備する上で、助力を必要とする国に対するキャパシティ・ビルディング支援の重要性に ついても議論した。〈中略〉我々は、適切な二国間、地域間又は多国間のチャネルを通じて、我々の権限 の範囲内の支援を提供する努力を継続し、また、その質的向上を図る努力を継続することを改めて確認す

*2 「キャパシティ・ビルディング支援に関するG8司法・内務閣僚宣言(平成20年6月11日~13日東京会 議)」

司法制度、刑事及び関連法制並びにテロ行為を防止するための政策、手続及び体制を整備し、並びに法

執行、検察、裁判、弁護及び矯正の能力を拡充するためのキャパシティ・ビルディング支援の死活的重要性に鑑み、我々はここに、適切な二国間、地域間又は多国間のチャネルを通じて、我々の権限の範囲内の支援を提供する努力を継続し、また、その質的向上を図る努力を継続することを約束する。

*3 「「世界一安全な日本」創造戦略(平成25年12月10日閣議決定)」

近年急速に複雑化・深刻化している国際組織犯罪等に適切に対処するため、アジア等の開発途上国の刑事司法機関職員の能力向上を図るとともに、各国刑事司法機関と日本の刑事司法実務家との連携を推進する。

*4 「法制度整備支援に関する基本方針(改訂版)(平成25年5月改訂)」

世界各地の開発途上国に対し、立法支援や制度整備支援を行う法制度整備支援は、良い統治(グッド・ガバナンス)に基づく開発途上国の自助努力を支援するものであるとともに、我が国が将来に渡り、国際社会での名誉ある地位を保持していくための有効なツールであり、戦略的な支援を展開していく必要がある。したがって、政府開発援助(ODA)大綱、ODA中期政策等に基づき、(1)自由・民主主義等普遍的価値観の共有による開発途上国への法の支配の定着、(2)持続的成長のための環境整備及びグローバルなルール遵守の確保、(3)我が国の経験・制度の共有、我が国との経済連携強化といった観点から、基本法及び経済法の分野において積極的な法制度整備支援を行うこととする。

なお、同基本方針は、平成21年4月の海外経済協力会議で策定されたものであるが、今回の改訂は、「我が国企業によるインフラ・システムの海外展開や、エネルギー・鉱物資源の海外権益確保を支援するとともに、我が国の海外経済協力(経協)に関する重要事項を議論し、戦略的かつ効率的な実施を図るため」に設置された経協インフラ戦略会議(平成25年3月12日内閣総理大臣決裁)を経て公表されたもの。

*5 「インフラシステム輸出戦略(平成27年6月改訂)」

インフラビジネスの基礎となるビジネス環境整備を強化するための具体的施策として法制度整備支援を 実施していくことが明記されている。

なお、同戦略は、前記(*4)経協インフラ戦略会議において決定されたものである。

*6 「日本再興戦略」改訂2015 (平成27年6月30日閣議決定)」

中短期工程表「国際展開戦略② 地域ごとの戦略的且つ重点的な市場開拓」において、ASEAN諸国との政府間協力関係の蓄積に基づき、従来の取組に続き「ASEAN諸国における法制度整備支援を実施」するとされている。

*7 「経済財政運営と改革の基本方針2015 (平成27年6月30日閣議決定)」

海外の成長市場との連携強化を図る取組の一つとして、「法の支配の理念の下での法整備支援や予防司法等を通じたビジネス環境整備を促進する」とされている。

*8 「知的財産推進計画2015 (平成27年6月19日知財本部決定)」

新興国等における知財司法人財の育成のための取組として,「司法関係者等に対して研修を行うなど, 知財司法人財の育成を支援する」とされている。

*9 「開発協力大綱(平成27年2月10日閣議決定)」

法の支配といった普遍的価値の共有の実現のため、「実定法の整備や法曹、司法関係者の育成等の法制 度整備支援」を行うこととされている。

*10 「各国プロジェクト等紹介・成果」

法務省ホームページ (http://www.moj.go.jp/housouken/houso_icd.html)

平成27年度政策評価書要旨

(法務省27-(12))

施策名	-	における国際†系上の位置付け	協力の推進 け:VI-13-(2)			(評価書209頁)		
施策の概要	施策の概要 国際連合と協力して行う研修や法制度整備支援等を通じて、支援対象国であるアジア等の開発途上国に、「法の支配」と良い統治(グッド・ガバナンス)を確立させ、その発展に寄与するとともに、我が国の国際社会における地位の向上等に資するため、法務省が所掌事務に関連して有する知見等を他国に提供するなどの国際協力を推進する。							
達成すべき目標	標 ・国連アジア極東犯罪防止研修所を通じて充実した国際研修を実施し、刑事司法実務家の能力向上及び人材育成を図る。 ・法制度整備支援に関する国際研修、諸外国の法制等に関する調査研究及び専門家派遣並びに国際専門家会議開催を通じて、支援対象国における立法技術向上及び法曹人材育成強化を図る。							
施策の予算額・		区分	25年度	26年度	27年度	28年度		
執行額等		当初予算(a)	157, 458	204, 614	212, 468	225, 931		
	状況 (千円)	補正予算(b)	0	0	0	_		
		繰越し等(c)	0	0	0			
		合計 (a+b+c)	157, 458	204, 614	212, 468			
	執行	額(千円)	147, 916	192, 545	195, 393			
施策に関係する内閣の重要								

測定指標	平成27年度目標	達成			
1 国連アジア極東犯罪防止研修所を通じた 国際研修の実施状況	国連アジア極東犯罪防止研修所を通じて充実 した国際研修を実施し、研修参加者の能力向上 及び人材育成に貢献する。	達成			
施策の進捗状況(実績)					

日本を含む41か国から、193名の刑事司法実務家を招へいし、計10回の国際研修・セミナー等を実施し

た。

特に東南アジア諸国にフォーカスしたものとしては、東南アジア9か国から刑事司法・汚職対策分野の 実務家を招へいし、インドネシアのジャカルタにおいて、インドネシア最高検察庁及びインドネシア汚職 撲滅委員会との共催により、「第9回東南アジア諸国のためのグッド・ガバナンスに関する地域セミナー」 を開催し、議長総括を行った。

なお、国際会議には、16の会議に27名が参加した。

参考指標	実績値						
参与担保	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度		
1 国際研修の実施件数(回)	8	7	7	6	10		
2 国際研修への参加人数(人)	130	143	118	149	193		
3 国際研修参加者の研修に対する満足度	添付省略						
4 国際会議への参加回数(回)	4	10	13	9	16		
5 国際会議への参加人数(人)	6	11	15	16	27		

測定指標	平成27年度目標	達成
	法制度整備支援に関する国際研修,諸外国の 法制等に関する調査研究及び専門家派遣並びに 国際専門家会議開催を通じて,支援対象国にお ける立法技術向上及び法曹人材育成強化を図 る。	達成

施策の進捗状況 (実績)

支援対象国が行う法制度整備と人材育成に資する目的で、ミャンマー、ラオス、ベトナム等から、司法 省職員、裁判官、検察官等の立法担当者や法律実務家を招へいし、各国のニーズに応じて法案の起草、審 査能力の向上、法曹育成などをテーマとして研修を実施した。また、本年度から、法令間の整合性、明確 性の確保といった新たな分野をテーマとする研修も開始するなど、支援活動の内容は広がりを見せている。 研修では、専門家による講義、研修参加者による発表及び質疑応答、実務家との意見交換等を実施し、 各国の法制の維持・整備及び運用に従事する者の知識の習得や経験等の共有に貢献した。

		実績値	<u> </u>	
23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
9	13	9	9	11
92	158	121	122	162
	9	9 13	23年度 24年度 25年度 9 13 9	9 13 9 9

3	国際研修参加者の研修に対する満 足度		添付省略				
4	法制度整備支援に関する諸外国へ の調査職員の派遣件数(回)		6	12	7	11	13
5	法制度整備支援に関する諸外国からの研究員の招へい人数(人)		20	18	25	28	22
6	法制度整備支援に関する専門家の派遣依頼件数 ※依頼件数、派遣件数には、同一専門家に対し、派遣期間の延長依頼があった件数を含む。	依頼件数(回)	13	15	27	22	22
		派遣件数(回)	13	15	26	21	23
7	法制度整備支援に関する専門家の派遣依頼人数 ※依頼人数、派遣人数は 延べ人数である。	依頼人数(人)	15	18	30	28	30
		派遣人数(人)	15	18	29	27	31
8	国際専門家会議の開催回数(回)		1	1	1	1	1
9	国際専門家会議への参加人数(人)		129	125	155	174	176

目標達成度合い
の測定結果

(各行政機関共通区分) 目標達成

(判断根拠)

測定指標 1, 2は, 各達成すべき目標に照らし, 全て主要なものであると考えている。

測定指標1,2については、いずれも目標を達成することができたことから、 本施策は「目標達成」と判断した。

評価

結

施策の分析

(測定指標の目標達成度の補足)

【測定指標1】

国際研修・セミナー等への参加者の満足度は、アンケート調査の結果、「非常に役立った。」、「役立った。」又は「非常に有益であった。」、「有益であった。」と回答した者の割合がいずれの質問項目においても94パーセントを超えており、非常に有効であった。

東南アジア諸国のためのグッド・ガバナンスに関する地域セミナーでは、議長総括を発表するとともに、参加した東南アジア9か国の実務家並びに共催したインドネシア最高検察庁及びインドネシア 汚職撲滅委員会との緊密な関係を構築することができた。

国際研修・セミナー等では日本を含む41か国から計193名の参加を得て活発な議論が行われたことにより、各国の現状や問題点を効率的に把握できた。また、国連アジア極東犯罪防止研修所の高い知

名度を利用して、トップクラスの海外専門家を招へいして議論を行うなど、質の高い内容の研修・セミナー等を行い、効率的にその効果を高めるよう図った。

国際研修の講師として適切な専門家を招へいするため、国際会議への参加を通じて得た最新の国際動向等の情報や、刑事司法関係機関、専門家とのネットワークを活用しているところ、国際会議への参加人数は、過去5年間で最多であった前年実績をも大きく上回った。特に、平成27年4月にカタールにおいて開催された第13回コングレスでは、「女性犯罪者及び非行少年の処遇及び社会復帰」に関するワークショップのうち、女性犯罪者に関する部分を企画・運営し、大きな成果を挙げた。

以上の結果から、充実した研修を実施し、研修参加者の能力向上及び人材育成等に貢献できたと認められる。

なお、上記施策の分析においては、行政評価レビューにおける点検結果を活用し、有効かつ効率的な目標の達成がなされたかを検討した。

【測定指標2】

法制度整備支援の対象国と概要は、「各国プロジェクト等紹介・成果」として法務省ホームページ に掲載したとおり*¹⁰である。

支援対象国の法制の維持・整備への支援のための研修や調査研究に際しては、相手国の立法・司法関係者等と対話や協議を十分に行い、他国ドナーや国際機関等の支援との調整・協力にも留意して行った。

また、支援対象国の主体性・自主性を尊重し、相手国との信頼関係を構築しながら、相手国のニーズを踏まえた支援を行っているため、現地に派遣されている長期派遣専門家による関係機関等からの情報収集、これに基づく国際研修のテーマの選定、日本における学者等のサポート体制の構築、現地で開催するセミナーにおける国際研修で得た最新の知見等のフィード・バックなど、様々な点にも配慮した活動を行った。

さらに、ミャンマー、ラオス、ベトナム等の支援対象国のニーズに応える形で実施した国際研修の参加者や国際専門家会議の招へい研究員は、研修又は研究の成果が各国の法制の維持・整備及び人材育成に確実に反映される見込みのある各国の立法担当職員や裁判官、検察官、弁護士等の法曹関係者とした。

平成27年度の国際研修の実施件数及び参加人数は参考指標1及び2のとおり、いずれも前年度の実績を上回っており、参加人数については前年度から大幅に増加して過去5年間で最多となったほか、法制度整備支援に関する諸外国への調査職員の派遣件数についても、参考指標4のとおり過去5年間で最多となっている。

一方、諸外国からの研究員の招へい人数については、参考指標5のとおり前年度の実績を下回ったが、これは訪日を予定していた招へい研究員が当該国の事情により訪日できなくなる案件が発生したことなどの外的要因によるものであり、その実績値としては過去5年間の平均値程度となっている。

国際専門家会議の参加人数は、参考指標9のとおり大幅に参加者が増加した前年度の実績を更に上回り、過去5年間で最多となっている。

研修参加者の研修に対する満足度は、アンケート調査の結果、研修において「多くの知識を習得できた。」及び「習得できた。」と回答した割合、また、研修が「大変有意義であった。」及び「有意義であった。」と回答した割合は、いずれも合わせて100パーセントであった)。

以上のことから、支援対象国における立法技術向上及び法曹人材育成強化を図るという目標を達成できたと評価できる。

(達成手段の有効性, 効率性等)

【測定指標1関係】

達成手段①「国際連合と協力して行う国際協力の推進」において実施している。国連アジア極東犯罪防止研修所を通じた国際研修については、国連の重要施策や開発途上国のニーズを反映させた参加国及び主要課題の設定に努め、また、事前に同課題に係る情報収集及び研究を行うとともに、国際会議への参加を通じて得た最新の国際動向等の情報や刑事司法関係機関、専門家とのネットワークを活用することで、適切な講師の人選を行った。

このような取組の下で実施した質の高い, 充実した内容の研修は, 刑事司法実務家の能力向上及び 人材育成に有効に機能しており, アジア地域を中心とした諸国の刑事司法の健全な発展に寄与したと いえる。

【測定指標2関係】

達成手段②「開発途上国に対する法制度整備支援の推進」において実施している国際研修,諸外国の法制等に関する調査研究及び専門家派遣並びに国際専門家会議開催については,支援対象国に対し,支援の効果が最大限となるよう,各国の実情及び個々のニーズに応じたテーマを選定するなどして継続的な支援を実施している。

行政事業レビューの点検結果では、法制度整備支援は近時、政府の経済政策において日本企業の海外展開促進のための重要かつ有効なツールとして取り上げられ、支援対象国の発展につながるのみならず、我が国の国際社会における地位向上にも貢献するものであり、かつ、同支援事業は、アジア諸国の市場経済化を進めると共に、我が国を含むアジア地域の持続的発展を促進させるためには不可欠な事業であると理解されている。また、これまでの支援活動の実績や研修員の満足度の高さから有効性が高いことも認められている。さらに、行政事業レビューにおける外部有識者の所見を踏まえて、法制度整備支援事業を推進すべく、支援対象国のニーズの的確な把握に努め、より効果的・効率的に支援活動を行うよう、支援の手法・範囲の精査に留意して実施した。

こうした取組は、法律や制度を支援対象国に根付かせるための妥当な手段であり、支援対象国の法制度等の発展に寄与したといえる。

このように、本達成手段は、支援対象国における立法技術向上及び法曹人材育成強化に有効に機能しており、支援対象国の基本法令の整備に役立つことができたとともに、「法の支配」と良い統治(グッド・ガバナンス)の確立にも寄与したといえる。

次期目標等への反映の方向性

【施策】

国際連合と協力して行う研修や法制度整備支援等を通じて、支援対象国であるアジア等の開発途上国に、「法の支配」と良い統治(グッド・ガバナンス)を確立させ、その発展に寄与するとともに、我が国の国際社会における地位の向上に資するため、現在の目標を維持し、引き続き、法務省が所掌事務に関連して有する知見等を他国に提供するなどの国際協力を推進していく。

【測定指標1】

国際連合と協力して行う研修については、国連との協定や「G8司法・内務大臣会議」の結果並びに刑事司法に関する我が国及び海外の動向も踏まえ、今後とも、本取組を継続実施していくこととする

なお、同研修の在り方として、①国連の重要施策、②刑事政策に関する国際的動向・知見、③各国・地域・世界の刑事司法の実情、問題点、ニーズ、④我が国の重要施策、国益、刑事政策の動向、⑤ 法制度整備支援との連携の強化の視点を取り入れつつ、継続研修のテーマ及び内容を時宜に適した充実したものにするとともに、新規研修等についても積極的に開拓することとする。

また、刑事司法分野における国際協力推進の礎として、本施策を継続実施し、国際会議に積極的に参加し、最新情報の収集・共有及び人的ネットワークの拡充に努めることとする。

【測定指標2】

日本の法制度整備支援については、「法制度整備支援に関する基本方針(改訂版)」の下で戦略的に運用されているところ、近時、政府の経済政策においては日本企業の海外展開の促進が重要な要素として議論され、法制度整備支援は、そのための重要かつ有効なツールとして取り上げられている。

また、支援対象国の基本法令の整備や法曹等の人材育成が促進されることは、我が国の国際社会における地位向上にも貢献するものであり、今後も支援対象国の主体性・自主性を尊重し、相手国との信頼関係を構築しながら、引き続き、相手国のニーズを踏まえた支援を積極的に行うこととする。

さらに、支援の効果が最大限となるよう、各国の実情及び個々のニーズに応じたテーマを選定する

学識経験を有 1 実施時期 する者の知見 の活用

平成28年7月1日

2 実施方法

会議

3 意見及び反映内容の概要

〔意見〕

法制度整備支援事業は平成28年度の行政事業レビュー公開プロセスの対象事業として 議論されたが、その中で、明確な司令塔がない、若しくは中枢機能がないということが 分かったので、法務省が中心的な役割を果たすべきである。

〔反映内容〕

オールジャパンによる法制度整備支援体制の強化及び司令塔機能の必要性を十分認識 し、本年度から新たに実施を予定しているJICAを始めとする関係機関・省庁等との 連絡会合において同認識の共有を図るとともに、これまで実施されてきた関係省庁間の 連絡会議等の場も有効に活用して更なる連携強化を図り、より戦略的に法制度整備支援 を実施していく。

う過程におい 料その他の情

政策評価を行口評価で使用したアンケート調査

研修参加者アンケート調査結果は、法務総合研究所国際連合研修協力部及び同所国際協 て使用した資力部において保管している。

備考

報

【行政事業レビュー点検結果の平成29年度予算概算要求への反映内容】

官民・ドナー間の連携強化のため、関係機関が一堂に会する「法整備支援ネットワーク 会合」の新設に伴い各種協議会等の効率化を図ることにより,協議会出席旅費等の縮減を 図った。

担当部局名

法務総合研究所総務企画部

政策評価実施時期 平成28年8月

*1 「G8司法・内務大臣会議総括宣言(平成20年6月11日~13日東京会議)」

我々は、国際組織犯罪対策及び国際テロ対策について、各分野におけるG8各国の取組に焦点を当てる とともに、国際的な連携と協調を推し進めるための取組について議論した。また、より効果的な法制度及 び法執行能力を整備する上で,助力を必要とする国に対するキャパシティ・ビルディング支援の重要性に ついても議論した。〈中略〉我々は、適切な二国間、地域間又は多国間のチャネルを通じて、我々の権限 の範囲内の支援を提供する努力を継続し、また、その質的向上を図る努力を継続することを改めて確認す る。

*2 「キャパシティ・ビルディング支援に関するG8司法・内務閣僚宣言(平成20年6月11日~13日東京会

司法制度、刑事及び関連法制並びにテロ行為を防止するための政策、手続及び体制を整備し、並びに法 執行、検察、裁判、弁護及び矯正の能力を拡充するためのキャパシティ・ビルディング支援の死活的重要 性に鑑み、我々はここに、適切な二国間、地域間又は多国間のチャネルを通じて、我々の権限の範囲内の 支援を提供する努力を継続し、また、その質的向上を図る努力を継続することを約束する。

*3 「「世界一安全な日本」創造戦略(平成25年12月10日閣議決定)」

近年急速に複雑化・深刻化している国際組織犯罪等に適切に対処するため、アジア等の開発途上国の刑事司法機関職員の能力向上を図るとともに、各国刑事司法機関と日本の刑事司法実務家との連携を推進する。

*4 「法制度整備支援に関する基本方針(改訂版)(平成25年5月改訂)」

世界各地の開発途上国に対し、立法支援や制度整備支援を行う法制度整備支援は、良い統治(グッド・ガバナンス)に基づく開発途上国の自助努力を支援するものであるとともに、我が国が将来に渡り、国際社会での名誉ある地位を保持していくための有効なツールであり、戦略的な支援を展開していく必要がある。したがって、政府開発援助(ODA)大綱、ODA中期政策等に基づき、(1)自由・民主主義等普遍的価値観の共有による開発途上国への法の支配の定着、(2)持続的成長のための環境整備及びグローバルなルール遵守の確保、(3)我が国の経験・制度の共有、我が国との経済連携強化といった観点から、基本法及び経済法の分野において積極的な法制度整備支援を行うこととする。

なお、同基本方針は、平成21年4月の海外経済協力会議で策定されたものであるが、今回の改訂は、「我が国企業によるインフラ・システムの海外展開や、エネルギー・鉱物資源の海外権益確保を支援するとともに、我が国の海外経済協力(経協)に関する重要事項を議論し、戦略的かつ効率的な実施を図るため」に設置された経協インフラ戦略会議(平成25年3月12日内閣総理大臣決裁)を経て公表されたもの。

*5 「インフラシステム輸出戦略(平成27年6月改訂)」

インフラビジネスの基礎となるビジネス環境整備を強化するための具体的施策として法制度整備支援を 実施していくことが明記されている。

なお、同戦略は、前記(*4)経協インフラ戦略会議において決定されたものである。

*6 「日本再興戦略」改訂2015(平成27年6月30日閣議決定)」

中短期工程表「国際展開戦略② 地域ごとの戦略的且つ重点的な市場開拓」において、ASEAN諸国との政府間協力関係の蓄積に基づき、従来の取組に続き「ASEAN諸国における法制度整備支援を実施」するとされている。

*7 「経済財政運営と改革の基本方針2015 (平成27年6月30日閣議決定)」

海外の成長市場との連携強化を図る取組の一つとして、「法の支配の理念の下での法整備支援や予防司法等を通じたビジネス環境整備を促進する」とされている。

*8 「知的財産推進計画2015 (平成27年6月19日知財本部決定)」

新興国等における知財司法人財の育成のための取組として,「司法関係者等に対して研修を行うなど, 知財司法人財の育成を支援する」とされている。

*9 「開発協力大綱(平成27年2月10日閣議決定)」

法の支配といった普遍的価値の共有の実現のため、「実定法の整備や法曹、司法関係者の育成等の法制度整備支援」を行うこととされている。

*10 「各国プロジェクト等紹介・成果」

法務省ホームページ (http://www.moj.go.jp/housouken/houso_icd.html)

政策評価調書(個別票1)

【政策ごとの予算額等】

	政策名	施設の整備										
	評価方式	事業	政策目標の達成度合い		番号	22						
		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度概算要求額						
	当初予算(千円)	24, 269, 039	20, 002, 623	19, 201, 344	21, 255, 371	37, 973, 0						
多氧	補正予算(千円)	3, 954, 034	8, 985, 961	13, 225, 281	19, 495, 953							
り代え	繰越し等(千円)	17, 219, 820	Δ 4, 997, 028	2, 975, 881								
	計(千円)	45, 442, 893	23, 991, 556	35, 402, 506								
	執 行 額 (千円)	41, 269, 176	20, 553, 603	32, 366, 375								
	政策評価結果の概算要求 への反映状況	行政機関が行う政策の評価に関す 効果」の3つの評価指標から評価を	する法律施行令第3条第3号に該 を実施し,新規採択事業としての	当する政策について, 「事業言 要件を満たしたものについて,	↑画の必要性」,「事業計画の 施設の整備に要する経費を引	D合理性」,「事業計画 要求した。						

政策評価調書(個別票2)

政策名		施設の整備 番号 22											(=			
					予	算 科 目						予:	政策評価結果の反映に よる見直し額(削減 額)合計			
	整理	番号	会計 組織/勘定 項			事項				28年度 当初予算額	29年度 概算要求額	まる見直し額(削減 額)合計				
	● 1 一般会計 法務本省				法務省施設費		法務省施設整備	帯に必要な経費	ł			18, 898, 349	35, 496, 326	△ 28,537		
対応表に おいて●	•	2	一般会計	法務本省	法務省施設費		民間資金等を活用した法務省施設整備に必要な経費				2, 249, 765	2, 249, 765				
となっているもの												21, 148, 114	37, 746, 091			
	小計											の内数	の内数	△ 28, 537		
	•	1	東日本大震災復興特別金	復興庁	法務行政復興事業	法務省施設整備	#に必要な経費	t			107, 257	227, 556				
対応表に おいて◆																
となっているもの																
						小計						107, 257 の内数	227, 556 の内数			
											<		< >			
対応表に											<	>	< >			
おいてっているもの											<		< >			
(, 2 D))											<	>	< >			
		小計									の内数	の内数				
											<	>	< >			
対応表に											<	>	< >			
おいて なって いるもの											<		< >			
						1					<	>	< >			
						小計						の内数	の内数			
					合言	+						21, 255, 371 の内数	37, 973, 647 の内数	△ 28, 537		

政策評価調書(個別票3)

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名			ħ	布設の整備			番号	22		(千円)
			予算額							
事務事業名	整理番号	28年度 当初 予算額	29年度 概算要求額	増△減額	政策評価結果の反映に よる見直し額(削減額)	政策評価結果の概算要求への反映内容				
矯正収容施設の整備充実	• 1	18, 898, 349	35, 496, 326	16, 597, 977	△ 28, 537	建設費用等を削減 減した。	するため,資材単	価等の見直しを行	うことにより, 糸	経費を削
合計					△ 28, 537					

平成28年度事後評価の実施に関する計画

1.	施策	名等			(法務省28-(20))
施		策		名	施設の整備(広島法務総合庁舎整備等事業)
担	当	部	局	名	大臣官房施設課
施	策	の	概	要	司法制度改革の推進や治安情勢の変化に伴って生じる新たな行政需要
					等を踏まえ、十分な行政機能を果たすことができるよう、執務室等の
					面積が不足している施設や、長期間の使用により老朽化した施設等に
					ついて所要の整備,防災・減災対策を行う。
政	策	体	系	上	法務行政全般の円滑かつ効率的な運営
の	位	置	付	け	(VII - 14 - (2))
政第	き評価	実施	予定	時期	平成29年8月
評	佃	i .	<u></u> 方	式	事業評価方式

2. 事業等の内容

(1) 課題・ニーズ

広島高等検察庁・広島地方検察庁・広島区検察庁、中国地方更生保護委員会、広島保護観察所、中国公安調査局及び法務総合研究所広島支所が入居する旧庁舎は、昭和40年度に建築された鉄骨鉄筋コンクリート造6階建ての建物であるが、建物・附帯設備は経年による老朽化が著しく、施設運営に支障を来している。

また,職員数の増加やOA機器等が導入されたことにより,事務室や調室等が面積不足となっている。

(2)目的・目標

法務総合庁舎の整備をすることによって,老朽及び面積不足の解消を図るとともに,業務効率の改善,利用者へのサービスの向上を図る。

(3) 具体的内容

事業場所:広島県広島市中区上八丁堀2-15

事業時期:平成19年度から(平成23年度から供用開始)

延べ面積:35,440平方メートル

入居官署:広島高等検察庁・広島地方検察庁・広島区検察庁

中国地方更生保護委員会

広島保護観察所

中国公安調査局

法務総合研究所広島支所

広島入国管理局

3. 事前評価の概要

「大臣官房施設課における事業評価の概要 * 」(以下「旧システム」という。)に基づき、次のとおり評価を行った。

(1)必要性

事業の緊急性・優先性 119点

- ※ 事業の計画の緊急性(必要性)に関する評点が基準レベルである100点以上のものを緊急性・優先性(必要性)のある事業とする。
- ※ 事業の緊急性とは、現状施設の老朽度、面積不足、事務所の借用、庁舎の分散、 都市計画の関係、立地条件の不良、衛生条件の不良、施設の不備、法令等の状況を 点数化したものである。

(2) 効率性

事業の効果(費用対効果)3.5

- ※ 事業の効果が基準レベルである1以上のものを効果のある事業とする。
- ※ 事業の効果とは、総費用(初期費用、維持修繕費)に対する建物の新営による効果(利用者の利便、地域への寄与、安全の確保、環境への配慮)及び法務総合庁舎としての加算効果(来庁者対応機能の充実、被害者への配慮、業務効率・適切な業務の遂行、防犯性の向上、位置の改善)を比較した数値である。

(3) 有効性

計画の妥当性:161点

- ※ 計画の妥当性に関する評点が基準レベルである100点以上であるものを妥当性の ある事業とする。
- ※ 計画の妥当性とは、以下に係る評価を視点にして、その効果を点数化したものである。
 - ① 位置(用地取得の見込み,災害防止・環境保全,アクセスの確保,都市計画・土地利用計画等との整合性,敷地形状)
 - ② 規模(建築物の規模,敷地の規模)
 - ③ 構造(単独庁舎,総合庁舎としての整備条件,機能性等)

(4) 総合的評価

以上(1)(2)(3)より、新規事業採択の要件を満たしていた。

4. 評価手法等

事後評価については、施設の供用開始から5年経過した後、「法務省大臣官房施設課における事業評価システム*2」(以下「新システム」という。)に基づき、「業務を行うための基本機能」(以下「B1」という。)と「政策及び重点施策に基づく付加機能」(以下「B2」という。)の2つの視点から「事業計画の効果」について評価する。

具体的には、B1については、事前評価において評価指標とした「計画の妥当性(新システムにおいては、「事業計画の効果(B1)に関する評価指標」(別紙1))」の各項目について効果の有無を確認する。

※ 「事業計画の効果(B1)に関する評価指標」(別紙1)の各項目ごとの該当する 係数を全て掛け合わせ、100倍した数値を事業計画の効果(B1)とし、評点が100点 以上あることを確認する。

また, B 2 については, 事前評価において評価指標としていないが, 「事業計画の効果 (B 2) に関する評価指標」(別紙 2) により, 各分類ごとにその取組状況を評価し, 政策及び重点施策に合致しているか確認する。

なお、事前評価において評価指標とした「事業の緊急性・優先性」及び「事業の効果(費用対効果)」(新システムにおいては、「事業計画の必要性」及び「事業計画の合理性」とそれぞれ名称を変更している。)については、当該事業の採否に当たって評価すべき観点であることから、原則として事後評価における評価指標としない。

5.施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)

6. 備考

本計画に記載の延べ面積は、整備後の面積であり、事前評価書においては、予算要求時の計画面積であるため、両者は異なっている。また、入居官署について、事前評価書においては、矯正研修所広島支所(研修寮)が含まれていたものの、今回事業の整備範囲の見直しにより、入居官署から除かれている。

大臣官房施設課における政策評価を迅速かつ適正に実施していくため、平成12年度に策定したものである。なお、平成20年度まで同概要に基づき評価を行っている。

*2 「法務省大臣官房施設課における事業評価システム」

旧システムの評価手法の一部を平成21年度に見直して策定したものである。なお、平成21年度からは、新システムに基づき評価を行っている。

平成28年度事後評価の実施に関する計画

1. 施策名等 (法務省28-(21)

5 1					
施		策		名	施設の整備(高崎法務総合庁舎整備等事業)
担	当	部	局	名	大臣官房施設課
施	策	の	概	要	司法制度改革の推進や治安情勢の変化に伴って生じる新たな行政需要
					等を踏まえ、十分な行政機能を果たすことができるよう、執務室等の
					面積が不足している施設や、長期間の使用により老朽化した施設等に
					ついて所要の整備,防災・減災対策を行う。
政	策	体	系	上	法務行政全般の円滑かつ効率的な運営
の	位	置	付	け	(VII - 14 - (2))
政策	政策評価実施予定時期				平成29年8月
評	価	i :	方	式	事業評価方式

2. 事業等の内容

(1) 課題・ニーズ

前橋地方検察庁高崎支部・高崎区検察庁及び前橋刑務所高崎拘置支所が入居する旧庁舎は、昭和41年度に建築された鉄筋コンクリート造3階建ての建物であり、経年による老朽化が著しく、外壁の亀裂や漏水が随所に見られ、施設運営に支障を来している。

また, 〇A機器等が導入されたことにより, 事務室や調室等が面積不足となっている。

(2)目的・目標

法務総合庁舎の整備をすることによって,老朽及び面積不足の解消を図るとともに,業務効率の改善,利用者へのサービスの向上を図る。

(3) 具体的内容

事業場所:群馬県高崎市高松町26番地5

事業時期:平成20年度から(平成23年度から供用開始)

延べ面積:6,027平方メートル

入居官署:前橋地方検察庁高崎支部・高崎区検察庁

前橋刑務所高崎拘置支所東京入国管理局高崎出張所

長野公安調查事務所高崎駐在官室(旧桐生駐在官室)

3. 事前評価の概要

「大臣官房施設課における事業評価の概要^{*1}」(以下「旧システム」という。)に基づき, 次のとおり評価を行った。

(1) 必要性

ア 検察庁

事業の緊急性・優先性 119点

- ※ 事業の計画の緊急性(必要性)に関する評点が基準レベルである100点以上の ものを緊急性・優先性(必要性)のある事業とする。
- ※ 事業の緊急性とは、現状施設の老朽度、面積不足、事務所の借用、庁舎の分散、都市計画の関係、立地条件の不良、衛生条件の不良、施設の不備、法令等の状況を点数化したものである。

イ 拘置支所

事業の緊急性・優先性 110点

※ 事業の計画の緊急性(必要性)に関する評点が基準レベルである100点以上の ものを緊急性・優先性(必要性)のある事業とする。 ※ 事業の緊急性とは、現状施設の老朽度、面積不足、収容能力、施設の不備、法令等との適合の状況を点数化したものである。

(2) 効率性

事業の効果(費用対効果)2.7

- ※ 事業の効果が基準レベルである1以上のものを効果のある事業とする。
- ※ 事業の効果とは、以下を総合した数値である。
 - ① 検察庁支部部分の総費用(初期費用,維持修繕費)に対する建物の新営による 効果(利用者の利便,地域への寄与,安全の確保,環境への配慮)及び検察庁と しての加算効果(来庁者対応機能の充実,被害者への配慮,業務効率・適切な業 務の遂行,防犯性の向上,位置の改善)を比較した数値
 - ② 拘置支所部分の総費用(初期費用,維持修繕費)に対する建物新営による効果 (安全性の向上,業務効率・処遇改善,建物価値の向上,過剰収容への対応,環 境への配慮,地域への寄与,位置の改善)を比較した数値

(3) 有効性

ア 検察庁

計画の妥当性 133点

- ※ 計画の妥当性に関する評点が基準レベルである100点以上であるものを妥当性 のある事業とする。
- ※ 計画の妥当性とは、以下に係る評価を視点にして、その効果を点数化したものである。
 - ① 位置(用地取得の見込み,災害防止・環境保全,アクセスの確保,都市計画・土地利用計画等との整合性,敷地形状)
 - ② 規模 (建築物の規模,敷地の規模)
 - ③ 構造(単独庁舎,総合庁舎としての整備条件,機能性等)

イ 拘置支所

計画の妥当性 100点

- ※ 計画の妥当性に関する評点が基準レベルである100点以上であるものを妥当性のある事業とする。
- ※ 計画の妥当性とは、以下に係る評価を視点にして、その効果を点数化したものである。
 - ① 地域との調和(周辺環境との調和)
 - ② 業務の効率化・処遇改善(来訪者対応機能の充実,円滑な業務の遂行,被収容者の処遇・生活環境の改善,職員の執務環境の向上)
 - ③ 環境負荷の小さな施設づくり(環境にやさしい施設づくり(環境負荷低減型施設))
 - ④ フレキシビリティの向上

(4) 総合的評価

以上(1)(2)(3)より、新規事業採択の要件を満たしていた。

4. 評価手法等

事後評価については、施設の供用開始から5年経過した後、「法務省大臣官房施設課における事業評価システム*2」(以下「新システム」という。)に基づき、「業務を行うための基本機能」(以下「B1」という。)と「政策及び重点施策に基づく付加機能」(以下「B2」という。)の2つの観点から「事業計画の効果」について評価する。

具体的には、B1については、事前評価において評価指標とした「計画の妥当性(新システムにおいては、「事業計画の効果(B1)に関する評価指標」(別紙1))」の各項目について効果の有無を確認する。

※ 「事業計画の効果 (B1) に関する評価指標」(別紙1) の各項目ごとの該当する

係数を全て掛け合わせ、100倍した数値を事業計画の効果(B1)とし、評点が100点以上あることを確認する。

また、B2については、事前評価において評価指標としていないが、「事業計画の効果 (B2)に関する評価指標」(別紙2)により、各分類ごとにその取組状況を評価し、政策及び重点施策に合致しているか確認する。

なお、事前評価において評価指標とした「事業の緊急性・優先性」及び「事業の効果(費用対効果)」(新システムにおいては、「事業計画の必要性」及び「事業計画の合理性」とそれぞれ名称を変更している。)については、当該事業の採否に当たり評価すべき観点であることから、原則として事後評価における評価指標としない。

5. 施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)

6. 備考

本計画に記載の延べ面積は、整備後の面積であり、事前評価書においては、予算要求時 の計画面積であるため、両者は異なっている。

大臣官房施設課における政策評価を迅速かつ適正に実施していくため、平成12年度に策定したものである。なお、平成20年度まで同概要に基づき評価を行っている。

旧システムの評価手法の一部を平成21年度に見直して策定したものである。なお、平成21年度からは、 新システムに基づき評価を行っている。

^{*1 「}大臣官房施設課における事業評価の概要」

^{*2 「}法務省大臣官房施設課における事業評価システム」

平成28年度事後評価の実施に関する計画

1.)	施策:	名等			(法務省28-(22))
施		策		名	施設の整備(高知法務総合庁舎整備等事業)
担	当	部	局	名	大臣官房施設課
施	策	の	概	要	司法制度改革の推進や治安情勢の変化に伴って生じる新たな行政需要
					等を踏まえ、十分な行政機能を果たすことができるよう、執務室等の
					面積が不足している施設や、長期間の使用により老朽化した施設等に
					ついて所要の整備,防災・減災対策を行う。
政	策	体	系	上	法務行政全般の円滑かつ効率的な運営
の	位	置	付	け	(VII - 14 - (2))
政策	き評価	実施	予定時	時期	平成29年8月
評	佂		<u></u> 方	式	事業評価方式

2. 事業等の内容

(1) 課題・ニーズ

高知地方検察庁・高知区検察庁の旧庁舎は、昭和29年度に建築された鉄筋コンクリート造3階建ての建物であるが、経年による老朽化が著しく、設備面では空調設備が度々停止し、暖冷房期の施設運営に支障を来している。

また, 〇A機器等が導入されたことにより, 事務室や調室等が面積不足となっている。

(2)目的・目標

法務総合庁舎の整備をすることによって,老朽及び面積不足の解消を図るとともに, 業務効率の改善,利用者へのサービスの向上を図る。

(3) 具体的内容

事業場所:高知県高知市丸の内一丁目4番1号

事業時期:平成21年度から(平成23年度から供用開始)

延べ面積:8,248平方メートル

入居官署:高知地方検察庁・高知区検察庁

高知保護観察所

高松入国管理局高知出張所(旧高知港出張所)

3. 事前評価の概要

「大臣官房施設課における事業評価の概要*」(以下「旧システム」という。)に基づき, 次のとおり評価を行った。

(1)必要性

事業の緊急性・優先性 109点

- ※ 事業の計画の緊急性(必要性)に関する評点が基準レベルである100点以上のものを緊急性・優先性(必要性)のある事業とする。
- ※ 事業の緊急性とは、現状施設の老朽度、面積不足、事務所の借用、庁舎の分散、 都市計画の関係、立地条件の不良、衛生条件の不良、施設の不備、法令等の状況を 点数化したものである。

(2) 効率性

事業の効果(費用対効果)3.3

- ※ 事業の効果が基準レベルである1以上のものを効果のある事業とする。
- ※ 事業の効果とは、総費用(初期費用、維持修繕費)に対する建物の新営による効果(利用者の利便、地域への寄与、安全の確保、環境への配慮)及び法務総合庁舎としての加算効果(来庁者対応機能の充実、被害者への配慮、業務効率・適切な業

務の遂行, 防犯性の向上, 位置の改善) を比較した数値である。

(3)有効性

計画の妥当性:133点

- ※ 計画の妥当性に関する評点が基準レベルである100点以上であるものを妥当性の ある事業とする。
- ※ 計画の妥当性とは、以下に係る評価を視点にして、その効果を点数化したものである。
 - ① 位置(用地取得の見込み,災害防止・環境保全,アクセスの確保,都市計画・土地利用計画等との整合性,敷地形状)
 - ② 規模 (建築物の規模,敷地の規模)
 - ③ 構造(単独庁舎,総合庁舎としての整備条件,機能性等)

(4) 総合的評価

以上(1)(2)(3)より、新規事業採択の要件を満たしていた。

4. 評価手法等

事後評価については、施設の供用開始から5年経過した後、「法務省大臣官房施設課における事業評価システム*2」(以下「新システム」という。)に基づき、「業務を行うための基本機能」(以下「B1」という。)と「政策及び重点施策に基づく付加機能」(以下「B2」という。)の2つの視点から「事業計画の効果」について評価する。

具体的には、B1については、事前評価において評価指標とした「計画の妥当性(新システムにおいては、「事業計画の効果(B1)に関する評価指標」(別紙1))」の各項目について効果の有無を確認する。

※ 「事業計画の効果 (B1) に関する評価指標」(別紙1) の各項目ごとの該当する 係数を全て掛け合わせ,100倍した数値を事業計画の効果 (B1) とし,評点が100点 以上あることを確認する。

また, B 2 については, 事前評価において評価指標としていないが, 「事業計画の効果 (B 2) に関する評価指標」(別紙 2) により, 各分類ごとにその取組状況を評価し, 政策及び重点施策に合致しているか確認する。

なお、事前評価において評価指標とした「事業の緊急性・優先性」及び「事業の効果(費用対効果)」(新システムにおいては、「事業計画の必要性」及び「事業計画の合理性」とそれぞれ名称を変更している。)については、当該事業の採否に当たって評価すべき観点であることから、原則として事後評価における評価指標としない。

5.施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)

6. 備考

本計画に記載の延べ面積は、整備後の面積であり、事前評価書においては、予算要求時 の計画面積であるため、両者は異なっている。

*1 「大臣官房施設課における事業評価の概要」

大臣官房施設課における政策評価を迅速かつ適正に実施していくため、平成12年度に策定したものである。なお、平成20年度まで同概要に基づき評価を行っている。

*2 「法務省大臣官房施設課における事業評価システム」

旧システムの評価手法の一部を平成21年度に見直して策定したものである。なお、平成21年度からは、新システムに基づき評価を行っている。

政策評価調書(個別票1)

【政策ごとの予算額等】

当	評価方式	総合·実績·事業	政策目標の達成度合い	相当程度進展は	5り 番号	23
当						
当		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度概算要求額
	初予算(千円)	1, 092, 508	1, 128, 600	1, 498, 856	1, 535, 112	1, 661, 2
予 補 章	正予算(千円)	△ 71, 433		300, 306	164, 453	
D -	越し等(千円)			△ 253, 404		
	計(千円)	1, 021, 075	1, 128, 600	1, 545, 758		
	執 行 額 (千円)	941, 895	1, 070, 175	1, 506, 191		
政策	策評価結果の概算要求 への反映状況	国民の利便性、行政サービスの向」 全体で取り組んでいる業務・シスラ	Lを図るため、引き続き、法務行 テムの最適化を図り、業務及び情	政手続の情報化を推進するとと 報システムの効率化を推進する	:もに,法務省で運用する情報 こととした。	報システムについて, 政

政策評価調書(個別票2)

政策名				法務行政	情報化の推進				(千円)			
					予 算 科 目		予算	政策評価結果の反映に よる見直し額(削減 額)合計				
	整理	番号	会計	組織/勘定	項事項			28年度 当初予算額	29年度 概算要求額	まる見直し級(削減 額)合計		
	•	1										
₩ # ±/-	•	2										
対応表に おいて● となるもの	•	3										
いるもの	•	4										
					小計		の内数	の内数				
	•	1	一般	法務本省	法務行政情報化推進費	法務行政情報	比推進に必要な	経費		1, 535, 112	1, 661, 287	△ 13, 382
	•	2										
対応表に おいて◆ となって いるもの	•	3										
いるもの	•	4										
		ı		1	小清十	"				1, 535, 112 の内数		△ 13, 382
	0	1							<		< >	
	0	2							<	>	< >	
対応表に おいて〇 となって いるもの	0	3							<	>	< >	
いるもの	0	4							<	>	< >	
	/\s\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\									の内数	の内数	
	♦	1							<		· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	♦	2							<		< >	
対応表に おいて◇	♦	3							<		< >	
おいて◇ となって いるもの	\$	4							<		>	
		1			小計							
										の内数 1, 535, 112		
					合計					の内数		△ 13. 382

政策評価調書(個別票3)

【見直しの内訳・具体的な反映内容】

政策名			法務行	政情報化の推進			番号	23	(千円)
		予算額							
事務事業名	整理番号	28年度 当初 予算額	29年度 概算要求額	増△減額	政策評価結果の反映に よる見直し額(削減額)	政策評価結果の概算要求への反映内容			
法務行政情報化推進費	• 1	1, 535, 112	1, 661, 287	126, 175	△ 13, 382	コンテンツ管理シ とともに,本省内 削減を図った。	·ステムの運用管理 ILAN端末経費等	業務について事業 について執行実績	内容の見直しを実施する を反映するなどし,経費
合計	1				△ 13, 382				